

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
1	令和5年6月19日	令和5年9月13日		不動産登記申請では、不動産番号を入力する方法と、具体的な所在や種別等をすべて入力する方法とがある。不動産番号を入力すれば具体的な所在の入力は省略できる規定については、法務省は不動産番号を入力するときは具体的な所在も入力するよう指導している。一方、不動産番号と具体的な所在とが一致しない場合はどうなるのか、この点、書面申請による場合は申請書に記載されたすべての不動産を受け付けなければならないから、不動産番号が記載された不動産と、具体的な所在等が記載された不動産とが共に申請書について一括取り手続により訂正することになるだろう。しかし、	一オンライン申請においてはシステム上、不動産番号が優先され、具体的な所在等をどのように入力しても反映されない。二そうすると申請情報としての補正も不可能であり、申請全体を取り下げるほかない。三もともと、司法書士のブログ(https://okuseiyan-who.hatenablog.com/entry/2020/11/20/102616)では不動産番号の力を問はずオンライン申請でも補正可能であったとするものがある。四そもそもシステムがバグのバグ方針かすれば、こうした補正はできなくべく、オンラインソフトに不動産番号と具体的な所在との整合性チェックを組み込むべきであろう。五そして、オンラインシステムがこうした機能を備えていない現状では、書面申請と同様、受付担当者による確認作業が必要であると考え、現在のオンライン申請システムが受付作業を自動処理しているに依り、申請人側の注意を求めている段階の趣意である。六オンライン申請において不動産番号と具体的な所在が不一致の場合、受け付けられない申請制度について書面申請と同様に受付担当者に受付義務を押し、訂正をさせるべきである。七オンライン申請の受付システムがバグが起こるため、これは書面申請において申請不動産の受付担当者が出た場合と類似している。八法務省がオンライン推進の立場を取るならば、入力間違いを申請人側の自己責任として押し付けるのではなく、まずもって入力間違いが起らないプログラムの設計をすべきであり、それができないのであれば書面申請と同様のマンパワーで対応すべきではないか？	商業登記 オンライン	法務省	不動産登記においては、書面申請であってもオンライン申請であっても、申請情報に不備がある場合は原則として却下されますが、申請の不備が補正することができる場合には補正の機会が与けられています。不動産登記法25条、不動産登記法26条、不動産登記事務取扱手続規則34条4項	事業諮議	制度の現状に記載のとおり、オンライン申請であっても、申請の不備が補正をすることができるものである場合には、補正の機会が与けられています。なお、申請用総合ソフトにおける物件入力機能として、令和2年1月から登記事項証明書等にQRコード(二次元バーコード)が追加されたことに伴い、当該QRコード(二次元バーコード)を読み込むことで、不動産番号及び物件情報双方を自動で検索できる機能を実現し、申請人の入力負担軽減を図っています。また、令和5年4月から新たに開始したかんたん登記申請については、不動産番号を入力し、「所在・地番」を家屋番号反映ボタンをクリックすることで、当該不動産番号に対応する物件情報が自動入力される仕様となっています。そのため、不動産番号と具体的な所在の情報とが異なった状態で申請がされることは想定されません。			
2	令和5年6月19日	令和5年8月24日	実質的な被用者である個人事業主への労務管理	外食チェーンや小売業、ネット通販などの企業は超過勤務手当等の労務管理にかかわらず利益追求を目的に、社員との雇用契約を業務委託契約に変更し残業や休日出勤が発生しても自身の自己責任として処理することが多々ある。これは最近のトレンドではなく生命保険会社における保険外受取員も同様に行われている手法でも世界程度の歴史がある。言い換えればそれだけの期間、制度について取り手が取られなかったことによる契約内容から推定される被用者だと認められるような個人事業主に対しては、契約上の労務管理の義務が発生するのだと明確にしてほしい。	これらの個人事業主には共通して売上額や配達数の細いノルマが課されており、その達成状況により業務委託契約の継続可否が決定されるためその達成目的に長時間の労働を強制的に行う。そのため健康への影響が出るのは不可避で、毎週遅死ラインを超過することが当たり前となっている。しかし契約上(雇用主)となる企業には業務提携相手のノルマがあるため、労働安全衛生の確保義務が生じないどころか企業活動が滞ることによる賠償請求を受ける。保険外受取員に関しては、会社の健康保険・厚生年金および雇用保険には加入給付引当だが、住民税は特別徴収せず自分で納付書で支払わなくてはならない。また年末調整が行われなかった確定申告を行ってはいならず、個人的に税理士や会計事務所と契約を結ぶ保険外受取員も少なくない。	個人	厚生労働省	労働基準法の「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいいます。これに該当するかどうかは、事業に「使用される者」であるか否か、その対価として「賃金」が支払われているか否かについて、形式的な契約の形にかかわらず、実態を勘案して総合的に判断しています。こうした判断の結果、労働者と認められる場合には、業務委託の形式になっても、労働基準関係法令の適用が及びます。このような労働者性の判断基準については、令和3年3月に策定した、「ワーカーズとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」において明確化したところであり、引き続きこの周知を図ってまいります。	労働基準法第9条	その他	制度の現状欄に記載の通りです。	◎	
3	令和5年6月19日	令和5年7月12日	不動産登記権利者の住所欄に住民票通りのスペースを登記すること	不動産登記における住所の記載は、住民票にスペースが記載されている場合であっても省略される取扱いになっている。例外として、マンション名棟階の数字と部屋番号の数字との連記になる場合等その表示が不明確になる場合のみ、スペースを「」で代換している(欄外不明)。他の登記簿に書き加えている時代であれば、地籍簿さんたちが閲覧時に登記簿の欄外書き加えていた。つまり、登記簿の住所欄にスペースを記載する場合は、住所欄の数字と部屋番号の数字を「」で代換する。その間違った文字で埋めることも容易である。不動産登記制度が自治体が発行する住民票という制度の上で成り立っているのだから、どうしてスペースを無くしたのであれば、住民票を所管する府県等から連携を促して住民票のスペースを無くすところからルールを定めるべきではないか。情報を労力を使って登記している取扱い、行政効率という点でも緩和し解消という点でも、プログラムによる自動処理時代を見据えたデジタルガバナメントの価値観を相対するものであろう。	一スペースが省略される取扱いであるが、商業登記において番号にスペースが登記されているときはそのまま不動産登記の氏名欄にもスペースを登記されている。これは法務省が商業登記において登記しているからと説明をされている。二そもそも商業登記の番号にスペースが登記されるのは登録時の取扱い変更かである。三ながら、この時点から登記上のスペース一律省略の原則はルールとして取崩したといえる。四また、不動産の住所変更登記義務の先には自動登記が必要であると考え、なぜかここでスペースを省略することにこだわるのか。五住民票連記登録しない取扱いとして、登記簿の住所欄がこの登録ルールを強制しなければならないわけだが、住民票上は別の住所にあるスペースで区別された2つの住所がスペースを省略されることにより区別できなくなるという不合理も生じ得る。六上記記載の文脈においても、登記事項証明書には行先番号が表示されないから、行先に文字を書き加えて改ざんしていることは現行では容易である。七また、登記事項証明書の氏名欄は一律スペースが省略される性質になっているから、その間違った文字で埋めることも容易である。八不動産登記制度が自治体が発行する住民票という制度の上で成り立っているのだから、どうしてスペースを無くしたのであれば、住民票を所管する府県等から連携を促して住民票のスペースを無くすところからルールを定めるべきではないか。情報を労力を使って登記している取扱い、行政効率という点でも緩和し解消という点でも、プログラムによる自動処理時代を見据えたデジタルガバナメントの価値観を相対するものであろう。	商業登記 オンライン	法務省	登記名義人の住所を登記する際、スペースは用いておりません。	なし	対応不可	不動産登記において、登記名義人の住所を登記するに当たっては、不要な空白が用いられることによつて、住所が不正欄に公示されることのないよう、スペースは用いないこととしていますので、ご理解の程よろしく願いました。		
4	令和5年6月19日	令和5年7月12日	サ高住および見守りサービスの対象となる65歳以上の障害者および難病患者を加える	障害者単身であっても心身の居住者体制を確保するため、サービスの利用対象を拡大する。また、見守りサービスの対象となる65歳以上の障害者および難病患者を加える	サ高住は65歳以上の高齢者を利用対象としているため、それ以下の国民は障害者であっても利用することができない。障害者は非常時の連絡体制が担保されていない等の理由で民間の賃貸住宅や公営住宅への入居契約を拒まれていることが多い。しかし、家賃が高齢もしくは死亡により滞りがない限り、単身生活を営んでいく障害者が今後多く登場する中で、それに対応した住居の確保が課題だ。障害の種類や程度によっては介助的な的な必要が常時必要となる場合もあるが、それ以外の障害者に対しては本提案のサービスを利用し一定の自立を確保した生活を送れるようにしたい。見守りサービス(緊急通報装置)は民間及び自治体事業者が主なる担い手としてはならないが、万一の連絡体制が担保できれば賃貸契約を結ぶ家や不動産仲介業者が参入可能性があることで提供物の質の向上により賃貸不動産市場の活性化にも資する。	個人	厚生労働省 国土交通省	サービス付き高齢者向け住宅の入居の要件につきましては、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第3条にて、60歳以上の者または介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定及び同条第2項に規定する要支援認定を受けた60歳未満の者と規定しております。また、地域福祉推進法第7条の第1項に規定する認定市町村が、地域の実情に照らし、同法第7条の第2項に規定する居住の選択のまち形成事業計画において、同法第5条第4項第10号に規定する生活介護のまち形成地域の区域内のサービス付き高齢者向け住宅の入居者について要件を別に定めた場合には、当該要件に該当する者も対象に加えさらすことも可能となっております。また、より暮らしの困難な高齢者の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るために緊急通報装置の稼働又は貸付を行う緊急通報体制整備事業については、過去に国庫補助金等から一般財源化された事業であり、地方公共団体により取り組まれております。なお、障害福祉分野においては、グループホームを含む障害福祉サービスについては各市町村が地域のニーズを把握し、障害福祉計画を策定してその計画的な整備を推進しています。	国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第3条にて、60歳以上の者または介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定及び同条第2項に規定する要支援認定を受けた60歳未満の者と規定しております。また、地域福祉推進法第7条の第1項に規定する認定市町村が、地域の実情に照らし、同法第7条の第2項に規定する居住の選択のまち形成事業計画において、同法第5条第4項第10号に規定する生活介護のまち形成地域の区域内のサービス付き高齢者向け住宅の入居者について要件を別に定めた場合には、当該要件に該当する者も対象に加えさらすことも可能となっております。また、より暮らしの困難な高齢者の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るために緊急通報装置の稼働又は貸付を行う緊急通報体制整備事業については、過去に国庫補助金等から一般財源化された事業であり、地方公共団体により取り組まれております。なお、障害福祉分野においては、グループホームを含む障害福祉サービスについては各市町村が地域のニーズを把握し、障害福祉計画を策定してその計画的な整備を推進しています。	国庫補助金等から一般財源化された事業であり、地方公共団体により取り組まれております。なお、障害福祉分野においては、グループホームを含む障害福祉サービスについては各市町村が地域のニーズを把握し、障害福祉計画を策定してその計画的な整備を推進しています。	行政執行で対応可能	制度の現状欄に記載の通りです。	

規制改革・行政改革ホワイト検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
5	令和5年6月19日	令和5年7月12日	国民年金保険料の学生納付特例制度の新卒手続きについて	紙で更新手続きをしているが、それをオンライン申請に変更する。新たに在籍校を変更したときは、紙で申請し、在籍校が変わらないときはオンライン申請とする。	大学を卒業して新たに学生証を提示しなければならないときは紙で更新する必要性は理解できる。しかし、同じ大学で、新たに学生証を提示する必要のないにもかかわらず再度申請するのは、行政コストがかかる点と見なされる。また紙で申請する必要性を感じない。しかもその紙には、年金の個人番号住所、氏名、電話番号など個人情報が記載されており、郵送職員が紛失したときに個人情報が流出したとのリスクが大きい。申請をオンラインに変更した後の新卒方法については、ワンストップ制度によって規定項目によって判断がほしいと思う。	個人	厚生労働省	同じ学校に在学中である場合の2回目以降の申請については、卒業予定年月まで改めての学生証の添付は不要とされている。また、学生納付特例の申請については、令和4年5月11日より、マイナポータルからのオンライン申請を開始いたしました。オンライン申請においては、学生証を撮影し画像データを添付することで手続きが可能ですが、マイナポータルでの申請者等に對しては、次年度申請が必要となる時期にあわせ、マイナポータル上のお知らせを添付して申請のお知らせをお送りしています。	国民年金法第90条の2 国民年金法施行規則第77条の4	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
6	令和5年6月19日	令和5年9月13日	適用事業報告の廃止について	労働基準法施行規則第57条第1号において、株式会社等の2号による報告、適用事業報告をしなければならないと定められている。労働者を使用した場合に所轄労働基準監督署に報告しなければならないものがある。建設現場等は労働安全衛生法で特定元方事業の開始報告が義務づけられ、監督機関が把握できると思われる。そもそも厚生労働省のウェブサイトで労災患いほど提出を徹底するように呼びかけているとは思えず、民間企業のウェブサイトが上位に来ていて積極性を感じられない。廃止しないのであれば労災保険成立届の提出することでこれを提出したというところで労働基準局長が各労働局長等に到達してほしい。これが実現した場合には会社に二重負担がなくなり、行政への問い合わせや手続きの時間や手間が削減できる。	労働基準監督機関が事業場を把握するためのものとして定められたと思うが、労働者災害補償保険法によって、労働者を使用する場合には労災に強制加入させられており、労災保険成立届を提出しなければならないため把握することは困難とはいえず、事業主に二重の手間をかけている。労働基準監督署に對して、これを提出していないことで行政指導をしたことと推察したことがあるのか尋ねると回答された。そもそも厚生労働省のウェブサイトでは労災の労フウロードしか案内しておらず、岩手労働局などの地方労働局がウェブサイトで法令の趣旨を説明しており、厚生労働省本省が重視していないことは明らかである。建設現場等は労働安全衛生法で特定元方事業の開始報告が義務づけられ、監督機関が把握できると思われる。そもそも厚生労働省のウェブサイトで労災患いほど提出を徹底するように呼びかけているとは思えず、民間企業のウェブサイトが上位に来ていて積極性を感じられない。廃止しないのであれば労災保険成立届の提出することでこれを提出したというところで労働基準局長が各労働局長等に到達してほしい。これが実現した場合には会社に二重負担がなくなり、行政への問い合わせや手続きの時間や手間が削減できる。	個人	厚生労働省	適用事業報告は、労働基準法104条の2及び労働基準法施行規則第57条第1項第1号の規定に基づき、事業を開始した場合にその報告を求めらるものとする。	労働基準法104条の2 労働基準法施行規則第57条第1項第1号	その他	適用事業報告は、労働基準法の施行に必要な行政監督のために求められているものであり、労災の保険関係成立届とはその用途が異なるものと考えております。また、適用事業報告の株式会社等2号の21においては、労災の保険関係成立届では把握できない、満15歳未満の通勤・寄附員の男女の労働者数や坑内労働者を使用する場合の労働者数の情報も含まれており、労災の保険関係成立届を届け出る必要がない事業に関する情報を得ることも可能であるため、廃止した場合に支障が生じることが懸念されておらず、廃止の検討が必要となりますが、いただいた提案につきましては今後の参考とさせていただきます。	
7	令和5年6月19日	令和5年7月12日	定款で定める会社の本店所在地を農地から日本国内とすること	会社法27条3号は、定款の絶対的記載事項として本店所在地を定めている。農地は農地法で農務上、定款の本店所在地として市町村まで指定しなければならないとされている。しかし、会社法制定以前商業登記法27条で同一市町村内での同一商号が禁止され、商法22条で株主総会の開催地を本店所在地とするとしていた時代であればともかく、会社法制定によってこれらが削除された結果、会社法制定以前に市町村単位で定款に規定する農地は失われている。農地法の商号を株主が決定する前提として同一商号規定に抵触しない市町村を株主が選択する必要があったにせよ、その規制が撤廃された現在、商業の本拠地がどこにあるかは—	一営利事業に出資する者にとって本質的要素ではないからである。農務上も、創業の地に登記上の本店所在地を預し、事業の拠点を大都市圏に移している企業が多数あり、商業の本拠地についての規制は事実上空文化している。農地法は規制改革403号で支那の労働者を受け入れるにも抑うずき登記しない場合は会社法違反という種と指摘しているが、そうであれば登記を移さずして本社機能を移転した大企業も同様に会社法違反であらう。登記と実態との乖離を解消するには、取締役会の判断で両者を一致せられるようにすべきである。この100年で経済活動の広域化は著し、多岐にわたる企業活動が求められる中で、100年前の固定市町村をいかに打破移転法について株主総会の決議を要求する日本企業の国際競争力という観点からも再検討である。特に、会社法自体が迅速な意思決定という大義名分です株主自身の持分を合理化させることで取締役会に権限移譲を認めていくにもかかわらず、本店所在地の市町村を株主総会の議決事項としているのは「ナンセンス」と考えている。株主総会をオンラインで開議する際に、事業の本拠地とのような意思があるのか？もろろん、株主が本店所在地を農地に指定したいの希望があれば市町村でも農地でも細かく定款に規定すればいい。しかし、世界的に活躍している企業と事業の本拠を取締役会の判断で移さないという現在の規制は無意味である。法律の規定としては、会社法の規制が及ぶが農地法であることを取締役会長の職務とすること、すなわち定款の本店所在地規定の最大単位は「日本国内」とすべきであると考える。	商業登記官 農務省	会社法、株式会社定款には、「本店所在地を登記又は記録しなければならないが、定款変更には株主総会決議が必要である。	会社法27条3号、46条	対応不可	会社の本店は、会社の住所(4条)、専属裁判管轄(835条1項、848条)、登記の管轄(911条1項、915条等)、各種重要書類の備置場所(定款(31条1項)、株主名簿(125条1項)、株主総会・取締役会の議事録(318条2項、371条1項)、計算書類等(442条1項)等)等、多数の重要な法的効果と結びついているから、会社法はこれを定款への記載事項とするとともに、その変更には株主総会決議を必要とするものである。このように本店所在地の意義に鑑みると、会社の本店の所在地の最大範囲を「日本国内」とすることは相当ではないものと思料します。		
8	令和5年6月19日	令和5年7月12日	銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し	銀行の業務範囲規制について、善い資金・兄弟会社の業務範囲規制を定める方針を採り、定款でできない業務を列挙する方式(ネガティブリスト)に変更する。銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制を撤廃する。	〇人口減少・少子高齢化が進むとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により社会経済のあり方が変わる中、地方銀行に対する企業経営改革や地方創生の実現へのニーズが高まっている。 〇改正銀行法(2021年11月22日施行)において、銀行本体の付随業務として、銀行業の経営資源を活用して含むデジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務が追加された。今後、多様な顧客ニーズへの迅速な対応や、地方創生への一層積極的な取り組みを進めていくため、銀行に課されている業務範囲規制の考え方を抜本的に見直し、定款でできる業務を列挙する方式を採り、定款でできない業務を列挙する方式(ネガティブリスト方式)とすれば、地方銀行は、金融と非金融を組み合わせた幅広いサービスを、より柔軟に提供することが可能となり、地域経済の持続的発展への貢献という使命を引き続き果たせるようになる。 〇また、同法において、銀行業高度化等会社の業務の外縁が拡大され、銀行の子会社・兄弟会社において、地域の活性化に資する業務など幅広い業務を営むことが可能になったが、それには内閣府大臣の認可を要する必要がある。 〇さらに、銀行・銀行持株会社を母とするグループ(以下、銀行グループ)には業務範囲規制が課されている一方、銀行グループを保有する事業会社グループに同規制は課されておらず、競争条件の公平性が確保されていない。事業会社グループに對し、事後的に規制を強化することが現実的ではないとすれば、競争条件の公平性を確保する観点からは、銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制については、撤廃する必要があると考える。 〇銀行および銀行グループに對して業務範囲規制が課されている趣旨について、一般的に①利益相反取引の防止、②優越的地位の濫用の防止、③本業専念による効率性の発現、④他業リスクの排除、が指摘される。 ①②については、銀行法(利益相反取引等の監理)、独占禁止法(優越的地位の濫用の防止)による防止措置が講じられており、必ずしも業務範囲規制は必要ないと考えられる。 また、③本業専念による効率性の発現については、金融を取り巻く環境変化に伴い、顧客が銀行に求めるサービスが多様化していく中で、銀行が本業に専念し、相対的に業に専念できないと見られる。 さらに、④他業リスクの排除については、銀行を保有する事業会社グループにおいて、他業リスクが顕在化した事業は承認していない。自己資本比率規制などの規制上の措置を講ずることによって健全性を確保すれば、必ずしも業務範囲規制は必要ないと考えられる。	一般社団法人全国地方銀行協会	銀行法並びに銀行及び銀行持株会社の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られております。	銀行法第10条～第12条の2、第16条の2、第52条の23 銀行法施行規則第11条の3、第34条の16	対応不可	2021年11月に、金融審議会「銀行制度等ワーキンググループ」報告書の提言を踏まえ、業務範囲規制等の見直しを行った改正銀行法等が施行されたところ、まずはその実施状況をフォローアップした上で検討する必要があります。		

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
9	令和5年6月19日	令和5年7月12日	2. 不動産仲介業務の解禁 ①銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁 ②地方自治体の再開発事業、コソバントニ形成事業等に限定した不動産の売買	銀行または銀行の子会社・兄弟会社による以下の分野に限定した不動産仲介業務の取り扱いを解禁する。 a) 事業承継・相続に係る不動産の売買 b) 事業再生に係る不動産の売買 c) 担保不動産の売却 d) 地方自治体の再開発事業、コソバントニ形成事業等に限定した不動産の売買	○現状、地方銀行は取引先より不動産売買に関する支援をほしいとのニーズが寄せられた際には、不動産業者を紹介して対応している。しかし、不動産売買に係る情報は銀行以外の者に提供できないとする取組が、銀行または銀行の子会社・兄弟会社において不動産仲介業務を行うことができれば、取引先への経営支援のワンストップサービス提供も可能となる。 ○また、地方銀行は、地域に根付いた独自の不動産情報を豊富に保有しており、地域の不動産業者に売却先・賃貸借先等を紹介・仲介することが可能である。地方銀行による紹介・仲介を可能とすることは、地域の不動産業者にとっても有益である。 ○が、例えば、グループ内に不動産業者を含む信託銀行を有している。欧州の銀行も従来から不動産仲介業務を扱っていること認識しており、これを踏まえれば、銀行グループで本業務を扱うことによるリスクの問題はないと考える。 ○例年、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。 ○少なくとも、銀行業務と一体性がある次のようなケースについては、他業禁止の趣旨からも問題ないと考える。 a) 事業承継・相続に係る不動産の売買 取引先から銀行に対し、経営者名義の事業用不動産の売却・整理等を目的とした事業承継の相談が多く寄せられている。 また、銀行が提供する遺言執行および遺産整理業務の申込者・相続人からは、相続人名義の不動産の売却・整理等を目的とした相談の増加が見られる。銀行が事業承継支援や相続支援の一環として不動産仲介を行うことができれば、顧客の利便性が高まる。 b) 事業再生に係る不動産の売買 取引先が事業再生に取り組む際、経営改善計画に担保不動産の売却を盛り込むケースが多い。銀行が再生支援の一環として不動産仲介を行うことができれば、円滑な不動産売却が可能となり、事業再生の実現可能性が高まる。 c) 担保不動産の売却 最近、高齢化の進展により、相続発生時の債務引受けやリバースモーゲージの返済手続き等に伴う担保不動産の売却に関する顧客のニーズが高まっており、銀行が不動産仲介を行うことができれば、顧客の利便性が高まる。 d) 地方自治体の再開発事業、コソバントニ形成事業等に限定した不動産の売買 地方銀行は地域に根付いた独自の不動産情報を豊富に保有している。地方銀行が関与している地方自治体の再開発事業、コソバントニ形成事業において、こうした情報を活用し、テナント募集に取り組みることができれば、より円滑に事業成果を出すことにつながる。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、地方移住への関心が高まる中、銀行が保有する空き家等の情報を活用したマッチングに取り組みることができれば、移住ニーズへの迅速な対応、社会課題である空き家問題の解決に資する。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行本体並びに銀行及び銀行持株会社の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られていない。	銀行法第12条、第16条の2第1項、第52条の23第1項	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	
10	令和5年6月19日	令和5年7月12日	2. 不動産仲介業務の解禁 ②信託業資金金融機関による不動産仲介業務の解禁	信託業資金金融機関による不動産仲介業務の取り扱いを解禁する。	○要望項目「2. ①銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁」を直ちに措置することが困難な場合は、信託業資金金融機関による不動産仲介業務の取り扱いを解禁していただきたい。 ○2020年の金融機関の信託業務の取組に関する法律の改正で、普通銀行本体の信託業務が認められた際、信託業資金金融機関が営む業務から不動産仲介業務を含む不動産関連業務が除外され、同法の施行時に既に存在し、不動産関連業務を営んでいた信託銀行は引き続き当該業務を営んでいくこととなった。 ○また、信託業資金金融機関があるにもかかわらず、一部の銀行のみ不動産関連業務の取り扱いが認められていくことは不平等である。 ○2022年の法改正時存在していた信託銀行は不動産業務を扱っていることを考えると、信託業資金金融機関に不動産業務を営んでいる銀行に取組を促すことと同様に、信託業資金金融機関に不動産業務を営む銀行に取組を促すことが必要である。銀行は、買主による余剰スペースの有効活用を検討している。 ○例えば、次のようなケースである。 ・店舗の経費削減等により、事業に使用しなくなった土地・建物を賃貸する。 ・店舗の移設・新設、改装等に関し、事業に必要とされるものよりも広い建物を作り、事業に使用しないスペースを賃貸する。 ・店舗の駐車場等を賃貸する。 ・カー・住宅等の権利発生施設を賃貸する。 ○銀行の保有不動産は、駅前や繁華街等の好立地に所在し、建物も頑健で駐車場を併設していることが多いなど、立地・ハードの両面で優れた特性を有している。このため、地域の事業者等から、銀行の保有不動産を賃借したいとのニーズが寄せられている。また、建設業者や設計会社等から、銀行店舗等の建設費に際し、高層化のうえ外部に賃貸することにより、地域活性化の観点から土地の有効活用を促せることであるとの提案も寄せられている。 ○しかし、銀行が保有不動産を賃貸する場合、金融庁の監督指針の要件（「賃貸等を行うべきと認めない場合」）であること、賃貸先が必須信頼に値するとともに、賃貸規模が過去でいくことを満たしていることを自ら確認しなければならない。このため、銀行が賃貸を躊躇し、よりよいニーズや要望に応えられないケースがある。 ○現状、11国や地方自治体のほか、地域のニーズや実情等を踏まえ公共的な役割を有していると考えられる主体（以下、公共的主体）からの要請があれば、外部賃貸に係る要件の一部を弾力運用することが認められている。しかし、公共的主体が、私企業である銀行に取組を促すことと同様に、要請を促せるまで長期間を要するケースが多い。 ○公共的主体からの要請がない場合でも自由に賃貸ができるよう、監督指針を見直しいただきたい。 ○銀行が、自ら保有し、遊休化した不動産を賃貸することが、他業禁止の趣旨（本事業等による効率性の確保、他業リスクの排除）に反するとは考えにくい。また、銀行は、銀行法や他業禁止法によって、利益相反の取組を防止し、利益相反の回避義務や、優越的地位の濫用の禁止も課せられている。以上のように、銀行が保有不動産を賃貸することにより問題が生じる懸念はないと考えられる。 ○監督指針の見直しにより、医療、福祉、教育、商業など、地域の生活インフラに係る事業者等に対し、銀行が保有不動産を自由に賃貸することが可能となれば、地域活性化の促進、にぎわいの創出に大いに貢献できると考えられる。 ○また、人口減少や超低金利環境の長期化等によって地方銀行の収益環境が厳しい中、店舗等の保有不動産の減価償却を加速しなくてもよいという状況が生じている。自由に賃貸することが可能となれば、保有不動産の経済価値が上がり、減価償却促進できる可能性が高まるほか、銀行の収益性改善の一環とも考えられる。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行は、一部の信託業資金金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されている。	金融機関の信託業務の業等に関する法律第1条第1項 金融機関の信託業務の業等に関する法律施行令第3条 金融機関の信託業務の業等に関する法律施行規則第3条第1項	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	
11	令和5年6月19日	令和5年7月12日	3. 銀行の保有不動産の賃貸の柔軟化	銀行の保有不動産を、地域の事業者等に自由に賃貸できるように、監督指針を見直す。	○銀行がIT技術等を活用しながら業務効率化を進める中で、店舗等の保有不動産の余剰スペースが増加しており、今後さらに増加する方向にある。こうした中、銀行は、買主による余剰スペースの有効活用を検討している。 ○例えば、次のようなケースである。 ・店舗の経費削減等により、事業に使用しなくなった土地・建物を賃貸する。 ・店舗の移設・新設、改装等に関し、事業に必要とされるものよりも広い建物を作り、事業に使用しないスペースを賃貸する。 ・店舗の駐車場等を賃貸する。 ・カー・住宅等の権利発生施設を賃貸する。 ○銀行の保有不動産は、駅前や繁華街等の好立地に所在し、建物も頑健で駐車場を併設していることが多いなど、立地・ハードの両面で優れた特性を有している。このため、地域の事業者等から、銀行の保有不動産を賃借したいとのニーズが寄せられている。また、建設業者や設計会社等から、銀行店舗等の建設費に際し、高層化のうえ外部に賃貸することにより、地域活性化の観点から土地の有効活用を促せることであるとの提案も寄せられている。 ○しかし、銀行が保有不動産を賃貸する場合、金融庁の監督指針の要件（「賃貸等を行うべきと認めない場合」）であること、賃貸先が必須信頼に値するとともに、賃貸規模が過去でいくことを満たしていることを自ら確認しなければならない。このため、銀行が賃貸を躊躇し、よりよいニーズや要望に応えられないケースがある。 ○現状、11国や地方自治体のほか、地域のニーズや実情等を踏まえ公共的な役割を有していると考えられる主体（以下、公共的主体）からの要請があれば、外部賃貸に係る要件の一部を弾力運用することが認められている。しかし、公共的主体が、私企業である銀行に取組を促すことと同様に、要請を促せるまで長期間を要するケースが多い。 ○公共的主体からの要請がない場合でも自由に賃貸ができるよう、監督指針を見直しいただきたい。 ○銀行が、自ら保有し、遊休化した不動産を賃貸することが、他業禁止の趣旨（本事業等による効率性の確保、他業リスクの排除）に反するとは考えにくい。また、銀行は、銀行法や他業禁止法によって、利益相反の取組を防止し、利益相反の回避義務や、優越的地位の濫用の禁止も課せられている。以上のように、銀行が保有不動産を賃貸することにより問題が生じる懸念はないと考えられる。 ○監督指針の見直しにより、医療、福祉、教育、商業など、地域の生活インフラに係る事業者等に対し、銀行が保有不動産を自由に賃貸することが可能となれば、地域活性化の促進、にぎわいの創出に大いに貢献できると考えられる。 ○また、人口減少や超低金利環境の長期化等によって地方銀行の収益環境が厳しい中、店舗等の保有不動産の減価償却を加速しなくてもよいという状況が生じている。自由に賃貸することが可能となれば、保有不動産の経済価値が上がり、減価償却促進できる可能性が高まるほか、銀行の収益性改善の一環とも考えられる。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務（銀行法第10条第2項）として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年9月の監督指針の改正により、自治体等の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断して差し支えないこととしております。	主要方向向けの総合的な監督指針V-3-2(4) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2-2(4)	検討を予定	保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。	
12	令和5年6月19日	令和5年7月12日	4. 銀行持株会社による保有不動産の賃貸の解禁	銀行持株会社が保有する不動産の余剰スペースの外部賃貸を認める。	○銀行持株会社は、持株会社グループの経営管理およびこれに附帯する業務のほか、他業を営むことができない。 ○現状、銀行持株会社が保有する不動産に余剰スペースが生じても、外部の事業者に賃貸することは認められていない。 ○銀行が保有不動産を賃貸できる範囲（その他の付帯業務の範囲）と同程度まで、銀行持株会社に保有する不動産の余剰スペースを賃貸することが可能となれば、医療、福祉、教育、商業など、地域の生活インフラに係る事業者等に賃貸し、地域活性化の促進、にぎわいの創出に大いに貢献できると考えられる。 ○銀行持株会社は、グループに賃貸する余地が生じているが、認定を得てから賃貸を行うことで、認定を得るまで長期間を要するケースが多い。 ○また、人口減少や超低金利環境の長期化等によって地方銀行の収益環境が厳しい中、店舗等の保有不動産の減価償却を加速しなくてもよいという状況が生じている。自由に賃貸することが可能となれば、保有不動産の経済価値が上がり、減価償却促進できる可能性が高まるほか、銀行の収益性改善の一環とも考えられる。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務（銀行法第10条第2項）として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年9月の監督指針の改正により、自治体等の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断して差し支えないこととしております。	主要方向向けの総合的な監督指針V-3-2(4) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2-2(4)	検討を予定	保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
13	令和5年6月19日	令和5年7月12日	5. 継続的顧客管理に係る銀行の調査に対する顧客の同意を義務化する。	マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策のための継続的顧客管理に係る銀行の調査に対する顧客の同意を義務化する。	○マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策のため、銀行は、定期的に顧客情報を確認し、その結果を踏まえて顧客のリスク評価の更新等を行う継続的顧客管理を行うことが求められている。「マネー・ローンダリング資金供与+非取金融対策に関する行動計画」(2021年8月30日公表)においては、継続的顧客管理については、2024年春までの完全実施が掲げられている。 ○銀行は、定期的な顧客情報の確認のため、コストをかけて顧客に対する調査等の郵送等を行っているが、継続的顧客管理に対する顧客の理解が進んでおらず、回答率が低い状況にある。 ○ドメインスウェーデンなど海外では、継続的顧客管理が完了しない場合、銀行が顧客の口座を閉鎖するよう、制度上で顧客を促しているケースもあると承知している。 ○法令上、銀行の調査に対する顧客の同意が義務化されれば、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の高度化・効率化に資すると考ええる。 ○昨年年度要望に対し、警察庁・金融庁は「特定取引がなされるまたはなされる機会を捉えて、随時に取引時確認を行うことにより、(中略)顧客を把握することができると認識しているが、特定取引(マネー・ローンダリング資金供与+非取金融対策)に関する「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与と密接した顧客については、定期的な顧客情報の調査頻度の増加等を図ることを含めて、リスクに応じた継続的顧客管理を実施することによって、当該顧客における取引時確認が必ずしも必要とされない。 〔注〕200万円を超える大口現金取引等の取引、および取引顧客管理を行う上での特定の注意を要する。 また、警察庁・金融庁は「約款において、本人特定事項に変更があった場合には特定事業者が届出を求めた場合には当該事項の変更事実を届け出る旨並びに本人の届出を行う旨並びに本人の届出が行ない場合には取り消しを要する旨を記載したことが可能」と回答している。しかし、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」において、「マネー・ローンダリング資金供与対策の名目で合理的な理由なく継続等を行わないこととされ、即ガイラインのFAIGIにおいて、「これ以上手段を尽くすことが困難な状況に達した場合、当該顧客に対してどのような措置を行う上での必要」とのことと、リスクに応じて、総合的に検討するとされる中、顧客からの回答がないことのみをもつて取引制限をすることは困難である。	一般社団法人全国地方銀行協会 警察庁 金融庁	金融機関等の特定事業者は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を法的に履行するため、当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講じている。 また、金融庁は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」において、金融機関等に対し、「取引類型や顧客属性に着目し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、調査の対象及び強度を含む継続的顧客管理の実施方針を決定し、実施することを求めた。」 また、必要とされる情報の提供を利用者から受けるられない、自らが決める適切な顧客管理を実施できないと判断した顧客・取引等については、取引の制限を行うことを含め、リスク遮断を認めることを検討するとあることとあり、ガイラインで列挙されている事項に対する完了期限(2024年5月)を設け、各業種を体して、各金融機関等との調整を要している。	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第11条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号)第6条、第7条 銀行制度対応可能 金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(1)顧客管理(カ)スウェーデン・デューデリジェンス(CDD)	御提案の趣旨は、①取引時確認事項に係る最新の情報について、特定事業者が顧客に質問した場合に顧客から回答が得られることを法的に担保したい、②顧客が質問に応じない場合の当該顧客との取引の制限を制度化したい、という意図に担保したい、と回答しております。 この点については、特定取引がなされる機会を捉えて取引時確認を行う場合において、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第5条に基づき、取引時確認に応じない顧客に対しては取引制限を課することができるとは、その他の場合にも顧客に質問する場合でも、例えば、約款にあらかじめ、本人特定事項に変更があった場合には特定事業者が届出を求めた場合には当該事項の変更事実を届け出るべき旨及びこれら届出を行わない場合には取引を制限する旨を盛り込むことにより、顧客の回答を得られやすくなるかと考えられます。 また、継続的顧客管理における調査の目的は、「マネー・ローンダリング資金供与対策ガイドライン」に関するよあるご質問(FAQ)にもお示しとおり、「調査結果を踏まえて顧客リスク評価を見直すことにより、実効的なリスク低減措置を講ずること」にあり、顧客からの回答がなくても顧客リスク評価を見直すことも可能と考えます。FAQにおいては、「調査に応じない場合や、顧客が届出を行わずに済まない場合には、そうした事実や、取引履歴データ等も踏まえ、例えば、顧客リスク評価を高度リスクとすると考えられる」として、回答のない顧客に対するリスク評価の考え方の一例を示して回答しております。ご参照ください。			
14	令和5年6月19日	令和5年7月12日	6. 行政による法人の実質的支配者情報の把握	行政が法人の実質的支配者情報を把握する上において、経済活動対象者に相当しないとの確認を怠り、その結果に銀行がアクセスすることを可能とする。	○法人の実質的支配者情報を把握することは、国際的・国内的にも重要な課題である。 ○銀行は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、継続的顧客管理の一環として、実質的支配者情報の把握に努めている。また、2022年1月より、株式会社への申請により、商業登記簿が実質的支配者情報(注)を、その債権者(実質的支配者)のリスクリストへ公開された。 ○しかし、本制度については、以下のような課題がある。 ・制度の利用が法人の義務ではなく任意である。 ・対象となる実質的支配者の類型が当該法人の議決権の25%超保有者(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第11条第2項第1号)に限定されている。 ・法人が実質的支配者リスクの申しを銀行等に提出する制度であり、銀行が高商業登記簿から直接受け取ることができない。 ○行政が全法人の実質的支配者情報(出資、融資、取引等を通じて支配的影響力を有するもの等(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第11条第2項)に規定する範囲を含む)を把握するとともに、証券情報対象者に該当しないとの確認を行い、その結果を銀行がアクセスすることが可能になれば、実質的支配者情報の把握の強化および効率化につながる。 ○昨年年度要望に対し、法務省・財務省・警察庁・金融庁は「法人の実質的支配者情報の届出を義務付ける法制化の導入等については、(中略)マネー・ローンダリング防止等の観点から、政府全体として検討すべき課題と認識している」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会 法務省 警察庁 財務省 金融庁	マネー・ローンダリング防止等の観点から、法人の実質的支配者を把握し、その透明性を高めることについては、FATFによる勧告がなされるなど、国内外からの要請が強まっていることである。 この要請に対し、昨年年度からの議論の結果を踏まえ、「実質的支配者リスク制度」を創設し、令和4年4月からその運用を開始している。 この制度は、FATFの第4次対日相互審査報告書の公表を契機として、政府において令和3年8月に策定、公表した行動計画(「マネー・ローンダリング資金供与+非取金融対策に関する行動計画」)にも盛り込んだものであり、我が国の法人の実質的支配者の透明性の向上に貢献するものと考えられている。	法人の実質的支配者情報の把握に向け、まずは「実質的支配者リスク制度」が自発的に広く利用され、マネー・ローンダリング防止等の効果が十分発揮されるよう、本制度の周知・広報に努めたいと考えています。 また、令和4年12月21日開催のデジタル臨時行政調査会において公表された「デジタル原則を踏まえたAI/PLの規制の見直しに係る工程表」において、「商業登記簿における実質的支配者情報の取扱い等の取組に関する規制」について、令和4年度中に設けられる有識者等による研究会(HP公表)での法的検討の整理を含めた検討を通じて、銀行等がオンラインで実質的支配者リスクの申しを取得できる方法など利用者の利便性を向上させるものとしており、今後、関係省庁における議論を踏まえて検討を進めていきます。 なお、法人の実質的支配者情報の届出を義務付ける法制化の導入等については、本制度の運用状況等も踏まえ、マネー・ローンダリング防止等の観点から、政府全体として検討すべき課題と認識しております。				
15	令和5年6月19日	令和5年7月12日	8. 公的個人認証サービスで取得できる情報(氏名、生年月日、性別)に氏名読み仮名を追加する。	公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき提供される情報(基本4情報+氏名、生年月日、性別)に氏名読み仮名を追加する。	○2016年1月より、行政機関等に開示されていた公的個人認証サービス(注)の対象が民間事業者へ拡大され、銀行も同サービスを活用することで、初回取引(口座開設等)の際に、申込者の実在性、および基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)を正確・確実・正確に把握することが可能となった。 〔注〕マイナンバーカードに搭載されている電子証明書を活用した本人確認手段。顧客は、ICカードリーダーライクやスマートフォンに「ナンバーカード」を接続して電子証明書を申請して取得する。民間事業者は、顧客から送られた電子証明書の有効性を地方公共団体システム連携を確認することで、本人確認を行っている。 ○また、「デジタル社会の形成を促進するための関係法令の整備に関する法律」(2021年5月19日公布)により、公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、本人同意に基づき、本人同意に基づく基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)に氏名読み仮名を追加することができると規定されている。 ○現在、法制調査会で、氏名の読み仮名を戸籍の記載事項とすることによって検討が進められている。これが実現すれば、公的個人認証サービスで取得可能な情報として、氏名の読み仮名が追加されれば、銀行の顧客情報データベースの精度が向上する。	一般社団法人全国地方銀行協会 財務省 デジタル庁	本人同意に基づき最新の住所情報等の提供については、氏名、生年月日、性別及び住所を提供しており、氏名の読み仮名も提供されています。	電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認証サービスに関する法律第3号、第10条第3項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第44号)第4条の規定により、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日より、署名用電子証明書の監事等として氏名の読み仮名が追加され、本人の同意に基づく最新の住所情報等の提供に利用でき、氏名の読み仮名が提供されることとなります。			
16	令和5年6月19日	令和5年7月12日	11. 銀行の保険窓口に係る傷害防止措置(融資先販売規制、担当者分離規制、タイムズ規制、非公開情報保護措置、知りならし規制)を廃止または緩和	銀行の保険窓口に係る傷害防止措置(融資先販売規制、担当者分離規制、タイムズ規制、非公開情報保護措置、知りならし規制)を廃止または緩和	○現状、銀行窓口に係る暴力販売は見られないにもかかわらず、傷害防止措置によって、金融サービスのワンストップ化が実現できず、融資先からの申込みを断絶させる恐れがあり、顧客の利便性が著しく損なわれている。 ○例えば、法人の経営者からは、万一の場合に備える生命保険や、火災、賠償責任等に備える損害保険など、事業活動を営むリスクを補償する法人向けの保険について、融資先に対するコンタクトの一種として販売してほしいとの声が多く聞かれる。しかし、タイムズに抵触することが多く、傷害防止措置により、できない状況にある。 ○昨年年度要望に対し、金融庁は「傷害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合にを行うこと」として回答している。保険窓口に係る状況には次の変化が生じており、傷害防止措置の見直しの必要が生じていると考える。 ・銀行は、顧客本位の業務運営体制(顧客・事業者・消費者)の観点から、わかりやすい情報提供、個別の顧客ニーズに応じたサービスの提供、権利の明確化等に取り組んでいる。 ・「銀行の保険ショップ」など、顧客が保険購入を目的に来店することが明白である場合や、ウェブページ・スマートフォン等による完全非対面型契約が完了する保険等では、暴力販売が生じないと考えられる。 ○既に傷害防止措置を廃止することが困難な場合、以下のとおりである。 (a) 損害保険を融資先販売規制の対象外とする 生命保険のように長期性、再加入困難性がなくことから傷害防止措置の対象とする必要がない。 任意、多様な本邦保険が豊富であり、かつ、取引上の危険意識が高まり、次第に異なる損害保険が提案・提供されているため、需要が伸びている。 (b) 特別地域金融機関の口座開設を緩和する 特別地域金融機関(注)には、1契約者あたりの選定保険金額・給付金額に制限(小口規制)があり、顧客の必要保障額を満たす保険提案を行うことができないケースが多く、顧客利便性を著しく損ねている。1契約者あたりの選定保険金額・給付総額の上限を引き上げるべきである。 (注) 特別地域金融機関の場合、融資先販売規制の対象となる法人の従業員数が20人以下(特別地域金融機関でない場合50人以下)に緩和される一方、販売商品が小口に限定される。 (c) 非公開情報保護措置の適用範囲の拡大を図る 公的個人認証制度は、銀行が傷害防止措置として導入して得た顧客情報を保険募集に利用することを禁止している。本規制は、銀行にのみ課されており(例えば証券会社等は対象外)、合理性がない、直ちに廃止することが困難な場合、まずは保険募集の事業者(保険の募集を目的としたリストの作成等)を本規制の対象外にしていただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会 金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような傷害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・タイムズ規制 ・担当者分離規制 ・預金との混同防止措置	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているもので、 ・傷害防止措置については、モニタリング結果と関係者からのフィードバックを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府等へ変更し、 ・融資先販売規制の対象商品から一時休止保険等を除外するほか、 ・種々の保険の取扱いについて、有効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったこととなり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の傷害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に適切に行うとしていきます。				

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
17	令和5年6月19日	令和5年7月12日	12. 生命保険の募集に係る構成員契約規制の廃止	生命保険の募集に係る構成員契約規制を廃止する。特に、生命保険募集人と人的関係(役員等の就職、出向等の人事交流)を有する法人に関する規制については廃止する。	○生命保険募集人(銀行等)と「密接な関係」(一定の資本関係や人事交流等)を有する法人の役員員に対しては、当該役員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の説明をできないことになっている。本規制は顧客の利益を損ない、銀行等における生命保険販売の障害となっている。 ○銀行から役員員が出向している法人や、役員員が兼職している法人については、人的関係が密接とみなされる。その結果、銀行から担当者が1名だけ出向している先や役員員数が数百名超の大手中企業など圧力販売が起こり得る先まで規制対象となるなど、不合理な規制となっている。例えば、地方銀行の場合、地域の企業や大学等から人員の派遣要請を受け、企業等の人手不足への対応や地方創生への貢献の観点から、それに応じるケースが増加しているが、そうした場合でも出向先の全役員員に対して生命保険募集はできない。 ○加えて、銀行等が生命保険を募集する際は、商品内容やリスク等の説明を行う前に顧客の理解を確保する必要がある。個人情報への関心が高まる中、このような不自然な確認業務を行うことにより、顧客に無用な不快感を惹起する結果となっている。 ○保険営業に関する圧力販売については、独占禁止法の禁止規定が存在しているほか、要望項目「11」銀行の保険営業に係る弊害防止措置の廃止または緩和と述べた意図を踏まえれば、本規制は不要である。 ○直ちに本規制を廃止することが困難な場合、生命保険募集人と人的関係を有する法人について、役員でなく一般職員としてのみ出向している場合や、出向人数が僅少である等の圧力販売が起らない先については、本規制の対象外とすることを検討していただきたい。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集を助長する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年次報告書告示第238号 保険業法向け総合的監督指針1-4-2-2(11)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑みられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
18	令和5年6月19日	令和5年7月12日	13. 保険募集先における影響遮断および保険募集制限先の確認に係る口頭説明の許容	保険募集における影響遮断および保険募集先制限先の確認について、口頭で説明したうえで書面的に書面交付を行うことを可能とする。	○銀行は顧客に対し、①保険契約の締結の代理・媒介に係る取引が銀行の顧客に関する業務に影響を与えない旨の説明、および②保険募集制限先等に該当するかどうかを確認するための説明を、あらかじめ書面の交付により行わなければならないとしている。 ○顧客に非対面取引のニーズがある場合、事前に書面を郵送したうえで説明する必要があるが、迅速な対応ができない状況にある。 一書面交付に代えて電磁的方法での提供も認められているが、顧客がPCを保有しておらず、電話での対応を希望している場合には、郵送でのやりとりが必要になる。 ○保険募集の非公開情報保護措置(注)では、口頭による同意を得たうえで、その旨を記録し、契約申込みまでに書面による同意を得る方法が定められている。 (注)「注」が、事前に書面その他の適切な方法により顧客の同意を得ることなく、非公開金融情報を保険募集に利用することが禁止されている。 ○非公開情報保護措置と同様、保険募集における影響遮断および保険募集先制限先の確認についても口頭説明・書面の書面交付が認められれば、合理的な契約までの他の書類と合わせて書面交付を行うことで足り、顧客の利便性に資するものと考えられる。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられている。 ・非公開情報保護措置 ・融資先形態規制 ・タイムズ規制 ・担当区分規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府等へ改訂し、 ・融資先形態規制の対象商品から一時終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	①保険契約の締結の代理や媒介に係る取引が銀行等の顧客に関する業務に影響を与えない旨の説明、及び②銀行等保険募集制限先等に該当するかどうかを確認する業務に関する説明は、銀行等による優越的地位の不当利用を禁止する等の観点から、書面の交付又は電磁的方法による提供により行うことを求めるものがあることから、口頭説明のうえ事後の書面交付を認めることについては慎重に検討を行う必要がります。 なお、非公開情報保護措置は、上記①②の規制と適用場面が異なることから、同様に取り扱うことはできません。
19	令和5年6月19日	令和5年7月12日	14. 証証間の情報提供規制の撤廃	銀行グループ内の銀行・証券会社間での情報提供規制を撤廃する。	○銀行グループ内の銀行・証券会社の間で顧客情報を共有するには、あらかじめ顧客の同意を得る必要があるが、顧客・金融機関双方にとって負担がある。 ○本規制は、①顧客情報保護、②利益相反による弊害防止、③優越的地位の濫用防止の観点から課されているとされている。 ○①については、個人情報保護法上、グループ内における個人データの共同利用が認められており、証証間の情報共有について、事前の同意を必要とすることは、過剰規制と考える。 ○②③は、情報共有自体ではなく、情報の不適切な利活用の防止を目的としており、これは同意の取得により達成できるものではないと考える。不適切な利活用を防止するため、別途、銀行法(利益相反管理体制の整備)、独占禁止法(優越的地位の濫用防止)、金融商品取引法(優越的地位を不正に利用した金融商品取引の禁止・勧誘の禁止、顧客の利益が不当に侵害されないような情報管理・体制整備)による防止措置が講じられており、それらの実効性を高めるために、当題によるモニタリングが行われている。 ○銀行・証券会社間での情報提供規制が撤廃されれば、銀行グループによる総合的な金融サービスを迅速かつ適切なタイミングで提供できる。顧客の潜在的な投資ニーズの喚起や投資促進にもつながるため、政府が掲げる「資産所得増進」にも資するものと考えられる。 ○金融審議会「市場制度ワーキンググループ」の中間整理(2022年6月22日公表)において、中堅・中小企業や個人顧客に関する規制の取り扱いは引き続き検討していく課題であるとされており、今後も前向きな検討を期待する。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	金融グループ内の銀行・証券会社間で法人顧客の非公開情報を授受する場合には、オフ・アワードの対象となりますが、個人顧客の非公開情報を授受するには、内部管理目的等の場合を除いて、顧客の書面による同意を得る必要があります。	金融商品取引法等に関する内閣府令第153条第4号、第154条第4号	その他	上場企業等の情報提供規制及び手続きの簡素化については、金融審議会市場制度ワーキンググループ第二次報告(令和3年6月18日公表)における提言を踏まえ、令和4年6月22日、金融商品取引法等に関する内閣府令等を通じ、上場企業等を対象とした新たなオフ・アワードの導入等を行いました。 中堅・中小企業や個人顧客の情報提供規制については、同ワーキンググループ第二次中間整理(令和4年12月1日公表)における「顧客情報管理や利益相反管理、優越的地位の濫用防止による実効的な保護等の利用者保護の状況について確認しながら、外務員による書面記録や、中堅・中小企業や個人顧客の情報の取扱い等に関するオフ・アワード規制のあり方について、利用者利便の長期的な向上にとのようになりつつあるのかについて確認する。引き続き検討を行うことと考える。」との整理を踏まえ、今後引き続き当ワーキンググループにおいて検討していく課題です。	
20	令和5年6月19日	令和5年7月12日	15. 特定拠出年金運用管理機関による運用商品の推奨を禁止する規制の緩和	特定拠出年金の加入者等の安定的な資産形成を促す観点から、加入者等からの求めに応じて、特定拠出年金運用管理機関が個別の運用商品に係るアドバイスを行うことを可能とする。	○特定拠出年金運用管理機関は、もっぱら加入者等の利益のみを考慮して、中立的な立場で運用管理業務を行う必要が求められており、加入者等に対して、運用商品の提示や情報提供が行えるもの、個別の運用商品の推奨は禁止されている。 ○現状、特定拠出年金運用管理機関である銀行において、運用商品の提示や情報提供を行った際、加入者等から、具体的な商品で運用するかどうかについて相談に応じてほしいとの声が多く寄せられている。しかし、本規制により、こうした相談に応じることができない状況にある。 ○特定拠出年金運用管理機関が加入者等の適合性等を踏まえ、ふさわしい運用商品についてアドバイスを行うことができれば、運用開始に応じてほしいという加入者等のニーズに応えられるほか、当該加入者等の安定的な資産形成を促すことにも資するものと考えられる。 ○加入者等からの求めがある場合に限り、個別の運用商品に係るアドバイスを行うことを可能とすれば、加入者等の利益のみを考慮して中立的な立場で業務を行うという特定拠出年金運用管理機関の位置づけに反しないと考えられる。	一般社団法人全国地方銀行協会	厚生労働省	運用管理機関は、特定拠出年金法第100条第6号において、金融商品取引業者その他特定拠出年金運用管理業務以外の事業を営む者として行おうとすることを明示している場合を除き、特定商品の推奨を行うことは禁止されています。	特定拠出年金法第100条第6号 同法施行規則第7号 特定拠出年金運用管理に関する内閣府令第10条第2号	対応不可	銀行法の下でも、客観的なデータや一般的なポートフォリオ理論に基づき試算される資産配分モデルを提示することのほか、それぞれの商品区分にどのような運用商品があるかを提示(複数ある場合は複数)することは特設問題ありません。 そのため、特定拠出年金運用管理機関(いわゆる金融機関「窓口」)が、個別の運用商品に係るアドバイスを提供することについては、例えば高い信託報酬手数料の商品を優先的に推奨するといった観点本位でない商品提案がなされる可能性もあること、慎重に検討する必要があります。	

規制改革・行政改革ホワイト紙検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
21	令和5年6月19日	令和5年7月12日	16. 税金・公金・公共料金の収納における銀行の取引記録の保存義務の撤廃	税金・公金・公共料金の収納における銀行の取引記録の保存(7年)を不要とする。	○銀行は、犯罪収益移転防止法に基づき、税金・公金・公共料金の支払いについて取引記録の保存が求められるが、コンビニは不要となっている。 ○税金の収納業者で金融機関控えがない場合、顧客に取引記録の作成に協力していただく負担を強めている。同じサービスであるにもかかわらず、コンビニと対応が異なることは顧客の理解を得られない(現場の混乱を招いている)。 ○税金・公金・公共料金の支払いが電子資金供与やマネー・ローンダリングとは関係のない取引であることは明らかであり、そのよみ取引の記録保存を犯罪収益移転防止法で義務付ける必要はないと考える。 ○地方税については、関係機関における事務負担の軽減および納税者の利便性向上のため、2023年度から納付書に地方税統一QRコードが付けられる予定である。取引記録の保存義務が撤廃されれば、さらなる事務負担の軽減に資する。 ○昨年、警察庁および金融庁より「国または地方公共団体に対する食品の納付または納入であっても、当該食品が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえない」旨の回答があるが、コンビニによる収納には取引記録の保存を不要としているのに対し、銀行による収納には同記録の保存を必要とする理由を明確に示していただけない。	一般社団法人全国地方銀行協会	警察庁 金融庁	金融機関等の特定事業者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)の対応の要請において法15(第1項)第4条の特定業務に係る取引を行った場合には、少額の取引等一定の取引を除き、取引に係る記録の作成及び保存を義務付けられている。	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第7条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成20年法律第20号)第6条及び第15条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成20年法律第20号)第6条及び第15条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成20年法律第20号)第6条、第7条及び第15条	対応不可	罪又は地方公共団体に対する食品の納付又は納入及び電気、ガス又は水道水の料金の支払い(以下が金納付等)といいますが、であっても、これら取引記録が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえず、電子資金供与やマネー・ローンダリングに係る取引に関する事後の資金トレースを可能とする必要があり得る。 また、公納付等については、誤らしい取引の届出義務の対象であり、取引記録の作成及び保存が行われていれば、届出の作成にも資すると考えられます。 FATF勧告(マネー・ローンダリング及び電子資金対策のための国際基準)においても、金融機関は、権限ある階層からの情報提供を要請に対し迅速に対応することができると、国内取引及び国際取引に関する全ての必要な記録を保存することが求められていると伺います。 したがって、公納付等における取引記録の保存を不要とすることは困難であると考えられます。 なお、コンビニエンスストアにおける取付代行業務については、現時点で、法上の規制は行われていないと伺いますが、マネー・ローンダリング対策上の問題が生じるごとのないよう、その実態把握等に努めることが重要であると考えております。	
22	令和5年6月19日	令和5年7月12日	17. 「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当する取引の拡充	以下の取引について、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当することとする。 ○a) 専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い ○b) 幼稚園の入園料・授業料等の支払い	○2016年10月より、大学等に対する入学金・授業料等の支払いに関する取引については、マネー・ローンダリングに利用されるおそれが極めて低いと、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」として取引確認が不要となった。 ○しかし、以下の取引は、大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当しないと整理されているため、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低いにもかかわらず、銀行は取引確認を行っており、顧客に過重な負担を強いている。これらの取引も「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」として取り扱ってほしい。 a) 専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い 専修学校のうち専門課程および専門課程への入学金・授業料等の支払い(「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となっていないもの、一般課程の対象となっていない、専修学校の設置には学校教育法に基づき都道府県知事の認可が必要であり、認可にあたっては都道府県が適合性を確認している)から、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。高等課程・専門課程(一般課程でマネー・ローンダリングに利用される)とは異なる。 また、高等課程・専門課程と一般課程で対応が異なることは、顧客の理解を得られていない。さらに、まだ依頼書に課程の別が記載されており、かつ、顧客もその課程を認識していないことがあり、その場合に都道府県知事の承認が必要が生じるなど、窓口での対応負担が生じている。 b) 幼稚園の入園料・授業料等の支払い 大学の学校である入学金・授業料等の支払い(「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となっているが、幼稚園での支払いは対象となっていない)は顧客の理解を得られていない。 幼稚園の設置には学校教育法に基づき都道府県知事の認可が必要であり、認可にあたっては都道府県が適合性を確認していることから、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。	一般社団法人全国地方銀行協会	警察庁 金融庁 文部科学省	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条、第5条及び第7条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成20年法律第20号)第6条、第7条及び第15条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成20年法律第20号)第6条、第7条及び第15条	対応不可	a) 専修学校のうち専門課程及び高等課程については、高等学校及び大学と同様、法令上、入学資格が定められており、生徒の実在性が担保されていることから、簡素な顧客管理が認められます。一方、専修学校の一般課程については、入学資格の定めがなく、他の課程と比較して生徒の実在性が担保されていないことから、簡素な顧客管理を認めるとは困難です。 なお、入学金等の振込用紙には、専修学校の課程を明記するよう、専修学校に届出していることとする。 b) 幼稚園については、法令上、年齢以外に特定の年齢資格が定められておらず、年齢の届出や職務教育の卒業等を入学資格とする他の学校と比較して園児の実在性が担保されていないことから、簡素な顧客管理を認めるとは困難です。		
23	令和5年6月19日	令和5年7月12日	18. 個人番号(マイナンバー)の銀行業務・事務における活用	個人番号(マイナンバー)を銀行の業務・事務で活用することを可能とする。	○2021年6月19日、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」および「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する法律」が公布(ともに3年以内施行)された。銀行は、マイナンバーの預貯金口座付番の促進に向けて取り組みを強化していくことになる。 ○しかし、マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の分野でのみ活用可能となっており、銀行の業務・事務では活用できない。 ○銀行が業務・事務にマイナンバーを活用することが可能になれば、業務・事務の効率化につながる。例えば、顧客が複数の口座を保有している場合、マイナンバーを一時的に検索を行うことで当該顧客の口座の特定が容易になり、住所・氏名等手続を省略しやすくなる。また、政府において、①引越リフトストップサービス(注1)、②公的個人認証サービスにおいて本人同意に基づき住所・氏名等の情報を民間事業者等に提供する仕組み(注2)、③金融機関が預金保険機構から顧客情報の提供を受ける仕組み(注3)について検討が進められている。こうした取り組みをさらに進めるとともに、地方自治体の住民情報データベースと銀行の顧客情報データベースを連携させ、自動で顧客情報(住所・氏名等)を更新できるようになっていた。これにより、顧客が取りのある銀行に住所変更手続き等を行う必要がなくなるため、顧客利便性が大幅に向上する。さらに、銀行の顧客情報データベースが最新の状態で維持されることで、マネー・ローンダリングおよび電子資金供与対策のための継続的顧客管理の効率化・実効性向上につながる。 (注1)引越の際に必要な行政機関や民間事業者に対する住所変更手続きを「引越ポータルサイト」(民間事業者が提供)で一括して行うことを可能とするサービス。政府において、サービスの検証および対象事業者の拡充等の検討が進められている。 (注2)「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(2021年5月19日公布)において盛り込まれた(2年以内施行)。 (注3)「預金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する法律」(2021年5月19日公布)において盛り込まれた(3年以内施行)。	一般社団法人全国地方銀行協会	デジタル庁 金融庁 総務省	マイナンバーは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定められ、社会保障・税・災害対策分野でのみ活用可能とされています。そのため、銀行の法令上、金融機関は、預金保険機構が預金者等の債権額の把握のために行方資料提出の求めへの回答や、税務署が行う税務調査の預貯金照会への対応等において、マイナンバーを利用することができません。 ①引越リフトストップサービス 「デジタル・ガバナンス実行計画」(2020年12月25日閣議決定)に基づき、デジタル庁において、引越、引越に伴う電気・ガス・水道・金融機関等の民間手続及び自治体への転出・転入等の行政手続を、まとめて一つのポータルサイトからオンラインで行える「引越リフトストップサービス(OSS)」の推進に取り組んでいます。民間事業者については、2021年度は、ポータル・プラットフォーム事業者等の公募を行い民間の引越手続における「マイナンバーカード」(個人公的個人認証)の活用、②データ連携、③マイナンバーと民間事業者との連携等について、意見交換等を行っている所です。 ②公的個人認証サービスにおいて本人同意に基づき住所・氏名等の情報を民間事業者に提供する仕組み 令和3年5月12日に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が改正され、マイナンバーカードによる公的個人認証サービスにおいて、主要大臣の認定を受けた金融機関等の民間事業者を含む署名者、住民本人の事前の同意があるときは、地方公共団体情報システム機構から、住民の最新の住所等の基本4情報の提供を受けることができることとされました。 ③金融機関が預金保険機構から顧客情報の提供を受ける仕組み 令和3年5月12日に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき、民間事業者が預金者等の個人情報を民間事業者等に提供することを求める変更し、署名者、申請者や審査者の負担軽減に向けた制度やシステムを検討を進めることとしています。 また、法人・個人事業者向け共同認証システムであるeIDについて、連携行政サービスの拡充を進めるとともに、商業登記電子証明書や民間サービスの連携について、整備・検討を進めることとしております。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第18条第3項 電子署名に係るデジタル社会の形成に関する法律第18条第3項 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する法律第9条	対応	引越リフトストップサービスについては、引き続き、関係省庁や自治体、民間事業者等と連携しつつ、進捗してまいります。 最新の住所等の基本4情報の提供に関しては、令和5年6月よりサービスを開始しております。 また、「預金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する法律」については、法律の公布日から3年以内に施行することとなり、令和6年度中の運用開始に向け、準備を進めております。	
24	令和5年6月19日	令和5年7月12日	19. 報告・届出内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みの構築	民間企業からの報告・届出の内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みを構築する。	○現状、類似の報告・届出を複数の府省庁に提出したり、同一の府省庁に重複した報告・届出をしなければならぬケースがある。例えば、銀行の場合、以下のような重複した届出等がある。 -確定拠出年金運営管理機関は、役員の実務状況に変更があった場合、厚生労働大臣に届出を行わなければならない。 -銀行は、銀行法に基づき、これについて内閣府(大臣)等に報告を行うが、確定拠出年金運営管理機関から受ける銀行は、重複して行政手続を行っている(No.32参照)。 -認定経営革新等支援機関は、事務所の所在地や役員に変更がある場合、経済産業大臣および内閣府(大臣)に届出を行うが、銀行は、銀行法に基づき、これについて内閣府(大臣)等に報告を行うが、認定経営革新等支援機関となっている銀行は、重複して内閣府(大臣)に届出を行っている(No.33参照)。 ○民間企業からの報告・届出の内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みがあれば、重複した報告・届出を削減でき、民間企業の負担軽減、行政の効率化に資すると考える。 ○昨年夏要望に対し、デジタル庁、金融庁、経済産業省、厚生労働省は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただけない。	一般社団法人全国地方銀行協会	デジタル庁 金融庁 経済産業省 厚生労働省	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)では、法人系のベース・レジストリにおいて、登記の基本情報を共有することによる変更しやすくなる、申請者や審査者の負担軽減に向けた制度やシステムを検討を進めることとしています。 また、法人・個人事業者向け共同認証システムであるeIDについて、連携行政サービスの拡充を進めるとともに、商業登記電子証明書や民間サービスの連携について、整備・検討を進めることとしております。	なし	検討を予定	制度の現状を記載したとおり、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、民間企業等の負担軽減や行政の効率化に向け、引き続き取り組んでまいります。	

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
29	令和5年6月19日	令和5年7月12日	24. 銀行の中間事業年度および連結の決算公告の廃止	会社法と平仄を合わせ、銀行の中間事業年度および連結の決算公告を廃止する。	○銀行法上、銀行は、中間事業年度および事業年度ごとに、貸借対照表、損益計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書を公告しなければならない。 2019年の銀行法改正により、有価証券報告書を提出している銀行は、決算公告を免除されている(会社法上は、2005年の改正により措置された)。このため、現在、公告義務があるのは、それ以外の銀行(例えば、銀行持株会社傘下の銀行)。 ○会社法上は、事業年度の株式会社単体の貸借対照表および損益計算書(大会社の場合)を公告するのみでよく、中間事業年度または連結の決算公告を求めない。 ○昨年度決算に対し、金融庁より銀行が、銀行業という公共性の高い業務を行い、信用秩序の維持と業務運営を行う主体であることに鑑み、銀行業という公共性の高い業務を行う主体であることと踏まえれば、廃止は困難である旨の回答が示されている。しかし、銀行は、国会、府県議会に基づき、中間事業年度および事業年度ごとに、連結決算の情報を含むディスクロージャー誌を公表(個別)に供しており、十分な情報開示を行っている。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行は、その中間事業年度ごとに中間貸借対照表等を作成し、また、その事業年度ごとに貸借対照表等を作成し、それらを公告する必要があります。 なお、有価証券報告書の提出が義務付けられている銀行における中間貸借対照表等の作成・公告等については、金融商品取引法の規制に依ることとなります。	銀行法第20条	対応不可	本規制は、銀行が、銀行業という公共性の高い業務を行い、預金者をはじめ多数の関係者との取引を継続しつつ信用秩序の維持と業務運営を行う主体であることに鑑み、ものであることを踏まえれば、中間貸借対照表等の作成及び公告を廃止することは困難です。	
30	令和5年6月19日	令和5年9月13日	25. 地方自治体等に対する指定金融機関等の担保提供義務の廃止または緩和	地方自治体等に対する指定金融機関等の担保提供義務を廃止する。または、地方自治体の長が担保提供を不要とする場合には、担保を供しないこととする等の措置を追加する。	○地方自治法施行令および地方公営企業法施行令において、指定金融機関、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関(以下、指定金融等)には担保提供義務が課されている。 ○収納・支払いにかかる地方公営企業法による債権の決済債務および決済用預金として全額保証されており、仮に指定金融等が破綻した場合でも原則営業日から払戻しが可能となる。 ○また、地方自治体と指定金融との契約による債権の保全が可能であることにより、債務履行の確実性が実質的に確保されている。 ○これらの点から、法令で全ての指定金融等に担保提供を義務付けることは、あまりにも過剰な規制だと考えられる。 ○政府による公営企業法計画の進捗に関する業務(注)を受け、下水道事業等の地方公営企業法承継企業による公営企業法への移行が進んでいる。移行に当たり、銀行に対して地方自治体から出納(収納)取扱金融機関の引渡を要請があり、新たに担保提供を求められ、地方自治体および銀行の負担となっている。 注)2023年度から、地方自治体および人口2万人以上の市区町村に対し、2019年度から2019年度までに下水道事業および簡易水道事業(以下、重点事業)について公営企業法に移行することを要請。 2019年1月25日付で人口3万人未満の市区町村に対し、重点事業については2023年度までに公営企業法に移行することを要請。 ○銀行は、指定金融機関業務を無償もしくは低廉な金額で引き受けているが、同業態に係るコスト負担が軽減されないことあれば、指定金融機関を辞退することを検討せざるを得ない銀行も出てくる。 ○昨年度決算に対し、総務省は、高負担に陥る銀行間手数料の見直し等の指定金融機関の経営負担に関する情報の公表等を十分に踏まえて適切に対応していくと回答しており、本要望も合わせて対応を求めたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	総務省	1) 地方自治法施行令第168条の2第3項の規定により、指定金融機関は地方公共団体の長の定めるところにより、担保を提供しなければならないこととされています。 2) 地方公営企業法施行令第22条の3第2項の規定により、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、地方公営企業法管理者の定めるところにより、担保を提供しなければならないこととされています。	地方自治法施行令(第168条の2第3項) 地方公営企業法施行令(第22条の3第2項)	① 対応不可 ② 検討を予定	1) 指定金融機関の担保提供義務については、公営企業の安全性を確保する観点から、必要と考えられます。 担保の額と地方公共団体の有する決済用預金については預金保険制度により全額保護の対象ではありますが、当該担保は地方公共団体から債権者への支払いが滞ったことにより発生する遅延利息や損害賠償など保護の対象外の損害に充当することができ、地方公共団体と指定金融機関との私法上の契約により損害の保全が可能としても、仮に指定金融機関が破綻するなど不測の事態が発生した場合は、担保提供があることにより確実に損害を充当することが可能となるものです。 なお、担保提供義務のない指定代理金融機関、収納代理金融機関が破綻した場合においては、指定金融機関が責任を負うこととなります。 2) 地方公営企業法に係る金融機関については、複数の金融機関を指定することができることとされ、それらの金融機関が個別に責任を負うこととなります。 現行制度においては、これら全ての金融機関に対して担保提供義務を課していること、収納取扱金融機関の担保提供規定については、担保提供の意思や、他の公金を取り扱う金融機関に課する制度との整合性を踏まえて、地方公共団体等の意見を伺いながら、その必要性を検討してまいります。	
31	令和5年6月19日	令和5年7月12日	26. 選挙供託制度の見直し	選挙の立候補届出日より補充立候補締切日(休日)がある場合、供託金の納付完了が銀行の営業日となることを求める。	○公職選挙法に基づく選挙においては、供託金の納付完了が立候補届出受理の要件となっている。 一 立候補の届出書に「供託したことを証明する書面」を添付することとされている。 ○選挙の立候補届出(告示日・告示日)は補充立候補届出(休日)がある場合、日本銀行代理店となっている銀行店舗は、供託事務へ対応するため、行員が休日出勤により対応している。 ○休日にあたる場合に限り、供託金の納付完了について、銀行の営業日とすることを認める(届出の当日に「供託したことを証明する書面」を添付できなくとも、当該書面を事後提出すれば、届出を有効なものとする)旨として、代理店に取組むことができない。 一 2019年度に対する総務省の調査は、「立候補届出に当たっては、供託をしたことを証明する書面の添付が必要とされている。(中間)立候補届出において必要添付書類とされている供託書の事後提出を認めると、当該届出を有効なものとして取り扱うことができない」。 ○供託金は電子納付が可能である。また、立候補希望者があらかじめ納付しているケースが多いため、立候補届出日当日に代理店に立候補希望者が来店するケースは稀であり、営業日扱いを認めても影響は軽微と考えられる。 ○行政のデジタル化を進める中で、将来的には、電子納付への一本化(代理店での供託事務の廃止)も検討していただきたい。 ○なお、2020年度要望および2021年度要望ともに回答が示されず、早期に回答を示すとともに、実現に向けて検討していただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	総務省	立候補の届出は、その選挙の期日の公示日又は告示日に行うこととされており、その際、供託したことを証明する書面を添付することと必要とされています。	公職選挙法 第86条、第86条の3、第86条の4、第86条の5、第88条	対応不可	公職選挙法では、真に当選を争う意思のない候補者の立立や選挙目的のみの立候補を防止するため、供託の制度が設けられており、立候補届出に当たっては、供託をしたことを証明する書面の添付が必要とされています。立候補届出期間中、選挙の期日の公示日又は告示日の一日前のみであり、立候補届出において必要添付書類とされている供託書の事後提出を認めると、当該届出を有効なものとして扱うことができないことから、現実への対応は困難と考えます。 なお、供託者が遠方の日本銀行支店・代理店に往訪する負担を軽減するほか、現金取扱いに係る行政コストを削減するため、選挙供託における電子納付及びオンライン申請の利用を推進する必要があると考えられます。立候補予定立候補者の増加に際して、立候補予定者に対し、電子納付及びオンライン申請の利用について案内するよう、総務省から各選挙管理委員会に対して要請していくとします。	
32	令和5年6月19日	令和5年7月12日	28. 業務報告書等の簡素化	銀行法に基づき提出している業務報告書等を簡素化する。	○銀行は、事業年度ごとに業務報告書、中間業務報告書、連結業務報告書、連結中間業務報告書(以下、業務報告書等)を金融庁へ提出している。 ○業務報告書等の記載事項の多くは、銀行が別途作成している有価証券報告書、事業報告書、ディスクロージャー誌等と重複・類似している。銀行経営上の必要がなければデジタル化で集約可能な項目も少なくない。 ○昨年度要望に対し、金融庁より「金融機関における事務負担軽減の観点から簡素化等を図る余地が大きい慎重に検討を行っている」と回答しており、例えば、以下の簡素化について早期に検討していただきたい。 a) 業務報告書等の項目を削減する b) 業務報告書等の項目を削減する 第1事業状況書を削減する(事業報告書や有価証券報告書等が概ね代替可能であるため)、決算状況と重複する事項(自己資本比率の状況等)を削減するなど、項目を削減する。 c) 添付対応を簡素化する 2017年11月より、業務報告書について「同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することでもよい」とされたものの、添付する書類が多い、添付書類の参照箇所を明確に記載する必要があるなど、事務負担軽減の効果は限定されている。 同一の事項を記載した書類の添付を不要とするともに、参照する書類の名称(事業報告書、有価証券報告書等)を記載するのみでよいこと(参照箇所の記載を不要)を明確化する。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成するとともに、銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣府大田に提出しなければならないこととされています。	銀行法第19条	検討を予定	業務報告書については、銀行法上主たる監督手段であることから、提出を不要とすることや項目を削減することは、銀行法における事務負担軽減の観点から簡素化を図る余地がない慎重に検討してまいります。	
33	令和5年6月19日	令和5年7月12日	29. 銀行および銀行持株会社の取締役の兼職可否の廃止	銀行および銀行持株会社の取締役に従事する取締役が、グループ内の他の会社に従事する場合の取締役の兼職可否の廃止	○銀行および銀行持株会社の取締役に従事する取締役は、内閣府大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の取締役に兼職してはならないこととされている。 ○他の一般の会社の取締役に従事する場合に、銀行の業務の健全かつ適切な運営の妨げにならないよう認可制としていることは理解できるが、グループ内の会社に従事することは、グループの経営管理の強化や意思決定の効率化に資するものがあると考えられる。 ○昨年度要望に対し、金融庁より「利益相反等の観点から、措置は困難」との回答が示されたが、別途、銀行法において利益相反管理態勢の整備が求められていることを踏まえれば、認可制は過剰な規制であると考えられる。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行及び銀行持株会社の取締役に従事する取締役は、内閣府大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の取締役に従事してはならないとされています。	銀行法第5条、第52条の19	対応不可	銀行の取締役の兼職については、本事業等による効率性の発揮や利益相反防止等の観点から制限がかけられているものの、取締役の兼職がグループ内会社であってもその職務は当てるものであるため、こうした観点を含め、銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げられないよう有償を承認するプロセスは引き続き必要であり、措置は困難です。 また、銀行持株会社の取締役の兼職については、法令上、認可を受けることが認められていますが、銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げられないよう有償を承認するプロセスが不透明であり、措置は困難です。	

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
34	令和5年6月19日	令和5年7月12日	30. 銀行および銀行持株会社の役員等の選任・退任届出の廃止	銀行および銀行持株会社の役員等の選任・退任届出を廃止する。	○銀行および銀行持株会社は、役員等(代表する取締役、常務に就任する取締役、監査役)を選任しようとする場合、または役員等が退任しようとする場合、内閣総理大臣に届出しなければならない。○役員等の選任・退任については、適時開示やニュースリリースで速やかに開示していることに加え、役員等の一覧は有価証券報告書等で確認することができる。また、事柄の届出が必要というのであれば、株主総会の招集通知(候補者の氏名、選任理由等)を金融庁に送付することで、代替可能であると考えられる。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行及び銀行持株会社は、役員等(代表する取締役、常務に就任する取締役、監査役)を選任しようとする場合、又は役員等が退任しようとする場合は、内閣総理大臣に届出なければならないとされています。	銀行法第33条第1項第8号、第33条第9号、銀行法施行規則第35条第1項第3号、第3項第9号	対応不可	銀行及び銀行持株会社の役員等については、その適格性を適切にモニタリングする必要があるため、措置は困難です。	
35	令和5年6月19日	令和5年7月12日	31. 銀行の営業所の位置変更届出書の添付書類の簡素化	銀行の営業所の位置変更届出書の添付書類の簡素化を図る。	○営業所の位置を変更する場合、銀行は内閣総理大臣に対して、事前にその旨を届け出なければならない。○当該届出書には、「営業所の所在地」「理由」「新営業所の概要」等を記載した書類を添付しなければならない。当該交付書類の記載項目が多く、かつ、記載に明瞭性を要する項目もあり、多大な事務負担となっている。○特に、「新営業所の概要」(土地の面積、建物の延面積、営業室の面積等)、「開発費用」(土地取得費、建物建築費等)、「事業実施・予想」(資金・貸出・損益・人員の増減と予想)の作成負担が重く、記載事項の簡素化(削減)を検討したいと考えている。○店舗内店舗方式の移転の場合は、既に届出を行っている支店内への移転となるため、上記に加え、「犯罪防止措置及び顧客情報管理」の記載および変更後の営業所の場所を示した地図・営業所の略図の添付も不要としていただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行は、日本において支店その他の営業所の設置、種類の変更又は廃止しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならないとされています。	銀行法第8条第1項、銀行法施行規則第9条第1項、第2項、中小企業金融機関関係の新たな経営管理計画4-1、別添様式4-2、4-2-2の2	検討を予定	銀行法に基づく支店の位置変更届出については、銀行業務の政い公共性に鑑みただけではありませんが、銀行における事務負担軽減の観点から簡素化等を図る余地がない検討を行います。	
36	令和5年6月19日	令和5年7月12日	32. 確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合の「役員の実務状況」および「役員」の電話番号の届出の一部廃止	銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合の「役員の実務状況」および「役員」の電話番号の届出の一部廃止。	○銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合、主務大臣に登録申請書を提出する必要があり、この申請書には、「役員の実務状況」を記載する必要がある。○この申請書は、登録事項に変更があった場合、2週間以内に変更の届出を行わなければならないため、毎月2回変更がないと確認する必要があり、多大な事務負担となっている。○銀行法上、銀行の取締役が他の会社等に就任する際は内閣総理大臣の認可が必要であり、当該認可を確認することで、確定拠出年金法の登録事項に係る法人との兼職が何もないことが確認可能である。○このため、銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合は、「役員の実務状況」の記載を不要としても問題ないと考えられる。本届出の廃止、または、「No.19 報告」届出内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みの構築により、重複した届出を削減していただきたい。○また、登録申請書に添付する役員の実務状況に電話番号の記載が必要になっている。確定拠出年金運営管理機関にふさわしくない者が役員にいないことを確認するためであれば、役員の実務状況の届出で足り、電話番号は不要と考える。	一般社団法人全国地方銀行協会	厚生労働省	銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける際は、申請書に役員の実務状況や当該銀行の役員の実務状況等を記載する必要があります。また、これらの事項に変更が生じた場合は、2週間以内、その旨を主務大臣に届出することと規定されています。	確定拠出年金法第89条第1項、第90条第1項、第104条、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第2条、第3条	その他	確定拠出年金運営管理機関の役員の実務状況については、年金関連業務を行う者としての適格性を判断するため、役員が確定拠出年金法第91条第1項第5号に該当する者でないことを確認することとしています。これは、登録を取り消された確定拠出年金運営管理機関の役員であった者で当該取消の日から5年を経過しないものが役員に就任するものの登録を拒否するものであり、銀行法に基づく確認とは異なる内容が異なることから、提案に対応することは困難です。なお、登録申請書に添付する役員の実務状況とされている役員の実務状況については、廃止する予定です。	
37	令和5年6月19日	令和5年7月12日	33. 認定経営革新等支援機関に関する届出の一部廃止	中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関である銀行に係る(a)事務所所在地、(b)役員、(c)統括責任者、統括責任者を補佐する者に変更があった場合の届出を廃止する。	○銀行が中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関の認定を受ける場合、経済産業大臣および内閣総理大臣に認定申請書を提出する必要がある。この申請書の記載事項に変更がある場合、変更の届出を行わなければならない。○次の項目については、以下の理由から変更届出を廃止して問題ないと考えられる。○a) 事務所所在地 銀行は、銀行法に基づき、銀行の営業所の位置変更があった場合、内閣総理大臣に変更の届出をしており、当該届出を登録することで所在変更の確認は可能である。○b) 役員 銀行は、役員を選任・退任については、適時開示やニュースリリースで速やかに開示しているほか、役員の一覧は有価証券報告書等で確認することができるため、単件届出は不要と考える。○c) 統括責任者、統括責任者を補佐する者 銀行は、コンサルティング機能の発揮を通じて、取引先の経営支援を行っている。このように、銀行全体として経営革新等支援業務に取り組んでいることを踏まえ、役員を把握できれば、統括責任者等の届出は不要と考える。○本届出の廃止、または、「No.19 報告」届出内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みの構築により、重複した届出等を削減していただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	デジタル庁 経済産業省 金融庁	以下のように、現状、「事務所所在地」「役員」「統括責任者、統括責任者を補佐する者」に関する事項の変更が生じた場合には、制度毎に、届出を行う必要があります。また、銀行は、「事務所所在地」「役員」等の変更については、内閣総理大臣に届出を行う義務があります。また、経営革新等支援機関の認定を受けようとする者は、「事務所所在地」「役員」「統括責任者、統括責任者を補佐する者」について申請書に記載して提出する義務があるほか、この認定を受けた以降にこれらの事項について変更が生じた場合は、届出を行う義務があります。このため、銀行が、経営革新等支援機関の認定を受ける場合には、当該申請書を提出する必要があります。この認定を受けた以降にこれらの事項に変更が生じた場合には、変更の届出を行う必要があります。	銀行法第33条第1項第8号、銀行法施行規則第35条第1項、中小企業等経営強化法第31条第1項、第3項、及び第4項、中小企業等経営強化法第33条第1項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令第2条及び第3条	検討を着手	現在、デジタル庁においては、関係省庁と連携しながら、法人について、各制度・行政手続において重複する事項に関して、申請/届出の省略＝ワンストップ(再提出不要)を実現するために必要な制度やシステムの抜本的検討を進めております。 【デジタル臨時行政調査会】 https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/ 【第7回】資料1 アンケート報告の一端に向けた取組の進捗と デジタル臨時の今後の検討課題 (p11,12) 【デジタル臨時行政調査会作業部会】 https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research-mg/ 【第18回】資料1 法人ベース・レジストリと制度的課題について 【第19回】資料1 法人ベース・レジストリと制度的課題について 【第20回】資料1 法人ベース・レジストリと制度的課題について 【第21回】資料1 ベース・レジストリと制度的課題について	
38	令和5年6月19日	令和5年7月12日	34. 役員名簿の任意提出の廃止	金融庁および日本銀行にそれぞれ年1回行っている役員名簿の任意提出を廃止する。	○銀行は、年1回、金融庁および日本銀行に対し、任意で届出を依頼されているものでもあつても、役員名簿をそれぞれ提出している。○金融庁と日本銀行の様式は統合されたが、記載項目が多く、多大な事務負担となっている。そもそも、役員選任・退任については、適時開示やニュースリリースで速やかに開示しているほか、役員に係る情報は有価証券報告書や決算状況等で確認することができるため、停止しても問題ないと考えられる。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行は、毎年1度、金融庁および日本銀行に対し、それぞれの様式で役員名簿を作成・提出しています。機関報告一元化の取組みにより、2022年6月末以降は、金融庁および日本銀行の様式が統一される予定です。	銀行法第7条の2	対応不可	役員名簿は、役員を選任に際する届出とともに、銀行法第7条の2において規定されている役員の実務状況を監督する手段であることから、銀行による開示の有無にかかわらず提出を受ける必要があり、廃止は困難です。	
39	令和5年6月19日	令和5年7月12日	35. 包括借入購入あっせん業者による作成の「財産に関する調書」が求められる「財産に関する調書」の廃止(簡素化)	包括借入購入あっせん業者による作成の「財産に関する調書」が求められる「財産に関する調書」の廃止(簡素化)	○クレジットカードを発行する銀行は包括借入購入あっせん業者として、割戻販売法施行規則に定める「財産に関する調書」および「事業報告書」を事業年度毎に経済産業局に提出しなければならない。○本調書の様式は開示期間で定められており、その科目は一般事業会社向けのものとなっている。○このため、銀行の貸借対照表と一致せず、組み立てが記載する必要があり、銀行にとって多大な事務負担となっている。○また、調書を提出する際には、計算書類や有価証券報告書を添付している。これらの資料で代替できない科目(包括借入購入あっせん業者に係る未払債務等)のみ、事業報告書に別記記載することにより、調書の作成・提出は不要として問題ないと思われる。	一般社団法人全国地方銀行協会	経済産業省	登録包括借入購入あっせん業者は、事業年度終了日現在において所定の様式により作成した「財産に関する調書」を、その事業年度の貸借対照表等及び事業報告書を、毎事業年度終了後遅滞なく主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならないとされています。	割戻販売法施行規則第13条	対応不可	財産に関する調書は、借入購入あっせん業者としての事業規模や財務の健全性を確認することを目的として、様式として必要な科目を定めているものであり、主たる事業の種類にかかわらず提出を求めているものです。借入購入あっせん業に限り適用される調書に基づき、登録業者及び貸付業者の監督が行われており、二重の、計算書類や有価証券報告書の提出に加え、これらの資料とは記載の異なる科目を個別に事業報告書に記載する方法は、借入購入あっせん業者としての財産に関する必要な情報を把握できないため、代替手段とすることは困難と考えます。	

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
54	令和5年8月21日	令和5年9月13日	超高層建築物(60m以上)や免震建築物の建築に必要となる国土交通大臣の認可にかかる期間の短縮	建築基準法第20条1項の規定により、60mを超える超高層建築物や免震建築物などの建築には、国土交通大臣の認可が必要となる。専門家に係る委員会での審査が終了した後、国土交通大臣の認定を待つ期間に約1ヶ月の期間がかかる。認定待機を、建築主事を含む特定行政庁または各地の地方整備局長に移動する。国からの法定免状業務にするなどし、短縮を図りたい。	大規模な開発では、土地取得から開発まで2-3年かかる案件もある。建築確認申請ならば70日以内で対応すると法令で決まっているが、超高層建築物や免震の建築物の場合、審査を出して専門家による委員会の審査を経て大臣認定を取得するまで、通常6-9か月かかる。開発事業者には、認定を待つ間にも人材費や土地取得費用の金利といった負担が発生し、認可限額の移譲などによりこの期間を短縮できれば、開発が迅速化し、経済効果が大きい。	公益社団法人 国土開発経済連合会	国土交通省	建築基準法第 20 条1項第一号による建築物の場合、国土交通大臣の認定を受ける必要があるが、当該建築計画の際には、同法第 68 条の2に基づき手続きを求めています。	建築基準法第 20 条1項第一号、第 68 条の2	照行制下での対応	建築基準法第20条に基づく大臣認定は、高度な計算方法や特殊な材料等を用いた計画が、建築基準法に定めた性能を満たすことを個別に検証し、認定するものです。建築確認と異なり、審査方法を定型化することが困難であること、件数が限定されることから、大臣認定の審査に当たっては、国土交通省本省において、一元的に審査する体制を構築し、審査業務の処理効率化を図っていただくことで、ご指摘の地方整備局長への委任や特定行政庁への委譲は、このような大臣認定の審査業務の性質から、かつて効率性を損なうものと考えられます。国土交通省においては、大臣認定の申請手続きのオンライン化を図っているところであり、こうした取り組みを通じて引き続き手続きに要する期間の短縮を図ってまいります。	
55	令和5年8月21日	令和5年9月10日	獣医師免許等に関する国家資格等情報連携活用システムの活用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表を改正し、獣医師等を国家資格等情報連携活用システムに活用対象とするなどし、獣医師法施行規則等においてマイナンバーを紐づけさせることにより、連携情報の減や利便性の向上を図りたい。また、医師や歯科医師等の免許がマイナンバーカードによる証明ができるようになる中で、師業として獣医師が対応しないのは、同じ師業として扱われることにもなる。	地方、獣医師についてはその対象となっており、師業としていないのは、獣医師、家畜人工授精師、愛玩動物看護師と、農林水産省関係の免許のみとなっている。農林水産省は、獣医師免許手続について、eMAFFによる電子申請手続きを整備しているが、eMAFFは住民基本情報と自動連携するわけではなかった。国家資格等情報連携活用システムを活用すれば、住民基本情報と連携が可能となり、住所変更や死亡時届出の添付書類削減が行えるほか、住所変更、死亡手続遅れをしている場合に、情報連携によりそれを把握することが可能となる。また、医師や歯科医師等の免許がマイナンバーカードによる証明ができるようになる中で、師業として獣医師が対応しないのは、同じ師業として扱われることにもなる。	農林水産省 獣医師会 デジタル庁	農林水産省	獣医師及び家畜人工授精師は農林水産省の所管する免許となり、愛玩動物看護師は環境省と農林水産省が所管する免許となります。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表	検討を予定	御提案ありがとうございます。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)において、各種免許・国家資格等のデジタル化を推進することとされており、個別資格については関係省庁がデジタル庁と協議の上、検討を進めていくことになっております。具体的には、①選挙的2023の社会保険等に係る国家資格等については、デジタル社会形成推進法を踏まえ優先的に連携し、②社会保険等以外の分野をのぞいた約50の国家資格等については、2023年(令和5年)に成立したマイナンバー法等の一部改正法により、マイナンバーの利用を可能とされたことです(令和6年度からの運用を指す予定)【御指摘の獣医師、家畜人工授精師及び愛玩動物看護師につきましては、上記の先行搭載資格での取組状況、各免許手続の運用状況・利用者数、システム間の連携には一定のコストがかかること等を踏まえて、検討していきたいと考えております。	
56	令和5年8月24日	令和5年10月18日	本人確認手続のデジタル化のための本人確認書類の発直	本人確認手続のデジタル化のため、本人確認書類のフォーマットを統一するとともに、本人特定事項の手続きを廃止する。	【住民票、印鑑登録証明書、健康保険証等】は、発行主体によりフォーマットが異なる(例えば、住所について、協会けんぽが発行する健康保険証は裏面に記載、国民健康保険被保険者証は裏面に記載の違いがある)。また、健康保険証の住所は、手書きで記されているものもある。○こうした本人確認書類は、機械的な読み取りが難しく、手入力となっており、デジタル化の支障となっている。	一般社団法人 全国地方銀行協会	総務省 厚生労働省	【住民票】住民票については、住民基本台帳事務処理要領において、その様式例を自治体にお示ししているところですが、あくまで例であることから、各自治体それぞれのレイアウトでこれを制作し、住民に写しを交付しているところですが。【印鑑登録証明書】印鑑登録証明書については、印鑑登録及び証明に関する窓口手続が正確かつ迅速に処理されるために技術的的観点として「印鑑登録事務処理要領」を作成しており、印鑑登録証明書についても、記載すべき事項等について取扱いに統一しています。【健康保険証】健康保険証の被保険者は、健康保険法第39条第1項の規定により被保険者の資格の取得の確認を行ったとき等においては、様式第九号による被保険者証を被保険者に交付することとされています。被保険者証には、必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することができるとも他所定の更変又は調整を加えることができます。また、国民健康保険の被保険者においては国民健康保険法第9条第2項及び第22条の規定により被保険者証の交付の求めがあったとき、様式第一号による被保険者証を被保険者に交付しています。規則の備考により、被保険者証には、必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所定の更変又は調整を加えることができます。	【住民票・印鑑登録証明書】住民基本台帳事務処理要領【印鑑登録証明書】印鑑登録事務処理要領【健康保険証】健康保険法施行規則様式第九号国民健康保険法施行規則様式第一号	【住民票・印鑑登録証明書】対応不可	【住民票・印鑑登録証明書】被保険者証は被保険者等が医療機関等において保険料交付を受ける資格の確認するために、被保険者が被保険者に対して交付しているものです。【健康保険証】各被保険者の加入する医療保険によって資格の確認に必要な情報と異なること【交付を行う各保険者の判断で、被保険者証の記載について所定の更変又は調整を行うことを認めていること】また令和6年度以降マイナンバーカードと保険証の一体化が始まり、マイナンバーカードへの移行もあることから被保険者証の記載内容を統一することは困難であると考えております。	
57	令和5年9月22日	令和5年10月18日	事前通知は、不動産登記手続で権利証明を提供できない場合に本人確認書類の一つである。○法務省が義務者に書留郵便を送付し、義務者の代表者が登録印と同一の押印をして送達する。○オンライン申請では事前通知がオンラインで送られるが、代理人によるオンライン特例方式による申請では事前通知できない。○登記義務者が代理人を介して申請した場合、事前通知を事前にオンラインで送達できないからである。しかし、事前通知を郵送する際にはデジタルが多くなり、申請方法にかかわらず電子申請での権利証明で代用した方法がよい。【問題】書留郵便による事前通知では迅速な処理が求められるが、不動産取引において権利が	一次さい。○電子証明書であれば金融機関の内部連絡により本社が一括して対応できるため、金融機関の事務処理しても効率化するであろう。○書留郵便は原則の事前通知制度は法人に対しては手続が厳格され、書留郵便で行われる。○しかし、登録印のみは受け取ったものから、より現実的に本人確認が使えるべきである。○郵 委任状と同一の押印を送しても印鑑のものでは意識がなく、結果、誤にかけた住所で確認しているに過ぎない。○法 法務省としても送達、返送期限管理、印鑑の照合手続を省略できる。事務の自動化が進む。○五、3Dプリントの精度が上げれば彫像の偽造はますます容易にならない。いずれも目録による確認が意味をなさなくなるから。○偽造印刷に似たような場合、法務省は登記記録の偽造を認めないから、そのプロセスをできる限り省略すべきである。○(代表)そこで、書留申請であっても権利の代わりに「義務者が電子証明書で本人性を証明した場合」には、事前通知を省略する制度を設けるべきである。○これを登記システムに込めると他方の窓口を設けるのははばくとして、電子証明書を付した権利証明は登記所と受付事務での登記記録の合併情報であるから持して送付すべき性質を自動化できるから、オンライン申請における修正手続と同様の処理が可能である。○さらに一歩進めると、電子証明書を登録した会社には事前通知は必要ないから、電子証明書で本人性を証明できる制度がほしい。○法務省は正しい登記申請で権利を失ふことにならないとすれば、そんなリスクに巻き込まれることがしてよめることと認めざるべきではないか?	商業登記センター	法務省	申請人が○(登記識別情報を提供することができない場合における本人確認の手段として)、事前通知の制度を省略し代理人による本人確認の制度が望ましい。○については、登記義務者が法人である場合、登記者は、事前通知書の主たる事務所宛てに送付しますが、申請人から、代表者の住所での送付を希望する申出があったときは、応じて差し支えないさせていただきます。○事前通知に対する申出の方法としては、①電子申請の場合は、電子署名を行った上、登記所に送信する方法○書留申請の場合は、記名押印の上、登記所に提出する方法又は、申請情報の全部を記録した紐書きの書留を提出した場合は、登記義務者が、申請の内容が真実である旨の情報に電子署名を行い、これを記録した紐書きの書留を提出し、登記所に提出する方法が望ましい。また、○については、資格代理人による申請の場合、当該代理人から登記義務者であること確認するに必要な情報の提供を受ける、その内容が相当と認められる場合には、事前通知の制度を適用せずに登記の実行を行うことができると考えています。	不動産登記法第23条第1項、第4項 不動産登記規則第70条第9号	対応不可	登記申請において、申請の本人確認は重要であり、制度の現状に記した方法以外の方法による本人確認を認めることについては、慎重な判断を要するため、対応は困難です。		

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
58	令和5年9月22日	令和5年10月18日	精神障害者保健福祉手帳と障害年金(精神)の等級基準は同一ですが、年金が手帳よりも等級が下がる判定が出ています。審査する機関によって異なる判定が行われるというの不安があります。審査基準を統一し(主観部分も含めて)いただきます。	精神障害者保健福祉手帳と障害年金(精神)の等級基準は同一ですが、年金が手帳よりも等級が下がる判定が出ています。審査する機関によって異なる判定が行われるというの不安があります。審査基準を統一し(主観部分も含めて)いただきます。	障害年金の判定には現在の年金加入状況を見られていると社労士から聞きました。私は身体障害者手帳も持っている、それで障害者雇用で働いているので障害年金に加入しています。しかも私が置かれている理由は障害者雇用の法定雇用率の兼ね合わせであり、一日中デスクに座っているだけで仕事がええられません。給料も再給前まで最低賃金であり、そこから社会保険料が引きされると手取りは10万円に満たない月が毎年のか月ほどあります。	個人	厚生労働省	【障害年金について】 障害年金は、障害による日常生活の困難さや稼働能力の喪失に対して所得保障を行うことを目的としており、日常生活能力や稼働能力の著しい制限といった観点に着目して、障害等級を定め、それに応じた所得保障を行っているものです。 障害年金の認定にあたっては、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」に基づき日本年金機構の障害認定審査が医学的知見に基づき行われているところですが、客観的な検査数値等で障害の程度が判断できない精神障害及び知的障害に係る認定については、地域差による不公平が生じないようにするため、「国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン」を策定し、当該ガイドラインを参考に障害等級の認定を行っています。 また、社会保険制度である障害年金制度は、障害という保険事故に対して、①初診日において当該請求人が加入していた年金制度、保険料納付要件を確認したうえで、②障害認定日における障害の状態を確認し、支給決定することとなり、障害認定日は原則として初診日から1年6か月経過した日とされています。 【精神障害者保健福祉手帳について】 精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態にあることを認定して交付することにより、手帳の交付を受けた者に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰の促進と自立・社会参加の促進を図ることを目的としております。 障害者手帳については、精神障害及び精神障害者福祉に関する法律施行令第4条に規定する精神障害の状態に基づき決定されますが、その判定については、精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について(厚生省保健医療局長通知)に基づき、精神疾患の存在と精神疾患(機能障害)の状態の確認、能力障害(活動制限)の程度を医師の診断により客観的に判定することとしております。 また、精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に必要である医師の診断書は、初め医師の診療を受けた日から起算して六月を経過した日以後における診断書に限ることとしております。	国民年金法第30条 障害年金保険法第47条	対応不可	制度の現状に記載のとおり、 精神障害者保健福祉手帳と障害年金は制度の趣旨・目的が異なるため、それぞれの制度趣旨を踏まえた認定基準が定められており、それぞれ認定基準に基づいて障害等級の認定を行う必要があること、 精神障害者保健福祉手帳と障害年金は障害の状態を確認する時期が異なっており、提出された診断書に記載されている障害の程度が必ずしも同一内容であるとは限らないこと、 などから、異なる障害等級認定されることもあり得ますとしてご理解いただきますようお願いいたします。	
59	令和5年9月22日	令和5年10月18日	1. 現在、有効期間は1年間であるが、元の国内運転免許が失効するまでの期間とする。 2. 免許のサイズが、昔のパスポートと同じで、かつ三つ折りであるが、国内運転免許と同じサイズ、丈夫な素材、1枚としない、 3. そもそも英語表記があれば、国内運転免許と同等の国際運転免許としての記載を付けられれば国際運転免許は不要となるのでそうすれば良い。	1. 有効期間1年間では、毎年更新に行かねばならないから不便、無駄である。コストも高くなる。 2. サイズが大きいと携帯しにくい、紛失や盗難に遭いや、履装時に重たいと受けにくくなる。 3. そもそも英語表記があれば、国内運転免許と同等であるが、居住地域以外で運転すると国際運転免許と要求される。1980年代には日本免許と同等の国際免許は合衆国で運転できたが、今は国際運転免許を要求すれば不便になった。	個人	警察庁	日本の運転免許を有しない者でも、道路交通に関する条約(以下、この欄において「ジュネーブ条約」といふ)に定められた様式に合致した国際運転免許証を所持することで運転することができます(道路交通法第107条の2)。 公安委員会が発給する国際運転免許証は、他のジュネーブ条約締結国が発給する国際運転免許証と区別し、「国際運転免許証」といふ(道路交通法第107条の7)。 国際運転免許等の有効期間は、ジュネーブ条約において定められており、発給の日から1年間となっている。条約上、有効期間の延長に関する規定はありません。 国際運転免許証のサイズ等の様式についても同条約の附属書10に定められています。	道路交通に関する条約(第1条第2項、同第24条第1項、第2項、同附属書10) 道路交通法第107条の2、同第107条の7、道路交通法施行規則第27条の2	対応不可	公安委員会が発給する国際運転免許証(国際運転免許証)は、日本が批准している道路交通に関する条約に定める要件に合致するものであり、具体的には道路交通法等の法令により定められています。 条約において、その有効期間について、「1年をこえないこと」とされ、サイズを含む様式についても「附属書10」に明記されており、その他の部分についても条約間の運用により変更するとはできません。 国内ではその国際運転免許証を取得するの原則として、国際運転免許証持ちは短期旅行者等の利便を目的とした制度であるため、国内免許証に英文を併記したようなものを発行しても、相手国で有効とは認められません。		
60	令和5年9月22日	令和5年10月18日	製品評価技術基盤機構(NITE)は、リチウムイオンバッテリー使用製品の回収方法について、注意を呼びかけています。ゴミに投入した製品の発火などに係る被害額は、2018年度～2021年度の間で毎年1億11億円に達するそうです。これは、産業用リチウムイオンバッテリー使用製品を適切に回収し廃棄を促すため、不潔ごみやプラスチックゴミとして、ゴミ出すしかない場合があるからだと思います。小型家電の回収ルートに乗せることが出来れば、状況は改善するはずです。	リチウムイオンバッテリー等の二次電池の廃棄の扱いは、とても難しいです。これでは、燃え尽きたりプラスチックゴミとして出されて当たり前です。小型家電の回収ルートに乗せることが出来れば、状況は改善するはずです。	個人	経済産業省 環境省	産業物処理法第7条第1項 産業物処理法第9条の9 広域的処理に係る特別の弁償となる一般廃棄物(環境省告示)小型家電リサイクル法第18条 小型家電リサイクル法施行令第14条 第28条 産業物処理法の製造等の事業を行う者及び密閉型電池使用製品の製造等の事業を行う者の使用済密閉型電池の自主回収及び弁償負担に関する判断の基準となるべき事項を定める省令	対応	一般廃棄物の処理については、市町村がその処理主体について統括的な責任を有しており、分別回収の方法は自治体の状況によって決められております。リチウム電池等についても、市町村の収集・処分体制に適合した回収方法がとられております。 収集・運搬については、市町村が自ら行うほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」といふ)に基づき許可や委託を受けた者が実施できます。 これに加えて、産業物処理法に基づく広域処理制度の活用も受け付けています。 また、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(以下「小型家電リサイクル法」といふ)に基づき再資源化事業の指定を受けた者は、本法施行令に規定するお品目について、リチウム電池を回収・処理することができます。			
61	令和5年9月22日	令和5年10月18日	労働者災害補償保険法第33条(特別加入)第1号に「厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業(厚生労働省令で定める事業を除く。第七号において「特定事業」といふ。)の事業主で徴収法第三十五条第三項の労働保険事務組合(以下「労働保険事務組合」といふ。)に同条第一項の労働保険事務の処理を委託するものである者(事業主が法人その他の団体の代表者)」と規定されています。この規定を「厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業(厚生労働省令で定める事業を除く。第七号において「特定事業」といふ。)の事業主(事業主が法人その他の団体の代表者)」と改正して頂きたい。	現行規定では、中小企業に分類されるということのみで、自ら労働保険事務の処理を行うことができるにもかかわらず、事業主が労災保険に特別加入するに労働保険事務組合へ労働保険事務の処理を委託しなければならないことになっている。 多くの中小企業の事業主は、労働者と同様な作業に従事し、労働災害の発生が危険な状況にある。中小企業に事業主として労災保険に特別加入する必要性は高いものがある。 しかしながら、中小企業といっても300人近い労働者が働いている事業所から、一人二人の労働者が働いている零細事業所まである。管理部門を設け日常的に労働保険事務を行っている事業所から、事務処理を全面的に外部に委託している事業所まである。 個別の事業所の労働保険事務処理状況を考慮すると、全て労働保険事務組合に労働保険事務を委託しなくても労災保険への特別加入ができないという事は不合理と考えられる。 労働保険事務組合に労働保険事務処理を委託する必要がある事業所は委託をし、自ら労働保険事務処理を行うことができるものは、直接労働局長へ申請できるように頂きたい。 現行では、労働保険事務組合へ事務処理の委託を必要としない事業所も労働保険事務組合へ事務処理に必要な諸資料を届け、さらに労働保険事務組合の事務委託手数料を支払わなければならない状況にある。直接労働局長へ申請できるようにすれば、このような無関係な手数料を事業主が支払う必要がなくなる。	個人	厚生労働省	労働者災害補償保険法第33条第1項は、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託する中小企業労働者災害補償保険法第33条第1項	対応不可	労働保険事務組合は、中小企業主の労働保険事務負担の軽減を図ることで、労働保険の適用の促進及び適正な労働保険料徴収の確保を図るために設けられているものです。 中小企業事業主の特別加入にあたっては、当該事業所の労働保険の適用促進及び労働保険料徴収の確保を担保するため、法令上、事務組合の加入を要件としています。 これにより、保険料としての確実性を高めているものであり、制度の円滑な運営のためには必要不可欠であるため、ご要望への対応は困難です。	△		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
62	令和5年9月22日	令和5年10月18日	登録免許税の再使用証明をした収入印紙を同一代理人が別の申請人のために活用することを禁止する	R4規制改革420提案は、登録免許税として納付した収入印紙を再使用証明した場合に同一代理人が別の申請人のために活用することを禁止する取扱いを業務上煩瑣であり禁止すべきとしないことである。これに代わって、法務省は「再使用証明の付された領収証書又は印紙を他人から譲り受け、自己の登記申請に使用する」として禁止する。また、登録免許税の再使用証明をした収入印紙を同一代理人が別の申請人のために活用することを禁止する	一であれば別の申請人のために活用することが認められているから禁止すべきであるという趣旨である。このため、R3規制改革607回答にあるような「1000円以下(未満)であれば、登記官による職権送付を拒否して放棄できる」という取扱いには承認していません。したがって、職権送付を拒否しない限り、職権送付が出た後に領収証書でもその旨が記載されていると説明したのであれば、再使用証明の申請は同一代理人にすることもできますが、その代理人がその旨の申請であれば、前の申請人は別の代理人とならざるを得ない。この領収証書又は印紙を再使用することができるように、J62(鎌倉定簿・清水溝・監修・不動産・業務)の登記に関するR4登録免許税の取扱い(令和5年10月20日)をめぐって、R4(登録免許税・清水溝・監修・不動産・業務)の取扱いについては、法務省の見解もかわらず現場の登記官は再使用を認めているという点である。それが事実であれば、法務省は、登記官が加担した業務上煩瑣の事実を、行政機関の法遵守として認めるべきではない。したがって、違法行為は行われていないと事実認識しているのは法務省自身である。もともと、権利関係は「制度の現状欄に記載した再使用証明に関するこれらの例等は、いずれも、再使用証明をした収入印紙を同一代理人が別の申請人のために活用することを認めたものではありません。」と、あたかも他人のための再使用を認める別の趣旨があるような書きぶりをしていないから、別の趣旨が用いられているのかもしれない。	商業登記センター 法務省		訂正の上再提出する旨のもとに登記申請を取り下げ、貼付用紙の未使用証明を受けた収入印紙につき、事情の変更により再提出を中止した場合、同一登記所でこれを別の登記申請に使用しても差し支えありません。 本人甲の代理人Aが受けた再使用証明を、後日、同一事業につき本人甲から依頼を受けた代理人Bが当該再使用証明を添付して登記申請することができます。 再使用証明の付された領収証書又は印紙を他人から譲り受け、自己の登記申請に使用することはできません。	昭和34年1月28日民事 第12号 登記研究424 登記研究442	事実認識	制度の現状欄に記載した再使用証明に関するこれらの例等は、いずれも、再使用証明をした収入印紙を同一代理人が別の申請人のために活用することを認めたものではありません。
63	令和5年9月22日	令和5年10月18日	専有部分の建物の名称を変更する登記の申請義務をなくし、公序良俗に反する名称以外は却下しないこと	R4規制改革465提案は、区分建物の専有部分の名称を自由に変更できることである。これに代わって、法務省は、専有部分の建物の名称の変更登記申請には添付書類は不要であり、すなわち自由に変更することができることと回答した。しかし、法務省の説明は、専有部分の建物の名称の変更は表示登記の一種であり当然表示登記の通則に準拠されるという前提がある。登録免許税の申請義務をなくし、公序良俗に反する名称以外は却下しないこと	一変更の日から1か月以内に申請義務があるから、所有者は名称の変更を意思したときは1か月以内に申請しなければならず、仮に申請が却下されても、別の名称をいつか取り戻すために申請しなければならないことである。申請しないとは過料なんですよ。申請のたびに登記官は審査することになって、制してとダメなんです。また、法務省の回答では「一種の建物の名称と専有部分の名称が相違する」と理由に、却下されることも考えられるようにした。外国籍や外来語のコンラスで登記官が判断するのは商業登記の原則を尊重し、且実で必要でなかったか。か。たとえば、「鈴木マンション」の101号室を「山田マンション」として建物の名称の変更については公示・混同を招くおそれがあるならば、「Suzuki Mansions」(複数形)や「Sato Mansion」(単数形)にする場合はどうかなのか。英語ではなく、アルファベットで登録したらどう。登記官の権限を尊重して「本司法官」だと認めても、正統的司法権でさえ外国語は翻訳を提出させている。登記の論議を教えるだけの登記官がどうしてその外国語を判断できるのか。この仕組みにそもそも無理がある。したがって、建物の名称の変更については表示登記の一般通則から除外すべきである。類似高層の制度を模倣したように、建物の名称も公序良俗に反しない限り自由に決めればよい。システムも導入してしまえば、そもそも、専有部分の建物の名称を控えてしまうのも一案。登記官が決めるシステムの家屋番号がほぼ任意番号なので重複してはならない。	商業登記センター 法務省		不動産登記法第44条第8号において、一種の建物の名称として、「建物又は附属建物が区分建物である場合であつて、当該建物又は附属建物が属する一種の建物の名称があるときは、その名称が登記事項として定められており、同条第4号においては、専有部分の名称として、「建物の名称があるときは、その名称」が登記事項として定められています。また、不動産登記令第5条第8号において「建物又は附属建物が区分建物である場合であつて、当該建物又は附属建物が属する一種の建物の名称があるときは、その名称」を申請情報として申請し登録することができることとされています。そして、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、「第十四条第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる登記事項について変更があつたときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人(共用部分である原の登記又は団地共用部分である原の登記がある建物の場合)または、所有者(は、当該変更があつた日から一月以内)に、当該登記事項に関する変更の意思を申請しなければならない(不動産登記法第1条第1項)と規定されています。	不動産登記法第44条 民法第51条	対応不可	不動産の表示に関する登記が、権利の客體たる不動産の状況(現況)を明確にすることによって、不動産登記の安全及び円滑を図るべき登記制度の基礎をなすものであることからすれば、建物の名称の変更に関する申請義務をなくすることは適当ではないと考えられます。 公示・混同を招くおそれがあるような建物の名称の申請がされた場合には、当該申請は却下される可能性があると考えます。
64	令和5年9月22日	令和5年10月18日	一般旅券の発給申請の電子化について	旅券法第3条に基づく一般旅券の発給申請を電子化したことについて	都道府県における一般旅券の発給業務は、遅延を極めている。東京都の4スタートセンターでは一般旅券の新規申請のため、整理券を受け取って以降の待ち時間が2時間を超えることが常態化しており、また整理券を受け取るのにも長蛇の列ができており、申請するの1日がかりとなっている。東京都だけでも毎日何百人という人が旅券の申請のためだけに何時間待ちを要するといった異常事態になっており、これによる経済損失は計り知れない。 対面業務の取扱いについては令和元年より情報政策推進計画で定められている。現状、旅券のいわゆる更新についてはマイナンバーにより申請することが可能となっているが、新規申請については対面の手続のみ行われている。 旅券法第3条第3項に基づき、都道府県知事は旅券の申請者の本人確認を行うこととしているが、この確認は対面に行わなければならない。現に更新申請においてはマイナンバーカードにより確認が行われているものも認識している。こうした状況を踏まえ、外務省は一般旅券の発給業務における待ち時間の短縮について調査を行うべきである。その結果に応じて、現在の旅券の更新申請において、特段の問題が感じないのであれば、外務省及びデジタル庁は一般旅券の新規申請がマイナンバーにより行えるようシステムを整備し、また待ち時間の短縮に向けて地方公共団体に技術的助言を行うなど、必要な対策を行うべきである。	個人 外務省 デジタル庁		令和5年3月27日から、旅券の発給申請手続が一部オンライン化されました。具体的には、旅券の残りの有効期間が1年未満で、旅券の記載事項を変更しない場合に新たな旅券の発給を申請する、いわゆる切替申請の場合は、電子申請も可能となっています。その場合、申請時の旅券事務所なしに在外公館への出張が必要ありません。国内ではマイナンバーを通じて、国内では省管区庁・00Rネットへの登録情報提供した在外領事館旅券申請システム(Aアプリ)を通じて、電子申請が可能となっています。	旅券法第3条 旅券法施行規則第2条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第15条第2項 旅券法第6条	対応	令和5年3月27日から全都道府県で、旅券切替のオンライン申請が開始されており、一部府県においては、新規申請時に必要な再発給料を郵送提出することで、新規申請についてもオンライン申請が可能となっています。 令和6年度には、法務省が構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を利用することによって、戸籍簿の添付書類が不要となり、これにより、旅券の新規申請についても、全都道府県においてオンライン申請が可能となる見込みです。 こうした取組を通じて、申請者の利便性向上と旅券事務の効率化に取り組んでいきます。
65	令和5年9月22日	令和5年11月15日	健康保険の被扶養者資格再確認のマイナンバー活用	毎年行われる「被扶養者資格再確認」について、所得証明書の提出が、健保組合から求められる。(専業主婦が専業主婦認定を受けるため、という理由から)上記書類は個人で役所から紙で取得しなければならないが、健保組合のマイナンバーで照合できるのではないか(異体照合を必要としない。専業主婦が専業主婦認定を受けるため、という理由から)非該当の回答は返送するはず)可能であれば、義務化する等、一定の強制力を持つての実施を検討いただきたい。	次の効果が見込まれる。 -取得する個人についても、時間と費用の削減 -健保組合、役所についても、業務量の軽減 そもそも健保組合が欲しいのは「情報」であって、「紙」ではないはずなので、マイナンバー活用がもっと以前から検討されてしかるべき。 (健保組合をマイナンバーに統合する南東)	個人 厚生労働省 デジタル庁		健康保険法施行規則第50条第5項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第15条第2項 旅券法第13号イ、同条第14号イ、第3条第14号イ、同条第15号イ	その他	健康保険の各保険者は、情報提供ネットワークシステムを通じて、被扶養者の収入に関する情報の提供を受けることが可能となっております。 その上で、被扶養者に係る確認は各保険者において実施するものであることから、「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会」に必要な費用や「確認に伴う事務負担」を考慮した上で、各保険者の決めた方法によって行うこととしております。	

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
66	令和5年9月22日	令和5年10月18日	死因隠蔽で受贈者が先に死亡した場合に有効が生じないとする94条1項の適用については解釈が分かれている。法務省の立場は受贈者の生存が必須らしい。それはどうでもいい。問題は、生存必要の立場でも遺言事項の意思によって受贈者死亡の場合はその相続人に贈与するとしていた場合、字状でこれを新たな死因隠蔽とみなす目的の合意を仮登記できるようにする	死因隠蔽とは遺贈の規定が準用されるが、受贈者が先に死亡した場合には有効が生じないとする94条1項の適用については解釈が分かれている。法務省の立場は受贈者の生存が必須らしい。それはどうでもいい。問題は、生存必要の立場でも遺言事項の意思によって受贈者死亡の場合はその相続人に贈与するとしていた場合、字状でこれを新たな死因隠蔽とみなす目的の合意を仮登記できるようにする。受贈者名義の仮登記は相続人が承認でなし、誰が相続するのかわからない段階で仮登記するものもふりだろ。死因隠蔽が仮登記できないからとなく、登記手続においてその必要性があるとしている事情として、一	一何らかの方法で受贈者の相続人が仮登記できるようにすべきではないか？そもそも受贈者が先に死亡した場合は仮登記を承認できないとするのは、仮登記が早く受贈者にできることが前提ではないか？仮登記の登録免許料は240の登録免許料法第11条第60円だったものが1/1000になり、現在は10/1000である。何種仮登記の値上げは登録業者が片手端から担保物件に仮登記を付けていた昭和時代の対策だったはずで、そうすると現在の登録免許料政策と不合法政策とは仮登記が本登記になるという前提で取られているはず。したがって、死因隠蔽の仮登記に関しては受贈者が先に死ぬか贈与者が先に死ぬかのギャンブルの使い捨てで、上記政策の動機は相容れない確実性を伴っている。したがって、受贈者が先に死亡した場合は相続されるべきであるが受贈者が先に死亡した場合は、通常の所有権登記とは異なる取り扱いが必要になる。方法書、仮登記権利者を本当の権利変更のように扱いつつ、1.住所名、2.その相続人、方法書、実情種のように特約を登記可能にする。特約、受贈者死亡の場合はその相続人に贈与する。方法書、登録免許料1回分で受贈者の推定相続人までまとめて後順位仮登記を認める。誰が登記簿のようにならぬ相続人が行われるから死因隠蔽制度が受贈者の相続人に承認されることは贈与者において当然に予測されるはずで、それを除外する特別の意思表示がない限り、認めればいんじやないですか？	商業登記センター	法務省	死因隠蔽に基づく不動産登記法第3条各号に掲げる権利の設定等に関して、同法第105条第2号に定める請求権を保全しようとするときは、仮登記をすることができず。	不動産登記法第105条第2号	事実協議	制度の現状欄に記載のとおりです。	
67	令和5年9月22日	令和5年10月18日	QRコード登記申請の印刷を法務局で行い、添付書類の審査はデジタル化する	登記の申請方法には、申請情報をオンラインで送信しつつそれを印刷した書面を提出して受付されるQRコード申請がある。取得は申請情報と送付情報とが分離するオンライン申請の特長方式が原則化しているが、申請内容が複雑なものは多くの矛盾が顕在化している。これに別してQRコード方式は不動産登記法の場と適合的である中にも、特約方法の後の主流となるように位置づけられるべきである。方法書、印刷した書面の送付で受け付ける手続は審査申請のルールを踏襲しているだけなので合理性もない。方法書申請が削減しているのに審査が必要なものを、書面とオンラインとの二重読を見直し、R4規制改革18で提案した申請情報	一と添付情報とがそろった段階で受付すべきである。法務省は「登記の申請のための要件が揃っていないにもかかわらず、順位確保を目的とした申請がされること防止するため」と意味不平等な回答がこれだ。送付書類送付時に付番すれば「順位確保」の支障はない。申請人負担は軽減され、受付の先後も明確である。申請情報とつながりは添付書類にQRコードや送信番号を印刷すればよい。次に、送付書類はR4規制改革48で提案した、オンラインで作成した登記届明細情報や委任状PDFで印刷して作成者署名押印した書面を、OCRを使用するシステムによって読み取る方法を制度化する。この方法は完全オンライン申請では導入できない利点である。各書類の内容を矛盾なく適合して作成できる申請人や代理人の補正リスクが減少するだけでなく、法務局側の手作業もほぼ自動化できる。したがって、一般人と比べて登記届提出経路はここを審査付できるが、申請人法務局双方の相対コストも削減できる。法務局側では検索適用されて1万円は軽減してほしいの金額を支払ってほしい。加えてCOIの策でもあるので、同じものをウェブ上で購入するだけで10万円は100万円以上するようであれば、これを制度で提供するのは採り得るであろう。ただ無慮に個人間の取引を可能にしてしまうと、偽造や危険な物が届くことになるので、やはり自分自身の取扱いを控える必要がある。あるいは政府が提供したオンラインサイトで限定で危険物の買い取り販売を行うようにするのが安全かと思えます。買い取りたるの医薬品は定価の〇割引きで販売し、買い取った先売品の医薬品=ジェネリック医薬品くらいの金額くらいで販売する方が安全かと思えます。	商業登記センター	法務省	「QRコード申請」は、QRコード付きの書面申請であり、登記手続上、書面申請と同様に扱われます。QRコードは、登記申請の作成に際する申請人の手間の削減や、物件情報の入力誤りの防止、登記申請状況の把握等のために導入されたものです。	不動産登記規則第56条第3項	事実協議	制度の現状欄に記載のとおりです。	
68	令和5年9月22日	令和5年10月18日	病院に行くと薬をもらいますが、飲み残った薬をどう処分するかわかりません。飲み残った薬をどう処分するかわかりません。飲み残った薬をどう処分するかわかりません。	飲み残った薬をどう処分するかわかりません。飲み残った薬をどう処分するかわかりません。飲み残った薬をどう処分するかわかりません。	食料品ではフードバンクという無償引き取り制度がありますが、薬は食料品のように安値ではないことから、消費者心理としてはやはり換金したいと思うのが普通だと思います。私も花粉症用飲み薬がおよそ1年分の残薬がありますから、処方箋薬局では換金適用されて1万円は軽減してほしいの金額を支払ってほしい。加えてCOIの策でもあるので、同じものをウェブ上で購入するだけで10万円は100万円以上するようであれば、これを制度で提供するのは採り得るであろう。ただ無慮に個人間の取引を可能にしてしまうと、偽造や危険な物が届くことになるので、やはり自分自身の取扱いを控える必要がある。あるいは政府が提供したオンラインサイトで限定で危険物の買い取り販売を行うようにするのが安全かと思えます。買い取りたるの医薬品は定価の〇割引きで販売し、買い取った先売品の医薬品=ジェネリック医薬品くらいの金額くらいで販売する方が安全かと思えます。	個人	厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて、医薬品は医薬品販売業（以下「薬局等」という。）の許可を有していない個人が所有する医薬品を転売することは、品質や有効期間の管理が十分にならぬおそれ、偽造医薬品が流通経路に混入するリスクがあり、公衆衛生上危害を生ずるおそれがあるため、個人が薬として医薬品の販売を行うことは禁止されています。また、平成29年に個人が処方箋医薬品を持ち込んだバーレーン総合の偽造医薬品が原因と流通した事案が検出され、薬局等は医薬品の取引時に取引相手が必要な業許可を有する事業者であることの確認等を行い、業許可を有しない個人から医薬品を購入しようとする必要措置をとることが定められています。		対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。なお、ご提案の趣旨である残薬の削減に当たっては、残薬が生じないよう医療機関、薬局で対応いただくことが重要です。残薬がある場合には、残薬の状況を含む廃棄状況について医師、薬剤師に相談し、処方、調剤ごとの数量等の適正化を図っていただきますようお願いいたします。	
69	令和5年9月22日	令和5年10月18日	移送取換所の配管等の構造に関する規制合理化	移送取換所の配管等の構造は、製造所、貯蔵タンク貯留所等の配管の基準より厳格しが、移送基地内に関しては他の危険物施設と構造基準とは同等の基準への合理化を要する。	《審査・不具合の内容》 1)第28条の5第2項第5号 配管の最小径寸の基準に適合する為、使用条件が同じプロセスでも、移送取換所の特別規格を持つ必要があり、設備管理が複雑になっている。 2)前条第28条の16第7号 配管の漏洩に際する維持管理上必要な関係と適合させるため、現設設備からの改造が難しくなっている。取替え補修に関して、一部ルートを変えたい状況であっても、適度ですべて実現しにくい。 3)製造所、貯蔵タンク貯留所等その他の危険物施設で使用している配管も、使用条件に満たざる技術的規格を持った構造の物を使用している。また、異常現象(特に漏洩)が発生しても移送基地内では他の危険物施設で発生するのと影響は変わらない。 4)設備の維持管理は、移送取換所もその他の危険物施設も同じレベルで管理している。基準が緩和されると設備管理上は確保を担保していると考え。 《審査実施によるメリット》 -特別規格が無くなら設備管理がシンプルとなり、規格間違いがなくなり、規格管理の労も軽減され、競争力の向上となる。 -補修時の手続きが不要、または軽微な漏出レベルとなり早期の工事着手から運用再開が出来る、競争力の向上となる。	石油化学工業協会	総務省	〇移送取換所に求められる基準について 配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備に移送取換所は、その配管が当該移送取換所を保持する事業所の敷地内ならず、第三者の敷地等を通ずるものであり、 -危険物第28条の16第7号は火災が発生した場合には、社会的影響が高いため、事故防止の観点から必要な技術上の基準を定めているものです。 -危険物の規制に関する規則(以下「危険物規則」という。)第28条の5第2項第5号に規定する配管の規格については、移送取換所の配管等は、第三者の敷地等を通ずることから、配管の最小径寸の規格値を明示していますが、他の危険物施設と異なり、所有者等が製造所、貯留所又は取換所の位置、構造又は設備を変更しようとする場合には、事前に市町村長等へ変更申請が行われ、技術上の基準等について確認していますが、保安上の問題が生じないものについては、変更許可の手続きを要しないことと運用通知で示されています。ただし、移送取換所の配管等の変更工事については、現状、軽微な変更工事に該当しないものとして扱っています。	規程第28条の5第2項第5号 規程第28条の16第17項第7号 消防法第11条第1項平成14年消防法第49号	検討予定	移送取換所は、第三者の敷地等に設置され、万一、漏洩又は火災が発生した場合、当該敷地に与える影響が大きいため、安全上の観点から、技術上の基準を定めており、他の危険物施設と同様の規制とすることは適切でないと考えます。 一方、移送取換所の変更許可等の取扱いについては、保安上の問題が生じない変更工事について整理を行い、軽微な変更として許可を要しないものの範囲について検討します。	

規制改革・行政改革ホワイト紙検討要請項目の現状と対応策

Table with 8 columns: 番号 (No.), 所管省庁への検討要請日 (Request Date), 回答取りまとめ日 (Response Date), 提案事項 (Proposal), 提案の具体的内容 (Specific Content), 提案理由 (Reasons), 提案主体 (Proposer), 所管省庁 (Responsible Agency), 所管省庁の検討結果 (Review Results), and ワーキンググループにおける処理方針 (Working Group Policy). The table lists 72 proposals across various sectors including safety, labor, and industrial regulations, detailing the current status of each and the government's response strategy.

規制改革・行政改革ホワイト紙検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
74	令和5年9月22日	令和5年10月18日	高圧ガス認定事業所の設備管理部門に関する資格制度の新設	高圧ガス保安法の認定事業所基準のうち、設備管理当班員(コンビ製薬用事業所のみ)に属する者の50%以上が製造保安責任者免状又は非破壊検査技術に関する資格を有していることが条件となっている。このうち非破壊検査技術に関する資格は当該表示の履歴内容欄に(注)非破壊検査資格取得が認定するNDIレベル以上の資格が指定されている。一方で設備管理担当の組織員(実務)に検定を行う場合はほかでなく、主に検査の計画や結果の判定を行っている場合もある。後者の場合は、既に検定を行う技術者を認定する資格とは別に、非破壊検査の計画及び結果判定の能力を認定する資格制度の設け、その資格取得者を有資格者と認めて欲しい。	NDI2種は非破壊検査技術者(NDIレベル2への制度変更により10年毎の再認証試験時にも実試験が行われるようになった。) 本再認証試験は非破壊検査の業務者に対する技能維持に重点が置かれており、日常的に検査業務を行っている者でも合格が難しく、複数回の受験が必要となる場合もあるのが現状である。 よって、認定事業所の設備管理を担当する組織員のように主に検査の計画や検査記録による判定の業務を行っている者は、法令の要求を満たす知識・能力を有しているが、検査業務そのものは未熟なことから再認証試験の合格が難しく、法令で定められている役割と資格の間で要件に差がある状況と考える。 「高圧ガス保安法認定業務実務者及び認定保安検査実施者の設け」に係る事業所の体制を定める告示(注)では設備管理を担当する組織の役割として「高圧ガス設備を主として検査を行うこと及びその方法を定めること」としており、非破壊検査作業そのものを実施する事は必須ではなく、協力会社等に依頼する事が許されている。よって、設備管理部門所属者にNDI2種資格者と同程度の知識、検査結果判定能力があれば、「検査方法を定める」「検査結果の判定を行う」等の法令の要求を満たすことが十分可能と考えられる。 溶接士と設備管理技術者の資格が異なるように、非破壊検査を実施する技量も必須ではない設備管理を担当する組織に所属している者については非破壊検査技術者資格のうち10年毎の再認証試験時の実試験を免除して頂きたい。 高圧ガス認定事業所の設備管理部門の有資格者の確保が容易となり業務効率も向上する。	石油化学工業協会	経済産業省	高圧ガス保安法 認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の体制を定める告示(注)17年12月30日経産省省令第98号/10条2項号八、コンビナート等保安規則第5条の上欄三の項下欄第六号、同規則第第六号の上欄三の項下欄第三号、同規則別表第八の上欄三の項下欄第三号	事業認証	配管種の検査を行う者については、非破壊検査技術が要求される資格も保安上有用であると考えられるため、NDI2種も認めることとしています。 一方、非破壊検査を実施する技量も必須ではない設備管理担当者については、製造保安責任者免状を取得すればよいと考えられています。		
75	令和5年9月22日	令和5年10月18日	育児を取得すると点数が下がって、子が保育園から遠い出かける場合がある問題の解消	男性育児取得率の公表企業を拡大するなどとして要件を緩和する立場だと思いが、育児を取得すると点数が下がって、子が保育園から遠い出かける場合がある問題があります。この問題の解消も推進していただきたいです。	保育園は保育に欠ける児童を保護するための福祉施設であるからといって、育児終了時に子が保育園に預けられる保証が無いものから、育児を取得する点数が下がって、子が保育園から遠い出かける場合がある問題が解消されません。少子化対策として全体を俯瞰して見ると、育児を怠らなければ、子が保育園から遠い出かけるなどとは発生しはしません。総合的な判断ができるよう、国から指導・連携するようしてください。	個人	こども家庭庁	ご指摘いただいたように、保育所は、保護者が労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき子について保育を必要とする場合において、利用が認められるものです。 一方、保護者が育児休業を取得することになった場合、休業開始前日に保育所等を利用していたことについては、保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえ、①次年度から学校入学を控えるなど、こどもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合、②保護者の健康状態やその他の発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など市町村が児童福祉の観点から必要と認めるときは、保育の必要性に係る事由に該当するものとして、継続して利用が可能である旨を、通知でお示ししています。 また、育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設等の利用を再度希望する場合や、育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設又は地域型保育事業の利用を希望する場合などについては、優先利用の対象となる事項として考えられるものである旨を、通知にてお示ししております。	児童福祉法第24条第1項 子ども子育て支援法第18条第1項第2号、同法第3号 子ども子育て支援法施行規則第1条の5第9号 平成28年01月10日府政共第869号通知	対応不可	左記のとおり、保護者が育児休業を取得している場合、当該保護者の子どもが既に保育所等を利用しており、育児休業期間中も引き続き保育所等を利用することが必要であると市町村が認めるときは、継続利用が可能としています。 また、育児終了時の再入所の際の利用調整の考え方についても、左でお示しした通り、通知を发出していることです。	△
76	令和5年9月22日	令和5年10月18日	「登記識別情報の番号化」の包括委任を認め、委任状を原本送付すること	R3規制改革702提案は、分譲新地の登記識別情報が分譲元と同一であるため、いずれか一筆について代理人に登記識別情報を提供すれば他の土壌についても明らかになり、委任状本人が登記識別情報を把握する意味がなくなるから別個の登記識別情報を発行すべきであるとしたものである。これに対して法務省は「法の趣意を正しく理解し、本人による不正使用によるものであり、登記識別情報制度自体には問題ないとする。すなわち、本人から代理人へ登記識別情報を教えることは致して認知することではなく、代理人から登記簿へ提供しプロセスにおける委任事項としてのみ証明する必要があるという意味であろう。そうすると、本人から交付」	一された委任状に独立した項目として「登記識別情報の番号化」の委任があれば、それは当該登記申請のために作成された委任事項ではなく、他の登記申請にも適用し得る独立した委任事項として委任状の原本送付が可能になるはずである。委任事項として「登記識別情報」に「登記識別情報を提供すること」という表現もあり、それは当該登記申請に限定しているため原本送付はできない。一方、こうした特定をせずに委任すれば、委任者の意思は「今回は登記識別情報を発行すべきである」という趣意であると捉える。委任者の「同じ」が「同じ」の場合に限り原本送付はできない。したがって、登記申請の目的は「当該申請のために作成された」場合であるとする規定がでない場合は原本送付はできると捉える。たとえは、大使館等が住所証明書として発行する在留証明書には使用目的が「大使館等」に限定され、かつ「不動産登記申請の目的」と記載されているにもかかわらず原本送付は認められる。これは当該不動産登記申請のみでなく、他の登記申請にも使用するかもしれないという可能性を前提しているからであろう。在留証明については「当該登記申請の目的」と限定されないにもかかわらず、番号化の委任については登記業務では委任状の原本送付が認められていない。すなわち、私的自治が支配する登記契約のほうこそ政府が統一に判断できない事情ではないか?したがって、番号化規定等で当該申請に限定されずに「登記識別情報の番号化」の委任事項がある委任状についても原本送付できないれば仕様が合わない。	商業登記センター	法務省	不動産登記法第55条第1項において、「書面申請をした申請人は、申請書の添付書類の原本の送付を請求することができる。ただし、当該申請のためにのみ作成された委任状については、この限りでない。」とされています。	不動産登記規則第55条1項	対応不可	申請書の添付書類として提出された委任状が、不動産登記規則第55条第1項ただし書の「当該申請のためにのみ作成された委任状」として原本送付されるべきかどうかは事実上どのように判断されるものであり、一概にいうことはできません。	
77	令和5年9月22日	令和5年10月18日	銀証証上に伴う銀行手続きの法規制緩和	銀行での口座所有者の連絡先住所変更を本人確認書類による任意の手続きに変更できるように規制緩和すること	本邦においては銀行口座の(1)所有者住所とcorrespondence addressが同一になるように義務付けられ(2)本人確認書類には本人確認書類に記載の住所にのみ住所変更が可能になっている。 この結果、海外駐在における日本輸出時において、邦銀は非居住者に対する口座の取り扱いや各種規制などの種々の制約の矛盾を回避するため、口座の所有者を実家へ設定するよう勧め、(3)保険証の住所を実家の住所に手書きで書き換えようことを含む書類確認の規制回避している。近々まではレポートでも同じような対応が取られたがいよいよ手段がなくなっている。 このため、(1)のように口座所有者と連絡先住所を別々に住所のない本人確認書類をもつ「Correspondence 住所を実家等に登録できるようにしたり、(3)のように弾力性のある本人確認書類を提示する(2)のように住所のない本人確認書類で手続きできるようにするかのいずれかの規制改革が必要である。 銀行に様々な条件を課し、海外輸出者が銀行口座を売買的に維持できないようにしている仕組みを改めて欲しい。	個人	金融庁 銀行	銀行は、顧客が口座開設等を行う際、取引時確認として顧客の「本人特定事項(氏名、住居及び生年月日)」を確認することとされており(犯罪収益移転防止法第4条第1項)。また、確認した「本人特定事項」の情報に基づき、顧客が住所変更を行った際、銀行が顧客に改めて本人特定事項の確認を求めるとは、上記の法律の規定を踏まえた措置となりますが、当該措置の具体的な方法については規定されておりません。また、所有者住所と連絡先住所(法第4条第1項の規定による取引時確認の一環として送付する文書の送付先を除く。)について一致させなければならないものとする規定はございません。	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条第1項及び第11条	事業認証	各銀行における外国居住者向けのサービスについては、当該銀行に個別にご確認願います。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
83	令和5年10月20日	令和5年11月15日	刑法175条の廃止もしくは除外事項の規定を行う改正	現行の刑法175条は、わいせつ物の頒布や公然陳列を犯罪としていますが、保護法益が不明確であり、被害者の感情に存在が認められない被害者存在犯罪の性格を帯びています。法律が罰則を定める際、その背景には明確な被害者や社会的危害が存在するべきであり、175条はこの基準を満たしていないと言えます。何を「わいせつ」とするのかの基準は非常に主観的で、これにより不当な逮捕や起訴のリスクが高まっています。このような法律が存在することで、芸術家やクリエイターの創作活動にも影響を与え、表現の自由を損なう可能性が考えられます。このような被害を考慮し、刑法175条の廃止を強く提言いたします。	1.**表現の自由の確保** -刑法175条は、何を「わいせつ」と判断するかの基準が主観的であり、多様な表現活動に対する制約となっています。この法律の存在は、クリエイターや芸術家たちの自由な創作活動を妨げる可能性があります。その廃止により、より多様で豊かな表現活動が促進されるでしょう。 2.**経済的効果としてのクリエイティブ産業の振興** -表現の自由が確保されることで、映画、漫画、文学、アートなどのクリエイティブ産業が活性化される可能性があります。これにより、関連する産業の成長、雇用の拡大、消費の促進が期待されます。 3.**法的リスクの低減とコスト削減** -「わいせつ」の基準が不明確であるため、現在、多くの企業やクリエイターが法的リスクを回避するために自主規制を行っています。これが創作的制約となり、無駄なコストを生む場合も考えられます。法律の廃止により、このようなリスクやコストが削減されるでしょう。 4.**国際的評価の向上** -表現の自由を確保することで、日本のクリエイティブ産業の国際的な評価や受容が向上する可能性があります。これは、海外展開を考える企業やクリエイターにとって大きなメリットとなるでしょう。 5.**社会的効果としての多様性の尊重** -表現の多様性を尊重することで、社会全体が多様性を受け入れる文化を築くことができます。これにより、よりオープンで包括的な社会を実現するための基盤が築かれるでしょう。	個人	法務省	刑法175条は、第1項において、わいせつな文章、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者及び電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者を、第2項において、有償で頒布する目的で、第1項の物を所持し、又は第1項の電磁的記録を保管した者を処罰することを規定しています。 刑法175条のうち「わいせつ」とは、最高裁判所の判例によれば、「徒らに性欲を興奮又は刺激せしめ、かつ、普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反すること」というと解釈されています。	刑法175条	対応不可	刑法175条にいう「わいせつ」の意義は、制度の現状欄に記載のとおりであり、明確性に問題はなく、同条は、個別の事案に応じて、収集された証拠に基づき適切に運用されているものと承知しています。したがって、刑法175条を廃止する必要はないと考えます。	
84	令和5年10月20日	令和5年11月15日	成人向け表現の無修正化	現状成人向け内容を含む作品を発表する際、刑法175条によって検閲を直接検閲でせず、該当箇所をモザイクや黒塗り等で修正することが事実上必要とされる。上記の修正をせずとも成人向け表現ができるように刑法175条の撤廃を求めます。	1. 自由な性器描写が可能になることにより成人向け作品の表現の幅が広がり、新規作品の流通とその消費が見込まれます。 2. 修正作業という手間・コストが削減できます。 特に一度に何百何千枚というイラスト出力可能な生成AIにおいて、1枚ずつの修正作業が必要となくなるのは大きな時間短縮化となり、AI分野における発展にも繋がります。	個人	法務省	刑法175条は、第1項において、わいせつな文章、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者及び電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者を、第2項において、有償で頒布する目的で、第1項の物を所持し、又は第1項の電磁的記録を保管した者を処罰することを規定しています。 刑法175条のうち「わいせつ」とは、最高裁判所の判例によれば、「徒らに性欲を興奮又は刺激せしめ、かつ、普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反すること」というと解釈されています。	刑法175条	対応不可	刑法175条にいう「わいせつ」の意義は、制度の現状欄に記載のとおりであり、明確性に問題はなく、同条は、個別の事案に応じて、収集された証拠に基づき適切に運用されているものと承知しています。したがって、刑法175条を廃止する必要はないと考えます。	
85	令和5年10月20日	令和5年11月15日	刑法175条の廃止	刑法175条の廃止	本法律ではわいせつ物とされる表現物を無修正に取り組み、国内のクリエイターの表現を不当に萎縮させている。これは明らかに憲法21条に反する違憲な法律である。政府が掲げるAI成長戦略においても障害となる法律である。 また、本法律が法益とする性的道徳というも、性の多様化社会において時代に時代錯誤なものであり、無修正第19条に反するものであるとも言わざるを得ない。 さらに、G7加盟国の中心性器無修正のポリシーを擁護しているのは日本だけである。このまま「性=悪」という道徳観を法律で強制することはむしろ国民の正しい性教育を妨げることとなる。 もし175条が撤廃されたら、クリエイターのより活発な創作活動が実現されることとなり、より豊かな文化活動が期待される。また、海外では日本の伝統的書画をはじめ、近代のポルノメディアも文化として高く評価されているため、本法律が撤廃されれば経済活動も活発になるだろう。	個人	法務省	刑法175条は、第1項において、わいせつな文章、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者及び電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者を、第2項において、有償で頒布する目的で、第1項の物を所持し、又は第1項の電磁的記録を保管した者を処罰することを規定しています。 刑法175条のうち「わいせつ」とは、最高裁判所の判例によれば、「徒らに性欲を興奮又は刺激せしめ、かつ、普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反すること」というと解釈されています。	刑法175条	対応不可	刑法175条にいう「わいせつ」の意義は、制度の現状欄に記載のとおりであり、明確性に問題はなく、また、同条は、憲法21条等に違反するものでもなく、個別の事案に応じて、収集された証拠に基づき適切に運用されているものと承知しています。したがって、刑法175条を廃止する必要はないと考えます。	
86	令和5年10月20日	令和5年11月15日	刑法175条廃止に関する要望	主にデジタルコンテンツにおける性器表現の多重規制をなくすための要望 性器表現については成年向け指定としてゾーニング区分け規制されているにも関わらず、実写・漫画(イラスト)・アニメーション等を問わず、全ての表現物にさらなる規制やモザイクや塗りつぶしを強いる無修正作業をなくし、時代の流れ、そして世界の標準に合わせた表現の自由を実現することを目的とし、当要望を提出するに至りました。	「性器描写が無修正だと悪影響を及ぼす」といった科学的根拠や論文が国会図書館の閲覧ですら見ることができないにもかかわらず、曖昧な定義かつ追加課税によって拡大解釈することも可能な多重表現規制を100年以上に渡ってクリエイター作家・制作者へ強いいる規制が「カーン」な理屈へ変えるために当要望を提出させて頂きました。 インターネットが広く普及した許今の日本において、海外の無修正デジタルコンテンツを簡単に閲覧できるようになりました。海外では性器表現に対してゾーニング済であれば自由な姿勢をとっているのに対し、日本は1907年(明治40年)に制定された法律が未だに存在し続けています。 このことにより、クリエイター側の負担を大きく増やしているのみならず、本来であれば日本国内の会社や個人・団体のイラスト・アニメーション等を問わず、どこに支払われるはずだったお金が無修正表現を可視している海外の企業へ流れているという状況が発生しています。 矢野経済研究所が発表した2016年の国内デジタル市場の経済効果は46兆9,763億円と算出されています。仮に刑法175条による性器表現規制が廃止された場合、クリエイター側はより多くの創作物を早く、自由に生み出せる環境を創出することができ、さらなる経済効果が期待されます。 結果的に、それらの多額のお金が日本の経済を飛躍的に成長させる起爆剤にもなり得ると考えております。 刑法175条の規制緩和(成人指定済であれば性器表現は自由)へ向けて、本当に真摯な議論をして頂きたいと切に願っております。 何卒、関係省庁、議員、警察、自治体等の方を交えた本格的な議論を行って頂きますよう、よろしくお願いたします。	個人	法務省	刑法175条は、第1項において、わいせつな文章、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者及び電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者を、第2項において、有償で頒布する目的で、第1項の物を所持し、又は第1項の電磁的記録を保管した者を処罰することを規定しています。 刑法175条のうち「わいせつ」とは、最高裁判所の判例によれば、「徒らに性欲を興奮又は刺激せしめ、かつ、普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反すること」というと解釈されています。	刑法175条	対応不可	刑法175条にいう「わいせつ」の意義は、制度の現状欄に記載のとおりであり、明確性に問題はなく、同条は、個別の事案に応じて、収集された証拠に基づき適切に運用されているものと承知しています。したがって、刑法175条を廃止する必要はないと考えます。	

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
87	令和5年10月20日	令和5年11月15日	刑法175条の廃止について	刑法175条を廃止する。	現在、刑法175条の存在により、アダルトコンテンツにおいて性器を無修正で載せることは大人同士のやり取りに限定する等、レーティング措置の有無も関係なく違法とされています。ただし、基準が明確でないため、例えモザイクをかけていたとしても、状況次第では違法となり逮捕要件となっています。また、インターネット上では同様の法律のない外国より無修正のアダルトコンテンツが見られる状況であり、日本だけ修正をかけることについて疑問も海外の方もあります。さらには修正にかかる手間・コストやココロが変わるプラットフォームの自主規制基準への確認にかかるコストも大きくっており、経済効果としても低下しています。さらには一般コンテンツにも波及しており、おかしな自主規制のために不自然な表現になっているものもずいぶんあります。仮に刑法175条を廃止したとしてもアダルトコンテンツが一般(特に子供向け)に大量に出回る可能性は極めて低く、先述のコストも削減でき、海外との競争にも強いことが出来るものと考えられます。また、当方は参議院にも請願が出ていること、インターネット上で「刑法175条廃止」活動に対する賛同者が増えていることも付記します。	個人	法務省	刑法第175条は、第1項において、わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者及び電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者を、第2項において、有償で頒布する目的で、第1項の物を所持し、又は第1項の電磁的記録を保管した者を処罰することを規定しています。刑法第175条という「わいせつ」とは、最高裁判所の判例によれば、「他らに性欲を興奮又は刺激せしめ、かつ、普通人の正常な性的羞恥心を罰し、善良な性的道義観念に反すること」というと解されています。	刑法175条	対応不可	刑法第175条にいう「わいせつ」の意義は、制度の現状欄に記載のとおりであり、明確性には問題はなく、同条は、個別の事案に応じて、収集された証拠に基づき適切に運用されているものと承知しています。したがって、刑法第175条を廃止する必要はないと考えます。	
88	令和5年10月20日	令和5年11月15日	刑法第175条(わいせつ物頒布等)を廃止し、いわゆる「無修正」を解禁することに關する提案	刑法第175条(わいせつ物頒布等)を廃止し、いわゆる「無修正」を解禁してほしい。	刑法第175条(以下、175条)は、「猥褻物＝性器を隠蔽していないポルノ/コンテンツ」を規制する法律である。しかしながら、この法律の存在意義には多くの問題がある。 1 「性器修正に關連する意識調査」性器修正の必要性があるかどうかを分析した実態調査は存在しない(https://note.com/stopcel175/n/n42d890b03)。このため、猥褻物の社会に対する影響が不明であり、175条の保護法益に疑義が生じている。 2 現行運用では、性器を隠蔽していないポルノ/コンテンツが顕微鏡とされているが、その隠蔽手法や範囲について、警察・法務省は「いづれも「明確な基準はない」と回答している(https://note.com/stopcel175/n/n1292801d19)」。つまり、警察による事実上の検閲と恣意的な摘発を許すのである。 3 上記理由により、175条は憲法第13条・第21条に違反している可能性がある。 4 175条は海外には適用されないため、海外サイトにアップロードされている「無修正」コンテンツは野放しである。国内からそれらを閲覧することが可能であるため、175条は形骸化している。 5 我が国のアダルト向け市場は約47兆円規模であり、175条による規制を撤廃すれば、さらなる拡大が見込まれる。 6 近年は画像生成AIの発展が著しく、政府は基本的に推進する立場である。しかしながら、画像生成AIモデルはその性質上、「無修正」の画像を生成する可能性を排除できない。このため、175条によって国内のAI産業の発展が阻害され国益を減らす可能性がある。	個人	法務省	刑法第175条は、第1項において、わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者及び電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者を、第2項において、有償で頒布する目的で、第1項の物を所持し、又は第1項の電磁的記録を保管した者を処罰することを規定しています。刑法第175条にいう「わいせつ」とは、最高裁判所の判例によれば、「他らに性欲を興奮又は刺激せしめ、かつ、普通人の正常な性的羞恥心を罰し、善良な性的道義観念に反すること」というと解されています。	刑法175条	対応不可	刑法第175条にいう「わいせつ」の意義は、制度の現状欄に記載のとおりであり、明確性には問題はなく、また、同条は、憲法第21条等に違反するものでもなく、個別の事案に応じて、収集された証拠に基づき適切に運用されているものと承知しています。したがって、刑法第175条を廃止する必要はないと考えます。	
89	令和5年10月20日	令和5年11月15日	刑法175条を廃止してほしい。	この提案は、現在日本での表現の自由を最も強く脅かしている。刑法175条の廃止を提案するものです。	現行の刑法175条には大きな問題があると考えています。まず取り締まりの具体的な基準が存在していません。裁判官や警察官が「わいせつ」と判断すれば違法とされてしまうので、国民の表現が著しく萎縮しています。また、具体的な法益が示されていないにも関わらず国民の自由な表現が規制されています。(くでなし子事件など)そして、性表現の規制の根拠となるような研究や調査結果が存在していません。 諸外国(台湾、アメリカ等)において性表現に関する規制はありません。日本にのみ刑法175条による規制が存在しています。これは世界有数のアニメ産業を持つ日本にとって、市場における大きな機会損失となっており、産業の成長を著しく妨げています。 この法律を廃止することにより、今まで販売された検閲済みの作品を無検閲版として再販することが可能になり、再販した商品が購入される一層の経済効果があると考えています。そして、現状この規制を回避するために海外などに拠点を持つ日本人のクリエイターが日本で活動できるようになります。このようなクリエイターが日本で活動できるようにすれば日本に税金を納めることが可能になります。	個人	法務省	刑法第175条は、第1項において、わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者及び電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者を、第2項において、有償で頒布する目的で、第1項の物を所持し、又は第1項の電磁的記録を保管した者を処罰することを規定しています。刑法第175条にいう「わいせつ」とは、最高裁判所の判例によれば、「他らに性欲を興奮又は刺激せしめ、かつ、普通人の正常な性的羞恥心を罰し、善良な性的道義観念に反すること」というと解されています。	刑法175条	対応不可	刑法第175条にいう「わいせつ」の意義は、制度の現状欄に記載のとおりであり、明確性には問題はなく、同条は、個別の事案に応じて、収集された証拠に基づき適切に運用されているものと承知しています。したがって、刑法第175条を廃止する必要はないと考えます。	
90	令和5年10月20日	令和5年12月13日	複数の別件申請を一括して送達する場合の要件を明確化する	R3規制改革601提案では、送付書類等を送付の方法による交付を希望する場合に、連件申請以外でも一括して送達できるようにすべきである。これに対して法務省は、「申請書の送付書類の原本の送付や、登記完了証及び登記簿情報情報の書面での交付を送付の方法により行う場合に、申請人が申請書に送付する書類の要件を明確化する」としているが、登録簿10巻でなすための「事実確認」回答)でしよう。いい加減、一	「こういう回答はやめませんか?」不動産登記法上、申請ごとに封筒を付ける義務はないならば、全国どこでも一括送達が可能ならば、法務省は、出先機関の地方移管論争の際には、登記事務について全国統一の処理の必要性を強調していたから当然だろう。しかし、彼等には送付書類の一括送達を認めない登記所があるわけだから「申請書について記録をすれば、この登記所でも可能な方法を教えてほしい。」「まず、これ以外の登記所での交付」が送付による交付か、どちらを選択すればよいのか?「送付による交付」という分類は変遷である。商十中八九、送付用封筒が添付されていないという理由で電話連絡がされる。ノートマン対応をすることは双方にとつてだめでない。したがって、登記簿10巻に「登記簿10巻」を添付する場合は、封筒を添付し、申請に「届いた書類をまとめて送付していただいた」とも書いておけば、通常の窓口で受取る送付書類をそのまま送付用封筒にちり込みで送付すればいいから、法務局側の事務処理として簡単である。したがって、それ以前の申請の送付書類については登記完了後に「登記簿10巻」の送付に必要に応じて送付するときに、それと別個に送付用封筒を添付して送付すればいい。したがって、最初から「送付による交付」を選択しておいて、「封筒は後で送る」とも送付していただいたとしても構わない。したがって、それはそれで「受付番号阿曾と阿曾の申請をまとめて送りたいのか」という確認が出てきそうな予感。全国統一な事務をなめてはいけいない。とにかく不毛なで法務省でやり方を示してく。	商業登記センター	法務省	書面申請をした申請人は、申請書の添付書面について、原本の送付を請求することができることとされており、登記官は、当該請求があった場合には、当該請求に係る書面の原本を送付しなければならないこととされています。また、申請人から申出があり、申請人が郵便切手等を提出した場合、原本を送付する方法によることとできることとされています。不動産登記に於いて、書面申請された場合には、登記官は、登記官個人となる者に対して登記簿情報提供の申請人に対して、登記完了証を、それぞれ書面にのみ送付することとされていますが、これの書面から申出があり、これらの者が郵便切手等を提出した場合、これらの書面を送付する方法によることとできるとされています。	不動産登記規則第55条、第63条、第182条、商業登記規則第49条	対応不可	申請書の添付書面の原本の送付や、登記完了証及び登記簿情報情報の書面での交付を送付の方法により行う場合に、申請人が申請書ごとに送付用封筒を添付するよう求める規定はありません。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
91	令和5年10月20日	令和5年11月15日	特殊車両通行条件の条件廃止	国土交通省では、車両の大型化での輸送効率向上を目指している。一方で特殊車両の通行許可制により走行ルートが限られ、通行できずルートであっても走行できない。または特殊車両が必要なケースが多い。特殊車両の費用やCO2排出量が増え、結果として車両の大型化をした分の効率が失われ、手続が滞っているだけになっている。2023年度のトレーラー国内需要は2022年度と比べ4%増の860万台となり、需要拡大が見込まれている。 全日本トラック協会トレーラ大型化による輸送効率促進ハンドブックより 物流ニーズが一層高度化、複雑化するなかで、トラック運送業界には、より効率的で高い物流サービスが求められ、さらに安全で安定な輸送サービスの提供が今日の社会課題となっている。また、ドライバー不足が深刻化するなかで、優良ドライバーの確保・育成が喫緊な課題であり、長時間労働を是めとする労働環境の改善が急務であり、地味運賃低下などの環境課題への対応も引き続き重要テーマとなります。 また、国においても経済の再生と成長を支えるための物流システムの構築を目指しており、ムリ・ムダのない全体最適な物流の実現を図るとしています。(総合物流施策大綱(2013-2017))。さらに、深刻化するドライバー不足に対応して、(物流分野における労働力不足対策プログラム)と(物流分野における労働力不足対策)とを併せて、(平成27年度)を公表し、事業用トラックの大型化などにより輸送能力を向上させることを目指しているほか、いずれも大型トラック等への車両の代替を支援する施策を積極的に推進しているところである。	個人	国土交通省	道路は一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるよう設計されており、その規格を超える車両については、原則道路を通行することができませんが、道路管理者は道路法に基づき、道路構造の保全又は交通の危険防止の観点から、特に重量又は寸法が大きい特殊車両が通行する際は、通行を許すこと、特殊車両の配置や取回し等の条件を付与することによって通行を許可等としていきます。	道路法47条の2	その他	重量又は寸法が大きい車両が通行する際は道路の構造への影響や他の交通の危険の防止上、必要な条件を付与しており、道路の構造への影響や他の交通の安全の観点から、一律に特殊車両の配置等の通行条件を廃止することは困難です。 また、物流業界における人手不足の解消や生産性の向上を促進するため、令和3年3月より、これまで特殊車両の前後に1台ずつ特殊車両が必要であった条件を、道路の構造の保全や交通の危険防止に支障のない場合は、交差点等においては前方、後方などにおいては後方に1台を配置することで、通行が原則可能となるなどの合理化の措置を行っているところです。 また、政府として、物流分野においては人手不足等の課題に対応するための働き方改革の推進に向け、令和5年6月に「物流革新に向けた政策パッケージ」をとりまとめ、その中で「ドライバー不足の解消や働き方改革の取組のため、通行時間等条件の緩和等を行うことが位置づけられており、道路の構造の保全及び交通の安全の確保を前提に、通行時間等条件等の緩和を検討しているところです。		
92	令和5年10月20日	令和5年11月15日	高度管理医療機器等販売業の申請・届出様式統一	高度管理医療機器等販売業の申請・届出様式が都道府県(市)別に定められているので統一化してほしい。 -販売拠点が多岐にわたる場合、変更事項があった際は、必要な様式を集めることから作業を妨げなければならず、変更届作成に時間がかかるが、様式が統一されれば様式を集める時間が短縮できる。 -様式が多岐である、様式選択の可能性があるが、統一されればそのようなミスはなくなり、提出側も受理側も円滑に作業が進むことが想定される。	株式会社 八光	厚生労働省	高度管理医療機器等販売業は、都道府県知事等に対して届出を行い、許可を受けることにより販売が可能となります。登録事項に変更がある場合も、都道府県知事等に対して申請を行います。	(新規) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項 (変更等) 同法第40条第1項において使用する法律第10条第1項	現行制度下で対応可能	高度管理医療機器等販売業の申請様式については、当初の許可申請について施行規則第160条に様式8)として、許可後の変更等申請について施行規則第174条に様式としてそれぞれ規定されており、各地方公共団体には、施行規則で定められた様式により届出を行っても差し支えない旨届出を依頼しているところである。		
93	令和5年10月20日	令和5年12月13日	分譲新地について登記識別情報を提供する場合は「届出」のみの入力可能にする	不動産登記では、登記義務者に登記識別情報の提供を求めるものがある。/書面申請では書面に記載して提出し、オンライン申請ではオンライン上で送信する。/登記識別情報は不動産ごと所有者ごとに発行される番号で、一旦発行されたものが変更できないという。そのため、同一オンライン申請で登記識別情報を提供する場合は「届出」のみの入力可能にする。 -同一の登記識別情報(分譲)は、複数の土地について申請する場合、同一の登記識別情報を不動産ごとに入力することになる。/規則67条に規定される登記識別情報提供の省略については、連件申請の前件で発行	一された登記識別情報については後件で省略できるとしているのみである。/届出省略規定は不合理的、/そもそも、不動産について前件で提供した登記識別情報、後件で省略できるとするが実用上の取扱いである。/同一の登記識別情報を提供するのだから当然であろう。/しかし、この理由は分譲新地についても当てはまる。/同一の登記識別情報であることが明らかで申請人全員が不動産について同一の内容を入力させることは無理である。/これが申請書であれば、登記識別情報を記載し、書面に記載の場所を記載すれば済む。/なぜオンライン申請の届出が手続がかかるのか。/提供された登記識別情報の正当なシステム上で照合されたため、提供された登記識別情報と発行された登記識別情報の一致は必ずと明らに異なる。/したがって、プログラムで照合しに照合するが不正な手続である。/そこで毎当りのセキュリティリスクを問うことは意味がない。/分譲登記で同一の登記識別情報を発行していることがセキュリティ上の問題である。/なぜ登記された不動産について各筆士の登記識別情報を提供する場合は地名や順位番号を特定する必要がないとされているからか。/要するに、不正法の設定では義務者であることを確認する簡便な方法とされており、当初からその程度のセキュリティで運用される制度だからである。/規則110条の間接も、法務省は「申請人の負担」が「事務の効率」という観点によって「簡便なセキュリティを正当化しているから、その基準からすれば分譲新地についてはその提供を省略できるという取扱いも同様に限られるべきではないか。	法務省	登記権利者及び登記義務者が共同して権利に関する登記の申請をする場合その他登記義務者が政府など定める登記申請をする場合には、申請人は、その申請情報と併せて登記義務者の登記識別情報を提供しなければならないとされている。	不動産登記法22条	対応不可	登記識別情報は、不動産ごとに提供する必要があることから、分譲により登記識別情報が同一である場合も不動産ごとに提供する必要があり。		
94	令和5年10月20日	令和5年12月13日	登記事項のオンラインでの開示制度を創設し、メールで送る。契約書制度は段階的に縮小・廃止する	R3規制改革655提案は、登記の要約書を廃止してほしいものである。/法務省は契約書制度をコンピュータによって廃止された開覧制度に代わるものとして「管轄登記所」で請求できない開覧制度を、なか、開覧制度に代わるものとして「基本情報のみ表示する制度」にしている。/オンライン申請で届出受取の証明書であれば、管轄表示されるのには手数料が480円と、契約書より約2倍高い。/申請書で「令和5年度は約210万の案件であるため、相当のニーズがある」との通知は「約210万」と上するが、統計を見ればほとんどが不動産登記で、この価格でも開示された情報のみ取捨するは手数料を	一免除されている公的機関であろう。/これを「相応のニーズがある」というのは本来趣旨であり、今後登記情報連携によって減少が見込まれる。/そこで、従来の開覧制度に代わるものとして、オンラインでの証明書請求と同様の手続で請求し、メールで登記情報ファイルが返送される電子開覧制度の創設を提案する。/物件特定と手数料納付までのプログラムは簡便である。/あとは登記記録R3がAPI形式で登録メールに送信するだけのシステムである。/のもとと契約書が導入された開覧制度の廃止にしても、S600の国会審議では「プログラムで登録メールをいたまじして、そしてそれを見ていただく方法が検討されている。/当初はディスプレイがなかったため実用化されなかったけれど、個人がパソコンやスマホを持ち歩くことでこの方法も開覧制度に代わるものになる。/この点、登記情報連携サービスと内容が重複するは、R3行政改革179提案で指摘したサービス連携と重複になる。/法務省はその観点として「相応の経費をかけてシステムを改修新たに内々となります」とするけれど、民事法務協会の運営収入は年間14億円で、システム改修費用で約5億5千万円は赤字に届かない。/協会の収益が足りないから協会の開業者に委託しても赤字になるし、登記情報連携システムに機能を追加するだけならもっと安く、/そして、開覧のオンライン請求で証明書と同額安くなるにしても、開覧が30円になって、登記情報連携サービス27円安い。/既にキャッシュレス化が実現しているのはオンライン請求も同じである。/スルーせずに反論できる?	商業登記 ゲンロン	法務省	何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に記録されている事項の概要を記載した書面(登記事項要約書)の交付を請求することができることとされています。	不動産登記法第119条第2項、商業登記法第11条	対応不可	登記事項要約書は、登記事務がコンピュータ化される前の紙媒体の登記簿の開覧制度に代わるものとして、登記情報の概要を記録した書面を交付するものであり、その利用件数は、令和2年は約210万0千件、令和3年は約208万0千件、令和4年は約200万0千件であるため、相当のニーズがあるものと承知しております。御提案の件については、上記のニーズ及びシステム改修に係る費用対効果等を勘案しつつ慎重な検討が必要と考えますが、現時点では、登記事項要約書の交付は停止することは困難と考えます。	

規制改革・行政改革ホッパイン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
95	令和5年10月20日	令和5年12月13日		不動産登記では権利者の住所証明として住民票コードの添付が可能である。住民票コードは転居による住所変更が容易にできず、行政手続で本人確認に利用されている。これを直接登記簿に記録できれば本人確認が容易になる。この目的は目的外利用のための理由だ。不動産登記簿に権利者の住民票コードを法的に登記簿に法的に登記簿を併記し、登記簿に本人確認情報として使用する	→による本人確認も事実上可能になる。行政手続で本人確認制度にバツキがあるのは歴史的な慣習行政の遺習であろう。不合法の本人確認制度は、旧法から変わらず「権利取得した本人」という推測に過ぎない。権利取得時の権利者の勘辨を遡求できないために、前件住所氏名の一語まで登記官が本人と信じたことを正当化している。勘辨すれば、現在の本人確認制度は旧法でも当然性を担保しているために、本質的に静的な手段である。勘辨期間に1年6ヶ月を過ぎれば勘辨も当然である。スポンジの勘辨制度で権利者が勘辨する訳から来た外国人を登録名を使用した場合はやはり無力である。これにして、権利取得した登記申請書に記載された住民票コードを個人IDとして利用すれば、当該の権利者が現在の職務者であるという同一性を証明し、勘辨が記されない。申請書の勘辨はオンライン申請についてはサーバー上で実施できる。書面申請であれば権利取得が行われる場合のみ申請書の権利者欄をスキャンしてサーバー上で保管すればいい。法務省は、不動産登記申請書を電子化すべきとするR3規制改革158提案に対し、年間100万件以上ある登記申請書をスキャンするのは不可能であると勘辨しているけれど、上記のような限定をすれば不可能ではない。この方法であれば、権利取得のほうにタイムラグがかかる。資格者による本人確認のように無駄な費用もかかる。可なり確実である。見られたら終わりな番号を使いまわしたり書き換わたりするくらいなら、さっさと失敗させて迅速で低コストな代替手段を採用したほうがいいです。	商業登記 ゲンドン	法務省		登記権利者及び登記義務者が共同して権利に関する登記の申請をする場合その他登記義務者が政令で定める登記申請をする場合には、申請人は、その申請情報と併せて登記義務者の登記識別情報を提供しなければならないとされている。 登記官は、申請人が登記識別情報を提供することができないときは、登記義務者に対し、当該申請があった旨及び当該申請の内容が真実であると料するときは、その旨の申出するべき通知をしなければならないとされている。	不動産登記法第22条、第23条	対応不可	御提案の内容は、登記義務者が登記識別情報の提供ができない場合に、事前通知制度に代えて、住民票コードにより登記義務者の本人確認をすべき、といったことであると思われる。 事前通知は、単に本人確認するためのものではなく、登記があった旨及びその申請の内容が真実であることの確認も行う制度です。御提案の住民票コードでは、登記申請意思の確認を行うことはできないため、対応は困難です。
96	令和5年10月20日	令和5年12月13日		建物の分割の登記は、主たる建物の附属建物として登記されている建物を独立させ、別個の主たる建物として登記することである。これは建物の現況には何らの変化もなく、附属建物を独立した取引対象とすることを目的として行われる。建物の分割の登記において建物区分と各階平面図の提出を不要とすること	一建物に変更する登記も別項提出が必要である。どちらも既提出図面を職権で訂正する手続で、取り直した建物には×印が付けれられる。この取扱いの違いは、建物の分割では家屋番号が2つになる結果、新設家屋番号に建物区分と各階平面図を登録することが理由であると思われる。図面には家屋番号を記載するため、1組しかない既提出図面は2つとするために所有者の意思として、新しく旧別棟建物に新たな図面が必要となるのであろう。しかし、この取扱いは既提出図面を簿面に縦じりした旧法の発想であり、地籍情報システムに図面を登録する新法の取扱いとは相容れない。すなわち、どちらの建物の位置も図面を複製の家屋番号に適用できるからである。旧法依然として取扱いを続けている。建物の分割は所有者の意思を反映する登記であるから、本来は、所有者が容易に別棟建物を独立した取引対象とすることができるようにしなければならない。しかし、旧法提出と申請手続があるため、所有者の意思に反して土地家屋調査士への依頼を事実上強制されている。法律と政令との間の矛盾である。法務省の勘辨は誰とでも対応は可能である。図面が縦じりになっているなら、不動産登記制度における図面、全図で既提出図面のデータ管理が可能になったにもかかわらず、制度がなぜ10年以上もシステム基盤なのか。このタイムラグは、添付書面省略というデジタル・ガバナメントの方針以前の課題じゃないですか？	商業登記 ゲンドン	法務省	建物の分割の登記は、効用上一体として利用される状態にある数棟の建物、すなわち主たる建物と附属建物のような数棟の建物が1個の不動産として登記されている建物について、主たる建物から附属建物を分離して独立した建物とする登記であって、建物に物理的な変更を加えることなど数棟の建物とすることであるところ。その際の添付書面として、「建物図面」及び「各階平面図」が求められている。	不動産登記令第2条第5号、第6号、第16号 添付情報ガイド 不動産登記規則第127条	対応不可	建物の分割の登記は、附属建物の滅失登記などとは異なり、それぞれ分割後の建物が独立した権利の客体となり、登記記録も完全に分離することになります。そのため、新たに「建物図面」及び「各階平面図」の添付を求めることは、各建物において、建物の位置や各階ごとの形状を明らかにするとともに、権利の保全、取引の安全と円滑を図っていることから、その添付を不要とすることは、相当ではないと考えます。	
97	令和5年10月20日	令和5年11月15日		R3規制改革652提案は、行政手続一般のルールとして、申請書や添付書類をオンラインで作成しPDFを生成するエクスポート機能を提供すべきであるとしたものである。申請人がオンラインでの必要事項を入力して生成された申請書印刷用と署名押印すれば、サーバー上には印刷したPDFデータが保存されているため、署名押印した申請書を読み取ってスキャン処理することで審査過程を能動的に効率化できる。文字認識性を判定すれば、文章の内容について審査が全て自動化できる。行政手続における署名又は押印がなされた書面の審査について、その審査方法を一般に規定するものではなく、各手続において適切な方法で審査されているものと認認し、デジタル・ガバナメントを推進するべきであるとしたものである。申請人がオンラインでの必要事項を入力して生成された申請書印刷用と署名押印すれば、サーバー上には印刷したPDFデータが保存されているため、署名押印した申請書を読み取ってスキャン処理することで審査過程を能動的に効率化できる。文字認識性を判定すれば、文章の内容について審査が全て自動化できる。行政手続における署名又は押印がなされた書面の審査について、その審査方法を一般に規定するものではなく、各手続において適切な方法で審査されているものと認認し、デジタル・ガバナメントを推進するべきであるとしたものである。申請人がオンラインでの必要事項を入力して生成された申請書印刷用と署名押印すれば、サーバー上には印刷したPDFデータが保存されているため、署名押印した申請書を読み取ってスキャン処理することで審査過程を能動的に効率化できる。文字認識性を判定すれば、文章の内容について審査が全て自動化できる。行政手続における署名又は押印がなされた書面の審査について、その審査方法を一般に規定するものではなく、各手続において適切な方法で審査されているものと認認し、デジタル・ガバナメントを推進するべきであるとしたものである。	て、その審査方法を一般に規定するものではなく、各手続において適切な方法で審査されているものと認認し、デジタル・ガバナメントを推進するべきであるとしたものである。申請人がオンラインでの必要事項を入力して生成された申請書印刷用と署名押印すれば、サーバー上には印刷したPDFデータが保存されているため、署名押印した申請書を読み取ってスキャン処理することで審査過程を能動的に効率化できる。文字認識性を判定すれば、文章の内容について審査が全て自動化できる。行政手続における署名又は押印がなされた書面の審査について、その審査方法を一般に規定するものではなく、各手続において適切な方法で審査されているものと認認し、デジタル・ガバナメントを推進するべきであるとしたものである。	商業登記 ゲンドン	デジタル庁 法務省	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律では、デジタルファーストとして、銀々の手続とサーバーが一直してデジタルで完結することを原則として定めています。 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律	第2条	その他	制度の現状に記載したとおり、引き続き利用者の利便性向上に資する行政手続のオンライン化を推進してまいります。	

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
98	令和5年10月20日	令和5年11月19日		<p>難病患者・障害者に対しては主治医のみならず「ハビリ職や行政（国・都道府県・市区町村の三官制）、費用等の関係する種別や業種が緊密に情報共有を行わなければならない。職種ごとにプラットフォームで動いている。これらに対しては「公衆衛生事例」の対象を医師のみならず公営性の高い民間企業（補修器具の製造、公共交通機関の運営会社）にも拡大し、多業種・職種連携を進めていただきたい。</p>	<p>厚労省の委託研究事業で難病患者のリハビリについて調査を行っている。 https://nhle.grants.nih.gov/system/files/report_pdf/NE588788E68B785E7A0034E7A949B6E5A0AB1E95018A8E69B5B8E7FB0A202111067A-buntan6.pdf https://nhle.grants.nih.gov/system/files/report_pdf/NE588788E68B785E7A0034E7A949B6E5A0AB1E95018A8E69B5B8E7FB0A202111033A-buntan6.pdf</p>	個人	個人情報保護委員会	<p>個人情報保護法(以下「法」といいます。))において、個人情報取扱事業者は、第17条により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合、要配慮個人情報を取扱う場合及び個人データを第三者に提供する場合、原則としてあらかじめ本人の同意を得なければなりません(法第18条第1項、第20条第1項、第22条第1項)。ただし、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」(法第18条第3項第2号、法第20条第2項第2号、第27条第1項第2号。))、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」(法第18条第3項第8号、第20条第2項第8号、第27条第1項第8号。)) (以下、併せて「公衆衛生例外等」といいます。))等には、前述の本人の同意は必要となりません。</p>	個人情報保護法第18条、第20条、第27条	事業協議	<p>制度の現状欄に記載のとおりです。なお、個人情報取扱事業者が医療機関でないことをもって、直ちに公衆衛生例外等の適用が否定されるものではありません。</p>	○	
		【再検討】 令和7年3月18日		<p>この中で医師とリハビリ職の連携が必ずしも十分ではないことが指摘されている。障害や障害の種類によっては希少な症状で特定機能病院等の高度医療機関しか診断や治療ができず、そうした病院はリハビリテーション利用入院患者のみに限定していることあり、そうした場合難病患者本人が外来リハビリができる施設を望んでいる現状がある。また銀行の保険制度では主治医がリハビリ処方を行わない限り保険適用とならないため、主治医が認めないリハビリは全額自費となり経済的負担が大きくなる。職歴、補修器具の補修も同様。こうした苦勞は当事者以外には伝わらづ、リハビリを行った医師などで自費的に苦勞が蓄積されるため日常生活や職場内で「さぼっている」と周囲からの偏見を受けることも少なくない、それが原因となり精神疾患などの二次障害が発生している。</p>		個人	個人情報保護委員会	<p>同上</p>	同上	同上	<p>【ワーキンググループによる再検討の要請】 個人情報保護法の「公衆衛生例外」の対象について、医師のみならず公益性の高い民間企業(例:補修器具の製造、公共交通機関の運営会社)にも拡大し、多業種・職種連携を進めていただきたいという提案に対して、明確な回答(銀行制度と適用が等されるものではない旨は回答として記載されていない)が記載されておらず、回答内容を追記いただきたい。例えば、 ①〇〇の形で公衆衛生例外を明確化するもしくは(は周知する)ことで、多業種・職種連携を進めていく多業種・職種連携を進めていくために公衆衛生例外を明確化するの〇〇の理由で困難等の回答を追記いただきたい。</p> <p>【再検討の結果】 制度の現状欄に記載のとおりです。なお、個人情報取扱事業者が医療機関でないことをもって、直ちに公衆衛生例外等の適用が否定されるものではありません。また、個人情報取扱事業者による個人データの第三者提供が公衆衛生例外に該当するかどうかは、個別の事案毎の判断となります。「提案の具体的内容」に附載いただいている、「公益性の高い民間企業」及び「多業種・職種連携」の意味するところが必ずしも明らかではなかったため、当該記載のみをもって公衆衛生例外の適用可否を判断することは困難です。なお、現在委員会において進めている1/4の年ごと見直しにおいても、医療機関等における研究活動等に係る利活用のニーズ等を踏まえた例外規定に係る規律の在り方を検討しているところであり、当該記載も踏まえ、引き続き検討を図ってまいります。</p>		
99	令和5年10月20日	令和5年11月19日	「送料無料」の表記の規制について	<p>運送業者に携わる者ですが「送料無料」を販売者自らの販売促進の手段として表記する行為が横行しています。当たり前のことですが、「送料」はどんなことがあっても「無料」にはなりません。「送料無料」は事実と異なる表記で顧客を誤解させる行為であり、運送業界に負担をかけることと到届納付がいきます。当面、送料無料の表記は事実と大きく異なっており「ワソの表記」であります。代替の表記として送料は品代金に含まれています。「送料込み」等の表記に置き換えるよう、商行為を行う受ての者に対し規制していただきたい。</p>	<p>運送業界における働き方改革は、運送業界の競争自由化に伴う過当競争の激化による運賃の下落から、業界に働く労働者の時給当たり賃金の低下が進み、どんなに長時間働いても他業界より低い賃金しか獲得できなくなりました。こうした働き方改革を進めるための取り組みが行われていること分かります。しかしながら、一般消費者等に「無料」でその役務を提供しているかのような誤解を与えさせる表記が横行している状態では、その業界で働く者が増えるはずはありません。自由主義経済下における適性の賃金の確保は業界の自助努力で行うべきことと考えてはいますが、貨物たる商品を販売、流通させる中で「送料無料」となる状態が横行し、自助努力による運賃料金の確保、改善にも限界があると考えます。物流・ロジスティクスは、元々量産の物資等の後方支援(食料、医薬、燃料等の前線への供給)が活環と聞きます。資料や報費、資料の供給もして働くことに賃料はありませぬ。国の血液となっている物流の健全な発展のため、是非とも送料無料という事実と異なった表現を控えていただけるような規制の改革をお願いする次第です。</p>	個人	消費者庁	「送料無料」表示そのものを規制する制度はありません。	なし	その他	<p>消費者庁では、「送料無料」表示に関する実態や見直しによる影響等を把握するため、運送事業者、荷主事業者等と意見交換会を実施しています。 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/meeting_materials/review_meeting_008/</p>		
100	令和5年10月20日	令和5年11月19日	公金受取口座で受領できる地方公共団体の給付金等の拡充	<p>以下の要件を満たすように制度・システム面での変更拡充をお願い致します。</p> <p>(1) 特別な事情がない限り、国民からの申請を不要にするワンストップ型の特典 (2) 特別な事情がある場合、電子的な手段で対象の国民に通知し、電子的手段で申請できるようにする。 (3) 給付の対象となった場合に、電子的手段で対象の国民に通知可能であること。</p>	<p>最近の事例でも公金受取口座が活用されず、従来からの申請手続きが踏襲されていて、行政・民間手続きのワンストップサービス化の実現は未だ現実のものとなっております。</p> <p>事例：東京都で18歳以下の子どもを対象に、毎月5,000円が支給される給付金の受付が、2023年9月1日から始まりました。東京都の「018サポート」は、0歳から18歳までの子どもを対象に、毎月5,000円が支給される取り組みです。少子化対策の一環で所得制限はなく、9月1日から、スマートフォンやパソコンでウェブサイトから申し込むことができ、都から対象者に申請開始の通知が郵送します。申請の締め切りは2023年10月15日まで、2024年1月に令和5年度1年分一括支給し、締め切りを過ぎても引き続き受け付け、支給は別途行います。</p> <p>018サポート 東京都福祉局 https://www.fukushi.metro.tokyo.lip/kodomo/kosodate/018/index.html 子育て給付関係 デジタル庁 https://www.digit.go.jp/policies/account_registration/benefits/child_realizing</p>	個人	デジタル庁			<p>(1) 給付にあり、国民からの申請の要否その他の手続きの仔細については、給付所管行政機関にて判断されるものです。その上で、公金受取口座登録制度では、国民それぞれよりご登録いただいた口座情報を納付所管行政機関が利用するにあり、国民からの申請を必須とする規定はございません。 (2) 現在、検討中でございます。 (3) 現在、検討中でございます。</p>	<p>(1) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 (2) (3) 無し (2) (3) 無し</p>	<p>(1) 事業協議 (2) (3) 検討中 検討に着手</p>	<p>(1) 制度の現状でお示しのとおりです。 (2) 現在、給付金について、電子的な手段で通知、申請するシステムの構築を検討しております。 (3) (2) の記載のとおりです。</p>

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
101	令和5年10月20日	令和5年12月13日	免許証記載事項の変更にかかわるマイナンバーカードの活用について	免許証の記載事項変更の際、本籍の変更には住民票が必要となっており、マイナンバーカードを活用すれば本籍地の確認は可能なため、マイナンバーカードの活用をもって、本籍地の変更も可能とすべき。	住民票の取得による、余計な時間、費用の削減	個人	警察庁 デジタル庁 法務省	免許を受けた者は、運転免許証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに住所等を管轄する公安委員会に届け出て、免許証に変更に係る事項の記載を受けなければならないこととされています。運転免許証の記載事項を変更する際に必要となる書類については、道路交通法施行規則第20条第2項各号に規定されており、住民票本台帳法の適用を受ける方が本籍を変更する場合は、本籍が記載された住民票の写しを添付しなければなりません。現状、マイナンバーカードには本籍情報が記載(記録)されていないことから、上記住民票を提出いただくことにより本籍を確認することが必要となります。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条第1項 道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号)第35条の5第3項第1号(未施行)	対応	道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)において、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に必要な規定が整備されました。改正法の施行後は、運転免許証とマイナンバーカードの一体化に伴ってオンラインでの本籍情報の変更が可能となる見込みです。	
102	令和5年11月17日	令和5年1月19日	表題部変更登記で附属建物について変更する場合は附属建物の符号を必ず記載するものとする	申請情報の過剰は不登令3条に、申請内容ごとの申請情報は令別表に定めがある。ノゾに定められた申請情報は必要の記載事項であり、不備がある場合は原則的に却下事由になるはず。ノゾに列挙された記載事項は任意の記載事項とされ(小宮山)304条第1項ノゾしたがって、規則34条の申請情報は任意の記載事項とされる。申請書に記載がない場合でも却下事由にはならない(車則304条第1項ノゾしたがって、規則34条(1)項中に規定される附属建物の符号申請書の記載しなくても問題ないというのが不合法の立派である。ノゾとどうして、不登令6条1項2号は不動産番号を記載した場合、建物に関する登記の記載事項の省略を定めるノゾの規定による。不動産番号を	一記載した場合は登記された情報を丸々省略することができる。ノゾ附属建物滅失登記の場合、法44条1項5号の変更として法31条1項の除外事由にあたりないから、別表14申請情報欄に規定された「変更後又は更正後の登記事項」以外は記載する必要がない。ノゾそうすると不動産番号を記載した場合の申請情報は、種類・構造・床面積が空欄のままでも登録のみを目録としてするはずである。ノゾ附属建物がない場合はともかく、かつある附属建物の一つだけ滅失した場合はどのように附属建物を特定するのかノゾこれはまた建物への変更にも当てはまる。ノゾそして、仮に不動産番号を記載しなくても、同一種類・構造・床面積の附属建物が複数ある場合は、符号を付して滅失建物の特定は不可能である。ノゾ滅失登記であるに滅失証明書は必須ではなく、申請書の記載があれば登記官は受け取る。ノゾもしも、ちんちん申請書を通じて署名は可能であるけれど、申請人本人のような登記を求めないから明かさない申請書の記載事項を法令で規定しているの、こうした事態が出来るのはフアンである。ノゾこれについて小宮山304は附属建物の符号を申請情報とするを認めて、本号は、どの建物も主である建物とし、どの建物を附属建物としたいかの申請人の意思を明らかにするとともに、ノゾと説明している。ノゾ要するに、立法の趣旨から附属建物の符号の意義として表題部記載しか空頭になく、複数ある附属建物の一つを取り出した場合を想定していなかったものと推測する。ノゾ附属建物の記載事項は令と規則とを入れ替え、附属建物を特定する情報として符号を原則とすべきであると考える。	商業登記 ガレージ	法務省	附属建物には、符号を付すものとされており、附属建物に関する変更について、表題部変更登記申請書を行う際、附属建物の符号は提出しなければならない申請情報とされているものの、その内容に不備があっても、申請の却下事由とはならないものとされています。	不動産登記令第3条、第25条 不動産登記規則第34条第1項第4号、第112条第2項	対応不可	建物表題部登記の際には、建物図面及び各階平面図を添付情報とすることとされており(不動産登記令第7条第12、13、14、16)、複数ある附属建物の一つを取り出した場合に、申請情報の附属建物の符号について省略又は不備があったとしても、実質的審査権を有する登記官が実地調査等において建物図面等と突き合を行い、変更のあった附属建物を特定することは可能です。したがって、表題部変更登記で附属建物について変更する場合において、附属建物の符号を必要の記載事項とする必要はないものと考えられます。	
103	令和5年11月17日	令和6年8月20日	保険診療で行う情報連携機器を用いた診療情報の取り扱いについて	保険診療で初診から最終診療まで情報連携機器を用いた管理治療が可能な取扱いとなるよう実施いたします。	2020年4月新型コロナウイルス感染症の拡大により、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑み特例的・特例的な対応として、初診からの情報連携機器を用いた診療が求められたことから、某種診療も初診からオンライン診療が認められました。 しかし、R5年3月31日付厚生労働省保険局医事課発給「新型コロナウイルス感染症の感染防止上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」によりR5年7月31日をもって情報連携機器を用いた診療に係る特例の終了に伴い、某種診療の初診および最終診療を保険診療で行うことができなくなりました。 一方、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」では、某種外について、「定期的な健康診断等が行われる等により病状を見逃しとリスクが排除される場合であって、治療によるリスクが極めて低い」として、患者側の利益と不利益を十分に勘案した上で、医療の利便性を損なわずにオンライン診療を行うことが許容される」と示されています。これをそのまま理解すると、初診から最終診療まで保険診療で某種診療を行うことができるという解釈が可能になると思います。 上記の考えに基づき整理したらよいかお尋ねいたします。 保険診療によるオンライン診療で就寝を達成したいという希望が強く寄せられていること、また、コロナウイルス感染症患者や寝られる患者が来日後を絶たない現状を受け、できれば後者による某種診療の継続を希望いたします。	(社)新 潟県労働 者生活平 協会	厚生労働省	新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いとして、初回と5回目以降の情報連携機器を用いた二回診依存症管理料の算定を認めたいところ。当該特例については令和5年5月8日以降は終了しています。 情報連携機器を用いた二回診依存症管理料にかかる診療報酬上の評価の在り方については、有効性及び安全性などのエビデンス等を踏まえ、専門家の意見を参考としつつ、必要に応じ、中央社会保険医療協議会(医医協)で議論してまいります。	診療報酬の算定方法(平成26年厚生労働省告示第59号)、診療報酬の算定方法の一部改正(件)実施上の留意事項について(令和6年3月5日厚生労働省03034号)	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
104	令和5年11月17日	令和5年12月13日	特定商工業者法定台帳の作成手続きの改正	商工業者法で作成が定められている特定商工業者法定台帳は、各商工業者が作成しており、毎年一回、対象となる企業や個人事業主に対して台帳提出の依頼と負担金の請求がきます。しかし、台帳の項目は、企業の所在地、代表者氏名、創業年月、事業内容、前年度年商、従業員数、資本金額などであり、本登録などであり、この台帳独自の項目はありません。そこで、特定商工業者法で、データを出し、国から各地の商工業者法に連携すれば、わざわざ都道府県で台帳作成し送り、それを返していい、台帳所でデータ入力する作業は不要になります。データ連携の同意を事業者から一度取得するだけで台帳作成が可能です。	年一回、商工業者法から該当する事業者へ郵送で台帳の用紙を送り、事業者が手書きし、再び郵便で返信する、それを商工業者法の職員が打ちでデータ登録する作業が必要になります。この作業経費として、年間数千円の取戻金が事業者には戻されていきます。そもそも事業者からの回答率などの程度あるのわかりませんが、捕捉率も低いのではないかと思います。また誤謬率も高くないとは思いますが、データ連携は税務に向上し、さらに商工業者法は、企業の所在地、代表者氏名、事業内容、前年度年商、従業員数、資本金額などであり、特定商工業者法で十分に入力できるものと思われ。特定商工業者法から台帳に必要な項目を国の方で抽出し、各地の商工業者法にデータ連携すれば、人件費や郵送料が大きく削減でき、事業者側の課税負担は不要になると思います。またデータの提供率は税務に向上し、さらに商工業者法職員が手打ちでデータ化する作業におけるハンデミスによるデータ精度の低下も防ぐことができます。地方の商工業発展のためにも、商工業者法自身もIT化を推進してほしいです。	個人	経済産業省 財務省	-特定商工業者の法定台帳は、商工業者法に基づき商工業者法の事業且つ円滑な実施に資することを目的として作成・運用することとされています。なお運用に必要ない負担金は、商工業者法は特定商工業者の過半数の同意を得た上で、管理及び運用に直接必要最小限の経費であるものとして行政の許可を受けなければならないことになっています。	-商工業者法第10条~12条 -商工業者法施行令第1~5条 -商工業者法施行規則第2~4条 -国税通則法第127条	対応不可 その他	-ご提案のありました「確定申告において事業者が記載した情報(企業の所在地等)の活用」について、税務職員には国家公務員法上の守秘義務に加えて、国税通則法により国家公務員法よりも重い守秘義務が課せられており、納税者から提供を受けた申告書の内容については、原則として、他の行政機関を目的に提供することはできないこととされております。そのため、特定商工業者の法定台帳作成のために確定申告に係る情報を活用することはできません。	

規制改革・行政改革ホワイト検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
105	令和5年11月17日	令和5年12月13日	ヘッドライト整備不良車の街頭取締り	路肩や駐車場に設置出来る、可搬型ヘッドライトアスターを作成し、対向車を検知するヘッドライト整備不良車を検査する	ヘッドライトはLED化により明るくなりました。しかし、光軸調整の不具合により、照らすべきでない対向車の運転視界を照らす車線も増えています。安全のための整備員、対向車の目視という難題を課しています。遠方マラーは街頭検査で取り締まりますが、同等以上の危険行為を野放しにすることは行政の意図に相応しません。	個人	警察庁 国土交通省	【国土交通省】 道路運送車両法(以下「車両法」という。)第100条第2項に基づき、国土交通省は警察機関等と協力し街頭検査を実施しているところ等。 街頭検査の結果、保安基準に適合しなければ整備命令が発令され、これに従わない場合車両法第100条に基づき50万円以下の罰金に処せられることとなります。 このような整備不良車両に対しては、各運輸府県において警察機関等と連携して街頭検査を行っています。	【国土交通省】 ・道路運送車両法 ・道路運送車両法の保安基準 ・道路運送車両の保安基準の項目を定める告示 【国土交通省・警察庁】 現行制度下での対応可能	【国土交通省・警察庁】 制度の現状欄に記載のとおりです。		
106	令和5年11月17日	令和5年12月13日	難病の特定医療費受給にかかる提出書類の削減(行政連携で手続に必要な情報を機械的に取得)	国、都道府県、市区町村の3者間の情報連携により毎年同じ書類を提出せずに医療給付が自動更新されるよう制度を整備する	国指定難病の特定医療費助成は疾患研究事業でもあるため1年ごとの更新で、毎年難病指定医が作成した臨床調査個人票(診断書)と住民票の写しおよび医療証明書を送って住所等を管轄する保健所へ提出しなくてはならない。このうち臨床調査個人票は医師から直接オンライン提出がされることとなったが、住民票と医療証明書は紙で提出することとなっている。管轄保健所が都道府県庁運営の場合、市区町村との間で住民及び所有情報の共有が行われていない。それ以外の一部の政令指定都市や中核市等が運営する保健所では行政連携により患者本人の余剰な負担なく情報取得が行われるただし情報開示の同意書提出が必須※。根拠は地方税法22条等) また診療給付の年金給付を行っている場合、その際3歳未満の年齢給付額がわかる書類も求められるが、年金は難病と併し厚労省所管のため行政連携により機械的に支給額が確認が可能になるとは。 ※新潟市 https://www.city.niigata.lg.jp/ryo/kenko/nanbyo/ryoujusei.files/Akumindouiseho20210401.pdf https://www.city.niigata.lg.jp/ryo/kenko/nanbyo/ryoujusei.files/Akumiyomanai.pdf	個人	厚生労働省	難病の医療費助成については、法律上、1年ごとに医療受給者証の更新が必要であり、臨床調査個人票(診断書)とともに、住民票の写しや医療証明書等、必要な書類を居住地の都道府県等に申請し、その申請に基づき、都道府県等の支給認定を行うこととなっています。このように、都道府県等が支給認定を行っているため、申請方法や必要な書類の提出方法については、自治体によって異なる場合があります。臨床調査個人票については、難病指定医がオンラインでデータベースにアクセスして登録できることとするため、指定難病データベースの改修を進めており、来年度から運用を開始することとしています。住民票の写しや医療証明書等については、住民基本台帳法第30条の1第1項又は第30条の15第1項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条等の規定に基づき、都道府県等は住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステム等を利用して、添付を省略することが可能となっています。また、非課税世帯である場合には、年金等収入額が確認できる資料も必要となりますが、対象者数の増減に少ない一部の年金等収入の情報を除き、情報提供ネットワークシステム等を利用して、添付を省略することが可能となっています。	難病の患者に対する医療等に関する法律	住民票の写しや医療証明書等の必要書類については、自己負担上限額の設定に必要となることから、公費負担医療の適正化や医療費助成等の必要書類の提出を併せて行い、当該書類の一部については、住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステム等を活用することで添付を省略することが可能となり、引継ぎ、こうした仕組みの活用について各都道府県等に周知する等、申請者の負担軽減を進めてまいります。また、難病の医療費助成申請のオンライン化について、デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和5年6月白紙議決)別紙により、「難病患者等の利便性の向上を図るため、本計画に基づき、指定難病及び小児慢性特定疾病に係る医療費助成制度における申請のオンライン化の実施についての検討を行う。」とされており、検討を進めてまいります。		
		【再検討】 令和7年3月18日						同上	同上	【ワーキンググループによる再検討の要請】 委員内容が「給付更新の自動更新」となっており、記載したい旨は「法律上、1年ごとに医療受給者証の更新が必要」となっており、法律上、1年ごとに更新を必要とする理由(立法事実)が記載されていないため、回答内容として遠慮いただきたい。	【再検討の結論】 同上	
107	令和5年11月17日	令和5年12月13日	一般用医薬品の分類の見直し	第3類医薬品の内、医薬品の状況とニーズを総合的に考慮した上で、医薬品外品に移行していただきたい。	いつでも開いているコンビニエンスストアにて一般用医薬品を販売して欲しいとのニーズがある。お客様のニーズに応えるために、比較的风险が低く、需要が高い目薬等を医薬品外品に移行していただきたい。	(一社)日本フアンチャイズ 株式会社	厚生労働省	医薬品外品については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第24条第1項の規定により、薬として医薬品の販売を行うためには、薬局開設又は医薬品販売の許可が必要ですが、一般用医薬品の販売に当たっては、当該許可を有する店舗に従事する薬剤師や登録販売者が販売の責任を担い、必要な情報提供等を行った上で販売することが必要です。ただし、販売後の配送については、販売を行った薬局・店舗、薬剤師・登録販売者の責任の下で行うことが可能であり、インターネット販売等で販売を行った店舗から発送された一般用医薬品をコンビニエンスストアで受け取ることは可能である旨をお示ししています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第24条第1項の規定により、薬として医薬品の販売を行うためには、薬局開設又は医薬品販売の許可が必要ですが、一般用医薬品の販売に当たっては、当該許可を有する店舗に従事する薬剤師や登録販売者が販売の責任を担い、必要な情報提供等を行った上で販売することが必要です。ただし、販売後の配送については、販売を行った薬局・店舗、薬剤師・登録販売者の責任の下で行うことが可能であり、インターネット販売等で販売を行った店舗から発送された一般用医薬品をコンビニエンスストアで受け取ることは可能である旨をお示ししています。	検討を予定しているところ等です。今後、一定の知見が蓄まりましたら、製品群ごとに移行の検討をさせていただきます。	◎	
108	令和5年11月17日	令和5年12月13日	OTC医薬品のネット販売における規制緩和	現在、医薬品医療機器等法においては、販売業者が医薬品の販売先を確保している必要があり、Eコマースによるネット販売及びお直しについて、販売業者とお直し場所がフアンチャイズとフアンチャイズの関係性の場合、条件付きでフアンチャイズの店舗で販売先を確保できるように規制を緩和していただきたい。	フアンチャイズ事業におけるECについては、サイトの管理を本部側で一括して行い、重要情報の提供や個人確認等は本部で全て実施しており、店舗では販売・お直しのみを行っている。他社にて販売した医薬品を、フアンチャイズ店舗に限らず、Eコマースを通じて購入してコンビニエンスストア等をはじめとする実店舗での受け取りや購入習慣は既に理解を待つ必要がある。しかし、医薬品医療機器等法においては、販売業者が医薬品の販売先を確保している必要があり、前述のような販売・お直しできないという状況であることから、フアンチャイズ事業におけるECを通じてOTC医薬品販売等の規制について緩和していただきたい。顧客ニーズは高まっており、且つ、処方箋等についてはコンビニエンスストアで受け直しも行っていることから、国民の医薬品へのアクセス向上の観点からも規制緩和が必要と考えられる。医薬品の拠点都市部ほど十分に整備されていない地方においても有益であり、地域貢献にも寄与できると考え	(一社)日本フアンチャイズ 株式会社	厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第24条第1項の規定により、薬として医薬品の販売を行うためには、薬局開設又は医薬品販売の許可が必要ですが、一般用医薬品の販売に当たっては、当該許可を有する店舗に従事する薬剤師や登録販売者が販売の責任を担い、必要な情報提供等を行った上で販売することが必要です。ただし、販売後の配送については、販売を行った薬局・店舗、薬剤師・登録販売者の責任の下で行うことが可能であり、インターネット販売等で販売を行った店舗から発送された一般用医薬品をコンビニエンスストアで受け取ることは可能である旨をお示ししています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第24条第1項の規定により、薬として医薬品の販売を行うためには、薬局開設又は医薬品販売の許可が必要ですが、一般用医薬品の販売に当たっては、当該許可を有する店舗に従事する薬剤師や登録販売者が販売の責任を担い、必要な情報提供等を行った上で販売することが必要です。ただし、販売後の配送については、販売を行った薬局・店舗、薬剤師・登録販売者の責任の下で行うことが可能であり、インターネット販売等で販売を行った店舗から発送された一般用医薬品をコンビニエンスストアで受け取ることは可能である旨をお示ししています。	現行制度下での対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
109	令和5年11月17日	令和5年12月13日	オンライン診療における医療提供施設の緩和	医療法で定められている「病院、診療所、介護老人保健施設、介護療養施設、歯科を業態とする医療その他の医療を提供する施設、医療を受ける者の居宅等(居宅をその居宅生活の場とする場合を除く。以下「居宅」という。)、患者のプライバシーに配慮された環境であれば、医療提供施設から、医療提供を可能とする対象施設を拡大していただきたい。	令和5年6月18日発表の成長戦略等のフォローアップの遠隔医療に「オンライン診療を受診することが可能な場所や条件に関する方針について令和5年中に検討し、令和6年度までに当該方針を踏まえ、郵便局等の身近な場所でのオンライン診療の実証を行う。また、令和7年度までエビデンス収集・構築の進め方に関する調査・研究を行う。」との記載があるが、消費者にとって身近なコンビニエンスストア等の一角の個室スペースを活用して、第三者に患者に関する個人情報や医療記録が流出しないよう、患者のプライバシーに配慮された環境であれば、医療提供施設から、医療提供を可能とする対象施設を拡大していただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	医療法第1条の2及び第1条の5に基づき、医療は、病院等又は患者の居宅等で提供されなければならない。第1条の5第1項の「オンライン診療の適切な実施に関する指針(平成30年3月(令和元年3月一部改訂))」	対応不可	医療という高度に患者の生命・健康にかかわる場所については、一定以上の衛生水準を確保して安全を担保するとともに、国民の医療に対する信頼を確保することを目的として、医師が医療を行うことができる場所は医療提供施設から患者の居宅等に拡大されることとされている。よって、医療提供施設又は患者の居宅等に限定することなく、オンライン診療を提供できるようにすることはできません。	○	
		【再検討】 令和7年3月18日						【ワーキンググループによる再検討の要請】 「医療提供を可能とする対象施設の拡大」の提案に対し、「対象施設は拡大しない」と回答されているが、要請者の趣旨は「コンビニでオンライン診療の実証を可能としたい」ということであり、このことはNo.116の令和5年1月16日付厚生労働省医政局長事務官連絡(オンライン診療のための医療非常駐の診療所の開設)で、都道府県が認めた場合には対応することが可能と思われるため、その旨を回答内容として返認させていただき、なお、貴省御所にその旨を伝達することで、対応不可ではなく、「対応済」と整理できるものと認許しており、併せて御検討いただきたい。				
110	令和5年11月17日	令和5年8月20日	オンライン診療・オンライン服薬指導の導入推進	オンライン診療・服薬指導について、病院・薬局での導入が進むよう、環境整備体制の確立及び活用促進・継続のための診療報酬・薬価の改定をしていただきたい。	規制改革への対応として、ユーザーニーズの高い調剤薬のコンビニエンスストア受取りを開始したが、実験として上流にある病院・薬局でのオンライン診療・服薬指導の活用推進を進んでおります。患者側が利便性を享受できる体制が整っていないため、環境整備体制の確立及び活用促進・継続のための診療報酬・薬価の改定をしていただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	オンライン診療については、令和5年6月に策定した「オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針」に基づき、国民・患者向けの啓発資料の作成、医療機関が導入時に参考となるような事例集、手引き書、チェックリスト等の作成や、遠隔医療に関するコンプライアンスの取組・構築等の取組を進めています。また、服薬指導については、令和4年9月30日に薬剤師が個別に従事する薬剤師と相互に連絡とることができる場所で行うことを可能とするなど、実施しやすい環境整備に取り組んでいるところです。今後についても必要に応じ、診療報酬上での評価の在り方については、中央社会保険協議会(中会医)で議論してまいります。	診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第9号)、診療報酬の算定方法の一部(出立件作業実施要領)の改定方法(令和6年5月5日保医発0005第4号)	その他	制度の現状(調剤)に記載のとおりです。	◎
		令和6年1月19日	デジタル技術を活用した医薬品販売の柔軟化	一般用医薬品の購入時に、オンラインに有資格者へ相談し、販売可能な店舗を含め、予め在庫管理している複数店舗で購入できるようにしていただきたい。	一般用医薬品は、ドラッグストアやインターネットでも販売されているが、深夜や早朝等に急な体調変化等があり、お手持ちの薬がない場合や、児童用のワイドラインとして、いつでも開いているコンビニエンスストアにて一般用医薬品を販売して欲しいというニーズがある。各店舗のニーズに応えるために、コンビニエンスストアにて医薬品販売店舗を増設できるように、一般用医薬品の遠隔販売を認めていただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第24条第1項の規定により、薬として医薬品の販売を行うためには、薬局開設又は医薬品販売業の許可が必要ですが、当該許可については、実際に管理を行う管理者を配置し、店舗の従事者の監督及び医薬品その他の物の管理を行うこと並びに必要な業務体制及び構造設備を有していることが求められており、薬剤師又は登録販売者が従事していない店舗において医薬品の販売を行うことはできません。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第24条第1項等	狭い相手	規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)において、「厚生労働省は、医薬品医療機器等法における店舗販売業の許可要件として、特定の場所に位置する店舗に2階設備、貯蔵設備などの構造設備と、登録販売者などの有資格者の配置を求めている規制制に対して、デジタル技術の利用によって、販売店舗と店舗及び有資格者それぞれ異なる場所に所在することを可能とする規制制の抜廃について、消費者の安全確保や医薬品のアクセスの円滑化の観点から、検討し、結果を踏まえ、検討を進めるとしています。	
111	令和5年11月17日	令和6年1月19日	管理医療機器販売申請の簡略化(フランチャイズ本部による一括申請及び届出書の統一化)	管理医療機器販売業申請について、現状は営業所の所在地を管轄する保健福祉事務所または保健福祉事務所センターに届出することとなっており、フランチャイズ展開をする事業者においても、各販売店舗に申請する形となっており、また、その届出書については、届出すべき内容はほぼ同一であるにもかかわらず、フォーマットも提出先も異なる状況であり、手続きの負担に異なり、申請を断念する店舗も存在し、結果として取扱店舗に限られている状況である。フランチャイズ本部としての申請が可能となり、且つ、届出書フォーマットが統一されることで、より多くの店舗において迅速に取扱いが拡大でき、国民の利便性向上に繋がると考えます。	管理医療機器販売業申請について、現状は営業所の所在地を管轄する保健福祉事務所または保健福祉事務所センターに届出することとなっており、フランチャイズ展開をする事業者においても、各販売店舗に申請する形となっており、また、その届出書については、届出すべき内容はほぼ同一であるにもかかわらず、フォーマットも提出先も異なる状況であり、手続きの負担に異なり、申請を断念する店舗も存在し、結果として取扱店舗に限られている状況である。フランチャイズ本部としての申請が可能となり、且つ、届出書フォーマットが統一されることで、より多くの店舗において迅速に取扱いが拡大でき、国民の利便性向上に繋がると考えます。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	管理医療機器販売業は、都道府県知事等に対して届出を行うことにより販売が可能となります。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条の第11項	現行制度下で対応可能	管理医療機器販売業の申請制については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条(昭和38年法律第145号)第11項において、特定都道府県知事等から届出するものと規定されており、各地方公共団体には、当該規制により届出を行っても差し支えない旨の周知を依頼していることとなります。	△
		令和6年1月19日	店舗納品下り時の路上駐車規制緩和	店舗納品下り時の路上駐車規制緩和	店舗納品下り時の路上駐車規制緩和	店舗納品下り時の路上駐車規制緩和	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	警察庁 国土交通省	都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があるときは、道路標識等を設置し、及び管理して、駐車禁止等の交通規制を行うことができることとされています。	道路交通法第4条第1項及び第2項、第45条第1項	現行制度下で対応可能	
113	令和5年11月17日	令和6年1月19日	店舗納品下り時の路上駐車規制緩和	店舗納品下り時の路上駐車規制緩和	店舗納品下り時の路上駐車規制緩和	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	警察庁 国土交通省	都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があるときは、道路標識等を設置し、及び管理して、駐車禁止等の交通規制を行うことができることとされています。	道路交通法第4条第1項及び第2項、第45条第1項	現行制度下で対応可能	違法駐車をはじめとする無秩序な駐車は、交通事故の原因ともなり得るものがあるほか、交通渋滞を生じさせて円滑な物流の妨げになったり、バス等の定時運行の支障となったりするなど、社会経済活動等に大きな損失を発生させるとともに、地域住民の生活環境を害することもあることから、一定の駐車規制は必要不可欠です。他方、物流業界は国民生活上重要な役割を果たしているものであることから、警察庁においては、「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しに向けた継続的な取組の推進について」(令和5年2月9日付警察庁再発第4号)を各都道府県警察に発出し、安全かつ円滑な駐車できる場所における駐車規制の見直しをするに当たっては、貨物集配中の車両を駐車禁止規制の対象から除いたり、道路管理者と連携して駐車スペースの確保を検討するなどの必要な指示等を行い、物流の効率化に繋がる施策を行っているところです。また、駐車許可については、警察庁のウェブサイト(警察行政手続サイト)を開設し、過去に許可を受けた同一内容のもの等については、オンラインによる申請が可能となっており、申請者の異なる利便性の向上にも努めています。引き続き、地方公共団体等に対して路外駐車場の整備等について働き掛けながら、駐車規制が交通の安全と円滑を確保する上で必要最小限のものとなるよう、駐車規制の見直し等を推進してまいります。	◎

規制改革・行政改革ホワイト紙検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
134	令和5年11月17日	令和5年12月13日	菓子製造業免許取得要件の統一	菓子製造業免許について、全国の保健所での見解に相違があるため、要件の統一を図っていただきたい。	令和5年6月より施行された食品衛生法の一部改正に伴い、実態に即した営業許可制度に見直し図られているが、菓子製造業免許については、全国の保健所での見解に相違がある状況である。コンビニエンスストアを始めフランチャイズ展開している事業者において、製造行為は全国一律の基準に従って油揚げ及び包装のみを行い、冷凍庫の温度、油揚げ温度及び油揚げ時間も従守する等、安全面の確保はほぼ図られているが、非通行商標に菓子製造免許の発給が求められるため、県を跨いで複数店舗経営をする各事業者（加盟店オーナー法人）等に、個店の各種免許の取得や更新等、管理をする上で問題が生じている。本来、公平平等であるべきフランチャイズ事業において、事業を行う上での免許費用負担が不均等な状況であり、公平性の担保の観点から、全国で菓子製造免許の要件・条件を統一していただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会 厚生労働省	食品衛生法(昭和22年法律第233号)において、公衆衛生に与える影響が著しい営業であって、政令で定める営業を営もうとするものは都道府県知事の許可を受けなければならないとされている。菓子製造業は食品衛生法施行令第35条第11号において指定されています。	食品衛生法第35条(営業の許可) 食品衛生法施行令35条第11号 その他	平成30年の食品衛生法改正により、食中毒等のリスクや規格基準の有無、過去の食中毒の発生状況等を踏まえ営業許可業種の見直しを行いました。この見直しにおいては、単一の許可業種で取扱いが可能な食品の範囲を拡大し、例えば、菓子製造業を併称している施設が副都心を推進する場合、これまで定められていた不衛生な製造業や飲食店業の許可を廃止しました。また、営業許可業種について、都道府県が条例で公衆衛生の見地から必要な施設基準を定めています。その際、全国一律化を図られるよう、厚生労働省で定める基準を参照しなければならぬこととしました。当該許可は自治体であり、都道府県においては、業態を踏まえて、1施設1許可を原則として対応していただくを承知しています。その上で、自治体間で生じる個別の課題に関しては、都道府県等の担当者間で許可制度の運用状況に関する会議等の場で情報交換する等により、平準化に向けた取り組みを進めていくと承知しており、厚生労働省としては、必要に応じて、都道府県等に対して助言等を行ってまいりたいと考えています。		
135	令和5年11月17日	令和5年12月13日	食品衛生法一部改正に伴う、営業許可書の届出制度のデジタル化	食品衛生法一部改正に伴う、営業許可書の届出制度について、営業許可書の発行申請をデジタル申請に一元化していただきたい。	食品衛生法の一部改正に伴い、実態に即した営業許可制度に見直し図られているが、現状、コンビニエンスストア事業を始めるとしては、全国の保健所での見解に相違があり、その都度どのような許可証が必要か管轄の保健所に確認しながら営業許可の申請や更新をしている状況である。作業負担の増加、また営業に要するまでの時間を削減するためにも見直しを図っていただきたい。また、申請自体もE2E登録や登録の届出等、様々なため、届出の対応が煩雑になっていることから、可能な限りデジタル申請に統一していただきたい。一部のコンビニエンスストアは、災害対策基本法第2条第5号に基づき、公共的機能及び公益的機能を営む法人内、防災行政上重要な役割を有するものとして指定公共機関に指定されている。出店に係る各種申請の簡素化は、社会インフラを早期に整えるという観点でも有効と考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会 厚生労働省	食品衛生法(昭和22年法律第233号)において、公衆衛生に与える影響が著しい営業であって、政令で定める営業を営もうとするものは都道府県知事の許可を受けなければならないとされている。	食品衛生法第35条(営業の許可) その他	平成30年の食品衛生法改正により、食中毒等のリスクや規格基準の有無、過去の食中毒の発生状況等を踏まえ営業許可業種の見直しを行いました。この見直しにおいては、単一の許可業種で取扱いが可能な食品の範囲を拡大し、また、営業許可業種について、都道府県が条例で公衆衛生の見地から必要な施設基準を定めています。その際、全国一律化を図られるよう、厚生労働省で定める基準を参照しなければならぬこととしました。その上で、自治体間で生じる個別の課題に関しては、都道府県等の担当者間で許可制度の運用状況に関する会議等の場で情報交換する等により、平準化に向けた取り組みを進めていくと承知しており、厚生労働省としては、必要に応じて、都道府県等に対して助言等を行ってまいりたいと考えています。		
136	令和5年11月17日	令和5年12月13日	弁当、惣菜へのアレルギー表示の弾力化	消費者にとって見やすく、自立店舗にアレルギー表示をしている商品の表示に反映し、消費者が安心して購入できるようにしたい。	多くの弁当、惣菜は表裏に義務表示項目をすべて表示する中で中身が見えなくなってしまうことから、原材料名表示等の商品の表裏に表示しているケースがある。この場合、アレルギーをお持ちのお客様に不便をかける恐れ、アレルギー表示を見落としてしまうリスクがある。加えて、消費者へ十分な情報提供するためには、表示の文字数が多くなる傾向もある。以上のことから、アレルギー表示を商品表裏に表示することで、「消費者が商品に含まれるアレルギーを認識しやすい」、「原材料名表示のスペースを有効活用し、十分な情報提供が可能になる」ことが実現できるものとする。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会 消費生活庁	一般加工食品におけるアレルギーの表示は、食品表示基準第3条第2項において、「特定原材料を原材料として含む旨を原則、原材料名の直後に括弧を付けて表示する。」ことと規定されており、その表示方法については、同基準第8条第1項第3号の規定に基づいて、各表示事項を一括して表示することとされています。また、アレルギーを含む食品に関する表示については、「食品表示基準(平成27年3月30日消費生活庁第13号消費生活庁長官通知)」において、「特定原材料を原材料として含む場合は、原則、原材料名の直後に括弧を付けて特定原材料を含む旨を表示すること。」「個別表示による個別の場合や個別表示がなじまない場合などは、一括表示も可能とする。」「原材料表示のうち、特定原材料等に属する表示の視認性を高め、アレルギー疾患を有する者が適切な判断ができるようとする方針として、食品表示表示に当たらないよう配慮しつつ、製造業者等がその表示の文字の色や大きさを変えたり、一括表示のみに別途強調表示する等の任意的な取組を推奨する。」と規定されています。	食品表示基準第3条第2項、第8条 対応不可	制度の現状(記述のとおり)です。表示のレイアウトについては、消費者が必要とする表示に一覧性を果たして確認しやすいように、原則として、いわゆる一括表示欄を設けて表示することを基本とし、食品表示基準第8条の別記様式(1)を定めています。また、提案の具体的内容にある自立店舗へのアレルギー表示については、任意的な取組として、推奨していません。		
137	令和5年11月17日	令和5年12月13日	食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針が厚生労働省より公布され、安全性については情報提供資料を厚生労働省に提出し、照会に対する回答を待てることとされた。しかし、照会に対する回答が現時点でないため、安全確保の観点から、食品PEITについて、再生原料の使用率を高める旨の自主的決定しており、再生原料の使用率を高める措置となっている。	平成24年4月、食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針が公布され、直接に関連の各企業、各団体が厚生労働省へ照会に対する回答を求め、現時点で明確な回答がない状況である。回答がないことでも、全国再生資源利用促進会(再生PET原料100%のつづみ)の積極的決定。一方、回答がないことを判断がいただけないと認め、PET原料協議会は、表裏(フタ)にPET原料、中層(のみ)再生PET原料を使用することを自主決定し、再生原料の使用率を高める取組となっている。環境対応がキーワードになり、再生PET原料の使用率を高める取組の一環としており、照会に対する回答を早期に発信いただくか、ポシティブリストにて一報お伝えしていただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会 厚生労働省	平成24年4月「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針(ガイドライン)」を策定しています。厚生労働省への照会なしでも再生プラスチック材料を使用した食品用器具及び容器包装を製造することは可能ですが、食品用器具及び容器包装への再生プラスチック材料を使用するにあたり、個別の安全性について厚生労働省食品衛生安全部長室に照会することができることとされています。また令和5年4月13日に開催した、菓子・食品衛生審議会食品衛生分科会委員、容器包装部会において、ポジティブリスト制度における「サイクル材料の扱い」について、資料1-2及び別紙1-2で示しております。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22172.html)	食品用器具及び容器包装に関する再生プラスチック材料の使用に関する指針(ガイドライン)について 対応	照会のあった事業者から提出された現状の再生処理工程に関する資料について、令和3年11月24日に開催した菓子・食品衛生審議会食品衛生分科会委員、容器包装部会において、ガイドラインに則していることを確認した旨報告し、その後速やかな関係業者へ文書照会を行いました。			
138	令和5年11月17日	令和5年12月13日	消防訓練実施届出書の書式統一	消防法上の消防訓練実施届出書の書式が自治体ごとに異なるため、届出書の作成に多くの時間を要している。そのため、全国共通の書式にしたいことにより、届出書作成の負担は相当軽減されると考えられる。	多くの届出がある場合、表点届に消防訓練実施届出書を提出する必要があるが、自治体ごとに届出書の式が異なるため、届出書の作成に多くの時間を要している。そのため、全国共通の書式にしたいことにより、届出書作成の負担は相当軽減されると考えられる。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会 総務省	消防法施行規則第3条第11項の規定に基づき、不特定多数の者が災害時要援護者の出入りがある防火対象物の防火管理者は、消防法に基づき消防訓練及び避難訓練を実施する場合は、あらかじめ、その旨を消防機関へ通報することを義務付けています。なお、消防機関への通報の方法については指定の定めがないことから、電話や電子申請により通報することも可能です。	消防法施行規則第3条第11項 検討を予定	各消防本部におけるこの通報に関する運用状況の現状を把握の上、どのような対応が必要か検討を行います。	△	

規制改革・行政改革ホライゾン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
147	令和5年11月17日	令和6年1月19日	国家資格者情報連携活用システムでの本人確認を利用した電子申請を窓口電子申請に置き換える(1/3)	不動産登記のオンライン申請では電子証明書が事件と同一カードで、書面申請が三文判よりという制度は本人確認制度の根本的な整合である。/前号は個人情報が一貫して本人確認が求められるのに対し、後者は不特定の申請提出者の同一性を求めているに過ぎないから、この不動産の申請は、デジタル庁のラストマイルの課題を踏まえて、アカウントと暗証番号を併せているアカウント空間で紙が特真正・非改ざん性にあることを、/しかし、書面が改ざんできないという特性は、訂正印の捺印や印の訂正印で複数の訂正が重ねられている事例によって容易に覆される。/まずは書面申請が訂正が行われているという思い込みを捨て、書面による手続	を一週間デジタル化していくを検討すべきである。/そこで、不発法18条2号で書面申請の方法として規定する磁気ディスク申請手続を活用することを提案する。/磁気ディスク申請ができる登記所を告示するとしながら、指定された登記所が全面で換装の稼働費を負担し、は、なで、/地方移等の議論の際、法務省は登記行状に金銀化した運用が必要であるとし主張しているのに、念置でかたけ利用を可能にするか?の受取状態の制度を資格者登録システムと連携させて活用する。/窓口申請では提出者を本人確認するため、窓口で資格者IDカードを読み取り申請情報と照合する。/法上の「磁気ディスクに読み込まれる点を」プラットフォームに搬入して、/改ざんが容易な書面ではなく、コンピュータ一層のように入力手段で提出する。/データを読み込んだシステムがオンライン申請と同じ法務省サーバーへ送付すれば、申請人も書面担当者も改ざんが出来ない仕組みになる。/代理人本人に対しては変換したユーザーを登録すれば控除を可能で、その間、一時的に控除を受けられ、代理人が法務省サーバーから直接データダウンロードして照合すればいい。/このように、オンライン申請に固執しなくとも申請情報の提出、管理、利用をデジタル化して手続を効率化することは可能である。/デジタル・ガバナンスの方向性としても積極的に推進すべきである。/「証が特真正・非改ざん性」特真正性は原子力安全性神話と同様に、行政が従来の制度を否定できない、漸進的に実行し、繰り返されてきた歴史にすぎない。	商業登記 ケンミン	法務省	登記の申請は、申請情報を記載した書面(法務省で定めるところにより申請情報の全部又は一部を記録した磁気ディスクを含む)、を提出する方法により、不動産を権利するために必要な事項、申請人の氏名又は名称、登記の目的その他の登記申請に必要な事項として法務省で定める情報を登記所に提供しなければならぬとされている。 また、磁気ディスクを提出する方法による申請は、法務大臣が指定した登記所において行うことができます。	不動産登記法18条2号 不動産登記規則第51条	対応不可	磁気ディスク申請はオンライン申請の過渡期に作られたものであり、窓口電子申請については、ニーズや利便性及びシステム改修に係る費用対効果等を勘案しつつ慎重な検討が必要と考えられます。	
148	令和5年11月17日	令和6年1月19日	登記手続における電子申請に法務省が電子署名した受領証を交付すること(2/3)	R4規制改革43(42に実装)提案は、書面申請でのみ発行される受領証を電子申請でも発行し、受領証取りと書面申請が異なるインセンティブをなくして電子申請を向上させるものである。/これに対し、法務省は、「申請情報とシステムや登記・供託オンライン申請システム(PDF)の処理状況を一覧画面において、申請した事柄についての処理状況を申請人自ら確認することができるために電子申請での受領証発行は必要ないとする。/しかし、この回答は次の点で矛盾している。/〇「登記申請をする者が受領証を必要とする可能性がなくなる、書面申請した場合には、窓口で受領証を交付する手続についても維持する必要がある」	一)という理由は書面申請における受領証交付の理由が、電子申請で受領証を交付を理由しない理由ではない。/〇「電子申請ではオンライン上で確認できるから受領証を発行しない理由が、電子申請で受領証を交付する理由は矛盾している。/〇 商業登記規則44条は電子申請と書面による受領証発行を規定しているが、これにそとで改訂したものであろう。/以上から、電子申請では受領証を発行しないという理由は成立しない。/〇政府のオンライン化改訂はオンライン申請を向上させるために、オンライン申請/交付される書面の電子化も推進されるべきである。/〇そこで、電子申請における受領証は電子署名付PDFファイルで発行し、オンラインで受領できるようにすることを提案する。/電子署名付PDFはすでに政府で採用されており、たとえ社内内閣府に内閣府内閣府サーバー(モジュール・インサート(MIS))が発行するが資料の一部には、改訂証書(電子署名による署名)を付与し、改訂が行われていること等を把握することができます。/〇また、国際法が令和5年から始めたPDFファイルによる電子捺印証明書の発行と同様である。/すなわち、電子申請であるから受領証は不要であるので、オンラインであれば電子署名による証明書を発行して業務を効率化させるべきである。/〇これが政府の方針ではないのか?法務省が実施する電子申請における受領証交付という手続は、申請人のインセンティブを見限り、非効率であるだけでなく、技術的・制度的な課題も多岐にわたる。	商業登記 ケンミン	法務省	登記手続において、申請人は、申請に係る登記が完了するまでの間、申請書及びその添付書面の受領証の交付を請求することができます。	不動産登記規則第45条第1項 商業登記法第22条	対応不可	受領証は、登記手続が登記官による審査を要するものであり、申請書等が提出されたときに直ちにその申請を完了するところがない性質上、登記が完了した後に完了するまでの外的に申請されたことと分かるようにならない限り、申請に係る登記の申請書及びその添付書類を登記所に提出されていることを申請人との間で明らかにするものとする。 オンライン申請をした場合には、申請用紙/書面と併せて、供託オンライン申請システムのウェブサイトの処理状況一画面において、申請した事柄についての処理状況を申請人自ら確認することができるため、受領証を交付することを望まないと考えられます。	
149	令和5年11月17日	令和5年12月19日	経営改善普及事業の範囲(経営指導員業務範囲)の明確化	地域のお祭りやイベント事務局の運営業務や消防団・青年団活動は、経営改善普及事業に該当せず、また、商工活動の全てが経営改善普及事業に該当するものも明確にしてください。特に、経営指導員は、現場で商工会青年部の世話役として扱われており、飲み会や幹事・運転手をさせるのは当然で、青年部員が連絡し出ない活動は経営手続と関係のないものである。/このように商工会青年部の飲み会や幹事・運転手等は、経営改善普及事業に該当せず、経営指導員として行うべき仕事でないことを明確に示すことができ、負担軽減に資する。/本事業が経営改善普及事業に属することで、地域の小規模事業者の振興に力を入れることができるようになります。	学校の教師がブラック部活動で忙殺されて本業である授業・教育に支障が出ているのと同じように、商工会の経営指導員も本来の目的の活動を多くさせられており、本業である経営相談・経営指導に支障が生じています。/地域のお祭りやイベント事務局の運営業務や消防団・青年団活動は、経営改善普及事業に該当せず、経営指導員として従事する業務に該当しません。/また、商工活動の全てが経営改善普及事業に該当するものも明確にしてください。特に、経営指導員は、現場で商工会青年部の世話役として扱われており、飲み会や幹事・運転手をさせるのは当然で、青年部員が連絡し出ない活動は経営手続と関係のないものである。/このように商工会青年部の飲み会や幹事・運転手等は、経営改善普及事業に該当せず、経営指導員として行うべき仕事でないことを明確に示すことができ、負担軽減に資する。/本事業が経営改善普及事業に属することで、地域の小規模事業者の振興に力を入れることができるようになります。	個人	経済産業省	「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(以下、法)第4条第1項に定められている商工会・商工会議所が実施する経営改善普及事業については、法3条に基づいて定められている「小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所」に対する基本指針(以下、基本指針)」において、金融、税務、経営等の指導「あせせん」、小規模事業者の経営の改善発達に資する地域経済の活性化等に「関係する事業の実施、他(他)種、経営、技術、各種制度等に関する情報等」の収集・提供といったものが、主たる事業として定められています。 なお、「法施行規則第10条に基づく経営指導員要領」では、法に基づく経営指導員は、基本指針の定めるところより、認定された地域の認定、実行の責任を負って具体的な取組を講じるとともに、目標の達成に向けた進捗管理を行うこと等を目的とする旨定められています。 〇商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(抜粋)(基本指針) 第三条 経済産業大臣は、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所に対する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。 (経営改善普及事業に係る補助) 第四条 国は、政令で定めるところにより、商工会(又は商工会議所)が基本指針に即して実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業(以下この条において「経営改善普及事業」という。))に必要経費又は経営改善普及事業に即して都道府県商工会連合会が基本指針に即して商工会を指導するために必要な経費について、都道府県が補助する場合には、当該都道府県に對し、予算の範囲内において、当該補助に必要経費の一部を補助することができる。 〇商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則(抜粋) 第1条 中小企業庁長官は、第一から第三まで、第六から第七までに掲げるもののほか、経営指導員に関する情報の提供及び助言の的確な実施を確保するために必要な事項を定めた要領(次項において「経営指導員要領」という。)を作成するものとする。 〇小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針(抜粋) 1. 経営改善普及事業の内容 経営改善普及事業は、主として以下の各項目に掲げるものとする。 (1)金融、税務、経営、経営指導、労務、技術の改善、創業、経営の発達、経営革新、事業の円滑な承継又は事業の継続が見込まない場合の円滑な廃止その他の各種制度(国の各府省庁、地方公共団体及び民間事業者のものを含む。以下同じ。)も活用しつつ行う経営に関するきめ細かな指導、あせせん等 (2)小規模事業者の経営の改善発達に資する地域経済の活性化に資する商工会の振興に関する事業の実施、協力支援 (3)経営、技術、各種制度等に関する情報又は資料の収集及び提供 〇経営指導員要領(抜粋) 第1章(総則) 法に基づく経営指導員(目的) 第2条 法に基づく(経営指導員)は、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針(令和元年七月二十二日経済産業省告示第六十号)の定めるところにより、法5条及び法7条に基づき認定された計画の策定、実行の責任を負って具体的な取組を講じるとともに、目標の達成に向けた進捗管理を行うことを目的とする。 2 法に基づく(経営指導員)は、新たな技術情報や支援手法の知識を更新し、事業者支援に際し、対話と協働を基本とする姿勢として、経営者の自己改善のための内的動機づけを行い、相手の状況や局面によって支援手法を使い分け、支援の実行に努めることを目的とする。	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則(抜粋) 第1章(総則) 法に基づく経営指導員(目的) 第2条 法に基づく(経営指導員)は、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針(令和元年七月二十二日経済産業省告示第六十号)の定めるところにより、法5条及び法7条に基づき認定された計画の策定、実行の責任を負って具体的な取組を講じるとともに、目標の達成に向けた進捗管理を行うことを目的とする。	その他	「制度の現状」に記載の通りです。	

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
150	令和5年11月17日	令和5年12月13日	消防法上の危険物を貯蔵する際の同一場所の解釈について	少量危険物にかかる技術上の基準を新設している場合、建築物内の少量危険物の貯蔵を複数施設し、それぞれ別の場所の積載を合算しない積載として指定数量を超えることが可能という運用を可能にする。指定数量未満の危険物を防火区画内や中庭といった一定の基準を満たしている場所で貯蔵する場合、上記と同様の運用を可能にする。これらの運用の可否について消防庁から各市町村に助言する。もしくは運用基準を策定し公表するよう指導する。	新型コロナウイルスの流行以降、大規模な建築物では、建築物内に大量の消費用アルコールを設置し、建築物内の危険物数量を合算した場合、指定数量を超過しているケースがあると考えられる。また、飲料等を販売する大型商業施設等でも同様である。今回調査する内容の運用基準を策定し公表している消防本部もあるが、大多数の消防本部では同一場所の解釈がグレーになっており、担当者ごとに解釈が異なることもあり、指導を受ける事業者は注意を要する可能性があると考えられる。市町村により解釈が異なることは当然であるが、危険物貯蔵に関する同一場所の解釈については重大な消防法違反を招くかを定する必要があると認識している。一定の指針を消防庁等から示していただきたい。もしくは、運用基準等を公表するよう各市町村に改めて通知していただきたい。このような柔軟な運用が認められれば、大規模な建築物は違反状態となってしまう、建築物全体を屋内貯蔵所とするといった実務的ではない改善を促せることとなる。先進的な運用を用いている事例を全国の市町村に共有し、グレーゾーンを解消していただきたい。市町村が法律、条例を独自に運用することは当然であるが、その運用基準を策定、公表せずに担当者ごとに異なる解釈に事業者は振り回されているのが現状である。このグレーゾーンにより、特に製造業においては国際的な競争力の足かせとなることが多いため、日本の強いモノづくりの復活のためにもご検討いただけてますでしょうか。	個人	総務省	<p>・指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一の場所については、「改正予防条例事例の運用について」(平成元年9月19日付け消防第87号)により、危険物を取り扱う設備の周囲に幅3m以上の空地を確保する場合や、危険物貯蔵し、又は取り扱う部分が入り口以外の開口部を有しない不燃材料の床又は壁で区画されている場合は、別々の場所として考え支えないこととし、この旨消防本部へ示していることとする。</p>	消防法第94条(4)から第95条第1項(前)第38第11項自法第97条第7号	対応	<p>・左記のとおり、指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一の場所の運用方法については、既に示しているところであり、現行制度下で対応は可能と思われる。</p> <p>・指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一の場所の解釈については、改めて通知することとする。</p>	
151	令和5年11月17日	令和6年1月19日	No.1 出勤日数の実態を反映しやすい標準報酬制度の見直し①	出勤日数が変わることに伴い賞与の変動が大きい場合に、月毎の出勤日数の変動が大きい場合、標準報酬月額が出勤実態と乖離してしまふ問題がある。	2022年度の規制改革・行政改革ホワイトライン「回答(出勤日数の変動に伴う賞与の変動)を定めた標準報酬月額」の随時改定の対象(大)において、労働契約上の労働提供地を宅電に変更すれば、出社にかかる実質は標準報酬月額の算定基礎に含まれないため、現行制度のままでも問題が発生しない旨、厚生労働省より回答があった。このような柔軟な運用が認められれば、大規模な建築物は違反状態となってしまう、建築物全体を屋内貯蔵所とするといった実務的ではない改善を促せることとなる。先進的な運用を用いている事例を全国の市町村に共有し、グレーゾーンを解消していただきたい。市町村が法律、条例を独自に運用することは当然であるが、その運用基準を策定、公表せずに担当者ごとに異なる解釈に事業者は振り回されているのが現状である。このグレーゾーンにより、特に製造業においては国際的な競争力の足かせとなることが多いため、日本の強いモノづくりの復活のためにもご検討いただけてますでしょうか。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>現行制度においては、報酬月額において二等級以上の変動があり、かつ、その変動が固定的金銭の上昇または下落によって生じたものである場合に、特定決定の時期以外において、標準報酬月額を変更することができることとしています(随時改定)。</p> <p>当該労働日における労働契約上の労働の提供地が事業所とされている場合であって、自宅から当該事業所に出勤した際に発生した費用を事業主が負担する場合、当該費用は、原則として通勤手当として、保険料の算定の基礎となる報酬及び賞与に含まれますが、報酬の額において、その額に変動があったとはは、固定的金銭に関する変動とは認められず、随時改定の対象外とされています。</p> <p>なお、ご記載のとおり、当該労働日における労働契約上の労働提供地が自宅とされており、業務命令により事業所等に一体的に出社し、その移動にかかる実質を事業主が負担する場合、当該費用は原則として実費と認められ、上記の報酬及び賞与には含まれません。</p> <p>また、在宅勤務・テレワークの導入に伴い、支給されていた通勤手当が支払われなくなる、支給方法が月額から日額単位に変更される等の場合には、随時改定の対象となります。</p>	厚生労働省(大正11年法律第70号)第3条第5項及び第6項、第4条第1項、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第3条第1項第5項及び第4号、第2条第1項、昭和38年1月26日法律第4号厚生年金保険法長通知	対応不可	<p>左記の通り、随時改定については、保険事務の効率化及び簡素化の観点から、固定的金銭の賞与等を要件としてご提案。出勤日数変動することに伴い変動する通勤費や出張費の変動として報酬、随時改定の対象に含めることについては、事業主と保険者の事務負担にも配慮しながら、今後も必要に応じて検討を行ってまいります。</p>	△
152	令和5年11月17日	令和6年1月19日	No.1 出勤日数の実態を反映しやすい標準報酬制度の見直し②	4～6月の報酬を基にした標準報酬月額を毎月算出する仕組みの検討が可能なことである。	デジタル化が進化する中、紙ベースの事務を前提とした今の標準報酬月額の算定方式は、保険事務の効率化や簡素化を阻害しつつある。(要望実現により)月毎の報酬の状況を的確に反映した、被用者・企業の間者と納付額のある社会保険料の支払いが可能となる。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>厚生年金及び健康保険の標準報酬月額については、実際の報酬にできる限り即したものとしつつ、事業主と保険者の事務負担を軽減するといった観点から、毎年4～6月の3月間の報酬を基礎として算定し、その年の9月から翌年8月までの期間適用することとされています(定時決定)。</p> <p>なお、被保険者の報酬が、昇(降)給等の固定的金銭の変動に伴って大幅に変わったときは、次回の定時決定を行ったときに標準報酬月額を変更することとされています(随時改定)。</p>	厚生年金保険法第41条、第42条、厚生年金保険法第21条、第22条	対応不可	<p>ご提案の月毎の報酬額に応じて社会保険料を毎月算出する仕組みについては、左記のとおり、事業主と保険者の事務負担が大きなことから、慎重な検討が必要と考えております。</p>	△
153	令和5年11月17日	令和6年2月16日	No.2 地方公共団体の会計事務における民間委託の円滑化	委託先との適切な選定が行われること、監査委員の毎月別回の検査(地方自治法第245条の2)等によって適切に支出負担行為の管理が行われること等が、②審査、③審査結果の取りまとめ、④結果確認・承認のうちの、①のみが受託できない。	地方公共団体における事務負担の軽減は喫緊の課題である。なかでも支出事務は、毎年、中核市規模で約10万件、政令指定都市規模で約50万件発生していると推測され、関連する執行課・会計課において多数の起業事務や審査事務業務等が生じている。支出に際しては、地方公共団体の会計管理者による「支出負担行為」の確認が必須となっており、専任職員が対応している政令指定都市も存在する。これを効率化できれば、地方公共団体の事務処理の迅速化と負担軽減に大きく貢献する。	一般社団法人日本経済団体連合会	総務省	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第170条第2項第6号の規定により、会計管理者は支出負担行為に関する確認を行うこととされています。</p>	地方自治法第170条第2項第6号、第232条の第2項	その他	<p>支出負担行為に関する確認に関する事務は地方自治法第170条第2項第6号の規定により、会計管理者の担任する事務とされており、これを地方公共団体における輸出機関による予算執行機関に対する審判機能の確保のためであるところ、これを地方公共団体に属しない者に委任することはできないものです。同号の確認に関する事務以外の支出負担行為に関する事務のうち、委託できる事務については、各地方公共団体において、会計管理者の適切な職務の遂行が確保される範囲で、実情に応じて判断されるべきものと考えます。</p>	△
154	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.3 役員員の株式保有に関する規律	株主報酬としての1億円以上の株の発行であっても、例えば時価総額に対して発行額が1%未満の場合や、事業報告で開示された取締役の報酬の決定方針に定められた範囲内で行われる場合や、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微である場合は、インサイダー取引規制の重要事項に該当しないこととする。	近年、スタートアップを含む各企業において、株式報酬や持株会等、役員員に株式を保有させることによりその勤勞意欲を向上させ、社内人材の確保につなげる取り組みが盛んに行われている。しかし、金融商品取引法等の一部の規定がこのような取り組みの拡大を妨げているため、以上の通りに見直す必要がある。なお、いづれかの要請についても、2022年度に「検討を予定した」の回答を得ており、政府において検討が追加されることを期待する。	一般社団法人日本経済団体連合会	金融庁	<p>新株発行・自己株式処分決定は重要事項とされており、払込金額の総額が1億円未満であるが見込まれる場合は軽微事項と見なす。</p>	金融商品取引法第169条第2項第1号イ、特種証券の取引等の規制に関する内閣府令第49号第1項第1号イ	検討を予定	<p>株式報酬の額の決定後その公表までの間、株式報酬としての新株発行・自己株式処分決定の事実という公表の重要事項を保有することにより、株式報酬と並行して自己株式取得や自己株式処分を行うことができないという実務上の支障については「公表」の解釈の明確化により対応することを検討しております。</p>	

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
155	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.3 役員員の株式保有に関する規律の見直し②	株式報酬として株式を交付する際に行われる自己株式の処分については、インサイダー取引規制上の「売買等」から除外すべきである。	近年、スタートアップを含む各企業において、株式報酬や持株会等、役員員に株式を保有させることによりその勤労意欲を向上させ、社内人材の活躍につなげる取り組みが進められている。しかし、金融商品取引法等の一部の規定がそのような取り組みの拡大を妨げているため、以下の通りに見直すべきである。なお、いずれの要望についても、2022年度に「検討を予定」との回答を得ており、政府において検討を加速することを期待する。 ② 自己株式の処分による株式報酬におけるインサイダー取引規制の適用除外 自己株式の処分はインサイダー取引規制における「売買等」に該当するため、上場会社等が役員・従業員に報酬として株式を交付する機会や、株式交付案件の発行者に株式を交付する場合において、当該会社の役員等が公表前の重要事実を知っているときは、株式報酬としての自己株式の処分がインサイダー取引に該当してしまうこととなり、株式の交付が困難となる。 しかしながら、インサイダー取引規制の趣旨は、証券市場の公正性と健全性に対する投資者の信頼を保護する点にあるところ。株式報酬の支給のために自己株式の処分を行う場合には、会社法に基づく決議を適正に経て行う限り（役員報酬制は、取締役会の決定に基づき事業報告で開示された報酬の決定方針に定められた範囲内で行われる）、投資者の信頼を害する危険性は小さい。また、株式の取得に際しては会社法の手続の他、金融商品取引法上の開示取引所への適時開示が行われていることから同様に危険性は小さいものと考えられる。 さらに、2017年7月に施行された、株式報酬制度の株式報酬等の柔軟な活用を可能とするための開示命令・取引規制府令の改正にて、インセンティブ報酬を指さないこととするという趣旨から、インサイダー取引の未然防止のための法規制である役員等の売買報告書の提出制度等の対象から、役務の提供の対価として生ずる債権の給付と引換えに株式の交付を受ける場合について、ストックオプションと同様に除外されたことも整合的と考ええる。 (要望実現により)企業における株式報酬や持株会の利用が広がり、人の活躍促進に資する。	一般社団法人日本経済団体連合会	金融庁	株式報酬としての自己株式処分は、職務執行の対価として交付されるため、インサイダー取引規制の対象となる「売買等」の他の有償の譲渡若しくは譲受けに該当するとも考えられます。	金融商品取引法第166条第1項	検討を予定	2022年度よりご要望いただいていた「株式報酬として譲渡制限付株式を交付する際に行われる自己株式の処分につきましては、一定の場合にはインサイダー取引規制に違反しない旨の解釈の明瞭化により対応することを検討しております。	
156	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.3 役員員の株式保有に関する規律の見直し③	持株会による株式の買付けがインサイダー取引規制の適用を受けない ③ 持株会による買付けの上限額の引上げ 持株会による株式の買付けがインサイダー取引規制の適用を受けないようには、各役員・従業員の1回当たりの買出し金額が100万円未満でなければならない。しかし、当該規定の制定時と比べ、株式投資による資産形成の重要性が高まっていることから、持株会を通じて、インサイダー規制の対象とならない自社株式の取組を、100万円以上行いたいというニーズが高まっている。 (要望実現により)企業における株式報酬や持株会の利用が広がり、人の活躍促進に資する。	近年、スタートアップを含む各企業において、株式報酬や持株会等、役員員に株式を保有させることによりその勤労意欲を向上させ、社内人材の活躍につなげる取り組みが進められている。しかし、金融商品取引法等の一部の規定がそのような取り組みの拡大を妨げているため、以下の通りに見直すべきである。なお、いずれの要望についても、2022年度に「検討を予定」との回答を得ており、政府において検討を加速することを期待する。 ③ 持株会による買付けの上限額の引上げ 持株会による株式の買付けがインサイダー取引規制の適用を受けないようには、各役員・従業員の1回当たりの買出し金額が100万円未満でなければならない。しかし、当該規定の制定時と比べ、株式投資による資産形成の重要性が高まっていることから、持株会を通じて、インサイダー規制の対象とならない自社株式の取組を、100万円以上行いたいというニーズが高まっている。 (要望実現により)企業における株式報酬や持株会の利用が広がり、人の活躍促進に資する。	一般社団法人日本経済団体連合会	金融庁	役員・従業員持株会、拡大従業員持株会、取引先持株会による上場会社等の株式の買付けは、一定の計画に基づき、個別の投資判断に基づき、継続的に行われる場合(1回当たりの買出し金額が100万円に満たない場合に限り)、インサイダー取引規制の適用除外とされます。	金融商品取引法166条第2項、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第59号第4号から6号まで	検討を予定	持株会の要件を満たす1回当たりの買出し金額の上限額につきましては、100万円未満からの引き上げの検討を行う予定です。	
157	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.3 役員員の株式保有に関する規律の見直し④	拡大従業員持株会の委員の範囲に、実施会社の株式会社の子会社役員もあつてほしい ④ 拡大従業員持株会の委員の範囲の拡大 現行法上、上場会社又はその株式会社の子会社の株式の取得を目的とする通常の従業員持株会以外でなく、非上場会社の役員が、当該非上場会社と関係性を有する上場会社の株式の取得を目指す持株会(拡大従業員持株会)を認められている。しかし、通常の従業員持株会と異なり、拡大従業員持株会の委員の範囲は実施会社(非上場会社)の従業員に限られており、その株式会社の子会社の役員は委員となることができない。例えば実施会社が株式会社の子会社である場合、当該子会社の役員も委員となる場合には、一部の従業員が持株会の委員資格を喪失してしまうこととなり、これが拡大従業員持株会の利用の拡大の妨げとなっている。 (要望実現により)企業における株式報酬や持株会の利用が広がり、人の活躍促進に資する。	近年、スタートアップを含む各企業において、株式報酬や持株会等、役員員に株式を保有させることによりその勤労意欲を向上させ、社内人材の活躍につなげる取り組みが進められている。しかし、金融商品取引法等の一部の規定がそのような取り組みの拡大を妨げているため、以下の通りに見直すべきである。なお、いずれの要望についても、2022年度に「検討を予定」との回答を得ており、政府において検討を加速することを期待する。 ④ 拡大従業員持株会の委員の範囲の拡大 現行法上、上場会社又はその株式会社の子会社の株式の取得を目的とする通常の従業員持株会以外でなく、非上場会社の役員が、当該非上場会社と関係性を有する上場会社の株式の取得を目指す持株会(拡大従業員持株会)を認められている。しかし、通常の従業員持株会と異なり、拡大従業員持株会の委員の範囲は実施会社(非上場会社)の従業員に限られており、その株式会社の子会社の役員は委員となることができない。例えば実施会社が株式会社の子会社である場合、当該子会社の役員も委員となる場合には、一部の従業員が持株会の委員資格を喪失してしまうこととなり、これが拡大従業員持株会の利用の拡大の妨げとなっている。 (要望実現により)企業における株式報酬や持株会の利用が広がり、人の活躍促進に資する。	一般社団法人日本経済団体連合会	金融庁	拡大従業員持株会の範囲は上場会社等の関係会社等の従業員に限定されており、上場会社等の関係会社及び関係会社の従業員は含まれておりません。	金融商品取引法第166条第6項第12号、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第59号第3項	検討を予定	持株会の範囲につきましては以下のとおり拡大することの検討を行う予定です。 ・拡大持株会の範囲を発行会社がその財務・事業の方針決定に重要な影響を与えることができる(影響力基準)会社の従業員にまで拡大 ・拡大持株会の範囲を非上場会社(資産運用会社・特定関係法人)役員持株投資口会・従業員持株投資口会の範囲を特定関係法人の子会社(支配力基準)の役員・従業員にまで拡大	
158	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.3 役員員の株式保有に関する規律の見直し⑤	持株会を通じた株式の売却について、少なくともその単位数が僅少である場合には、主要株主等売買報告書の提出を免除すべきである。 ⑤ 持株会による株式の売却に関する売買報告書提出の免除 場合、原則として売買報告書を提出する必要がある。例外として、持株会による買付けに際しては報告書の提出を免除する一方で、売却については提出を免除されないため、持株会の管理責任が不明確に生じている。しかし、従業員等が持株会を退会する際に持株会名義で売買単位未満の株式の売却をする(あたり)、その合計が売買単位に達した場合であっても、その単位数は通常僅少であるため、報告書を提出する意義は乏しい。 (要望実現により)企業における株式報酬や持株会の利用が広がり、人の活躍促進に資する。	近年、スタートアップを含む各企業において、株式報酬や持株会等、役員員に株式を保有させることによりその勤労意欲を向上させ、社内人材の活躍につなげる取り組みが進められている。しかし、金融商品取引法等の一部の規定がそのような取り組みの拡大を妨げているため、以下の通りに見直すべきである。なお、いずれの要望についても、2022年度に「検討を予定」との回答を得ており、政府において検討を加速することを期待する。 ⑤ 持株会による株式の売却に関する売買報告書提出の免除 場合、原則として売買報告書を提出する必要がある。例外として、持株会による買付けに際しては報告書の提出を免除する一方で、売却については提出を免除されないため、持株会の管理責任が不明確に生じている。しかし、従業員等が持株会を退会する際に持株会名義で売買単位未満の株式の売却をする(あたり)、その合計が売買単位に達した場合であっても、その単位数は通常僅少であるため、報告書を提出する意義は乏しい。 (要望実現により)企業における株式報酬や持株会の利用が広がり、人の活躍促進に資する。	一般社団法人日本経済団体連合会	金融庁	役員・従業員持株会、拡大従業員持株会、取引先持株会による上場会社等の株式の買付けは、一定の計画に基づき、個別の投資判断に基づき、継続的に行われる場合(各役員・従業員等の1回当たりの買出し金額が100万円に満たない場合に限り)、売買報告書が免除されますが、売却は、単元未満株式の売却を除き、売買報告書が免除されません。	金融商品取引法第165条の2、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の第4項第2号から6号まで	対応不可	役員・従業員退会時に持株会において、それぞれの売買単位相当に満たない持分について、持株会においてそれらの持分をまとめて売却して現金で精算する場合、その持株会の規模によっては、退会者の人数も多くなり、売却単位数も僅少とはいえない場合があり得る。売却単位数以上の株式の売却については取引所を通じた売買が可能であり、また、買付けは限られ、売却は一定の数量が生じることを踏まえると、売買報告書を提出させる意義が乏しいとはいえないものと考えられます。その上、売買報告書の提出義務の対象となる場合であっても個々の持株会自体の事務手続の負担も著しいものと考えられず、その緩和の必要性も現時点では高いとはいえないものと考えられます。	

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
159	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.4 株式報酬の活用促進に向けた有価証券届出書の開示規制の緩和①	ストック・オプションの発行と同様に、譲渡制限付株式の発行においても、「通常規定」の適用を除外すべきである。	① 譲渡制限付株式報酬の募集に係る通常規定の適用除外 譲渡制限付株式報酬を発行した場合、「提出不要の特例」を満たさない場合で、発行額が1億円以上の場合には、有価証券届出書の提出が必要となる。一方で、株式報酬の額が1億円未満の場合、取組開始後1年以内に公開日が到来した募集・売出しがあった場合で、当該募集・売出しに関して有価証券届出書を提出していないものがある場合には、その金額が通常規定1億円以上となれば、有価証券届出書の提出が求められる(通常規定)。しかしながら、例えば、0.00万円〜1億円未満の株式報酬を付与する会社は、「通常規定」が適用され、年度により提出書類が異なることになる(例えば、1年目は有価証券通知書、2年目は有価証券届出書を提出)。半年度において1億円未満の金額の譲渡制限付株式を発行するという実態が変わらないにも関わらず、年度毎に提出書類が異なるのは、手続が煩雑であり、実務上の負担が大きい。	一般社団法人日本経済団体連合会	金融庁	発行価額又は売価額の総額が1億円未満の有価証券の募集又は売出しについては、原則、有価証券届出書の提出は不要で、有価証券通知書の提出で足りるとされています。ただし、1億円未満の募集又は売出しを近接した期間の中で繰り返すことによる開示規制の効果を防止する趣旨から、当該有価証券の募集を開始する前1年以内に行われた同一の種類の有価証券の募集又は売出しの発行価額又は売価額の総額を合算した金額が1億円以上となる場合には、有価証券届出書の提出が必要で(金額通常規定)。なお、金融商品取引法施行令第2条の12の要件を満たす株券、新株予約権証券については、その合算対象から除外されています。	金融商品取引法第4条第1項第1号、第9号、第9項、企業内情報開示に関する内閣府令第2条第5項第2号	対応	株式報酬として交付される株式が譲渡制限付である場合については、有価証券届出書の提出を不要とし、臨時報告書の提出で足りるとする特例が設けられております(金融商品取引法施行令第2条の12第1号)。この特例を利用するには株式が譲渡制限付である必要があること、社内規定等において、取締役の死亡等の予備的な事由が生じた際に譲渡制限を解除する旨を定めている場合であっても、当該特例を利用できるように明確化する必要がある。企業内情報開示ガイドラインを改定し、2026年12月には適用開始を予定する。当該ガイドライン改正により上記特例の対象がより明確化され、特例が使いやすくなると考えられ、この結果、特例を利用する際の負担が軽減されることとなります。なお、譲渡制限付株式を報酬として付与する場合で、上記特例の要件を満たさないときについても、左記の金額通常規定の適用除外とするか否かについては、1億円未満の募集又は売出しを近接した期間の中で繰り返すことによる開示規制の効果を防止するという趣旨の通常規定の趣旨や上記のガイドライン改正後の実務を踏まえ、慎重に検討が必要と考えられます。
160	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.4 株式報酬の活用促進に向けた有価証券届出書の開示規制の緩和②	以下の通り、RSUの導入円滑化に向け、新株発行・自己株式処分時等における、有価証券届出書の開示規制を緩和すべきである。 [RSUの種類1 権利確定に合わせて新株発行等を行う場合] RSUにおいては発行する株式が譲渡制限付株式ではないことが一般的であり、その場合、発行価額が1億円以上となる場合には有価証券届出書の提出が求められる。取締役等が一定期間経過後に株式を取得できる仕組みであるストック・オプションの発行において有価証券届出書の提出を免除する規定の趣旨を踏まえ、RSUについても、同様の規定を創設すべきである。 [RSUの種類2 権利確定が企業から株式を取得する場合] 企業から金額を付与された償付権行使等を引き受けた新株発行等を行い、その後、権利確定時に在職している取締役等の対象者に株式を交付する場合、その新株発行等の相手方が取締役等ではなく償付権行使となるため、発行価額が1億円以上となる場合には、有価証券届出書の提出が求められる。償付権行使が一定期間経過後に株式を取得できる仕組みであることは変わらないことから、この場合も、ストック・オプションと同様に、有価証券届出書の提出を免除する規定を設けるべきである。 また、RSUのみならず、償付権を活用した株式報酬スキームにより新株発行等を行う場合、ストック・オプションの効果があれば、幅広く有価証券届出書の提出を免除する規定を設けることを検討すべきである。	② RSUを活用する場合等の有価証券届出書の提出免除 RSU(譲渡制限付株式ユニット)は、一定の在職期間後に株式を交付される権利であり、権利確定時に株式が対象者に交付(移転)されるため、米国のOJT企業等で導入が盛んでいる。RSUは、ストック・オプションのように株価と権利行使価額との差額だけでなく、株価の全額を付与対象者が享受できるため、企業価値向上に向けてインセンティブ効果、社員のリテンション効果が高い。また、RS(譲渡制限付株式)と比べると、権利行使時に対象者に対して株式を交付(移転)する必要が無く、権利が帰属しなかった過渡期等も株式を取得する必要がないという利点もあり、日本において導入のニーズが高まっている。 (要望実現により)企業における株式報酬の利用が広がり、人の活躍促進に資するとともに、国内外の優秀な人材の採用競争力強化につながる。	一般社団法人日本経済団体連合会	金融庁	RSU(譲渡制限付株式ユニット)、PSU(業績連動型株式ユニット)、株式交付償戻といった事後交付型株式報酬については、情報開示のタイミングと開示書類に変更がなされました。	金融商品取引法第4条第1項第1号、金融商品取引法施行令第2条の12、会社法第265条第1項第2号	検討に着手	左記の現状を踏まえ、金融審議会「資産運用に関するタスクフォース」において議論が行われているところであり、今後、事後交付型株式報酬の開示規制を明確化し、ストック・オプション及び譲渡制限付株式と同様、有価証券届出書の提出に代えて臨時報告書の提出を求める特例を設けることを検討します。なお、上記特例の検討に当たっては、産業界を含めた関係者との意見聴取を行うつつ、実務上の観点について検討いたします。
161	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.6 水素・バイオメタン製造装置に対する規制緩和	必要な安全対策が講じられること前提、高圧ガス保安法(以下「高圧ガス法」)に定める高圧ガスの定義を、「1MPa以上となる圧力から例えば「0MPa未満となる圧力」に変更すべきである。	日本では、高圧ガス保安法に基づき、圧力1MPa以上を高圧ガスと定義しており、水素ガスやバイオメタンの圧力が1MPa以上の場合、同法の適用対象となる。高圧ガスに該当する水素ガスやバイオメタンの圧力は、同法第8条第1項第1号及び第2号において定め通り、製造の方法などに関し、一般高圧ガス保安規則第6条第1項で定める技術上の基準に適合する必要がある。製造装置についても、この基準への適合性について、技術審査を受ける必要はない。高圧ガス保安法の技術要求への適合審査には追加の手間とコストがかかるため、製造装置の開発者は、高圧ガス保安法の適用対象外となるよう、設計上、製造時の圧力や、生成されたガスの圧力が0MPa未満となる製造装置の開発を行う傾向がある。しかしながら、製造時のガスの圧力が高圧であるほど、生成される水素やバイオメタンの体積を小さくできることから、製造装置の小型化ができ、設置スペースも少なくなることができるともかわからず、こうした製造装置が十分開発されない現状にある。 (要望実現により)水素やバイオメタンの製造装置を効率的に製造可能な装置が普及し、日本で製造されたエネルギーの低コスト化と、水素やバイオメタンの製造装置の国際競争力の向上が期待できる。	一般社団法人日本経済団体連合会	経済産業省	水素又はメタンについて、圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が100m ³ /日以上である設備を使用して高圧ガス保安法第2条第1号又は第3号に該当する高圧ガスの製造をしようとする者は、同法第8条第1項の製造の許可が必要であり、許可に関しては、同法第3条第1項の交付率等に基づき、同法第8条第1号(製造のための施設の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること)、第2号(製造の方法が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること)、第3号(その他製造が公共の安全の維持又は災害の発生防止に支障を及ぼすおそれがないものであること)に適合していると認められることが必要となります。なお、そのガスの容積が100m ³ /日以上の場合、高圧ガス保安法第5条第2項第1号により製造の届出が必要であり、同法第15条第1項により製造のための施設を、その位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持し、同法第22条により経済産業省令で定める技術上の基準に従って高圧ガスの製造をする必要があります。	高圧ガス保安法第2条	対応不可	高圧ガス保安法は、ガスが高圧状態となった場合の危険性を踏まえ、その高圧ガスの取扱いによる災害の発生を防止し、公共の安全の確保を目的とする法律であり、高圧ガスの製造に係る許可等における技術基準への適合に係る審査等を通じて、製造設備等の安全性の確保を行っているものです。本法案は、必要な安全対策が具体的に提示されており、安全の確保が確認できない中で、「技術要求への適合審査には追加の手間とコストがかかるため」という経済性・国際競争力を優先する内容となっており、応じることが困難と考えます。ただし、安全の確保を前提として、状況が許す限り規制の合理化・適正化を図っていくことは重要となっており、業界団体等に対して、対象とする実態を踏まえた上で、安全の確保に必要な安全対策等に係る検証を行い、科学的データ等を踏まえた具体的な提案があれば、その内容について検討を行い、必要な対応を図ってまいりたいと考えています。

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
162	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.7 電力の環境価値等における国際的な証書の活用	電気事業法施行規則第3条の12第1項において、発電によって二酸化炭素が排出されない電気があるという価値を証明する証書として、非化石証書のほか、これに準ずるものとして国際的な証書を活用するものとして適切な証書の指定を可能とすべきである。	小売電気事業者が小売供給契約締結を行うに当たり、電気事業法では、小売供給に係る料金やその他の供給条件について、消費者への説明義務が規定されている。小売電気事業者が、販売する電気につき再生可能エネルギーであることやCO2排出量が少ないこと等によって環境価値を主張するには、その主張に対応した非化石証書を取得し使用する必要がある。電気事業法施行規則第3条の12第2項がその根拠であり、販売する電気が「非化石証書」によって環境価値を認められる場合を除いて、当該価値を訴求することなく、供給条件の説明をしなければならない旨、規定されている。 この「非化石証書」は、高度化法施行規則第4条第1項第2号に定義されるものであり、国内における非化石エネルギーの利用の拡大等を促進することを旨として制定された背景などから、同施行規則に定める「非化石証書」も国内制度に基づいた証書に限られていると考えられる。そのため、IREC(International Renewable Energy Certificate)海外再生エネルギー証書)など、国際的に利用される再生エネルギー証書は、小売電気事業者が需要家に対して環境価値を説明する際、非化石価値を証明するものとして利用することができない。 (要望実現により)小売電気事業者が供給する電気の環境価値を説明する際の利便性が向上するとともに、電気の需要家が国際的に利用される証書で証明される環境価値を取得する機会に寄与すると期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	経済産業省	小売電気事業者が環境価値を訴求する際には、高度化法施行規則第4条第1項第2号に定義される「非化石証書」以外の使用は認められておらず、したがって国際的な証書の活用も不可です。	電気事業法第2条の13第1項 電気事業法施行規則第3条の12第2項	検討を予定	小売電気事業者が環境価値を説明する際の利便性を向上させるためには、非化石証書制度自体の変更ではなく、現時点において再生エネルギーの証書の活用を認める必要性は薄いと考えますが、今後のニーズの高まりによっては、検討に値すると考えます。	
163	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.8 温対法SHK制度における証書の利用拡大	温対法SHK制度において、排出量からの減算に活用できる証書等に、国内の化石エネルギーの環境価値を重層的に活用できる証書を加えるべきである。追加にあたっては、環境価値の一体化が認められ、国内の化石エネルギーの環境価値を重層的に活用できる証書は、SHK制度のもとでは排出量の削減が評価されない。適切な証書の制度設計・運用がなされていること等についての政府による確認を経て、適切な証書を追加すべきである。	地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)に基づき、温室効果ガスの算定・報告・公表を求めらるる国のSHK制度のもとでは、調整後温室効果ガス排出量の算定時、「非化石電源二酸化炭素削減相当量」及び「無効化された国内認定排出削減量」について、排出量から減算することができる。しかし、現行のSHK制度において、排出量から減算できる証書等は、非化石証書・グリーン電力証書・グリーン熱証書に限られている。IREC(International Renewable Energy Certificate:海外再生エネルギー証書)などの他の証書による減算は認められず、SHK制度のもとで排出量からの減算を行いたい場合には、現行制度で規定される証書を取得する必要がある。そのため、国際的なインセンティブにおいて評価される他の証書を取得することを選択する企業は、非化石証書等と同等ない環境価値を取得している場合であっても、SHK制度のもとでは排出量の削減が評価されない。 (要望実現により)国際的に利用される証書が、わが国のSHK制度のもとでも排出量の減算に活用できるようになり、国内企業の利便性の向上に資する。同時に、国際的に利用される証書を取得する企業により、SHK制度で報告する排出量の削減と、国際的な評価の向上を両立させることができる。	一般社団法人日本経済団体連合会	環境省 経済産業省	温室効果ガスの算定・報告・公表制度においては、証書は電気や熱の属性を証明するもので、再生可能エネルギー由来の電力量・熱量を「tWh」単位で認証し、購入者は他省から供給された電力や熱の属性を、別途関連した証書で書き替えるものとして、非化石証書・グリーン電力証書・グリーン熱証書のみ使用が可能となっております。		検討を予定	本制度では国際的な算定ルールとの動向等を踏まえ、算定方法の見直しをしております。使用できる証書等の取扱いにつきましては、他の制度における対応状況や、算定事業者のニーズも踏まえ、必要な検討をまいります。	
164	令和5年11月17日	令和5年1月10日	No.9 太陽光発電事業におけるFIT-FIP認定取得後の変更手続きに係る事後変更届出の対象範囲拡大	以下に記載する関連価格を変更しないなど国民負担の増加に繋がらない項目や、その他軽微な変更につき、変更認定申請が必要とされている取扱いを変更し、事後変更届出の対象とすべきである。 ○発電設備の出力 ※ 関連価格が変更とならない出力減少に限る。 ○太陽電池に係る事項(製造事業者/種類/交換効率/型式/容量/枚数/余出力) ※ 合計出力においては、関連価格が変更とならない基準であるが、FIT-FIPの認定取得後、運転開始までの間は、発電予定設備の稼働といった稼働状況の変化により、認定を取得した事業計画に採取の項目で変更が生じ、変更認定申請が必要となる取扱いがある。 ○発電設備の出力 ※ 関連価格が変更とならない出力減少に限る。 ○保守点検及び維持管理計画(保守点検及び維持管理計画に記載された点検項目及び実施スケジュール等) ○セキュリティ管理責任者 ※ 保守点検及び維持管理計画にセキュリティ管理責任者については、経済産業大臣に対し、保安規程に基づき届出がなされている。変更したときは、遅滞のない届出によることとする。	太陽光発電事業において、FIT-FIPの認定取得後、認定を受けた事業計画への変更が発生した場合、経済産業省令で定める軽微な変更を除き、再生エネルギー法第10条に基づき変更認定申請が必要となる。事業者の名称及び住所、役員の名などの限られた項目の変更は、事後変更届出による申請が認められているが、多くの項目は変更認定申請が必要とされ、当該申請が実施されるまでは長期にわたる。 変更認定申請が必要とされる項目の中には、電気事業法第42条に基づき、太陽光発電事業者が経済産業大臣に届出するFIT-FIPの認定後には変更された事項を記載する項目が含まれている。この保安規程に記載された項目の変更は、遅滞なく保安規程を届出することで足りるとされている。 (要望実現により)太陽光発電事業者は発電設備の運転開始までの工程や期間を短縮することが可能となる。具体的には、FIT-FIPの認定を取得してから運転開始までの間に変更認定申請の手続きが必要となった場合は、その審査が完了するまでに更に約3-6か月程度の期間がかかることとなる。変更認定が必要な項目を削減し、事後変更届出とすることで、変更認定にかかる期間が短縮され、太陽光発電の導入拡大につながる。	一般社団法人日本経済団体連合会	経済産業省	再生エネルギー法第10条に基づき、再生可能エネルギー発電事業計画について、経済産業大臣が認定を行うこととなります。このため、認定取得後に、再生可能エネルギー発電事業計画の内容に変更が生じた場合には、省令で定める軽微な変更を除き、当該計画の変更の認定が必要となります。 再生可能エネルギー発電事業計画において、再生可能エネルギー発電事業計画について、経済産業大臣が認定を行うこととなります。このため、認定取得後に、再生可能エネルギー発電事業計画の内容に変更が生じた場合には、省令で定める軽微な変更を除き、当該計画の変更の認定が必要となります。	再生可能エネルギー発電事業計画の内容に変更が生じた場合には、省令で定める軽微な変更を除き、当該計画の変更の認定を求めるとしています。例えば、併指換の「発電設備の出力」の変更が実施された場合には、その変更後も再生可能エネルギー発電事業計画の認定を求めるとしています。このように、再生可能エネルギー発電事業に軽微な変更があった場合には、認定基準適合性について、改めて審査にかからしめる必要が生じるためであるところ、併指換の事項については、軽微な変更として取り扱うことは適当ではないと考えております。	対応不可		

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
169	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.13 農地一時使用許可不要用途の項目拡大	電気事業者が農地において送配電施設に係る工事を行う場合、農地法に基づき農地転用許可に係る手続が必要である。農地法施行規則第9条第13項に記載の許可不要用途に該当する場合は、「農地転用許可申請書」ではなく、「事業計画書」の提出という比較的簡易な手続での農地転用が認められている。 しかし、同規則に記載されている許可不要用途は、送電線の架設用設置等に限定されている。そのため、あくまでも一時的な設置にとどまる施設等について、同一の工事計画においては、許可不要の用途と比較しても農地利用への影響が小さいと考えられる用途であっても、許可不要用途に記載がないことを理由として農地転用許可申請を要する必要があるものがある。再生可能エネルギー設備のための送電電設備の着工期の遅延の一因となっている。 例えば、「事業計画書」であれば求められる付添資料が「農地転用許可申請書」の場合には要求されるため、書類作成・届出に時間を要する等、追加的な負担が生じている。なかでも、農地所有者等権利者以外のスワフホルダーからの同意書の取得を事業主から求められた場合、農地所有者等とは別な種類のいかなる権利者も農地所有者等から承諾を得る必要が生じることから交渉の経緯とともに、場合によっては農地所有者等から承諾を得られないこともある。 (要望実現により) 電気事業者として行政手続の効率が図られるだけでなく、行政としても事務手続に係る効率化や省力化を見込むことが可能であり、早期の行政手続完了は再生可能エネルギーの拡大に資するものと考えられる。	一般社団法人日本経済団体連合会 農林水産省	農林水産省 経済産業省	-電気事業者が送電用若しくは配電用の施設(電線の支持物及び開閉所に限る。)若しくは送電用若しくは配電用の電線を架設するための装置又はこれらの施設若しくは装置を設置するために必要な道路若しくは鉄道(事業完了後は土地へ復元することを含む)を設置する場合は許可不要の取扱いとしている。 *なお、農地所有者等権利者以外からの同意書については、農地転用許可制度上、添付が必要書類とはなっておりません。	農地法第4条第3項第9号、第5条第1項第7号 農地法施行規則第9条第13号、第9条第14号	一部事業承認一部対応不可	農地法施行規則第29条各号に規定されている施設は、事業の公共性や公益性のほか、用地選定の非任意性から所管として、農地転用許可を受けなくてよいこととしております。 このため、電気事業者が設置する送電用若しくは配電用の施設(電線の支持物及び開閉所に限る)送電線若しくは配電用の電線を架設するための装置又はこれらの施設若しくは装置を設置するために必要な道路若しくは鉄道(事業完了後は土地へ復元することを含む)については、農地転用許可を要しないこととしています。 一方、工事に附属する資材置場、資土置場、ヘリ用地、休憩所、仮設トイレ等の施設については、用地選定に任意性があることから、転用許可を要するとしていくところです。 これらの施設を設置する場合は、まずは農地以外の土地での設置をご検討いただき、やむを得ず農地に設置する必要がある場合については一時的な転用許可を取得した上で、設置する必要があります。		
170	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.14 省エネ法に基づく工場等判断基準における、小容量火力発電設備の新設する場合の条件緩和	今後の国内電力市場においては、再生可能エネルギーが主力電源の一つとなり、電力需給を調整する調整力が必要となる。こうした中、ガスタービン発電などの火力発電設備は、短時間で機動的に出力調整が可能であることから、調整力として有望であり、設置の促進が望まれる。調整力としての中核として信頼性、運転継続時間に着目し、きっちりと調整力とすることが求められる。この場合、有用な発電設備としては運転が安定することから、事業者にとっては、大規模な設備投資が必要な大規模火力発電設備ではなく、小容量火力発電設備の設置が望ましい。とりわけ、小容量発電設備の一つである航空用型ガスタービンの場合、起動から最大出力に達する時間が3分以内と早く、機動性が高いため調整力として優れている。 しかしながら、現状では、大容量で稼働率がが高く、高効率の運用ができる常用の発電設備としての火力発電設備を念頭に、省エネ対策として、発電効率の基準が設けられている。この場合、調整力としての運転が安定する、稼働率が高いことに加え、省エネ法に基づく工場等判断基準における、小容量火力発電設備の新設する場合の条件緩和を、現在の44.5%から、現在採用可能な最高効率の機種をベースに、36%程度で緩和を希望する。	一般社団法人日本経済団体連合会 経済産業省	経済産業省	電力供給用に使用する発電専用設備を新設する場合には、基準発電効率以上のものを採用することとされており、発電専用設備に対する基準発電効率は、エネルギーミックスを実現するために必要な発電効率の水準を基準発電効率として定められており、定格時の最高発電効率による発電効率で、石炭による火力発電:42% *可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電:50.5% 石油その他の燃料による火力発電:39.0%と定められております。 一方、エネルギーミックスの実現に向けて再生可能エネルギーの導入を拡大するに伴い、電力の需給調整能力の確保が求められており、この能力を補いながら比較的高い発電効率を持つ、コンパクトサイクルやガスエンジンなど小規模な火力発電に関しては、新設を規制しないよう、規制措置を講じています。 具体的には、①発電の開始から最大出力状態までに、平均で95%以上の出力変化が可能であること、②定格時の最高発電効率による発電効率が44.9%以上であることを満たす、設備容量20万kW未満の可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電設備の発電効率については、上記基準を適用しないこととしています。		検討を予定	工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成21年3月31日経済産業省令第69号)12-2(4)、別表第2の備考(2)	太陽光や風力のような出力変動の大きい再生エネルギーの導入拡大が進み、調整力の重要性が高まっていると考え、「制度の現状」に記載の基準発電効率の考え方を踏まえ、備前記の発電効率の考え方に基づいて、エネルギーミックスの実現を阻まないよう、調整力の確保の状況や考えながら、慎重に検討する必要があります。	
171	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.15 地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策の推進に関する法律)の改正案における、自治体への報告書・計画書のフォーマットの統一	地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策の推進に関する法律)に基づき、事業者は、その事業所が立地する自治体に対し、(小売電気事業者の場合、事業所の立地場所に限らず当該自治体の域内に電力を供給している)各種情報(温暖化対策への取り組み、温室効果ガス排出量、供給ガス種別等)を提出し(報告書・計画書の作成)ることが求められている。他方、その提出フォーマットや提出方法が自治体間で異なることから、事業者の作業負担が大きい。 (要望実現により)事業者の作業負担が軽減されるとともに、同じ基準でのデータの活用を通して、温室効果ガス削減のための自治体の施策の策定について検証可能なことが期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会 環境省	環境省	地球温暖化対策実施報告書等については、各地方公共団体で定める条件等に基づく制度であり、国に報告を求めるとはしておりません。報告書等については、各地方公共団体による作成後、各地方公共団体に提出されるものと承知しております。		検討を予定	制度の現状・記載のとおり、地球温暖化対策実施報告書等は各地方公共団体で定める条件等に基づくものと承知しており、報告書等について各地方公共団体の条件に則して対応していただくことが必要です。また、事業者の作業負担の観点から、地方公共団体の二重負担も踏まえ、必要な対応を検討してまいります。		
172	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.16 資源循環を目的とした異なる自治体間で多数の製造業者が製造する事業場や事業場からの廃棄物回収の円滑化	建設業の現場においては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)で再資源化が義務付けられている廃棄物以外にも、様々な種類の廃棄物(廃プラスチック、ガラスくず、金属くず、繊維くず等)が発生する。そのため、廃棄物の再資源化を行う場合、各現場で廃棄物を種類ごとに分別し、分別したうえで、許可を受けた業者が回収・運搬を行う必要がある。 しかし、このような廃棄物の排出は、不定期かつ不定量のため、再資源化を行うとすると回収効率が低く、各事業者が相応のコストを要している現状がある。そのため、再資源化のできる廃棄物が、建設総合廃棄物として分別・処分されることもある。 この対策として、複数現場をまたいで、廃棄物を種類ごとに巡回回収することが有効であるが、異なる自治体(都道府県・政令市)に所在する現場から廃棄物を回収する場合は、廃棄物回収業者は自治体ごとに業許可が必要となり、管理・手続の面で困難である。 自治体ごとの収集・運搬許可を要しない制度として、既に「広域認定制度」が設けられている。しかし、同制度は、「産廃事業者等(メーカー)」が自らの製品から発生した廃棄物を回収し、自社工場で再資源化する各制度である。様々な資材等を用いる建設業の現場においては、廃棄物(資材等)のメーカーごとに分別する必要があること、各メーカーが個別に指定する事業者で当該メーカーの工場まで運搬する必要があること、効率性やコストの観点から、必ずしも適用が難しいと見えない。 (要望実現により)建設現場に限らず、複数の自治体に事業場を保有する事業者においても、巡回回収体制の構築が容易となり、廃棄物の再資源化促進が期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会 環境省	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)においては、産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理施設の設置許可に係る事業は、法定受託事業とされています。前述の廃棄物又は政令市(政令指定都市及び中核市)の表に許可種別があります。生活環境の保全及び公衆衛生の向上という公共的・法的に照らし、各自治体において許可の判断を行っています。 なお、製造業者が指定生産者責任のもと、自社の製品が廃棄物となったものを広域的に処理する場合の廃棄物処理業の許可に対する特例制度(広域認定制度)が存在しています。	廃棄物処理法第14条の1、第15条の1、第15条の4の3	現行制度下で対応可能	廃棄物は不燃物であるため、占有者の自由な処理に任せるとともに、回収されるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有しています。このため、廃棄物に該当する物を処理する場合に、当該物の再生行為を含め、廃棄物処理法による適正な管理の下に置き、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのないことを確認した上で、廃棄物の適正な再生利用を促進していく必要があります。 その上で、制度の現状で記載した特例制度(広域認定制度)を用いて、一部の住宅建築会社や建築材料製造業者が自ら製造したものであっても、環境大臣による認定を取得されている事例があります。なお、提案理由に記載の「自治体間で再資源化する制度」は事業協議であり、製造業者が自ら再資源化するほか、他社に委託して再資源化を行うことも可能です。 (このほか、製造業者等により設立された社団法人を申請主体とすることで、当該団体の構成員である複数の製造業者の製品をまとめて回収する事例もあります。)		

規制改革・行政改革ホワイト検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
173	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.17 排出事業場から分別施設への混合廃棄物の運搬可能化	リサイクルを促進する目的での排出事業場から特定施設(分別施設など)への運搬に限り、一般廃棄物と産業廃棄物の混雑を認め、「脱子特別」の対象を一般廃棄物まで拡大する等、ような規制緩和を検討すべきである。	法人や企業の形態が多様化する中で、産業廃棄物法第12条の7の「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特別(以下、脱子特別)により、脱子会社(完全子会社に限る)での産業廃棄物処理等による、産業廃棄物の適正な処理に関する体系整備がなされてきた。この脱子特別により、事業者は、産業廃棄物の収集・運搬・処理等に係る業務許可を取得する必要がなく、子会社が所有する施設等への産業廃棄物の運搬が可能になる。子会社施設等での廃棄物が別記となっており、効率的かつ低コストでの分別・資源循環リサイクル活動に繋がっている。	一般社団法人日本経済団体連合会	環境省	一般廃棄物及び産業廃棄物の混合処理は、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物の両方の収集運搬車の許可を有する者の運搬車において、適切な方法でそれぞれ産業廃棄物の数量を適切に把握することとでれば、他の物と区分して収集・運搬することが義務付けられている廃棄物を除き、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物を混載して運搬できることとします。なお、産業廃棄物の性状により、一般廃棄物については市町村の統括的な責任の下、産業廃棄物については排出事業者責任の下、それぞれ処理されており、混合処理においても、これらの処理責任が果たされるよう適正に処理される必要があります。	産業廃棄物法第3条、第5条の2、第11条、第12条	現行制度下で対応可能	一般廃棄物及び産業廃棄物の混合処理については、「第12回再生可能エネルギーに関する規制等の抜点検スフォーラム(令和3年7月2日開催)を踏まえ、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化等について(通知)」(令和3年9月30日付環境省第210920号「環境省第210920号」)環境省環境部・資源循環局廃棄物適正処理課課長(産業廃棄物規制課長通知)において、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物の両方の収集運搬車の許可を有する者の運搬車において、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物の両方の収集運搬車の許可を有する者の運搬車を用いて、同様の性状を有する一般廃棄物の数量を適切に把握することとでれば、他の物と区分して収集・運搬することが義務付けられている廃棄物を除き、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物を混載して運搬してよい旨を通知しています。	
174	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.18 大規模商業施設等の収集運搬・処理会社との一括契約可能化	大規模商業施設等では、各テナント(事業者)が、廃棄物処理法上の排出事業者責任に基づき、廃棄物処理業者と個別に契約を締結している。このように、各テナントの排出事業者責任を確保することで、適切な廃棄物処理が担保されている。	一方で、各テナントが個別契約を行うことで、大規模商業施設等の管理者が、各テナントを統括する立場として、各テナントのリサイクル状況を把握することが難しくなっている現状がある。大規模商業施設等の管理者が、廃棄物回収に係るポリウム(施設全体での排出態様・規模)を確保したうえで、GX-取組強化等に取り組み場合、各テナントが個別契約を行っていることが制約となり、情報の一元化が難しい実情がある。また、各テナントが、個別で廃棄物処理業者を選定・契約していることで、施設管理上の物理的な制約から、回収が滞りやすい事例(大規模商業施設等)で、廃棄物処理のラフなどが、契約テナントごと回収に来るため、搬出・搬入口等で混雑する等)も見受けられる。	一般社団法人日本経済団体連合会	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)の規定により、事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物の責任において適正に処理しなければならないとされています。また、排出事業者は、排出事業者責任を有しており、排出事業者が廃棄物の処理を他人に委託する場合は、廃棄物処理法に規定する排出事業者に委託しなければなりません。	産業廃棄物法第3条、第6条の2	現行制度下で対応可能	「産業廃棄物に関する排出事業者責任の徹底について(通知)」(平成29年3月21日付環境省第170321号「環境省第170321号」、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長(産業廃棄物対策課長通知)に記載されている通り、廃棄物処理法上、排出事業者は、排出事業者責任を有しており、排出事業者が廃棄物の処理を他人に委託する場合は、廃棄物処理法に規定する排出事業者に委託しなければなりません。排出事業者の義務を遵守しなければなりません。	
175	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.19 プラスチック容器・トレーの資源循環に取り組む場合の産業廃棄物法の適用除外	各事業者が、資源循環を目的として、プラスチック容器・トレーの店頭回収を行う場合には、産業廃棄物法に係る許可取得やマニフェスト記載義務を免れる。産業廃棄物法上の特別を検討すべきである。	環境省は、各テナントが「契約締結に際し、委任状を交付し委任するものであれば、各テナント会社はその排出事業者責任までもを統括するものではないが、ビル維持管理会社等が一括して委託契約を締結することは可能」との見解を示している。しかし、この対象は、あくまで産業廃棄物であり、一般廃棄物に関しては、各自自治体の見解が分かれる。	一般社団法人日本経済団体連合会	環境省	「行政処分の指針について(通知)」(令和3年4月14日付環境省発1601084号)にもあるとおり、廃棄物は、占有者が自ら利用し、又は他人に占有で譲渡することができず、引取価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して都道府県知事等が判断すべきものであるとされています。	産業廃棄物法第14条第1項及び第6項、第12条の3 産業廃棄物処理法施行規則第6条の19第1項第6号及び第7号、第8条第1項第2号、第10条の3第1項第2号	現行制度下で対応可能	「行政処分の指針について(通知)」(令和3年4月14日付環境省発1601084号)にもあるとおり、廃棄物は、占有者が自ら利用し、又は他人に占有で譲渡することができず、引取価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して都道府県知事等が判断すべきものであるとされています。	
175	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.19 プラスチック容器・トレーの資源循環に取り組む場合の産業廃棄物法の適用除外	各事業者が、資源循環を目的として、プラスチック容器・トレーの店頭回収を行う場合には、産業廃棄物法に係る許可取得やマニフェスト記載義務を免れる。産業廃棄物法上の特別を検討すべきである。	一方で、プラスチック容器・トレーのコンビニエンスストアにおける店頭回収は、異物や食品残量他が混入する可能性がある。このため、多くの自治体は「リサイクル」の回収には、回収業者による回収を原則としている。また、スーパーマーケット等で店頭回収された場合でも、同様に「リサイクル」にのせられるものと判断する自治体が多く、地域住民の生活に根ざした店舗の店頭で回収が行われることにより、広くリサイクルが推進されている。	一般社団法人日本経済団体連合会	環境省	「行政処分の指針について(通知)」(令和3年4月14日付環境省発1601084号)にもあるとおり、廃棄物は、占有者が自ら利用し、又は他人に占有で譲渡することができず、引取価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して都道府県知事等が判断すべきものであるとされています。	産業廃棄物法第14条第1項及び第6項、第12条の3 産業廃棄物処理法施行規則第6条の19第1項第6号及び第7号、第8条第1項第2号、第10条の3第1項第2号	現行制度下で対応可能	「行政処分の指針について(通知)」(令和3年4月14日付環境省発1601084号)にもあるとおり、廃棄物は、占有者が自ら利用し、又は他人に占有で譲渡することができず、引取価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して都道府県知事等が判断すべきものであるとされています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
176	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.20 化学繊維を含む繊維製品に関する廃棄物処理法規制の緩和	「化学繊維を含む古衣類などの繊維製品」は、「専ら物」における「古繊維」の品目であることを示し、化学繊維を含む古衣類などの繊維製品についても、事業者側の回収・運搬・処理の許可を不要とすべきである。しかし、「専ら物の対象とすることが困難な場合は、「化学繊維を含む古衣類などの繊維製品」を広域認定制度の対象品目に追加することを提案する。	「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物または一般廃棄物(以下、「専ら物」)は、収集・運搬・処理等の業を行うに当たっての許可を要しないなどの廃棄物処理法上の規定により、対象とならぬ。古繊維については、産業廃棄物の回収が過去から広く行われるとともに、産業廃棄物の再生利用と資源循環に貢献している。しかし、こうした中で、「専ら物」の古繊維の品目に「化学繊維を含む衣類などの繊維製品」を含むかどうか(「専ら物」への該当)に関しては、各自治体で見解が分かれている状況がある。このため、事業者側が、複数の自治体またたいた繊維製品の回収を行う場合、自治体ごと「専ら物」への該当確認や廃棄物処理の取組等を取ることが必要であり、事業者側の管理コストも上昇してきている。また、自治体ごと「広域認定制度(産業廃棄物処理法 第9条の9、第15条の4の3)」が既に存在するが、産業廃棄物などの繊維製品は、対象となっていない。(要望実現により)各自治体の見解差などを、許可に関わる社会的な管理コストを抑制すれば、不要衣類などの繊維製品をより効率的に低コストで再資源化・循環転換し、サステイナブルな社会の実現に向けて、新たな需要を喚起できると考えられる。	一般社団法人日本経済団体連合会	環境省	一般廃棄物に該当する故衣類品を収集・運搬するには、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「産業廃棄物処理法」)に基づき、市町村長の許可を受けなければならないが、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物(いわゆる「専ら物」)のみ収集又は運搬を業として行う者はこの限りではない、とされています。この解釈について、産業廃棄物処理法の制定時には、繊維製品についても、反毛や油を付いたウエスへの再生利用を行う事業者が存在しており、昭和46年の通達において、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物の一つとして「古繊維」が規定されていたことから、一般廃棄物としても古繊維を収集・運搬する際、それが再生利用される場合は、許可は不要となっております。	産業廃棄物処理法7条	照り付け下 対応可能	市町村は一般廃棄物の統合的な処理責任を持ち、不法投棄や不適正な処理を防ぐ必要があるため、市町村が当該古繊維を「専ら物」として、収集・運搬業許可を不要とできる場合は、その受け入れ先があり、かつ、再生利用できる状態にある場合に限ります。よって、「専ら物」として、収集・運搬業許可を不要とできるかは、「専ら物」における「古繊維」に「化学繊維を含む古衣類などの繊維製品」が含まれるか、ではなく、当該繊維の受け入れ先があり、かつ、再生利用できる技術があるかによって判断されます。	△
177	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.21 産業用機器を対象とする広域利用認定制度の見直し	産業用機器の製造事業者等が、「広域認定制度」を用いて、事業者及び消費者から廃棄される自社製品を回収する場合には、輸送業者の登録・廃棄物の回収・運搬・処理の負担を軽減する。また、回収業者が、自社の回収品及び処理拠点から距離的に離れている場合には、「広域認定制度」の申請時に登録した運送業者以外も活用し、回収拠点・処理拠点までの輸送を行うというケースがある。	現状において、「広域認定制度」で、複数の運送業者を登録することは可能である。しかし、「会社名」(代表者氏名)、「製品名(物)」、「拠点住所」等の登録が必要であり、これらの情報に変更があった場合には、自該変更の生じた日から10日以内に「広域認定変更届出書」を環境大臣に提出することが求められる。このため、日本全国をカバーするための回収拠点・運送業者の登録情報はメンテナンスすることは、製造事業者等(広域認定申請者)における事務的な負担が大い。	一般社団法人日本経済団体連合会	環境省	産業廃棄物の収集運搬及び処分を行う場合、当該事業を行うとする区域を管轄する都道府県知事等の許可を受けなければならない。当該生産者責任に基づき製造事業者が自社の製品が産業廃棄物となつたものを広域域に処理する場合には、環境大臣の認定を受けると、産業廃棄物処理法の許可を受けずに行うことが可能となります。この広域認定制度では、処分を行う者が事業を物理的に行うに足る知識等を有するなどの基準に適合することが必要であり、収集運搬を行う者を新たに追加する際には変更の届出が必要となります。また、既に認定を受けた収集運搬業者に変更が生じた場合は、当該変更の生じた日から10日(法人で登記事項証明書を添付すべき場合は30日)以内に必要事項を記載した届出書を環境大臣に提出することが必要となります。	環境省令第9条の3、第15条の4の3、第15条の4の3、第15条の4の3、第15条の4の3	検討未定	広域認定を受けた者には産業廃棄物処理法の許可が不要となるため、当該認定においても、収集運搬を行う者の登録は必要です。なお、許可を有する産業廃棄物処理業者を利用して回収することも可能です。一方で、認定事業者においては、多数の収集運搬事業者を登録している制度の実情を踏まえ、変更の届出に係る事務の負担を軽減する必要がある事項の見直しを行うこととします。	△
178	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.22 運送車におけるデジタルコグロフの特長事項の見直し	技術革新と通信環境の変化を踏まえて、デジタルコグロフの特長事項を見直し、実用化に向けた特長事項のアップデートを認めるべきである。	近年、技術革新と通信環境の変化によって、テレマテックス堆(自動運転システム)を組み合わせて行う情報サービスで用いられる場(場)はデジタルコグロフと同様の機能を有している。他方、デジタルコグロフにおいては2007年に施行された技術革新の特長事項が改正されていないことから、特長事項の更新が必要と見てきた。デジタルコグロフの特長事項は約20万円と高く、国土交通省の事故防止対策支援事業予算に後継製品の3分の1が国から助成されているもの、普及にあつたの約半額となっている。なお現状では、デジタルコグロフ(記録をメモリ)ではなくフラッシュメモリに保存することとされており、相対価値(約2万円)で供給されている。	一般社団法人日本経済団体連合会	国土交通省	国土交通省では、運行記録計の技術基準を定めるとともに、車両重量が7トン以上または最大積載量4トン以上の事業用トラックに対し、その使用を義務付けておりましたが、デジタル式運行記録計については、運行管理の基本的な機能だけでなく、ドライブレコーダーや劣耗管理の機能を備えるものがあり、その性格は多岐なものとなっております。	国土交通省令第42条	対応	メーカーにおける開発の自由度を高め、コスト低減にも役立つ。クラウドを活用することやデータの取得方法を限定しないことなど、デジタル式運行記録計の柔軟性を認める改正を令和6年1月頃に行うことを予定しております。	
179	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.23 ダブル連結トラックの特長事項の見直し	①ダブル連結トラックの「特殊車両運行申請手続き」について、事前協議を省略したワンストップ申請を認めるべきである。②加えて、ダブル連結トラックを対象とした標準処理期間を短縮し、申請期間を短縮する。③仮に事前協議が必要と判断される場合には、ダブル連結トラックの運行許可申請(標準4〜14日間)の処理期間が長くなる原因を精査し、手続の迅速化に向けた有効な策(地方公共団体を巻き込む審査担当者の専断状況向上)などを検討すべきである。	トラックドライバーの人手不足が深刻化するなか、物流効率化の取組みとしてダブル連結トラックの導入が期待されている。2024年6月、政府が決定した「物流革新に向けた政策パッケージ」においても、特殊車両運行申請の短縮化やダブル連結トラックの導入促進が掲げられた。導入促進にあつては、「特殊車両運行申請手続き」の負担軽減を図ることが欠かせない。ダブル連結トラックは運転手1名でトラック2台分の荷物を運搬することができるが、道路運送車両法施行規則第1条の11によって特殊車両に区分される。特殊車両とは道路運送車両法第7条の2によって特殊車両運行許可の取得が求められる。特殊車両運行許可申請の標準処理期間は3週間と長く、申請期間が長くなる理由として、審査が長期化する理由についても不透明なため、見直し可能性、透明性が担保されていない。また地方公共団体を巻き込む審査担当者にとって、習熟が必要となるため別々の説明が必要で、申請者の負担となっている。	一般社団法人日本経済団体連合会	国土交通省	国土交通省では、1台で通常の大型トラック2台分の輸送が可能となる「ダブル連結トラック」を平成31年1月に規制を緩和し導入していることである。ダブル連結トラックは車長が大きい(21m)ことや安全性担保のための車両要件等について他の特殊車両と異なる部分も多いことから、運行安全に時間を要しており、その利便促進に向けた課題として認識していることである。	道路運送法47条の2	検討中	国土交通省においては、令和5年6月より定められた「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づき、物流効率化に向け、1台で通常の大型トラック2台分の輸送が可能となる「ダブル連結トラック」の導入促進を図っていることである。ダブル連結トラックの導入促進に向け、特殊車両運行手続の迅速化に向けた検討を行っている。	
				(要望実現により) オープンベックとなったデジタルコグロフの機能強化が進むことでその普及が加速し、適切な運行管理と「物流ネットワークの見える化」が可能になるほか、政府の予算削減にも資する。なお、デジタルコグロフの搭載によって進展する「物流ネットワークの見える化」は、政府が「フィジカルインターネット・ロードマップ」において目標に掲げる「フィジカルインターネット」実現の礎となることも物流の効率化や物資の安定輸送にも資する。								
				ダブルドライバーの人手不足が深刻化するなか、物流効率化の取組みとしてダブル連結トラックの導入が期待されている。2024年6月、政府が決定した「物流革新に向けた政策パッケージ」においても、特殊車両運行申請の短縮化やダブル連結トラックの導入促進が掲げられた。導入促進にあつては、「特殊車両運行申請手続き」の負担軽減を図ることが欠かせない。								
				①ダブル連結トラックの「特殊車両運行申請手続き」について、事前協議を省略したワンストップ申請を認めるべきである。②加えて、ダブル連結トラックを対象とした標準処理期間を短縮し、申請期間を短縮する。③仮に事前協議が必要と判断される場合には、ダブル連結トラックの運行許可申請(標準4〜14日間)の処理期間が長くなる原因を精査し、手続の迅速化に向けた有効な策(地方公共団体を巻き込む審査担当者の専断状況向上)などを検討すべきである。								
				特殊車両運行申請では2004年からオンライン申請が導入されているものの、ダブル連結トラックに限ってはオンライン申請による申請手続の短縮化に向けた申請期間における各地方公共団体の連携強化の取組が進んでいない。また地方公共団体がある(国策)が関係する運行の場合、約20名の事前協議が必要。事前に約20名の公共団体と協議を行うと、コストと時間(4週間程度)がかかるため、ダブル連結トラックの導入が進まない要因となっている。ダブル連結トラックと従来のフルードトラック(標準車長が約12m)とを比較すると、積載量や構造はほぼ同等であるが、ダブル連結トラックは、事前協議では基本的な変更点と異なる点が多いため、事前協議が難しい。このため、協議期間(交渉)が短縮されること(これを示した図)を申請の際に添付できれば、事前協議を不要とする公共団体が多い。								
				(要望実現により) ダブル連結トラックの導入が進み、物資の安定輸送や物流の効率化に寄与する。								

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
		令和5年12月13日						医療機関から自治体に対する申請等の手続については、申請にあたって記載すべき事項を省令で示し、具体的な様式については自治体で定めるといった対応を基本としています。	医療法(昭和23年法律第206号)第7条第2項、第27条、医療法施行規則(昭和23年省令第20号)第23条	対応不可	医療機関の申請については、複数の保健所に対して同一の開設者から医療機関の開設の申請等が行われる場合が多いと考えられ、自治体間での様式の統一やオンライン化については、今後の医療の発展に大きな影響を与えること、オンライン化を進めるにあたっては費用も必要となることから、その必要性も改めて、慎重な検討が必要です。	
184	令和3年11月17日		No.30 病院・診療所の開設許可・変更手続の電子化と様式統一	<p>国内には約18万の病院・一般診療所・歯科診療所があるが(出所:厚生労働省「医療施設動態調査」)、その開設・変更に伴って各施設から地方公共団体(保健所)に対する行政手続は書面で行われている。具体的には、開設許可申請(医療法第7条第1項)、開設届(医療法施行令第4条の第1項)、開設許可事項一部変更申請(医療法第7条第2項)、開設許可事項一部変更届(医療法施行令第4条の第2項)、病院構造設備使用許可申請(医療法第27条)等がある。</p> <p>これらの手続について、厚生労働省は「オンライン化の費用対効果がいまいち不明であるため」、書面手続を存続する方針を示している(出所:デジタル庁「行政手続の棚卸結果等」)。しかしながら、本手続は以下の理由により、病院・診療所の負担が大きく、オンライン化・合理化の必要性が高い。</p> <p>病院・診療所の開設・変更に伴う行政手続について、早期に電子化及び書式・様式の統一を行うべきである。その際、病院開設許可事項の変更手続については、「病院開設許可事項一部変更許可申請」と「病院構造設備使用許可申請」について同時に提出できるように見直すべきである。裁判官推進会議では、令和3年度春に向けて、合理的な理由なく国民や事業者に過大な負担を課す行政手続上のローカルルールを見直す方針を示しており、本件標準化はその対象に位置付けられるべきである。</p> <p>① 処理時間・回数:診療所の開設許可申請にあたっては、書面の作成、申請書の受け取りをすべて書面・対面で行っており、実例で1件あたり12時間程度かかっている。企業内診療所の場合、年間申請件数が10件を超えるケースもあり、年間120時間以上を費やしている。また、病院の開設許可事項一部変更申請については、一例では年5件程度、年間20時間程度必要となっている。</p> <p>② ローカルルールの存在:これらの申請書類は、地方公共団体ごとに様式が異なることから、各都道府県の保健所にとって取扱い方法の差異が生じている。複数の地域で同様の手続を行う場合には、地域独自の書式・様式にカスタマイズした対応を強いられている。</p> <p>③ 手続の煩雑さ:病院開設許可事項の申請は、仮に構造変更を伴わない診療室の変更等の軽微なものであっても対象となる。加えて病院は、変更した構造設備の使用申請に先立ち、変更許可を得る必要があることから、その手続は、次に、病院等が病院開設許可事項の一部変更許可申請を保健所に提出し、保健所が都道府県庁に確認したうえで許可を病院等に通知する(医療法第7条第2項)、第2に、病院等は、受け取った変更許可の内容を踏まえ、「病院構造設備使用許可申請」を保健所に提出し、保健所が都道府県庁に確認したうえで許可を病院等に通知する(医療法第27条)、と二重することが求められる。</p> <p>(※※※実現により)病院・診療所、保健所双方の行政手続にかかる時間・コストを削減することが可能となり、業務の効率化と本来業務の時間割増に資する。厚生労働省では、2022年度から「保健従事者届出システム」を実績し、三訂(医師、歯科医師及び薬剤師)届・業務従事者届等を電子化しており、これに加えて本要望が実現することで、医療関連手続のデジタル完結に向けて前進する。</p> <p>なお、病院・診療所のなかに、企業が従業員とその家族向けに設置する企業立病院や、新型コロナウィルスワクチンの職権接種でも使用された企業内診療所が存在することに留意が必要である。</p>	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	医療機関から自治体に対する申請等の手続については、申請にあたって記載すべき事項を省令で示し、具体的な様式については自治体で定めるといった対応を基本としています。	また、病院等が開設後に、特定の事項を変更する場合は、医療法第7条第2項による病院等の開設許可事項一部変更許可申請(以下、単に「病院等の開設許可事項一部変更許可申請」という。)を、都道府県等による変更内容の許可が必要となります。その後、病院等は構造設備を変更し、医療法第27条に基づく使用前検査(申請後10日以内)を実施しています。	同上	同上	<p>【ワーキンググループによる再検討の要請】</p> <p>病院開設許可事項一部変更許可申請と病院構造設備使用許可申請について同時に提出できるように見直すべきであるという要望に対し、対応不可とする明確な回答(理由として、現場の保健所の業務に大きな影響を与えること、オンライン化を進めるにあたっては費用も必要となることをあげている)が、これらの理由は、検討すべき案件であって対応不可の理由とならないと考えられる。対し、「その必要性も改めて、慎重な検討が必要とする」とのことであるが、要望者が掲げる「手続の煩雑さ」等が必要性を裏付ける事情であり、大きな影響や費用も当該必要性から鑑みて、数ある手段の中から大きな影響や費用を抑えるためにどうするかを検討するべきではないかと記載されていないため、回答内容を追記していただきたい。</p> <p>また、以下の内容についても追記いただきたい。</p> <p><オンライン化について></p> <p>● 病院等の開設許可事項一部変更許可申請については、オンライン化の方針とことごと、「提案理由」に記載されている他の行政手続(開設許可申請(医療法第7条第1項)、開設届(医療法施行令第4条の第1項)、開設許可事項一部変更届(医療法施行令第4条の第2項)、病院構造設備使用許可申請(医療法第27条))についても同様に令和7年度までオンライン化することが決まっているのか確認いただきたい。</p> <p><ローカルルールについて></p> <p>● 現場の保健所に影響を与えること等から様式の統一化は困難との回答だが、要望者のいう手続の煩雑さ等が様式統一の必要性を裏づけており、「現場の保健所の業務」にどのような影響を与えることから困難であるのか、また、「届出項目等」については、法令に規定されていることから、自治体ごとのローカルルールによって手続に大きな差異が生じる可能性はないことだが、要望者が現場の職員対応を求められていることであり、「ローカルルール見直しに係る基本的考え方(令和5年6月1日、規制改革推進会議)」による地域的差異を設けることが決まればローカルルールと考えられ、法令によって「届出項目を標準化する」のではなく、標準様式及び標準添付書類を作成すべきではないか。貴省の御見解を御示しいただきたい。</p> <p><病院等の開設許可事項一部変更許可申請と使用前検査の申請を同一にすることについて></p> <p>【先行法令上、同一に申請することはできないとして理解したが、なぜ同一に申請することはできないのか(同一に申請することによって行政上の不利差等が生じるのか)、例も含め回答いただきたい。また、要望者は「仮に構造変更を伴わない診療室の変更等の軽微なものであっても対象となる」と記載されており、そうした軽微な場合は、申請側においては同一に申請とするよう、制度を改定できないのか、改定できない場合にはどのような検討等によって当該結果に至ったのかも含めてご回答いただきたい。</p> <p>【再検討の結果】</p> <p><オンライン化について></p> <p>令和4年度の規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)において、「各府省は、法令等又は慣行による国民や事業者等に対して書面の作成・提出等を求める行政手続のうち、令和7年までにオンライン化する方針が決定している…手続等について、可能な限り前倒しを図りつつ推進する。」とされており、病院等の開設許可申請、診療所等の開設届、病院等の開設許可事項一部変更許可申請、病院等の変更届、病院等の構造設備の使用前検査及び使用許可申請についても、オンライン化する方針が決定している手続であるため、令和7年までに必要な対応をしていく予定です。</p> <p><ローカルルールについて></p> <p>医療機関の各種申請については、複数の保健所に対して同一の開設者から医療機関の開設の申請等が行われる場合が多いと考えられ、現場の保健所における自治体事務としてこれまでで増した業務フローに影響を与えること、都道府県が対応を求めた施設については従って定める必要の運用がなされること、届において統一された様式を示すことは困難です。なお、届出項目等については、産業病床を有する病院であって条例で定める施設の構造設備の機能を置き、法令上規定されている項目が統一されることから、自治体ごとのローカルルールによって手続に大きな差異が生じる可能性は低いと考えられています。</p> <p><病院等の開設許可事項一部変更許可申請と使用前検査の申請を同一にすることについて></p> <p>医療法において、病院等の開設許可事項一部変更許可申請は、構造設備を変更する前に都道府県知事等に許可申請をする必要があり、許可された後、病院等は構造設備を変更し、使用前検査の申出を都道府県等にすると手続ですが、許可を受ける以前の段階で、病院等が使用前検査の申出をすることは、構造設備を変更していないにもかかわらず使用前検査を実施することとなるため、先行の法令上ではありません。</p>	

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
185	令和5年11月17日	令和6年2月16日	No.31 社会保険・雇用保険手続のデジタル完結	<p>2025年度までに書面提出等のアナログ手続一律すたという政府の方針に賛同し、紙での申請・提出を廃止し、申請から給付までのデジタル完結を実現すべきである。マイナンバーによる公金受取口座登録によって提出自体を省略可能であるケースは日々増加している。年金給付の場合も、コピーによる紙面提出ではなくスキャンデータのオンラインでの提出が可能となると、デジタル完結を実現すべきである。</p> <p>また、通帳の写しの提出は、職業訓練の職業訓練受給給付金申請の申請書の提出の際、紙による申請及び通帳の写しの提出が求められる。デジタル庁が実現している「行政手続等の情報結果等令和年度調査においてデジタル化推進策と併せている取組手続(支給請求上げ請求、支給停止事由該当の届出)において、紙媒体による添付書類等の提出が求められる。デジタル完結には至っていない。</p> <p>このように、社会保険・雇用保険手続において紙による申請及び添付書類の紙での提出が残存している。通帳の写しの紙面提出では、コピーミスにより必要箇所が含まれていない理由から申請未受理となることもあり、申請者・請求者及び処理する行政機関窓口の双方に負担が生じている。</p> <p>ほかにも、通帳の写しの提出や紙による申請が残存している手続はないか、規制を所管する各府省が責任を持って洗い出し、一律でアナログ手続を廃止すべきである。</p>	<p>厚生労働省 デジタル庁</p>	<p>「年金について」 法令上、預金口座の口座番号についての当該払込書金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の情報の提出を求められている。そのため、預金通帳、キャッシュカードの写し又は金融機関が発行する書類のコピー等の提出を求めている。なお、公金受取口座を受取口座として指定する場合には、預金通帳等の写しを不要としている。</p> <p>「法令等」 職業訓練受給給付金について 職業訓練受給給付金の支給申請においては、ハローワークに出頭し、職業訓練受給給付金支給申請書等を提出することとしている。</p>	<p>職業訓練受給給付金について 職業訓練受給給付金の支給申請においては、ハローワークに出頭し、職業訓練受給給付金支給申請書等を提出することとしている。</p>	<p>職業訓練受給給付金について 職業訓練受給給付金の支給申請においては、ハローワークに出頭し、職業訓練受給給付金支給申請書等を提出することとしている。</p>	<p>職業訓練受給給付金について 職業訓練受給給付金の支給申請においては、ハローワークに出頭し、職業訓練受給給付金支給申請書等を提出することとしている。</p>	△		
186	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.32 国民年金第3号被保険者関係書類の簡素化	<p>2024年秋以降、マイナンバーの活用、個人番号を介した行政機関間の情報連携を前提に、第3号被保険者関係書類について、事業主が国民年金第3号被保険者関係書類の記載や被保険者から交付された被保険者の健康保険証の写しの添付を不要とするなど、簡素化するべきである。</p>	<p>国民健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)以外の健康保険の被保険者の配偶者が第3号被保険者に該当する場合、医療保険に関する被保険者の認定の承認があることに加え、事業主が国民年金第3号被保険者関係書類を本年年金機構に提出することとしている。</p> <p>2024年秋に健康保険証がマイナンバーカードに一本化される(以下、マイ保険証)ことから、個人番号を介して、被保険者の認定を含め健康保険の加入状況の確認は簡素化することが可能と考えられる。健康保険の加入状況は、医療従事者から地方公共団体情報システム機構を通じて情報連携されており、事業主を過さずに、日本年金機構が確認できるものと考えられる。</p> <p>政府の「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(2020年12月8日閣議決定)では、マイナンバーと各行政手続とシステムとの連携を適切に行うことが明記されている。</p> <p>(要請実現により)国民及び各企業の手続き負担の軽減や、届出漏れによるリスクを低減することが期待できる。</p>	<p>厚生労働省 日本年金機構</p>	<p>配偶者である第2号被保険者に係る医療保険の制度が組合管掌健康保険の場合、国民年金第3号被保険者関係書類を日本年金機構に届出いただく際に、健康保険組合において被保険者と認定した場合は、当該届出の際、健康保険者証明書の写しの提出を行っていただくことで、添付書類の簡素化が可能である。なお、健康保険組合において、医療保険の被保険者であることの証明を行わない場合は、事業主が健康保険組合の扶養認定の結果に基づき、医療保険の被保険者であることを証明いただくことができます。事業主において証明いただく際には、被保険者(第3号被保険者)の健康保険被保険者証の写し等を添付いただく必要があります。</p>	<p>国民年金法施行規則第1条の第2項、第6条の第2項</p>	<p>給付の予定</p>	<p>国民年金第3号被保険者の生計維持の認定にあたっては、健康保険の被保険者認定と同様に、厳格な審査が求められております。添付書類の簡素化は現在においても、健康保険組合の被保険者認定があり、3号被保険者の健康保険者証明書の証明がある場合に行っているところですが、これに該当しない場合には、添付書類を提出いただく必要があります。今後、情報連携の活用等を含め、添付書類の簡素化を促進し、負担の軽減を図ってまいります。</p>	△	
187	令和5年11月17日	令和6年1月19日	No.33 個人住民税の特別徴収税額通知書のマイナンバー記載徹底	<p>地方自治体に対して、共通種へのマイナンバーの記載を徹底すべきである。</p> <p>(要請実現により)企業における事務処理が大幅に効率化するほか、政府が活用を進めるマイナンバーのさらなる利便性向上につながる。</p>	<p>地方自治体に対して、共通種へのマイナンバーの記載を徹底すべきである。</p> <p>地方自治体に対して、共通種へのマイナンバーの記載を徹底すべきである。</p> <p>地方自治体に対して、共通種へのマイナンバーの記載を徹底すべきである。</p>	<p>総務省 法人日本経済団体連合会</p>	<p>特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の省令様式(第3号様式)については、各給与所得者のマイナンバーの記載漏れが懸念されているところですが、平成30年度分以後の個人住民税に係る通知において、当分の間、書面による通知の場合はマイナンバーを記載しないこととし、電子情報処理機構(eLTA)を使用する方法(又は光ディスク等に記録する方法(令和年度分まで))により提供する場合はマイナンバーを記載することとされています。</p> <p>また、給与支払報告書(特別徴収に係る給与所得者異動届出書の省令様式(第18号様式)については、受給者番号の記載漏れが懸念されているところですが、</p>	<p>地方自治体に対して、共通種へのマイナンバーの記載を徹底すべきである。</p> <p>地方自治体に対して、共通種へのマイナンバーの記載を徹底すべきである。</p> <p>地方自治体に対して、共通種へのマイナンバーの記載を徹底すべきである。</p>	<p>特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)へのマイナンバーの記載については、現行制度下においても、eLTAを使用する方法により提供する場合には、各給与所得者のマイナンバーを記載することとされているところですが、</p> <p>また、給与支払報告書(特別徴収に係る給与所得者異動届出書の省令様式(第18号様式)については、受給者番号の記載漏れが懸念されているところですが、</p>	<p>現行制度下 対応不可</p>	<p>特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)へのマイナンバーの記載については、現行制度下においても、eLTAを使用する方法により提供する場合には、各給与所得者のマイナンバーを記載することとされているところですが、</p> <p>また、給与支払報告書(特別徴収に係る給与所得者異動届出書の省令様式(第18号様式)については、受給者番号の記載漏れが懸念されているところですが、</p>	△
188	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.34 個人情報・匿名加工情報の第三者提供規制の緩和	<p>秘密計算技術等により個人識別性を排除したデータの計量やデジタル化を目的とする場合や、研究開発や新たな価値創造などわが国が世界的に取組むべき分野において必要とされる場合等については、第三者提供に関する規制を緩和し、匿名加工情報の第三者提供規制の緩和を図るべきである。</p> <p>現行の個人情報保護法においては、個人情報の第三者提供に当たり、原則として本人同意を得ることが求められている。また、匿名加工情報(他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないよう加工した個人に関する情報)については、第三者への提供が禁止されている。</p> <p>地方、DXを推進するうえでは、個人の安心・安全の確保を前提として、様々な主体間で個人情報を含むデータを連携・共有しながら新たな価値を創出することが欠かせない。</p> <p>(要請実現により)経団連が推進する「データ利活用・連携による新たな価値創造に向けてー日本型協創DXのスタートー」(2024年5月)や「匿名加工情報・特定の個人を識別できないよう加工した個人に関する情報」(以下、匿名加工情報)の活用・連携することが可能となり、ひいては政府が掲げるFIT(Data Free Flow with Trust)の実現にも寄与する。</p>	<p>個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない(個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号、以下「法」)という。第27条第1項)。</p> <p>また、匿名加工情報取扱事業者は、原則として、匿名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない(法第41条第4項)。</p>	<p>個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない(個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号、以下「法」)という。第27条第1項)。</p> <p>また、匿名加工情報取扱事業者は、原則として、匿名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない(法第41条第4項)。</p>	<p>法第27条第1項、第41条第4項</p>	<p>現行制度下 対応不可</p>	<p>個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない(個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号、以下「法」)という。第27条第1項)。</p> <p>また、匿名加工情報取扱事業者は、原則として、匿名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない(法第41条第4項)。</p>	△		

規制改革・行政改革ホワイト検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要		
189	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.35 森林簿に記録された情報の取得条件緩和及びオープン化	森林簿情報についても、様式を統一した上で、オンラインで整備されている不動態の登記事項証明書と同様、全国一律で第三者であってもオンラインによるデジタルデータの閲覧・入手が可能となるシステムを構築（オープンデータ化）すべきである。	森林の所有者及び現況等の情報は、森林法第5条に基づき都道府県が「森林簿」として管理している。「森林簿」に記載されている森林情報は、森林の整備（伐採や植栽など）に必要な不可欠な情報であるが、現状では、掲載されている森林情報（経緯、面積、林種、林齢等）の様式が統一性がなく、取得制についても自治体によって規制の内容が異なることから、林業事業者が森林の集約的・管理的な取組や分析が困難な状況である。例えば、森林簿の閲覧・取得については、森林所有者またはその代理人（委任状が必要）による閲覧及び取扱いが認められていない自治体も存在する一方、第三者の取得を認めている自治体でも、個人情報保護の観点から、所有者に関する情報は公表されていないことに加え、受付は窓口のみは都道府県のみとしている場合もあり、遠隔地からの取得に支障が生じている。	一般社団法人日本経済団体連合会	農林水産省 個人情報保護委員会	森林簿は、森林法第5条に基づき都道府県知事が自治事務として策定する地域森林計画の基礎資料として、都道府県において作成される資料であり、その作成方法や様式等は林野庁が技術的助言として発出している関係で通知において示されています。個人情報は個人情報保護委員会からの意見を踏まえ、都道府県では個人情報保護法（従前は各地方公共団体の個人情報保護に関する条例）を踏まえた取扱要領を整備し、これに基づき申請により森林簿情報の閲覧や交付が行われていますが、運用方法は都道府県によって異なる状況にありま	森林法第5条、平成12年5月8日付12林野第16号森林水産省告示第16号、平成12年5月8日12林野第16号林野庁長官告示	検討中/手配	林野庁では、森林施策の集約化に取組む林業事業者等に対する森林簿情報の提供を促しています。この一環として、森林簿情報の提供側からデータ形式を含め、全国的な森林簿情報の利用促進に向けた共通の考え方を示すべく、内閣府が整備した「地理空間情報の活用における個人情報取扱いに関するガイドライン」等を踏まえ、現在、有識者を交えた検討を行っているところです。			
190	令和5年11月17日	令和5年1月19日	No.37 副業・兼業の推進に向けた割増賃金規制の見直し	真に自発的な本人同意があり、かつ労働者の主体的な働き方を認められるフレックスタイム制や裁量労働制の適用等や、在宅勤務実施し労働時間を柔軟に調整しやすくなる場合においては、副業・兼業を行って労働者の割増賃金を計算するにあたって、本と副業・兼業それぞれ事業場での労働時間を算見しないこととすべきである。	現行法では、本業と副業・兼業の労働時間が通算される。そのため、例えば本業の所定労働時間が日8時間、週40時間の場合、副業先における就労のすべての時間に割増賃金が発生する等の事象が多発する。これは、副業・兼業先にとって重い負担となり、副業・兼業を推進するうえで大きなハードルとなっている。また、副業・兼業先にいる社員も、割増賃金が適用されることで副業先の他の社員に気を使ってしまうとの声がある。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	労働基準法第38条第1項では「労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に關する規定の適用については通算する。」と規定されており、「事業場を異にする場合は事業主を異にする場合を含む労働基準法第38条第1項（昭和22年5月14日付「基準第109号」）とされています。また、割増賃金の支払いについては、それぞれの事業場での所定労働時間・所定外労働時間を算見した労働時間を把握し、その労働時間について、自らの事業場の労働時間制度における法定労働時間を超える部分のうち、自ら労働した時間について、適用される割増賃金を支払ふ必要がある（労働基準法第38条第1項（昭和22年5月14日付「基準第109号」）とされています。	労働基準法第37条第1項、第38条第1項、昭和23年5月14日付「基準第109号」	検討を予定	令和5年12月26日に開催された第18回規制改革推進会議において会議決定された「規制改革推進に関する中間報告」において、「割増賃金の支払に係る労働時間の通算管理の在り方について、労働基準法等の諸法令における行政解釈の変更も変更を検討」とされたことであり、これに基づき検討を行っていく予定です。	◎		
191	令和5年11月17日	令和5年1月19日	No.38 介護の立派な支援に対する、深夜労働の割増賃金規制の見直し	真に自発的な本人の同意があり、かつ労働者の主体的な働き方が認められるフレックスタイム制や裁量労働制の適用等や、在宅勤務実施し労働時間を柔軟に調整しやすくなる場合においては、本人の希望に応じ、深夜労働を行った労働者に対する割増賃金を算見しないこととすべきである。	在宅勤務の普及により、日中に介護等のために中抜けをするなど柔軟な働き方が定着している。そうしたなか、夜間も就労時間帯を主体とした個人向け在宅勤務者のニーズがある。企業側としても、雇人の主体的な柔軟な働き方を奨励する観点から、上記のような個人へのニーズに応じ働き方を認めてほしいとの声がある。現行法では、深夜労働規制が適用されており、割増賃金を認めない状況にある。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	フレックスタイム制は、一定の期間の総労働時間を定めおき、労働者がその範囲内で各日の始業及び終業の時刻を選択して働くことにより、労働者が仕事と生活の調和を図りながら効率的に働くことを可能とする制度です。裁量労働制とは、業務の性質上その遂行方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要がある業務について、労働時間の把握に基く労働者の健康確保と、法定労働時間を超える労働について、法定労働時間を超えての労働時間に対する割増賃金を支払ふ必要が認められ、労働者の健康確保に比例した割増賃金を支払ふ必要が認められ、業務の遂行手段や時間配分等を労働者の裁量に委ねる労働者の自律の主体が中心となることとされています。	労働基準法第22条の3、第33条第1項、第4条、第38条の3、第38条の4	対応不可	労働基準法においては、使用者に対し、労働時間の位置が深夜という時刻にあることに基づき、その労働の強度に対する労働者への配慮として、割増賃金の支払いを要求しています（※厚生労働省労働基準法第22条の3や労働基準法上）。深夜労働に対する割増賃金規制は、労働強度に対する配慮であり、かつ、健康確保のための長時間労働削減効果も一定あると考えられることから、深夜労働に対する割増賃金規制を適用しないことについては慎重な検討が必要です。いただいたご意見を今後の参考とさせていただきます。	△		
192	令和5年11月17日	令和5年1月19日	No.39 安全運転管理者等が行う点呼の透明化	白ナンバー事業者における安全運転管理者が行う点呼について、実施及び外部委託の明確化	2022年で約34万人の安全運転管理者等が選任されており、その数は毎年増加している。この安全運転管理者等が実施すべき業務として、「点呼」が挙げられるが、2022年より新たに「酒気帯び確認」が追加された。「酒気帯び確認」は、直行直帰の場合など特定の運転状況が想定され、警告行通告（安全運転管理者制度に関する留意事項）について2022年9月9日付「道路交通法施行規則の一部改正等関係法令の施行に伴う安全運転管理者等に関する規定」において2021年11月10日付にて遠隔実施及び外部委託が認められている。他方、「点呼」については遠隔実施及び外部委託について明文化されており、非公式に警察庁に確認したところ、認めない旨の回答があった。	一般社団法人日本経済団体連合会	警察庁	<安全運転管理者による運転者に対する点呼等について> 安全運転管理者による運転者に対する点呼等については、道路交通法施行規則（昭和35年政理府令第40号、以下「府令」という。第9条の10第9号において「運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、運転者等が酒気帯び等の状態にあることを検知し、当該運転者の安全確保を図るための措置の実施及び違反、病気その他の事由により正常な運転をすることができないおそれのある者を確認し、安全運転管理者が確保するための必要な指示を行うことと規定されています。<運転前後の運転者に対する酒気帯び確認について> 運転前後の運転者に対する酒気帯び確認については、府令第9条の10第9号において、「運転しようとする運転者が運転しようとする道路に上り、酒気帯び等の状態にあることを検知し、当該運転者の安全確保を図るための措置の実施及び違反（呼吸器に含められたアルコールを検知する機器等によって、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。）を用いて検知を行うこと」と規定されています。なお、酒気帯び確認の方法及び実施等については、以下のとおり解釈されています。○ 酒気帯び確認の方法は対面が原則であるが、直行直帰の場合その他対面の確認が困難な場合は、対面にかつ一歩の適宜の方法で実施すればよい。例えば、運転中に携帯型アルコール検知器を携帯させることなど。○ カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法。○ 携帯型機器、業務用機器その他の検知器と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の顔色の調子を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を聴取できる方法との対面による確認と同様であるような方法が含まれる。○ 運転者に対する酒気帯び確認は、業務委託であっても差し支えありませんが、例えば、運転者が酒気帯びていることを運転者が確認し、場合は、安全運転管理者へ通知し、必要な対応について指示を受けるか、安全運転管理者自ら点呼を行うことと規定されています。○ 酒気帯び確認は、業務委託であっても差し支えませんが、例えば、運転者が酒気帯びていることを運転者が確認し、場合は、安全運転管理者へ通知し、必要な対応について指示を受けるか、安全運転管理者自ら点呼を行うことと規定されています。○ 酒気帯び確認は、業務委託であっても差し支えませんが、例えば、運転者が酒気帯びていることを運転者が確認し、場合は、安全運転管理者へ通知し、必要な対応について指示を受けるか、安全運転管理者自ら点呼を行うことと規定されています。	道路交通法第74条の3に基づき、いわゆる白ナンバー事業者において乗車定員11名以上の自動車1台以上使用したり、その他の自動車を5台以上使用したりする事業所では安全運転管理者等の選任が規定されている。	交通安全法第74条の3に基づき、いわゆる白ナンバー事業者において乗車定員11名以上の自動車1台以上使用したり、その他の自動車を5台以上使用したりする事業所では安全運転管理者等の選任が規定されている。	2022年で約34万人の安全運転管理者等が選任されており、その数は毎年増加している。この安全運転管理者等が実施すべき業務として、「点呼」が挙げられるが、2022年より新たに「酒気帯び確認」が追加された。「酒気帯び確認」は、直行直帰の場合など特定の運転状況が想定され、警告行通告（安全運転管理者制度に関する留意事項）について2022年9月9日付「道路交通法施行規則の一部改正等関係法令の施行に伴う安全運転管理者等に関する規定」において2021年11月10日付にて遠隔実施及び外部委託が認められている。他方、「点呼」については遠隔実施及び外部委託について明文化されており、非公式に警察庁に確認したところ、認めない旨の回答があった。	一般的業務としては、「点呼」と「酒気帯び確認」を一体的に実施されている。そのため、「酒気帯び確認」が遠隔実施や外部委託が可能であったとしても、対面で行う必要がある「点呼」に合わせて「酒気帯び確認」も対面で行うことが望ましい。また、白ナンバー事業者においても2018年から遠隔実施が認められている。（※実現により）白ナンバー事業者における安全運転管理業務のデジタル化が推進され、34万人に及び安全運転管理者等の働き方改革が期待できる。	安全運転管理者制度は、多数の車両等を使用する事業所等について、運行管理の責任の所在が必ずしも明確でない場合がある上、車両等の安全運転は、その運行管理の適否に影響されることから、必要に応じて運行管理の責任の所在を明確にする必要があることと認められています。○ どのような行為が「点呼を行う等」に該当するかどうかについては、遠隔実施や外部委託を含めて、安全運転管理者が行うものと併せて、当該事例の事例において判断していただくこととします。○ 点呼は、運転者に対する酒気帯びの有無の確認は、業務委託であっても差し支えありませんが、例えば、運転者が酒気帯びていることを運転者が確認し、場合は、安全運転管理者へ通知し、必要な対応について指示を受けるか、安全運転管理者自ら点呼を行うことと規定されています。○ 酒気帯び確認は、業務委託であっても差し支えませんが、例えば、運転者が酒気帯びていることを運転者が確認し、場合は、安全運転管理者へ通知し、必要な対応について指示を受けるか、安全運転管理者自ら点呼を行うことと規定されています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

Table with 10 columns: 番号, 所管省庁への検討要請日, 回答取りまとめ日, 提案事項, 提案の具体的内容, 提案理由, 提案主体, 所管省庁, 所管省庁の検討結果 (including 制度の現状, 該当法令等, 対応の分類, 対応の概要), ワーキンググループにおける処理方針. Rows 193, 194, 195 detail proposals related to job introduction, labor law, and foreign worker management.

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
196	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.43 機械器具設置工事の監理技術者となるための技術検定の創設	<p>建設業の監理技術者の資格を得るためには、建設業法や関連法に基づく国家資格の取得、または、一定の要件を満たす実務経験(但し指定建設業7業種を除く)が必要である。現状、建設業29業種のうち4業種のみ、監理技術者となれる国家資格である建設業法に基づく技術検定が設置されている。このため、それら業種の監理技術者の多くは、元請4500万円以上の工事で指導監督的な実務経験を2年以上経て、監理技術者の資格を取得している。</p> <p>このうち、機械器具設置工事とは、監理技術者の資格保有者数は横ばい傾向であるものの、元請完成工事高は大幅な増加傾向にあり、人手不足が続いている。また、工事の性格上、工事期間が短い場合が多く、2年の実務経験を積み重ねて長い期間を要することから、若手の資格取得は難しく、有資格者の高齢化が進んでいる。</p> <p>(要望実現により)監理技術者の確保が進み、工場の生産設備や港湾の荷役設備をはじめ機械器具の設置工事がより円滑に実施できるようになれば、国内投資の拡大につながるが期待される。また、若手の監理技術者の取得を促すことができ、若手の活躍促進にもつながると考えられる。</p> <p>なお、国土交通省の「適正な施工確保のための技術者制度検討会」(2014年9月～2017年6月)では、機械器具設置工事の技術検定の創設が検討に上がった。しかし、当時、機械器具設置工事の監理技術者の資格保有者数は横ばい傾向で、元請完成工事高(業種別)傾向として、長期的な伸びは見られなかった。また、同検討会のもう一つの目的は、技術検定の無い業種はその創設の必要性が高まっていると判断し、いくべきとの旨が盛り込まれている。既述の通り、機械器具設置工事の元請完成工事高が増加傾向に転じるなど状況は変化しており、早期に検証を開始することが求められる。</p>	一般社団法人日本経済団体連合会	国土交通省	<p>機械器具設置工事における監理技術者となるには、国家資格(技術士(所定の分野))の取得、または所定の実務経験を積み重ねる必要がある。また、技術検定1次検定合格者(科目:建築、電気、管)の場合には、実務経験年数が短縮されます。(令和5年7月1日以降)</p>	建設業法施行令第31条第4項 建設業法施行令第41条第2項 建設業法施行規則第17条の11 施工技術検定規則第2条	対応不可	<p>『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によって『電気工事』『管工事』『電気通信工事』『消防施設工事』等を区別する必要があるが、それらについては原則として『電気工事』等とそれぞれの特種の工事に区分するものとし、これらについても該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当します。(許可事務ガイドラインより)</p> <p>したがって、機械器具設置工事の工事の区分が幅広い場合、統一した国家試験を設定するにあたっては慎重な検討が必要となると考えますが、ご提案につきましてはご意見として承ります。</p> <p>なお、適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)において、実務経験による技術者資格要件の見直しを行い、技術検定1次検定合格者の実務経験年数を短縮したところ。(令和5年7月1日施行)特に、機械器具設置工事の場合には、建築又は電気、管を検定科目とする技術検定1次検定合格者については、実務経験年数が短縮されます。</p>		
197	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.44 大学の卒業要件として修得すべき単位のうち、遠隔授業可能な単位の数を60単位以上とする上限について、撤廃あるいは緩和すべきである。遠隔教育課程等における修得例制度の活用により、60単位を超えて遠隔授業を卒業要件単位に含めることが可能となっている。しかし、各大学がデジタル化やグローバル化の急速な社会の変化に対応しつつ、特色ある教育を展開するには、特許制度で10単位以上を、幅広い大学で認めるべきである。	<p>グローバル化やデジタル化が加速度的に進捗するなど、大学をめぐる内外の環境は大きく変わっている。特に、コロナ禍を契機に、世界中の大学でオンライン授業が普及し、教育環境は大きく変化するともいえる。遠隔授業は、空間的・時間的な制約が少ないことから、様々な利点がある。例えば、(1)ライブ配信型の遠隔授業では、教員・学生間や学生同士による双方向のコミュニケーションが可能である。(2)オンデマンド型の遠隔授業では、一度聞いただけでは理解できなかった箇所を繰り返し視聴することで理解を高められる。(3)オンデマンド型の事前学習で知識を習得した上で、ライブ配信型や対面での授業でグループ討議やプレゼンテーション等を実施することで、学びを深められる。(4)授業を受ける利便性が向上し、時間や交通費の節約につながる。また、課外活動に振り向きやすくなる。(5)海外にいる学生や障がいを持つ学生が授業を受けやすくなり、などの利点があり、学生の学習効果や教育の質の向上に寄与している。</p> <p>(要望実現により)大学が特色ある設置等に際して遠隔授業を取り入れる一方で、そのコストを教育の質向上に投資しやすくなる。また、大学がリフレンド教育を受ける学生を取りやすくなり、授業料収入の増加が期待できる。</p> <p>社会的効果としては、地方の大学が大都市圏の学生を取りやすくなることで、東京の一極集中防止、地方の活性化につながる。さらに、海外大学の教育による授業を増加させることができ、異文化理解を促進できる。それによりグローバルな交流が可能となり、日本人学生がグローバル社会で活躍するための経験を積むことができるとともに、グローバルな人材獲得競争においてわが国の国際競争力を高めることができる。</p> <p>加えて、授業のオンライン化の比重を高めることで、データの蓄積やデータに基づく授業改善・教育改革が可能になり、国全体の教育の質向上につながる。</p>	一般社団法人日本経済団体連合会	文部科学省	<p>大学等におけるオンライン授業等の遠隔授業については、大学設置基準等により教育課程の編成等について基準を示しています。例えば、大学の学部段階では、遠隔授業で修得可能な単位数は、卒業要件124単位のうち、上限60単位までとなっています。なお、面接授業により実施する授業科目は、主に教室等において対面で行う授業科目と併せて実施することであり、例えば、面接授業と遠隔授業を組み合わせて行う授業科目において、遠隔授業を実施する授業科目が半数を超えない範囲で行われる授業科目については、面接授業の授業科目として取り扱い、60単位上限の算定に含める必要はないと各大学に報告しているところですが、令和5年10月より、実務的な取組を行うために必要である認められる場合、文部科学大臣の認定を受け、上記上限規定にらむことなく実施する教育課程等特例制度を設けています。</p>	大学設置基準(昭和31年文部省令第29号)第2条第2項、第32条第5項、第57条第3項 教育課程等特例認定大学の認定等に関する規程	検討を予定	<p>大学等における遠隔授業の単位数については、遠隔授業を実施する授業時数が半数を超えない範囲で行われる授業科目については、面接授業の授業科目として取り扱い、60単位上限の算定に含める必要はないと各大学に通知しているところですが、また、大学設置基準第57条第3項に基づく教育課程等特例制度の活用により緩和が可能になるものもあり、その効果検証等を踏まえ、ご提案のような選択制も含め、今後の大学設置基準の改善等について検討を行うことが想定されていますが、令和5年11月現在、当該特例が認められた認定大学は存在しません。認定された場合、当該大学から実施状況報告や教育効果検証報告を求めることになっているため、認定大学における実績が蓄積された後に、特例認定後の当該検証等を踏まえ、制度改正について検討するものと考えています。</p>	△	
198	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.45 届出電気通信事業者の報告負担軽減に向けたBPR(業務改善)	<p>日本全体の届出電気通信事業者に及ぼす経済的・社会的インパクトを斟酌し、事業者の負担軽減ならびに生産性向上という観点からBPRの徹底、報告負担軽減の促進を本格的に推進すべきである。具体的には、重大事故に該当しない事故報告が求められ、しかしながら、当該四半期報告結果の利用は統計データとしての集計・公表などであり、費用対効果(事業者が多量なIT・工数を取って、政府側への負担を担うこと)の必要性(公益性)が明確でない中、スタートアップを含む各事業者に過度な負担を強いることが現状である。</p> <p>こうしたなか、当該事故報告の対象となる届出電気通信事業者は約20,000社、報告件数は年間約7,000件であるが、メッセージングサービスの普及や改正届出電気通信事業法の施行(月間アクティブ利用者数1,000人以上)の検索サービス、SNSを提供する事業者が届出電気通信事業者に追加されたことにより、報告件数のさらなる増加が見込まれている。</p> <p>(要望実現により)スタートアップを含む事業者の報告負担が軽減されることで、生産性の向上が期待される。</p>	一般社団法人日本経済団体連合会	総務省	<p>電気通信事業者には「電気通信役務の提供を停止または品質を低下させた事故」又は「電気通信設備以外の設備の故障により電気通信役務の提供に支障を来した事故」等であり、「影響利用者数3万又は又は継続的期間以上に該当する事故を生じた場合、四半期ごとにその発生状況を報告する義務が課せられており、報告される内容は総務省において集計・分析し、また、確率を算定してその集計結果を電気通信事故検証委員会における検討の対象とし、その概要を公表することにより、総務省や電気通信事業者等における情報連携ネットワークの安全・信頼性確保のための取組に役立っています。</p> <p>なお、報告の提出先としては、電気通信事業者報告規則第1条に、「総務大臣に提出する書面等は、電気通信事業者の住所を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)を経由して提出することができる」と規定されており、本省又は各総合通信局長等に対して提出するものであり、双方に重複的に提出したく必要はありません。</p>	電気通信事業者報告規則第3条の3	検討を予定	<p>今後、事故報告制度の見直しに係る検討を行う際、過大な機会をとらえて、報告頻度の見直しの必要については検討します。</p>	△	
199	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.46 退任者・退職者への株式報酬における開示事項の見直し	<p>提出会社等の退任者・退職者に対して、在任中・在職中の職務への対応して株式等の第三者割当を行う場合は、有価証券届出書等において「第三者割当の場合の特記事項」の記載を不要とすべきである。それが無い場合であっても、有価証券届出書等「第三者割当の場合の特記事項」中の「開示予定先の概要」のうち、氏名、住所、職業の内容、及び提出会社への出資状況の記載は不要とすべきである。</p> <p>株式の第三者割当にあたって有価証券届出書又は臨時報告書を提出する場合、両書には原則として第三者割当の場合の記載事項(開示)が記載される。例外として、提出会社(提出先)又はその関係会社(役員)の役員報酬として、一定の方法で株式等(株式又は新株予約権)の第三者割当てを行う場合には、両書の記載が必要ない。</p> <p>しかし、提出会社等の退任者・退職者(役員等を退任した者又は提出会社等を選任した者)に対して、在任中・在職中の職務への対応して株式等の第三者割当てを行う場合は、そのような例外が認められていない。そのため、退任者・退職者の氏名、住所、現在の職業及び提出会社への出資状況(個人の長名に紐づく保有株式数)を「第三者割当の場合の特記事項」に記載することとなる。これの情報は関係会社に提供することはプライバシーの観点から望ましく、株式報酬の導入・拡大の妨げになるおそれがある。一方で、退任者・退職者への株式報酬の交付によって、取手主の権利が帰属化されるとしても僅かであり、また、支配権の不透明な移動が起こることも考えられる。同様に、開示を求めの必要性は乏しい。</p>	一般社団法人日本経済団体連合会	金融庁	<p>第三者割当の方法による募集又は売出しに係る有価証券届出書や臨時報告書については、割当予定先が個人である場合は、当該個人の名前、住所及び職業の内容等を記載する必要があります。退任・退職者に対し、在任・在職中の役務への対応として株式やストックオプションを付与する場合は、退任・退職している以上、「第三者割当」に該当するため、個人の名前、住所及び職業の内容等を記載する必要があります。</p>	金融商品取引法第5条第1項、第24条の5第4項、企業内容等の開示に関する内閣府令第8条第1項第1号、第19条第2項第1号、第2号	対応	<p>退任・退職者に対し、在任・在職中の役務への対応として株式やストックオプションを付与する場合には、有価証券届出書における「第三者割当の場合の特記事項」の記載を不要とする「企業内容等の開示に関する内閣府令第8条第1項第1号、第19条第2項第1号、第2号」を改正し、退任・退職者に対し、在任・在職中の役務への対応として株式やストックオプションを付与する場合には、付与対象者の個人の名前、住所及び職業の内容等の記載は不要となります。</p>		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
207	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.54 医療用医薬品の安全性情報の提供・収集のデジタル化促進	<p>緊急安全性情報や市販後調査の実施において、MR等による対面やオンラインによる面談等を前倒しとする規制から、MR等による対面やオンラインによる面談等を前倒ししない規制に改めるべきである。併せて、医療機関に対し産業かつ迅速な情報提供及び情報収集ができる方法であることを説明できる場合には、面談等が実施できる前倒し医療機関ごとの理由を求めない規制に変更すべきである。</p> <p>一方、市販後調査実施報告の際に提出する別紙様式においては、MR等による対面やオンラインによる面談等が未実施の場合には、その理由が求められており(22頁)、日本国内で製薬企業はMRを中心とした情報収集・提供を実施していることが現状である。例えば、市販後調査は、販売開始から2か月間はおおむね2週間以内(一度、その後1〜3か月以内)に一度のペースで調査対象となる納入先医療機関の全件を訪問し当該製品の情報提供・収集を実施している。</p> <p>昨今、デジタル技術が格段に進歩し、MR等による対面やオンラインによる面談以外の情報提供又は収集のプラットフォームを活用すること等により、多様な働き方が進められる時代になっており、取組においてはコールセンターによる電話・メールやシステム入力等を利用した医薬品安全性管理活動が一般的である。</p> <p>(要望実現により) 時代のニーズに合わせてデジタル活用を前倒し、医療用医薬品の緊急安全性情報の提供及び市販後調査の実施に向けた仕組みがより構築される。その結果、医療関係者等のニーズに合わせた柔軟な対応が出来るようになる。これまで以上に迅速かつ的確な情報収集・提供の実現が可能となる。また、このようなDXを産業界全体で推進することにより、医薬品の有効性、安全性及び品質をこれまでと変わらず担保しつつ、安全性情報の収集・提供の質が向上し、国民の健康増進につながるものと考えられる。</p>	<p>製薬企業が行う医薬品安全性管理活動のうち、緊急安全性情報等の提供については直接配布(対面での資料配布等)が原則とされている。</p> <p>また、「医療用医薬品の市販後調査の実施方法等について(令和4年5月31日)」では、医薬品の製造販売業者が販売を開始した時点から6か月間行う市販後調査の実施において、原則として、納入前に薬害情報担当(MR)等が医療関係者に対し、対面やオンラインによる面談等によって行うこととされている。これに関連した「医療用医薬品の市販後調査に関するQ&Aについて(令和4年5月31日)」では、代替手段として手紙、ファクシミリ、電子メール、ダイレクトメールが挙げられている(22頁)。</p>	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>「緊急安全性情報等の提供に関する指針について(平成28年10月31日付厚生労働省医薬品安全対策課長通知)」医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令第三十号</p> <p>「医療用医薬品の製造販売業者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第14条の第1項第1号に規定する新医薬品について、販売を開始した後の6か月間、定期的に、医療機関に対し対面やオンラインによる面談等のほか、手紙、ファクシミリ、電子メール、ダイレクトメール等により、重要な情報提供、注意喚起等を行い、医薬品の適正な使用に関する理解を促すとともに、重要な副作用等の発生を迅速に把握することとしています。また、市販後調査期間終了後に行われる市販後調査実施報告書において、対面やオンラインによる面談等が未実施の施設について、理由や市販後調査の目的が達せられたかどうか等を記載することとしています。</p>	<p>「緊急安全性情報等の提供に関する指針について(平成28年10月31日付厚生労働省医薬品安全対策課長通知)」医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令第三十号</p> <p>「医療用医薬品の製造販売業者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第14条の第1項第1号に規定する新医薬品について、販売を開始した後の6か月間、定期的に、医療機関に対し対面やオンラインによる面談等のほか、手紙、ファクシミリ、電子メール、ダイレクトメール等により、重要な情報提供、注意喚起等を行い、医薬品の適正な使用に関する理解を促すとともに、重要な副作用等の発生を迅速に把握することとしています。また、市販後調査期間終了後に行われる市販後調査実施報告書において、対面やオンラインによる面談等が未実施の施設について、理由や市販後調査の目的が達せられたかどうか等を記載することとしています。</p>	対応	<p>令和5年8月10日付「緊急安全性情報等の提供に関する指針について」において、緊急安全性情報について、従来、原則として直接配布により情報提供を行うとしていたところ、迅速性や信頼性の向上を目的として、ファクシミリや電子メール、ダイレクトメール等を使用した情報提供も可能とする等の改正が行われた。</p> <p>令和4年5月31日付「医療用医薬品の市販後調査の実施方法等について」において、市販後調査について、対面やオンラインによる面談等のほか、手紙、ファクシミリ、電子メール、ダイレクトメール等により行うことや即売業者等による連絡も可能としたことである。</p> <p>市販後調査は、必要な安全対策を実施して副作用等の被害を最小限にするために実施するものであり、市販後調査実施報告書において、確実な情報提供、注意喚起等が実施されたかを確認することは重要と考えています。</p> <p>このように、厚労省としては、緊急安全性情報等の提供及び市販後調査の実施についてDX推進を図っており、引き続き、医療機関等のニーズに合わせた情報提供がなされるよう取り組んでまいります。</p>	○
		【再検討】 令和7年3月18日						<p>【ワーキンググループによる再検討の要請】 緊急安全性情報(市販後調査)の実施において、対面やオンラインによる面談等を前倒ししない規制に改めるべきである。との要望への回答を追い進めたい。また、対面又はオンラインによる面談を実施していない場合にその理由を記載する必要がある旨回答いただいたところ、「医療機関に対し産業かつ迅速な情報提供及び情報収集ができる方法であることを説明できる場合には、面談等が実施できる個別医療機関ごとの理由を求めない規制に変更すべきである。」との要望への回答を追い進めたい。</p> <p>【再検討の結果】 令和6年5月10日付「緊急安全性情報等の提供に関する指針について」において、緊急安全性情報について、従来、原則として直接配布により情報提供を行うとしていたところ、迅速性や信頼性の向上を目的として、面談等も前倒ししないファクシミリや電子メール、ダイレクトメール等を使用した情報提供も可能とする等の改正が行われた。</p> <p>令和4年5月31日付「医療用医薬品の市販後調査の実施方法等について」において、市販後調査について、対面やオンラインによる面談等のほか、手紙、ファクシミリ、電子メール、ダイレクトメール等により行うことや即売業者等による連絡も可能としたことである。</p> <p>市販後調査は、必要な安全対策を実施して副作用等の被害を最小限にするために実施するものである。そのため、面談等が実施できる場合には、確実な情報提供、注意喚起等が実施されたかを確認することは重要であり、面談等が実施できない場合の理由や市販後調査の目的が達せられたかどうかの記載を廃すことは困難です。</p> <p>このように、厚労省としては、緊急安全性情報等の提供及び市販後調査の実施について、DX推進を図っており、引き続き、医療機関等のニーズに合わせた情報提供がなされるよう取り組んでまいります。</p>	同上	同上	<p>令和5年末時点で海外2か国以上でスイッチOTC化されている医薬品について、原則として3年以内(日本でもOTC化する(令和6年末までに申請されたものに限り)ことを目標として設定し、国内でスイッチOTC化する(令和6年末までに申請されたものについては、原則として、承認申請から承認の公告を算するまでの総期間を3年以内とする(令和6年以前に申請されたものは令和6年末までとする)よう、関係審議会等の審査・審議・意思決定プロセスの見直し等必要な措置を講じていることとする。</p>	○
208	令和5年11月17日	令和6年1月19日	No.55 スイッチOTC医薬品候補の総審査期間の設定	<p>医療用から要指導(一般用)へ転用する有効成分(スイッチOTC)医薬品候補(成分)等の標準的事務処理期間を総審査期間として設定することとする。なお、医療用医薬品の標準的事務処理期間が1年であることを見みると、スイッチOTC医薬品候補等においては1年以上も長い期間とすることが妥当である。</p> <p>他方で、本検討会議での審議時期や移行状況が示されておらず、審査が長期化し、企業における開発の予見可能性が高まらない。例えば、2018年以前にスイッチOTC医薬品として承認された医薬品10成分の総審査期間は10~102ヶ月であり、申請後には本検討会議に課題。また、審査中に臨床試験等の実施を求められた成分に限れば、37~102ヶ月であった。開発において他社との契約が必要な場合は、予見可能性の低さを理由に契約締結に支障を生ずることがあり、開発上の大きな障害となっている。</p> <p>(要望実現により) 予見可能性向上による企業の開発意欲の向上、審査の迅速化による承認品目数の増加、国民にとって新たな一般用医薬品の選択肢の増加によるセルフメディケーションへの意識醸成に寄与できる。</p>	<p>行政手続法第6条では、「行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき継続的な期間を定めるよう努めることが定められている。1995年に厚生労働省は通知で、新医薬品の承認の予見可能性向上に向けて、医療用医薬品は1年、要指導(一般用)医薬品は100日の標準的事務処理期間を総審査期間として設定しているが、スイッチOTC医薬品候補の総審査期間は示されておらず、1985年以降見直しもされていない。</p> <p>スイッチOTC医薬品候補の承認申請の過程では、医薬品医療機器総合機構(PMDA)で承認申請された品目であっても、その審査とは別に厚生労働省の実施する「医療用から要指導(一般用)への転用に関する評価検討会議」で審議されることとなっている。</p>	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>行政手続法第6条において、行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき継続的な期間を定めるよう努めることとされています。</p> <p>(1)標準的事務処理期間の設定制について(昭和49年10月1日(薬審第40号))では、一般用医薬品の標準的事務処理期間は、提出された書類に不備があり、これを申請者が補正するに要する期間及び審議会における指図書から承認するまでの期間を限った期間として、10カ月とされています。一方、(2)医薬品医療機器総合機構の第4期申請計画では、スイッチOTCを含む新規性の高い品目の申請成分のOJ目標値について、「各年度に承認された要指導(一般用)医薬品の区分から及び殺虫剤等(医薬品)区分の2分の1の申請から承認するまでの総審査期間について、平成35年度までに90%以内で12ヶ月を達成する(ただし、平成31年1月以降に申請された品目を対象とし、都道府県等のGMP審査に要した期間及び申請者が通算で12ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。)」という総審査期間の目標が定められています。</p> <p>「検討会議」に要望が提出されずに承認申請された成分についても、原則「医療用から要指導(一般用)への転用に関する評価検討会議」でスイッチOTCによる予見可能性向上の観点について議論することとしています。</p> <p>「医療用から要指導(一般用)への転用に関する評価検討会議」では、年度毎に構成成分の現状を報告しています。</p>	<p>行政手続法第6条 総務省 厚生労働省 事務局長通知</p>	検討(相手)	<p>令和5年末時点で海外2か国以上でスイッチOTC化されている医薬品について、原則として3年以内(日本でもOTC化する(令和6年末までに申請されたものに限り)ことを目標として設定し、国内でスイッチOTC化する(令和6年末までに申請されたものについては、原則として、承認申請から承認の公告を算するまでの総期間を3年以内とする(令和6年以前に申請されたものは令和6年末までとする)よう、関係審議会等の審査・審議・意思決定プロセスの見直し等必要な措置を講じていることとする。</p>	◎

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
209	令和3年11月17日	令和5年12月13日	No.56 医薬品開発における先端技術利用の促進	<p>医薬品開発の効率化・促進を目的に、動物実験の代替となり得る生体模倣システム(Microphysiological Systems: MPS)などの先端技術(例: 臓器チップ等)を医薬品開発の際の評価等のツールとして利用する動きが世界で加速している。アメリカ食品医薬品局(FDA)や欧州医薬品庁(EMA)では、新薬の承認申請等に必要と認められる試験(薬理試験、薬物動態試験、安全性試験などの非臨床試験)の際、先端技術利用に関するガイダンスが発表されるなど、先端技術を取り入れたより効率的な前臨床環境の整備が進められている。</p> <p>一方、わが国では、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法において、当局の医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務が規定されているが、先端技術の利用に関する具体的な記述に盛り込んでいないため、企業は国内の医薬品開発に関わる申請用試験の評価に先端技術を用いることが困難な状況にある。しんやフューチャー・サイエンス総研(株)、朝野相殿といった、当初に創発相殿である制度が存在するものの、先端技術に特化した仕組みだけでは非効率であり、わが国の先端技術利用の遅れを根本的に取り戻す解決策とはならない。医薬品開発ツールは、特許技術の進歩とともに更新されていく必要があり、医療の進歩と直結することから、わが国において、先端技術を積極的に導入する仕組みを創設して対応することが求められる。2022年11月に開催された日本学術会議の公開シンポジウムにおいても、複数の委員会から仕組みの必要性が語られている。</p> <p>(要望実現により)新たな医薬品開発ツールの開発で求められる性能要件の最適化が立てやすくなり、先端技術の医薬品開発ツールとしての活用は、動物実験と比べて同等以上の精度で安全性・有効性を評価できる可能性を有し、米国における新薬開発における動物実験の義務付け撤廃のためのFDA近代化法2.0の成立で改めて注目されている。国際的な動物実験3R(①動物の苦痛の軽減、②実験動物の減少・Reduction、③代替品の活用・Replacement)の推進などSDGsへの貢献にもつながる。医薬品開発の効率化・促進や、わが国の創薬研究開発力の維持・向上等の発展に資するものである。</p>	<p>一般社団法人日本薬業団体連合会</p> <p>厚生労働省</p>	<p>医薬品の品質、有効性及び安全性の評価に用いる試験法については、科学技術の進歩や国際的な規制動向を踏まえ、随時新たなガイドラインの策定や既存ガイドラインの改訂を進めています。また、厚生労働省科学研究補助金(PAMED)により新たな試験法の開発を推進しています。</p> <p>例えば、医薬品規制調和国際会議(ICOH)では、日本を含む各国の薬事規制当局と業界団体が参加し、試験ガイドラインの策定・改訂について活発に議論されており、参加メンバーから新たな試験ガイドラインの提案を行う手続が整備されています。</p> <p>(ICOHの概要) https://www.pmda.go.jp/int-activities/int-harmony/icoh/0014.html (ICOHで合意済み又は検討中のガイドライン一覧) https://www.pmda.go.jp/med-dev/development/</p> <p>また、動物実験の代替試験法については、国立医薬品食品衛生研究所に設置された日本動物実験代替法評価センター(JaCVAM)において、公募を含め、提案された試験法のバリデーション等を行い、評価が終了したものについて個別にガイドラインを策定しています。</p> <p>(JaCVAMで評価された試験法の一覧) https://www.jacvam.jp/test-methods.html (該法法の公募サイト) https://www.jacvam.jp/offer.html</p> <p>なお、生体模倣システム(MPS)による医薬品評価の活用については、AMED医薬品等規制調和・評価研究事業(生体模倣システム(MPS)の創設)と並行して、in-vivo医薬品評価法としての規格化、国際標準に向けた調査整備に資する研究において、将来的なガイドライン等の作成を視野に入れて、MPSの技術検証等が進められています。</p>	<p>医薬品00号 厚生省 薬業局長通知</p> <p>検討を予定</p>	<p>医薬品の評価に用いる試験法については、その策定や改訂を進めるための仕組みが存在するところですが、提案者の問題意識や具体的な提案を踏まえながら、更なる対応が可能かを検討します。</p>	△			
210	令和3年11月17日	令和5年12月13日	No.57 医薬品の臨床試験における治験実施管理者の要件見直し	<p>該当の治験実施(注射剤等)について、薬剤師の有資格者である場合は、医薬品の適応拡大の場合や該当成分が内服の医薬品として既に販売されている注射剤の場合等において、治験実施医療機関以外の所属でも治験実施管理者として選任できるような改正を検討すべきである。治験薬が新規成分の医薬品でなく、かつ、既に適量診療料(おと)で適応を確保している医薬品において、新たに、治験実施医療機関の医師以外の薬剤師が当該薬剤師である場合は、適量診療料と同レベルで医師が可能であり安全性上の問題が生じないと考えられる。</p> <p>具体的には、GCP 第33条第2項に記載されている「原則として、当該実施医療機関の長が治験実施管理者として選任すること。」について、「ただし、治験実施医療機関の長が治験実施管理者として選任すること。」に改定することとする。上記を記すべきである。</p>	<p>新しい技術や手法の活用(オンラインでの診療、デジタル機器の活用等)により、患者中心の臨床試験を実現するための取組みとしてDCT(Decentralized Clinical Trial: 分散型臨床試験)が注目されている。具体的には、DCTを行うことで、治験参加者の医療機関への通院負担が大幅に軽減できることから、従来は通院に阻害されていた患者等の治験参加が期待される。</p> <p>しかし、現在の「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」(以下GCP)では、治験薬の適切な管理のために選任される治験実施管理者について、原則として治験実施医療機関の薬剤師に限定されている。そのため、治験実施医療機関から離れた場所に居住している治験参加者が治験に参加する場合、注射薬などの治験薬投与のために、治験参加者の治験薬が保管されている遠方の治験実施医療機関への通院が余剰なされる。</p> <p>(要望実現により)DCTの推進・治験の円滑化による、医療・製薬・ヘルスケア分野における産業競争力強化、ドラッグ・グループの解消が期待される。</p>	<p>一般社団法人日本経済団体連合会</p> <p>厚生労働省</p>	<p>治験実施医療機関は、治験実施管理者を選任し、治験依頼者が作成した手順書にしたがって、治験薬を管理する必要がある。治験実施医療機関に交付されたすべての治験薬を適正に管理するため、治験実施医療機関は治験実施管理者を選任することとしております。</p>	<p>医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(GCP)第33条</p>	<p>現行制度下で対応可能</p>	<p>同一成分であっても、一般的に注射薬の方が血中濃度が早く上昇するなど、内服薬と注射薬では異なる点があり、また、同一成分であっても、適応によって用法用量が異なることも考えられます。また、治験薬の投与に際し、治験実施計画書や治験薬を管理している治験責任医師等が必要であり、治験に係る業務である治験薬投与は、治験実施医療機関が行う必要ものであるため、治験実施管理者の規定を変更することは適切ではないと考えます。</p> <p>現行のGCP省令において、治験実施医療機関であれば、治験薬投与が可能であり、治験実施医療機関間の業務分担・責任の範囲等を業務手順書等において、予め定めておくことにより、同一被験者に対して、治験に係る業務を複数の治験実施医療機関で実施することは可能です。そのため、例えば被験者等から遠方の治験実施医療機関に検査等を行うために通院し、近隣の治験実施医療機関にて治験薬投与を受けることは現行制度においても可能です。</p>	△	
211	令和3年11月17日	令和5年12月13日	No.58 医薬品の適正使用に関する情報提供の規制緩和	<p>今後は製薬企業からも必要に応じて、患者や患者団体及びその家族に対し、医薬品の名称に関する情報のほか、安定供給に関わる情報を医薬品情報に提供するものと知りたくて提示できるようにすべきである。</p> <p>具体的には、昭和55年薬局局長通知第1339号「医薬品等適正広告基準」において、医薬品の安全性に関する情報、または安定供給に関わる情報は規制対象外とする旨を記載するなど、薬機法(医薬品等適正広告基準)に規定された広告行為を見做される要件を必要十分な水準に緩和すべきである。</p>	<p>現在、医療関係者以外の一般人に対する医薬品に関する情報提供は、法規制のもと、その要件が厳格に制限されている。</p> <p>しかし、患者及び患者団体を中心に、医薬品の適正使用に関する情報については、製薬品の製造・販売を行う製薬企業が積極的に情報提供を行うケースが増えている。一方で、現在法規制下においては、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌といった従来のメディアは勿論、WEBやSNS等といったIT系のインフラに至るまで、一般人に対する医薬品に関する情報提供に関しては、製品名を使用することが一律に顧客を誘引する行為(広告行為)に該当する可能性が高いと判断されています。</p> <p>そのため、医薬品に関する不適切あるいは誤った情報がSNSで拡散されているケースにおいてさえ、製薬企業自らが対応しないという、消費者等が不適切な自己判断を止まれないケースが生じている(例:「コロナ禍における、イムノグレンに関する情報提供が原因で二重感染が拡大している。一方で、現在法規制下においては、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌といった従来のメディアは勿論、WEBやSNS等といったIT系のインフラに至るまで、一般人に対する医薬品に関する情報提供に関しては、製品名を使用することが一律に顧客を誘引する行為(広告行為)に該当する可能性が高いと判断されています。)</p> <p>(要望実現により)医薬品の適正使用推進に繋がることが期待できる。</p>	<p>一般社団法人日本経済団体連合会</p> <p>厚生労働省</p>	<p>医薬品の広告については、その不適正な使用とそれによる危害の発生を防止する観点から、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)や関連通知である「医薬品等適正広告基準」において必要規制が定められています。同基準において、医薬品等適正広告については、使用に当たっては専門的知識が要求されるものであり、一般人への広告を認めた場合、適正な使用を促せるおそれが多いと認められる場合は、適切な審査を受けなければならないこととされています。また、同法における医薬品の広告の該当性については、「薬事法における医薬品等の広告の該当性について」(平成10年9月29日医薬品第146号厚生省医薬安全局監視指導課長通知)により、その要件を以下のとおり示しています。</p> <p><医薬品の広告の該当性></p> <p>①顧客を誘引する(顧客の購入意欲を高める)意図が明確であると ②特定医薬品等の商品名が明らかにされていること ③一般人が認知できる状態であること</p>	<p>-医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第67条</p> <p>-医薬品等適正広告基準について(昭和55年10月1日薬発第1339号各府省庁長官通知改定平成29年9月29日薬安第146号)</p>	<p>現行制度下で対応可能</p>	<p>「制度の現状」に記載のとおり、医薬品の情報提供については、顧客を誘引する顧客の購入意欲を高める意図の明確である場合、広告に該当するものと判断し、医薬品等適正広告等による一般人向けの広告が禁止されます。</p> <p>そのため、「提案理由」に記載のあった、「医薬品に関する不適切あるいは誤った情報がSNSで拡散されているケース」(「医薬品安定供給」に関するアンケートでの回答)による、患者・家族の不安・恐怖感に繋がるケースへの対応のため、顧客を誘引する意図なく、当該医薬品の適正使用に係る情報を製造販売業者が提供する行為は広告行為には該当せず、同基準違反とはならないことが考えられます。ただし、広告の該当性については、その実質、内容、利用される媒体の性質、宣伝媒体の構成や印刷の文脈等から、当該情報提供が消費者と与える効果を総合的に考慮して、個別事例に基づき判断する必要があるため、当該情報提供を行う場合は、適宜当該省庁の自治体薬務担当課にご相談ください。</p>	◎	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
212	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.59 医療機器該当性判断の明確化	どのような疾病の診断や治療であれば医療機器に該当するかをガイドラインにおいて明確にすべきである。	近年の科学技術の発展により、患者の健康・医療に係るソリューションが種々開発されているが、これが医療機器に該当するか否かは、開発プロセスや上市後のビジネスの観点で重要である。 特に、その判断に用いられるプログラムの医療機器該当性に関するガイドラインのうち、医療機器該当性に係るフローチャート1-2の分岐点「疾病の診断・治療」が併用されることを目的としているが、その存在が、新たなソリューション開発の阻害要因となっているケースが存在する。 具体的には、がん剤治療を行う副作用用もサポートするソリューションは、その後の治療に影響が及ぶと認めらる医療機器非該当となり、一方で購買性副作用の可能性を早期に検出して受診を促すソリューションは、直接的な検定診断には至らない可能性があるが医療機器に該当する。 前者の例は、いわゆるDigital Patient Monitoringに相当するものであり、こうしたモニタリングを主とするソリューションは、現行フローチャートでは、医療機器に該当しないと判断されてしまう。こうしたソリューションには保険適用がなされなくなることから、医療機器が当該ソリューションを積極的に利用するインセンティブが働かない。そのため、患者が本来享受できるメリットに十分に活かされていないという問題が生じている。 (要望実現により)開発者側にとって、開発しようとするソリューションの医療機器該当性についての予測可能性が高まり、開発が進みやすくなる。結果として、市場により多くの製品が登場し、健康の維持・管理・治療などの促進につながるものと期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会 厚生労働省		制度の現状 医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)においては、人の疾病の診断、治療、予防に使用されることを目的で使用される機器器具等については医療機器として規制を行う。プログラムについても、その目的性等から医療機器に該当する場合、医療機器としての品質、医療機器該当性に関するガイドラインを策定し、周知し、基本的な考え方や該当性の有無、医療機器該当性に関するガイドライン等を示している。 同ガイドラインについては、医療機器プログラムが新規性の高い分野であり、海外における規制についても随時外注が行われていることから、業界団体の国際適合性を認める観点からも海外規制を踏まえたと国内における規制を有するとは整理できず、適宜整理を行うこととしており、令和5年3月に、厚生労働省科学研究課の検討結果を踏まえ、改正を行いました。研究課の検討においては、医療機器業界、事業者、法務専門家、医療従事者等が参加し、さらに、同ガイドラインの改正においては、パブリックコメントも実施すること、関係者から広く意見を求めた上で検討が行われました。 また、同ガイドラインに加え、事業者の予測可能性のため、医療機器に該当すると考えられるプログラム及び医療機器に該当しないと考えられるプログラムの代表的な過去の判断事例については、当省ウェブサイトにて掲載しており、定期的に見直しを行っている。	該当法令等 医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第4項	対応の分類 その他	対応の概要 「制度の現状」に記載のとおり、プログラムの医療機器該当性については、プログラムの開発事業者の予測可能性のため、同ガイドラインの策定・通知と並行して判断事例の公開を行っています。これらについては、今後も適宜改正・更新することとしており、医療機器業界とも継続的に意見交換を行っています。同ガイドラインの改正等に対するご要望がございましたら、意見交換等させていただきたいと思っております。厚生労働省担当先宛てご返信いたします。	
213	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.60 医療機器(認証品目)のサーベイランス審査制度の見直し	不具合が生じた場合の人体へのリスクが相対的に低く、クラスIII及びIVに該当する医療機器と同一、認証品目の医療機器についてこのサーベイランス審査制度の見直し	当局承認が必要な医療機器(クラスIII及びIVクラス)に比べ、不具合が生じた場合の人体へのリスクが低いと判断されるクラスIに該当する医療機器の自己認証、クラスIIに該当する医療機器は一部が認められる第三者認証の製造販売が可能である(自己認証、第三者認証での製造販売が可能を自目による、認証品目とする)。 しかしながら、認証品目の医療機器は、クラスIII及びIVの当局承認が必要な医療機器に対しては認められていない。当該当局承認への対応が求められる。具体的には、厚生労働省令で定める基準に適合し、適正な管理の下に、これら医療機器等を製造しているかどうかを調査するために当局が実施する定期OMS適合性調査の年次検査(登録認証機関によるサーベイランス審査)を毎年実施する必要がある。 対象となる製造販売業者は、これに対応するためのリソースが追加が必要になっている。サーベイランス審査日の前後で計半年程度、対応のための期間が発生しているが、審査日は同一種類の対応があることから、新たなソリューション開発時に従事すべき人員を、当該対応に専事させる必要がある。 その結果として、上述の規制が、社会にとって新たな有益な医療機器を迅速に市場に普及させることの障壁となっており、当該サーベイランス審査を医療機器に係るリスク区分に基づいて適正に実施することが必要である。 (要望実現により)社会にとって有益なソリューションの市場への普及を推進することができ、国民の健康増進が図られる。	一般社団法人日本経済団体連合会 厚生労働省		制度の現状 〇「医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)においては、医療機器のリスク階級に別けてクラスI~4に分類しており、クラスI及びI3の品目については、当該基準が存在し、かつ前併品がある場合は、(大臣承認ではなく)薬機法に基づき大臣が指定する第三者登録認証機関(現在10機関)による認証での製造販売(市場流通)を可能としています。 〇登録認証機関の指定に際しては、薬機法での指定要件(第23条の7第1項)を満たす必要があり、その第1号において「国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準並びに産業界及び品質管理の方針の審査を行う機関に関する基準に適合すること。産業界との共同、この前記の「国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準(SO/IEC 17021-1:2015)」において、国際的な規格として、以下の要求事項が定められている。 ++++ 9.1.3 審査プログラム 9.1.2 初期認証のための審査プログラムには、二段階で行う初期審査、認証決定後の1年目及び2年目に行う実施するサーベイランス審査、並びに認証の有効期間に先立って2年目に行う再認証審査を含めなければならない。この最初の3年の認証期間は、認証の決定から始まる。それに続く(長期)は、再認証の決定から始まる(9.6.3.2参照)。審査プログラムの決定及びその後の調査では、実証したマネジメントシステムの有効性のレベル、及び以前に実施した全ての審査の結果を加え、従業者の規模、そのマネジメントシステムの適用範囲及び複雑さ、並びに製品及びプロセスを考慮しなければならない。 付記3: 産業固有の認証システムがある場合、認証サイクルは3年と見なされる。 9.1.3.3 サーベイランス審査は、再認証の有効性は少なくとも毎年1回実施しなければならない。初期認証に続く最初のサーベイランス審査の期日は、認証の決定をされた日から2ヶ月を超えてはならない。 ++++ 〇上記要求事項を踏まえ、登録認証機関は、自らが認証した品目を有する製造販売業者に対して、「サーベイランス審査」を「再認証(5年毎の定期認証)」の年次検査、毎年実施することが求められます。 〇なお、サーベイランス審査は薬機法改正に伴い認証制度を導入した平成17年より実施しているものですが、過去、調査結果の相互活用や過剰審査の抑制、調査対象の緩和等について関係者(産業界、登録認証機関)と協議し、サーベイランス審査制度の適正運用と公平化の推進を図ってまいりました。	該当法令等 薬機法第23条の7第1項第1号に掲げる登録認証機関の審査の基準に関する事項(第14号)について(平成27年4月1日厚生労働省大臣官房事務官通知、産業標準部第401第1号)	対応の分類 検討予定	対応の概要 〇認証機関による年次のサーベイランス審査は、国際規格(SO/IEC 17021-1:2015)での要求事項に合わせ実施しているものであり、ご要望の「サーベイランス審査の廃止(5年ごとの定期OMS適合性調査のみとする)」は国際適合性の観点から、受け入れることは困難です。 〇一方で、提案理由にある被審査側のご負担に鑑みると、サーベイランス審査の具体的な審査内容について議論が必要であると考えますので、審査側(登録認証機関)の参事も求めつつ、関係者間で、適切なサーベイランス審査が推進されるよう必要な対応を検討する場を、令和6年度に設けることといたします。	
214	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.61 感染症指定医療機関の施設基準における第一種病室の設置要件の緩和	第一種感染症指定医療機関の施設基準(第一種病室)では、隣接する空間との空気の流入を防ぐ「空気の緩衝帯」として、「前室」の設置が要件である。しかし、スペースの制約から「前室」を設けられない場合があり、第一種感染症指定医療機関における第一種病室設置の妨げになっている。病室の新設が医療機関のスペースによって制限されるため、特にハンモック時の柔軟な対応が困難となる。また、この要件を定めた感染症指定医療機関の施設基準は、厚生労働省が2020年に公表した「新型コロナウイルス感染症患者の入院療養の確保について(依頼)」でも引用されているため、新型コロナウイルス感染症のまん延時に感される病室数の制約となった。	2022年に日本医療福祉設備協会が示した「病院施設設計ガイドライン(空間設備編)」に、「前室」以外の対策として、低圧・前室・前室と病室の扉が同時に開かないことといった適用上の注意点を「病人人あがな」に記載している一方、技術的な措置を行った場合はそうしたミスは起こりえないため、特に第一種病室の周辺で働く医療従事者の安全性向上につながる。こうしたことから、次のような状況時に、医療従事者の感染リスクを減らしながら医療を継続できる医療機関が増やすことにつながる効果が期待できる。 (要望実現により)第一種感染症指定医療機関において、「前室」を設置するスペースがない場所にも第一種病室を新設できるようになる。また、第一種感染症指定医療機関の指定ができる可能性もある。さらに、「前室」の制約には「外廊」と前室、前室と病室の扉が同時に開かないことといった適用上の注意点を「病人人あがな」に記載している一方、技術的な措置を行った場合はそうしたミスは起こりえないため、特に第一種病室の周辺で働く医療従事者の安全性向上につながる。こうしたことから、次のような状況時に、医療従事者の感染リスクを減らしながら医療を継続できる医療機関が増やすことにつながる効果が期待できる。	一般社団法人日本経済団体連合会 厚生労働省		制度の現状 第一種感染症指定医療機関とは、感染力や罹患した場合の重症性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症で第一種感染症患者の入院療養を担うことができる基準を満たす第一種病室を有する施設(以下「第一種病室」という)を有するとして、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第38条第2項に基づき、都道府県知事から指定するもの。 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十八条第二項の規定に基づく厚生労働省の定める感染症指定医療機関の基準(第1号)「厚生労働省告示第1号(以下「認定基準」という。))において、第一種病室の要件の一つとして、「床の感染症患者を収容する個室であり、前室(廊下)に隣接し、当該病室に外廊から出入りする際に「常に」経路による空気を、以下(同じ)を有することが規定されています。また、認定基準の前記(1)において、特に規定したたない事項をお示ししている「感染症指定医療機関の指定について」(平成11年10月10日付健康保険局第45号厚生労働省医務局長通知)において、第一種感染症指定医療機関の配置基準は、「都道府県の区域ごとに1か所2床とし」としていることである。	該当法令等 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第38条第2項	対応の分類 対応不可	対応の概要 第一種指定医療機関は、一類感染症の患者の入院療養を担うことができる基準を満たす第一種病室を有するものであり、原則として都道府県域ごとに1か所とされています。第一種感染症指定医療機関の指定にあたっては、その数を増やすこととはなく、患者の入院・生活の質に配慮するとともに、感染を感染防止の措置を行うための建築的、設備的要件を満たしていることが必要です。また、一類感染症は、感染力や罹患した場合の重症性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高いため、第一種病室においては、空気感染、飛沫感染及び接触感染を考慮して、厳格な感染防止を行うことが必要です。そのため、病室内の責任制を容認し、また、安全かつ厳格な個人情報保護的影響を及ぼすリスクとなる前室の存在は、厳格な感染対策のために必要不可欠です。	

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
215	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.62 有機シアン化合物及びこれを含む含有する製剤の包括的な劇物指定の見直し	<p>有機シアン化合物はユニークな薬理特性を有するものが多く、これまで製剤原形物治療薬にルガブリンなどの90以上の化合物が医薬品として使用されている。他にも、化粧品や殺虫剤に活用されるなど、医薬品及び化学製品などの研究開発に極めて有用であるが、劇物指定により劇物相当の毒性が懸念されない化合物についても、必要な管理が格段に増えることで、利活用が押し止められている。具体的には、定量的な濃度流出防止のための規格や保管体制の構築、輸送・搬送時に求められる乗車経路や表示品目照会への対応、輸入通関に関する手続等が行われる。</p> <p>このようなことが原因となり、わが国では合成化学的及び薬理学的に能力のある有機シアン化合物であっても、研究開発段階の阻害が懸念されており、新薬研究に十分に活用できていない状況である。例えば、独立研究開発法（日本薬学研究所発掘機（AMED）の産学協同スクリーニングコンソーシアム（DISC）事業は、参加企業が保有する化合物を提供し、合せてアブゾラーを構築することにより、より多様な化合物の中から医薬品の候補化合物効率的に抽出することを目的としたものであるが、その化合物アブゾラーから劇物である有機シアン化合物は除外されている。こういった利便の志による創薬機会の喪失は企業内でも起きており、海外メーカーとの競争に不利な点とされている。</p> <p>現在も化合物毎に毒性確認のうえ、劇物指定解除を申請することは可能であるが、試験開始から終了までに数か月から年単位の期間を要する。また、製薬企業においては、数千種類以上の有機シアン化合物を保有しており、個々の化合物について指定解除を申請することは現実的ではない。</p> <p>（要望実現により）新薬の候補となりうる有機シアン化合物の特定や製品化にかかる期間が短縮されることで、日本の創薬力・化学力が向上し、国民の健康及び産業力の向上に資すると考えられる。</p>	<p>一般社団法人日本経済団体連合会</p> <p>厚生労働省</p>	<p>有機シアン化合物の観点から物質を毒物又は劇物に指定し、主に流通規制を行っております。そして昭和41年から「有機シアン化合物」を包括的に劇物に指定しています。</p> <p>具体的な流通規制としては、同法において、毒物及び劇物を販売又は授与の目的で製造、輸入又は販売する事業者（毒物物販事業者）は、事前に当該事業者の登録を警察の都道府県知事に行う必要があります（同法第14条第5項）。</p> <p>また、毒物劇物事業者には、毒物及び劇物の運搬・紛失防止に関する（同法第11条）毒物又は劇物の容器及び包装に「劇物又は劇物の表示すること（同法第12条）、譲渡時に記録を取る（同法第14条）等を義務付けています。</p> <p>加えて、毒物及び劇物の除外については、原則として事業者が、化学物質ごとに急性毒性等の毒性評価結果等を除外申請の資料として「国」に提出いただき、薬事・食品衛生審議会の専門員による審議を経て、除外手続を実施しています。なお、医薬品及び医薬部外品については、毒物及び劇物取締法上の毒物又は劇物に該当しません。</p>	<p>毒物及び劇物取締法（昭和28年法律第303号）</p> <p>毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第28号）</p> <p>毒物及び劇物指定令（昭和40年第2号）</p> <p>毒物及び劇物取締法施行規則（昭和28年厚生省令第9号）</p>	<p>対応不可</p>	<p>有機シアン化合物の中にはアクリロニトリルやアミグダリンなどが含まれており、これらは加熱や体内酵素等により分解することでシアン化水素を発生させ、人への毒性を有することが知られています。この特性は既知の化学物質に限られたものではなく、新規に合成された有機シアン化合物についても有している可能性のあるものです。</p> <p>そのため、急性毒性等の毒性評価結果を踏まえて、毒性が既知のものを除く有機シアン化合物をすべて劇物から除外することは、遺留・紛失防止措置や表示が必要となることにより当該化学物質が適切に取り扱われずに含有発生のおそれがあることや、該薬物の取扱い作業によることにより、事故の発生時に当該化学物質の追跡が困難となることから、対応は困難です。</p> <p>引き続き、急性毒性等の毒性評価結果等を踏まえて、薬事・食品衛生審議会での審議を経て、個別物質ごとに劇物からの除外の妥当性を判断してまいります。</p>			
216	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.63 新医薬品の毒業及び創薬の指定基準明確化	<p>新医薬品における承認時の「毒業・創薬指定基準」（平成10年3月12日中央薬事審議会常任部会にて了承）のうち、現状定性的な表記となっている基準（2）（4）の明確化を求める。基準の明確化が難しい場合は、少なくとも他社製品を含め、新医薬品における承認時の毒業・創薬指定の根拠の公表を求める。</p> <p>また、当局的な新医薬品に係る承認審査の構造的プロセスにおけるタイムラインのうち、現在前段階申請品（創薬指定）の根拠の公表を求める。</p> <p>その旨を医薬品医療機器総合機構（PMDA）から情報提示することになっているが（薬機発第121001号、平成22年12月27日）、毒業及び創薬に該当する可能性がある場合においても同時に前段階説明とその旨の情報を提示すべきである。</p>	<p>一般社団法人日本経済団体連合会</p> <p>厚生労働省</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）に規定されている毒業及び創薬は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）に規定されている毒業及び創薬は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）において指定することであり、新たな医薬品について製造販売承認申請があった場合は、医薬品医療機器総合機構（PMDA）による審査及び薬事・食品衛生審議会における審議を踏まえ、毒業・創薬の指定が必要な医薬品について規則の改正により指定している。毒業・創薬の指定基準は「毒業・創薬指定基準」（平成10年3月12日中央薬事審議会常任部会「承」）により行っている。</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和38年法律第141号）</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）</p>	<p>検討を予定</p>	<p>毒業・創薬の指定の判断は指定基準に基づきPMDAによる個別医薬品の審査の中を評価を行っているところ、企業の予見可能性を高める観点から、審査のより早い段階で指定の可能性やその根拠を提示することによって、PMDAや関係業界の意見を聴いて検討する。</p>			
217	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.64 低リスク遺伝子治療用製品の開発における治験開始前の環境影響評価の免除	<p>欧州等の他のカルテナへナ認定書と協調し、わが国においても少なくとも医療機器総合機構（PMDA）が公開している生物多様性影響評価書（AAV記載型 令和5年2月版）に準拠してあるAAVベクターの一歩としてあるAAVベクターの適用に関する環境影響評価の免除。例えは米国と同様に承認申請時に審査を行うこととすべきである。</p> <p>近年、PMDAの取り組みにより、カルテナへナ法関連承認審査の運用改善がなされ、事務処理期間の大幅な短縮が実現した。しかし、治験開始前の環境影響評価を要する中で日本より米国で遺伝子治療の開発が進んでおり、国内での承認が遅れる、または承認されない、いわゆるドラッグ・ラグやドラッグ・ロスに繋がるとも懸念される。</p> <p>（要望実現により）ドラッグ・ラグやドラッグ・ロスの解消だけでなく、遺伝子治療用製品の開発における国際競争力の強化に資することが期待できる。</p>	<p>一般社団法人日本経済団体連合会</p> <p>厚生労働省 環境省</p>	<p>臨床研究の段階及び開発初期の臨床試験に用いる遺伝子組換え生物等について、特設の拡散防止措置を取らない開放状態で使用する場合には、遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法に基づき承認された第一種使用規制を遵守することとしています。また、第一種使用規制の承認に当たっては、遺伝子組換え生物等の種類ごとに第一種使用規制による生物多様性影響についての評価を行い、独立行政法人医薬品医療機器総合機構での評価、学識経験者からの意見を踏まえ、申請に際して第一種使用規制に従って遺伝子組換え生物等の使用を伴う限り、生物多様性に影響を発生させるおそれはないことの確認をしなければならぬことになっており、これまでカルテナへナ法とされる遺伝子組換え生物等のうち、特定の遺伝子組換え生物等が対象外とされたことはありません。</p>	<p>遺伝子組換え生物等の使用の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルテナへナ法）</p> <p>遺伝子組換え生物等の使用の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則（令和5年2月27日）</p>	<p>検討を予定</p>	<p>生物多様性の確保及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のある遺伝子組換え生物等の安全な取扱いを確保することを目的としてカルテナへナ認定書の締結国である日本において、特定のウイルスベクターをカルテナへナ法の対象外として取り扱うことは国際協調の観点から困難です。一方で、これまで独立行政法人医薬品医療機器総合機構における審査の進捗を見直し等を踏まえて、カルテナへナ法に基づき事知照の迅速化を図ってきたところであり、ご要望の「低リスク遺伝子治療用製品の開発における治験開始前の環境影響評価については、海外の情報（特にカルテナへナ認定書に批准している他国における状況）等を踏まえ、再生医療等製品に係る業界団体と協議したいと考えています。</p>			
		【再検討】 令和7年3月18日					同上	同上	同上	<p>【ワーキンググループによる再検討の要請】 「国際協調の観点から困難」という部分が曖昧であり、より具体的な回答を適切にいただきたい。</p> <p>【再検討の概要】 科学的な妥当性を含め十分な検討を行う必要があるため、令和6年度に業界団体と協議し、諸外国における規制実施の調査を行うとともに、アカデミアとの意見交換を行いました。令和7年度も引き続き検討を行う予定です。</p>		

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
218	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.65 再生医療等製品及び医薬品の製造に使用する生物由来原料等に関する規制の合理化	再生医療等製品及び医薬品(以下、製品)の製造にあたっては、使用される生物由来原料等について、細菌・真菌・ウイルス等の感染リスクから、製品の品質、有効性及び安全性を確保することを目的として、製造に使用される際に講ずべき必要な措置に関する基準が定められている(生物由来原料基準)。 以下の規制改革を要望する。 1. 「生物由来原料基準」で定められている生物由来原料等の管理について、ウイルス等の感染リスクが低い「ヒト/動物細胞株を用いた遺伝子組換えタンパク質」については、リスクに応じた新たな管理基準の設置を求める。 2. 「生物由来原料基準」の運用について、「第1選別関係」に生物由来原料基準の適用の取扱いを追加し、原料等の段階での管理に限らず、再生医療等製品や医薬品の製造工程や特許も踏まえて、欧米で実施されているような包括的なリスクアセスメントも取り入れることを求める。 このため、欧米では包括的なリスクアセスメントの結果、使用可能と判断される原料等であっても、日本では生物由来原料基準に適合しないことから使用不可と判断され、同じ製品であっても日本での開発に当たって生物由来原料基準に適合した原料等への変更を余儀なくされる場合がある。その結果、日本における開発の大幅な遅延や停滯を引き起こすこととなり、海外が開発を行っている製品の日本導入の障害となっている。なお、生物由来原料基準適用において「医薬品等の品質及び安全性について、本基準中の規定により求められるものと同等以上の妥当性を有することが確認され、その旨が、製造販売の承認等に交付される承認書に記載されている医薬品等については、本基準の当該規定を適用しないものとする。」というリスクに基づいた柔軟な運用を許容する記載はあるが、実態としては当局からは生物由来原料基準への準拠が強く求められている状況である。 再生医療等製品及び医薬品における原料等の変更は、有効性及び安全性に影響を及ぼす可能性があり、海外製品との同等性を確保できず、日本において開発が遅延するまたは開発されない「ドラッグ・ラグ/ドラッグ・ロクス」に繋がる懸念がある。この一因となりうる日本特有の規制について、海外との整合化を図るよう、基準の改定及びリスクアセスメントを踏まえた柔軟な運用が不可欠である。 (要望実現により)日本のドラッグ・ラグやドラッグ・ロクス解消だけでなく、再生医療等製品及び医薬品の開発における国際競争力の強化に資することが期待できる。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	生物由来原料基準(平成18年厚生労働省告示第21号)の適用については、PMDAにおける相談・審査において対応しているところ。「生物由来原料基準」及び「生物由来原料基準の運用について」の改正等については、AMED研究費において業界団体からのヒアリングももめて産学官の関係者により検討が進められているところであり、引き続き検討を進めたいと考えています。	該当法令等	該当法令等	対応の分類	対応の概要	○
		生物由来原料基準(平成18年厚生労働省告示第21号)の適用については、PMDAにおける相談・審査において対応しているところ。「生物由来原料基準」及び「生物由来原料基準の運用について」の改正等については、AMED研究費において業界団体からのヒアリングももめて産学官の関係者により検討が進められているところであり、引き続き検討を進めたいと考えています。										
219	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.67 農地所有適格法人の要件緩和	現行の農地法において、農地所有適格法人となる株式会社は「公開会社でないもの」に限られている。そのため、農地所有適格法人になることができない農業法人は、賃貸借形式でしか農地や採草放牧地を確保することができず、また、農地所有適格法人は上場による資金調達が難しい。 特に、このことが農業を大規模かつ安定的に経営していく上で障害となっている。例えば、天候による影響を受けにくい生産施設(農業用ハウス、IoT等の先端技術と販売力を融合させ、かつ地域資源エネルギーを活用した次世代施設園芸)や、アピマルウェアプラットフォームにも対応した大規模の農業施設などを建設・運営する。土地に関して期間満了に伴う売却を求められた際は多額の買収費用をかけるものや、帰国後など回復を行わずに、資金調達方法を転換する必要がある。損益計算上のコストが増大するとリスクが発生する。 また、農業法人の経営にあたって、上場による資金調達は意向する企業も近年増加している中、農地所有適格法人では、農業者以外の者の議決権は総議決権の2分の1未満とされており、株主による牽制機能やガバナンス面での問題が考えられる。 (要望実現により)上場後も資本政策や資金調達等において不透明な制限を受けることがなくなり、かつ公正な開示ルールに合うことで社会全体による適切な企業統治・牽制も保たれると考える。併せて、わが国の食料自給率の向上に向け、農業の大規模化・高度生産化の推進の観点からも、農地所有者(株式会社)に係るコストを軽減することは、ヒト・モノ・カネの側面からも少子高齢化に伴うわが国農業の衰退を回避する上での有効な選択策であると期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	農林水産省	農地所有適格法人とは、①株式会社の場合にあつては、公開会社でないこと、②農業関係者の有する議決権の合計が当該法人の総議決権の過半を占めること等とされています。	農地法第2条第3項及び第3条第2項	その他	農地法においては、法人の農地取得は、農業関係者が議決権の過半を占める農地所有適格法人に限定されています。 一方、農地所有適格法人以外の法人による農地取得については、農業関係者以外の者の意思決定による農業からの撤退、農地の転売等も心配する声や、農業・農村現場にあることも事実であり、慎重に検討する必要があると考えられています。 なお、農地所有適格法人の資金調達の柔軟化については、令和4年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、 ① 資本金確保と念頭に現場の様々な懸念を払拭する措置等を引き続き検討する。 ② 実態時期について、「引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置」することとされています。 農林水産省としては、当該閣議決定に基づき、農業関係者による決定権の確保や農村現場の懸念払拭措置について、引き続き検討を進めます。	○	
		農地所有適格法人とは、①株式会社の場合にあつては、公開会社でないこと、②農業関係者の有する議決権の合計が当該法人の総議決権の過半を占めること等とされています。										
220	令和5年11月17日	令和6年1月19日	No.68 自動車の保管場所標章の撤廃	現状、自動車の保管場所の確保等に関する法律及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則により、車両保有者は、警察署で交付された保管場所標章のステッカーを原則、自動車後部ガラスに貼付し、表示する義務がある。そのため、車両への保管場所標章の貼付のため、標章原本取得のための警察署への出頭及び現地での手帳や、レターパックによる郵送手続きが発生している。 保管場所標章は自動車保管場所証明(車庫証明)が交付された自動車であることを示すものであるが、ナンバープレートの取得には車庫証明の取得が要件であり、国土交通省もナンバープレートには車庫証明の取得が行われていると推定する権限が与えられていると整理している。そのため、外部的に車庫証明が交付された自動車であるかどうかの判断にあたっては、ナンバープレートの有無を確認することで代替可能であると考える。 令和3年度の国内新車登録台数は約268万台、移転登録は約604万台、変更登録は約126万台となる。 (要望実現により)保管場所標章の撤廃による車両登録に係る警察への出頭、郵送対応の業務効率化が進むことにより、自動車ユーザーの利便性向上とともに、警察署内における事務効率化にも繋がることと想定される。	一般社団法人日本経済団体連合会	警察庁	警察署長は、保管場所証明書を交付したときや軽自動車に係る保管場所の届出を受理したとき等において、自動車の保管場所の位置等について表示する保管場所標章を交付しなければならないこととされています。また、保管場所標章は、自動車の後部ガラスに、当該保管場所標章に表示された事項が後方から見やすいように貼り付けなければならないこととされています。	自動車保管場所の確保等に関する法律第6条 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第7条	検討中	現在、保管場所標章廃止の検討を進めているところである。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
221	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.69 同一車種を複数種類のバッテリーで運用することを可能とする認証制度の導入	現状、自動車技術総合機構が定める審査様式(自動車型式認定実施要領)の通り、車種とバッテリーは一体認定であるため、新しい型式のバッテリーを使用する際は自動車型式認定を取得する必要がある。また、新しい型式のバッテリーで自動車型式認定を行った場合は、前回認証を受けたバッテリーの使用はできない。このような同一バッテリーの利便性を前提とした現状の制度は、脱炭素化への貢献が期待されるバッテリー交換式の普及の妨げとなっている。 EVに搭載するバッテリーについては、装置型式指定規則第5条の17に記載の通り、UN認証を受けているバッテリーであれば、装置型式指定を受けたものとみなされる。 (要望実現により)バッテリー交換式EVの普及拡大につながり、以下の点からの脱炭素化への貢献が期待される。第一に、バッテリー交換式EVのバッテリーへの充電時間は分以下であり、EVへのエネルギー充填における時間効率が高い。第二に、バッテリー交換式EVのバッテリーへの充電時間をかけて待たれるため、急速充電と比較してライフサイクルが長い。第三に、電気自動車メーカーが充電するインフラを待たずに充電する機会が多くなる。第四に、充電は待たなくなったバッテリーを回収し、二次用途にリユース/リサイクルすることも容易である。第五に、ステーション内の複数のバッテリーを活用し、分散電源として系統調整力や災害時電源などへ活用可能となる。さらに、ユーザーリテイクの観点からも、車種がバッテリーが分選できるため、車種を入替え可能な車種のバッテリーを導入し入れ替え可能となり、車種変更せずにEVの走行可能距離等のスペックを維持・向上させることができる。	【自動車型式認定の並行設定】 -道路運送車両法における自動車型式指定制度(認証制度)では、同一の自動車型式と扱う範囲について、自動車型式認定の主要な構造・装置毎に判定基準を設けておられます。 -自動車型式指定される駆動用バッテリーにあつては、電池の種類(リチウムイオン電池、鉛蓄電池等)が同一の場合、例えば容量の違いがあつても同一の自動車型式の範囲と扱うことが認められるため、同一の自動車型式に複数の駆動用バッテリーを設定することは可能です。 -一方、電池の種類が指通する駆動用バッテリーは、その両辺の構造も異なってくるから同一の自動車型式とは扱っていません。 【自動車検査登録の変更申請等の手続】 -独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程のうち改造自動車審査実施要領において、改造自動車と定義される改造の範囲を定めておられます。 -上記範囲により、原動機用蓄電池の取付位置の変更或いは定格電圧、種類又は総容量の変更を行う自動車は改造自動車となり、事前審査が必要となります。	一般社団法人日本経済団体連合会	国土交通省	自動車型式指定規則(昭和28年運輸省令第85号) 自動車型式認定実施要領について(保安通達)(平成10年自動車第129号) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号) 道路運送車両法施行規則(昭和28年運輸省令第14号) 独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程(平成26年規程第2号)別添4(改造自動車審査実施要領)別表第1(10)	検討を予定	制度の現状に記載のとおり、自動車型式指定制度においては、電池の種類が同一の場合、同一の自動車型式に複数の駆動用バッテリーを設定することは可能です。 一方、現在、同一の自動車型式の取扱い見直しについて、関係団体・業界団体等を含めて課題の整理を進めているところです。 引き続き、関係者による連携のもと、ご提案の趣旨も踏まえ、制度の見直しに係る検討を進めて参ります。		
222	令和5年11月17日	令和5年12月13日	No.70 バッテリーステーションにおける車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵要件緩和	安全性が担保されることを前提に、消防法第294号で示された耐火性布で覆う要件は原則に、一定の要件を満たす場合にも、車載用リチウムイオン蓄電池の指定数量の判断において、危害を発生することを明確化すべきである。その要件のひとつとして、蓄電池を地上高さ3mからコンクリートの床面に設置する状態を実施し、蓄電池内部から漏洩や可燃性蒸気の洩れが確認されないこと、などが考えられる。「消防法第303号(平成23年12月27日)」には、リチウムイオン蓄電池の貯蔵、取り回しに係る運用に当たり、当該蓄電池を乗用して上記の結果が得られる場合、電気設備を防護構造とすることや、可燃性蒸気の洩れ出に起因する設置などの措置を講ずる必要はないとされている。	車載用リチウムイオン蓄電池を含め、指定数量以上の危険物に係る設備については消防法のもとでの規制に順守しており、指定数量未満の場合は、自治体が策定する火災予防条例に順守することとなる。自治体の火災予防条例においては、指定数量未満であって、一定の数量以上の危険物の貯蔵に必要な防火設備等に関して規定を設けている。 車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵に関する運用については、「消防法第295号(令和4年12月28日)」により、車載用リチウムイオン蓄電池を複数搭載する場合には、特定防火設備と同様の耐火性を有する布で覆うことにより、当該蓄電池ごとの「指定数量」の概念を合算せず、それぞれを指定数量未満の危険物を貯蔵する場所として取り扱うことが可能である旨、自治体に対して通知がなされた。これによって、車載用リチウムイオン蓄電池を複数貯蔵する場合、指定数量については、複数の蓄電池の合計値ではなく、それぞれを指定数量以下で管理できることとなった。しかしながら、耐火性を布で覆う場合、バッテリーとコネクタ部の接続部分まで覆うことが求められており、結果的に蓄電池の取り出し・接続を行うにもかかわらず、耐火性を布で覆う外ししなければならないため、運用において困難がある。 (要望実現により)車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵にあたり、円滑な取り出しと接続が可能となり、バッテリーステーションの運用の効率化に資する。それに伴い、バッテリー交換EVやバッテリーステーションの普及が加速し、運輸部門における脱炭素化への貢献が期待できる。	一般社団法人日本経済団体連合会	総務省	危険物の規制に関する政令第11、第19条第2項 危険物の規制に関する規則第28条の400.4	その他	リチウムイオン蓄電池の指定数量の算定等については制度の現状のとおりです。 リチウムイオン蓄電池設備以外で危険物を取扱わない施設(リチウムイオン蓄電池の電解液の量が指定数量以上となるもの)のうち、蓄電池設備がJIS等の出火・爆発対策の規定に適合するものについては、危険物の規制に関する規則第28条の400.4第2項に基づき、流出防止の網の設置、地盤面の危険物が浸透しない構造の整備、適当な燃料の確保、貯留設備の設置及び電気設備に関する規制について適用しないこととしています。 なお、消防庁では、有識者による検討会を開催し、リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制のあり方について検討しているところです。		
223	令和5年11月17日	令和6年1月19日	規制110番301202003 提案は、司法書士登録していない司法書士試験合格者が「司法書士有資格者」または「司法書士試験合格者」と名刺に記載することを認めればよいとする。／これに対して法務省は、「司法書士でない者(司法書士と名刺を名乗る者)が司法書士と名刺を名乗ることは認めない」として、これらの記載は違法であると回答した。／では、司法書士と名刺を名乗ることは認めないが司法書士と名刺を名乗る場合の方法を明確化する	一試験合格者はその事実を公表せず、「隠れ司法書士試験合格者」としての生活を営み続けよう。／この結果が奇に世に出ると世評の悪化を招く。／また、司法書士の上位資格である弁護士には「弁護士と記載してはならない」(74条1項)とあるだけで、類似表示までは規制していない。／実際、偽装した元弁護士が「元弁護士」と表示してフラインクして活動しているが、誤解がライオンを弁護士登録した者であると誤解することはないだろう。／他方、司法試験合格者や弁護士試験合格者に対しては厳格なルールがある。／なぜ危険物である司法書士試験のみ合格者と名乗れないのか? H30の「人づくり革命基本構想」では「リブレント教育は、人づくり革命のみならず、生産性革命を推進するうえで、鍵となるものである。リブレント教育の受講が職業能力の向上を遂げ、キャリアアップ・キャリアチェンジにつながる社会をつくりあげなければならない」として、厚生労働省が教育訓練給付を実施し、司法書士試験もその対象対象となっている。／この制度におけるリブレント教育は司法書士としての職業や司法書士法人への就職のみが目的ではなく、多様な人材が様々な場所で専門知識を活用する社会のあり方を「生産性革命を推進する」と想定していると思われる。／そうであれば、一般企業での雇用や事業として活動において試験合格者であると表示することは「人づくり革命基本構想」の趣旨に沿うものであると考える。／多 無登録者が業務を委任した時点で罰則を課せば済む話でしょう。／他の士業法の規制と均衡を失った、表現の自由の侵害である。	司法書士試験に合格した者に合格証書を交付し、その氏名を官報をもって公告することなどについて(司法書士法施行規則第4条)	法務省	司法書士法施行規則第4条	対応不可	司法書士でない者(司法書士と名乗る資格を有するが、司法書士名簿への登録を受けていない者を含む。)は、司法書士又はこれに準ずる名刺を用いることができません(司法書士法第73条第5項)。 なお、司法書士試験に合格した者は、合格証書の交付及び氏名の官報公告がされることから、これらを用いることにより司法書士試験合格者であることを明らかにすることができます。			

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
224	令和5年11月17日	令和6年8月20日	紙ベース院外処方箋の規格整備	電子処方箋が整備されても、体電や装置により医療機関のシステムがダウンした際や緊急時対応として紙ベースの処方箋は一定数発行されるため規格を整理するもの。	現在国内で交付されている院外処方箋の9割以上はA5判の紙ベースのものであるが、用紙サイズや偽造防止処置の有無については明確に規定されていない。そのため一部の医療機関においては独自判断でA4判かつ透かしが入った特殊用紙で発行されている。それ以外にもA4判横組みで半分が通常の処方箋で、もう半分が血液検査や血圧のグラフを記載している医療機関も存在する。 https://www.kouru-cho.jp/wordpress/wp-content/themes/kouru-cho-pc/pdf/fo-insurance_sample-2105.pdf 2021.3.22の規制改革推進会議第9回医療-介護WGIにおいて、調剤薬局における処方箋の真偽確認は薬剤師の自業のみだと厚労省は発言している。それだけでなく医師の認印を偽造できればいくらでも処方箋を複製できることになる(実際偽造医の大多数は書類への押印を糸肉の認印ではなく「ゆるゆる」シヤチハタ印)で済ませている。糸肉の認印であっても100円ショップで買われている複製品、つまりならぬ複製に偽造可能。現在処方箋QRコードを印刷するなど効かしに頼らない偽造防止技術が開発されているため、それら新技術を取り入れて薬剤の適正利用を進めてほしい。	個人	厚生労働省	偽造医療における処方箋については、「偽造医療機関及び偽造医療費担当規則」(昭和32年厚生省令第15号)において、「偽造医は、処方箋を交付する場合には、様式第二号若しくは第二号の二又はこれらに準ずる様式の処方箋に必要な事項を記載しなければならない。」と定めています。	「偽造医療機関及び偽造医療費担当規則」(昭和32年厚生省令第15号)	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
225	令和5年12月15日	令和6年1月19日	都道府県警ごとにバラバラな駐車禁止外証書の申請手続き及び書式の統一(標準化)	(警視庁(東京都)) https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/tetsuzuki/kotsu/seido/jogai.files/chusha018.pdf (愛知県) https://www.pref.aichi.jp/police/shinsei/kotsu/saijy-shiyoku/chusha/images/yogaisansei.pdf (北海道) https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/down_load/14/06.pdf (福岡県) https://www.police.pref.fukuoka.jp/data/open/cnt/3/1000/1/10_hyouyokuou.pdf?20210330162518 (新潟県) https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/258667.pdf	この他にも、そもそも様式をホームページで公開していない(大分県、京都府など)、ホームページにて書式を公開していることも審員は知らなかったし、それを出されても警察署備え付けの紙書式に改めて書いてもらい新潟県などなど、ローカルルールは47都道府県県には警察署ごとそれぞれに存在している。また個人申請者へ歩行者が困難な障害者多しことから、自治体の窓口で関係する制度のワンストップ手続きができるようにしてほしい。	個人	警視庁 国土交通省	都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するための必要がある認めるときは、道路標識等を設置し、及び管理して、駐車禁止等の交通規制を行うことができることとされています。 駐車禁止の除外措置の対象とする車両については、公共性が高く、広域かつ不特定な場所に対応することが必要と判断して使用中の車両や、身体障害者等が歩行者が困難な者が使用中の車両について、駐車規制の対象から除外するものとする。 パーキング・バースト制度は、地域の実情に応じた地方自治体の独自の制度であり、申請手続等は自治体が各自で決定しております。	道路交通法 (昭和35年法律第105号)第4条第1項及び第2項	検討を予定	駐車禁止の交通規制から除外する措置については、道路交通法第4条第2項に基づく都道府県公安委員会が行う交通規制として行われています。 申請書等の様式は各都道府県で異なっているところ、書式の統一や、ウェブサイト上での広域周知の拡大は必要であると認識しており、検討を予定しています。 なお、除外措置の具体的基準は、地域によって、道路交通環境や駐車需要といった交通実態や、駐車規制から除外した場合の交通の障害の程度が異なることから、都道府県公安委員会規則で定められ、その基準に応じた申請手続を定めているところです。 警察庁では、都道府県警署における取扱いが大きく異なることのないよう、運用に関する基本的な考え方を共通により都道府県警署等に開示しているところです。 地方、申請者の負担を軽減するといった観点からは、申請手続のオンライン化についても検討しています。 なお、左記のとおり、パーキング・バースト制度については、地域の実情に応じた地方自治体の独自の制度であり、申請手続等は自治体が各自で決定するものと考えております。	
226	令和5年12月15日	令和6年3月15日	介護目的の体電脱毛施術の推進	高齢者や障害者が寝たきりになる等で、入浴や排泄に介護が必要となった場合、体毛に便やごみが絡まり介護スタッフがそれを除去するために時間をかけるを得なくなる可能性がある。そのため中高年層を中心に自身が動けなくなる前に予防として体毛脱毛を行う施術が増えている。しかし、脱毛は医療行為であるため、脱毛施術を実施する医療機関は技術の習熟度に差が顕著にあり、近くには脱毛施術を行う医療機関が少ないもしくはゼロな地方在住者は東京に行ってしまう必要がある。またこうした保険外の美容脱毛施術は規制の範囲外でもあったため、寄附機関向けにエステサロン等も脱毛施術を実施しており、技術が確かなら多額のプレゼントローンに絡まされるなどの消費者トラブルも起きている。 介護職に人材が集まらない原因の一つに排泄物の処理対応への嫌悪感がある。介護を受ける側の事前対策として処理を軽減させる取り組みをすることで介護職に対するイメージ向上する。	高齢者や障害者が寝たきりになる等で、入浴や排泄に介護が必要となった場合、体毛に便やごみが絡まり介護スタッフがそれを除去するために時間をかけるを得なくなる可能性がある。そのため中高年層を中心に自身が動けなくなる前に予防として体毛脱毛を行う施術が増えている。しかし、脱毛は医療行為であるため、脱毛施術を実施する医療機関は技術の習熟度に差が顕著にあり、近くには脱毛施術を行う医療機関が少ないもしくはゼロな地方在住者は東京に行ってしまう必要がある。またこうした保険外の美容脱毛施術は規制の範囲外でもあったため、寄附機関向けにエステサロン等も脱毛施術を実施しており、技術が確かなら多額のプレゼントローンに絡まされるなどの消費者トラブルも起きている。 介護職に人材が集まらない原因の一つに排泄物の処理対応への嫌悪感がある。介護を受ける側の事前対策として処理を軽減させる取り組みをすることで介護職に対するイメージ向上する。	個人	厚生労働省 消費者庁	入浴や排泄の介助を含む介護について、例えば指定介護老人福祉施設においては、「入所者の自立の支援及び日常生活の充実を図るよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない」とされており、介護が必要になった方の体毛の有無にかかわらず、適切にサービスを提供することが事業者として義務づけられているところであり、介護保険制度においては、必要な介護サービスを要する基準(平成11年厚生省令第39号)「医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱いについて(医政発第105号)」においては、用いる機器が低容量であるか否かを問わず、レーザー光線又はその他の強力エネルギーを有する光線を毛根部分に照射し、毛乳根、皮根細胞にダメージを及ぼす行為を医師免許を有しない者が実施して行えば医師法第17条に違反する旨を周知しています。 また、美容医療サービスや「脱毛エステ」等に関する消費生活相談は多く寄せられていることから、消費者庁や独立行政法人国民生活センターにおいて、関係省庁とも連携して注意喚起を行っています。	-指定介護老人福祉施設 の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第15条等 -医師法(昭和23年法律第201号)第17条	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	○
		【再検討】 令和7年3月18日						同上	-介護保険法第2条 -指定介護老人福祉施設 の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第15条等 +記載の修正(令和7年3月18日)	対応不可	【ワーキング・グループによる再検討の要請】 「体毛脱毛施術に関するガイドラインを策定し、安全な行為の定義付けをするべき」との提案に対して、対応の可否(不可の場合はその理由も含む。)を回答内容として返信いただきました。 【再検討の結果】 介護保険法に基づく介護給付は被保険者の心身の状況に応じた適切な福祉サービスが提供されるよう配慮して行われなければなりません。また、介護を受ける身体上の条件等を定めており、入浴や排泄の介助を受けるにあたり、体毛脱毛施術を推進しているものではないため、介護分野において、体毛脱毛施術に関するガイドラインの作成や安全な行為の定義付けを行うことはできません。	

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の種類	対応の概要	
227	令和3年12月15日	令和6年1月19日	No.24 死亡・相続に係る手続きのデジタル化	<p>死亡・相続に係る手続きのエンドユーザーでのデジタル完結及びワンストップを実現すべきである。具体的には、以下点を求める。</p> <p>① 死亡届の届出をデジタル化する。 ② ①を踏まえ、公的個人認証サービスの失効理由を「死亡」が海外届出に切り分け、民間事業者が確定的に死亡の事実・死亡日情報を把握できるようにする。 ③ マイナンバーを中核とする行政機関間士のバックワード連携により情報を取得可能であることから、マイナンバーを利用して相続人であることの確認ができた場合には、死亡・相続に係る手続きにおいて、死亡届、管轄相続人の出先から死亡までのすべての戸籍簿本、相続人全員の戸籍簿本及び住民票、法定相続一階級の別、相続人全員の可能証明書等の提出を不要とする。 ④ 他には、マイナンバー制度の活用によって取得可能な親類・情報すべて提出を不要とし、相続人の本人確認のみですべての手続きが可能となるよう措置を行う。 ⑤ 民間企業に対して行う銀行・証券口座や電話口座振替等の名義変更・解約等においても、行政手続と同く相続人の本人確認のみで済むよう、マイナンバー制度の活用を認める。</p> <p>エンドユーザーでのデジタル完結は、現在必要な各種手続をデジタルに置き換えては実現しない。真に必要な手続のみとなるよう簡素化し、サービスデザインの観点から設計しなおすBPRを行うべきである。</p> <p>なお、現行の制度において既に、第三者であっても、自己が法定相続人となる遺産相続などの権利行使を目的とする場合には、請求理由等の確認を条件に、委任状を必要とせず戸籍簿本・住民票の交付を請求できることとなっている。したがって、本要望で実現を求めるマイナンバーの活用においても、後述が死亡・相続に係る手続であることの確認を前提に、現行の制度と同様とすべきである。</p>	<p>デジタル庁では、行政手続だけでなく民間手続を含めて死亡・相続ワンストップサービスを推進することとしている。しかし、重点となる死亡届及び死亡診断書(死体検案書)は法定制度上、電子化を阻害する規制はなく、行政手続の確証結果等の調査結果でもオンライン化実施済と公表されているにもかかわらず、いまだオンライン手続の採用自治体は少なく、紙での提出となっている。</p> <p>土地・不動産の相続登記・登録免許税納付・名義変更、相続税申告、未支給年金申請、銀行・証券口座、クレジットカードのバックワード連携による一括での情報取得の対象となるよう、自治体別・電子化の技術的制約を克服し、電子化の技術的制約を克服し、自身で調べて都道府県を跨る必要はないことが、相続人・遺産の大きな負担となっている。</p> <p>また、公的個人認証サービスを利用する民間事業者は、顧客の死亡により署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書が失効状態となった場合、失効理由を地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に確認することができ、回答が「死亡又は海外届出」に留まり、確定的に死亡の事実を把握することができない。</p> <p>(要望実現により)相続人・遺産の書類の収集、提出の負担を軽減できるだけでなく、必要書類の不備等、手続自体に不備れであることに対応する手続不能の事態を回避できるようなり、相続人・遺産、地方公共団体・法務局等の行政機関、銀行・保険会社等の事業者の三者において利便性が向上する。</p> <p>民間手続においても、事業者が顧客の死亡情報を確定的に把握できることで、保険金請求手続やサービス利用料徴収の滞り等も、遺族に対する案内や行滞り進むことが可能となる。個人が契約していた各種サービス等々の情報を把握していない場合においても、遺族が自分で契約先特定等を行う必要がなくなり、負担軽減につながる。</p>	<p>① デジタル庁 法務省</p> <p>② デジタル庁 総務省</p> <p>③ デジタル庁 11/19 3/19 法務省 2/19</p> <p>④ デジタル庁 総務省</p>	<p>① 死亡届を電子的に提出することは可能です(戸籍法施行規則第79条の2第2項)が、提案理由のとおり、電子的な死亡届を受理できる市区町村は現時点では存在しません。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」には、「死亡に関する手続(死亡届及び死亡診断書(死体検案書)の届出)のオンライン化に向けて、デジタル庁において、厚生労働省及び法務省とともに課題の整理を行う。」と記載されており、これに基づいて検討をしているところです。</p> <p>② 現在、電子証明書の失効理由の一つである「affiliationChanged」には、死亡や海外届出、職権削除が含まれています。</p> <p>③ 1/19 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」には、「法定相続人の特定に係る遺産等の負担軽減策について、これまでの検討を踏まえ、法務省とともに社会実装に向けた論点整理を行い、その実現を支援する。戸籍情報連携システムを活用した法定相続人の特定に関する支援等を検討する。」と記載されており、これに基づいて検討をしているところです。</p> <p>2/19 改訂原戸籍を含む除籍簿につづられた除籍については、イメージデータ化を実施し、当該データを原本として取り扱うことが現行制度下において認められており、各市区町村の判断により順次イメージデータ化が進められています。</p> <p>3/19 行政機関間における情報提供ネットワークによるマイナンバー連携については、不正な情報提供の防止等の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)別表第二において、情報提供のバリエーションごとに、情報提供の求めが可能な機関(情報照会者)、情報提供の求めに応じて情報を提供することができる機関(情報提供者)、利用事務及び提供される個人情報が限定列挙されています。</p> <p>4 番号利用法第2条10項において、マイナンバーを利用可能な者は「行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者」とされており、マイナンバーの利用範囲は同法第9条各号において、個人番号を利用することができる者及び利用することができる事務の種類を明らかにするとともに、当該事務処理に必要な限度においてのみ個人番号を利用することができることとするものです。</p>	<p>① 戸籍法施行規則第79条の2第2項</p> <p>② なし</p> <p>③ 1/19 2/19 3/19 番号利用法第19条8号(別表第二)</p> <p>④ 番号利用法第2条10項、第9条</p>	<p>① 「制度の現状」欄に記載のとおり、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、死亡届・死亡診断書提出のオンライン化に向けて検討してまいります。</p> <p>② 電子証明書の失効理由「affiliationChanged」に「死亡」の細分を設けることについては、国際標準と異なることとなり、個人情報保護の観点の検討も求められることから、賛いと考えられる一方で、「affiliationChanged」にまつる「海外届出」が、令和6年4月以降、失効理由でなくなることで、「affiliationChanged」における大宗は自然と「死亡」となることから、このことを署名等検証者に周知し、事業の効率化に活用いただきたいと考えています。</p> <p>③ 1/19 「制度の現状」欄に記載のとおり、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、法定相続人の特定に係る遺産等の負担軽減策等について検討してまいります。 ご提案の内容については、検討に当たった参考とさせていただきます。</p> <p>2/19 現行制度下で対応可能</p> <p>3/19 番号利用法第19条8号(別表第二)</p> <p>④ その他</p> <p>⑤ ① マイナンバー連携による各事務手続に係る書類の提出の有無や省略の可否等については、「制度の現状」にあるように、まず番号利用法別表第二において、情報連携を行う機関、事務及び提供を受ける情報を規定する必要があるが、各事務等と規定の相対性があるため、当該事務等に関する制度所管省庁においてまず検討されるものであるため、その状況を踏まえ、必要に応じて対応を検討してまいります。</p> <p>⑥ ① マイナンバーの利用範囲については、幅広く利用できるようにすることが国民の利便性向上に資するとの御意見がある一方、プライバシー保護等の面から幅広く利用することを懸念する御意見もあるところ、将来的な個人番号の民間での利用については、個人情報保護への懸念も踏まえ、国民の理解を得つつ、適切に対応してまいります。</p>	◎		

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
228	令和5年12月15日	令和6年1月19日	No.28 差押通知書の送達デジタル化	<p>行政機関が金融機関に交付する差押通知書の送達について、行政機関・金融機関双方として円滑な業務の実現を前提に、書面による持参あるいは郵送を標準とし、データでの送付を認めようとするべきである。また、データの送付や取扱いによる差押実施が困難ない旨、地方公共団体及び事業者に対して明示的に周知すべきである。このとき、法制審議会において民事執行法事保全・担保及び家事事件に関する手続の見直しに向けた議論が進んでいることから、送達の効力が発生する時期や行政機関・金融機関間で利用するシステム等について平仄のそつた制度とすることを求める。</p> <p>デジタル庁が実施している「行政手続等の棚卸結果等」令和年度調査では、財務省は差押通知書の送達や差押解除の通知について「オンライン化の検討は可能だが、性質上電子化すべきでなく、書面で扱うことが望ましいため未実施」と回答している。しかし、デジタル庁は2023年4月に部分送達等のデジタル化に係る基本的な考え方を策定し、デジタル手続法第7条第1項により部分送達等についてはデジタル化が可能であると示している。加えて、差押通知書や解除通知と同く本人への到達が重要である民事訴訟法上の公示強制制のデジタル化についても、デジタル臨時行政調査会において検討を進めていることである。</p> <p>したがって、性質上書面で扱うべきという趣意だけでなく、デジタル5原則に沿ってアナログ手続を一通ずるといふ政府の方針に従い、データの送付を認めるようデジタル化することを求める。</p>	税金や各種保険料等の滞納処分財産差押えにあたって金融機関が行政機関から受領する差押通知書は、現行法規制により書面の持参あるいは郵送による送達が必要となっている。このため、受領する金融機関は「件ごとに手作業で対応しなければならず、業務の効率化やリモートワーク推進を阻害している。加えて、行政機関からの差押依頼は給料日等の特定日に集中する傾向があり、窓口での行員対応が集中化・個人化し、処理速度の低下が差押執行率の低下をもたらしている。	財務省 総務省 デジタル庁 厚生労働省 法務省 警察庁	<p>国税庁及び地方自治体等が執行する預金債権の差押えについては、第三債務者（金融機関）に対して債権差押通知書を送達することにより行うこととされています（国税徴収法第62条第1項）。</p> <p>なお、債権の差押えは、債権差押通知書が第三債務者に送達されたときにその効力が生じることから（国税徴収法第62条第3項）、債権差押通知書を郵便もしくは信書便による送達又は交付送達することとされています（国税通則法第12条）。</p> <p>また、上記により差押えた債権を解除する場合は、第三債務者（金融機関）に対して差押解除通知書を送達することとされています（国税徴収法第80条第1項）。</p>	<p>国税徴収法第62条第1項、第3項 国税徴収法第60条 国税通則法第12条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条 国税徴収法令に定める情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第9号 地方自治法46条第1項等（各科目の類型に「国税徴収法に規定する滞納処分」の例による旨あり）</p>	検討に着手	預金の差押通知書の送達については、制度面・運用面及び費用対効果等を勘案した上でデジタル化を検討してまいります。		
229	令和5年12月15日	令和6年2月16日	No.36 地方公共団体のデジタルインボイス対応の推進	<p>2023年10月のインボイス制度開始以降、消費税の仕入税額控除を受けるためには、通用税率や消費税率の記載など、一定の要件を満たした適格請求書（インボイス）の発行・保存が必要になる。デジタル庁においては、事業者のバックオフィス業務のデジタル化による効率化を実現するために、デジタルインボイスの国内の標準仕様を整備し普及・定着に向けた取組が行われている。これを受け、企業向け税金基幹業務システムであるERP（Enterprise Resource Planning: 企業資源計画）や会計パッケージ事業者等、間においても政府電子調達システム（GEPS: ジェプス）等で、デジタルインボイスの標準仕様に対応するための準備が進められている。なお、ここで言うデジタルインボイスとは、電磁的に記録された消費税の適格請求書全額を指す電子インボイスの中でも、標準化・構造化され、システム等による自動的な処理を可能にするものを指す。</p> <p>日本においても公共領域での対応の遅れが、国全体のデジタルインボイス普及・定着のボトルネックにならぬよう、中小規模事業者などデジタルに対応できない事業者に対し対応しやすく、普及しやすく、とりわけ地方公共団体が、事業者の要望に応じて発行・受取の期間においてデジタルインボイスに対応するよう周知して通知・送達を発生すべきである。</p> <p>デジタルインボイスを普及させることでDXの推進に寄与し、インボイスの発行者・受領者双方の書面の発行・処理コスト削減を行うことができるとともに、GXの観点からも紙の使用量や郵送に伴う炭素排出量等を削減することができる。</p> <p>（要望実現により）デジタルインボイスの普及に資することとなり、U・Iでは日本全体のDX、GX双方を促進することとなる。</p>	<p>2023年10月のインボイス制度開始以降、消費税の仕入税額控除を受けるためには、通用税率や消費税率の記載など、一定の要件を満たした適格請求書（インボイス）の発行・保存が必要になる。デジタル庁においては、事業者のバックオフィス業務のデジタル化による効率化を実現するために、デジタルインボイスの国内の標準仕様を整備し普及・定着に向けた取組が行われている。これを受け、企業向け税金基幹業務システムであるERP（Enterprise Resource Planning: 企業資源計画）や会計パッケージ事業者等、間においても政府電子調達システム（GEPS: ジェプス）等で、デジタルインボイスの標準仕様に対応するための準備が進められている。なお、ここで言うデジタルインボイスとは、電磁的に記録された消費税の適格請求書全額を指す電子インボイスの中でも、標準化・構造化され、システム等による自動的な処理を可能にするものを指す。</p> <p>一方、地方公共団体については、インボイスの交付には対応するものの、多くは紙での交付等の対応に留まる見込みがある。</p> <p>九州では2019年から行政機関が請求書を標準形式で電子的に受け取り処理することが義務付けられているなど、公共領域でのGXの観点だけでなくGXの観点からも電子インボイスの普及をリードし、手作業による請求書の処理に係るコスト削減等につなげている。</p>	一般社団法人日本経済団体連合会 総務省 デジタル庁	<p>デジタル庁は、政府機関・地方自治体、民間事業者のバックオフィス業務のデジタル化を進めるため、Peppol e-invoice（デジタルインボイス）の普及・定着に向け、取組を行っています。現在、民間のサービスパロバイダーによりPeppol e-invoice対応サービス・プロダクトが広く展開され、民間事業者等の間で利活用が進むとともに、政府調達においても、令和5年10月より、電子調達システム（GEPS）等によるPeppol e-invoiceの受領が可能となっております。</p> <p>Peppol e-invoiceとは、電子インボイス（e-invoice）の国際標準仕様であるPeppolに対応した請求書です。日本におけるPeppol e-invoiceの標準仕様は、日本のPeppol Authority（管理局）であるデジタル庁が開発・公表しています。</p>	なし	対応	総務省から地方公共団体に対して発出する事務連絡「令和6年度税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」及び「令和6年度の地方財政の見直し・予算編成上の留意事項等について」において、デジタルインボイスについての政府の取組等の状況（制度の現状等とあり。）を周知し、地方公共団体における積極的なデジタルインボイスの導入を働きかけます。	△	

規制改革・行政改革ホワイト紙検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
238	令和5年12月15日	令和6年1月19日	銀行等による保険募集に係る弊害防止措置の維持および実効性確保	銀行等による保険募集に係る弊害防止措置については、消費者保護の観点から、引き続き「融資先募集規制」を中心としたルールを基本的な枠組みを維持し、かつ、その実効性を確保することが必要不可欠である。 また、平成24年4月のルール見直しにおいて、実効性確保のための措置が図られた「預金払戻防止措置」が非公開情報利用時における同知照等、および、融資先募集規制等の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある一時払終身・一時払養老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。	銀行等は、その業務において、顧客の預金・決済情報という極めて高い信頼性を軸的に取り扱っており、また、法人個人の融資先事業者に対して多大な影響力を有することから、保険業法施行規則等において、消費者保護および公正な競争を確保する観点から、非公開金融情報の保護や、融資先への保険募集の制限ならびに融資先担当者による保険募集規制等に「関するルール」が定められている。 これらのルールは、銀行等による保険募集が段階的に解禁されていった際に、銀行等の預金・決済業務や融資業務の特殊性と影響力に鑑み、消費者や事業者の保護、ならびに公正な競争を確保するために整備されてきた必要不可欠な制度である。 なお、生命保険は保険期間が長期に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じても事後的に当該顧客を救済することは極めて難しい。また、銀行等の融資先事業者等に対する影響力が大きいため、弊害事例が顕在化する懸念もある。銀行等による保険募集については、これらの事情も踏まえた検討を行う必要がある。 制度導入後のこの点の課題は、現時点においてはも全く解消されていない。このため、銀行等による保険募集は「融資先募集規制」に限り認めるとされ、消費者や中小企業等の視点に立つて弊害防止措置が設けられている。 「特に、平成24年4月のルール見直しにおいて、実効性確保のための措置が図られた「預金払戻防止措置」が非公開情報利用時における同知照等、および、融資先募集規制の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある一時払終身・一時払養老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。	日本生命保険相互会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先募集規制 ・担当区分管理制 ・預金との払戻防止措置	保険業法施行規則第212条、同第224条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府等へ改訂し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との払戻防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。
239	令和5年12月15日	令和6年1月19日	銀行等による保険募集に関する弊害防止措置等の実効性確保	銀行等による保険募集に關し、銀行等が遵守すべき弊害防止措置に關して、保険契約者等の保護の観点から、引き続き維持し、実効性を確保していただきたい。 これらの措置等は、適切かつ健全な保険募集の秩序を維持し、保険契約者等の保護を図る上でいづれも必要不可欠であることから、その実効性を確保していただきたい。	銀行等による保険募集においては、銀行等による事業性資金の融資先や融資先申込の顧客が「当該銀行等の影響力を受けやすい平成23年9月、コメントに対する金融庁の考え方」]とから、銀行等が事業性資金の融資業務を通じて有する多大な影響力を利用して不適切な保険募集を行う等の弊害が生ずる虞が生じ、現行の制度では、生命保険募集人である法人が行う生命保険の募集の範囲に於いて、一定の制限が設けられている。 「現行の制度は、適切かつ健全な保険募集の秩序を維持し、保険契約者等の保護を図る上で必要不可欠なものであり、引き続き維持していただきたい。」	第一生命保険株式会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先募集規制 ・タイムズ規制 ・担当区分管理制 ・預金との払戻防止措置	保険業法施行規則第212条、同第224条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府等へ改訂し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との払戻防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。
240	令和5年12月15日	令和6年1月19日	法人における従業員等に対する生命保険募集に関する消費者保護ルールの維持	生命保険募集人である法人がその従業員等に対して行う生命保険の募集に係るルールについては、保険契約者等の保護の観点から、引き続き維持していただきたい。	生命保険募集人である法人がその従業員等に対して生命保険の募集を行うことについては、法人がその従業員等に有する強い影響力を利用して不適切な保険募集を行う等の弊害が生ずる虞が生じ、現行の制度では、生命保険募集人である法人が行う生命保険の募集の範囲に於いて、一定の制限が設けられている。 「現行の制度は、適切かつ健全な保険募集の秩序を維持し、保険契約者等の保護を図る上で必要不可欠なものであり、引き続き維持していただきたい。」	第一生命保険株式会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への影響力等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係に有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向け総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(1)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑みけられる規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。
241	令和5年12月15日	令和6年1月19日	法人である生命保険代理店による保険募集における消費者保護ルールの維持	法人である生命保険代理店がその従業員等に対して行う生命保険の募集に係るルールについては、消費者保護の観点から、引き続き維持していただきたい。	・規制上の地位(職場の上下関係等)を不当に利用した従業員への影響力を未然に防止し、従業員による自由な商品選択の機会を確保する等の観点から、法人である生命保険代理店については、当該法人の従業員との密接な関係に有する者に対して、所定の生命保険契約の申込みをさせざる行為が禁じられている(いわゆる構成員契約ルール)。 生命保険商品には長期性、再加入困難性等の性質があり、仮に強力な影響力を有する者が当該商品に立脚したとしても、生命保険契約の長期性、再加入困難性等の性質から、保険契約者等の救済を図ることがより困難となる場合が生ずるため、規制を強化し、実効性を確保していただきたい。 このように、本ルールは、生命保険商品の特性を踏まえつつ、従業員等として相対的に強い立場に立つ消費者の権利保護のために設けられたルールとしてこれまで有効に機能してきたおり、引き続き維持すべきものと考えられる。	住友生命保険相互会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への影響力等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係に有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向け総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(1)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑みけられる規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。
242	令和5年12月15日	令和6年1月19日	銀行等による保険販売に關し、銀行等が遵守すべき弊害防止措置の実効性確保	銀行等による保険販売に關し、銀行等が遵守すべき弊害防止措置に關して、保険契約者等の保護の観点から、引き続き維持し、実効性を確保していただきたい。	銀行等は、その預金業務や融資業務を通じて、顧客の資金状況を正確に把握できる立場にあるとともに、特に中小企業等の融資先の顧客には強い影響力を有する立場に立っていることに加え、銀行等によるこの情報や影響力を不適切に利用して保険募集を行う場合、仮に不適切な募集行為があったことが事実的に立証されたとしても、生命保険商品の長期性、再加入困難性等の性質から、保険契約者等の救済を図ることがより困難となる場合が生ずるため、規制を強化し、実効性を確保していただきたい。 こうした点を踏まえ、銀行等に対しては、非公開情報保護措置、融資先募集規制等の各種措置を講じているが、これらの弊害防止措置は、消費者利便にも配慮しつつ、消費者保護の観点や中小企業等の視点に立つて設けられたものであり、保険契約者保護の観点から必要不可欠なルールである。 平成24年4月より、一部見直しが行われたルールが適用されたが、見直し後においてもその枠組みは維持されつつ、前述のルールの必要性は変わりないと考えられる。今後も、引き続き実効性の確保に努めていただきたい。	住友生命保険相互会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先募集規制 ・タイムズ規制 ・担当区分管理制 ・預金との払戻防止措置	保険業法施行規則第212条、同第224条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府等へ改訂し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との払戻防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。
243	令和5年12月15日	令和6年2月16日	定年延長等に伴う確定給付企業年金の契約変更の取扱い	定年延長等に伴う確定給付企業年金の契約変更の取扱いについては、法令上、多くのケースにおいて契約額の減額に該当することから、規約変更時に給付減額の同意手続きが必要だが、指定年等の給付額が下がらない等の場合には、減額に該当しない取扱いを可能とすること、 ・支給権保護の観点から踏まえた一定の要件を満たす場合において、規約変更時の同意の簡素化も可能とすること、具体的には、不同意申出方式による減額同意等を可能とするよう、規約変更の申請書類を柔軟化する。	・指定給付企業年金の規約において、定年を延長する場合、多くのケースにおいて給付の額の減額に該当することから、労働組合や加入者等の協賛が同意手続きが必要となるが、高齢期の雇用の拡大を推進する面から、簡素な同意手続きとすることが考えられる。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金制度では、実施事業所の労働協約等の見直しや経営悪化などを理由に規約変更を行う場合に、給付の額を減額することが可能です。ただし、給付の額を減額する規約変更を行う場合には、減額の対象者からの3分の2以上の同意を取得する必要があります。また、加入者の給付の額を減額する場合に、加入者の3分の1以上で組織される労働組合があるときその組合同意が必要となり、労働協約の給付の額を減額する場合に、減額前の規約に基づく最低給付基準額を一時変更して加入者給付額を減らす必要があります。減額の判断は、加入者や支給権者の給付の現在価値と最低給付基準額が規約変更前後で減少する場合等が挙げられます。	確定給付企業年金法施行規則第5条、第6条、平成14年3月29日年令第032000号年令第2項第2号 確定給付企業年金制度について第102	検討を予定	定年延長等に伴う規約の変更手続きについては、社会保障審議会企業年金・個人年金部会において様々な意見が示されていることも踏まえ、引き続き検討します。

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
254	令和5年12月15日	令和6年2月16日	確定給付企業年金および確定拠出年金の給付設計要件の柔軟化	<p>・確定給付企業年金および確定拠出年金の給付設計要件を柔軟化すること。具体例は以下のとおり。</p> <p>・確定給付企業年金の年金給付の保証期間及び確定拠出年金の支給予定期間の上限を20年から30年へ延長すること。</p> <p>・確定給付企業年金において、同一の加入者又は加入者であった者について、給付区分ごとに異なる年金支給開始要件を設定することを可能とすること。</p> <p>・退職金制度から確定給付企業年金制度への移行範囲を現在より広げることが可能となる。退職金制度の一環である早期に脱退した者の給付の額が有利である給付(転職支援制度・早期退職促進制度等)についても、確定給付企業年金制度への移行を可能とすること。</p>	<p>・社会情勢の変化等に伴い、確定給付企業年金や確定拠出年金に現在課されている給付設計要件について見直しを検討が必要となっているものと思料する。</p> <p>・例えば、平均寿命、健康寿命の延伸に伴い、年金の支給期間や支給開始年齢等に関するニーズは多様化している。また、高齢期における生活の多様化により、転職支援や早期退職促進等は老後の所得確保手段として確定給付企業年金の目的に反しないものと考えられる。</p>	一般社団法人 生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金の年金給付の保証期間及び確定拠出年金の支給予定期間の上限は20年としていますが、給付区分ごとに異なる年金支給開始要件を設定することや、早期に脱退した者の給付の額を有利に設定することは制度上認められていません。	確定給付企業年金法施行令第25条、確定拠出年金法施行規則第4条第1項第1号ニ、第2号ニ、確定給付企業年金法第6条第20、平成14年3月29日法律第022808号「確定給付企業年金制度について」第3の1	検討を予定	ご指摘の点も含めた確定給付企業年金制度の環境整備に関する課題については、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論も踏まえ、慎重に検討いたします。	
255	令和5年12月15日	令和6年2月16日	関連法令の改正に伴う確定給付企業年金の規約変更申請に係る手続きの簡素化	<p>関連法令の改正に伴う規約変更に伴う給付減額が発生する場合であっても、当該規約変更が給付減額を意図するものでないと思われる場合には、当該関連法令の改正に伴い、給付減額手続きを簡素化すること。</p>	<p>・関連法令の改正に伴う確定給付企業年金の規約変更については、事業主の意図ではなく社会情勢等の要請であるケースが多いため、確定給付企業年金は給付減額に該当する場合であっても、通常よりも簡素な手続きで問題ないものと思料する。</p> <p>・例えば育児介護休業法の改正は当該改正に伴い給付設計の変更が必要となるケースが多く、規約変更により給付減額が発生しうるが、当該規約変更は確定給付企業年金における給付設計を従業員にとって不利なものに変更することを意図しておらず、従業員の社会保障制度を拡充するものであったため、これを妨げるようなことのないよう、手続きの簡素化を求めるものもある。</p>	一般社団法人 生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金の規約変更については、その内容に応じて所定の手続きが必要ですが、また、給付減額においては、労働組合の協賛に際して、労働組合や加入者の同意が必要ですが、	確定給付企業年金法第9条、第12条、第16条、確定給付企業年金法施行令第4条、第5条、第6条、第8条、第11条、第12条、第13条、第16条 平成14年3月29日法律第022808号「確定給付企業年金制度について」第102	対応不可	確定給付企業年金は、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受ける制度です。特定の改正や人事制度見直しに伴う給付設計の変更などに伴う減額であっても、加入者等にとっては減額であることに変わりなく、減額となる場合に特例的な取扱いを要することは困難です。	
256	令和5年12月15日	令和6年2月16日	確定拠出年金における支給要件の緩和	<p>企業型における退職時の脱退一時金について、外国籍の企業型加入者が国内に転居し厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合、企業型個人型確定拠出年金の加入者資格がなく、加入者として掛金の追加拠出が出来ないにもかかわらず、個人別管理資産に手数料がかかり、場合によっては個人別管理資産が減少する方が発生することや国外から日本に対して書面の手続きを行わなければならないことから、退職時に脱退一時金を受け取りにくいという課題がある。また、加入者の職階等により厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合に、一時金を速やかに受け取りたいというニーズがある。企業型の脱退一時金支給要件の緩和を要望するものである。</p>	<p>・現状の規制は以下のとおり。</p> <p>①原則60歳に到達するまで支給不可。</p> <p>②資産が場当たり(1.5万円以下)である場合は支給可能。</p> <p>③個人型確定拠出年金の加入資格がなく、通算拠出期間が短い(5年以下)または資産額が少額(25万円以下)の場合には、支給不可。</p> <p>上記②に該当する外国籍の方の帰国時の措置は、2022年5月に施行されたが、それ以外の外国籍の企業型加入者が国内に転居し厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合、企業型個人型確定拠出年金の加入者資格がなく、加入者として掛金の追加拠出が出来ないにもかかわらず、個人別管理資産に手数料がかかり、場合によっては個人別管理資産が減少する方が発生することや国外から日本に対して書面の手続きを行わなければならないことから、退職時に脱退一時金を受け取りにくいという課題がある。また、加入者の職階等により厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合に、一時金を速やかに受け取りたいというニーズがある。企業型の脱退一時金支給要件の緩和を要望するものである。</p>	一般社団法人 生命保険協会	厚生労働省	企業型確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっています。 ・企業型年金加入者、企業型年金運用指図書、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図書でない ・年金資産が15,000円以下 ・最後に企業型年金の資格喪失した日が属する月の翌月から6月以内	確定拠出年金法附則第2条の2、第3条、第59条、第60条	対応不可	確定拠出年金制度は、老後の所得の確保を図る目的で設けられた年金制度であり、原則として、60歳到達前の中継ぎ引き出しは認められていません。脱退一時金の支給要件の緩和については、制度の目的や税制優遇措置との関係の観点等から慎重な検討が必要です。	
257	令和5年12月15日	令和6年2月16日	保育所入所保留通知書における保育料の延長要件を証明する内容の記載の必須化および様式の統一	<p>・満1歳以降も育児休業給付金の支給を受け続けるための要件は「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合」であり、具体的には、以下①～③の条件を満たす必要があるとされている。この確認には各市町村の発行する保育所入所保留通知書が用いられている。</p> <p>①保育所への入所申込みを1歳の誕生日の前日(または1歳6か月に達する日以前)に行っていること</p> <p>②入所希望日(利用開始日)が1歳の誕生日(または1歳6か月に達する日)の翌日の属する月であること。ただし、入所希望日が誕生日の翌日以降でないこと(1歳の月も同様)</p> <p>③1歳の誕生日(または1歳6か月に達する日)の翌日以後の期間において、当面保育の実施が行われないこと</p> <p>・保育所入所保留通知書は、平成28年8月31日付「保育所入所不承諾通知書の名称等の変更について(通知)」にて様式変更が通知されているが、上記①～③を証明する内容(入所申込み、入所希望日等)の記載は必須とされており、延長要件を証明する事項が未記載のものが多く、追加書類の提出が必要となっている。また、同通知において各市町村による記載事項の追加が可能とされているため、保育所入所保留通知書は市区町村によって様式や記載事項が異なり、確認負担も生じている。</p> <p>この状況を踏まえ、延長要件を証明する内容を必須項目とした保育所入所保留通知書の統一様式を作成いただき、各市町村における使用を徹底いただきたい。これにより、従業員・事業者・ハローワークの負担が軽減され、こともまたんか社登の実現にも資する。</p>	<p>・満1歳以降も育児休業給付金の支給を受け続けるための要件は「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合」であり、具体的には、以下①～③の条件を満たす必要があるとされている。この確認には各市町村の発行する保育所入所保留通知書が用いられている。</p> <p>①保育所への入所申込みを1歳の誕生日の前日(または1歳6か月に達する日以前)に行っていること</p> <p>②入所希望日(利用開始日)が1歳の誕生日(または1歳6か月に達する日)の翌日の属する月であること。ただし、入所希望日が誕生日の翌日以降でないこと(1歳の月も同様)</p> <p>③1歳の誕生日(または1歳6か月に達する日)の翌日以後の期間において、当面保育の実施が行われないこと</p> <p>・保育所入所保留通知書は、平成28年8月31日付「保育所入所不承諾通知書の名称等の変更について(通知)」にて様式変更が通知されているが、上記①～③を証明する内容(入所申込み、入所希望日等)の記載は必須とされており、延長要件を証明する事項が未記載のものが多く、追加書類の提出が必要となっている。また、同通知において各市町村による記載事項の追加が可能とされているため、保育所入所保留通知書は市区町村によって様式や記載事項が異なり、確認負担も生じている。</p> <p>この状況を踏まえ、延長要件を証明する内容を必須項目とした保育所入所保留通知書の統一様式を作成いただき、各市町村における使用を徹底いただきたい。これにより、従業員・事業者・ハローワークの負担が軽減され、こともまたんか社登の実現にも資する。</p>	一般社団法人 生命保険協会	厚生労働省 こども家庭庁	保育所入所保留通知書については、「児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する政令等の施行について(平成28年8月26日付通知)及びご指摘の通知において、市町村が保育の実施を行わない場合に保護者に交付するよう求められていることです。 <p>保育所入所保留通知書は、これらの通知において標準的な様式が定められており、入所が認められない旨及びその理由等が記載事項となっています。</p> <p>保育所入所保留通知書に育児休業給付金の延長要件を証明する内容の記載を必須化することは、各自自治体に対し、保育所等の入所の可否を迅速するための手段として、保育所入所保留通知書の交付を要していることとは異なる観点から、対応することは困難です。</p> <p>保育所入所保留通知書の延長要件を証明する内容の記載を必須化することは、各自自治体に法上での根拠なく新たな事務負担を求めるものであることから、対応することは困難です。</p> <p>育児休業給付金の期間延長については、保育所等の利用状況における市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減するとともに、制度の適切な運用を図るため、公共職業安定所(ハローワーク)において延長可否を判断することを明確化する方向で検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる予定です。</p>	雇用保険法61条の7、雇用保険法施行規則第101条の2、101条の20	対応不可	保育所入所保留通知書については、その交付について法令上の根拠は無いものの、法律上保育所等を利用するに当たっては、保護者が各自自治体に対して利用申込みをし、利用調整等を踏まえて、入所の可否が決定することとなっていることから、各自自治体に対し、保護者に入所の可否等を迅速するための手段として、保育所入所保留通知書の交付を要していることとは異なる観点から、対応することは困難です。 <p>そのため、保育所入所保留通知書に育児休業給付金の延長要件を証明する内容の記載を必須化することは、各自自治体に対し、保育所等の入所の可否を迅速するための手段として、保育所入所保留通知書の交付を要していることとは異なる観点から、対応することは困難です。</p> <p>育児休業給付金の期間延長については、保育所等の利用状況における市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減するとともに、制度の適切な運用を図るため、公共職業安定所(ハローワーク)において延長可否を判断することを明確化する方向で検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる予定です。</p>	

規制改革・行政改革ホワイト検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
267	令和3年12月15日	令和6年1月19日	時間単位年休の40時間の壁の撤廃について	子育てや病後の通院をしながらフルタイム勤務で仕事をしています。子育てをしていると、学校参観、保護者会、個人面談等で、平日に数時間早退したり、遅刻をしたりしなければならぬことが多く、時間単位の休日で対応しています。また私は病後の通院をしているので、3月1日(検査受け、その結果を聞きに通院する)という日もあり、度々時間休を取得しています。もちろん、自分のプライベートな用途のために時間休をとって早退をしたり遅刻をすることもあります。そのように働いていると、1年経たないうちで上限の40時間になってしまい、それ以降は、1時間単位の休日はとれないので、必要な日に日単位、または半日単位でお休みを申請しなければなりません。でも実際は仕事もあるので、半日休を申請しながらその時間働いておられます。そして、必要な1日休や半日休をとるようになることで、有給休暇もあつたりしないので、出勤しなくてはならない日が多くなります。今や、働き方改革で自分の生活に合わせて、働く場所や時間が決められたり柔軟な働き方ができるようになってきていますが、それと大企業だけの話しにはなっていませんが、この40時間の壁があることでその柔軟な働き方に制限ができてしまっています。40時間の壁の撤廃をお願いします。以前一度、同様の意見を提出しましたが、改善がなく、毎年同じことで本当に困っています。	個人	厚生労働省	時間単位年休については、労働基準法第39条第4項において、労使協定を締結した場合には、年次有給休暇についてもその範囲内で時間単位として与えることができるされており、また、労働基準法で定める上限を超えて各企業において特別休暇として時間単位年休を設けることができます。	労働基準法第39条第4項	検討を予定	「規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)」において、「年5日以内とされている時間単位年次有給休暇について、労働者アンケート調査におけるニーズや利用実態等を踏まえ、柔軟な働き方を促進するために必要な措置を検討し、令和4年度中に結論を得るとともにこれを受け、労働基準審議会労働条件分科会において議論の上、令和4年12月に「取次ぎする年次有給休暇の取得方法及び労働時間法制の在り方について(報告)」において、「年5日以内とされている年次有給休暇の時間単位での取得について、年5日を超える取得を希望する労働者のニーズに応えるような各企業独自の取組を促すことが適切である」とされたこと等であり、これを受けて、法定された有給休暇は別に時間単位で取得可能な特別休暇を付与する金庫を支援する取組を厚生労働省で行っていること等です。また、年次有給休暇制度については、年5日の使用者による時季指定義務が平成31年4月に施行され、令和4年4月に働き方改革関連法案施行後5年経過することから、この施行状況等も踏まえて、年次有給休暇の在り方について検討してまいりたいと考えています。	◎	
268	令和3年12月15日	令和6年2月16日	可動式プース等への感知器やスプリンクラーヘッドの設置義務の明確化	令和5年3月30日付消防令第21号(以下「通知」といふ。)において、可動式プース内の感知器及びスプリンクラーヘッドの設置義務について通知されているところですが、防火可動式プース等への感知器やスプリンクラーヘッドの設置義務の明確化	通知では、防火対象物の床や壁に固定(工器等で簡単に取り外すことができるものを除く。)されておらず、人が出入りし利用するものを可動プースと定義し、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置が義務付けられている防火対象物において、可動プースを設けることにより、当該可動式プース内スプリンクラーヘッド又は感知器の設置が必要と認められる場合であっても一定の条件を満たせば消防法施行令第30条を適用し、これらの設置を要しないこととされています。消防法施行令第12条及び第21条において、スプリンクラー設備、自動火災報知設備は「スプリンクラー設備(自動火災報知設備又は感知器)又は防火対象物又はその部分に設置するもの」と規定されています。このように防火対象物に固定されていない可動プースは「防火対象物又はその部分」に該当するよう認識しているところから、このように可動プースも防火対象物又はその部分と捉えられることとなり、ホームセンターで売られているような小さな物置や車庫の下といったあゆみ等が感知器やスプリンクラーヘッドの設置対象とみなされ、最低基準であるはずの法令のハードルが上がり、防火対象物関係者の負担が大きくなることと考えられます。人の出入りするような箇所であれば、火災危険を極めて設置義務があるという解釈ができるかもしれませんが、これを基準に防火対象物に固定せずに設置や陳列されている棚や箱までもスプリンクラーヘッドや感知器等の設置の義務と指導が始まることを懸念しています。	個人	経済省	スプリンクラー設備は消防法施行令(以下「令」といふ。)第12条、自動火災報知設備は令第21条において設置が定められています。また、スプリンクラーヘッドの設置及び維持に関する技術上の規程は消防法施行規則(以下「規則」といふ。)第13条の2、自動火災報知設備の感知器等に係る基準は規則第23条に定められています。可動式プースについては、事務作業のほか、様々な使用形態(体感、喫煙等)のものや、火災時の安全性等が確認された様々な性能・仕様を有するものが開発されるなど、その活用に係るニーズが拡大していること等を踏まえ、令和5年3月30日付消防令第21号(以下「1号通知」といふ。)において、可動式プースに係る消防設備等の取扱いを通知しており、可動式プース内スプリンクラーヘッド又は感知器の設置が必要と認められる場合であっても、一定の要件を満たすものについては、令第32条の規定を適用し、これらの設置を要しないこととして差し支えないことを示しています。	消防法施行令第12条、第21条、消防法施行規則第13条の2、第23条	現行制度下で対応可能	可動式プース内スプリンクラーヘッド又は感知器の設置が必要と認められるかどうかについては、規則第13条の2や令第21条等に基づき、各消防本部が個別の事案ごとで判断することとなります。なお、スプリンクラーヘッドや感知器の設置対象となる可動式プースは、「天井及び壁により囲われたプースで、防火対象物の床や壁に固定(工器等で簡単に取り外すことができるものを除く。))されており、人が出入りし利用するもの」であり、ご懸念のような小さな物置や車庫の下等は設置対象とはなりません。	
269	令和3年12月15日	令和6年1月19日	企業による従業員に対する生命保険の募集における消費者保護ルールの維持	「法人である生命保険代理店等がその役員・利用人等の直接な関係を有する者(以下「関係者」といふ。))が生命保険の募集を行うことと禁止している(以下「関係者募集禁止ルール」)。	・保険業法等では、使用者と利用人の雇用関係等に基づいた生命保険募集を行うことを防止するため、法人である生命保険代理店等がその役員・利用人等の直接な関係を有する者に対して生命保険の募集を行うことを禁止している(以下「関係者募集禁止ルール」)。 ・雇用関係に基づく募集等は問題が表面化しにくく、また、生命保険がもつ長期性・再加入困難性・確実性を事後に救済することが困難な場合も想定されることから、保険契約者等の保護のため事前制制として同ルールが導入されている。昔々の雇用関係の悪化から、使用者と被用者の雇用関係に基づく、使用者の使用者に対する立場の逆転はさらに顕著となり、同ルールが存続が必要と認められる。 ・上記状況を踏まえ、保険契約者等の保護の観点から、同ルールに関して引き続き現行ルールを維持していただきたい。	明治田生命保険相互会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への力づけ等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する(法人)の役員・従業員に対する保険募集の一部の保険商品を除外禁止されています。	保険業法第300条第1項第3号、同法施行規則第234条第1項第2号	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑みられている規制であり、その趣旨を踏まえて、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
270	令和3年12月15日	令和6年1月19日	銀行等による保険販売における消費者保護ルールの維持	「銀行等による保険募集に際し、銀行等が提供する消費者保護措置については、保険契約者等の保護の観点から、引き続き現行ルールを維持していただきたい。」	・保険業法等では、銀行等が保険募集を行う際、預金・融資等の取引で得る情報を不当に保険販売に利用することや、銀行等がその特長に上する優越的地位や影響力を行使して圧力集約する等、保険契約者等の利益を害することを防止するため、保険募集にあたり銀行等が遵守すべき消費者保護措置について規定している。 ・銀行等による募集等は事前に入力された利用履歴に基づいて消費者に対する圧力集約の防止が表面化しにくく、また生命保険が長期性・再加入困難性といった特性をもつことにより、被害者の事後救済が困難であることも想定されるため、消費者保護措置の規定全般について存置する必要があると考えられる。	明治田生命保険相互会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイムラグ規制 ・損害賠償制限 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。消費者保護措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係機関(関係者等)と協議し、「融資先販売規制の対象商品から一時長身保険等を除外するほか、」預金の誤認防止措置において、実効性確保のための措置を講じています。銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の消費者保護措置等の取組については、必要が生じた場合に行うこととしています。	
271	令和3年12月15日	令和6年1月19日	映像送信型風俗特殊営業の届出について	映像送信型風俗特殊営業の届出を提出する際に、営業の本拠となる事務所とサイトのURLを提出する必要がありますが、映像送信型風俗特殊営業における営業の本拠となるのはネットワーク上の「サイトのURL」であり、物件ではありません。例えば、大規模商業施設内で販売を始めると、併からの営業許可届提出申請するのにはテナントを借りる必要があり、テナントを賃貸する側ではないはずですが、映像送信型風俗特殊営業においては、テナントに該当するものが「サイトのURL」であるため、「営業の本拠となる事務所」は不要であると考えます。	「営業の本拠となる事務所」が必要であることに対する現状の問題点としては以下の2点です。 1. 個人で営業を行う場合、アパート等に住所を有している者はその物件のオーナーから許可を得る必要がありますが、ほとんどのオーナーは許可を出しません。したがって、別物件を契約する他ない、営業開始までの初期費用が掛かる。 2. 1の理由により、実際は映像送信型風俗特殊営業の届出を出さずに営業している方がネット上には多く存在しており、法律を遵守し、別物件を契約している者が損をされている。	個人	警視庁	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第31条の7第1項において、映像送信型風俗特殊営業を営むこととする者は、事務所の所在地を管轄する都道府県公安委員会、一氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 三 当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称 四 第二条第9号に規定する標識の伝送の用に供する電気通信設備(自動公衆送信設備(著作権法(昭和四十五年法律第18号)第二条第1項第9号の五イに規定する自動公衆送信設備をいう。以下同じ。))を用いる場合とあつては自動公衆送信設備のうち当該標識の伝送の用に供する部分でない、電気通信設備(部分を除く。)を識別するための電話番号その他これに類する記号を有つて、当該映像を伝送する際に用いるもの 五 前号に掲げる場合における自動公衆送信設備が他の者の設置するものである場合にあつては、当該自動公衆送信設備の設置者の氏名又は名称及び住所	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の7第1項	対応不可	映像送信型風俗特殊営業については、都道府県公安委員会がその営業実態を把握した上で、必要な措置を行うために、これを営むとする者に対して届出義務を課しています。かかる規制の目的を踏まえれば、営業の本拠となる事務所の所在地の把握は不可欠であり、これを届出事項から削除することはできません。また、届出をせずに映像送信型風俗特殊営業を営む者については、取りもめ適切に対処してまいります。	

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
277	令和5年12月15日	令和6年2月16日	企業型年金規約(変更)の承認申請の承認申請・届出のペーパーレス化(電子化)	「企業型年金規約(の変更)の承認申請」向変更の届出に際しては、届出のペーパーレス化(電子化)を要する。	現在、各種行政手続きが電子申請を導入しペーパーレス化が進められている中、企業型年金規約(の変更)の承認申請や変更の届出は、(変更)承認申請書以外添付書類等で紙での提出を求められている。これをペーパーレス化(電子化)し、電子申請を取り入れることを希望する。電子申請の導入により紙資産の削減削減、保管スペースの削減、申請・承認手続きの効率化が図られると考える。	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	情報通信技術を活用した行政の推進に関する法律第6条第1項、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する法律施行規則第8条	検討を予定	ご提案の事項については、ニーズ等を踏まえて検討まいります。		
278	令和5年12月15日	令和6年1月19日	企業型年金における中退共からの資産移換要件の緩和	企業が中退共を任意で脱退した場合には、資産を企業型DCに移換できないとの規定を緩和する。	・中退共に加入している企業が、ポータビリティの状況による従業員からの要望等により企業型DCを導入するケースが増加している。このような場合、確定拠出金である中退共から脱退し、中退共で滞まっている資産を企業型DCへ移換したいとの要望は大きい。 ・現行法制度では、中退共からの資産移換は法的要件を満たす場合(共済契約者が中小企業者でない事業主となったことのみ認められている)が、要件を満たさず資産移換ができないこと理由に企業型DCの導入をあきらめるケースが発生している。 ・従業員に対して老後の資産形成マインドの醸成には企業型DCを活用するのが有効と考える中小企業のニーズを満たすために、中退共から企業型DCへの資産移換の要件緩和を希望する。	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	中小企業退職金共済法第2条第2項、同法第17条第1項、同法第31条の4第1項、中小企業退職金共済法施行規則第6条の15、同規則第6条の17第2号	対応不可	中小企業退職金共済法制度と企業年金制度は、制度の趣旨や規制のあり方が大きく異なるため、合併等のやりを模ない場合に限り資産移換を認めるものです。		
279	令和5年12月15日	令和6年2月16日	企業型DCのマッチング拠出における事業主掛金上限の撤廃	企業型DCにおける「加入者掛金の額は事業主掛金の額を上限」とする現行の規定を撤廃する。	「企業型DCにおいては、規約に定めることにより、加入者が自ら掛金を拠出することができる加入者掛金の制度(マッチング拠出)があるが、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えないと制限が設けられている。公的年金の完および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、マッチング拠出に関する金額の制限の撤廃を要望する。	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	確定拠出年金法第4条第1項第3号の2、第19条第3項、第20条	検討を予定	企業年金は従業員の福祉の向上を図るものであり、退職給付としての性格を持つものでもあることから、事業主拠出が基本です。そのため、企業型確定拠出年金における加入者掛金(いわゆるマッチング拠出)については、事業主の掛金負担が従業員に転嫁されるようなことがないよう、従業員が拠出できる掛金額は事業主が拠出する掛金額の範囲内とするとしています。なお、マッチング拠出のあり方については、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論も踏まえて検討を進めているところであり、ご指摘の点も含めて検討します。		
280	令和5年12月15日	令和6年2月16日	DeCoの拠出限度額の統一	DeCoの拠出限度額について、第2号被保険者は企業年金の加入状況等に関わらず一律月額2万円とし、第2号被保険者と第3号被保険者についても一律月額(月額2.3万円に統一)とする。	「現在厚生労働省にて検討されている企業年金(企業型DC・DB)加入者のDeCoの拠出限度額を月額2万円に統一する方針について賛成するが、制度をより分かりやすくする観点から、(企業型、DBの有無に関わらず)第2号被保険者全体で月額2.3万円に統一することを希望する。 上記により、第1号被保険者は月額6.6万円、第2号および第3号被保険者は月額2.3万円となり、普及促進を行うのに必要と考える。	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	確定拠出年金法第69条、確定拠出年金法施行令第36条	検討を予定	DeCoの掛金の在り方については、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論も踏まえて検討を進めているところであり、ご指摘の点も含めて引き続き検討します。		
281	令和5年12月15日	令和6年2月16日	確定拠出年金(DC・DB)の掛金合算管理からDeCoの掛金除外	2024年12月に予定されるDC法改正のDC+DB合算管理に際して、DeCoの掛金をDeCoの掛金除外することを要望する。	2024年12月のDC法改正により「DCとDBの合算管理」が行われる予定だが、このDCの中にはDeCoも含まれ、かつDeCoには経過措置が適用されないこと、DeCoの最低掛金額は月額5,000円であることから、DeCoの掛金拠出が行えない加入者が発生することが考えられる。 今後の法改正では、企業型DC加入者のDeCo加入が年金規約の変更なしで可能になるなど、DeCo加入を促進する法改正が行われる一方で、本改正によりDeCoへの拠出、DeCoを活用した将来資金の形成が出来なくなる第2号被保険者が発生する。 DeCoは公的年金の補充及び個人の自助努力による老後の生活資金の安定形成を目的に促進されてきたものであり、DBの「他制度掛金相当額」の個人毎の算出、管理が困難な中で、「企業型DC+DBのみを管理対象として、DeCoは除外することが望ましい」と考える。	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	2024年12月より、確定拠出年金(DC)の拠出限度額について、確定給付企業年金(DB)その他制度の掛金額の算出を反映し、以下のとおり公平できめ細かな算定方法に見直されます。 企業型DCについて、DB等の他制度の加入者の拠出限度額は、現行、月額2.75万円であるところ、月額5.5万円からDB等の他制度掛金(専業主婦に算出)を控除した額とする。 DeCoについて、企業型DCのみの加入者の拠出限度額は月額2.0万円である一方で、DB等の他制度の加入者の拠出限度額は月額1.2万円であるところ、DB等の他制度の加入者の拠出限度額を月額2.0万円とする。 既に現行制度下で承認を受けた規約に基づいて企業型DCを実施している企業については、既存規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする経過措置を設けることとしています。 また、DBとの掛金相当額を個人型DCの拠出限度額に転嫁すると、DCの拠出限度額を削り切ってしまう。個人型DCの掛金拠出ができなくなる場合、企業型DCに加入していれば、いつも個人型DCの資産を企業型DCに移換し、引き続き、資産を積み増しから運用することができ、また、DBのみに加入する一方で個人型DCの掛金拠出ができていないについては、資産額が一定額(20万円)以下である年の途一時金の要件を満たした場合に脱退一時金の受給を認めることとしているほか、DB規約に受給の定めがある場合には、個人型DCの資産をDBに移換することが可能です。	対応不可	企業年金に加入している方と加入していない方の公平性を確保しながら、私的年金制度全体で一定額の非課税限度額を設けております。そのため、DeCoの掛金額のみを拠出限度額管理の対象外とするのは、企業年金加入者のみならずに規制と後述することもつながりかねず、公平性確保の観点から、困難です。		
282	令和5年12月15日	令和6年1月19日	商店街振興組合から認可地縁団体への組織変更の解禁	商店街振興組合について、森林組合と同様に、認可地縁団体への組織変更を解禁してください。	組合員の大半が業業シャッターを降ろしたシャッター商店街の商店街振興組合です。 商店街振興組合は商店街や防災用品など地域の共有財産などを所有しており、商店街としての活動はなくなった今も財産管理です。しかし、これらいつまで続けられません。 商店街主、商工業者以外活動に参加しやすくなるよう、認可地縁団体に組織変更したいのですが、商店街振興組合への組織変更は許されていません。解禁してください。 解散して新たに設立した認可地縁団体は財産を譲り渡す場合、譲り渡した団体側へ費用負担が発生しています。森林組合と同様に、認可地縁団体への組織変更を解禁し、地域の共有財産を維持しやすくしてください。	個人	経済産業省	商店街振興組合法は、商店街が形成されている地域において小売商業又はサービス業に属する事業その他の事業を営む者等が協同して経済事業を行うとともに当該地域の環境の整備改善を図るための事業を行うのに必要な組織等について定めることにより、これらの事業者の事業の健全な発展に寄与し、あわせて公共の福祉の増進に資することを目的としています。 商店街振興組合の組織たる資格を有する者は、その地区内において小売商業又はサービス業に属する事業者の他の事業を営む者及び受託者定めたときはこれのほかに規定しており、商店街振興組合は、組合員たる資格を有する者の2/3以上が組合員となり、かつ、組合員の1/2以上が小売商業又はサービス業に属する事業者であるものであるものでなければ設立することができないと定めています。 なお、商店街振興組合を設立する場合は、法第36条に基づき行政上での承認を受ける必要があり、解散にあつては法第72条に基づき行政に届けなければならないが規定しています。行政における認可を受けた商店街振興組合が組織変更できる規定は措置しておりません。	その他	商店街振興組合法においては、商店街振興組合の組合員について、小売商業及びサービス事業者が中心となりますが、それ以外の事業者や一般人も加入して構いません。 地方、ご指摘のとおり森林組合法のように組織変更の規定を措置している法律もあるところ、ご提案のあり方した認可地縁団体への組織変更の解禁については、様々な関係者の意見や、地域の実態と振興組合におけるニーズ等を考慮し、慎重に検討することが必要と考えています。		

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
283	令和5年12月15日	令和6年1月19日	独占禁止法第11条における信託決定に対する議決権保有規制の克直し	独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制につき、信託銀行が信託決定で保有する株式に係る議決権行使を行う際の特典を撤廃し、以下同じ。について、規制の対象から除外していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・独占禁止法第11条に定める議決権保有規制については、平成26年4月1日付「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」(以下、ガイドライン)の改正により、信託銀行が信託決定で保有する株式に係る議決権について、認可要件の一部撤廃等の認可条件が緩和されたものの、依然事務負担および信託決定に係る株式に対する機動的・効率的な運用への支障が残ることから、更なる緩和をお望みするもの。 ・独占禁止法第11条は、「事業支配力の過度の集中を防止し、および競争上の問題の発生を防止」の観点から、豊富な資金を有し、融資を通じて他の会社に対する大きな影響力を及ぼし得る銀行および保険会社に対して、株式に係る議決権の保有規制を課している(信託銀行は銀行決定と信託決定で保有する株式に係る議決権を合計5%以内)。 ・信託決定で保有する株式に係る議決権は、委託者又は受益者が指図を行うことができるものの除き、信託銀行が自己の意思に基づき行使することができるが、信託法の法令上、信託銀行の目的に定めて受益者の利益のために行使するものであり、その行使結果を公表している。また、銀行決定で保有する議決権とは別として議決権行使を行う際の特典を享受している。それにより、信託銀行の銀行決定が信託決定を利用して事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生を懸念している。 ・一方で、当該規制を遵守するためには、銀行決定・信託決定間で開示の差額を控えているにもかかわらず、銀行決定・信託決定それぞれで保有する株式に係る議決権の合計、および議決権を制したに係る場合分けが必要な発行会社の資本政策(自己株式の取得等)によっても機動的議決権保有割合を管理する必要があり、そのための事務負担、システム・ルール等の整備負担に重いものがある。特に、議決権保有割合の管理事務のために職員が出社せざるを得ないケースもあり、アフターコロナにおける働き方改革に伴う在勤時間短縮の観点からも必要としない状況(最大数千人に及ぶ従業員に対して管理する)、遠隔勤務の確保等の問題に悩まされている。 ・また、ガイドライン改正により認可要件は緩和されたものの、信託銀行が信託決定で保有する株式に係る議決権が当該規制の対象から除外されない限り、依然、認可が得られず、信託銀行が信託決定で運用する株式について意図しないタイムラグの発生を懸念されるリスクがあることから、認可申請が必要としない範囲での株式の取得にとどめる、すなわち、一部の株式の取得を断念せざるを得ず、受益者の利益の最大化を図ることの難航に繋がらない。 ・以上の措置を踏まえ、信託銀行が信託決定で保有する株式に係る議決権につき、独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制の対象から除外していただきたい。 ・さらに対応が困難な場合、銀行決定と信託決定における議決権の別行併行体制について予め認可を受けることで、以後銘柄毎に5%を超えた場合にも都度の認可を不要とさせていただきたい。 	一般社団法人 信託協会	公正取引委員会	<p>制度の現状</p> <p>独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社(以下株式発行会社という。)の株式に係る議決権をその総株主の議決権の5%(保険業を営む会社にあつては10%)を超えて保有することとなる場合における議決権の保有等を規制しています。ただし、同項第3号により、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得等することによる議決権の保有等(信託決定での議決権の保有)については、同様の規制が設けられていません。</p> <p>同条第2項では、第1項第3号の場合にあつては、信託銀行が委託者又は受益者から指図を受けず議決権行使を行うことができる場合に限り、株式発行会社の議決権(信託決定で保有する議決権と銀行決定で保有する議決権を合計したもの)をその総株主の議決権の5%を超えて保有することとなつた日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならないとされています。当該認可に当たっては、ガイドラインにおいて、信託決定で保有する議決権が銀行決定で保有するものと別個に行使され、かつ、これを担保するための社内体制の整備がされていること等の要件を満たせば、期限を付す定められます。</p>	独占禁止法第11条	対応不可	<p>信託決定で保有する議決権が信託法等の法令に基づき信託の目的に従って受益者の利益のために行使するものであること等の信託決定の特長については、銀行の独占禁止法に於いても既に考慮されており、1年間は認可を要せず総株主の議決権の5%を超える議決権(信託決定で保有する議決権と銀行決定で保有する議決権を合計したもの)を保有することが認められているとともに、認可を受ければ1年を超えて保有することが可能です。</p> <p>加えて、当該項の要項内容も踏まえ、公正取引委員会は、「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」を改正し、信託決定で保有する議決権について、認可要件の一部を撤廃するとともに、認可に当たって期限を付さないこととするなど、規制を大幅に緩和したとされています(平成28年1月)。</p> <p>一方で、信託決定で保有する議決権の行使と銀行決定で保有する議決権の行使が別個に行われる体制の確保については、法令上、これが担保されているものではないため、株式発行会社の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて保有することとなつた日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、認可制度を通じて、信託銀行が事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生のおそれの有無を株式会社発行会社などに審査する必要があります。</p> <p>また、当該規制は、銀行又は保険会社による事業支配力の過度の集中を防止し、公正かつ自由な競争を促進することと目的であるところ、議決権の取得又は保有と無関係に事前認可することは適当ではありません。</p>
284	令和5年12月15日	令和6年1月19日	増改築等の理由による営業所等の一時的な位置変更に係る手続きの緩和	<ul style="list-style-type: none"> ① 信託会社が増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合は、増改築等の位置変更する場合に必要とされている。 ② 信託契約代理店が増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合は、増改築等の位置変更する場合に必要とされている。 ③ ②の措置が難しい場合には、銀行が信託契約代理店を兼ねている場合について、増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合は、増改築等の位置変更する場合に必要とされている。 ④ ③の措置が難しい場合には、銀行が信託契約代理店を兼ねている場合について、増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合は、増改築等の位置変更する場合に必要とされている。 	一般社団法人 信託協会	信託会社及び信託契約代理店は、増改築その他のやむを得ない理由により営業所を一時的に位置を変更する場合を含め、営業所の位置を変更する場合には届出が必要とされています。	信託会社及び信託契約代理店は、増改築その他のやむを得ない理由により営業所を一時的に位置を変更する場合を含め、営業所の位置を変更する場合には届出が必要とされています。	<p>信託会社及び信託契約代理店は、増改築その他のやむを得ない理由により営業所を一時的に位置を変更する場合を含め、営業所の位置を変更する場合には届出が必要とされています。</p>	<p>信託会社及び信託契約代理店の営業所の所在地については、免許・登録申請事項の変更事項として、顧客保護や行政上の適切な監督を担保する観点から、監督当局が求めるべくしているところですが、その必要性を踏まえつつ検討してまいります。</p>		
285	令和5年12月15日	令和6年2月16日	顧客資産にかかる業者の分別管理方法のうち、金銭信託の要件が元本補償付に限定されている電子申込型電子証券取寄せ業務以外の第一種金融商品取引業者による顧客資産の運用に係る要件として元本補償付でない金銭信託での分別管理も認めたい	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客や利用者から金銭の信託を受ける業者には、顧客資産の分別管理が義務付けられており、その管理方法として金銭信託も認められている。 ・上記のうち、殆どの業種について、元本補償付のない金銭信託での管理が認められており、電子申込型電子証券取寄せ業務以外の第一種金融商品取引業者および投資運用業者における分別管理を目的とした信託については、依然として「元本補償付」であることが求められている。 ・特に「イナス金利制度」下では元本補償付信託の取扱いは難しく、顧客資産保護の意図が強い業者であっても信託保全を断念し銀行預金で分別管理を行っているケースが多い。 ・第二種金融商品取引業者は取扱業務の種類によって保全信託にかかる元本補償の要否が異なり、制度が複雑化している。 ・第一種金融商品取引業者向けの顧客分別金(区分管理)信託の運用財産を安全資産に限定することにより、元本補償のない信託で投資運用が可能であるため、取扱可能とされている。 ・この見直しにより、投資家保護の観点から向上が図られれば、多様な金融商品取引業者における分別管理方法の差異を解消できる。 ・さらに、上記を通じて個人投資家の安心感が醸成されることにより、貯蓄から投資への動きが期待できる。 	一般社団法人 信託協会	<p>組合や信託等のプールを利用するスキームでは、当該プールではなく、販売業者が顧客から金銭の預託を受ける必要性があり、これを第一種金融商品取引業者を行う金融商品取引業者に限定することは必ずしも適当ではないという観点から、本規定は、第二種金融商品取引業者を行う法人が、信託受益権及び集団投資スキーム部分の募集・払戻の取扱に際して該預託を受ける行為について、①資本金等の総額が500万円以上である第二種金融商品取引業者を行う法人であり、②当該金銭が金融商品取引法第42条の4に規定する方法(第一種金融商品取引業者への預託・銀行預金等・元本補償付金銭信託等)に準ずる方法により分別管理される、といった特定の条件の下、第一種金融商品取引業者の定義から除外するものである。</p>	金融商品取引業等に関する内閣府令第125条第2項 金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第1号	検討を着手	<p>第二種金融商品取引業者によるソーシャルレンディングの取扱いは広がりにより第二種金融商品取引業者が金銭の預託を受ける場合に発生していることや、昨今の経済状況の変化を踏まつつ、他の金融商品取引業者の金銭信託業務を参考しながら検討を行います。</p>		

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
286	令和5年12月15日	令和6年2月16日	相続手続きのデジタル化	<p><戸籍簿本等(除籍・改製原戸籍を含む)の収集にかかる負担軽減></p> <p>相続人は、自ら法定相続人であることが証明するため、行政・金融機関等の依頼に基づき、被相続人の死亡から遡って出生に至るまでの戸籍簿本等を提出している。</p> <p>現在、戸籍簿本等は本籍地ごとに交付を申請する必要があり、それぞれの市区町村ごとに出頭または郵送で手続きしている。</p> <p>行政では戸籍簿本等より負担感の少ない収集方式、令和6年3月より、本籍地以外の市区町村で取得が可能(以下、「広域交付」といふ)となる見込みであるが、電子化されていない戸籍簿本等※は対象外となっており、この場合、市区町村・法務省の新システムにおける電子交付の仕組みを模倣して追加した。また、電子化されていない戸籍簿本等(戸籍法施行規則第69条各号)※を電子情報処理組織による取り扱いに適合しない戸籍簿・除籍簿につづられた除かれた戸籍簿<法定相続人の特定にかかわる負担軽減></p> <p>行政・金融機関では、相続人から提出された戸籍簿本等一式をもとにそれぞれ法定相続人を特定して取り、事務の重複が生じていた。</p> <p>また、相続人も戸籍簿本等をそれぞれ提出する必要があり、負担がかかっていた。</p> <p>上記の問題を解消する観点で、平成29年9月に全国の登記所に「法定相続情報証明制度」が開始され、各種相続手続きの際には登記簿の法定相続情報一覽圖を提出することで、戸籍簿本等の提出を省略することができるようになった。相続人は、戸籍簿本等と法定相続情報一覽圖を併用する方式を並行して申請または郵送して申し出ること、登記簿の法定相続情報一覽圖の交付を受けることができるが、戸籍簿本等を原本で提出するため、登記簿への申請または郵送での申出が必要であり、相続人にとって負担がかかっていた。</p> <p><規制改革の効果></p> <p>以上の見直しにより、相続人における相続手続きに要する時間の短縮や複数の戸籍簿本等の収集に要するコストの削減、金融機関・行政機関における相続手続きの迅速化・効率化が見込まれる。</p>	一般社団法人 信託協会 法務省	<p>(1ポツ目前段) 各本籍地に対する戸籍簿本等のオンライン申請は、現行制度でも市区町村の判断により開始することが可能であり、行政手続において利用できる戸籍簿本等については、令和6年3月から発行が可能となる予定である。</p> <p>(1ポツ目後段) 改製不適合戸籍のうち記載された文字を原因とするものについては、当該戸籍の在籍者からの届出の解除を要しない旨の申出を受け、電子情報処理組織による取扱いを行うことができる。</p> <p>(2ポツ目) 法務省の戸籍簿本等デジタル化推進システムには、提案のあった仕組みは備えていません。</p> <p>(4ポツ目) 法定相続情報一覽圖は、登記官による認証文を付し、作成の日月及び籍氏名を記載し、捺印を押し印した上で、偽造防止のため、専用紙である記録紙に印刷してこれを申出人に交付します。</p>	<p>(1ポツ目前段) オンライン申請について、戸籍法施行規則第70条の2第1項(戸籍簿本等)について、戸籍法第120条の3第1項(戸籍簿本等)について、戸籍法第118条第1項(戸籍簿本等)について、戸籍法施行規則第69条及び平成6年11月16日付法務省第一号100年特第1号長連達第1の2(4)(2ポツ目)なし。(4ポツ目)不動産登記規則第247条</p>	<p>(1ポツ目前段) 制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p>(1ポツ目後段) 電子情報処理組織による取扱いに適合しない戸籍簿について、引き続き市区町村等と連携しながら該当する届出に対して電子化によって享受できるメリットを丁寧に説明することで、改製不適合戸籍そのものの解消を図ります。</p> <p>(2ポツ目) 調査に要する準備が確保できた場合には、実現の可否及び当否を含め、技術的課題や費用対効果等を踏まえ、検討する予定です。</p> <p>(4ポツ目) 電子認証を付した一覽圖の写しを電子的に交付することによる場合、その提出先と異なる各種機関においても、付された電子署名の検証等が確保できる体制の整備をあらかじめ進める必要があります。したがって、御提案の内容については、各種機関の体制・環境の整備状況や需要等を踏まえ、慎重に検討する必要があります。</p>	◎			
287	令和5年12月15日	令和6年2月16日	商品除外的な事業者の選定	<p>「除外用方法指図書に係る情報」を確定拠出年金法第22条に定める事業者の責務を果たすための必要な範囲の情報として、運営管理機関から事業者へ連携することを可能としたい。</p>	一般社団法人 信託協会 厚生労働省 金融庁	<p>除外用の方法を選択して運用の指図を行っている加入者等への同意取得は、運用関連運営管理機関が行う必要があります。</p>	<p>確定拠出年金法第22条、第26条、第99条</p>	検討を予定	<p>商品除外的な手続きについては、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論も踏まえて検討を進めているところであり、ご指摘の点も含めて引き続き検討します。</p>			
288	令和5年12月15日	令和6年2月16日	DeCoの最低掛金額5,000円の制度廃止	<p>「個人型年金規約第73条第2項」に定める最低掛金額5,000円の制度を廃止していただきたい。</p>	一般社団法人 信託協会	<p>個人型年金規約において、拠出期間の加入者掛金額の単位は、5,000円に当該拠出に係る拠出期間の月数を乗じた額以上と定めています。</p>	<p>個人型年金規約第73条第2項</p>	検討を予定	<p>DeCoの掛金の在り方については、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論も踏まえて検討を進めているところであり、ご指摘の点も含めて引き続き検討します。</p>			
289	令和5年12月15日	令和6年2月16日	中小事業主掛金納付制度(DeCo+)の実施条件の見直し	<p>「中小事業主掛金納付制度(DeCo+)の実施条件は「企業型年金及び確定給付企業年金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主」となっているが、確定給付企業年金を実施している厚生年金適用事業所の事業主についてはDeCo+の実施を可能とするよう条件を見直していただきたい。</p>	一般社団法人 信託協会 厚生労働省	<p>中小事業主掛金納付制度(DeCo+)については、事業主の要件として、企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金を実施していない中小事業主として、従業員が100人以下の事業主としております。2020年10月に、従業員要件が100人以下から300人以下に拡大されました。</p>	<p>確定拠出年金法第55条第2項第4号、第68条の2</p>	検討を予定	<p>中小事業主掛金納付制度(DeCo+)の要件について、令和2年改正法附則及び私的年金制度の普及促進の観点から、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論も踏まえて検討を進めているところであり、ご指摘の点も含めて引き続き検討します。</p>			
290	令和5年12月15日	令和6年2月16日	他制度掛金相当額の経過措置の継続適用について	<p>「企業型DCの掛金又はDBの給付設計の見直しを行う場合、他制度掛金相当額の経過措置を適用することができなくなるから、次に該当する給付の変更については、経過措置を維持できるように見直しをいただきたい。」</p> <p>1) 定年延長に連動させる範囲での変更</p> <p>2) 定年延長による他制度掛金相当額の経過措置の継続適用が不可となる取扱いとされている。(確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第19号附則第2条))</p> <p>3) 定年延長による雇用確保等が物価・賃金上昇に対する企業・従業員の関心は近年ますます増している。このような環境の変化を反映する形で、確定給付企業年金制度は柔軟に運営されるべきと考えられている。企業型DCの拠出上限額を引き下げ、定年延長や物価・賃金上昇に伴う給付改善等の制度変更の実施を阻害する可能性があるため、見直しを提案するもの。</p>	一般社団法人 信託協会 厚生労働省	<p>2024年12月より、確定拠出年金(DC)の拠出限度額について、確定給付企業年金(DB)等の他制度の掛金額の実態を反映し、公平で適切な算定方法に見直されます。また、確定給付企業年金(DB)等の他制度掛金相当額の算定については、経過措置が設けられております。</p>	<p>確定拠出年金法施行令及び厚生年金制度の普及促進の観点から、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論も踏まえて検討を進めているところであり、ご指摘の点も含めて引き続き検討します。</p>	<p>確定拠出年金法施行令及び厚生年金制度の普及促進の観点から、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論も踏まえて検討を進めているところであり、ご指摘の点も含めて引き続き検討します。</p>	対応不可			

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
291	令和5年12月15日	令和6年2月16日	登記事項証明書の請求方法として、「不動産所在事項又は不動産番号」に「〇番〇の元地」を追加すること	R4規制改革56提案(55に変更)は、分筆によって元地に枝番号が付される場合は新地の原因で変更後の元地地番も併記するしたものである。〇不動産登記法が定める証明書の請求方法として、「不動産所在事項又は不動産番号」(規則195条1項)を併記しなければならぬとされている。しかし、分筆新地の原因で元地に枝番号が追加されたら登記記録上は枝番号なしの地番しか知り得ず、不動産所在事項を正しく登録することができない。〇〇番〇の元地という記載は地番ではなく、「不動産所在事項」ではないからだ。〇法務省は変更後の分筆元地地番が分りなくとも「分筆元地の手がかりが全くなく」ということはありません。	一と回答するが、枝番号を併記していけば元地にたり着けるという発想で現状肯定する政策立案者は危険である。〇元地にたり着くまでに、いったいいくらかかるんですかね?〇分筆新地の原因で変更後の分筆元地地番を登録することが現行制度下で対応可能であり、御指摘の対応は差し支えないならば、法務省が想定する証明書請求手続は「総当たり請求手続」による。〇変更前の元地地番を「手がかり」と呼んでいる時点で、政策立案者は手続負担者と発行窓口の手間をイメージできていない。〇こんな非効率な証明書発行手続でどうやって国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資する(1)案)のからしめたが、法務省である不動産登記規則に、証明書請求用紙の記載方法として「不動産所在事項又は不動産番号」の理由に〇番〇の元地を認めるべきである。〇そもそも、この方法にしても高コストであり、国民負担は大きい。〇民間委託されている証明書発行業務で委託業者が元地地番の調査を怠るようになるから、その人員が委託費として上乗せされるから。〇また、登記情報提供サービスとしてプログラム修正が必要になり、民事訴訟法は1件あたりのかけ数を増やすよう請求するのなら、〇として、この調査の手続に対応するた、法務省は登記情報システムに〇番〇の元地を検索可能とするプログラム修正とデータ整備が必要になる。〇手づかしのコストが高くて、〇しかし、分筆新地より若い枝番号を総当たりで請求させるのを回避するには〇番〇の元地という請求方法を認めるしかない。〇この高い手続コストは、現状適認な政府を擁する国民が支払うツケである。	商業登記センター	法務省	登記事項証明書の交付の請求には不動産所在事項又は不動産番号を提供しなければならないとされている。不動産登記規則第193条第1項第2号	対応不可	御提案の「元地」が具体的に何を示すのかわかりませんが、対応は困難です。		
292	令和5年12月15日	令和6年2月16日	商工会解散時の商店街関連財産の円滑化・負担軽減	商工会が解散する際に残存財産を処分しますが、アーケード設備・防犯灯等の商店街関連財産を後継となる商店街組織への譲渡が円滑に進むようしてください。	商工会が存在する場合、商店街組織は商店街振興組合として法人化することができないという規制がありました。このため、商工会地区の商店街組織は、復元上、財産購入等を商工会名義で行うことがありませんでした。商工会は、商店街から出た資金を元手に購入した買収の商店街関連財産を多く保有しています。しかし、商工会が解散した場合、これまで保有してきた商店街関連財産を、商工会が存在しなくなることでようやく法人化できる商店街組織に引き渡す際、商店街組織に受贈益が発生する形になり、とても大きな税負担が発生します。元々、規則により法人化できず、在り方(商工会名義)で取得した財産を戻してもらうというだけなのに、なぜ商店街は最後まで商工会に困らなければならないのでしょうか。過去の規制によって生じた不利益をこれ以上拡大させることのないよう、商工会解散時に商店街関連財産を商店街組織に帰属させる場合の円滑な円滑化・負担軽減を実現したいと考えています。例え、商工会法に法人分割・組織変更の規定を設けて、解散時に、商店街相当部分を分離し、残余財産の譲渡という形をとらなければならず、商工会解散時の財産譲渡に税制の特例を設けると、色々と方法はあります。ただ商工会から商店街関連財産を負担なく商店街に渡してもいいだけなのです。	個人	経済産業省	商店街振興組合法第6条においては、商店街振興組合は市(特別区を含む)の区域にのみ設置できることが規定されています。また、同法別編第5条及び別編第5条第2項においては、法律の施行の際に現に市の区域に商工会が設置されている場合には、商店街振興組合を設立できないことが規定されています。商工会法第52条の2においては、合併の手続きが規定され、同法第52条の6第2項は、合併によって消滅する商工会の権利義務を承継する商工会が承継する旨が規定されています。他方、他の法人への組織変更等については、規定されていません。そのため、商工会同士の合併と見做ると、その他法人への資産の移転には、税負担が多くなる場合があります。	商店街振興組合法、商工会法	対応不可	商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図る等のための団体であり、国民経済の健全な発展に寄与することと目的としていることから、たとえば、商工会に法人分割・組織変更規定を導入し、負担を軽減する必要があると考えます。なお、商工会同士の合併については商工会法において規定があり、法人税法等における税負担の軽減が図られます。	
293	令和5年12月15日	令和6年1月19日	農協への出資額の自由化	農協法26条では、(1)組合員が出資口数を減少できる場合を次のように法定している。 I 事業の休止 II 事業の一部を廃止 III その他やむを得ない事由 但し、この事由は、個々の場合に於いて理事会が認定することになるが、通常は、「自己破産等の一身上の重大な理由が発生した場合に」出資口数を減少し得ると解釈されている。 しかしながら、最近の農協の広域合併に伴い、組合員との接点である支店の統廃合が頻繁に行われており、当地域でも農協本部の統廃、支店機能の縮小、統廃合が行われることとなる。さらに当農協では組合員への事前説明会も開催せず、取次者受取後の報告で行ってしまっている。 このように出資当時の前提と比較し、広域農協と組合員の関係が希薄化しているが、これは農協側の都合にはかからない。 このような情勢下において、なお従前の出資額を維持する理由は見いだせない。農協の利用状況、農協との信頼関係が変化する中において、適正な出資額に調整することの自由化を求めたい。 なお、完全な自由化を求めるものでなく、自由脱退に準じた年制年度や事業年度の終わりの時期の減額など、農協法の他の事項に準じたものであってもよい。	農協法26条では、(1)組合員が出資口数を減少できる場合を次のように法定している。 I 事業の休止 II 事業の一部を廃止 III その他やむを得ない事由 但し、この事由は、個々の場合に於いて理事会が認定することになるが、通常は、「自己破産等の一身上の重大な理由が発生した場合に」出資口数を減少し得ると解釈されている。 しかしながら、最近の農協の広域合併に伴い、組合員との接点である支店の統廃合が頻繁に行われており、当地域でも農協本部の統廃、支店機能の縮小、統廃合が行われることとなる。さらに当農協では組合員への事前説明会も開催せず、取次者受取後の報告で行ってしまっている。 このように出資当時の前提と比較し、広域農協と組合員の関係が希薄化しているが、これは農協側の都合にはかからない。 このような情勢下において、なお従前の出資額を維持する理由は見いだせない。農協の利用状況、農協との信頼関係が変化する中において、適正な出資額に調整することの自由化を求めたい。 なお、完全な自由化を求めるものでなく、自由脱退に準じた年制年度や事業年度の終わりの時期の減額など、農協法の他の事項に準じたものであってもよい。	個人	農林水産省	農協法26条(昭和22年法律第132号、以下「農協法」という。)第26条第1項は、「出資組合の組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他やむを得ない事由がある」と認められるときは、定数の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。と定めています。ここでいう「その他やむを得ない事由」が認められる例としては、組合員一身上の重大な理由が発生した場合(破産等)とあると解釈されています。	農協法第26条第1項	対応不可	広域合併した農協における事業運営の決定プロセスについての問題提起と出資口数を減少させることによる農協への意思反映についての課題を提起したことが、農協法第26条第1項は、出資口数の減少が農協の出資総額を減少させるものであり、農協の事業運営に、農協の債権者に対しても影響を及ぼすものであることから、組合員の出資口数を減少することができる場合は、真にやむを得ない場合に限るべきとの考えの下で定められた規定であり、必要ものと考えられています。その一方で、農協は、農業者の相互救済を目的に、農業者組合員とつって設立される人的結合であり、組合員が農協の構成員として組合の事業運営に参画するための組合員の権利として、議決権(出資口数)に関わらず正組合員は各々一議決権を有する。農協法第16条第1項、役員・総代の選挙権(農協法第16条第1項)、臨時監事担任請求権(農協法第48条第3項)、役員選出請求権(農協法第30条第1項)などが認められています。広域合併を行った農協において総代権を認めている場合、組合員は自ら選挙によって選出された総代を通じて、農協の事業運営に対する意思反映を行うことができることとされています。農協の事業運営に対する組合員の参画については、こうした法的な権利に基づく意思反映のほか、意見聴取や座談会など農協が組合員の意思反映の任意の機会を設けていることも多く、こうした意思反映の機会も活用されているものと認識しております。また、理事の定数の少なくとも3分の2は正組合員でなければならない(農協法第30条第1項)こととされており、組合員と自ら理事になることにより、農協の事業運営に携わることと可能となります。	
294	令和5年12月15日	令和6年1月19日	外国の資産運用会社に投資する際の業務範囲規制緩和	「貯蓄から投資」の促進が重要とされる中で、我が国における資産運用業高度化の必要性が増加。海外資産の運用力を強化しつつ、我が国の顧客ニーズに沿った質の高い商品ラインナップを拡充する方法の一つとして、我が国AM会社と投資が「国主AM会社を保有する金融グループ」による、海外AM会社の買収を促進することは有効と考えられます。しかしながら、海外においては、資産運用会社自体が投資資産の価値の維持・向上のため、投資資産の買収に応じ、一部他業を営んでいるケースも多く、現行法の下では日本の銀行又は銀行持株会社が海外のAM会社を子会社等にすることができないことが多い。 また、近年、資産運用の領域における利益は堅調に増加傾向。そのため、外国の資産運用会社へ出資・買収することは、「海外で稼ぐ力」として令和3年改正銀行法の趣旨にかなうものである。	「貯蓄から投資」の促進が重要とされる中で、我が国における資産運用業高度化の必要性が増加。海外資産の運用力を強化しつつ、我が国の顧客ニーズに沿った質の高い商品ラインナップを拡充する方法の一つとして、我が国AM会社と投資が「国主AM会社を保有する金融グループ」による、海外AM会社の買収を促進することは有効と考えられます。しかしながら、海外においては、資産運用会社自体が投資資産の価値の維持・向上のため、投資資産の買収に応じ、一部他業を営んでいるケースも多く、現行法の下では日本の銀行又は銀行持株会社が海外のAM会社を子会社等にすることができないことが多い。 また、近年、資産運用の領域における利益は堅調に増加傾向。そのため、外国の資産運用会社へ出資・買収することは、「海外で稼ぐ力」として令和3年改正銀行法の趣旨にかなうものである。	郵務総局	金融庁	銀行法第16条の2第6項第1号 銀行法施行規則第17条の4の4	銀行法第16条の2第6項第1号 銀行法施行規則第17条の4の4	銀行法第16条の2第6項第1号 銀行法施行規則第17条の4の4	外国特定金融関連業務会社は、銀行グループの「海外で稼ぐ力」の強化の観点から、2021年の銀行法改正により新たに設けられた制度であり、当該会社が主として営む業務に新たな業務を追加するには、当該制度趣旨や制度の運用状況、具体的なニーズを踏まえて慎重に検討する必要があります。	

規制改革・行政改革ホワイト検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
295	令和5年12月15日	令和6年2月16日	クレカ積立の上限10万円を撤廃もしくは引き上げ	<p>一人一人に対する信用の供与の上限10万円の撤廃もしくは引き上げ(～60万円等※)</p> <p>※新NSAの投資枠は最大360万円/年につき、30万円/月積立、クレジットカードの引落しを勘案し上限60万円/月の想定のもと記載)</p> <p>・クレジット決済に伴う過当取引への対策は、金融商品取引業等に関する内閣府令第148条において2か月未満の期間内一括決済(「累積投資契約」等の規定があること。また、クレジットカード会社には割戻販売法により支払可能額が超過等の、信用供与に係る規制が課されていること等、別途検討されていることから、過剰投資に伴う顧客の財務状況悪化等の懸念を抑制する仕組みは既に存在</p> <p>・足許では、「貯蓄から投資へ」の流れ、新NSA制度における年間投資枠拡大等を受け、個人投資家の資産形成は一層積極が高まる見込み。</p> <p>・その一方で、カード積立の上限が実質5万円となる現行の制度は二重規制となっており、投資機会の損失が生じ得る。</p> <p>・顧客にとってカード積立は利便性・利得性が高く、利用者数は年々増加傾向にあり、上限引き上げにより顧客の投資機会の拡大が期待される。</p> <p>・投資家の利便性向上、国民の安定的な資産形成の促進への寄与が考えられることから、上限撤廃もしくは引き上げ(～60万円等※)を要する。</p> <p>※新NSAの投資枠は最大360万円/年につき、30万円/月積立、クレジットカードの引落しを勘案し上限60万円/月の想定のもと記載)</p>	都銀懇話会	金融庁	<p>金融商品取引業者等は、原則として、金銭の貸付けその他信用の供与を条件として有価証券の売買の委託等を行う行為が禁止されていますが、①証券等を提示し、又は通知した個人から有価証券の売買の委託等を行う行為であつて、当該個人が当該有価証券の対価に相当する額を且本条の期間内に一括して支払ない、当該額が金融商品取引業者等に交付されること、②同一人に対する信用の供与が10万円を超えなこととならないこと、③当該有価証券の売買が累積投資契約によるものであること、といった特定の要件の全てを満たす場合は例外とされています。</p>	金融商品取引法第44条の3(第1項)第1号、金融商品取引業等に関する内閣府令第148条第2項、第149条第1項、第149条の2第2号、第150条第1号	対応	金融審議会市場制度ワーキンググループ「資産運用に関するタスクフォース報告書」(令和5年12月12日公表)における提言を踏まえ、令和5年12月19日に、「金融商品取引業等に関する内閣府令」等の改正(案)」を公表しました。	
296	令和5年12月15日	令和6年2月16日	確定拠出年金運営管理機関及び資産管理に関する運用商品推奨・助言規制の緩和	<p>・政府による「新しい資本主義」の主要施策である「資産所得増進プログラム」では、家計に課税を投資につなげ、家計の取組の活性化と資産形成を促すことにより、中堅・大企業に投資し、成長産業への投資を促進し、経済の活性化に寄与する。この観点から、資産に投資しやすい環境の整備が図られている。</p> <p>・また、金融庁が2023年4月に公表した「資産運用業高度化プロセスレポート」では、わが国の企業型DCにおいて、元本保証型商品(預金や国債等)の割合が低い点がある点が指摘されており、また、わが国の投資信託の販売においてDC等選定を通じた購入者が少ない点も課題として挙げられ、「貯蓄から資産形成の流れを促すには、投資信託等の販売チャネルが多様化し、国民が金融サービスにより身近に感じられるようになること、また、様々な販売チャネルでアドバイス等のサービスの質を高め、含み損益を把握しやすくすることが重要」と整理されている。</p> <p>・上述の背景を踏まえたうえで、営業職員や加入者等向けサイトを通過した運用商品の推奨・助言を可能とする本要案は、税優遇のメリットや資産形成の機会の活用を促進することを通じて、政府方針が応援している課題解決にも資すると考えられる。</p> <p>・なお、個別の運用商品に係る推奨・助言を可能とするについては、例えば高い信託報酬率数値の商品を優先的に推奨するといった顧客本位でない商品提案がなされる虞もあること、加入者等から具体的な運用商品に関する推奨・助言の要望があった場合に当該商品に限定して対応することや、推奨・助言を行う場合に合理的な根拠等を明示する等の措置を講ずることなど対応可能であると考える。</p>	都銀懇話会	厚生労働省	<p>確定拠出年金運営管理機関が加入者等に対して、提示した運用方法のうち特定のもののについて指図を行うこと、又は指図を行わないことを勧めること、は認められていません。</p>	<p>・確定拠出年金法第100条第6項(兼「指図」)</p> <p>・確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第2号</p>	対応不可	<p>確定拠出年金は、運用結果に対する責任は加入者が負う年金制度です。そのため、加入者が自己責任を負うこと前提に、事業主や確定拠出年金運営管理機関の職業者が負うべき義務や禁止される行為等を明確化して、関係者は加入者の利益の尊重と忠実義務を履行する責任を負う必要があります。確定拠出年金運営管理機関は、運用結果に対する責任を負う個々の加入者に対して忠実義務がある一方で、個々の加入者に対して個別の運用方法を勧誘・推奨するとは利益相反の懸念が排除できないため、困難です。</p>	
297	令和5年12月15日	令和6年1月19日	「のれん」の規制的取扱いの見直し	<p>・日本の会計基準では、「のれん」の処理について、規則的に償却することが定められている。そのため、のれん償却費が買収企業の収益を継続的に圧迫することになるため、スタートアップ同士のM&A戦略並びに中堅・大企業による買収の阻害要因になっているとの指摘がある。</p> <p>・また、M&Aを通じてグローバルに展開しようとする場合で、「のれん」の償却負担も踏まえて価格設定を必要とする(但し、法人関係情報を利用した取組の禁止等の規制は撤廃せず)。</p> <p>・規制的取扱いを行う方法として「減損のみを行う方法」との選択適用を認めると、スタートアップのM&A促進に繋がることが期待される。</p> <p>・尚、IFRSを導入すれば、規則的取扱いは不要となるが、一方で、導入負担等の観点で国内スタートアップにはハードルが高い。</p>	都銀懇話会	金融庁	<p>のれんの会計処理については、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」第32項において、「のれんは、資産に計上し、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により、規則的に償却することとされている。」とされている。</p> <p>また、商業帳簿100号において、「規則的な償却を行う」方法と規則的な償却を行わず、のれんの償却が認められた時に減損処理を行う方法との選択適用は、利益操作の手段として用いられる可能性もあることから認めないこととされています。</p>	<p>「参考:企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」第32項(他)」</p>	その他	<p>左記「制度の現状」にも記載のとおり、「規則的な償却を行う」方法と「規則的な償却を行わず、のれんの償却が認められた時に減損処理を行う」方法との選択適用は、利益操作の手段として用いられる可能性もあることから認めないこととされています。</p> <p>また、国際的にも償却性の低下などを理由として、のれんの会計処理に係る選択適用は認められておらず、さらに、2023年6月に開催された企業会計審議会会計部会においても、のれんの会計処理に係る選択適用については投資家などから否定的な意見が寄せられています。</p> <p>このように鑑みると、のれんの会計処理に係る選択適用については慎重な検討が必要であると考えられます。</p> <p>また、条件に関しては、M&Aを促進させる要因となっているとの指摘があること、新しい資本主義のグロブライズン及びデジタル化促進2023年目標において、M&Aの促進に関する情報開示の経路として、「のれんの償却額を調整した利益(Adjusted EBITDA ベース)を決算短信において開示する等、投資家がM&Aの成果をより正確に把握できる方法を検討する。」として、23年12月、東京証券取引所において「パブリックコメント」に付された決算短信の付添資料(案)では、「経営成績」に関するその他の指標として、「のれん償却前利益」の開示が可能であることが明示されています。</p> <p>なお、我が国においては、企業会計の基準は企業会計基準委員会(ASB)において定められていることとされています。</p>	
298	令和5年12月15日	令和6年2月16日	登録金融機関における非公開融資等情報の取扱いの見直し	<p>・非公開融資等情報の授受禁止規制を撤廃し、顧客からの同意書有無に関わらず銀行内の融資業務担当者へ金融商品仲介業務等期間での顧客に係る情報共有を可能にする(但し、法人関係情報を利用した取組の禁止等の規制は撤廃せず)。</p> <p>・「提案理由」</p> <p>・顧客が便法に悩まわれ、かつ規制守りに伴う社内経費負担も増大しており、規制撤廃を提案するもの、</p> <p>・金融の社会的意義、企業家等による個人資産の証券型投資運用需要の高まりを受け、銀行では法人営業担当(＝融資業務担当者)と個人営業担当(＝金融商品仲介業務担当者)の垣根をなくし、取引先企業の資産及び代表者等個人の資産を立克ち活用するための最適な提案の必要性が高まっている。</p>	都銀懇話会	金融庁	<p>登録金融機関において、金融商品仲介業務に従事する役員・使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を、融資業務若しくは金融機関に融資業務に従事する役員・使用人から受領し、又は融資業務若しくは金融機関に代業に従事する役員・使用人に提供することは禁止されています。</p>	<p>金融商品取引法44条の2第2項第3号</p> <p>金融商品取引業等に関する内閣府令第150条第5項</p> <p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針附一―1(8)</p>	その他	<p>上場企業等の情報授受規制及び手続きの簡素化については、金融審議会市場制度ワーキンググループ第二次報告(令和5年1月18日公表)における提言を踏まえ、令和6年2月20日、金融商品取引業等に関する内閣府令等を行って、上場企業等を対象とした新たなソフトウェア制度の導入を促しています。</p> <p>ソフトウェア規制に関するその他の事項については、同ワーキンググループ第二次中間整理(令和5年12月2日公表)における「融資情報管理と利益相反管理、越境的地域の運用防壁の効率的な構築等の利用者保護の状況と適宜に併走しながら、外務省の二重登録禁止規制や、中堅・中小企業・個人顧客の情報の取扱い等」に関する「ソフトウェア規制のあり方」について、利用者利便の具体的な向上にどのようにつながるかといった観点から、引き続き検討を行うことが考えられる。この提言を踏まえ、今後引き続き同ワーキンググループにおいて検討していく課題です。</p>	

規制改革・行政改革ホワイト検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
303	令和5年12月15日	令和6年1月10日	海外の組合へのLP出資に係る議決権保有制限緩和	<p>-海外の団体へのLP出資を通じて取得・所有する国内の事業会社の株式等についても、日本の組合へのLP出資を通じた場合と同様に、議決権を行使できます。かつ、業務執行組合員等に対し議決権行使についての指図ができない場合には、銀行法上のルール等の区分が不明瞭にあり、海外からのLP出資が、日本企業へ投資を行い、その結果、海外からの取手等を通じて、銀行がその日本企業の議決権を超過保有すると見られる場合においても、当局承認を不要とする。</p> <p>-議決権を行使できます。かつ、業務執行組合員等に対し議決権行使についての指図ができないにもかかわらず、日本と海外とで規定が異なることで、海外の団体へのLP出資を通じて株式等の取得にあたって障害となり得る。</p>	<p>議決権を行使できる。かつ、業務執行組合員等に対し議決権行使についての指図ができないにもかかわらず、日本と海外とで規定が異なることで、海外の団体へのLP出資を通じて株式等の取得にあたって障害となり得る。</p>	都銀懇話会	金融庁	<p>投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合を除く。)等については、議決権を行使することができない旨の規定があります。海外における同様の契約に基づき取得し、又は保有する株式等の取扱いに係る明示的な規定はありません。</p>	銀行法施行規則第1条の3第1項第3号、第4号及び第5号並びに第5項	検討を予定	<p>子会社の判定を行うにあたっては、親会社となる会社が実質的に子会社に対して議決権を行使しうるか否かという点を考慮することとし、このことから、株式等に係る一定の議決権については、銀行法の議決権保有制限の適用となる議決権に該当しないこととしております。</p> <p>海外の組合へのLP出資を通じて取得し、又は保有することとなる株式等に係る議決権の取扱いについては、制度趣旨も踏まえ検討してまいります。</p>
304	令和5年12月15日	令和6年1月10日	産業競争力強化法に基づく革新的技術研究成果活用事業専門強化債務保証制度の拡充	<p>-大型の設備資金等以外に、ベンチャーキャピタルからのエクイティによる資金調達に対する期間的な資金需要を対象とした交付についても、一定の条件(※)を満たした場合に債務保証が可能な制度設計を提案するもの。</p> <p>-(※)例:1年以内に払込が完了するエクイティファイナンスに向けたつぎ資金(「革新的技術研究成果活用事業活動の促進」における指針における資金使途(上記要件を超過))</p>	<p>-同制度に基づく債務保証制度は、研究開発型スタートアップ企業における大型の設備投資等を念頭に置いており、原則3年以上の長期資金が対象。 -大上場のスタートアップ企業における資金調達手続としては依然ベンチャーキャピタル等からのエクイティによる資金調達が大半を占めるも、資金調達ニーズ急増から投資契約締結・出資金額の払込みに係る期間的な資金需要に対するニーズは依然旺盛。 -かつから資金ニーズに対しては、本邦金融機関の審査ノウハウ等は根拠を失墜途上であり、一定の政府支援を備ながらの知見蓄積・対応力強化による円滑な資金提供環境の確立を目指すべく、制度の拡充検討を願するもの。</p>	都銀懇話会	経済産業省	<p>本制度は、ディープテック(大規模研究開発型)スタートアップの量産体制整備のための資金等に係る民間金融機関からの融資を対象としています。</p>	産業競争力強化法 第21条の5 革新的技術研究成果活用事業活動の実施に関する指針 一イ②①-③、④	対応不可	<p>産業競争力強化法第二十一項において、「革新的技術研究成果活用事業活動」とは、新事業開拓事業者が自ら行った革新的な技術の研究の成果を活用して行う事業活動であつて、その実施のために外部からの資金の借入れを受けることが特に必要なものとして経済産業省令で定めるものをいう。とされており、このことから、本制度はスタートアップが革新的技術研究成果を活用して事業活動を実施するために資金の借入れを受けなければならない旨の債務保証を行うものとなっており、資金用途を限定しているところ、つぎ資金に係る費用は対象外と整理されています。</p> <p>なお、つぎ資金に係るニーズはディープテック(大規模研究開発型)スタートアップに限定されるものではなく、仮にディープテック以外のスタートアップへの適用を検討する場合は、革新的技術研究成果活用事業活動の制度趣旨の範囲を超えることとなります。</p>
305	令和5年12月15日	令和6年1月10日	銀行グループに属するベンチャーキャピタルファンドによる出資先への議決権の柔軟化	<p>-銀行法上の銀行グループに属するベンチャーキャピタル企業並びに当該が無責任組合員を有する投資事業有限責任組合が、事業への出資先への出資先による議決権の柔軟化を目的として議決権を有する場合は、上記調整の取扱いを除外することを提案するもの。</p>	<p>-現在、政府において、2024年にも投資事業有限責任組合(LPS法)を改正し、投資事業有限責任組合が、出資の対価として出資先別当り等の資産を保有することが検討されていると認識。 -他方、たとえLPS法改正が行われたとしても、上記監督指針により、銀行グループに属する投資事業有限責任組合は、斯かる企業への出資が想定し「状況」少なくとも、銀行グループに属さない投資事業有限責任組合対比では、出資の対価として借付資産を付与する企業への出資が加減しない可能性が高い。 -然しながら、欧米と比べ、我が国では従前から、銀行グループに属するベンチャーキャピタル企業や当該が無責任組合員を有する投資事業有限責任組合が、ベンチャー企業や他のベンチャーファンドに対する出資の志強い手となっている。そのため、仮にLPS法改正されたとしても、同監督指針が存在する状況下では、国内ベンチャー企業等が借付資産を執行して行う資金調達や、配当としての借付資産付与が、実際にハードルが取りやすいこととなる懸念が存在。 -斯様な懸念が生じるとは、LPS法改正の趣旨と相反し、上記要請を行うもの。 -尚、2020年5月に監督指針が施行された時点では、借付資産発行による資金調達や配当としての借付資産の付与を行っているベンチャー企業等は極めて少かつたが、近年ではこれらのニーズを持つ企業は増加し、出資への対応の一部として、我が社で発行する借付資産を付与したいという声なども顧客から実際に寄せられている状況であり、上記規制緩和に対する社会的要請も高まっているものと考えられる。</p>	都銀懇話会	金融庁	<p>銀行グループによる借付資産の取得は必要最小限の範囲とする必要があり、かつ、銀行グループの業務において、借付資産の取得、保有又は処分等(借付資産を事実上の投資対象とするファンド)に対する出資等の間接的方法によるものを含む、以下「借付資産の取得等」という。が同じ場合には、銀行の固有業務の遂行への支障や他グループとして重大な影響等を生じしおそれがないよう、十分な調整が実行されている必要があります。</p> <p>銀行グループにおける借付資産の取得等については、上述のとおり、施行規則第13条の6の9及び第13条の6の10に基づく調整がなされている必要があります。</p>	主要行等向けの総合的監督指針-6	検討を予定	<p>銀行グループによる借付資産の取得等に関しては、LPS法改正の趣旨に加えて、子ロ資金供与やマネーローディングに利用されるリスク、価格変動リスク、システムリスクのほか、銀行グループが保有する借付資産の取扱いに関する国際的な議論等の動向を踏まえ、慎重に検討する必要があります。</p>
306	令和5年12月15日	令和6年1月10日	投資専門子会社の業務範囲拡充	<p>-投資専門子会社による、出資先等以外のコンサルティング業務も可能とする -コンサルティング業務には、投資専門子会社による出資案件のほか、銀行投資案件に関する業績評価、顧客モニタリングに関する各種サポートを含む</p>	<p>-投資専門子会社には投資管理のノウハウが集約・蓄積されることから、投資業務以外にも、銀行本体からの直接出資先への案件ソーシングや期中管理(モニタリング)を委託して欲しいとのニーズあり、もともと、ニーズに応えるためには、現状、投資専門子会社の定款から外注を仰いでいる。 -投資管理のノウハウが集約・蓄積されていることから、銀行や他業種からの業務委託は今後も増加して欲しいと考えられる。</p>	都銀懇話会	金融庁	<p>銀行の子会社の業務範囲は、法令において規定されている範囲に限られています。 投資専門子会社の業務は、出資等とそれに付帯する業務及び出資先等に対するコンサルティングなどの一部業務に限定されています。</p>	銀行法第16条の2第1項第1号 銀行法施行規則第17条の2第1項	検討を予定	<p>投資専門子会社の業務範囲については、金融審議会「銀行制度等ワーキンググループ」(2020年)の議論を踏まえ2021年に業務範囲を拡充する改正を行ったところですが、当該議論やその後の運用状況を踏まえ、更なる改正の必要性について検討してまいります。</p>
307	令和5年12月15日	令和6年1月10日	保険募集の再委託・使用人業務禁止規制の緩和	<p>-再委託及び再委託を受ける者が同一の銀行持株会社グループに属する場合に限り、保険募集の再委託及び保険募集に従事する使用人の業務を許していたたい。</p>	<p>-銀行の店舗戦略や業務運営の要請が進められている中、経営統合の結果として生じた同一地域に所在する営業所について、複数の銀行が共同で営業所を設置し、一方の銀行が他方の銀行から委託を受けて登録金融機関業務等の業務を行う等の取組みが進められている(主要行等向けの総合的監督指針注-3④1-2)。 -一方、保険募集行為については銀行(生命保険募集人)に所属する職員を配置する必要があり、顧客へのサービスの質向上を目的とした効率的な経営資源配分の阻害要因となっている。 -保険募集の再委託が原則として禁止されている主旨は、保険会社の管理・監督が及ばない再委託が制限なくなることによる不適切な保険募集を防止することと理解。 -銀行には既に適切な地位を不当に利用した保険募集の禁止、他の銀行取引等に影響を及ぼさないことについての説明義務等が措置されており、加入同一の銀行持株会社グループに属する銀行においては、保険会社との間で直接に委託契約を締結していても、委託者である同一グループ内の銀行や銀行持株会社によるガバナンスのことで保険募集の適切性を確保することは充分可能であると考え。 -保険募集に従事する使用人の業務については、保険募集行為の責任の帰属先が不明確になるという懸念が生じ得るが、例えば、銀行代理店制度では複数の所属金融機関の銀行代理店業務を委託しこれを制度上認めたと責任の帰属先を明確にする仕組みを導入することで責任の取扱いが図られており、保険募集行為についても同様の仕組みを導入すれば責任の帰属先が不明確になることは回避可能であると考え。</p>	都銀懇話会	金融庁	<p>保険会社等を再委託者とする保険募集の再委託に関しては、同一グループ内の所属保険会社等の許諾等を要件に、内閣府理大臣の認可を受けたときに限り行うことができます。 また、原則として、生命保険会社又はその委託を受けた者は、他の生命保険会社の生命保険募集人に対して、保険募集の委託又は再委託をしてはならないほか、生命保険募集人、所属生命保険会社以外からの委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて保険募集を行うこと等ではないこととされています(一社専業制)。ただし、例外として、保険募集に係る業務執行能力その他の状況に照らして、保険契約等の保護に欠けるおそれがない場合には、一社専業制を適用しないこととされています。</p>	保険業法第275条第3項、第282条	対応不可	<p>保険業法において、再委託者の指導監督責任は保険会社が負うこととされているところ、ご提案における再委託者たる銀行は代理店であり、再委託者に対する適切な指導監督を確保する観点から、ご提案については対応困難です。 また、保険業法第282条第3項の規定に基づき、複数の保険会社からの委託を受けることにより、ご提案において期待される効果を得ることは可能と考えられます。</p>

規制改革・行政改革ホワイト検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
308	令和5年12月15日	令和6年1月19日	銀行グループに属するリース会社に係る収入制限規制等の緩和又は緩和	・収入制限規制・附属業務規制の解除 ・不動産オペレーティング・リースの解禁	・金融圏域に限らず、顧客ニーズが多様化・高度化する中、銀行リース会社におき、オペレーティング・リースに係る顧客ニーズに応じた提供が難しく、適正な競争環境が整備されていない状況 ・規制格差の是正により、グローバル化が促進され、顧客ニーズに沿った柔軟なリース条件設定が可能となることは、顧客本位の業務運営に資するのみならず、金融・リース業界の健全化にも寄与するもの。 ・リースを主たる業務とする会社にも現行の規制が適用されるため、顧客ニーズへの柔軟な対応が困難となっており、規制の趣旨を踏まえても、当該規制を適用する合理性が乏しいと考えられる。 ・リース会社は銀行規制においてもオペレーティング・リースの取り扱いが認められており、物件の保リスクを管理する態勢やノウハウも蓄積出来ていることから、本規制の撤廃に伴う物件保リスク等についてはコントロール可能と考えられる。	都銀懇話会	金融庁	銀行、銀行持株会社の子会社が営むリース業務について、融資と同様の形態(いわゆるファイナンス・リース)に係る収入を総リース収入に占める割合の50%以上とすること、及びリース業務に附帯する業務による収入を総リース収入に占める割合を上限として10%とするという規制が設けられている。 また、不動産を対象としたリース契約に当たっては、銀行系リスク形態として一般向け不動産業務を営むといった物業禁止の趣旨の滞りを防ぐ観点から、教育・文化施設、社会福祉施設等の公的な施設の整備・運営に係るものを除き、いわゆるファイナンス・リースに限って認められております。	銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件第2条 主要等向けに総合的な監督方針(3-3-3-1(2)) 中小・地域金融機関間向け総合的な監督方針(4-4-7-1(2))	検討を予定	銀行、銀行持株会社の子会社が営むファイナンス・リース以外のオペレーティング・リースについては、様々な形態があり、銀行業務との機能的な相違やリスクの同質性の確保の観点から検討を行う必要があります。 また、銀行子会社でありリース会社が、不動産を対象としたオペレーティング・リースを営むことについては、銀行に物業禁止が課せられている趣旨に鑑み、銀行の健全性確保の観点から、慎重に検討を行う必要があると見られます。
309	令和5年12月15日	令和6年1月19日	証券専門会社の業務範囲規制の緩和(現物決済される外国商品市場取引の紹介業務)	・証券専門会社が商品を決済終了後に保有せず、かつ、商品の保管・運搬に伴い発生する危険を負担しない外国商品市場取引については、証券専門会社が紹介を行うことのできるよう緩和して頂きたい。	・証券専門会社が従事できる外国商品市場取引は差金決済取引に限られており、現物決済取引については顧客ニーズに応えられない状況となっている。証券専門会社が取引当事者とならず紹介のみを行うケースにおいては、取引決済方法に拘らず「証券専門会社」して現物に係るリスクを負うべきでない。現物取引を容認したい子会社等業務範囲規制の緩和も踏まえ、証券専門会社の観点から、(1)当該売買取引に係る商品の決済の終了後に保有することとならないこと、(2)当該売買取引に係る商品の保管又は運搬に伴い発生する危険を負担しないこと、の要件を満たす現物決済取引の紹介が可能なよう緩和して頂きたい。 ・なお、銀行本体が紹介する場合についてもリスクの状況により異なりはなしと考えられる。	都銀懇話会	金融庁 経済産業省 農林水産省	銀行及び銀行の子会社が代理又は媒介を行うことができる外国商品市場取引は、差金決済取引に限られています。	銀行法第10条第2項第19号、第16条の2第1項第2号 銀行法施行規則13条の2の3、第17条の2第2項第3号	検討を予定	銀行及び銀行グループの経営の健全性に与える影響等を踏まえ、銀行及び銀行の子会社が紹介等を行うことができる金融等デリバティブ取引は一定の要件を満たすにも限られていますが、制度趣旨を踏まえ、改正の必要性について検討して参ります。
310	令和5年12月15日	令和6年1月19日	銀行及び金融関連事業者が営む経営相談業務の拡充	・銀行及び金融関連事業者が営む経営相談業務の拡充(経営相談の業務効率化)の推進を促すこと。また、事業者等の経営改善に関する電子計算機のプログラムの販売・代理・媒介が含まれることの明文化。	・「アフターコロナやサステナブルな社会の実現を見据え、業務効率化や生産性向上はあらゆる事業者等の重要な課題となっている一方、業種や規模によってその取り組みには進捗差が見られる。 ・特に中小企業においては、人口減少等による人手不足への対応、生産性向上や競争力強化の観点から業務のデジタル化が急務となっている一方、全経営指針入会中小企業革新推進関係会の調査(2021年7月)によれば、デジタル化の取り組みが進んでいない中小企業や、デジタルツールを導入済みではあるものの十分に活用されていない中小企業が多く見受けられる状況。 こうした状況に対し、自発的に事業者等との対話を進んで多様な課題を把握できる銀行グループが事業者等の業務のデジタル化をコンソリドして支援することができれば、実効的かつスピード感をもった業務効率化や生産性向上を促すことが可能となる。 ・具体的には、銀行や金融関連事業者が事業者等とのコンサルティングを通じて確認された課題に対し、提携スタートアップ等との連携を通じて、経営改善の提案を行うことと想定。 ・経営相談の実施を前提とする「関連する事務の委託」として許容すること、プログラム販売の代理・媒介が無限定に広がることと想定される。 ・なお、現行規制下においても、銀行や金融関連事業者が営む経営に関する相関等に関連する「事務の委託」として、事業者等の委託を受けて適切なプログラムを選択・代理購入して導入・構築を支援することは可能であると見られる。	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行の子会社は顧客企業等に対し経営相談の実施や経営相談内容に関連する事務の委託を行うことができます。	銀行法第10条第2項第21号、第16条の2第2項第2号 銀行法施行規則13条の2の5第1号、第17条の2第2項第15号	現行制度で対応可能	銀行及び銀行の子会社は顧客企業等に対し経営相談業務を行うこと、あるいは、経営相談内容に関する事務の委託が認められています。 経営相談や助言として、顧客企業等に対してデジタル化の観点から助言等業務を行うことは経営相談業務に代えて実施すること、当該助言を受けた顧客企業等に対して適切なプログラムの選定等を行うことは経営相談内容に関する事務の委託として実施することが可能であり、また、その一環として、当該プログラムの販売の代理・媒介等を行うことも可能であると見られます。 なお、プログラムの販売の代理・媒介等が可能な場合は、あくまでも経営相談等業務の一環として行われる場合に限られます。
311	令和5年12月15日	令和6年2月16日	スタートアップ企業等の成長を支援する観点から、一定の弊害防止措置(情報提供義務や、監督指針への機能的地位の適用・利益相反の防止に係る影響評価の明記、複数取引による株券非実定の防制)等を踏まえて、相手先企業価値向上促進(スタートアップ)やデジタル化投資支援(スタートアップ)から出資を受け入れるベンチャーキャピタル・ファンドから出資を受け入れるベンチャーキャピタル・ファンドによるスタートアップ等株式に係る売買の紹介・勧誘行為の解禁	・スタートアップ企業等の成長を支援する観点から、一定の弊害防止措置(情報提供義務や、監督指針への機能的地位の適用・利益相反の防止に係る影響評価の明記、複数取引による株券非実定の防制)等を踏まえて、相手先企業価値向上促進(スタートアップ)やデジタル化投資支援(スタートアップ)から出資を受け入れるベンチャーキャピタル・ファンドによるスタートアップ等株式に係る売買の紹介・勧誘行為の解禁 ・スタートアップ企業等の成長を支援する観点から、一定の弊害防止措置(情報提供義務や、監督指針への機能的地位の適用・利益相反の防止に係る影響評価の明記、複数取引による株券非実定の防制)等を踏まえて、相手先企業価値向上促進(スタートアップ)やデジタル化投資支援(スタートアップ)から出資を受け入れるベンチャーキャピタル・ファンドによるスタートアップ等株式に係る売買の紹介・勧誘行為の解禁	・ベンチャー企業や第二創業を目指す中堅企業など、新規事業の立ち上げ段階にある企業には、①エコイティによる資金融通ニーズや、②顧客や技術の補充を目的とした大企業等との出資を得るスタートアップニーズが存在する。また、③オープン・経営者が高齢である企業等は、事業継続のためにベンチャー企業への資金供給ニーズが存在する。 一方、大企業等側にも、④オープン・イノベーションの促進や先端技術の獲得、新事業分野への進出等を目的として、優れた技術を有するスタートアップ等へのアウト・プット・アウト・プットが存在する。加えて、個人がいわゆる「シリコン・ヴァレー」や「シリコン・バレー」に資金供給している。スタートアップへの投資ニーズがある。 ・銀行は、その幅広い顧客基盤を通じて、双方ニーズを把握しているため、スタートアップ企業等の株式の譲渡に関する紹介・勧誘が解禁されれば、より機動的な形でこれらのニーズを結びつけることが可能となり、成長産業の育成、ひいては日本経済の活性化に貢献できると考えられる。また、IPO以外の投資の出口を整えることにはつながり、産業の高度化や非上場企業へのリスクマネー供給を促進する好循環も期待できる。 ・弊害の発生リスクについても、例えば、①非上場株式の電子集取取扱いに係る情報提供義務(金融商品取引法第43条の5)に照らし、義務の準入や、②機動的な地位の取得や利益相反の防止に係る影響評価を監督指針に明示すること、③投資家との関係を明確に(いわゆる外形基準の導入)することにより投資家保護に欠ける取引を事前に排除することで対応可能と考えられる。 ・著名な規制緩和は、金融機関の広範囲成長企業に対する投資専門子会社を活用した資金供給を促すことにより、期待する経済活性化に資すると考えられる。	都銀懇話会	金融庁	(要望事項①) 登録金融機関は、株券等について、私算の引取や金融商品仲介業務(金融商品取引業者の委託を受けた、当該金融商品取引業者のために行う株券等の売買の紹介等)を行うことができますが、売買の紹介を行うことはできません。 (要望事項②) 日本証券業協会(「固有有価証券等に関する規則」第3条 (要望事項③) 金融商品取引法第33条第2項第4号 (要望事項④) 日本証券業協会(「固有有価証券等に関する規則」第3条	(要望事項①) 登録金融機関が、スタートアップ企業等の株式の売買の紹介を行うことは、優越的地位の濫用や利益相反等の弊害の防止といった規制の趣旨を踏まえれば、現時点で検討することは困難です。 (要望事項②) ・金融商品取引法において、特定投資家向け有価証券に係るPIS取引が解禁されたことにより、日本証券業協会において、勧誘可能な非上場株式の取引の範囲の拡大が認められています(令和5年7月1日施行)。 ・勧誘可能な非上場株式の取引範囲については、投資家保護の観点から、日本証券業協会において引き続き慎重な検討が必要と考えられます。		
312	令和5年12月15日	令和6年1月19日	ベンチャービジネス会社への議決権保有制限(5%・15%ルール)	・投資専門子会社を通じてベンチャービジネス会社に出資における議決権保有制限(5%・15%ルール)の緩和	・銀行グループ内のベンチャーキャピタルを活用しつつ成長企業支援を促進しているが、当該ベンチャーキャピタルは投資専門子会社を活用した場合、上記条件があることで投資先・投資規模の制約が生じると、投資専門子会社化を促進できず ・2021年11月の業務範囲規制緩和は、金融機関として希望成長企業への積極的な資金供給を促しているものと同様に、一方、日本経済を支える成長企業は必ずしも中小企業等経営強化法で定められた「中小企業」に該当しないこと、及び顧客多量の特定領域においては企業が成長するまでに10年以上の期間を要する場合もあり、必ずしも一律10%以内という基準が妥当ではないと見られること、政策的に押し付けられることができない場合があるものと考えられる。 ・著名な規制緩和は、金融機関の広範囲成長企業に対する投資専門子会社を活用した資金供給を促すことにより、期待する経済活性化に資すると考えられる。	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社は、一般事業会社の議決権の保有制限の例外として、投資専門子会社を通じて、一定の要件を満たすベンチャービジネス会社の議決権を保有することができます。	銀行法第16条の2第1項第12号、第15条の2第1項第11号 銀行法施行規則17条の2第1項、第34条の1第8項	検討を予定	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」(2023年6月閣議決定)、「デジタル完全脱却のための総合経済対策」(2023年11月閣議決定)等に基づき、成長に時期を要するスタートアップを念頭に、新たな事業分野の開拓を幅広く支援する観点から、銀行グループが出資可能なスタートアップの範囲を拡充するための、議決権の保有制限の例外となるベンチャービジネス会社の条件の緩和を検討します。

規制改革・行政改革ホワイト紙検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
317	令和5年12月15日	令和6年2月16日	擬証における個人情報に関する規制の緩和	<ul style="list-style-type: none"> グループ内の銀行・証券会社間で個人の顧客情報を共有する際、個人情報保護法に基づくオプトアウト制度の利用を許容していただきたい。 法人と同様の金高法に基づいたオプトアウト制度とする場合には、①顧客情報を共有する個人に対する通知方式と、個人情報保護法(第2条第2項及び第4項第3号)に準じた本人が容易に知り得る状態に通知を行う方法を併用、②金融商品取引業等がオプトアウト制度の対象に追加、③口頭による確認と記録保存を許容していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人の顧客情報を擬証で共有するためには、書面による同意取得(オプトイン)が必要となっており、顧客・金融機関双方にとって煩雑さ・負担感が生じている。個人情報保護法・グループ内における共同利用が認められているにもかかわらず、擬証間のみ個人情報保護法を捉える規制は過剰とまじざるを得ない。 金融商品取引業者における過去の議論でも、個人についてオプトインを要する根拠は必ずしも明確にはされず、専門委員会からもファイアウォール規制としてグループ内の銀行と証券会社向けに個人情報保護法を越えるレベルの保護措置を講じるという点に若干の疑問を抱いた。個人のお客に対して、擬証を維持する目的の何らかの、グループ内外の弊害等は尙かあったことは不明な部分がある。今後かかるべき時期に、グループ内の個人情報の共有に関する重要な規制の範囲について議論がなされることを期待しつつ指摘があった。 ファイアウォール規制の導入以降、大半金融グループは、大半証券会社をグループに含めるに至り、銀行・証券を合わせたグループ経営が進展しているほか、個人顧客でも、こうした動きを反映して大手金融グループへの統合的な金融サービスに対する期待、ニーズが高まっている。また、個人情報保護法に基づく個人データの保護に関する制度整備も進展している。近年は、金融分野における情報流通が欠乏気味となっている。 以上のように我が国金融機関、利用者、我が国の金融・資本市場を取り巻く環境は大きく変化しており、これを踏まえて制度設計の見直しを改めて検討をお願いしたい。 	都銀懇話会	金融庁	<ul style="list-style-type: none"> 金融グループ内の銀行・証券会社間で法人顧客の非公開情報を授受する場合は、オプトアウトの対象外となりますが、個人顧客の非公開情報を授受する場合は、内部管理目的の場合を除いて、顧客の書面又は口頭による同意を得る必要があります。 	金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号、第154条第9号、その他	<p>手続きの簡素化については、金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告(令和3年6月18日公表)における提案を踏まえ、令和4年6月22日に、金融商品取引業者等に関する内閣府令等を施行し、事前同意手続の簡素化(電磁的利用時の事前承認を不要とする等のデジタル化対応)等を行いました。</p> <p>個人顧客の情報授受規制については、同ワーキング・グループ第二次中間整理(令和4年12月21日公表)において「顧客情報管理や取引管理、統計的目的の活用禁止の規制の適用対象の活用者の利用者の状況の状況に確認しながら、外資系の重要金融禁止規制や、中堅・中小企業や個人顧客の情報の取扱い等に関するファイアウォール規制のあり方について、利用者視点の具体的な方向に必要に応じて検討を行うこと」との趣旨を踏まえ、今後引き続きワーキング・グループにおいて検討していく課題です。</p>	
318	令和5年12月15日	令和6年2月16日	発行体向けクロスマーケティングの解禁	<ul style="list-style-type: none"> 銀行が、証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を行うこととする。①有価証券の購入に際しては、銀行が証券会社の発行体向け証券業務の対象拡大、又は②金融商品取引業者(登録金融機関業務)の対象拡大(例えば、引受の媒介)によって許容。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業金融分野における顧客ニーズの高度化・複合化に伴い、金融機関は、単なる資金調達手段の提供ではなく、経営課題に対する総合的かつ高度なソリューションを提供することを期待されているにもかかわらず、発行体向けクロス・マーケティングが禁止されている結果、第一担当者による的確・迅速な提案やマーケティング等(下記)ができません。顧客利便性を高める観点から、銀行・証券会社間の連携・連携の強化を図るべきです。 ○証券会社の商品・サービスを含むファイナンス・メニューや複合的サービスの説明 ○上記商品・サービス等の内容や具体的な条件に対する自己の評価の表明を行うこと ○上記商品・サービス等の具体的な条件の提示 ○ニューサービスクラス等を採用している点なども、米国でもかかるクロス・マーケティングは禁止されていないこと ○鑑みれば、グローバルスタンダードの観点からも、内外制度環境の差が国際競争力の強化に影響を与えているとも考えられ、わが国金融・資本市場の国際金融センターとしての力を高めるためにも、規制緩和が有効であると考える。 ○また、平成29年7月、第4回法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会にて、社員の管理の在り方に関して議論が行われ、銀行界としては法務省から提案された新たな社員管理情報に対する賛同を表明したところである。他方、わが国の社債市場においては、発行体・投資家の両者の一部の拡大に向けた制度改善の余地があると考えられており、社債市場等の資本市場の活性化の観点からも、本要請のように、擬証間の連携強化により顧客利便性の向上に資する規制緩和が措置されることが許容と考える。 	都銀懇話会	金融庁	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法第33条は、銀行等の金融機関による金融商品取引業を原則禁止していますが、これは、金融商品取引業を営むことにより生じる利益相反等の弊害を防止するためです。 この点に関しては、これまでにも証券会社との共同商談、共同訪問が認められ、また、証券中継業者を解禁するなど利益相反が生じない範囲において規制緩和が行われています。 さらに、平成21年6月からは銀行等の職員が証券会社の職員を兼務することで、証券会社の職員として具体的な条件の提示や交渉を行うことが認められました。 なお、銀行が金融商品取引法第33条の規定に反しない業務として発行体に対して行うことができるものは、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針第2-5において明確化されています。 	金融商品取引法第33条第1項第3号	<p>金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告(令和3年6月18日公表)において「銀行の役員が、引受けに関するアドバイスを紹介しとまらない具体的な条件の提示や交渉を行うことを禁止する発行体向けマーケティング規制や、1993年に業別別子会社形式による銀行・証券の相互参入が認められた際に導入された、主幹引受け規制(証券会社がその親会社法人等が発行する有価証券の引受主幹引受けを認めないことによる一定の条件を満たす場合を除く原則禁止)及び引受証券の売却規制(証券会社が有価証券の引受人となつた日から6か月を経過する日までの間において、その親子法人等と当該有価証券を売却することによる一定の場合を除く原則禁止)について、これらの行為は、利益相反や有価証券の発行条件等が定められる等の懸念が指摘されている。これらの規制については、適切な引受審査を通じたプロセスの透明性を確保することが重要であり、慎重に検討が必要である。」との提言が示されたところであり、今後引き続きワーキング・グループにおいて慎重に検討していく課題です。</p>	
319	令和5年12月15日	令和6年2月16日	購入ファイナンス規制の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 規制が金融グループにおいて一体での運用・調達ニーズへの対応をワンストップで提案することに不利とする。①有価証券の購入に際しては、銀行が証券会社の発行体向け証券業務の対象拡大、又は②金融商品取引業者(登録金融機関業務)の対象拡大(例えば、引受の媒介)によって許容とされていることから、規制の緩和を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> 本規制はあくまで調達を希望する顧客の資金使途が有価証券の購入に限定し申込みを受けた場合を対象としたものであるが、他の資金使途が目的であって流通が想定される場合には、顧客にとってより具体的な資金使途を認めるための準備負担等を伴う規制が適用されている。銀行等の有価証券の購入における資金調達に不利となるため、強力な投資意欲の妨げにならないと考える。 結果として、調達を希望する顧客が必要に応じてグループ内の銀行・証券を使用することに繋がっており、顧客の手前及びコスト削減が図られる効果も期待している。 -FV規制緩和をテーマとして市場制度WGの中で第二次報告が纏められたことから、継続して行われることとされる弊害防止措置の取組を踏まえて、利益相反防止等の措置が備わった際には、顧客目線に立った運用の観点から本件緩和を求めたい。 	都銀懇話会	金融庁	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引業者が有価証券の引受人となった日から6か月を経過する日までの間において、当該金融商品取引業者が当該顧客がその有価証券を売却することや、登録金融機関がその親会社法人等が当該有価証券の引受人となつた日から6か月を経過する日までの間において、親会社又は親会社と当該有価証券を売却することと禁止しております。 	金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第5号、第154条第9号	<p>金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告(令和3年6月18日公表)において「銀行の役員が、引受けに関するアドバイスを紹介しとまらない具体的な条件の提示や交渉を行うことを禁止する発行体向けマーケティング規制や、1993年に業別別子会社形式による銀行・証券の相互参入が認められた際に導入された、主幹引受け規制(証券会社がその親会社法人等が発行する有価証券の引受主幹引受けを認めないことによる一定の条件を満たす場合を除く原則禁止)及び引受証券の売却規制(証券会社が有価証券の引受人となつた日から6か月を経過する日までの間において、その親子法人等と当該有価証券を売却することによる一定の場合を除く原則禁止)について、これらの行為は、利益相反や有価証券の発行条件等が定められる等の懸念が指摘されている。これらの規制については、適切な引受審査を通じたプロセスの透明性を確保することが重要であり、慎重に検討が必要である。」との提言が示されたところであり、今後引き続きワーキング・グループにおいて慎重に検討していく課題です。</p>	
320	令和5年12月15日	令和6年2月16日	一般債引き受けに関する弊害防止措置の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券の取引公正性を確保することによる経済効果と、投資家保護を目的とした規制だが、法制化以降の一般債市場は大規模な上昇し、利・配戻率低下などの弊害が生じている。 -POT方式による取引が拡大し、発行体と投資家間の透明性が高まっている市場環境であること。また、銀行および関連金融商品取引業者は「エージェント」ルールを遵守していることに加え、第三者との連携の取組が異なる条件での金融商品取引が行われることと課題。 -金融法第15条第2項では、目録異書交付期間は8月から3月に改定されている。有価証券のプライマリとセカンダリ市場の別を3ヶ月間と規定している。 	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券の取引公正性を確保することによる経済効果と、投資家保護を目的とした規制だが、法制化以降の一般債市場は大規模な上昇し、利・配戻率低下などの弊害が生じている。 -POT方式による取引が拡大し、発行体と投資家間の透明性が高まっている市場環境であること。また、銀行および関連金融商品取引業者は「エージェント」ルールを遵守していることに加え、第三者との連携の取組が異なる条件での金融商品取引が行われることと課題。 -金融法第15条第2項では、目録異書交付期間は8月から3月に改定されている。有価証券のプライマリとセカンダリ市場の別を3ヶ月間と規定している。 	都銀懇話会	金融庁	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法第44条の3第1項第4号の規定に基づく金融商品取引業者に関する内閣府令第153条第1項第6号の規定は、金融商品取引業者が有価証券の引受人となつた日から6か月を経過する日までの間において、親会社又は親会社と当該有価証券を売却することと禁止しております。 	金融商品取引法第44条の3第1項第4号、金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第6号	<p>金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告(令和3年6月18日公表)において「銀行の役員が、引受けに関するアドバイスを紹介しとまらない具体的な条件の提示や交渉を行うことを禁止する発行体向けマーケティング規制や、1993年に業別別子会社形式による銀行・証券の相互参入が認められた際に導入された、主幹引受け規制(証券会社がその親会社法人等が発行する有価証券の引受主幹引受けを認めないことによる一定の条件を満たす場合を除く原則禁止)及び引受証券の売却規制(証券会社が有価証券の引受人となつた日から6か月を経過する日までの間において、その親子法人等と当該有価証券を売却することによる一定の場合を除く原則禁止)について、これらの行為は、利益相反や有価証券の発行条件等が定められる等の懸念が指摘されている。これらの規制については、適切な引受審査を通じたプロセスの透明性を確保することが重要であり、慎重に検討が必要である。」との提言が示されたところであり、今後引き続きワーキング・グループにおいて慎重に検討していく課題です。</p>	
321	令和5年12月15日	令和6年1月19日	銀行の海外支店における有価証券関連業務の一部解禁	<ul style="list-style-type: none"> 銀行の海外支店に対し、現地法外債の引受け(引受・売出し)の解禁。 	<ul style="list-style-type: none"> 海外では、統合するグローバルバンクが、ローン・債券両面からの営業に始まり、最終的な顧客ニーズが債券発行と並び引受け・売出しまでワンストップのサービスを提供する中、邦銀は証券会社との共同訪問、業務分担で対応しており、顧客にとって利便性が損なわれている状況。 現地法遵守を前提とした本件規制緩和を通じて、邦銀がワンストップでのサービス提供あるいはクロス・マーケティングによるニーズ対応を可能にすることは有効であると考えられる。 -銀行法上の他業禁止規制の趣旨は、銀行が銀行以外の業務を営むことによる異種のリスクの混入を防止する等の点にあること(監督指針V-3-1(1))。また、銀行グループの業務範囲規制についても、銀行の他業禁止の趣旨をグループ全体に及ぼし、グループ全体として銀行に対する規制に準じた取扱いとすること(同V-3-1(2))とされていることと鑑みれば、現地法遵守と管理態勢構築を前提として、海外子会社に認められている一部有価証券関連業務を海外支店に解禁することは、銀行法上の他業禁止規制の趣旨を必ずしも損なうものではないものと考えられる。 -更に、銀行の決裁業務あるいは財務等の機能性への影響に対する懸念が強いというところがある。例えば、自己資本の充実に資する等の業務を限定し短期内に認めめる等の条件付で行うことと併せて、業務範囲について全く否定されるものでなければ、クロス・マーケティングの実施や海外子銀行等の有価証券関連業務の代理・媒介を通じた参入により、本業業務等への影響を最小化した上でへの対応も可能。 	都銀懇話会	金融庁	<ul style="list-style-type: none"> 銀行が行うことのできる有価証券関連業務は、銀行法第10条第2項及び第11条に規定する業務に限られてい 	銀行法第10条第2項、第11条	<p>銀行法において銀行の業務範囲として定められていない業務等であっても、銀行の海外支店において現地法外債の引受け業務を行うことと併せて、これを必要とする場合、優越的地位の活用等の顧客保護上の観点や競争力強化等の観点から慎重に検討しては必要があり、直ちに措置することは困難です。</p>	

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
322	令和5年12月15日	令和6年1月19日	都銀等による信託業務に係る規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> 一部の信託基金金融機関は不動産業務を行っており、これらの金融機関において当該業態により、不動産仲介を行うとともに当該不動産取得資金を融資する事例もみられるが、経営の健全性が損なわれている状況にもなく、都銀本体、都銀子会社、信託銀行子会社および信託代理店に対して、併業業務の一部を制限することの理論的根拠は不明確。また、併業業務においては、公平競争条件が形成されていない見られる。 都銀または都銀子会社によるREIT運用会社設立、または買収取得、及び取引一任代理が解禁されないため、参入できない。都銀または都銀子会社によるREIT運用会社設立、または買収を実現させるために、宅地建物取引業及び取引一任代理の解禁が必要不可欠。 ①国土交通省が標榜する「REIT市場30兆円」に資する事業者の拡大。 ②今後想定されるREIT救済において、都銀による支援体制の1つとなる可能性あり、個人投資家を含むREITエグジクティブ投資家の信頼に繋がる。 ③都銀密接には不動産売買ニーズ及び情報が数多くあり、顧客からも都銀の不動産ビジネス参入期待有り(上場REITの資産運用会社からの買収不動産売買情報提供ニーズなど) ④都銀で不動産仲介は、利益相反防止など金融機関の基準に基づいた顧客本位の不動産取引に繋がる。 	都銀懇話会	金融庁	一部の信託基金金融機関を除き、銀行は不動産業務を行うことが禁止されています。	金融機関の信託業務の専業に関する法律第1条第1項 金融機関の信託業務の専業に関する法律施行令第3条 金融機関の信託業務の専業等に関する法律施行規則第3条第1項	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。		
323	令和5年12月15日	令和6年1月19日	新しい店舗の在り方やコミュニティ化推進のための、銀行保有不動産の賃貸条件緩和	<ul style="list-style-type: none"> 「その他の付随業務における不動産賃貸規制に関して、公共施設等への賃貸が困難となるよう規制を緩和、容積率消化物の賃貸を行う場合についても、規制による制限を緩和し、容三者判に資するよう規制緩和。 	<ul style="list-style-type: none"> 「昨今のデジタル化の進展・消費者ニーズの変化や銀行来店者数の減少等に対応するため、各銀行は、デジタル化時代に相応しい新しい店舗構築に注力している。そのなかで既存店舗の統合やそれに伴う移転・新設など、店舗を再編する機会が多くなることが見られる。 このような展望を踏まえ、現状、売却・処分できない滞り不動産により発生した現店舗の余剰スペースや、老朽化店舗等の建替時に効率的に生み出した余剰スペースについても、公的施設等の有効活用を促進し、容積率消化・地域創生、持続可能な社会に向けた多様な貢献に繋がる。また、容積率消化の自己所有ビルの建替えにあたって、自己利用部分の面積に制限されず、余剰区画の第三者への賃貸が可能となることで、銀行が抱える空き物件の建替えが進み、地域のぎざぎざ削減・地域創生に繋がるもの。 	都銀懇話会	金融庁	銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務(銀行法第10条第2項)として、賃貸の積極等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年9月の監督指針の改正により、自治体等の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断して差支えないこととしております。	主要方向向けの総合的な監督指針V-3-1-2(4) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針第4-2-2(4)	検討を予定	保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるように、引き続き検討を行います。	
324	令和5年12月15日	令和6年1月19日	保険募集時の制限に関わる規制の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> 「保険募集制限先規制」、「担当者分限規制」、「インテグレーション規制」、「未成年保護規制」の撤廃、若しくは認知症高齢者に関する規制の撤廃、又は、第一分限の保険商品の保険募集制限先規制、タイムズ規制及び知りながら規制の撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> 「以下の場合等、顧客本位の商品・サービスの提供ができなくフィデューシャリーデューティー(FD)に反する。①銀行の融資取引に無関係な一般従業員も規制され、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害②顧客の自由意思に基づき保険加入が阻害され、発症開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性(例えば、自動車保険については、一般的に自動車リース会社が車両リースと一体的に提供しているが、自動車リース会社が銀行の特定関係者である場合、本規制による実質的負担等を考慮した結果、保険を販売できず、結果として、顧客の利益が侵害されているケースがある。③引に契約締結時等に不当に判断した保険募集の禁止や、他の銀行取引等に影響を及ぼさないことについての説明義務等が措置されており、本規制は過剰。形式的な弊害防止措置を行うことで、これを担保しようとする銀行側の取組みに過度の負担がかかり、実務上の負担④加えて、顧客にとっても、専業の保険代理店より顧客に関する情報を豊富に取得することの多い銀行で募集を行うことで顧客本位の良質なサービスをワンストップで享受可能。 	都銀懇話会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 <ul style="list-style-type: none"> ・非公開情報保護措置 ・融資先審査規制 ・タイムズ規制 ・担当者分限規制 ・預金との誤認防止措置 	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 <ul style="list-style-type: none"> ・弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府等へ改訂し、 ・融資先審査規制の対象商品から一時私身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったことであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。 	
325	令和5年12月15日	令和6年1月19日	コロナ禍における非対面保険募集の推進を目的とした保険募集時同意取得規制の撤廃 「保険募集時の制限に関わる規制の撤廃(保険募集制限先規制、担当者分限規制、タイムズ規制、知りながら規制)」	<ul style="list-style-type: none"> 「コロナへの感染対策の長期化が予想される中、保障の重要性を改めて考える顧客も多く、保障性ニーズは一層高まっている状況。銀行としても、こうした顧客ニーズに対して、タイムリーに最適な商品・サービスを提供することは社会的使命であり、フィデューシャリーデューティー(FD)の観点からも重要である。例えながら、コロナ禍、対面で開催すること自体にリスクを感じる顧客も少なくなく、従来の対面ではなく、非対面の保険募集を希望する顧客も多く存在。銀行でも、顧客本位の営業を実現すべく、保険ニーズのある皆さまへの非対面のアプローチを模索しているが、上記規制もあり、スムーズな提供の実現が困難。また、特にコロナで脆弱な高齢者層に対しては、各種規制を確保する関係等で、大きなハードルとなっている状況。①非対面での募集をより推進することで、対面同様顧客ニーズに対応した例え、例えば書面の交付に代えて、電磁的方法による顧客サポート(直接対面における書面提供)の取組やデジタル等での書面提供や電子メール送付など電子媒体での提供)でも可能とすることは検討したかった事例として挙げられる。②、令和3年1月21日公布・施行された「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」、「保険会社向けの総合的な監督指針について(契約概要など)注意喚起情報」の電磁的交付が可能となる。上記規制を解消するものにはならないと考えられる。 	都銀懇話会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 <ul style="list-style-type: none"> ・非公開情報保護措置 ・融資先審査規制 ・タイムズ規制 ・担当者分限規制 ・預金との誤認防止措置 	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項、同第234条第2項の2等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 <ul style="list-style-type: none"> ・弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府等へ改訂し、 ・融資先審査規制の対象商品から一時私身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったことであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。 		
326	令和5年12月15日	令和6年1月19日	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> 「非公開情報保護措置については、個人情報保護法に一体化する方向で規制を行い、保険業法施行規則の規定を撤廃。 「2020年8月の「金融監督官庁ワーキンググループ報告書(および2021年1月15日に金融庁より公表された)「顧客本位の業務運営に関する原則(改訂版)」(改訂版)の原則5および「模範又は以上の高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客に対して「投資価値等の金融商品」との比較を求められている」とは関わらず、本規制の対応を踏まえて、他商品と比べ情報提供のタイムズ規制を撤廃し、適切なタイミングでの分かりやすい情報提供の取組を促している。 	<ul style="list-style-type: none"> 「銀行が保険を販売する際のみ適用される規制であり妥当性がない(銀行以外の代理店、例えば証券会社等は対象外。銀行が保険以外の商品を販売する場合は対象外)ものにも関わらず、保険募集、商品説明等を行う前に事前同意を取得することは例がないこともあり、手続きが煩雑となっている(実務上、保険募集と他の金融サービスの提供を区分することは困難であり、総合的な金融サービスの提供を阻害)。 「平成23年9月30日に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」原則5において、「金融事業者は、顧客の買収状況、取引経路、知識及び取引目的ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきであり、顧客のライフスタイルの多様化を踏まえ、保有する情報を最大限活用し、顧客の最善の利益を志向し、積極的・顧客ふさわしい商品の情報提供を行うべきである。」 「2020年8月の「金融監督官庁ワーキンググループ報告書(および2021年1月15日に金融庁より公表された)「顧客本位の業務運営に関する原則(改訂版)」(改訂版)の原則5および「模範又は以上の高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客に対して「投資価値等の金融商品」との比較を求められている」とは関わらず、本規制の対応を踏まえて、他商品と比べ情報提供のタイムズ規制を撤廃し、適切なタイミングでの分かりやすい情報提供の取組を促している。 	都銀懇話会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 <ul style="list-style-type: none"> ・非公開情報保護措置 ・融資先審査規制 ・タイムズ規制 ・担当者分限規制 ・預金との誤認防止措置 	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 <ul style="list-style-type: none"> ・弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府等へ改訂し、 ・融資先審査規制の対象商品から一時私身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったことであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。 	

規制改革・行政改革ホワイト検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針		
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要	
327	令和3年12月15日	令和6年1月19日	保険募集時の制限にかかわる規制の撤廃(スマートフォンアプリ等を通じた非対面募集時限定)	・スマートフォンプリアプリ等を通じて「保険募集制先規制」「担当者分離規制」「サイン規制」「知りなが規制」「有償販売規制」の適用除外。 ・もしは、販売先への誘引が乏しい場合に限り「海外旅行保険」に準ずるものについて、上記規制の適用除外。	・規制の趣旨は銀行の圧力販売防止であるところ、圧力販売の発生し得ない営業プロセス(ウェブページやスマートフォンアプリ)による金融が「銀行の業務」に分類されることが想定されることから、銀行加入を希望しない場合に上記規制を適用するのは、本来提供されるべき金融サービスを提供できない観点で、顧客本位の業務運営(ワンデューリーデューティー)に反する。 ・また、同一運用により、スマートフォンアプリ等を通じて非対面での金融サービス提供が主流となる中、影響適断措置の説明等、書面による手続を強制する規制は、極めて非合理。 ・加えて、非対面での保険募集の中心となる第二分野・第三分野の保険商品は、その他の保険商品と比して契約期間が短期かつ比較的低額で保険契約対象が明確であり、保険金額の上昇が設定されることを踏まえ、信用供与の条件よりも保険料率や契約の地を主に利用し、保険料率は認められない状況下、本規制を適用することは過剰である。 ・規制改革推進会議「規制改革推進に関する省庁-デジタル社会に向けた規制改革の「実現」」(令和3年6月1日)においては、「デジタル社会に向けた規制」制度の整理を進め、経営者、消費者の生活や労働性の向上、他のコンパワ-の実現につなげる必要があるとされている。また、「金融審議会市場環境ワーキンググループ中間整理」(令和4年6月22日公表)、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)におけるデジタル化方針にも資すると考えられる。	都銀連話会	金融庁	<p>(弊害防止措置) 銀行等による販売販売については、保険契約等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先審査規制 ・タミエツル ・担当区分規制 ・預金との混同防止措置</p> <p>影響適断措置についての説明等、保険募集時に銀行等が保険契約等に対し実施しなければならない事項として、書面の交付に代えて、顧客の承諾を得たうえで電子的方法による説明事項の提供を可能とする「保険法施行規則の一部を改正する閣議決定」(保険法施行規則の一部を改正する閣議決定)等の改正を行いました(令和3年1月21日公布・施行)。</p> <p>(構成員契約規制) 企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係に有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集の一部の保険商品を除外禁止されています。</p>	保険法第300条第1項第2号 同法施行規則第212条、同第227条の2、同第234条第1項第2号、同第234条の2第2号	検討を予定	<p>(弊害防止措置) 銀行等による保険募集規制については、保険契約等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものであるが、非対面での保険募集時においても同様です。 ・「融資先審査規制」の適用除外については、実効性確保のための措置を講ずる等の見直しを行ったことであり、平成24年4月1日から施行されています。 ・銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。</p> <p>(構成員契約規制) 生命保険契約の長期性、再加入困難性等に組み込まれている規制であり、非対面での保険募集時においても同様です。その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。</p>		
328	令和3年12月15日	令和6年1月19日	生命保険の募集に限る構成員契約規制の撤廃	・構成員契約規制の撤廃(当該企業及びその企業と密接な関係に有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集を禁止している規制の撤廃)	・以下の場合等、顧客本位の商品・サービスの提供ができなくフィデューシャリーデューティー(FD)に反する。 ①構成員契約規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的として設けられた規定であるが、その実態に係らず、事前かつ一律に募集を禁止する過剰規制、形式基準のため、顧客申請による場合も保護の効果が乏しい。 ②金融コングロマリット化が進み、資本提携先が多くなるほど、規制対象先が増加することとなり、金融サービス機能の発露を阻害している。 ・「規制対象となる」密接な関係に有する者(特定関係法人)の範囲が広範に及ぶことにより、企業や個人が、顧客の理解が得られないケースが多い。直近のケースでは、従業員1万人超の大型企業に対して、銀行から1名募集出たことになった場合、一律に特定関係法となし、当該従業員1万人に対して保険募集が禁止されたケースがある。顧客からの加入ニーズがあっても対応できない等、実態は圧力があってもない場合にも適用されたため、フィデューシャリーデューティーの観点からも課題。 ・規制対象となる「募集人等の特定関係法」と「募集人等の特定関係法人」や「募集人等の特定関係法人」とする法人などは、直接的な関係や出資関係がないことが多く、調査負担が増えている。	都銀連話会	金融庁	<p>企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係に有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集の一部の保険商品を除外禁止されています。</p>	保険法第300条第1項第2号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省令第23号 保険法施行規則の一部を改正する閣議決定(一-21)	検討を予定	<p>生命保険契約の長期性、再加入困難性等に組み込まれている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。</p>		
329	令和3年12月15日	令和6年1月19日	保険募集時の「知りなが規制」の緩和	・「保険募集時の「知りなが規制」について、手数料不受領の場合における募集受付の許可。	・特定関係者の「知りなが規制」の趣旨は、銀行等が自ら保険募集できない顧客に対し、特定関係者を利用して保険募集を行うといった「保険募集制先規制」の濫用を防止することであると考える。 ・「知りなが規制」の趣旨は、銀行等が自ら保険募集できない顧客に対し、特定関係者を利用して保険募集を行うといった「保険募集制先規制」の濫用を防止することであると考える。足下では、経済・社会全体のデジタル化への要請にますます加えて、国において、当該グループ内の銀行業高度化等業務以外の業務を営むことに関する規制(8)を執行することを条件とする。 ・「知りなが規制」の趣旨は、銀行等が自ら保険募集できない顧客に対し、特定関係者を利用して保険募集を行うといった「保険募集制先規制」の濫用を防止することであると考える。足下では、経済・社会全体のデジタル化への要請にますます加えて、国において、当該グループ内の銀行業高度化等業務以外の業務を営むことに関する規制(8)を執行することを条件とする。	都銀連話会	金融庁	<p>銀行等による保険販売については、保険契約等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先審査規制 ・タミエツル ・担当区分規制 ・預金との混同防止措置</p> <p>銀行等の特定関係者が、顧客が当該銀行等に係る銀行等保険募集制先等に該当することを知りながら、規制対象である保険契約の締結又は媒介を行う行為については、禁止されています。</p>	保険法第168条の2第1項、第168条の3第1項、第168条の4第1項、第168条の5第1項、第168条の6第1項	検討を予定	<p>銀行等による保険募集規制については、保険契約等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 ・「融資先審査規制」の適用除外については、実効性確保のための措置を講ずる等の見直しを行ったことであり、平成24年4月1日から施行されています。 ・銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。</p> <p>銀行等の特定関係者が、顧客が当該銀行等に係る銀行等保険募集制先等に該当することを知りながら、規制対象である保険契約の締結又は媒介を行う行為については、禁止されています。</p> <p>銀行等による融資先への販売規制の制限については、銀行等の特定関係者が手数料を受領しない場合にも起こり得ることから、手数料を受領しない場合における保険募集の許可については慎重に検討を行う必要があります。</p>		
330	令和3年12月15日	令和6年1月19日	銀行業高度化等金融「グループ」の取組の許可	・「銀行業高度化等金融「グループ」の取組の許可」	・「銀行業高度化等業務」を営む会社のノウハウ等を円滑に銀行グループに取り込み、有機的な統合を図り、銀行業の高度化を推進する観点から、当該会社を傘下に保有する一般事業会社グループと銀行グループ傘下に収めることが有効な手段であると見られる。足下では、経済・社会全体のデジタル化への要請にますます加えて、国において、当該グループ内の銀行業高度化等業務以外の業務を営むことに関する規制(8)を執行することを条件とする。 ・「銀行業高度化等業務」を営むことに関する規制(8)を執行することを条件とする。 ・「銀行業高度化等業務」を営むことに関する規制(8)を執行することを条件とする。	都銀連話会	金融庁	<p>銀行及び銀行持株会社の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られており、また銀行の一般事業会社の子会社の業務範囲については、銀行とその子会社で合算して6%以下とする上限規制が設けられている。銀行業高度化等業務については、銀行持株会社とその子会社で合算して10%以下とする上限規制が設けられている。</p>	銀行法第168条の2第1項、第168条の3第1項、第168条の4第1項、第168条の5第1項、第168条の6第1項	対応不可	<p>持許を前提として、銀行業高度化等業務を営む会社を子会社等として保有する銀行業高度化等会社「グループ」の取得を許可している。ただし、当該グループ内の銀行業高度化等業務以外の業務を営むことに関する規制(8)を執行することを条件とする。 ・「銀行業高度化等業務」を営むことに関する規制(8)を執行することを条件とする。 ・「銀行業高度化等業務」を営むことに関する規制(8)を執行することを条件とする。</p>	<p>持許を前提として、銀行業高度化等業務を営む会社を子会社等として保有する銀行業高度化等会社「グループ」の取得を許可している。ただし、当該グループ内の銀行業高度化等業務以外の業務を営むことに関する規制(8)を執行することを条件とする。 ・「銀行業高度化等業務」を営むことに関する規制(8)を執行することを条件とする。 ・「銀行業高度化等業務」を営むことに関する規制(8)を執行することを条件とする。</p>	
331	令和3年12月15日	令和6年1月19日	グループ会社による事業性融資の保証業務の解禁	・「銀行グループ会社による事業性融資の保証業務の解禁」	・「銀行グループ会社による事業性融資の保証業務の解禁」	都銀連話会	金融庁	<p>銀行グループ会社による事業性融資の保証業務については、銀行グループ会社以外の会社を子会社とする事業者(銀行)の保証業務の提供が認められています。(銀行法第168条の2、第52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16) 貸付金担保の評価等に係る子会社対象会社としては、担保評価・管理会社(他の事業者の銀行貸付金の貸付)その他の信用付与に係る債権の担保の目的とする資産の評価、当該担保の目的と異なる財産等の管理その他の当該担保に関し必要な事業を行う事業が認められています。(銀行法施行規則第17条の2、第34条の16第2項第9号)</p>	銀行法第168条の2第1項、第168条の3第1項、第168条の4第1項、第168条の5第1項、第168条の6第1項	検討を予定	<p>銀行グループ会社による事業性融資の保証業務については、銀行グループ会社以外の会社を子会社とする事業者(銀行)の保証業務の提供が認められています。(銀行法第168条の2、第52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16) 貸付金担保の評価等に係る子会社対象会社としては、担保評価・管理会社(他の事業者の銀行貸付金の貸付)その他の信用付与に係る債権の担保の目的とする資産の評価、当該担保の目的と異なる財産等の管理その他の当該担保に関し必要な事業を行う事業が認められています。(銀行法施行規則第17条の2、第34条の16第2項第9号)</p>	<p>銀行グループ会社による事業性融資の保証業務については、銀行グループ会社以外の会社を子会社とする事業者(銀行)の保証業務の提供が認められています。(銀行法第168条の2、第52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16) 貸付金担保の評価等に係る子会社対象会社としては、担保評価・管理会社(他の事業者の銀行貸付金の貸付)その他の信用付与に係る債権の担保の目的とする資産の評価、当該担保の目的と異なる財産等の管理その他の当該担保に関し必要な事業を行う事業が認められています。(銀行法施行規則第17条の2、第34条の16第2項第9号)</p>	

規制改革・行政改革ホワイト紙検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
336	令和5年12月15日	令和6年2月16日	銀行持株会社における共通・重複業務を高めるための期待措置について	・非公開情報授受規制の例外規定(金融商品取引業者に関する内閣府令(第138号)第2条)として、金融商品取引業者が銀行持株会社(以下「銀行持株会社」として共通・重複業務にかかわる業務を発する場合における、営業活動の遂行に必要な情報の授受を行う場合を追加する(委任法における期待措置)として共通・重複業務を防止することを前提とする)。	・金商法上の非公開情報授受規制は、優越的地位の濫用防止、利益相反取引の防止、顧客情報の適切な保護等を確認する観点から設けられた規制である。一方で、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者とその親法人等である銀行持株会社との間の情報授受に関しては、①銀行持株会社は銀行法上の業態規制の観点から発行行等との間では営業活動を実施することではなく、②銀行持株会社にその子会社等から提供される情報(銀行持株会社内において適切な分別管理(たとえば証券会社の顧客情報が他のグループ会社の情報と混在しないような措置等)等を講ずることができるのであれば)、上記規程の範囲に取すものではなく、銀行などの親法人等又は子法人等と同等の規制を課せられることと思われる。銀行法においても、一部の保護規定に関しては親法人等又は子法人等から除外されておらず、このことは、委任業務の遂行に必要な情報の授受に関して、必ずしも非公開情報授受規制などの弊害防止措置を講ずる必要がある場合を念頭に置いたものと理解している。 以上より、銀行持株会社(共通・重複業務を実施することによる効果的な業態適正化や金種付介機能の強化など)を2016年銀行法改正の趣旨を却却させないため、また、その一方で銀行持株会社においては優越的地位の濫用防止、利益相反取引の防止、顧客情報の適切な保護等の観点から有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者と同等の情報授受することのリスクが必ずしも高いと認められると踏まえ、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者と親法人等である銀行持株会社間の情報授受に関する規制緩和を要望する。	金融庁	有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者とその親法人等又は子法人等との間で発行行等に関する非公開情報を授受する場合は、基本的に、当該発行行等の書面又は電磁的記録による同意が必要であり、銀行持株会社が有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者の親法人等に授受する場合は、この規制の対象となります。 ただし、内部の管理及び運営に関する業務を行うために必要な情報を第一種金融商品取引業者がその親法人等である持株会社へ提供する場合は例外とされています。	金融商品取引法第44条の3第1項第4号、金融商品取引法等に関する省令第183条第1項第2号	その他	上場企業等の情報授受規制及び手続きの簡素化については、金融審議会市場制度ワーキンググループ第二次報告(令和5年9月18日公表)における提言を踏まえ、令和6年9月22日に、金融商品取引業等に関する内閣府令等を施行し、上場企業等と対象とした「取次ぎプラットフォーム制度の導入等を行ったファイアウォール規制」に関するその他の事項については、同ワーキンググループ第二次中間整理(令和4年12月12日公表)における「顧客情報管理や利益相反管理、優越的地位の濫用防止の効率的な確保等の利用促進の状況に適切に対応し、外務省の「二重登録」規制や、中堅・中小企業や個人顧客の情報の取扱い等に関するファイアウォール規制のあり方」について、利用者利便の具体的な向上にこのようにつながるものかといった観点から、引き続き検討を行うことが考えられる。上の整理を踏まえ、今後引き続き当ワーキンググループにおいて検討していく予定です。		
337	令和6年1月19日		グループ会社の事業性に対する親会社に係る債務保証の許可	・金融監督庁・子銀省告示第9号第1条第1項の「事業者」の範囲から、当該銀行の子会社とする銀行持株会社の親会社に係る子会社の債務の保証を行う場合における当該銀行法第19条等を除外して頂きたい。	・本告示の趣旨は、住宅ローンのように商品性や債務者の選択性が規格化されていない事業性債権について、銀行のグループ会社が業として債務保証することにより、銀行の融資規律が崩壊し、銀行グループとしてのリスク管理の適切性や経営の健全性に懸念が生ずることを未然に防止するものと理解。 一方、企業一般的資金調達において自らの子会社の借入に対して親会社が債務保証し信用補充を行うことは元来行われているものであること。銀行グループの子会社等が同様の目的で親会社としての債務保証を行うことまで禁止すること、法が意図するものではないと思われる。 平成10年の本特告示制定以降の動向として、子会社等が進出す海外の一部債権においては、本邦とは新たに、新たに作成された保証法命令と際次第債権等の差入れによる場合が生じていること。たとえ取次ぎ会社としての通常の債務保証であってもグループ会社間の事業性債権の保証を認めるには、親会社による信用補充が必要な海外債権の設立時とビジネス拡大時において資金調達の制約が得る。 現在、本邦大手金融機関グループでは、銀行のみならず、金融関連業を行う子会社でありリース会社やインターネットインフラ会社等でもグループ化を進めており、かかる関係を生ずる観点からも、「事業者」と一律に禁止するのではなく、法の趣旨に照らした例外や射程の明確化・素情適化をご検討いただきたい。	金融庁	銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社とすることはできません。(銀行法第16条の2、第52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16) 貸付債権の評価等に係る子会社対象会社としては、担保詳細・管理会社(他の事業者の行う資金の貸付その他の信用供与に係る債権の担保の目的となる資産の評価、当該担保の目的となっている財産管理その他の当該担保に關し必須となる事業を行う業務を行う業務が認められています。(銀行法施行規則第17条の3第1項第9号、第34条の16第2項第9号)	銀行法施行規則第17条の3第1項第9号、第34条の16第2項第9号	検討を予定	銀行制度上、銀行等が、当該銀行等が供与する事業性ローンに対し保証を行う会社を子会社とすることは、銀行等グループとしてのリスク管理の適切性や経営の健全性等の観点から、原則として禁止してきます。 このため、当該規制の廃止については、事業性債権に関する銀行法グループ会社により保証が行われる場合の銀行・保証による子会社の経営悪化のリスク管理態勢の構築状況等を踏まえ、検討まいります。		
338	令和5年12月15日	令和6年1月19日	地域の活性化等の実施のための大口信用供与等規制の非適用範囲拡大	・銀行法施行規則第14条の6第2法第1項第1項及び第2項の規定を適用しない信用供与等の相手方に「当該銀行の子会社とする銀行持株会社の子会社である銀行(当該銀行を除く)を追加いただきたい。 -しかし、銀行法第13条第1項に規定される大口信用供与の相手方に対する信用供与等の趣旨が信用供与等規制を課せられることによる信用供与の「同一」グループ内での銀行間での信用供与であり、地域の活性化に資する場合は追加又は明確化した方がいい。	・2020年4月1日施行の大口信用供与等規制の見直しにより、銀行グループ内取引については大口信用供与等規制の対象から非対象となった。しかしながら、国際ルール上の「グループ」は子法人までを対象とするため、同一の銀行持株会社傘下の子銀行間の取引は規制の適用対象となっている。 -また、2020年の本規制見直しでは、経過措置とされたいくつかのルールを規制の適用対象に含めることにより、親子関係のないグループ内商業銀行間でのネットワークに係る信用供与も規制の対象となった。 銀行持株会社の子会社として銀行グループとして最優先で適用、調達を行うことで、結果として地域の活性化に資するものと考えられる。 「経済財政運営と改革の基本方針2022」(2022年6月7日閣議決定)においては「東京一極集中の是正、多極集中、社会経済の健全な発展が期待される地方創生の実現に向けて中核的産業の地方活性化にも取り組むとともに、分限・集約づくりに進める。地方発のトランプアップ型の経済成長を促進し、持続可能な経済発展の実現を図ると社会全体のwell-beingの向上」(全国どこでも誰もが便利かつ快適に暮らせる社会)を目指す」とされており、本要望の実現は政府方針とも合致すると考えられる。 また、銀行法の趣旨を踏まえ、国内銀行グループでは、銀行グループベースでの信用供与のコントロール・リスク管理・経営管理を行っているケースも多岐にわたる。規制対象を認識しなくてもよい程度に信用供与である銀行と同一と認められることも可能。	金融庁	同一の銀行持株会社傘下の子銀行間の取引は、大口信用供与規制が適用されます。 なお、銀行法施行令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けるときは、大口信用供与規制の適用を受けないことができます。	銀行法第13条第1項及び第3項、銀行法施行令第4条第9項及び第14項、銀行法施行規則第14条の3第1項、第14条の6の2	対応不可	大口信用供与等規制は、銀行等の資産の危険分散、銀行等の信用の広く適切な配分のための下、国際的な議論を踏まえた枠組みとされていること、同一銀行持株会社グループ内における子銀行間の信用の供与等についても、一律に規制対象となることは、上記の規制目的に照らし困難です。		
339	令和5年12月15日	令和6年1月19日	クラウドサービスの利用と個人データの「取扱い」の明確化	・「個人情報の保護に関する法律」についてのガイドラインに関するQ&Aのその他の質問のうち、クラウドサービス提供者事業者がサーバに保存された個人データを閲覧しないことについては「検索、変更、加工、複製等を行う場合であっても、個人データを「取り扱う」ことにはならず、「アクセス制御」していると評価できる旨の明確化。 ・「個人情報の保護に関する法律」についてのガイドラインに関するQ&Aのその他の質問のうち、契約条項においてクラウドサービス提供者事業者がサーバに保存された個人データを「取り扱う」こととしているが、保守目的の閲覧する場合や特定の従業員のみが閲覧できる場合等、一定の場合に限っては、個人データを「取り扱う」として評価できる旨の明確化。 ・クラウドサービス提供者事業者が個人データを「取り扱わない」場合は、個人データがクラウドサービス提供者事業者のサーバに保存されているの一事をもってクラウドサービス提供者事業者による個人情報の「取得」や「利用」に該当することとはならないことの明確化。	・クラウドサービス提供者事業者が個人データを閲覧しないことを、「取り扱わない」(もしくは「アクセス制御」)といえるのか、または閲覧しないとしても機能的に複製、更新、加工・編集等を行う場合は「取り扱わない」と「アクセス制御」とも評価できないのかが明確にできない。また、従業員を含む事業者の一定の場合には外部事業者がアクセスできる場合や、特定の限定された従業員であればアクセスできる場合において、それが適切なアクセス制御と評価できるのかも不明である。 -だが「ガイドライン」においては、「利用」について「取得及び複製等を除いた全部を意味する」と考えられます。したがって、使っているだけでも「利用」に該当します」との解釈が示されているが、当該外部事業者のサーバに保存されている場合、当該外部事業者に対して、個人情報の「取得」や「利用」は行っているが、個人データが「取り扱わない」という状態が疑われるのか、それとも、個人データ「取り扱っていない」場合は、当該外部事業者にとっては、個人情報の「取得」や「利用」と評価されない「閲覧」のみが明らかでない。	個人情報保護委員会	「個人情報の保護に関する法律」についてのガイドラインに関するQ&A/AJ7-53において、個人情報取扱事業者が、外部事業者の提供するクラウドサービスを利用してその管理するサーバに個人データを保存する場合において、当該クラウドサービス提供者事業者が当該個人データを「取り扱わない」として評価できる旨の明確化を求めています。 また、個人情報取扱事業者が、個人データを電子データを取り扱うシステムの保守の全部又は一部の事業者を活用している場合において、当該クラウドサービスを提供する事業者が単純なハードウェアソフトウェア保守サービスののみを行って、契約条項によって当該クラウドサービス事業者が個人データを「取り扱わない」旨が定められている場合等が考えられます。 地方で、個別の事業者の判断が必要となりますが、一般論として、当該クラウドサービス提供者事業者が、サーバに個人データを「取り扱っていない」としている場合には該当しないと考えられます。 なお、当該クラウドサービス提供者事業者が当該個人データを「取り扱っていない」としている場合、当該クラウドサービス提供者事業者は、当該個人データを「取り扱っていない」として「利用していない」と考えられます。 また、個人情報取扱事業者が、個人データを電子データを取り扱うシステムの保守の全部又は一部の事業者を活用している場合において、当該クラウドサービスを提供する事業者が単純なハードウェアソフトウェア保守サービスののみを行って、契約条項によって当該クラウドサービス事業者が個人データを「取り扱わない」旨が定められている場合は、当該個人データを「取り扱っていない」として「利用していない」と考えられます。例えば、保守サービスの作業中に個人データが閲覧可能となる場合でも、個人データの取得(閲覧)することなく、これを閲覧・印刷すること等を行います。を防止するための措置が講じられている場合は、当該個人データを「取り扱っていない」とはならないと考えられます。 なお、クラウドサービス提供者事業者が「取り扱わない」としている場合は「該当する」かについては、上記の前提を踏まえ、クラウドサービスの具体的な仕様や契約条項等を考慮し、当該事業者毎に判断する必要があります。	個人情報保護委員会	「個人情報の保護に関する法律」についてのガイドラインに関するQ&A/AJ7-53	対応不可		

規制改革・行政改革ホワイト検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
340	令和5年12月15日	令和6年1月19日	実質的支配者リスト制度の拡充	<ul style="list-style-type: none"> (要望1)登録機関への登録を法的に義務化している国もあり、義務化によって情報の拡充や本制度の利用向上といった効果が期待できると考えられるため。 (要望2)取組計画にはアセス情報を利用していない国もあると。マネーローディング/テロ資金供与対策の重要性に鑑みれば、国内策の一環を担う登録機関が実質的支配者情報を積極的に利用できると考えられるため。 (要望3)実質的支配者情報の登録、写しの請求・受領はすべて書面で行われているところ、利用者法人の利便性向上および上記のアセス情報の拡充と併せて本制度の実効性向上に寄与するものと考えられるため。 (要望4)マネーローディング/テロ資金供与対策の遂行の観点からは現行制度の対象法人では不十分といえず、犯罪収益転防止法施行規則第11条第2項第2〜4号に規定される実質的支配者の類型も対象とすることが適当と考えられるため。 	<ul style="list-style-type: none"> 都銀懇話会 	法務省	<p>マネーローディング防止等の観点から、法人の実質的支配者を把握し、その透明性を高めることについては、FATFによる勧告がなされるなど、国内外からの要請が強まっているところ。この要請を受け、外部有識者による議論の結果を踏まえ、「実質的支配者リスト制度」を創設し、令和4年1月からその運用を開始しています。</p> <p>この制度は、FATFの第4次対日相互審査報告書の公表を契機として、政府において策定・公表した今後3年間の行動計画(マネー・テロ資金供与・拡散融資対策に関する行動計画)にも盛り込んだものであり、我が国の人々の実質的支配者の透明性の向上に貢献するものと考えております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実質的支配者情報一覧の掲載等に関する規則(令第33号法務省告示第187号) 	<ul style="list-style-type: none"> 実質1及び4) 4) その他 	<ul style="list-style-type: none"> (要望1及び4)「実質的支配者リスト」が広く利用され、マネーローディング防止等の効果が十分発揮されるよう、または本制度の周知・広報に努めてまいります。また、本制度の周知・広報については、本制度の運用状況等も踏まえつつ、政府を主体として検討してまいります。 なお、当省における本制度の周知・広報に加え、一部の金融機関においては、口座開設等の際に実質的支配者リストの提出を求めているものも承認しており、実質的支配者リストを求めるところを各金融機関のホームページ等で明記していただくことで、本制度の更なる利用促進につながるものと考えています。 (要望2及び3)令和4年12月21日開催のデジタル庁臨時行政推進会議において公表された「デジタル庁原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」において、「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則」について、「令和4年度中に設置される有識者からなる研究会(HIP公表)での法的論議の整理を含めた検討を通じて、銀行等がオンラインで実質的支配者リストの写しを取得する方法など有用性の利便性を向上させる」旨の方向性が示されており、今後、同研究会における議論を踏まえ検討を進めていく予定です。 		
341	令和5年12月15日	令和6年2月16日	商業銀行によるセキュリティトークン(電子記録移転有価証券表示権利等)の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 「商業銀行がセキュリティトークン(電子記録移転有価証券表示権利等)の決済、保管等の取扱いを可能とする為、主に以下の関連法制的整備または明確化を要望するもの」 銀行による取扱いを可能とする法整備 銀行法(第10条第2項10号)、金融商品取引法(第28条第3項、33条2柱書) STにせ、銀行がカード・決済業務(保管)を行うことは、有価証券の保護確保およびそれに付随する業務として、または登録金融機関業務として有価証券管理業務として許容されていることの確認、明確化 「関連法制的整備」 「社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」)(第8条等)」「ST」を含めると、或いは振替法と同等の効果のある法制整備 口座管理機能(国内・外国)間接続口座管理機能間の概念においては、振替法を適用していること、STに關する事項についても、同等の取扱いの適用があること 「会社法、信託法、民法等」STに於ける第三者対抗要件の具備に関する明確化 「租税特別措置法(第9条の3の2、第10条第4条の2)、施行規則第5条の2(第1項)」 「上場株式、特定公社債等」について、振替法上の口座管理機能である証券会社や銀行が営業職務者・取換者・支払の取換者となる特法規定が、STについても同様である旨の明確化 「外為法(報告省令第14条)及び所轄税法等(第224条、第225条等)」STに係る外為報告や支払取替等の提出に際して、既存証券法等との提出義務を並行することの明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 情報懇話会 	金融庁 財務省	<p>「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年7月1日施行)により法令が改正され、金融機関によるSTの取扱いが可能となった。一方、現時点(令和5年1月1日現在)で、日本STO協会に正会員として登録している金融機関は、証券会社(金融商品取引業者)と信託銀行のみであり、2021年にSTを発行了した実績も証券会社と信託銀行に限られている。</p> <p>取組を中心とした企業資金調達(不正取引等の問題が頻発)の対応に際しては、STOと併行して実効性のあるSTを発行することにより、これまで証券化のしなかった資産についても、トークン化することで個人投資家等への販売が可能となる。日本に於いても、2022年春には大規模な私設取引(PTS)の設立(ODX)が予定されるなど、セカンダリー市場やグローバルな対日市場投資に向けた取組が急ピッチで進んでいる。</p> <p>本取組においては、既に関連法整備が完了し、証券会社、銀行、決済、保管等について、商業銀行や信託銀行による参加が相次いでいる。日本に於いても本件の関連法整備は急務。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【金融庁】銀行法第10条第2項第10号、金融商品取引法第2条第1項・第2項、第2条第3項第14号・17号、第28条第1項第5号、第29条の2第1項第8号、第33条の2、金融商品取引法第2条第1項第12号、金融商品取引法第2条に規定する営業に關する内閣府令第9条の2 ②いわゆる「セキュリティトークン(ST)」が社債や株式等の権利を表示している場合、社債等振替法上の振替機能として指定を受ける者は振替社債や振替株式等の振替に関する業務を行うことができます。 「電子記録移転有価証券表示権利等」については、銀行法では銀行が「置く」ことのできる付随業務として「有価証券の保護確保」が規定されています。 ③いわゆる「セキュリティトークン(ST)」の譲渡の第三者対抗要件については、その権利の内容に応じて会社法や民法等が適用されます。 【財務省】一般に、いわゆる「セキュリティトークン(ST)」に係る法令の適用関係は、それぞれの権利ごとに個別具体的に判断する必要がありますが認められていますが、外為法及び外為貿易法においては、在外為替及び外為貿易等の間に証券の取替・譲渡が行われた場合、当該取引に係る支払、資本取引、外国為替業務に関する事項について、一定の場合には事後に銀行を行う義務が課せられています。 【金融庁】社債、株式等の振替に関する法律第2条第1項、第3条、第5条、会社法第100条、第888条、民法第407条、信託法第94条 【財務省】銀行法第5条第1項、第15条、第16条、第17条、第33条 	<ul style="list-style-type: none"> 【金融庁】①いわゆる「セキュリティトークン(ST)」に係る法令の適用関係は、それぞれの権利ごとに個別具体的に判断する必要があります。少なくとも、「電子記録移転有価証券表示権利」に該当するSTのカード・決済業務については、銀行法上「有価証券の保護確保」として置くことが、現行制度上可能であると考えられます。なお、登録金融機関業務として「電子記録移転有価証券表示権利等」の預託を受ける場合には、金融商品取引法上の登録を受ける必要があるところ、現行法上、電子記録移転有価証券表示権利等のうち、金融商品取引法第2条に規定する営業に關する内閣府令第9条の2第1項に定める場合に該当するものについては、登録金融機関の預託を受けることができます。ただし、2023年11月に公布された金融商品取引法の一部を改正する法律の施行により、当該預託が可能となる予定です。 【金融庁】①対応 ②その他 ③その他 【財務省】租税を予定 【財務省】租税を予定 【財務省】一般に、いわゆる「セキュリティトークン(ST)」に係る法令の適用関係は、それぞれの権利ごとに個別具体的に判断する必要がありますと認識しています。その上で、外為法及び外為貿易法に基づく報告については、市場参加者の法的な取扱い及び開示義務の履行を確保する観点から求めていくことに加え、いかなるものについて報告を求めることが適切については、当該報告義務の履行をふまえて、必要に応じ、必要な見直し及び明確化に係る検討を行ってまいります。 			
342	令和5年12月15日	令和6年1月19日	デジタル時代の顧客接点拡充に向けたチャンネル規制への見直し	<ul style="list-style-type: none"> 「産業のあらゆる分野でデジタル技術が活用される時代となった。個人においてもスマートフォンの保有世帯の割合が約8割まで増加する等、生活に欠かせないものとなっている。銀行の提供するサービスも、デジタル技術の進展とともに変容してきており、一時的に平日、時間、場所に関わらず制約性の高いサービスが求められるようになってきている。 「地方、既存の店舗を前提とした事業展開から脱却し、いっそう顧客利便性の高い総合的なデジタル時代をフォローアップに見送って新たな銀行像を形成していく上では、規制面からも後押しが必要がある。技術革新等の進展要請の進展がいつぞや加増する等の状況に鑑みれば、ルールベースで詳細で規定する従来の規制体系を、デジタル時代を前提とした顧客接点の自由な拡大を促す規制体系に実質的に変更することで、顧客本位の店舗運営を促進していく契機とすることが重要であると考えられる。 一般事業法人は、基本的に自社の経営判断において自由に営業日、営業時間、店舗のあり方について戦略運営を図ることが可能であり、デジタル戦略と合わせた総合的な経営資源配分を自由度が高い「行う」ことができるが、銀行においても、より柔軟な店舗戦略を可能とする規制とすることで、リアルチャンネルとデジタルチャンネルを組み合わせ、総合的に顧客利便性を高めるデジタル戦略を実現するための経営資源配分を実現することが可能となる。 令和4年7月に銀行等の休日営業等の休日営業を促進する規制を廃止したところであるが、営業日や営業時間といった概念の柔軟化に向けた更なる規制緩和への期待を念頭に置いた上で要望を継続するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 都銀懇話会 	金融庁	<p>銀行の休日、営業時間については法令に定めがあります。</p> <p>また、国内における支店等の設置、位置の変更等しようとするときは、内閣府大臣に届け出ることとされています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 銀行法第5条第1項、第15条、第16条、第17条、第33条 銀行法施行令第5条、銀行法施行規則第15条、第16条、第17条、第33条 	対応	<p>銀行の休日、営業時間、国内における支店等の設置、位置の変更等に関する規制は、銀行業務の高い公共性・公益性に由来していることから、当該観点から慎重に検討する必要があります。</p> <p>その上で、銀行監督上の必要性等を踏まえた届出による見直しを行うこととし、2023年10月に「銀行法施行令等の一部を改正する政令(第1号)」について公表したほか、同年中に関係規則の改正案を公表しました。</p>		

規制改革・行政改革ホワイト検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
343	令和5年12月15日	令和6年1月19日	事業者が銀行とのAPI連携を通じて口座番号をエンドユーザーに表示すること、電子決済等代行業の対象から除外	<p>口座番号を銀行法2条17項2号の「口座に係る情報」から除外して頂きたい。</p> <p>これは、銀行法54条1項では、1号と同様に該当する行為であっても「その他の利用者の保護に欠けるおそれがない」と認められるものとして内閣府令で定める行為については電代業の対象から除外されているが、口座番号のAPI連携については「利用者の保護に欠けるおそれがない」と整理して頂きたい。</p>	<p>-家計簿事業者や会計ソフト事業者による預金取引その他の銀行取引情報の利活用のみならず、その他の銀行保有情報についても利活用ニーズは高い。</p> <p>-具体的には、属性情報や連絡先情報、本人確認情報を銀行からAPI連携を受け、KYCの方法により本人確認を完了させるとともに、銀行から取得した各種情報を入力補助に使う「しん力」といったニーズがある。</p> <p>-このみを入力補助への利用情報の「インテグレーション」して、口座番号のニーズは強い。具体的には、取引の引落口座や事業者からの入金口座の欄に銀行からAPI連携を受けた口座番号をプレ入力し、エンドユーザーの入力ミスによる口座番号相違に起因するトラブルを防止するといったニーズがある。</p> <p>-他方、口座番号は特約の情報であり一旦取得すれば十分であることから、事業者が情報を蓄積する（流出時のリスクが大きくなる）ことは想定しがたい。</p> <p>-制度の現状を前提とする限り、このような口座番号の連携であっても電子決済等代行業の登録が必要となることとなるが、口座番号は特約の口座の識別子であって、そのため「スプレッドシートの作成」は性質としては「高信頼性」に近いものであると見られる。</p> <p>-また、口座番号のAPI連携ニーズがある場合は、事業者サービスに係る決済等のために利用者の口座番号が必要とされているケースであり、仮にAPIを使えない場合には事業者は利用者から口座番号の逐次入力や求めるなど、APIの利用有無に関わらず利用者の口座番号を取得することが想定され、口座番号情報の漏洩から実質的なリスクは不変。</p>	都銀懇話会	金融庁	銀行法において、電子決済等代行業（預金者からの委託を受け、IT技術を活用して、銀行に決済指図を伝達し、又は銀行から口座に係る情報を取得し当該預金者に提供する営業）について、業規制（登録制）が整備されています。これは、①決済に関する銀行システムに接続するため、業者のセキュリティ等が問題があった場合には、銀行システムとの安全を要する点があること②利用者の口座に係る情報、口座等の認証情報を預かるため、情報漏洩や認証情報を悪用した不正送金等により、利用者が不利益を被るおそれがあることといった理由により、オープンイノベーションを推進しつつ利用者の保護を確保する観点から整備されたものです。	銀行法第2条第1項第2号	検討中	口座番号は極めて重要な情報であり、それを「口座に係る情報」から除外するとは、利用者の保護の観点から適当ではないと考えられます。ただし、具体的なニーズ等を踏まえつつ、どのような行為類型であれば利用者の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして内閣府令に規定することができるかどうかについては、引き続き検討致します。	
344	令和5年12月15日	令和6年1月19日	資金業法上の書面交付義務を情報提供義務へ変更	<p>「割賦法と同様に、書面交付義務から情報提供義務へ転換し、顧客の同意なくして電磁的方法による情報の提供を可能とする。</p> <p>ただし、顧客から書面による情報提供の求めがある場合には、当該求めに応ずべきことを前提とする。</p>	<p>-近年、パソコンやスマートフォンは広く普及・浸透し、個人保有率は高い。</p> <p>-こうした環境変化及びキャッシュレス決済推進の観点から、2020年、割賦法において、クレジットカード事業者が利用者に対して行う書面交付義務を、情報提供義務に変更する（顧客同意なしの電磁的方法による情報提供を許容する）改正がなされた。</p> <p>-割賦法は、契約の相手方への情報提供の充実に、利用者保護（過剰な借付防止等）を主眼とし、資金業法とは目的を共通にするところもある法令。</p> <p>-一方、資金業法においては書面交付義務が情報提供義務に変更されておらず、早急が合っていない。</p> <p>-特に、資金業も含むクレジットカード事業者としてはその影響は顕著で、改正割賦法を踏まえ、クレジットカード商品に係る書面交付を廃止し、全面的に電磁的方法による情報提供を実施したいところ。キャッシュレス推進を促すクレジットカード商品は、顧客の承諾がない限り、電磁的方法による提供に切り替えることができます。依然として書面交付による差をない。</p> <p>-なお、書面交付を電磁的方法に代えたとしても提供される情報量は不変であり、利用者保護の観点から問題はないと考えられる。</p>	都銀懇話会	金融庁	資金業者は、貸付に係る契約等を締結しようとするときにおいて、顧客が借入れ条件等を十分に理解し、かつ、借入判断を行えるように十分な情報を提供する観点から、当該契約の内容を説明する書面等を交付しなければならぬこととしております（資金業法第16条の2、16条の3、第17条、第18条）。なお、顧客の承諾を得た場合、これらの情報提供は電磁的方法により行うことができます。	<ul style="list-style-type: none"> 資金業法第16条の2、16条の3 同第17条 同第18条 割賦法第30条、30条の2の3、30条の2の4 	対応不可	割賦販売法と資金業法は、いずれも信用供与のための仕組みを規制している点では類似するとも評価できます。しかし、クレジットカードを含む割賦販売は、財・サービスの対価の後払いとして利用される一方、資金業者は、収入の滞りや返済遅延、他人の債務保証・借金の肩代りなどとも利用されている点で異なります。このため、資金業の利用に際しては、割賦販売の利用時に出る、契約の要旨や内容を熟読する機会をより確実に確保する必要があると認識しています。したがって、資金業法は資金業者等の保護の観点をより重視していることから、契約締結前及び締結時には書面による交付を原則とする必要があると考えます。	
345	令和5年12月15日	令和6年1月19日	健康保険料納付の電子化	<p>健康保険法施行規則138条は、任意継続被保険者の保険料納付に關し、「納付書により納付しなければならぬ」（同条1項）、「前項の規定による納付書は、保険料の定めるところによる。（同条2項）と定めているが、電子納付が認められるか否か必ずしも文書上明らかでないことから、顧客の私取扱いを保護（保険料納付の電子化）の阻害要因となっている。</p> <p>上記取扱いの電子納付が可能となるよう、規則改正又は当該規則の解釈・適用の明確化を行っていただきたい。</p>	<p>保険料納付の電子化、来店不要の電子納付（インターネット/オンライン）利用推進</p>	都銀懇話会	厚生労働省	<p>○ 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）には、以下の通り規定されており、任意継続被保険者の保険料について電子納付を禁止する規定とはなっておりません。</p> <p>第三十八条 任意継続被保険者は、法第四百四十四条第一項又は第四百五十五条第一項の規定により保険料を納付しようとするときは、納付書により納付しなければならない。</p> <p>○ 実際に、協会けんぽ（https://www.kyokushinko.or.jp/g7/cat710/sb310/sb3180/4bb3180/1978-6172/）や一部の健康保険組合では、保険料の電子納付を受け付けております。</p>	健康保険法施行規則第三十八条	現行制度下で対応可能	左記の通り、任意継続被保険者の保険料については、現行制度下で電子納付可能です。	
346	令和5年12月15日	令和6年1月19日	公的個人認証サービスに基づく署名本人同意に基づく署名本人同意の取扱い変更について	<p>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証サービスに関する法律第3条3項に定める署名用電子証明書の記録事項、および第19条の2に定める特定署名用電子証明書記録事項について、氏名の読み仮名及び住所の読み仮名も追加したい。</p> <p>「利用者が取得した同意に關しては、利用者が同意の取扱いの変更についていない限り有効として頂きたい。</p>	<p>-金融機関においては、顧客漢字氏名・漢字住所に加えて、氏名の読み仮名やカナ住所の情報も管理している場合あり（口座名電のかが情報に内蔵し取り出しも利用）</p> <p>-23年5月16日開始の基本4情報取得サービスにはカナ情報が含まれないため、取得した漢字情報をもとにカナ情報へ変換の上、顧客情報の更新を行う必要がある。カナ情報を含めて頂くことで、住所情報等の円滑な更新を行うことも可能となるもの。</p> <p>-また、利用者から取得した同意の有効期間が10年後に失効することとなるが、利用者が10年間の有効期間情報を自ら管理することは困難であり、利用者の認識のなまじり同意が失効してしまうこととなかねず、住所が不更新であるとの苦情が後継機関に寄せられる可能性がある。このため、利用者から取得した同意に關しては、利用者から同意の取扱いの変更がない限り有効として頂きたい。</p>	都銀懇話会	デジタル庁 総務省	<p>【総務省】（提案の具体的内容一ポイント）</p> <p>-現状、本人同意に基づく最新の利用者情報提供サービスでは、氏名、生年月日、性別及び住所が提供されており、氏名の読み仮名及び住所の読み仮名は提供されていません。</p> <p>-氏名の振りが仮名については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の規定により、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日より署名用電子証明書の記録事項とされるほか、特定署名用電子証明書記録情報に追加されます。</p> <p>-これにより、本人同意に基づく最新の利用者情報提供サービスにおいても、氏名の振りが仮名が提供されることとなりますが、当該施行日については今後検討してまいります。</p> <p>-なお、住所の振りが仮名を署名用電子証明書の記録事項及び特定署名用電子証明書記録情報に追加する予定はありません。</p> <p>【デジタル庁】（提案の具体的内容二ポイント）</p> <p>署名用電子証明書を利用する署名検証者は、住所や氏名の変更等により署名用電子証明書が再発行された利用者について、本人の同意に基づき、再発行された署名用電子証明書に記録された最新の基本4情報（住所、氏名、生年月日、性別の4情報）を他府庁公共団体情報システム機構より提供を受けることができます。この同意の有効期間は、利用者から同意を受けた翌日を起算日として10年となっております。</p>	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証サービスに関する法律第3条第3号、第18条第3項、電子署名等に関する地方公共団体情報システム機構による認証サービスに関する法律施行規則第30条の2	（提案の具体的内容一ポイント） 制度の現状/細記載のとおりです。	（提案の具体的内容二ポイント） 【デジタル庁】（提案の具体的内容二ポイント） 制度の現状/上記記載のとおり、署名用電子証明書に記録された最新の基本4情報を提供する際の署名利用者からの同意については、有効期間が10年となっております。また、ご提案のように本人から撤回がない限り同意を有効なものとした場合、本人の意思が変化しているにもかかわらず、自ら最新の基本4情報を提供することについて同意したことを忘れることも想定されるため、本人の権利利益を保護する観点から、一定期間ごとに本人の同意を取得することとしています。	

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
347	令和5年12月15日	令和6年1月19日	営業所の臨時休業に係る届出申請等の簡便化・営業所等の設置等に係る重複的な手続きの簡素化	<p>(要望1) スマートフォンの普及やオンライン取引の進展等を背景として、銀行の営業所を「事務処理の場」から「コンサルティングの場」と再定義する動きが進んでいる。それに伴い、単純な手続きはオンライン化・セルフ化の上営業所の事務スペースを減らし、テナントビルや商業施設等へ移転・設置する等の動きがみられる。こうした銀行の営業所の入居を促進していない建物への入居が今後増加することが想定される中、当該建物における法定設備等を得ない理由で貸借する営業所の臨時休業においても届出等を求められることは、顧客ニーズに即した多様な営業形態の展開を阻害することになりかねず、結果として顧客利便性を損なうことになりかねない。</p> <p>*臨時休業を行う場合、重要なことは、法令の定めを知りながら、顧客の混乱を招かないよう適切な方法で周知を図ることである。入居建物が休業となる場合、火災等と異なり外部から見て建物自体が営業していないことが明確であること、銀行による周知に加えて当該建物の運営主体等による周知も行われることから、顧客の混乱を招かない届出は充分満たされるものと考えられる。</p> <p>(要望2) *債権業務や信託契約代理業務を営む銀行は、営業所等の設置・位置の変更・廃止や役員等の選任時に銀行法・金融機関の信託業務の家業等に関する法律・信託業法の定めに基づく届出が必要。これら届出事項は、根拠法令は異なるものの届出内容は同一のものであり、生産性向上等の観点から見直しを要するもの。</p>	都銀懇話会	金融庁	<p>①銀行の営業所について臨時にその業務の全部又は一部を停止するときは、一定の場合を除き、内閣総理大臣への届出が必要となります。</p> <p>②債権業務や信託契約代理業務を営む銀行は、営業所等の設置・位置の変更・廃止等を行う場合には、銀行法のほか、金融機関の信託業務の家業等に関する法律及び信託業法の定めに基づき内閣総理大臣への届出が必要となります。</p>	<p>①銀行法第16条第1項 銀行法施行規則第17条第3項 ②銀行法第8条第1項、第33条 銀行法施行規則第35条 金融機関の信託の業務に関する法律第8条第1項及び第2項 信託業法第71条第1項</p>	<p>①対応不可 ②対応不可</p>	<p>①銀行の営業所が臨時にその業務の全部又は一部を停止するときは、顧客利便への影響等があることから、原則、事前に当局が把握するために内閣総理大臣への届出が必要とされているものであり、届出し措置を行うことは困難です。</p> <p>②各法律における規定は、それぞれの法律の目的に沿って整備されているものであり、他の法律に同様の動きがあることをもって廃止することは困難です。</p>	
348	令和5年12月15日	令和6年1月19日	合併、会社分割及び事業譲渡等に係る認可対象外要件の見直し	<p>*銀行及び銀行持株会社を当事者とする合併、会社分割及び事業の譲渡等の効力要件として内閣総理大臣(金融庁長官)の認可を要するとしている趣旨は、合併等が当事者間の合意等のみに委ねられると、債権秩序の維持、預金者等の保護、地域における健全な競争環境、金融の維持その他のことについて支障を及ぼす可能性があることによる認識。</p> <p>→一方、近年のDXの広がりや地方創生の必要性の高まり等を背景として、銀行グループが営むことのできる業務範囲は拡大。</p> <p>銀行以外の民間事業者においても、ブロックチェーンやAI等の技術革新やオープンAPIを活用した多様な金融商品・サービスの提供が進んでいる中で、民間事業者の新規事業を銀行が継承することで、銀行の広範な顧客基盤へ先進的なサービスを提供することも想定される。一方、現状の規制では、銀行本体への影響が僅かな事業であっても、銀行本体での合併には認可を要するため、銀行グループによる機動的な継承を阻害する要因になりかねず、結果として顧客への非金融商品との多様なサービスの提供機会を損なうことになりかねない。</p> <p>*また、上記趣旨に加え、顧客の期待・ニーズの多様化にあわせ、銀行本体で取扱う商品・サービスも多様化。然しながら、銀行による新規事業が当該想定通りに成長しないケースもあり、経営資源を顧客の真に望む商品・サービスに配するするために、成長が望めない事業からの早期の撤退も併せて、技術革新等の環境変化が一層加速している状況では、機動的な撤退が求められる中、事業が肥大化していない段階での会社分割・事業譲渡であれば、当該事業の分類による銀行本体への影響は自ずと小さな。</p>	都銀懇話会	金融庁	<p>銀行及び銀行持株会社を当事者とする合併、一定の場合を除き会社分割、事業の譲渡又は譲受けは、内閣総理大臣の認可を受けなければならないことが効力が生じます。</p>	<p>銀行法第30条、第52条の35 銀行法施行令第6条、第18条の2の4、第16条の3 銀行法施行規則第34条の30の2</p>	対応不可	<p>銀行及び銀行持株会社を当事者とする合併等の効力発生要件として内閣総理大臣の認可を要することとしている趣旨は、銀行等の合併等により、銀行等が不良資産を継承することや経営が悪化し、ひいては、債権秩序の維持等への影響が懸念されるためです。そのため、銀行等を当事者とする合併等においては、その規模や業務の内容に関わらず、引き続き認可を効力発生要件とする必要があり、届出し措置を行うことは困難です。</p>	
349	令和5年12月15日	令和6年4月12日	地方公共団体歳入金の口座振替納付対象金融機関の拡充	<p>*税・公金の多くは独自のフォーマットの紙で金融機関に持ち込まれるケースが多く、納入義務者・金融機関それぞれの手続・処理負担が従前から課題となっている。令和5年6月に取り決められた「規制改革推進に関する告示(規制改革推進企画)」では令和5年度当分の間、前年の立法措置を講ずることを旨とし、システムを改善し、関係者への必要な周知も行う。遅くとも令和8年9月までにLTAxを活用し入金依頼を開始するとされる等、行政もLTAx認定済の口座・金融納付は一定水準で利用可能なフォーマットの操作等が不要であり、収納効率化に加え納入義務者の利便性向上の観点でも有用な手段の一つと考えられること、相違により従前地域性が納入義務者となった場合等において口座振替が利用できないことは、効率性等の阻害要因になりかねない。</p> <p>*LTAxを活用した税・公金収納への広範な併せて本件提案を措置することで、社会的コスト削減の更なる加速が期待される。</p>	都銀懇話会	総務省	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第3項の規定により、普通地方公共団体の歳入は、同法第235条の規定により金融機関が指定している場合においては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第195条の定めるところにより、口座振替の方法により納付することができることとされています。</p>	<p>地方自治法第231条の2第3項、第235条 地方自治法施行令第195条</p>	その他	<p>御提案のことは、指定金融機関等の機能に関わるものであることから、地方公共団体における公金の取扱いは関係する事務の整理と十分に把握するとともに、指定金融機関等側の意向を十分に踏まえながら、その必要性も含めて、検討されるべきものと考えています。</p> <p>地方・公金の納付方法については、住民・事業者の利便性向上や公金収納事務の効率化の観点から、多様な方法により行政行為ができていくことが望ましいと考えており、これでも地方自治法を改正し、指定納付受託者制度や指定公金事務取扱者制度を設け、スマートフォンアプリによる納付等を可能にできるところまでです。</p> <p>また、地方税法については、地方税統一QRコード(L-QR)を用いたLTAxを通じた納付の仕組みが導入され、全国のすべての地方公共団体の納付書であっても、LTAx操作、スマートフォン操作による電子納付が可能となるとともに、多くの金融機関の窓口でも納付が可能となっており、地方税法以外の公金についても、令和8年9月までにLTAxを通じた公金納付が可能となるよう、取組を進めているところでです。</p>	
350	令和5年12月15日	令和6年4月12日	地方公共団体との電子契約における電子署名名目付の取扱	<p>*地方自治法234条5項において地方公共団体の電子契約は電子署名名目付の取扱いが前提となるものがある。</p> <p>*そのため、契約書内にも電子署名名目付の取扱いが前提となるものがある。</p> <p>*地方公共団体にも電子契約が普及しつつあり、本件は業務上大きな課題となっている。</p> <p>*紙の契約書に印鑑を押印する従来のやり方では、業務上の工夫で予算年度初日(4月1日)付の契約書を作成できなかったが、電子契約に移行するに際し、業務上の工夫が困難になってきた。予算年度初日(4月1日)に大量の電子署名を実施することは事実上不可能に近い規制緩和を要する。</p> <p>*もしくは、前年度末に翌年度予算成立を停止条件として、先日付で契約締結しても構わないことを、総務省から通知してほしい(いわゆる「フォワードデート」の許容)</p>	都銀懇話会	総務省	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定に基づき、地方公共団体が契約につき契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、契約内容を記録した電磁的記録に当該地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために譲渡の措置であって、当該電磁的記録が改ざんされているかどうかを確認する必要があることを併し付け、当該契約は、確定しないこととされています。</p>	<p>地方自治法第234条第5項</p>	その他	<p>御提案のことであり、地方公共団体が締結する契約において、契約書(裏面に記名押印(電子署名)したままで行われた行政行為を適正な審査を要することについては、地方自治法上、制限がないことであり、各地方公共団体において適切に判断されるものと承知しています。</p>	
351	令和5年12月15日	令和6年1月19日	カントリ・リスクが高い債権に対する追加当分の計上についての見直し	<p>*「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」における特定海外債権引当動定の計上に関する記載の見直し。</p> <p>*カントリ・リスクが高い債権について、当該実務指針の趣旨により、特定海外債権引当動定の計上が必要とされる。一方、制度の現況に起因する一時的な実質引当金に追加計上する取扱いとなるため、同一債権、適度に保守的でありながら計上とされることで、金融機関の正確な資産等の把握に支障を来す懸念あり。</p>	都銀懇話会	金融庁	<p>今般ご要望いただいた背景については、特定海外債権引当動定の計上を止め、一般貸倒引当金や個別貸倒引当金に改めて見積りすることで問題ないとはいえず、むしろ一般貸倒引当金や個別貸倒引当金の見積りに対して当該リスクを考慮済みの場合に、特定海外債権引当動定を計上することは二重で見積ることになり不合理ではないかとの問題認識であると理解しております。</p> <p>*「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(以下「実務指針」)における特定海外債権引当動定の記載については、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・審査の考え方の進め方」において、金融検査マニュアル別表に基づいて定着している実務が否定されていないことから、実務指針も当該記載を見直ししております。</p> <p>他方で、実務指針は監査の留意事項について規定したものであり、当該実務指針には「貸倒見積高の算定は、経営者の判断によって行われるものであり、監査人は、経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する法的事項の妥当性を評価することから成り立っており、上記規定されていることから、ご指摘にあるように当該実務指針の記載内容より、特定海外債権引当動定の計上が必要とされるものではないと認識しております。このような点について、金融機関と監査人の双方に周知することが適当であると考えております。</p>	<p>銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針(第1項)</p>	銀行制度下で対応可能	<p>都銀懇話会と日本公認会計士協会から、金融機関と監査人に対して、以下の点に留意しながら適切に協議を行うようよう通知する。</p> <p>*当該実務指針の趣旨により、特定海外債権引当動定の計上が必要とされるものではないこと</p> <p>*貸倒見積高の算定は、会計基準等に基づき経営者の判断によって行われるものであり、監査人は、実務指針に基づき、クレジット・リスクやクレジット・リスク等の金融機関の貸出金の評価に関する重要な虚偽表示リスクを評価した上で経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する法的事項の妥当性を評価することが求められること</p>	

規制改革・行政改革ホワイト検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
352	令和8年12月15日	令和6年1月19日	太陽光発電設備を資金使途に含む住宅ローンについて「事業のために負担した資金等債務」に該当しないが、住宅の屋根の上に設置する太陽光発電設備が融資対象に含まれている場合、判例等が無い現状においては住宅ローンに発電目的での太陽光発電設備の取得資金が資金使途に含まれては、「事業のために負担した資金等債務」に該当すると判断される等がない、家庭用太陽光発電の場合であっても、発電を行うためには、「事業者」として所管省庁(経済産業省)の事業計画認定申請等を行う必要があるという理由。また、1億の資金等債務に「非事業目的」「事業目的」が混在する場合についても、上記同様、判例等が無い現状において「事業のために負担した資金等債務」に該当しない旨を明確化していただきたい。	一般的に住宅ローンは「事業のために負担した資金等債務」に該当しないが、住宅の屋根の上に設置する太陽光発電設備が融資対象に含まれている場合、判例等が無い現状においては住宅ローンに発電目的での太陽光発電設備の取得資金が資金使途に含まれては、「事業のために負担した資金等債務」に該当すると判断される等がない、家庭用太陽光発電の場合であっても、発電を行うためには、「事業者」として所管省庁(経済産業省)の事業計画認定申請等を行う必要があるという理由。 また、1億の資金等債務に「非事業目的」「事業目的」が混在する場合についても、上記同様、判例等が無い現状において「事業のために負担した資金等債務」に該当しない旨を明確化していただきたい。 この点、民法465条の趣旨は「安否に保証人になってまことに生活の破綻に追い込まれる事態を抑制すること」であるが、「家庭用」太陽光発電による発電の取組が生活の破綻に追い込まれる事態は一時的に発生しなく、(住宅ローンに発電目的での太陽光発電設備の取得資金が資金使途に含まれること)を以って、「事業のために負担した資金等債務」に該当すると解釈するのは非合理的。 上記踏まえ、太陽光発電設備を資金使途に含む住宅ローンが、「事業のために負担した資金等債務」に該当しない旨が明確化されれば、顧客および発行所庁において、契約締結前の保証意思説明公正証書の作成段階の手續負担解消に繋がることから本件要望するもの。	法務省	事業のために負担した資金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担した資金等債務が含まれる保証契約は、その契約の締結に立派な、その締結の目的が一箇月以内に行成された公正証書で保証にひこうとする旨が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じません。	民法第465条の6第1項	対応不可	民法第465条の6第1項は、制度の現状欄のとおり規定していますが、これは、事業のために負担した資金等債務についての保証契約については、その保証債務の額が多額になりがちであることから、個人がリスクを管理するに安易に保証人になることを抑制する旨です。 ある債務が同時に「主たる事業のために負担した資金等債務」に該当するかどうかは、このような趣旨に照らして、個別具体的な事案に照らして判断されるものであり、その該当性について一断し上げることが困難です。			
353	令和8年12月15日	令和6年1月19日	督促連絡先の見直し	顧客の自発的な承諾等がないと、携帯電話への連絡を可能とする。	・資金業法上は、取立行為規制として正当な理由がないのに、顧客の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけてはならないとされており、顧客が借入申込書へ居宅の固定電話番号と携帯電話番号を記載した場合は居宅への電話のみが認められている。 ・平成30年7月13日付「広く共有することが有効な相談事例(資金業法関係)」において、「債務者等の自発的な承諾がある場合や債務者等と連絡をとるための合理的な方法が他にない場合には、「正当な理由」に該当する可能性が高く、携帯電話への連絡も認められる余地がある」とし、例外的な場合には携帯電話への連絡も認められると案内が示された。 ・「資金業者との取りやめを家族や勤務先に届置したい」との意向から、携帯電話への連絡を顧客が希望していても、督促承諾が明示されていない場合、居宅に固定電話のない状態に、固定電話へ「促す」必要があるが、結果、携帯電話の取りやめに関する固定電話にかけたことに対する苦情が寄せられる場合も存在し、却って顧客の私生活及びプライバシー保護という法定制の目的を達せないと考えられる。 ・また、届置の届がない場合、顧客への勧誘や連絡がつかない場合も多くなり、顧客に返済を失念していったにも返済利息が発生してしまう等、顧客にとって不利益が生じる。 ・上記の通り、近年の携帯電話の普及率・保有率や上記のような顧客意向には、現行規制はそぐわないため、顧客の自発的な承諾等がないとも、携帯電話への連絡を可能とするべき。	都銀連協 金融庁	資金業者等又は債権の取立てについて委託を受けた者は、正当な理由なく債務者等の居宅以外の場所に電話をかけるといった、人の私生活若しくは業務の平穩を害するような勧誘をしてはならないこととしております(資金業法第21条1項3号)。 また、正当な理由とは、「資金業者向けの総合的な監督指針」において、債務者等の自発的な承諾がある場合などが挙げられている(資金業業者向けの総合的な監督指針「2-19-2(2)」)。	資金業法第21条1項3号 資金業者向けの総合的な監督指針「2-19-2(2)」	対応不可	資金業法第21条1項3号において、債務者等の居宅以外の場所に電話をかけるといった場合には、正当な理由が必要とされています。 また、「正当な理由」については、その解釈として「資金業者向けの総合的な監督指針」において、債務者等の自発的な承諾がある場合や債務者等と連絡をとるための合理的な方法が他にない場合等については、「正当な理由」に該当する可能性が高いとされています。 上記を踏まえれば、一定の要件の下、取立てのために携帯電話へ電話することは認められております。しかしながら、当該前提は、資金業者による悪質な取立てを防止することにより資金需要者等の保護を図る観点から設けられたものであり、債務者等の自発的な承諾なく正当な理由がないにもかかわらず携帯電話への連絡を可能とするについては、資金需要者等の利益を損なうおそれと想定できないことから、慎重であるべきと考えられます。		
354	令和8年12月15日	令和6年4月12日	地方公共団体のクレジットカードを個人と異なるクレジットカードを利用できることに関するカード名義人の緩和	総行第46号(令和3年2月24日)通知における当該カード利用員資格を個人と異なるクレジットカードを利用できることに関するカード名義人の緩和(「内部監査」)の内容を要し、「(部会「課・支所等」)名義によるクレジットカードの利用を許可する旨、総務省から改め「通知」出して頂くこと。	・地方公共団体では物産購入等についてクレジットカードの利用が可能となり、各購入先からの請求に対してそれぞれ支払を行わず、カー会社へ支払を一本化することで業務効率化が進みます。 ・利用可能とする場合は、クレジットカードの利用者名義人はカードを利用する職員個人とする必要があるが、利用する職員全体を個人と異なるため、多数がある等、事業費等で名義変更(住所)事務が発生するといった点でクレジットカード普及の妨げとなっている。より一層クレジットカード利用を普及させるために規制緩和が必要。	都銀連協 総務省	地方自治法(昭和22年法律第67号)及び関係法令上、地方公共団体が物の購入、役務の提供等を受けるために、これに係る契約の締結に際して、職員として店舗等においてクレジットカードを提示することと、その支払方法をクレジットカードサービスによることを制限する規定はありません。	地方公共団体の財務規制等	指針の通知「地方公共団体の支出について職員をクレジットカードを利用させることによる場合の留意事項について(通知)」(令和3年2月24日総行第46号)において、運用の公正性を確保する観点から、クレジットカードサービスを利用し支払を行う場合には、いわゆる個人カードによることとするのではなく、いわゆる法人カードによることとし、クレジットカードがクレジットカード利用を主眼とした、当該職員が名義人となるクレジットカードを利用できるものと規定されている旨を要しています。 なお、地方自治法上、部会名義のクレジットカードの利用を制限する規定はございませんが、部会名義のクレジットカードを利用する場合には、各地方公共団体に依り、法令に抵触しないよう、運用の透明性及び適正の確保に留意しつつ、適切に実施していただくことと示されています。			
355	令和8年12月15日	令和6年1月19日	自己資本比率算出におけるマーケットリスク計測過程に対する内部監査要件の緩和	・金融庁告示が定める計測過程の運営状況が定着してきたことから、毎年実施している内部監査要件の緩和(効率化、負担軽減等)を図る観点から、「(部会「課・支所等」)名義によるマーケットリスク計測過程に対する内部監査要件の緩和」 ①実施頻度の緩和(原則年1回以上) ②内部監査の代替として、外部監査等の第三者検証の実施を可能とする。	・マーケットリスク計測過程の運営については、金融庁告示以降、長期に亘る監査の実施と1回による検証結果の集約の結果、近年実施の内部監査においてリテラカルな発見・指摘事項が出ておらず、実施要件の緩和(効率化、負担軽減等)により、内部監査リソースを、よりリスク度の高い分野の検証に投入できるとのこと。	都銀連協 金融庁	① 緩和と要望の対象である内部監査の頻度については、平成18年金融庁告示第19号第272条の6第1項15号において、「モデル検証部署は、内部モデル方式に用いる全てのモデルについて、承認時及びその後一年に一回以上の頻度で検証すること」と規定されています。 また、同項第2号において、内部モデル方式を採用する場合のシステムの検証については「内部監査を行う部門及びモデル検証部署又は外部監査を行う者のいずれかによって一年に一回以上の頻度で検証が行われるものであっても」と規定されており、内部モデル方式を使用する金融機関においては「いずれも一年に一回以上の頻度で検証が求められること」です。 ② 緩和と要望の対象である内部監査の代替については、平成18年金融庁告示第19号第272条の6第1項14号において、「モデル検証に用いる全てのモデルについて、承認時及びその後一年に一回以上の頻度で検証すること」と規定されており、内部モデル方式を使用する金融機関においては、内部監査による検証が求められています。 また、同項第2号において、内部モデル方式を採用する場合のシステムの検証については「内部監査を行う部門及びモデル検証部署又は外部監査を行う者のいずれかによって一年に一回以上の頻度で検証が行われるものであっても」と規定されており、外部監査による検証も認められていることです。	平成18年金融庁告示第19号第272条の6第1項15号及び第2号	対応不可	① 内部モデル方式採用行は、マーケットリスク相当額の見直しにあたって、自らの内部モデルを活用すること認められており、モデルの確信性を内部統制により担保させる必要があります。その一環として、内部モデル方式の設計・運用を行う部署から独立した部署であるモデル検証部署による検証は非常に重要な役割を担っており、ご提案があった「実施頻度の緩和」に係るご指摘につきましては、かかる制度趣旨の観点から、自己資本比率規制に係る関係事項においても、内部モデル方式採用行に対して、少なくとも一年以上の検証が求められており、実施頻度の緩和はご提案と見なされます。 ② 「外部監査等の第三者検証の可能性がある」に係るご指摘につきましては、内部監査におけるコンサルティング(共同業務実施)対応も見られる中、自己資本比率規制告示(平成18年金融庁告示第19号第272条の6第1項第22号)において、内部モデル方式を含むマーケットリスク計測に關するシステムの検証に、外部監査を活用することも認められていることです。		
356	令和8年12月15日	令和6年1月19日	証拠金規制における内部監査要件の緩和	・金融庁告示が定める算出過程の運営状況が定着してきたことから、毎年実施している内部監査要件の緩和(効率化、負担軽減等)を図る観点から、「(部会「課・支所等」)名義による証拠金規制における内部監査要件の緩和」 ①実施頻度の緩和(原則年1回以上) ②内部監査の代替として、外部監査等の第三者検証の実施を可能とする。	・証拠金規制における定量的計算モデルを用いる方法による算出過程の運営については、2017年以降、長期に亘る監査の実施と1回による検証結果の集約の結果、近年実施の内部監査においてリテラカルな発見・指摘事項が出ておらず、実施要件の緩和(効率化、負担軽減等)により、内部監査リソースを、よりリスク度の高い分野の検証に投入できるとのこと。	都銀連協 金融庁	① 緩和と要望の対象である内部監査については、平成28年金融庁告示第15号第6条6号に、「定量的計算モデルを用いる方法による潜在的損失等見種類の算出過程について、原則として一年に一回以上の頻度で検証が実施されること」と規定されています。 また、同項第2号において、定量的計算モデルを用いる場合のシステムの検証については「内部監査を行う部門及びモデル検証部署又は外部監査を行う者のいずれかによって一年に一回以上の頻度で検証が行われるものであっても」と規定されており、外部監査による検証も認められていることです。	平成28年金融庁告示第15号第6条6号	対応不可	① 当該告示における当初検証に際する潜在的損失等見種類の算出に用いる定量的計算モデルには業界共通モデルが利用されており、業界共通モデルの更新頻度が、現在の年次から2025年以降は年2回に設定されます。これは、金融機関等種の金融機関への影響を最小限にとどめることといった証拠金規制の趣旨を踏まえ、安定的な市場動向を迅速に業界共通モデルに反映すること、当該モデルから算出される潜在的損失等見種類の適切性を確保することを目指すこととされています。 このように市場動向が迅速に反映された業界共通モデルに基づき、適時適切に潜在的損失等見種類の算出することが関係的に求められている中、内部監査によって当該モデルの管理の適切性を定量的に検証することが意義を同時に高まっております。そのため、実施頻度の緩和はご提案と見なされます。 ② 「外部監査等の第三者検証の可能性がある」に係るご指摘につきましては、内部監査におけるコンサルティング(共同業務実施)対応も見られる中、定量的計算モデルを使用する金融機関における独立した第三者による検証の実施に際し、当該検証に際しての最終的な内部監査部署の責任も考慮した上で、慎重に検討してまいります。		

規制改革・行政改革ホワイト紙検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
357	令和5年12月15日	令和6年1月19日	内部格付手法の最良要件遵守状況に対する内部監査要件の緩和	・金融庁告示が定める最良要件遵守のための選定が定まってきたこと ・近年発生している内部監査要件の緩和(効力減、負担軽減等)を踏まえ、具体的内容としては、下記点とする。 ①実施頻度の緩和(原則年1回以上実施から2~3年毎実施に緩和) ②内部監査の代替として、外部監査等の第三者検証の実施を可能とする。 内部格付手法採用の最良要件遵守については、告示が制定された2008年度以降、長期に亘る監査の実施と、2回以上検核数値の検核(近年実施の内部監査)において70%以上の全貸付/債権事項が当てはまり、内部監査要件の緩和(1効率化、負担軽減等)により、内部監査リソースを、よりリスク度の高い分野の検証に投入できると考えられる。	・内部格付手法採用の最良要件遵守については、告示が制定された2008年度以降、長期に亘る監査の実施と、2回以上検核数値の検核(近年実施の内部監査)において70%以上の全貸付/債権事項が当てはまり、内部監査要件の緩和(1効率化、負担軽減等)により、内部監査リソースを、よりリスク度の高い分野の検証に投入できると考えられる。	郵政総務協会	金融庁	① 緩和要望の対象である内部監査については、平成18年金融庁告示第19号第203条に、「独立した機能を有する内部の監査部署は、年1回以上の割合で信用リスク管理部署の管理状況、PD、LGD及びEADの計測、該当するすべての最良要件の遵守状況等、内部格付制度及びその運用状況を点検し、その結果に基づき内部監査報告書を作成し、提出しなければならない」と規定されています。内部格付手法の使用について金融庁長官の承認を受けたとする銀行は、承認書において、告示第7章「使用リスクの内部格付手法」(第4節第6款から第6款までに規定されている要件に沿った内部格付手法を、当該承認に先立って3年以上に渡り使用していることが必要となります。第203条は第4節「最良要件」の第3款「内部統制」に規定されており、前記承認を受けた金融機関においては、内部格付手法を使用する限り、第203条を充足することが求められます。 ② 緩和要望の対象である内部監査の代替については、平成18年金融庁告示第19号第203条に、「独立した機能を有する内部の監査部署は〜略」と規定されているため、内部格付手法を使用する金融機関においては、外部監査等の第三者検証ではなく、各金融機関の内部監査部署による検証が行われています。	平成18年金融庁告示第19号第203条	① 対応不可 ② 対応不可	① 自己資本比率算定における内部格付手法採用は、自らの格付制度や推計/パラメータ等に基づき自己資本比率を算出することが認められており、自己資本比率の正確性・信頼性を確保し内部統制により担保される必要があります。その一方で、内部格付手法に対する内部監査の実施が非常に重要なものとして位置づけられております。 ご提案があった「実施頻度の緩和」に係るご指摘につきましては、かかる制度趣旨のほか、自己資本比率算定に係る監査の観点においても、内部格付手法採用時に当該手法について、最良年1回以上の監査を求められており、実施頻度を緩和することは困難と考えます。 ② 「外部監査等の第三者検証の可能性」に係るご指摘につきましては、内部監査におけるコンサルティング(共同業務実施)対応も見られる中、内部格付手法に対する独立した第三者による検証の実施に際し、当該検証に際して最終的な内部監査部署の責任等も考慮した上で、慎重に検討してまいります。	
358	令和5年12月15日	令和6年1月19日	商業登記電子証明書による電子署名利用促進に向けた利便性向上	・まず、商業登記電子署名の普及と利用拡大に向けて、当該電子署名の発行を簡便に法務局に申請する運用から、新規会社設立や変更登記申請があった際には、発給完了と同時に商業登記電子証明書を発行する運用を検討いたしました。 ・金融機関における電子契約の利用促進と、それによる顧客利便性向上の観点から、商業登記電子証明書に基づく電子署名により作成された文書を電子署名法3条の要件を満たすことを法務省・総務省・経済産業省によるG&A等により明確化していただく。 ・なお、商業登記電子証明書が印鑑証明書の代用機能を実現しうる点を踏まえ、印鑑証明書に記載されている代表者の生年月日について、商業登記電子証明書において記載の欄を設け、印鑑証明書をもとに現行の金融取引業務が行われており、金融機関の事務効率化や資金取引を維持する観点から要請するもの。	一部金融機関においては、民間の電子契約サービスを導入しているが、利用開始の手續において押印が必要など印鑑の実現には至っていない。 ・印鑑の実現方法として、電子署名の利用を想定した場合、商業登記電子証明書の電子署名は、商業登記ほか、税金・保険・特許等の行政手続での利用が進んでおり、他の民間業者のサービスに比べ導入にかかる障壁が低いと考えられる。	郵政総務協会	法務省 デジタル庁	(1) 商業登記法第12条の2第1項及び第3項による証明の請求については、設立登記申請や変更登記申請と同時に電子証明書の発行申請を行うことが可能です。 (2) 電磁的記録の真正な成立の判定につき、電子署名及び認証業務に関する法律第3条の規定により「電磁的記録として情報を作成し、又は作成されたものは、当該電磁的記録に記載された情報について本人による電子署名…が行われているときは、真正に成立したものと推定する。」こととされております。 (3) 商業登記電子証明書により証明される事項は、商業登記法第12条の2第3項の規定により「…被証明書は…自己に係る登記事項であつてデジタル庁令・法務省令で定めるものの証明を請求することができる」となされております。	(1) 商業登記法第12条の2第1項、同条第3項 (2) 電子署名及び認証業務に関する法律第3条 (3) 商業登記法第12条の2第3項、商業登記規則第33条の5	(1) 対応不可 (2) 対応不可 (3) 対応不可	(1) 制度の現状欄に記載のとおりです。 (2) 電子署名法3条に規定する電子署名に該当するか否かは、個別の事案における具体的な事情を踏まえ裁判所の判断に委ねられる事柄ではあるものの、一般論として、商業登記電子証明書に基づく電子署名が本人等から電子文書の作成を本人の意思に基づき行われたと認められる場合には、電子署名法3条の規定により、当該電子文書は真正に成立したものと推定されることとなると考えられることは明白であり、G&A等により明確化することにはなじまないと考えます。 (3) 商業登記電子証明書に記載されている情報は、その性質上、印鑑証明書と異なり、電子文書と一体となつて広く流通することが想定されているところ、商業登記電子証明書の記載事項には適さないと考えます。	
359	令和5年12月15日	令和6年2月16日	契約締結前交付書面の電磁的交付に関する取組方法の拡充	・目録以外での契約締結前交付書面については、電磁的交付の方法により同意を得ることによって、電磁的交付が可能となるように法令を改正されたい。	・家計が将来に備えるためには資産形成や投資が肝要であるところ、社会的な要請や近年の新型コロナウイルスの流行等を踏まえ、金融機関においては非対面での金融商品等の動換・販売体制を整備しているが、一部、複雑な動換ルールが後向き定められていることから、顧客や金融機関にとっての負担やそれに伴う顧客の不安を軽減し、効率化を要請する。 ・2009年の金融法改正時におけるパブリックコメントにより、目録外書面の電子交付手続が簡素化された背景は請求目録外書の電子交付促進するためのものであるが、上記のおおむね目録外書面の電子交付手続も可能なことから随時簡素化されたい。なお、顧客保護の観点からは、仮に手続が簡素化された場合であっても同意を取得する手続が変更されることで同意を確保することは実質的かつ、大きな課題は見当たらない(仮に、顧客が同意したことの確認が後からいことが課題である場合、電話録音等、別途記録方法の検討は可能)。	郵政総務協会	金融庁	現状、金融商品取引業者等は、契約締結前交付書面の交付について、あらかじめ、顧客に対して、使用する電磁的交付の方法の種類及び内容を、書面又は電磁的方法により承諾を得た場合、電磁的方法により提供することができることとされております。	金融商品取引法第34条の3 金融商品取引法施行令第18条の22 金融商品取引業者等に関する内閣府令第56条、第57条	対応	金融審議会「市場環境ワーキング・グループ」顧客本位タスクフォース中間報告(令和4年12月9日公表)における留意事項を踏まえ、より分かりやすくして情報提供がなされるよう、令和5年11月9日付、契約締結前交付書面を含む一部の顧客交付書面について書面交付義務から情報提供義務とする改正法が成立しています。本改正法の施行後は、契約締結前交付書面について、一定の顧客保護措置を講じたうえで、事業者の任意で電磁的交付方法を提供し得るとする予定です。	
360	令和5年12月15日	令和6年1月19日	納税の電子化推進 ペーパーレス化・印刷廃止に関する各種要望	・納税の電子化推進 の単独のみではなく、電子納税までを義務付けて欲しい。併せて取扱いの公金取扱い責任感ではなく、必須化することで、送金通知書も廃止し、振込に重要いただきたい。 ・請求明細は全戸の印刷廃止を法的・経理的に困難センターや各口座店宛ての依頼を取り止めて欲しい。	・お客さまの利便性の向上・事務の効率化を目的に従来からペーパーレス化・印刷廃止を推進しているが、コロナ禍において非対面・非接触取引ニーズの高まりやテレワーク時は押印が不可能といった課題が顕在化、金融機関に対する社会的要請が高まっている状況。 ・かかる状況下において、法令による定めやこれまでの商慣習等がペーパーレス化・印刷廃止化の進展の阻害要因となっている。 ・上記の意見を踏まえて、官民一体となってペーパーレス化・印刷廃止化に取り組み、取引の在り方やお客さまの動き方を実証すべく、各種要望を提出するもの。	郵政総務協会	財務省	(1) 電子納税については、「オンライン利用率向上に係る基本計画」(令和3年10月18日財務省HP公表(最終更新: 令和5年10月20日))において、目標値を設定し、当該基本計画に基づき、普及・拡大に取り組み中であります。 (2) 送付金の受取は、振込による受取か、ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取方法が異なります。 (3) 口座の口座振替に係る納付書は、データ交換方式(DVD又はTax)と書面方式があり、内訳としては、データ交換方式のDVDが約75%、Taxが約24%で全体の約99%を電子化しており、残りの1%が書面の納付書を含む金融機関に送付されています。	国税通則法第34条、34条の2	その他	(1) 電子納税の義務化については、オンライン利用率を踏まえつつ、納税者の負担にも配慮し、更なる利便性向上や現金管理等に伴う社会全体のコストを削減する観点から、法令、システム、予算面等を含め導入可否等の検討をしていきます。 (2) ご提案いただきました件につきましては、行政コスト削減も踏まえ、振込による還付金の受取を選択していたり、納税者に広くお願しているところですが、送金通知書による還付金の受取については一定限度、納税者のニーズがあることから、公金受取口座の在り方に関するデジタル庁の動向も踏まえた上で検討していきます。 (3) 納付書を送付しているのは、消費税中間申告に係る各種期間のうち、比較的中間申告件数が少ない納税期間に限って金融機関に送付しておりますが、これらDVDによる集約をした場合は、官民双方で対応のランニングコスト(媒体作成・運送等)が必要になります。尚且つにおいては、これらの課題に対応するとともに、口座振替に係る納付書の送付事務のデジタル化を進める観点から、平均2年以内でTaxを活用したデータ交換を導入しました。今後のデジタル化を更に推進させる観点からTaxを活用したデータ交換に御協力いただきますようお願いいたします。	

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
365	令和5年12月15日	令和6年1月19日	子会社対象会社でない会社をグループ内に有する企業を買収する際の、業務範囲規制の適用猶予	買収時に、子会社対象会社の業務以外の業務について、銀行法の業務範囲規制を一定期間(例えば、5年間)猶予して頂きたい。	-買収対象となる会社が子会社対象会社(または子会社対象会社を主たる子会社とする持株会社)であったとしても、その買収対象会社の子会社等において、銀行及び銀行持株会社の子会社が営むことができる業務以外の業務を一般でも営んでいる場合は、買収そのものが認められない。 -そのため、銀行法の下でこのような企業を買収する場合は、買収時点での当該事業の譲渡や売却を条件として入札せざるを得ず、四制のない国内銀行グループ以外の企業対入札条件が不利となるほか、銀行グループの柔軟かつ機動的な買収戦略の阻害要因となっている。 -また、経営・社会全体のデジタル化が加速し、銀行業以外の民間事業者においても、ブロックチェーンやAI等の技術革新やオープン化の活用により、多様な金融商品・サービスの提供が進んでいることに加え、国外においては経済成長を促す観点からデジタル金融サービスによって金融包摂を進める動きも見られる。かかる状況において、国内銀行グループにおいてはインテグレーション(買収)によってデジタルイノベーションを促進し、競争も激化しているなかで、足下では、外国のプラットフォームによる海外決済サービス事業者を買収する事例も見られ、銀行法が阻害要因となって銀行による入札条件が劣化するなど、将来的には国内の有望な金融関連事業者が海外企業に買収される機会が増加する虞もある。	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社の子会社(孫会社を含む)の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。 銀行の一般事業会社の議決権の保有については、上限規制(銀行とその子会社で合算5%以下)が課せられています。 また、銀行持株会社の一般事業会社の議決権の保有については、上限規制(銀行持株会社とその子会社で合算15%以下)が課せられています。	銀行法第16条の2第1項、第18条の3第1項、第23条の23第1項、第52条の24第1項	対応不可	孫会社を含む銀行及び銀行持株会社の子会社の業務範囲が限定されている趣旨は、銀行等の健全性確保や利益相反防止等のためである。銀行グループにおいて行うことのできる業務範囲の変更感知については、当該制度趣旨を前提として、経済状況の変化等を踏まえてその必要性を慎重に検討する必要があるため、直ちに措置することは困難です。
366	令和5年12月15日	令和6年1月19日	子法人等・関連法人等新規取得時等における重複的な行政手続きの簡便化	-子法人等・関連法人等新規取得時等における重複的な行政手続きについて、添付書類を統一、一本化等簡便化	-重複的な行政手続きを簡便化することによる負担軽減、手続き漏れの防止	都銀懇話会	金融庁	銀行法上、銀行又は銀行持株会社が特殊関係者を新たに有することとなった場合及びその特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合には、届出が必要です。 また、銀行が登録金融機関である場合や証券会社は、金融商品取引法上、他の法人その他の団体が親法人等若しくは子法人等に該当し、又は該当しないこととなった場合には、届出が必要です。 更に、証券会社が銀行代理業者である場合、銀行法上、その子法人等、親法人等、親法人等の子法人等に異動があった場合には、届出が必要です。	銀行法第52条の39第1項、第2項、第53条第1項第8号、第3項第9号 銀行法施行規則第34条の29、第35条第1項第15号、第16号、第3項第12号、13号 金融商品取引法第50条第1項第18号 金融商品取引法等に関する内閣府令第199条第3号、第200条第4号	検討予定	各業法に基づき届出は、各業法の趣旨に照らし、監督上、必要なものとして届出を求めているものでありますが、その要否については引継ぎを検討してまいります。 なお、各業法等に基づき届出内容に重複がある場合には、手続きの簡便化の観点から、運用上の課題として引継ぎを検討してまいります。
367	令和5年12月15日	令和6年1月19日	健全なカバードボンド市場の発展のための明確化	-銀行法上の監督指針において、以下に関するカバードボンド発行に係るルールを明確化していただきたい。 ○発行体の適格性に関するルール ○カバールール(裏付資産)に関するルール - 担保提供 - 担保として差し入れる額(総資産対比) - 超過担保の金額 - 担保評価額の回数 ○カバールールの管理に関するルール - 独立の監視人によるモニタリング ○カバールールや主要契約の開示に関するルール ○当局が発行報告に関するルール	-本邦では、2018年11月に初めて住宅ローン債権を担保としたカバードボンドの発行が行われ、今後も、邦銀が海外展開の拡大を図る上で、重要な外資調達手段の一つとして発行が拡大する可能性がある。 -現在、本邦ではカバードボンドに関する明確なルールが存在しないため、投資家は上回一サークルコンプライアントなカバードボンドとみなすことができず、邦銀は、①総額対比高い調達コストとならざるを得ないほか、②安定的な投資家層の確保に制約が生じるなど、国際競争力の観点から不利が生じている。実際にも、既に邦銀においてカバードボンドの発行事例が出てきている中で、当局の監督対象とするとは、預金者・カバードボンド債権者、金融システムの安定等の観点から懸念があると考えられる。 -以上の状況を踏まえ、カバードボンドの発行が本格的に拡大する前に、監督指針において一定のルールを定めていただくことを要望する。	都銀懇話会	金融庁	日本においては、諸外国で見られるようなカバードボンド発行に係る特別のルールは整備されておられません。	なし	検討予定	カバードボンドは発行体の資産の一部を担保隔離して、発行体が破綻した際にカバードボンド保有者に対する優先弁済に充当するため、一般の預金者に対して弁済率の低下を通じた損失を与える可能性も否定できません。預金者保護の観点から検討する必要があると考えられます。 また、ルール下で発行されたカバードボンドにサークル認証が認められた場合には、投資家のすその拡大により発行体の安定した外資調達や調達コストの低減にも資すると考えられますが、必要なルール内容に関しては、諸外国のルールと比較しながら、慎重に検討する必要があります。
368	令和5年12月15日	令和6年1月19日	資本関連規制(自己資本比率等)の適用対象の整理	-自己資本比率およびレバレッジ比率の適用対象の整理 G-SIBsに関しては、主要子会社である傘下銀行に対する損失吸収力はTLAC規制により確保されていることから、銀行連結と銀行単体を並列に規制対象とすることは過剰であり、少なくとも銀行連結が規制対象である上は銀行単体への規制は廃止すべき。 <整理案> 自己資本比率・持株連結、銀行連結(銀行単体を廃止) レバレッジ比率・持株連結、銀行連結(銀行単体を廃止) 資本・トップアパー比率・持株連結(不変) 外部TLAC比率・持株連結(不変) 内部TLAC額・銀行連結(不変)	-持株会社の機能拡充に伴う銀行法改正やシングル・ポイント・オブ・エントリー(SPE)アプローチでの破綻処理態勢の整備等、持株会社および傘下銀行を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、既存規制の枠組みに新たな規制を単に追加するのではなく、それぞれ規制の目的や意図を踏まえつつ、重複する枠組みに関しては、随時整理を行っていく必要があり、	都銀懇話会	金融庁	持株連結・銀行連結・銀行単体について、自己資本比率規制及びレバレッジ比率規制を課しています。	銀行法第14条の2、52条の29、関連銀行等・銀行規則・告示	対応不可	銀行法の目的である信用維持、預金者等の保護及び金融の円滑を図るためには、連結規制のみならず、単体の規制を併用合わせて銀行の健全性を確保する必要があること、自己資本比率及びレバレッジ比率における銀行単体の規制を廃止することは適当ではないと考えられます。

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
369	令和5年12月15日	令和6年2月16日	銀行持株会社のIFRS任意適用に向けたIFRS任意適用に関する内閣府令第208号の12、第208条の13、別添様式第17号の4	銀行持株会社のIFRS任意適用に向けたIFRS任意適用に関する内閣府令第208号の12、第208条の13、別添様式第17号の4	銀行持株会社のIFRS任意適用に向けたIFRS任意適用に関する内閣府令第208号の12、第208条の13、別添様式第17号の4	郵政総話会	金融庁	特別金融商品取引業者が提出する事業報告書(連結)は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行(日本基準)に擬似作成することとされています。	金融商品取引業者等に對する内閣府令第208号の12、第208条の13、別添様式第17号の4	対応	特別金融商品取引業者に係る各種連結規則においてIFRS等で対応できるようにすべく、令和5年11月28日に、金融商品取引業者等に関する内閣府令等を改正しました(当該府令等は、同日付で公布されており、令和6年3月1日から施行されます。)
370	令和5年12月15日	令和6年1月19日	海外金融機関発行のカード取得時の利息制限法の適用明確化	訪日外国人が海外金融機関発行のカードを用いてATMで出金した際に請求するATM利用手数料は、利息制限法で定められた利率を超過する可能性があることとされている。また、ATMの利用手数料が請求される範囲(1万円以下の額、1万円を超える場合は、当該手数料は利息とみなされ、約定金利と合わせて計算し利率が利息制限法の上限を超過する場合は、その超過部分が無効となり得るものとされている。)	訪日外国人が海外金融機関発行のカードを用いてATMで出金した際に請求するATM利用手数料は、利息制限法で定められた利率を超過する可能性があることとされている。また、ATMの利用手数料が請求される範囲(1万円以下の額、1万円を超える場合は、当該手数料は利息とみなされ、約定金利と合わせて計算し利率が利息制限法の上限を超過する場合は、その超過部分が無効となり得るものとされている。)	郵政総話会	金融庁 消費者庁	出資法の貸付け及び利息制限法上の営業的金銭消費貸借において、利息とみなされる現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲は、現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う金額が1万円以下の場合は110円、1万円を超える場合は20円までとされています。	利息制限法施行令第2条 貸借の受入れ、預金の取引その他の取引に関する法律施行令第2条	その他	訪日外国人が海外金融機関発行のカードを用いてATMで出金した場合に徴収するATM利用手数料が利息制限法の適用を受けるか否かは、ATMを設置している金融機関と海外金融機関との契約の内容や具体的な金銭の流れ等に依り判断されるべきであり、一律に見解をお示しすることは困難です。なお、海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを国内で利用する場合の手数料の扱いについては、実態を踏まえ、関係法令に関わる制度の趣旨等を踏まえ、引き続き検討する考えです。
371	令和5年12月15日	令和6年1月19日	(マイナンバー)本人確認書類(写真)の提示を対面で行う場合の取扱いについて	本人確認書類(写真)の提示を対面で行う場合の取扱いについて	本人確認書類(写真)の提示を対面で行う場合の取扱いについて	郵政総話会	デジタル庁	マイナンバーの提供を受ける際、その真正性の確認を行わないと、他人の個人番号を告知しなくなりしる行為を防止することができなくなるため、本人から対面によりマイナンバーの提供を受ける際には、マイナンバー法に基づき、「個人番号カード」又は、「マイナンバー」の記載された住民票の写し及び運転免許証、運転経歴証明書など身元確認を行うことに関する事項の提示を受けること等の方法により本人確認措置をとることとされています。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第15条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第11条	対応不可	本人確認書類(写真)の提示を対面で行う場合の取扱いについて
372	令和5年12月15日	令和6年1月19日	商品先物取引における6年ごとの外務員登録更新の撤廃	外務員登録更新の撤廃	商品先物取引業者が通常提出している書類(届出事項)と6年ごとの許可更新時に提出する申請書類との間に重複があることとされている。	郵政総話会	経済産業省 農林水産省	商品先物取引法(昭和25年法律第239号、以下「法」といいます。)	商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第200条第1項及び第7項の規定により、商品先物取引業者の外務員は主務大臣(農林水産大臣及び経済産業大臣)の許可を受けなければならない。一度登録を受けたもその更新を受けないまま6年を経過すればその効力は失われる(6年ごとに更新を受けなければならない)とされています。また、主務大臣は、法第200条第1項の規定により、主務大臣は、法第201条第1項の規定に該当しない限りは登録を受けなければならない。	併用を不定	外務員登録の更新制度については、外務員の資質の向上により委託者確保の一端の充実を図る観点から、検討を行っています。
373	令和5年12月15日	令和6年1月19日	商品先物取引業者の許可更新の簡便化	商品先物取引業者の許可更新の簡便化	商品先物取引業者が通常提出している書類(届出事項)と6年ごとの許可更新時に提出する申請書類との間に重複があることとされている。	郵政総話会	経済産業省 農林水産省	商品先物取引法(昭和25年法律第239号、以下「法」といいます。)	商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第190条第1項及び第2項の規定により、商品先物取引業者の外務員は主務大臣(農林水産大臣及び経済産業大臣)の許可を受けなければならない。一度登録を受けたもその更新を受けないまま6年を経過すればその効力は失われる(6年ごとに更新を受けなければならない)とされています。また、主務大臣は、法第193条各号に掲げる基準に適合していると認められる場合、許可(許可の更新)をしてはなりません。	併用を不定	商品先物取引業者の更新制度については、商品先物取引業者の資質の向上により委託者確保の一端の充実を図る観点から、検討を行っています。

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
374	令和6年1月23日	令和6年2月16日	一助企業から行政官庁へ出向する際の標準報酬月額の設定	第1号厚生年金被保険者について、行政官庁への出向となる際、出向先の報酬水準に応じて従前の標準報酬月額から変更を行っているが、第1号厚生年金被保険者の二以上勤務者と同様に、標準報酬月額の合算を可能にしたい。	厚生年金保険の適用拡大に伴い、厚生年金・健康保険の適用対象である国等に勤務する短時間労働者等に対して、公務員共済の短期給付（喪失保険）が適用される（健康保険一斉共済）。適用拡大に伴い、各共済制度における標準報酬月額算定について、長期給付は厚生年金被保険者に合わせる改正、短期給付は健康保険に合わせる改正などとなっているが、標準報酬月額は出向先の報酬水準に応じて変更となるため、健康保険法の給付等において不利益となるケースが生じている。企業から行政官庁へ多人数の出向させられるよう、第1号厚生年金被保険者の二以上勤務者と同様に、標準報酬月額の合算を可能にしたい。	(一社)日本フアンティマスチェーン協会	財務省 総務省 厚生労働省	国家公務員共済組合制度、地方公務員共済組合制度において、同時に2以上の事業所で報酬をうける組合員について、報酬額を合算する規定はありません。	【財務省】 国家公務員共済組合法、報酬月額算定の特別規定なし。 【総務省】 地方公務員共済組合法、報酬月額算定の特別規定なし。 【厚生労働省】 健康保険法第44条第5項、厚生年金保険法第24条第2項	その他	本案提議は、令和4年10月施行の短時間労働者への共済短期給付の適用拡大により生じた検討課題であると思われる。または当該制度改正を着実に実施する必要のあることから、現時点においては、慎重な検討が必要と考えています。	△
375	令和6年1月23日	令和6年5月22日	障がい者手帳自立支援医療の申請のオンライン化と簡素化	オンラインで申請できると大変楽であり、手帳が完了するに時間が掛かる場合があります。マイナンバーと紐づけられないよう、また保険証の提示も求められず、マイナンバーが有効な情報があるに過ぎず、不便です。国と地方自治体も合わせて改革してほしい。	マイナンバーに手帳や自立支援の情報があれば、利便性の向上、障がい者手帳を提示する拒絶率がなくなります。ペーパーレスや効率も向上し、コスト削減、保険料の人も楽になると考えます。	個人	厚生労働省 デジタル庁	①障害者手帳については、マイナンバー連携を活用し、スマートフォンアプリやウェブサービスで手帳情報を簡便に利用できる民間の仕組みが普及しております。 ②自立支援医療費の申請制度については、その受給者証とマイナンバーカードは現時点で一元的に発行されており、申請時に保険証を持参しなくて、情報提供ネットワークシステムを利用したマイナンバーによる保険証情報の確認が可能になっております。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成二十七年法律第百二十三号)等	法律に着手	①この仕組みの更なる普及のため、利用方法や利用場面についての障害当事者への情報提供を進めてまいります。 ②オンライン申請につきましては、規制改革案設計(令和4年6月7日閣議決定)を踏まえ、デジタル化(電子メールにより申請等を行うことを含む。)についてオンライン申請手続の拡充による申請者の負担軽減(※)を引き続き検討してまいります。 なお、医療機関を委託した際の自立支援医療費に係る患者等の資格情報の確認については、医療機関等がマイナンバーカードにより資格情報の確認を可能とするために、一部の希望する自治体(医療機関・薬局)において、先行実施を開始しております。その上で、これらの取組を踏まえたシステム改善や、自治体システムの標準化の取組の状況などを踏まえながら、順次、参加する自治体や医療機関を拡大し、全面展開してまいります。 ※ デジタル・ガバナンス実行計画(令和2年12月25日閣議決定)により、「障害者等が行う行政手続については、更なる負担軽減を図るため、内閣府、内閣府及び厚生労働省は、マイナンバーを通じたオンライン申請手続の拡充に向け検討を行い、2021年度(令和3年度)以降、順次対応する。」とされています。	△
376	令和6年1月23日	令和6年2月16日	公的個人認証サービスに関する死亡の事実・死亡日情報のデータ連携の実現	公的個人認証サービスを利用する長期事業者は、顧客の死亡により署名用電子証明書・利用登録証明用電子証明書が失効状態となり、場合によってはプラットフォーム事業者経由で電子証明書の失効状況及び失効理由を地方公共団体情報システム機構(J-URI)に照会することができ、死亡又は海外転出といふ失効理由の把握までできないため、喪失後死亡事実の把握ができない。このため、電子証明書の失効時に顧客の同意に基づいたJ-URIに照会される署名用電子証明書記載記録情報(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第18条第3項)の中に、死亡の事実及び死亡日が含まれるようにしてほしい。	現行の公的個人認証サービスの仕組みでは、民間事業者は顧客の死亡記載(死亡又は海外転出)を把握することができず、確定的に死亡の事実を把握することができない。このため、長期事業者が公的個人認証サービスを用いて顧客の死亡記載情報を取得した場合でも、通知に対して改めて死亡の事実について確認を行う必要がある。とりわけ生命保険会社は、現在、公的個人認証サービスを通じて年金保険の被保険者の生存情報(死亡記載が無い)を能動的に把握することで、被保険者の住民票等の公的記録を受領することなく生存確認を行い、年金等の支払手続を自動化し、自動化されているといった取組を行っている。しかし、現行の仕組みでは、生命保険会社は顧客の死亡記載情報を取得したとしても、被保険者の現況確認を行い、被保険者が死亡しておらず海外転出した場合には、年金を支払う必要がある。加えて、公的個人認証サービスでは死亡自情報を取得することができない。年金保険における残余生金支払期間の未払年金の支払いに際し、生命保険会社は被保険者の死亡日、年金支払日より前であることを確認する必要がある。公的個人認証サービスは遺族に対して被保険者の死亡が確認できる書類(戸籍抄本、住民票等)の提出を求めている。公的個人認証サービスにおいて、死亡の事実及び死亡日情報のデータ連携が実現できれば、生命保険会社が被保険者の生存情報及び死亡情報を確定的に把握することができ、生命保険会社は住民票等の公的記録を受領することなく、年金・残余生金支払期間の未払年金の支払手続も当該の確認ができたため、年金等の支払手続きを一層簡略化・自動化することが可能となる。	一般社団法人生命保険協会	デジタル庁 総務省	死亡の事実及び死亡日は、署名用電子証明書はもちろ、そもそも認証業務情報(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第44条第1項)にも含まれていないことから、提案をそのまゝ実現することは困難です。一方で、公的個人認証サービスを活用した死亡の事実等の把握については、本年6月から、海外転出が「AffiliationCharged」の失効理由でなくなり、失効理由ほとんどが死亡となるため、これを積極的に活用したいと考えています。	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第18条第3項、第44条第1項	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	◎
377	令和6年1月23日	令和6年2月16日	基本4情報提供に関する同意の管理案件の緩和	個人番号カードに基づく基本4情報の提供に際して、民間事業者は本人同意を取得した後に同意の管理が求められる。デジタル庁、総務省の、民間事業者向けガイドラインによると、①利用者に対する同意する同意の管理要件は、1)同意書(マイド)連携を行うことに加え、②同意の有効期限は10年以上、管理責任は必ず確保されること、③の有効期限設定と更新管理を不要または要件の緩和を検討してほしい。	*基本的に長期間の契約となる生命保険契約においては契約の大部分が更新管理の対象となること想定される中、サービス利用者側が同意の有効期限を管理し、個々のシステムでの更新管理と同意の取得を行うことによるシステム構築のコストや管理の負荷が非常に高い。サービス導入における障壁にもなっている。 *サービス利用者側としても、マイナンバーカードの有効期限(10年)、電子証明書の有効期限(5年)といった、関連する他の有効期限もあわせて管理しなくてはならないと思われる。 *上記①の、定期的な同意状況のリマインド連携の際に、同意の取消や変更の場場合の案内もえるなどを徹底することで、同意の管理としては十分ではないかと考える。 この要件緩和により事業者側の負担を軽減することは、マイナンバー制度利用の普及促進にも資すると思われるため、是非検討をお願いします。	一般社団法人生命保険協会	デジタル庁 総務省	【同意の有効期間(10年)について】 デジタル社会の形を定むための関係法律の整備に関する法律第204回国会閣議第27号附帯決議において、地方公共団体情報システム機構が署名利用者の最新の住所情報等を署名検証者に提供するための本人同意については、同意後に事情変更があることも踏まえ、同意の取消しを可能とするなど本人同意の有効期限を2年以上とする。同意の有効期間を10年以上とし、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第百二十号)において、最新の利用者情報(4情報)提供サービスの同意の有効期間は10年と定められています。 【電子証明書の有効期間(5年)について】 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第百二十号)において、電子証明書の有効期間は5年を超えないものと定められています。 【利用者に対する同意状況の情報提供について】 民間事業者向けガイドラインにおいて、消費者保護の観点から、「利用者に対する同意状況の情報提供は少なくとも1年に1回同意リマインド連携を行うことと記載しているところ。	【同意の有効期間(10年)について】 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第百二十号)において、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第百二十号) 【電子証明書の有効期間(5年)について】 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第百二十号)	その他	次期個人番号カードスクワーズにおいて、電子証明書の有効期間(5年)をカード本体の有効期間に合わせ、10年に延長することを検討しているところです。 なお、10歳未満の場合は現行どおり、カード本体並びに電子証明書の有効期間は5年とすることを検討しております。 ガイドラインの記載についても、検討してまいります。	

規制改革・行政改革ホワイト紙検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
383	令和6年1月23日	令和6年2月16日	生命保険販売に係る構成員契約ルールの維持	生命保険募集人である企業代理店は当該企業の従業員等に対し雇用関係等に基づく大きな影響力を持っている。企業代理店が当該企業の従業員等に対し生命保険販売を行った場合、影響力を利用した圧力募集が行われる懸念がある。直営でも「お客さまが企業代理店等から圧力を受け、生命保険等の加入を促された」等の声が多く寄せられている。一般の募集チャネルでは、問題があれば苦情等によりその問題が顕在化する一方、消費者（企業、上位役員等）への苦情や批判は顕在化する傾向にあるため、雇用関係に基づいた圧力募集は問題が生じても顕在化しにくく、消費者（従業員等）が訴えにくいと受けられる。このような雇用関係に支えられた消費者の使用人に対する影響力が強い状況下では問題が深刻化する可能性が高く、構成員契約ルールの必要性は高いと考える。また、圧力募集により従業員等が不本意な生命保険商品に加入した場合、保険金等の支払までには長期継続していることが多く、また、一般的に生命保険商品は契約加入時の年齢や健康状態等に基づいて保険料等の引渡金等が決定されることから再加入の困難性があり、問題が発生しても事後的に救済することが極めて難しい。加えて、生命保険の保険料は高額なことが多く、消費者被害は甚大となる。生命保険商品の募集には消費者一人ひとりが適切に検討したコンサルティングが不可欠である中、構成員契約ルールは圧力募集から消費者である従業員を保護し、保険商品の主体的な選択機会を十分確保する上で必要不可欠なルールであるため引き続き維持していただきたい。	全国生命保険労働組合連合会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店を結託して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集を助長する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の従業員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第4号 同法施行規則第234条第1項第2号 消費者庁長官省令第238号 保険業法向け総合的な監督方針（14-2-2(1)）	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み続けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。		
384	令和6年1月23日	令和6年11月13日	申請人および代理人について登録免許税の還付通知請求書の押印が廃止されたか明確にすること（1/3）	R3「各府省の行政手続における押印の要否し方針一覧」では財務省の検印事項として、「登録免許税の過納金還付通知請求書」についての押印が「令和2年までの対応は別様（後の方で検討中）」と令和2年度規制改正より対応とある。／それによって廃止されたんですけど、その後の検印結果である「財務省窓口における押印の取扱いについて」でも、還付通知請求書は例外扱いの押印申請書類には含まれていない／ところが、法務省が関係している還付通知請求書（https://houshiyoku.moj.go.jp/houjy/coment/001188701.pdf）では代理人の押印が残っている。／「方針一覧」では「不動産登記」	一手続では、財産的価値の高い不動産に関する権利の移転について厳格な本人確認を行う必要があるため、存続する。打つけれど、還付通知は登記手続ではない／そもそも厳格な本人確認を行う必要があるのは印鑑証明書書の提出が必要で、登記の登記簿関係者等についてのみで、関係者全員の押印を存続させる理由になっていない。／低当座の決済とか。／検索した限り、申請人本人への還付通知請求書は担当ならず、押印方針が本人にも適用されるが不明である。／まずは、原則として申請人が使用する。銀行口座への還付通知請求書は関係せず。／そして、代理人の押印を存続させるならば、受領権限が明らかであれば認許してよいはずで、代理人が受領する場合のみ押印の押印している点で奇妙である。／厳格な還付が還付請求書でできることと比較で、押印を確認する必要があるから。／印鑑証明書4冊までは10の検印命令で廃止されたはずの再発印証明書申請書の押印が法務省の形式では存続している／ところが、これも同じ問題なのか？／こんな複雑怪奇な押印ルールであれば、R3.3.5に結果としてスルーされた行政手続統一の押印マークを検討してはどうか？（https://www.youtube.com/watch?v=KTS0qFF4I）／実印・印印・不表（任意）及びイコールマークのよみ字デザインで申請書様式に表示すれば、申請人だけでよく印鑑担当者もどこのよみ字が必要かという点で分かるようになる。／押印ルールを揃えつつ、このよみ字は自信を持って、なんでもスルーされたのだから。／スルーされたら、この提案では検印として。	商業登記センター	法務省	登記を受けた者は、当該登記等の申請書に記載した登録免許税の課税標準又は税額の計算が国税に関する法律の規定に従ってなかつたこと又は当該申請に誤りがあったことにより、登録免許税の過納額があるときは、その旨を登記官に申し出て、税務署長に対し、還付通知すべき旨の請求をすることができるものとされる。	登録免許税法第31条第2項	事実確認	押印簿の「税務署窓口における押印の取扱いについて」は、税務署窓口における押印に関するものであり、登記簿関係における押印の要否とは関係のないものです。なお、登録免許税の還付通知請求は、登録免許税法第31条第2項に基づく登録免許税の還付金を本人が還付の通知を請求する場合には、昭和42年7月28日長事第三発第794号長事第三課長依命通知第1号様式に基づき、登記申請が押印をする必要があります。	
385	令和6年1月23日	令和6年11月13日	H26.5.9第272次依命通知は、登記手続で代理人が登録免許税の還付を受けられる委任状の様式を定めたものである。／登録免許税の過納額があった場合、本来は申請人に対し、還付手続を行うべきところ、申請人が代理として受領させると、申請人が自身申請よりオンライン申請のほうが申請に要する手数料が安いこと、申請人が自身の意思確認は、申請申請で済ませた委任状と同一の押印で還付金受領権を記した委任状を作成し、それを代理人が還付請求書と提出することによって行われる。／登記申請書の押印は印鑑証明書を添付した実印である必要はなく、むしろ実印は原則いえる。／ところが、	登録免許税の還付請求手続はオンライン化されておらず、書面での請求になる。／すなわち、申請人が代理人へ還付金受領権を別途委任しようとする場合は書面による委任状を作成しなければならず、オンライン申請で委任状を電子で作成していた場合は登録免許税還付についての押印が必要で、別冊による提出が必要。／そのため、上記依命通知に基づく事務連絡では、オンライン申請で電子化による委任状を作成した場合は申請人が印鑑証明書を添付して実印を押し、還付金受領権を委任したことを証明できる取得にない。／これはにより、同一の登記申請であっても書面申請では実印を添付し印鑑証明書の添付がオンライン申請で必要になる検印結果がある。／添付書面連絡をテーマとするデジタル・ガバナンス実行計画としては真っ先に取り組むべき課題ではないか？／電子署名ができる申請人は「tax」で還付金受領権限の委任手続だけで、還付請求だけを登記簿関係者へ送付し、税務署で両方を融合するという方法もある。これは異業者が書面システムで提出し提出者自身のデジタルではなく、書面の手続きをオンラインによって民間の真正デジタルでやる。／デジタル・ガバナンスを標榜する政府は、こうした風穴を閉じていくべきだ。／もっとも、この方法にしても代理人が立て替えた納税を申請人にかかす付かないというコンプレックスの上に対応するのは、根本的に解決策ではない。／しかし、そもそも登録免許税の還付手続を登記所で行うことが便宜的で、その手続をオンラインで本来担当する税務署に譲すのだから、これは行政改革の成果でよし。	商業登記センター	法務省	登記申請をオンラインで行い、還付情報が電磁的記録で作成されているとき、又は書面により登記の申請をした場合であって、その高付情報が発行されたとき、登記の申請に係る印鑑情報から委任者の印影を照合することができるので、還付金受領申請書に、委任者の印影の証明書を（市区町村長又は登記官が作成したものであって、代理受領申請書提出した日の前5日以内に作成されたものに限る。）を提出する必要があります。	平成21年6月16日付け 法務省長二 民商第1449号法務省長官事務官 長事第2課長 商事務官通知	対応不可	登録免許税の還付手続は、過納納付等がされた金額を申請人又はその代理人に還付するものであり、登記申請人からの請求であることを確認する必要があるため、還付手続に当たっては、提出された当該申請書面や委任状、登記申請書類との記載内容を確認するとともに、登記申請書類に押印されている印影との照合をする必要があります。登記申請がオンラインで行われ、還付情報が電磁的記録で作成されているとき、又は書面により登記の申請がされた場合であって、その高付情報が発行されたとき、登記の申請に係る印鑑情報から委任者の印影を照合することができるので、還付金受領申請書に、委任者の印影の証明書を（市区町村長又は登記官が作成したものであって、代理受領申請書提出した日の前5日以内に作成されたものに限る。）を提出する必要があります。		
386	令和6年1月23日	令和6年4月12日	国・地方公共団体とのリース取引について① 地方公共団体の入札手続きの電子化	地方公共団体の入札手続きについて、早急に電子化を図ること。	電子化・統一化に向けた検討を早急に始め、これを実施すること。上記が実施されるまでの間は、地方公共団体のホームページに入札関係の申請書等を掲載し、リース会社が地方公共団体の窓口に向けて申請書の手交を受け手続きを取り止めること。	公益社団法人リース事業協会	経済省	地方公共団体における入札契約に関する具体的な事務の実施方法については、国の法令で定められているものではなく、各地方公共団体において当該地方公共団体の実情を踏まえ、当該地方公共団体の長が所管規則等で定めて運用しているものである。	地方公共団体の財務規則等	検討を予定	経済省においては、令和2年に、「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和2年7月7日付け総行第160号）により、地方公共団体に対し、通知を発生し、国における事例を参考として、押印の廃止に積極的に取り組むことを要請した。ほか、令和3年には、地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用等について（通知）（令和3年10月19日付け総行第360号）総務省自治行政局行政局長通知により、その積極的な活用を図ること等について、地方公共団体に対して地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助成費として要請していることである。また、「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」において、令和5年12月26日、推進調達手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性について、報告書を取りまとめたとされており、本報告書の内容も併せて、引き続き必要な取組を検討してまいります。	

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
387	令和6年1月23日	令和6年4月12日	国・地方公共団体とのリース取引について③、手続きの合理化	国・地方公共団体において、指定請求書(契約に用いた印の押印)が用いられる等、民間事業者に不当な負担が生じていることから諸手続きを合理化すること。	指定請求書の廃止、入札仕様書等の書類の統一・明確化、指名競争入札の辞退届の省略又は電子化、入札参加資格の緩和、再リース契約の統一化によるリース契約書の統一化すること。	公益社団法人リース事業協会	財務省	【総務省】 請求書への押印の廃止については、総務省では、「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」(令和2年7月7日付け総務省第160号)により、地方公共団体に対して通知を提出し、国における事例を参考として、押印の廃止に積極的に対応することを要請したが、地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用等について(通知)(令和3年10月19日付け総務省第369号)により、標準項目の通知に併せて見直し等請求書等の支出税額簿の押印の見直しに取り組みが開始しているところから、引き続き、国における取組や上記通知等の踏襲を踏まえて、押印廃止の取組を進めることについて、様々な機会を捉えて地方公共団体に促してまいります。 なお、地方公共団体における押印の見直し等については、内閣府においても、令和2年に「地方公共団体における押印の見直しマニュアル」を刊行し、地方公共団体への取組やホームページにおける事例公表を行うなど、取組を行っているものと承知しています。 入札仕様書等の書類の統一・明確化、官公庁ごとに異なるリース契約書の統一化については、地方公共団体がOA機器等の買付を受けるための契約及びその仕様書を作成するに当たっては、当該OA機器等は当該地方公共団体以外の者の所有に属するものについて当該者から買付を受け地方公共団体が利用することになるものであることから、当該OA機器等について取組等があった場合の責任の所在や、運用に当たっての保守管理の方法等を個別の契約ごとに明確に定める必要があり、そのように各地方公共団体において適用されているものと承知しています。 また、地方公共団体のOA機器等の買付を受けるための契約・その仕様書については、当該OA機器等の機能や性質、その設置場所の環境、使用形態・頻度、各事業者ごとに提供する保守管理等についての個別のサービスの内容等も十分に踏まえて個別に定めるべきものと認識していますが、OA機器等の買付を効率的に実施するため、特定の分野においては、地方公共団体ごとの契約の共通化や立派な標準の観点から標準が作成されている場合もあるため、地方公共団体の各行政分野における実情も踏まえ、個別の契約の実情を踏まえて異なる業界団体や所管省庁等における取組とあわせ、必要に応じ総務省も連携していく必要があると考えられています。	【総務省】 地方公共団体の財務規制等 【財務省】 地方公共団体の財務規制等 【財務省】 会計法(昭和22年法律第5号)第29条の4第1項 予算決算及び会計令(昭和22年敕令第165号)第70-73条、第100条第1項	【総務省】 その他 【財務省】 対応不可	
388	令和6年1月23日	令和6年2月16日	国・地方公共団体とのリース取引について④、長期継続契約	国・地方公共団体とのリース取引について④、長期継続契約	現在、国がOA機器や車両をリースで導入するに際して、複数年度の使用が明白であっても、長期継続契約として締結すべきである。具体的には、会計法第29条の4において、地方自治法第24条の2、同法施行令第17条の17と併せて改正を行うこと。また、リース契約については、上記の指針も踏まえる中で、国庫債務負担行為を規定すること。	公益社団法人リース事業協会	財務省	【総務省】 ①指定請求書の廃止について ②国の契約に関する請求書は、会計法上、特定の様式を定めていません。また、国の契約に関する文書について、会計法上、押印が必要なものは契約のみです(電子契約書の場合は、押印は不要)。 ③入札仕様書等の書類の統一・明確化について ④入札参加資格の緩和について ⑤リース契約の締結を簡素化について ⑥官公庁ごとに異なるリース契約書の統一化することについて ⑦官公庁ごとに異なるリース契約書の統一化することについて ⑧リース取引における不合理な手続を改善することについて ⑨リース取引における不合理な手続を改善することについて ⑩リース取引における不合理な手続を改善することについて ⑪リース取引における不合理な手続を改善することについて ⑫リース取引における不合理な手続を改善することについて ⑬リース取引における不合理な手続を改善することについて ⑭リース取引における不合理な手続を改善することについて ⑮リース取引における不合理な手続を改善することについて ⑯リース取引における不合理な手続を改善することについて ⑰リース取引における不合理な手続を改善することについて ⑱リース取引における不合理な手続を改善することについて ⑲リース取引における不合理な手続を改善することについて ⑳リース取引における不合理な手続を改善することについて ㉑リース取引における不合理な手続を改善することについて ㉒リース取引における不合理な手続を改善することについて ㉓リース取引における不合理な手続を改善することについて ㉔リース取引における不合理な手続を改善することについて ㉕リース取引における不合理な手続を改善することについて ㉖リース取引における不合理な手続を改善することについて ㉗リース取引における不合理な手続を改善することについて ㉘リース取引における不合理な手続を改善することについて ㉙リース取引における不合理な手続を改善することについて ㉚リース取引における不合理な手続を改善することについて ㉛リース取引における不合理な手続を改善することについて ㉜リース取引における不合理な手続を改善することについて ㉝リース取引における不合理な手続を改善することについて ㉞リース取引における不合理な手続を改善することについて ㉟リース取引における不合理な手続を改善することについて ㊱リース取引における不合理な手続を改善することについて ㊲リース取引における不合理な手続を改善することについて ㊳リース取引における不合理な手続を改善することについて ㊴リース取引における不合理な手続を改善することについて ㊵リース取引における不合理な手続を改善することについて ㊶リース取引における不合理な手続を改善することについて ㊷リース取引における不合理な手続を改善することについて ㊸リース取引における不合理な手続を改善することについて ㊹リース取引における不合理な手続を改善することについて ㊺リース取引における不合理な手続を改善することについて ㊻リース取引における不合理な手続を改善することについて ㊼リース取引における不合理な手続を改善することについて ㊽リース取引における不合理な手続を改善することについて ㊾リース取引における不合理な手続を改善することについて ㊿リース取引における不合理な手続を改善することについて	【財務省】 ①指定請求書の廃止について ②国の契約に関する請求書は、会計法上、特定の様式を定めていません。そのため、必ずしも「専用の様式」による必要はなく、事業者独自の様式で提出することは、制度上可能です。 また、国の契約に関する請求書について、会計法上、押印が必要なのは契約のみであり、請求書への押印は、制度上必要ありません。 ③入札仕様書等の書類の統一・明確化について ④国の入札にかかわる仕様書については、契約ごとの条件に応じて詳細かつ明確に記載する必要があり、その内容は競争参加者等が個別に検討することとなります。そのため、仕様書の統一性をとることは困難と考えます。 ⑤指名競争入札の辞退届の省略又は電子化については、競争参加者の意思を踏まえて定める必要はありません。 ⑥入札参加資格の緩和について 国の契約において、競争参加者の業資の適否は契約履行の成否に重大な影響を及ぼすものであることから、会計法において競争参加者の業資を規定しているところから、具体的には、予算決算及び会計法(第5号)第71条に定める「一般競争に参加できない者」及び「一般競争に参加できないことができる者」については、入札参加者が契約履行能力があるかを判定する基準を掲げ、適正な契約の履行を確保するために必要な規定であると考えます。 また、予算決算及び会計法第72条及び第73条に定める「一般競争参加者の資格」については、各省各庁の長等又は契約担当官等が、適正な契約の履行を確保するために必要に応じて定めるものであり、適切に運用しているものと考えられます。 ⑦リース取引の手続きを簡素化 ⑧官公庁リースにおける不合理な手続を改善することについて ⑨指針の手続きがいずれの手続きを指しているのか不明であるため、回答できません。 ⑩官公庁ごとに異なるリース契約書の統一化することについて 契約の性質・目的等も多岐にわたるため、個別に定める事項については、契約担当官等が個別に検討することとなります。 また、国が作成する契約書については、後日、契約上の紛争や疑義が生じることを避けるため、案件ごとの内容に応じてなるべく詳細に規定することが求められますので、一般的な契約の雛形を作成することは、困難と考えます。	【財務省】 対応不可	

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
389	令和6年1月23日	令和6年2月16日	EV用充電設備の設置規制の緩和等	充電設備の普及促進するため、設置に係る規制の緩和を併せて推進するとともに、充電設備の設置を後押しする補助制度を拡充すること。	企業・官公庁において脱炭素の取組みが進められている中、電気自動車(EV)の需要増加が見込まれているが、充電インフラの整備が進んでいない。この背景の一つとして、充電設備の設置に関する規制があり、特に急速充電設備(200kw以上)は現状「変電設備」とされていることから設置に係る規制が厳しく、ビル等への設置が困難な状況にある。「変電設備」とする規制は緩和される方向にあるものの、充電インフラを整備するためには更なる規制緩和が必要となる。充電設備をマンションに設置する場合、区分所有者の過半数の賛成が必要となるなど設置するための障壁が高い。	公益社団法人リソース事業協会	総務省 国土交通省 経済産業省 法務省	対象火気設備等の位置・構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第3条第20号 火災予防条例(例)第11条の2 建物の区分所有等に関する法律第18条第1項、第39条第1項	対応	急速充電設備の設置に係る消防法の規制については、制度の現状に照らして、制度の現状に照らして、急速充電設備をマンションに設置する場合には、充電設備の導入前に使用上のルールと費用について明確にしておくことが望ましい。また、令和6年マンション標準管理規約(最小)の取組の充実を図ることにより、区分所有者の合意形成の円滑化に取り組みたい。なお、充電・水素充填インフラ導入支援補助として、令和5年補正予算・令和6年当初予算案で合計500億円を計上しており、引き続き導入を促進していきたい。	
390	令和6年1月23日	令和6年3月15日	産業廃棄物処分業者の優良認定制度の運用	優良認定を受けた産業廃棄物処分業者については、排出事業者の現地確認(年1回)を免除する等の措置を講じること。	産業廃棄物処分業者の優良認定制度(都道府県が認定)が実施されているが、排出事業者が当該業者に産業廃棄物の処分を委託した場合であっても、当該業者の現地確認(年1回)を求める地方公共団体がある。当該業者の現地確認等の監督は、認定をした地方公共団体の責務である。また、現地確認義務がある限り、優良認定を受けた処分業者を活用するインセンティブがない。	公益社団法人リソース事業協会	環境省	産業物の処理及び清掃に関する法律(以下「産業物処理法」という。)の規定により、事業者は、その事業活動に伴って生じた産業物を自ら責任において適正に処理しなければならないとされています。また、排出事業者に対して、産業廃棄物(以下「産業」という。)の処理を委託する場合、当該産業について、発生から最終処分が終了するまで処理が適正に行われるために必要な措置を講じる努力義務が規定されています。ただし、具体的な措置としての現地確認等の義務は、都道府県、政令指定都市又は中核市(以下「都道府県等」という。))によって自主的に設けられたものであり、産業物処理法上に規定されているわけではありません。	現行制度下で対応可能	産業物は不審物であるため、と畜者の自由な処理に任せるとどこに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生ずる可能性を常に有しています。このため、産業物に該当する物を処理する場合には、当該物の再生行為を含め、産業物処理法による適正な管理下に置き、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのないことを確保する必要があります。そのため、制度の現状に照らしたとおり、産業物処理法において排出事業者による処理責任が規定されており、たとえ優良産業物処理業者に産業物の処理を委託した場合であっても、当該責任が軽減されることはありません。産業物処理法において、排出事業者が産業物の処理を委託する場合、当該産業について、発生から最終処分が終了するまで処理が適正に行われるために必要な措置を講じる努力義務が規定されています。御指摘の排出事業者に対する現地確認等の義務付けは、都道府県等による自主的な規制であると承知しています。既に「優良産業物処理業者認定制度の運用について(令和2年4月1日産業物処理規制課長通知)」に、優良産業物処理業者に対する行政手続の簡素化・免除等の促進措置を独自に設けるよう、都道府県等に対して呼びかけしており、都道府県等による自主的な規制が、優良産業物処理業者による適正処理を促進することがないよう要請を行っています。なお、「デジタル原則を踏まえた産業物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等」について(令和6年3月3日産業物正処理推進課長・産業物処理課長通知)により、排出事業者による処理状況の確認について、産業物の処理が適正に行われていることを実質的に確認することができる認められるのであれば、実地において確認することに限られず、デジタル技術を活用して確認することも可能である旨を都道府県等に通知しました。デジタル技術を用いた現地確認を行うための環境を整備した産業物処理業者に処理を委託することも検討したい。	
391	令和6年1月23日	令和6年2月16日	金属くずの廃止	金属くずを売買する場合(例:金属素材として物件を売買する場合が該当)、都府県条例により、営業所ごとに「金属くず」の許可の取得が必要となるが、第二次大戦後に制定された条例であり、時代に合わない等を理由として、31都府県で「金属くず」に係る条例を廃止している。リソース協会が対象となる金属製造設備等を買取りする際に、都道府県ごとに運用や許可の有無が異なり、日本全国で統一的な運用ができない。	公益社団法人リソース事業協会	警察庁	いわゆる金属くず条例については、当該都府県がその実情を踏まえて制定しているものと承知しています。	各道府県条例	対応不可	制度の現状にも記載のとおり、いわゆる金属くず条例は、各道府県がその実情を踏まえてその必要性を判断し、制定しているものあり、国としてこれを廃止することは困難であると考えています。	
392	令和6年1月23日	令和6年2月16日	古物営業法の各種手続の電子化について	古物商に係る各種届出の電子化を早急に進めること。	2022年度の当協会の提言に対し、「検討に着手」する旨の回答をされているが、電子化の検討を実現すること。	公益社団法人リソース事業協会	警察庁	古物営業に係る申請等については、古物営業法(昭和24年法律第108号)等に基づき、都道府県公安委員会に申請することとしています。	検討に着手	警察庁では国民の利便性向上のため、一部の手続を対象としてオンラインでの申請等を可能とする「警察行政手続サイト」を、令和3年6月1日から限定的に運用しているところ、古物営業法に関しては令和6年1月から取扱店届出における営業の届出の手続きを開始しています。また、令和7年までは、より利便性の高いシステムを構築することとしており、古物営業法に係る手続について、当該システムにおけるオンライン申請等が可能となるよう検討を進めているところです。	
393	令和6年1月23日	令和6年2月16日	自動車税(種別別)の還付通知書の電子化について	現状、自動車税(種別別)の納付については、電子データでの送付が可能となっているが、還付通知についても電子データにて受領できるようにしてほしい。	ペーパーレスの推進と業務の大幅な効率化を図ることができる。	公益社団法人リソース事業協会	総務省	自動車税(種別別)の還付通知に関する手続については、各地方団体において定める規則等に基づいて行われていますが、現状の運用では還付通知書を画面により送付を行うことが一般的であると承知しています。	検討に着手	還付通知等の地方税関係通知のデジタル化については、学識経験者、地方団体、経済団体や一般市民等が構成される「地方税における電子化の推進に関する検討会」において、その実現方策等について検討を行っているところである。	
394	令和6年1月23日	令和6年2月16日	自動車ナンバープレートの還納について	自動車関係手続のオンライン化が進む中、一時抹消登録の場合はナンバープレート還納が免除される等の措置を講じること。	自動車OSIによるオンライン申請において、一時抹消登録では現自動車検査証とナンバープレートを還納しなければ「登録情報等通知書」が受領できない。行政手続において、各種申請のOCR用紙による「紙申請」から「オンライン申請」に替わる一方、自動車検査証とナンバープレートの取り回しは現状と変わらず、オンラインでの一時抹消時のナンバープレート還納免除等の措置を講じること。	公益社団法人リソース事業協会	国土交通省	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第16条第3項、第20条第1項第2号 道路運送車両法施行規則第9条	現行制度下で対応可能	自動車ユーザーの利便性の向上の観点から電子化を推進するため、交付書面を情報化するなどとして登録情報通知書が導入されていますが、自動車取引の主体がディーラー、個人間で降々であり、書面として用いる取引があることを踏まえ、流通の現場に混乱が生じないよう、一時抹消登録をした場合においては、登録情報通知書を送付するとしております。ナンバープレートについては、別の自動車等の不正使用の防止や、自動車が一時的に停止状態であることを明確にし、盗難の検出を促す観点から、一時抹消登録時にナンバープレートの返納を求められていますが、道路運送車両法施行規則第9条により、切欠は直径40mm以上の穴があいた状態による破壊を行えば返納の必要はありません。	

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
395	令和6年1月23日	令和6年2月16日	健康保険などの申請書に氏名と住所を記載することを廃止する。	健康保険などの申請書にマイナンバーを記載することが義務付けられたので、氏名と住所を申請書に記載することを廃止して、個人情報の取扱いを改めて行政サービスと向上させる。	マイナンバー情報総点検本部の資料を拝見しましたが、今年9月から健康保険、船員保険、児童福祉法の療育の給付、身体障害者手帳、生活保護、私学共済、厚生年金、共済年金、国民年金、母子父子寡母法の給付金、母子保護法の給付、地方公務員災害補償、児童手当、障害患者の給付に関する申請について、氏名、住所のほかマイナンバーの記載を義務付ける改正が行われました。しかし、マイナンバーは、住民基本台帳と完全にリンクしているはずなので、最新の氏名、住所を知るためには、マイナンバーが分かれば済みます。なぜ、国民に無駄な負担をさせる改正なのでしょう。窓口で列で申請する際に、氏名が分からないと窓口の係人が対応していただくから氏名を記載させることは理解できますが、住所を記載させることは無駄だと思います。特に、電子申請したら、マイナンバーを入力されれば済みます。これらの申請について、書面申請する場合には氏名のみを記載を義務付け、かつ、電子申請の場合にはマイナンバーだけを入力すればいい制度に改めてください。そうすれば、国民が無駄なことをする必要がなくなってプライバシーも高く保護されて、行政も余計な個人情報を管理する必要がなくなり、一石二鳥で行政サービスが向上します。	個人	デジタル庁 厚生労働省 こども家庭庁 総務省 文部科学省 財務省	今般実施した「各制度の申請時におけるマイナンバー取得の明確化のための省令改正」については、申請者本人からマイナンバーの提供がない場合、紐付け業務開始前に申請者のマイナンバーを取得する必要があり、その際の作業量によって紐付け処理が滞り、作業量が増えたため、再発防止対策の一環として、マイナンバーで閲覧可能な情報に係る事務のうち、利用者の申請が必要なもの全てについて、申請時にマイナンバーの記載を求める旨を明確化する省令改正（一部、事務によっては、省令改正ではなく、通知の発出や業務の修正で対応）を行ったものです。なお、各事務における申請書の記載項目については、各事務の性質やその運用方法等に応じて必要な項目が定められており、申請者には最新の情報を記載していただいているものと承知しております。	なし	対応不可	制度の現状とあり、今般の対応はマイナンバーと個人情報紐付け処理に対する再発防止対策を目的としております。マイナンバー登録事務のデジタル化については、デジタル技術を用いてマイナンバーカードからマイナンバーを読み取り、収集を行う方法の普及を進めるための検討を行っております。	
396	令和6年1月23日	令和6年2月16日	銀行口座開設で公共料金領収書の原本の提出を不要にしてほしい	日本国籍と外国籍で対応が異なるかもしれませんが、銀行の口座開設で公共料金領収書の原本の提出が求められることがあります。電力会社・水道局・電話会社など、特に都市部ではデジタル化(Web化)されて、紙の検針票や領収書が発行されないのが当たり前の時代になってきています。金融庁は金融機関に対して、公共料金領収書の原本の提出のような時代遅れの業務をやめるように指導してほしいです。	紙の領収書が無いケースが当たり前の時代に、紙の領収書を要求するのは時代に合っていないため、代わりにマイナンバーカードの提示を必須とするなど、時代に合った方法で、不正行為を防止できる手順に見直しを願います。	個人	金融庁 警察庁	銀行は、顧客が口座開設等を行う際、取引時確認として顧客の「本人特定事項(氏名、住居及び生年月日)」を確認することとされております(犯罪収益移転防止法第4条第1項)。また、銀行が口座開設等の際に行う本人確認方法及び本人確認書類については、犯罪収益移転防止法施行規則第5条及び第7条に記載ありますが、公共料金の領収書の原本を必ず求める規定とはなっておりません。	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条第1項並びに同法施行規則第6条及び施行規則第7条	事実確認	各銀行における口座開設等を行う際の本人確認書類については、当該銀行に個別にご確認願います。	
397	令和6年1月23日	令和6年2月16日	銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し	銀行の業務範囲規制について、営むことができる業務を限定列挙する方式を廃止し、営むことができる(ネガティブ方式)で見直し(銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制を撤廃する)。	○人口減少・少子高齢化が進むとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により社会経済のあり方が変わる中、地方銀行に対する企業の経営改善や地方創生の支援へのニーズは高まっている。 ○改正銀行法(2021年11月22日施行)において、銀行本体の付随業務として、銀行業の経営資源を活用して営むデジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務が追加された。今後、多様な顧客ニーズへの迅速な対応や、地方創生への一層積極的な取り組みを進めていくため、銀行に課せられている業務範囲規制の考え方を抜本的に見直し、営むことができる業務を限定列挙する方式を廃止していただきたい。 ○営むことができない業務を列挙する方式(ネガティブ方式)となれば、地方銀行は、金融と非金融を組み合わせた幅広いサービスを、より柔軟に提供することが可能となり、地域経済の持続的発展への貢献をより積極的に行うことが可能となる。 ○また、同法において、銀行業高度化等会社の業務の外溢が拡大され、銀行の子会社・兄弟会社において、地域の活性化に資する業務に幅広い業務を営むことが可能となったが、それには内閣府からの認可を受ける必要がある。 ○さらに、銀行・銀行持株会社を頂点とするグループ(以下、銀行グループ)には業務範囲規制が課されている一方、銀行を保有する事業会社グループに同規制は課されておらず、競争条件の公平性が確保されていない。事業会社グループに対し、事業目的の明確化を促すことが喫緊的ではないですが、競争条件の公平性を確保する観点からは、銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制については、撤廃する必要があると考える。 ○銀行および銀行グループに対して業務範囲規制が課せられている理由について、一般的に①利益相反取引の防止、②優越的地位の濫用の防止、③本業専念による公平性の確保、④他業リスクの排除、が指摘される。 ①②については、銀行法(利益相反管理態勢の整備)、独占禁止法(優越的地位の濫用の防止)による防止措置が講じられており、必ずしも業務範囲規制は必要ないと考える。 また、③本業専念による公平性の確保については、金融を取り巻く環境変化に伴い、顧客が銀行に求めるサービスが多様化していく中で、限定列挙された業務範囲は、時代の変化に柔軟に対応できないと考えられる。 さらに、④他業リスクの排除については、銀行を保有する事業会社グループにおいて、他業リスクが顕在化した事案は承知していない。自己資本比率規制など他の規制上の措置を講ずることによって健全性を確保すれば、必ずしも業務範囲規制は必要ないと考えられる。	銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制については、撤廃する必要があると考える。	一般社団法人 全国地方銀行協会	銀行本体並びに銀行及び銀行持株会社の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。	銀行法第10条～第12条、第18条の2、第52条の23	対応不可	銀行及び銀行持株会社の子会社の業務範囲が限定されている趣旨は、銀行等の健全性確保や利益相反取引の防止等のためです。そのため、銀行グループにおいて行うことのできる業務範囲をネガティブ方式にするなどの規制については、直ちに措置することは困難です。	

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
398	令和6年1月23日	令和6年2月16日	2. 不動産仲介業務の解禁	銀行または銀行の子会社・兄弟会社による以下の分野に限定した不動産仲介業務の取り扱いを解禁する (a) 事業承継・相続に係る不動産の売買 (b) 事業再生に係る不動産の売買 (c) 担保不動産の売却 (d) 地方自治体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に限定した不動産の賃貸	○現状、地方銀行は取引先より不動産売買に関する支援をしてほしいとのニーズが寄せられた際には、不動産業者を紹介して対応している。しかし、不動産売買に係る情報を銀行以外の者に知られたいとする顧客もいる。銀行または銀行の子会社・兄弟会社において不動産仲介業務を行うことができれば、取引先への経営支援のワンストップサービス提供が可能となる。 ○また、地方銀行は、地域に根付いた独自の不動産情報を豊富に保有しており、地域の不動産業者に売却先・賃貸借先等を紹介・紹介することが可能である。地方銀行による紹介・紹介が可能とすれば、地域の不動産業者にとっても有益である。 ○メガバンクは、グループ内に不動産業務を営む信託銀行を有している。欧州の銀行も従来から不動産仲介業務を扱っているが、これらを踏まえれば、銀行グループで本業務を行うことに関する課題はないと考えられる。 ○併せて、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。 ○なお、銀行業務と一般性があるもののサービスについては、他業種の競争の観点から問題ないと考えられる。 (a) 事業承継・相続に係る不動産の売買 取引先から銀行に対し、経営者名義の事業用不動産の売却・整理等を求めた事業承継の相談が多く寄せられている。また、銀行が提供する融資情報および資産管理業務の導入者・相談人からは、相続人名義の不動産の売却・整理等を求めた相談の相談が多く寄せられている。銀行が事業承継支援や相続支援の一環として不動産仲介を行うことができれば、顧客の利便性が高まる。 (b) 事業再生に係る不動産の売買 取引先が事業再生に取り組み、経営改善計画に連体不動産の売却を盛り込むケースが多い。銀行が再生支援の一環として不動産仲介を行うことができれば、円滑な不動産売却が可能となり、事業再生の実現可能性が高まる。 (c) 担保不動産の売却 最近、高齢化の進展により、相続発生時の債務引受けやリバースモーゲージの返済手続き等に伴う担保不動産の売却に関する顧客のニーズが高まっており、銀行が不動産仲介を行うことができれば、顧客の利便性が高まる。 (d) 地方自治体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に限定した不動産の賃貸 地方銀行は地域に根付いた独自の不動産情報を豊富に保有している。地方銀行が関与している地方自治体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業において、こうした情報を活用し、テナント誘致に取り組みることができれば、より円滑に事業成長を促すことが期待される。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、地方移住への関心が高まる中、銀行が保有する豊富な情報を活用したマッチングに取り組みることができれば、移住ニーズの迅速な対応、社会課題である空き家問題の解決に資する。	一般社団法人 全国地方銀行協会	金融庁	銀行本体並びに銀行及び銀行持株会社の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られていた。	銀行法第11条、第16条の2、第52条の3	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの逡巡、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	
399	令和6年1月23日	令和6年2月16日	2. 不動産仲介業務の解禁	信託業資金金融機関による不動産仲介業務の取り扱いを解禁する。	○要望項目②「銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁」を直ちに措置することが困難な場合は、信託業資金金融機関による不動産仲介業務の取り扱いを解禁していただきたい。 ○2020年の「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」の改正で、普通銀行本体での信託業務が認められた際、信託業資金金融機関が営む不動産仲介業務を含む不動産関連業務が認められ、両法の施行時に既に存在していた、不動産関連業務を営んでいた信託銀行は引き続き当該業務を営んでいくこととなった。 ○制度上、同じ信託業資金金融機関であるにもかかわらず、一部の銀行のみ不動産関連業務の取り扱いが認められていないのは不平等である。 ○2020年の法律施行時に存在していた信託銀行は不動産業務を行っていることを考えると、信託業資金金融機関に不動産業務を就している意義はない。また、銀行間のイコールファイティングの観点から規制の不平等が生じている。 ○また、大都市圏を除く地方には信託銀行の店舗が少なく、信託銀行が主力業務としている不動産サービスの提供に關して地域格差が生じている。	一般社団法人 全国地方銀行協会	金融庁	一部の信託業資金金融機関を除き、銀行は不動産業務を行うことが禁止されている。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第10条第5号 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第11条第1項	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの逡巡、経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置すること困難です。	
400	令和6年1月23日	令和6年2月16日	3. 銀行の保有不動産の賃貸の柔軟化	銀行の保有不動産を、地域の事業者等に自由に賃貸できるよう、監督指針を見直す。	○銀行がIT技術等を活用しながら業務効率化を進める中で、店舗等の保有不動産の余剰スペースが増加しており、今後さらに増加する方向にある。こうした中、銀行は、賃貸による余剰スペースの有効活用を検討している。 ○例えば、次のようなケースである。 ・店舗の結露合等により、事業に使用しなくなった土地・建物を賃貸する。 ・店舗の移設・新設、改装等に際し、事業に必要とされるものよりも広い建物を作り、事業に使用しないスペースを賃貸する。 ・店舗の駐車場等を賃貸する。 ・小一、住宅等の居住用途を賃貸する。 ○銀行の保有不動産は、駅前や繁華街等の好立地に所在し、建物も頑健で駐車場を併設していることが多いなど、立地・ハードの両面で優れた特性を有している。このため、地域の事業者等から、銀行の保有不動産を賃借したいとのニーズが寄せられている。また、建設業者や設計会社等から、銀行店舗等の建設に際し、高層化のうえ外部に賃貸することにより、地域活性化の観点から、土地の有効活用を促るべきであるとの提案も寄せられている。 ○しかし、銀行が保有不動産を賃貸する場合、金融庁の監督指針上の要件（賃貸等を行うべきを得ない場合）であること、賃貸支出が必要最低限にとどまること、賃貸規模が過大でないこと等を満たしていることを自ら確認しなければならない。このため、銀行が賃貸を躊躇し、上記のようなニーズや要望に応える対応が難しいケースがある。 ○現状、「国や地方自治体のほか、地域のニーズや実情等を踏まえ公共的な役割を有していると考えられる主体」（以下、公共的主体）からの要請があれば、外部賃貸に係る要件の一部を効力運用することが認められている。しかし、公共的主体が、私企業である銀行に要請することと認識し、要請を待たれるまでに長期を要するケースが多い。 ○公共的主体からの要請がない場合でも自由に賃貸ができるよう、監督指針を見直す必要がある。 ○銀行が、自ら保有し、遊休化した不動産を賃貸することが、他業禁止の趣旨（本業専念による効率性の発揮、他業リスクの排除）に反すると考えられる。また、銀行は、銀行法や他法禁止法によって、利益相違の弊害を生じさせない監事・監査業務や、優越的地位の濫用の禁止も課せられている。以上のように、銀行が保有不動産を賃貸することにより問題が生じる懸念はないと考えられる。 ○監督指針の見直しにより、医療、福祉、教育、商業など、地域の生活インフラに係る事業者等に対し、銀行が保有不動産を自由に賃貸することが可能となれば、地域活性化の促進、にぎわいの創出に大いに貢献できると考えられる。 ○また、人口減少や超低金利環境の長期化等によって地方銀行の収益環境が厳しい中、店舗等の保有不動産の減価の可能性を検討しなければならない状況が生じている。自由に賃貸することが可能となれば、保有不動産の経済価値が上がり、減価を抑制できる可能性が高まるほか、銀行の収益性改善の一助となると考えられる。	一般社団法人 全国地方銀行協会	金融庁	銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務（銀行法第10条第2項）として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことと想定しております。また平成29年9月の監督指針の改訂により、借主等特定の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断しても差し支えないこととしております。	主要等向けの総合的監督指針V-3-2(4) 中小・地域金融機関向けの総合的監督指針Ⅲ-4-2-2(4)	検討を予定	保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの逡巡、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。	

規制改革・行政改革ホワイト検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
401	令和6年1月23日	令和6年2月16日	4. 銀行持株会社による保有不動産の買戻しの解禁	銀行持株会社が保有する不動産の余剰スペースの外部買戻を認める。	○銀行持株会社は、持株会社グループの経営管理およびこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。 ○現状、銀行持株会社が保有する不動産に余剰スペースが生じても、外部の事業者に賃貸することは認められていない。 ○銀行が保有する不動産を賃貸できる範囲(その他の付随業務)の範囲と同程度まで、銀行持株会社が保有する不動産の余剰スペースを賃貸することが可能なれば、医療、福祉、教育、商業など、地域の生活インフラに係る事業者等に賃貸し、地域活性化の促進、にぎわいの創出に大いに貢献できると考えられる。 ○銀行持株会社は、グループに属する会社に対してであれば、買戻を求めた上で保有不動産の買戻を実施することが許容されている。余剰スペースに限定すれば(「その他付随業務」と同程度に限定)、買戻権をグループ会社から第三者に広げても、銀行持株会社によるグループの経営管理が確かならざることは考えられない。	一般社団法人 全国地方銀行協会	金融庁	銀行持株会社の業務範囲は、グループの経営管理及びこれに附帯する業務に限られており、銀行持株会社が保有する不動産を外部の事業者に賃貸することは認められていません。なお、銀行による保有不動産の買戻については、その他の付随する業務(銀行法第18条第2項)として、賃貸の規模等一定の要件の上で行うことが可能となっております。また平成28年9月の監督指針の改正により、自治体等の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生を中心とした地域活性化の観点から、保有する不動産の買戻の規模や期間について柔軟に判断しても差し支えないこととしております。	主要行等向けの総合的な監督指針V-3-1-2(4)中・地域金融機関間における適合性の検証等(第4-2-2(4))	検討を予定	保有不動産の買戻に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遡進、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。
402	令和6年1月23日	令和6年2月16日	5. 継続的顧客管理に係る銀行の調査に対する顧客の同意の調査の義務化	マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策のため、銀行は、定期的な顧客情報を確認し、その結果を踏まえて顧客のリスク評価の見直し等を行う継続的顧客管理を行うことが求められている。「マネーロンダリング・偽造金融対策に関する行動計画」(2021年8月30日公表)においては、継続的顧客管理について、2024年春季までの完全実施が掲げられている。 ○銀行は、定期的な顧客情報の確認のため、コストをかけて顧客に対する調査書の郵送等を行っているが、継続的顧客管理に対する顧客の理解が進んでおらず、回答率が低い状況にある。 ○ドメインやスクリーンなど海外では、継続的顧客管理が完了しない場合、銀行が顧客の口座を閉鎖するよう、制度上で明確化されているケースもある。金融庁は、「特定取引がなされる機会をとおして取引時確認を行う場合において、(中略)取引時確認に応じない顧客に対しては取引履行を拒むことができる」と明記しているが、特定取引(注)がなされる機会には限定的である。「マネーロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」では、「マネーロンダリング及びテロ資金供与リスクが高いと判断した顧客については、定期的な顧客情報の調査頻度を増加を図ることを含め、リスクに応じた厳格な顧客管理を実施することとされている。このため、当該機会における取引時確認だけでは不十分なケースもあり、別途、銀行は継続的顧客管理に係る調査を行うこと、」 注)2021年9月1日より、特定取引等の取引、および取引顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引。 また、監督庁・金融庁は「約款にあらかじめ、本人特定事項に変更があった場合は特定事業者が届出を求めた場合には当該事項を特定事業者に届け出るべき旨及びこれらの届出を行わない場合には取引を制限する旨を盛り込むことにより、顧客の同意を得られやすくなる。」「顧客から同意がないという事実をもって顧客のリスク評価を見直すことも可能」と明記している。しかし、「マネーロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」において、「マネーロンダリング資金供与対策の名目で合理的な理由なく附帯等を行わないこととされ、同ガイドラインのFAQにおいて、「これ以上手段を尽くすことが困難な状況になった場合、当該顧客に対してどのような制限を行うことが必要かという点を、リスクに応じた、総合的に検討する」とされる中、顧客からの同意がないことをもって取引制限をすることは困難である。	一般社団法人 全国地方銀行協会	監督庁 金融庁	金融機関等の特定事業者は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を法的に行うため、当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に併せた内容の措置を講ずることとされています。また、金融庁は、「マネーロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」において、金融機関等に対し、「取引類型や顧客属性等に留意し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえたうえで、調査の対象及び頻度を含む継続的顧客管理の方針を決定し、実施すること等を含め、継続的顧客管理を実施すること。」と必要とされる情報の提供を利用者から受け付けないなど、自ら定める適切な顧客管理を実施せざることを判断し顧客・取引等については、取引の継続を行うこと等を含め、リスク遡進を図ることを検討すること等を含めるとも、ガイドラインで対応を求めている事項等を含め、リスクに対する完了期限(2024年3月)を設け、各業態に適合して、各金融機関等に協賛の姿勢を要しています。	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条、第5条、第6条、第7条、第8条及び第11条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第6条及び第7条 銀行制度で対応可能	御提案の趣旨は、①取引時確認事項に係る最新の情報について、特定事業者が顧客に質問した場合に顧客から回答が得られることを法的に担保したい、②顧客が質問に応じない場合の当該顧客との取引の制限を制度化してほしい、という点に由来してのものです。これらの点については、例えば、約款にあらかじめ、本人特定事項に変更があった場合は特定事業者が届出を求めた場合には当該事項を特定事業者に届け出るべき旨及びこれらの届出を行わない場合には取引を制限する旨を盛り込むことにより、顧客の同意を得られやすくなるが、特定取引がなされる機会には限定的である。また、継続的顧客管理における調査の目的は、「マネーロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」にも明記されており、調査の結果を踏まえて顧客のリスク評価を見直すことも可能と考えます。同FAQにおいては、「調査に応じない場合や、顧客が届出拒否に該当した場合については、そうした事実や、取引履歴データ等も踏まえて、例えば、顧客リスク評価を高度リスクと見なすことが考えられるとして、回答のない顧客に対するリスク評価の考え方の一例を示していますので、ご参照ください。		
403	令和6年1月23日	令和6年2月16日	6. 行政による法人の実質的支配者情報の把握	行政が法人の実質的支配者情報を把握するために、実質的支配者リスト制度において、法人の実質的支配者情報(注)を把握するとともに、経済活動の対称性に基づき、実質的支配者情報(注)を把握する。また、マイナンバーカードに掲載する顔写真の写実性を向上させる。	○法人の実質的支配者情報を把握することは、国際的・国内的にも重要な課題である。 ○銀行は、「マネーロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等に基づき、継続的顧客管理の一環として、実質的支配者情報の把握に努めている。また、2022年1月より、株式会社の上出により、商業登記所が「実質的支配者情報」を把握し、その結果を「実質的支配者リスト制度」が開始された。 ○しかし、本制度については、以下のような課題がある。 ・制度の利用が法人の義務ではなく任意である。 ・実質的支配者情報に基づいた場合の商業登記所への届出が任意である。 ・対象となる実質的支配者の類型が当該法人の議決権の25%超を保有するもの(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第11条第2項第1号)に限定されている。 ○したがって、実質的支配者リスト制度において、法人の実質的支配者情報の登録を義務化するなどにより、行政が法人の実質的支配者情報(注)を把握する。また、マイナンバーカードに掲載する顔写真の写実性を向上させる。 ○また、マイナンバーカードに掲載する顔写真の写実性を向上させる。 ○また、マイナンバーカードに掲載する顔写真の写実性を向上させる。 ○また、マイナンバーカードに掲載する顔写真の写実性を向上させる。	一般社団法人 全国地方銀行協会	法務省 警察庁 財務省 金融庁	番号14の回答をご参照ください。	【住居票】 住居基本台帳事務処理要領 【印鑑登録証明書】 印鑑登録事務処理要領 【住民票】 住民票については、住居基本台帳事務処理要領において、その様式例を自治体にお示していることですが、あくまで例示であることから、各自自治体がそのレイアウトを作成し、住民に写しを交付していることとです。 【印鑑登録証明書】 行政手帳における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第22号)第4条第1項第3号に基づき、住民票・印鑑登録証明書との併記に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する命令(平成24年6月16日政令第4号)第8条第1項の規定により交付申請書に添付する写真は、申請前1月以内に撮影した顔写真、無背景のものとする。		
404	令和6年1月23日	令和6年2月16日	7. 本人確認手段のデジタル化等のための本人確認書類の取扱い	本人確認手段のデジタル化等のための本人確認書類の取扱い。また、マイナンバーカードに掲載する顔写真の写実性を向上させる。	○住居票・印鑑登録証明書は、発行する地方公共団体がユビオフォーマットが異なる(例えば、住民票について、統一的なフォーマットが定められていない)場合、異なる地方公共団体によって加入や更新等であっても顔写真を取得していることがあり、顔写真に対するマイナンバーカードによる本人確認に支障をきたす場合がある。マイナンバーカードに掲載する写真の規格および運用を、旅券(パスポート)用写真と同水準とする等、厳格化していただきたい。 ○現在、デジタル化が個別法人番号カードとスワップにおいて、次期マイナンバーカードの仕様に関する検討が開始されており、掲載写真の規格の厳格化についても、併せて検討していただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	デジタル庁 経済省	【住民票】 住民票については、住居基本台帳事務処理要領において、その様式例を自治体にお示していることですが、あくまで例示であることから、各自自治体がそのレイアウトを作成し、住民に写しを交付していることとです。 【印鑑登録証明書】 行政手帳における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第22号)第4条第1項第3号に基づき、住民票・印鑑登録証明書との併記に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する命令(平成24年6月16日政令第4号)第8条第1項の規定により交付申請書に添付する写真は、申請前1月以内に撮影した顔写真、無背景のものとする。	【住居票・印鑑登録証明書】 住民票の写し、印鑑登録証明書については、住民記録システム、印鑑登録システムの後継化においては、格式が統一されることとなりますが、その時期については、移行に係る自治体の事務負担も込み、標準化移行期間までとさせていただきます。 【顔写真】 次期個人番号カードシステムにおいては、申請時に添付する顔写真の撮影基準の明確化や申請時の顔写真の品質チェック強化等の観点について検討を行うこととしています。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
405	令和6年1月23日	令和6年2月16日	9. 「疑わしい取引」の届出に関する情報提供の拡充	「疑わしい取引」の届出の捜査機関における情報提供の拡充	○銀行におけるマネーロンダリングおよびテロ資金供与対策は、時々変化する国際情勢や、これに呼応して変化する他の金融機関等との対応に強く影響を受けるものであり、銀行においては、こうした動向やリスクの変化等に機動的に対応していく必要がある。 ○銀行がより高度なマネーロンダリングおよびテロ資金供与対策を実施するために、例えば、警察庁が公表している「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」の程度の引上げや掲載情報の拡充(国別や地域性、活用類型(注))等により、疑わしい取引の届出に関する情報提供を拡充してほしい。 (注)活用類型は、詳細な活用状況ではなく、例えば、照会・捜査着手・検挙といった大まかな類型で提供していただくことを要する。 ○また、銀行は、疑わしい取引の届出の対象となるか判断について、法令に従うほか、金融庁が公表している「疑わしい取引の参考事例」、警察庁が公表している「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」等を参考にしている。疑わしい取引の届出の難度を向上させ、捜査機関に届出の届出をより有効に活用してもらうとともに、銀行内の事務効率化のため、自らが届出した「疑わしい取引」の活用状況(届出番号、活用類型)について情報を提供していただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会 金融庁 警察庁		「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」については、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第5条第1項、第3項、第8条第1項及び第2項 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)をはじめとする各種法令の改正内容、特定事業者から届け出られた疑わしい取引の件数の集約や捜査機関等における活用状況、マネーロンダリング事犯の検挙状況、特定事業者による取組、国際的な活用状況等多岐に渡る内容を記載しており、警察庁内外の機関とも連携の上、各種調査等を行いつつ作成しております。 また、JAFICでは、犯罪による収益の移転に係る手口その他の犯罪による収益の移転の状況に関する調査及び分析を行った上で、特定事業者その他の事業者が行う取引の個別ごとと、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該取引及び分析の結果を記載した「犯罪収益移転危険度調査書」を作成・公表しているほか、金融庁では「疑わしい取引の参考事例」を公表しております。 さらに、JAFICにおいては、関係省庁等と連携して特定事業者を対象とした研修会を実施しているほか、特定事業者に対して個別訪問を行っており、これらの機会を通して活用事例等の情報提供を実施しております。	その他	「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」については、現在の内容の質や量を維持しつつ、作成の頻度を引き上げることは困難であると考えます。 一方で情報提供の拡充については、「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」や「犯罪収益移転危険度調査書」、「疑わしい取引の参考事例」の届出、各研修会や特定事業者への個別訪問等によって、今後も努めてまいりますと考えています。		
406	令和6年1月23日	令和6年2月16日	10. 銀行の保険窓口に係る弊害防止措置の廃止または緩和	銀行の保険窓口に係る弊害防止措置(融資先販売規制、担当者分離規制、タイムング規制、非公開情報保護措置、知りながら規制)を廃止または緩和する。	○現状、銀行窓口に係る圧力販売は見られにくくかわらず、弊害防止措置によって、金融サービスのワンストップ化が達成できず、融資先からの申込みを断絶せざるを得ないなど、顧客の利便性が著しく損なわれている。 ○例えば、法人の経営者からは、万一の場合に備える生命保険や、火災、賠償責任等に備える損害保険など、事業活動を支えるリスクを補償する法人向けの保険について、融資先に対するコンタクトリングの一環として販売してほしいとの声が寄せられている。しかし、こうしたニーズに 대응できず、弊害防止措置により、できない状況にある。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこと」として回答している。保険窓口に係る状況には変化が生じており、弊害防止措置の見直しが必要が生じていると考える。 ○銀行は、顧客本位の業務提供実施(コヴェンツァー)、「顧客」への情報提供、個別の顧客にふさわしいサービスの提供、手数料の明確化等に取り組んでいる。 ○銀行の保険ショップなどで、顧客が保険購入を目的に来店することが明白である場合や、ウェブページ・スマートフォンプリ等による完全非対面型契約が完結する保険等では、圧力販売が生じないと考ええる。 ○直ちに弊害防止措置を廃止することが困難な場合、以下のような緩和を検討していただきたい。 a) 損害保険と融資先販売規制の対象とする生命保険のように長期性、再加入困難性がないことから弊害防止措置の対象とする必要がない。 最近、豪雨など大規模な災害が多発していることを受け、取引先の危機意識が高まり、天災に備える損害保険を提案してほしいといった声が多く聞かれている。 2019年7月16日、中小企業の事業継続力強化の支援を行うこと等を目的とした「中小企業強靱化法」が施行された。本法律に基づく基本方針において、中小企業は、自然災害発生時に事業活動を継続できるよう、損害保険への加入等のリスクマネジメント対策を講ずる必要があるとしている。銀行による取引先への損害保険の販売は、本法律の趣旨に沿ったものである。 b) 融資先(従業員50人以下)の従業員を融資先販売規制の対象とする役員等ではない従業員は自らの勤務先などの銀行から融資を受けているかを知らないと多い。家計の安定的な資産形成が求められる中、本規制は、保険を活用した資産形成や保障の充実等を図るための提案を阻害している。 c) 特例地域金融機関の小包規制を緩和する 特例地域金融機関(注)は、1契約者あたりの調達保険金額・給付金額に制限(小包規制)があり、顧客の必要保障額を満たす保険提案を行うことができないケースが多く、顧客利便性を著しく損なっている。1契約者あたりの調達保険金額・給付金額の上限を引き上げるべきである。 (注)特例地域金融機関の場合、融資先販売規制の対象となる法人の従業員数が20人以下(特例地域金融機関でない場合50人以下)に緩和される一方、販売商品が小包に限定される。 d) 非公開情報保護措置の適用除外の範囲を拡大する 非公開情報保護措置は、銀行が固有業務を行うことを通じて得た顧客情報を保険募集に利用すること等を禁止している。本規制は、銀行のみで実施されており(例えば生命保険は対象外)、合理性がない。直ちに廃止することが困難な場合、まずは保険募集の準備行為(保険の募集を目的としたリストの作成等)を本規制の対象外としていただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会 金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が取られています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイムング規制 ・担当者分離規制 ・預金との混同防止措置	保険業法施行規則第24条、同第23条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成22年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先販売規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との混同防止措置について、誤動性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったことあり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。		
407	令和6年1月23日	令和6年2月16日	11. 生命保険の募集に係る構成員契約規制の廃止	生命保険の募集に係る構成員契約規制の廃止	○生命保険募集人(銀行等)と「密接な関係」(一定の資本関係や人事交流等)を有する法人の役員員に対しては、当該役員員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の説明を怠りてきなくならない。本規制は顧客の利便性を損なっている。 ○銀行から役員員が出身している法人や、役員員が兼職している法人については、人的関係が密接とみなされる。その結果、銀行から担当者が1名だけ出身している先や役員員数が数百名超の大手企業など圧力販売が起こり得ない先まで規制対象となるなど、不合理な規制となっている。例えば、地方銀行の場合、地域の企業や大学から人員の派遣業務を受け、企業等の人手不足への対応や地方創生への貢献の観点から、それに沿ったケースが増加しているが、そうした場合でも出身先の全役員員に対して生命保険募集はできない。 ○加えて、銀行のみで実施されており(例えば生命保険は対象外)、合理性がない。直ちに廃止することが困難な場合、まずは保険募集の準備行為(保険の募集を目的としたリストの作成等)を本規制の対象外としていただきたい。 ○保険窓口に係る圧力販売については、独立禁止の禁止措置が存在しているほか、要望項目10. 銀行の保険窓口に係る弊害防止措置の廃止または緩和)で述べた窓口に係る状況を踏まえれば、本規制は不要である。 ○直ちに本規制を廃止することが困難な場合、生命保険募集人と人的関係を有する法人について、役員でなく一般職員としてのみ出身している場合や、出身人数が僅少である等の圧力販売が起こり得ない先について、本規制の対象外としてを検討していただきたい。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会 金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力販売等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除外禁止されています。	保険業法第300条第1項第2号 同法施行規則第23条第1項第2号 平成10年次債着告示第239号 保険会社向け総合的業務指針4-4-2(1)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑みけられる規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き継ぎ調査に検討を行う必要があります。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
408	令和6年1月23日	令和6年2月16日	12. 保険募集先における影響遮断および保険募集制限先への該当するかどうかを確認するための説明を、あらかじめ書面の交付により行わなければならないとされている。 顧客に非対面取引のニーズがある場合、事前に書面を郵送したうえで説明が必要があり、迅速な対応ができない状況にある。 — 書面交付に代えて電磁的方法での提供も認められているが、顧客がPCを保有しておらず、電話での対応を希望している場合には、郵送でのやりとりが必要になる。 ○保険募集の非公開情報保護措置(注)は、口頭による同意を得たうえで、その旨を記録し、契約申込みまでに書面による同意を得る方法が認められている。 (注)銀行が、事前に書面その他の適切な方法により顧客の同意を得ることなく、非公開金融情報を保険募集に利用するものが禁止されている。 ○非公開情報保護措置と同様、保険募集における影響遮断および保険募集先の確認についても口頭説明・事後の書面交付が認められれば、最終的な契約まで他の書類と合わせて書面交付を行うことで足り、顧客の利便性に資すると考えられる。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	○銀行は顧客に対し、①保険契約の締結の代理・媒介に係る取引が銀行等の顧客に関する業務に影響を与えない旨の説明、および②保険募集制限先等に該当するかどうかを確認するための説明を、あらかじめ書面の交付により行わなければならないとされている。 ○顧客に非対面取引のニーズがある場合、事前に書面を郵送したうえで説明が必要があり、迅速な対応ができない状況にある。 — 書面交付に代えて電磁的方法での提供も認められているが、顧客がPCを保有しておらず、電話での対応を希望している場合には、郵送でのやりとりが必要になる。 ○保険募集の非公開情報保護措置(注)は、口頭による同意を得たうえで、その旨を記録し、契約申込みまでに書面による同意を得る方法が認められている。 (注)銀行が、事前に書面その他の適切な方法により顧客の同意を得ることなく、非公開金融情報を保険募集に利用するものが禁止されている。 ○非公開情報保護措置と同様、保険募集における影響遮断および保険募集先の確認についても口頭説明・事後の書面交付が認められれば、最終的な契約まで他の書類と合わせて書面交付を行うことで足り、顧客の利便性に資すると考えられる。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が取られています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイムング規制 ・損害区分別規制 ・預金との誤認防止措置	保険募集法施行規則第212条、同規則24条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から取られているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 — 融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 — 預金の誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。		
409	令和6年1月23日	令和6年2月16日	13. 紐紐間の情報提供規制の撤廃	銀行グループ内の銀行・証券会社間での情報授受規制を撤廃する。	○銀行グループ内の銀行・証券会社間で顧客情報を共有するには、あらかじめ顧客の同意を得る必要があり、顧客・金融機関双方にとって負担がある。 ○本規制は、①顧客情報保護、②利益相反による弊害防止、③優越的地位の濫用防止の観点から課せられているとされている。 ○①については、個人情報保護法上、グループ内における個人データの共同利用が認められており、紐紐間の情報共有については、事前の同意を必要とするとは、過剰規制と考える。 ○②③は、情報は共有自体ではなく、情報の不適切な活用の防止を目的としており、これは同意の取得により達成できるものではないと考える。不適切な活用の防止するため、別途、銀行法(利益相反管理体制の整備)、独占禁止法(優越的地位の濫用防止)、金融商品取引法(優越的地位を不正に利用した金融商品取引の抑制・処罰)の禁止、顧客の利益が不正に侵害されないような情報管理・体制整備)による弊害防止措置が講じられており、それらの実効性を高めるために紐紐間によるモニタリングが行われている。 ○銀行・証券会社間での情報授受規制が撤廃されたれば、銀行グループによる総合的な金融サービスも迅速かつ適切なタイミングで提供できる。顧客の潜在的なニーズの喚起や投資促進にもつながるため、政府が掲げる「資産所得倍増」にも資するものと考えられる。 ○「新しい資本主義のプラットフォームデザイン及び実行計画2023改訂版」(2023年6月18日閣議決定)において、「紐紐ファイアウォール規制(金融グループの銀行・証券間)、顧客の非公開情報を相互に共有することを禁止する規制」の在り方や必要とされる対応につき検討を行うとされている。銀行グループ内の銀行・証券会社間での情報授受規制を撤廃するよう、検討していただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	金融庁	金融グループ内の銀行・証券会社間で法人顧客の非公開情報を授受する場合には、オフラインの对象となりますが、個人顧客の非公開情報を授受するには、内部管理目的等の場合を除いて、顧客の書面による同意を得る等の必要があります。	金融商品取引法等に関する内閣府令(13条第4号) 金融庁令第154条第4号	その他	上場企業等の情報授受規制及び手続きの簡素化については、金融審議会市場制度ワーキンググループ第二次報告(令和3年6月18日公表)における提言を踏まえ、令和4年6月22日に、金融商品取引業等に関する内閣府令を施行し、上場企業等対象とした新たなプラットフォーム制度を導入を行いました。 中策・中小企業や個人顧客の情報授受規制については、両ワーキンググループ第二次中間整理(令和4年12月21日公表)における「顧客情報管理や利益相反管理、優越的地位の濫用防止の実効的な確保等の利用者保護の取次を適切に確認しながら、外務員による第三者利益規制や、中策・中小企業や個人顧客の情報の取扱い等に関する「プラットフォーム規制の具体的な方向性」などの整理を踏まえ、今後引き続き両ワーキンググループにおいて検討していただく課題です。	
410	令和6年1月23日	令和6年3月15日	14. 確定拠出年金運用商品の推奨を禁止する規制の緩和	確定拠出年金の加入者等の安定した資産形成を促す観点から、加入者等からの求めに応じて、確定拠出年金運用商品が個別の運用商品に係るアドバイスを行うことを可能とする。	○確定拠出年金運用管理機関は、もっぱら加入者等の利益のみを考慮して、中立的な立場で運用管理業務を行う必要があるとされており、加入者等に対して、運用商品の提示や情報提供は行えるもの、個別の運用商品の推奨は禁止されている。 ○現状、確定拠出年金運用管理機関である銀行において、運用商品の提示や情報提供を行った際、加入者等から、具体的な商品で運用するかどうかについて相談に応じてほしいという声が多く寄せられている。しかし、本規制により、こうした相談に対応することができない状況にある。 ○確定拠出年金運用管理機関が加入者等の適合性等を踏まえ、ふさわしい運用商品についてアドバイスを行うことが出来れば、運用相談に応じてほしいという加入者等のニーズに応えられるほか、「資産所得倍増プラン」(2022年11月28日、新しい資本主義実現会議決定)の掲げる安定した資産形成を図ることにもつながる。 ○加入者等からの求めがある場合に限り、個別の運用商品に係るアドバイスを行うことを可能とすれば、加入者等の利益のみを考慮して中立的な立場で業務を行うという確定拠出年金運用管理機関の位置づけに反しないと考えられる。	一般社団法人 全国地方銀行協会	厚生労働省 金融庁	確定拠出年金運用管理機関が加入者等に対して、提示した運用方法のうち特定のものについて指図を行うこと、又は指図を行わないことを認められたい。	確定拠出年金法第10条第6号、第7号 確定拠出年金運用管理規則に関する法令(第10条第2号)	対応不可	確定拠出年金は、運用結果に対する責任は責任を負う加入者年金制度です。そのため、加入者が自己責任を負うことと前提し、事業主や確定拠出年金運用管理機関等の関係者が負うべき義務や禁止される行為を明確化して、関係者加入者の責任の所在を明確に、同時に監督行政の責任があります。 確定拠出年金運用管理機関は、運用結果に対する責任を負う加入者に対して忠実義務がある一方、加入者加入し運用に個別の運用方法を勧誘・推奨することは利益相反の懸念が排除できないため、勧誘です。	
411	令和6年1月23日	令和6年2月16日	15. 税金・公金・公共料金の収納における銀行の記録保存義務の撤廃	税金・公金・公共料金の収納における銀行の記録の保存(7年)を不要とする。	○銀行は、犯罪収益移転防止法に基づき、税金・公金・公共料金の支払いについて取引記録の保存が求められ、コストを要している。 ○税金の収納業務等金融機関控えがない場合、顧客が取引記録の作成に協力していただく負担を強いいる。同じサービスであるにもかかわらず、コンビニ対応が異なることは顧客の理解を得られない(現場の混乱を招いている)。 ○税金・公金・公共料金の支払いが年金保険料やマネーローミングと関係のない取引であることは明らかであり、そのよな取引の記録保存を犯罪収益移転防止法で義務付ける必要はないと考える。 ○地方自治については、関係機関における事務負担の軽減および納税者の利便性向上のため、2023年4月1日から納付書に地方債QRコードが付けられている。取引記録の保存義務が撤廃されたれば、さらなる事務負担の軽減に資する。 ○例年、監督庁および金融庁より国または地方公共団体に対する商品の納付または納入は納入であったとしても、当該商品が犯罪による収益であるかそれか否か(あるいはない)旨の回答があるが、コンビニによる収納には取引記録の保存を不要としているのに対し、銀行による収納には取引記録の保存を必要としている。犯罪による収益の移転防止の観点から、両者の扱いに差を付けている理由を明確に示していただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	警察庁 金融庁	金融機関等の特定事業者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第20条第2項の取次を除き、取引に係る記録の作成及び保存を義務付けられています。	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第7条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第6号)第6条及び第15条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府令第15号)第22条、第23条及び第24条	対応不可	国又は地方公共団体に対する商品の納入及び電気、ガス又は水道水の料金の支払い(以下「公金納付等」といいます。)であっても、これらの取引原資が犯罪による収益であるか否か全くないはず、予口資金供与やマネーローミングに係る取引に関する事後的な資金トレースを可能とする必要があります。 また、金融機関が取り扱う公金納付等については、疑わしい取引の届出義務の対象であり、取引記録の作成及び保存が求められることと求められているところであります。 したがって、公金納付等における取引記録の保存を不要とすることは困難であると考えられています。 なお、コンビニエンスストアにおける収納代行業務については、現時点で、法上の規制は行われていないことですが、マネーローミング対策上の問題が生じるこのないよう、その実施注視等を行うことが重要であると考えています。	

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
416	令和6年1月23日	令和6年2月16日	21. 行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等の電子化	行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等について、書面を廃止し電子化する。	○現状、行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等が書面で送付され、書面ベースでの事務処理に係る負担(現物保管、期日管理等に係る負担)が課題となっている。例えば、以下のようなケースがある。 (a) 税務署からの納税に係る口座振替依頼 国税の振替納税(注)については、納税者が口座振替依頼書を申請期限までに税務署等に提出することになっている。届期前には、税務署に提出された依頼書を取りまとめ、各銀行の口座振替の事務処理を行う事務センター等に対し、データ形式で送付している。 (注) 納税者名義の預貯金口座から、口座引落しにより国税(申告所得税、消費税等)を納付する手続き。事前に税務署または希望する金融機関に対し、振替依頼書を提出する必要があるが、次回以降は自動的に振替納税が行われる。 しかし、申請期限を超過した口座振替依頼については、税務署から該当口座のある銀行の営業店に対し、個別に書面で送付されている。 ○口座振替依頼や振込依頼が書面ではなく電子化されれば、銀行はもとより、口座振替・振込を依頼する行政機関等においても、事務負担の軽減や郵送費用の削減等につながる。なお、(a)の許年度要型に対し、財務省は「紙の納付書を送付している消費税中間分についてオンライン化を検討」とも示している。また、規制改革推進会議において、2024年度を目標に「常時の取りまとめに向け、重要課題のひとつに「公金納付のデジタル化」が挙げられており、早期に検討を進めていただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	財務省	国税の口座振替に係る納付書は、データ交換方式(DVD又はe-Tax)と書面方式があり、内訳としては、データ交換方式のDVDが約75%、e-Taxが約24%で全体の約99%を電子化しており、残りの約1%が書面の納付書を各金融機関に送付している。	国税通則法第34条、34条の2	検討を予定	国税の振替納税については、大多数が定まった日に口座引き落としを行っているものの、消費税中間分のように枚数が少ない場合には、紙の納付書の処理を行っていることから、税務署・金融機関共に事務コストがかかっていると認識しております。 この課題を解決するためには、税務署と金融機関がオンラインで納付書情報のやりとりを行うことが重要であると考えたため、従前よりe-Tax方式の利用拡大に取り組んでおり、引き続き協力いただきますようお願いいたします。	
417	令和6年1月23日	令和6年3月15日	21. 行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等の電子化	行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等について、書面を廃止し電子化する。	○現状、行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等が書面で送付され、書面ベースでの事務処理に係る負担(現物保管、期日管理等に係る負担)が課題となっている。例えば、以下のようなケースがある。 (b) 年金事務所からの高齢者加入の厚生年金保険料納付に係る口座振替依頼 高齢者加入の厚生年金保険料納付に係る口座振替依頼については、一部年金事務所から該当口座のある銀行の営業店に対し、個別に書面で送付される。 ○口座振替依頼や振込依頼が書面ではなく電子化されれば、銀行はもとより、口座振替・振込を依頼する行政機関等においても、事務負担の軽減や郵送費用の削減等につながる。	一般社団法人 全国地方銀行協会	厚生労働省	高齢者加入の厚生年金保険料納付に係る口座振替については、年金事務所において、口座振替用納付告知書を作成の上、該当口座のある銀行の営業店に対し、個別に書面で送付している。	厚生年金保険法第4条の3第7項、第83条の2	対応不可	現状、口座振替事務は、社会保険料の口座振替納付に係る契約において、「社会保険料の預金口座振替取扱要領」(以下「取扱要領」という。)に基づき行うとしていること。 口座振替依頼を行う場合の電子媒体の仕様は取扱要領で定めており、当該仕様どおり電子媒体を作成するに当たっては、本年年度末の社会保険オンラインシステムによって作成する旨が、現在、日本年金機構において、システムの刷新を行っているため、現段階においては、高齢者加入の厚生年金保険料納付にかかる口座振替依頼の取扱の変更に係るシステムの改修を行うことは難しい。	
418	令和6年1月23日	令和6年2月16日	21. 行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等の電子化	行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等について、書面を廃止し電子化する。	○現状、行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等が書面で送付され、書面ベースでの事務処理に係る負担(現物保管、期日管理等に係る負担)が課題となっている。例えば、以下のようなケースがある。 (c) 自衛隊からの各種振込依頼(委託国庫送金の書面での依頼) 自衛隊からの各種振込依頼については、自衛隊から日本銀行を通じて、日本銀行の代理店となっている銀行の営業店に対し、書面で送付される(委託国庫送金の書面での依頼)。 ○口座振替依頼や振込依頼が書面ではなく電子化されれば、銀行はもとより、口座振替・振込を依頼する行政機関等においても、事務負担の軽減や郵送費用の削減等につながる。	一般社団法人 全国地方銀行協会	防衛省	○ 国の支出は、各省各庁の長の委任を受けた支出官が行う支出官が原則ですが、自衛隊においては、その運用や任務の特殊性を踏まえて、資金前渡変更による支払(振込または現金による資金前払)が行われております。 ○ 支出官払においては、官庁会計システムを用いて債権者へ電振振込で支払うことが通常ですが、資金前払の場合は、ご提案理由に記載のよう、口座振替・振込依頼が書面においてなされております。 ○ これに関して、会計業務の効率化に向けた改善計画(平成28年7月29日抜粋・会計等業務効率化推進会議決定)においても、資金前払から支出官払への移行が示されております。	なし	対応	○ 既に給与等の一部の経費については、支出官払へ移行済みです。 ○ その上で、制度の現状も記載のとおり、政府の方針に従い、今後、支払単位の見直しやシステム構築・改修もあわせて、支出官払への移行を進めてまいります。 ○ なお、制度の現状も記載のとおり、自衛隊においては、その運用や任務の特殊性を踏まえて資金前渡変更による支払が必要な場合が一定程度残るため、完全な支出官払への移行(資金前払の廃止)は難しいものと考えております。	
419	令和6年1月23日	令和6年2月16日	21. 行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等の電子化	行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等について、書面を廃止し電子化する。	○現状、行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等が書面で送付され、書面ベースでの事務処理に係る負担(現物保管、期日管理等に係る負担)が課題となっている。例えば、以下のようなケースがある。 (d) 防衛省共済組合からの各種振込依頼 防衛省共済組合からの各種振込依頼については、銀行の営業店に対し、書面で送付される。 ○口座振替依頼や振込依頼が書面ではなく電子化されれば、銀行はもとより、口座振替・振込を依頼する行政機関等においても、事務負担の軽減や郵送費用の削減等につながる。	一般社団法人 全国地方銀行協会	防衛省	○防衛省共済組合において、振込依頼等の方法に係る制度として規定しているものはございません。	なし	対応	○防衛省共済組合では振込依頼等の方法について、制度として規定しているものではなく、全国47支部において、既に電子化を導入しております。(令和5年12月末時点) 残りの支部においても、インフラなど環境が整い次第、逐次ネットバンキングの導入を開始するものと承知しております。	
420	令和6年1月23日	令和6年2月16日	21. 行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等の電子化	行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等について、書面を廃止し電子化する。	○現状、行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等が書面で送付され、書面ベースでの事務処理に係る負担(現物保管、期日管理等に係る負担)が課題となっている。例えば、以下のようなケースがある。 (e) 戦没者等の遺族等に対する記念国債(特別国債)の交付 戦没者等の遺族等に対する記念国債は、記念国債(特別国債)をもちいて交付することとされている。日本銀行の代理店となっている銀行においては、記念国債の交付や償還金の支払にも係る事務負担が重くなっている。 ○口座振替依頼や振込依頼が書面ではなく電子化されれば、銀行はもとより、口座振替・振込を依頼する行政機関等においても、事務負担の軽減や郵送費用の削減等につながる。また、戦没者等の遺族等に対する記念国債が記念国債の券面による交付ではなく振込により支給されれば、銀行はもとより、受取人(遺族等)の便性も向上すると考えられる。	一般社団法人 全国地方銀行協会	厚生労働省	-先の大戦で殉じた軍人軍属の方々を思いいたし、戦後20周年、30周年、40周年、50周年、60周年、70周年といった特別な機会を迎え、国として弔意の意を表すため、一定範囲の遺族に対して特別弔慰金を支給しております。 -支給は無料の記念国債の交付により行われ、毎年の償還日に均等に支払いを受けることとしております。 -平成27年から、償還の高齢化等を踏まえ、6年償還の国債を5年ごとに2回交付するとともに、償還額を年5%に増額いたしました。 -平成27年改正分の償還の交付分は、令和2年1月1日より請求受付を開始し、令和5年3月31日に請求受付を終了しております。	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和46年法律第100号)第5条	対応不可	-銀行の特別弔慰金については、既に請求受付を終了しており、今後の特別弔慰金の支給等については、現時点では未定です。 -いずれにしても、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、先の大戦で殉じた軍人軍属等の方々を思いいたし、弔意を表すための重要な要素として支給されているものであり、国としての弔意の意が、受給者の方々に一層実感いただけるよう、制度創設以来、交付国債という形あるもの(有価証券)で支給し、毎年償還を受けていただいているものです。 -これまで、受給者である遺族など関係者からは、国債による支給が良いという意見を多くいただいております。昭和40年の創設以来慣れ親しんでいる仕組みを変更することは、受給者に混乱をかねないものと考えております。	
421	令和6年1月23日	令和6年2月16日	21. 行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等の電子化	行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等について、書面を廃止し電子化する。	○現状、行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等が書面で送付され、書面ベースでの事務処理に係る負担(現物保管、期日管理等に係る負担)が課題となっている。例えば、以下のようなケースがある。 (f) 地方公共団体からの国民健康保険団体連合会指定の振込依頼による振込依頼 地方公共団体からの各都道府県の国民健康保険団体連合会(以下、国保連)への振込については、地方公共団体から銀行の営業店に対し、書面により依頼される。また、振込人名の前に、指定の0(四)の番号を入力して送金することを求められ、銀行が当該0(四)の番号を入力している。振込通知書(振込指定書の書式)となっており、銀行の振込用紙と異なるため、1件ずつ処理する必要があるほか、さらに、国保連の取りまとめ金融機関等に、納入済通知書を郵送する必要があるため、事務負担となっている。 ○口座振替依頼や振込依頼が書面ではなく電子化されれば、銀行はもとより、口座振替・振込を依頼する行政機関等においても、事務負担の軽減や郵送費用の削減等につながる。	一般社団法人 全国地方銀行協会	厚生労働省	地方公共団体からの国民健康保険連合会(以下、国保連)への振込方法については、国保連ごとに現状が異なっているため、今回いただいたご提案について具体的な回答はできませんが、いくつかの国保連に既に導入したところ、国保連指定の振込用紙はありますが、使用を必須とはしていない。また、インターネットバンキングの導入や口座振替等への手続への移行を進めている国保連もあると承知しております。	なし	その他	いただいたご提案については、国民健康保険中央より国民健康保険団体連合会へ情報提供させていただきます。	

規制改革・行政改革ホワイト検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針		
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要	
422	令和6年1月23日	令和6年3月15日	21. 行政機関等から口座振替依頼や振込依頼等の電子化	行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等が書面で送付され、書面ベースでの事務処理に係る負担(現物保管、期日管理等に係る負担)が課題となっている。例えば、以下のようなケースがある。 ① 地方公共団体からの全国市町村職員共済組合指定の振込用紙による振込依頼 ② 地方公共団体からの都道府県庁の市町村職員共済組合への振込については、地方公共団体から銀行の営業窓口に対し、書面により依頼される。振込用紙は全国市町村職員共済組合指定の書式となっており、銀行の振込用紙と異なるため、1件ずつ振込処理する必要がある。事務負担となっている。 ③ 口座振替依頼や振込依頼が書面ではなく電子化されれば、銀行はもとより、口座振替・振込依頼を依頼する行政機関等においても、事務負担の軽減や郵送費用の削減等につながるものと考えられる。	① 地方公共団体からの全国市町村職員共済組合指定の振込用紙による振込依頼 ② 地方公共団体からの都道府県庁の市町村職員共済組合への振込については、地方公共団体から銀行の営業窓口に対し、書面により依頼される。振込用紙は全国市町村職員共済組合指定の書式となっており、銀行の振込用紙と異なるため、1件ずつ振込処理する必要がある。事務負担となっている。 ③ 口座振替依頼や振込依頼が書面ではなく電子化されれば、銀行はもとより、口座振替・振込依頼を依頼する行政機関等においても、事務負担の軽減や郵送費用の削減等につながるものと考えられる。	一般社団法人 全国地方銀行協会	総務省	地方公共団体は、地方公務員共済組合法第115条及び第116条に基づき、掛金等及び負担金を地方公務員共済組合に払い込むとされていますが、その具体的な方法は法令上示されていないとされています。	地方公務員共済共済組合法第115条及び第116条	その他	まずは、地方公共団体から地方公務員共済組合への払い込みがどのように行われているのか実態を把握し、その対応の改善について検討してまいります。		
423	令和6年1月23日	令和6年4月12日	22. 地方公共団体等における小切手振出の廃止	地方公共団体や都道府県警察における小切手振出を廃止し、インターネットバンキングによる口座振替への切替等を推進する。	①「成長戦略実行計画」(2021年6月18日閣議決定)において、「本年度を目標に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の廃止に向けた取組を促進する」「小切手の全面的な電子化を図るとされたい」 ②これを受け、銀行界は、2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすることを目標に、電子的決済サービスの利便性向上や取引先への電子的決済サービスの導入支援といった各種取り組みを進めている。 ③総務省からは、インターネットバンキングによる口座振替の方法により支払うことが可能である旨、地方公共団体へ通知がなされた。同通知に基づき、銀行から地方公共団体に対し、小切手の廃止およびインターネットバンキングによる口座振替を推奨している。地方自治法第232条の9第1項の規定(指定金融機関等)を指している地方公共団体の支出は、現金の交付に加え、当該金融機関を支払い手形の切替を振り出し、又は現金書留を当該金融機関に交付して支払うことを理由に、応じてもらえないケースが多い。 ④地方公共団体は、総務省による法令解釈や銀行からのインターネットバンキングによる口座振替への切替依頼を受入れる。小切手の振出しによる支出を続けることは、合理的な理由(国庫や事業者に過大な負担を押しつけてローカルルールであること等)がある。地方公共団体がインターネットを経由してインターネットバンキングによる口座振替の方法により支払うことが可能である旨を地方自治法に照らすとともに、その促進活動を行っていただきたい。 ⑤また、都道府県警察においても、於待受等の取返遅延により引き延ばしについて、遺失物取扱規程等で、小切手を振り出して行うことと規定している場合がある。この取返遅延等の取返遅延は、都道府県警察に異なっており、地域的差を設けることが合理的でないローカルルールであると考える。銀行界が2026年度末までの手形・小切手の交換枚数をゼロにする取り組みを進めていること、行政機関サイトにおいても、このような規程等を見直し、小切手振出を廃止していただきたい。	①「成長戦略実行計画」(2021年6月18日閣議決定)において、「本年度を目標に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の廃止に向けた取組を促進する」「小切手の全面的な電子化を図るとされたい」 ②これを受け、銀行界は、2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすることを目標に、電子的決済サービスの利便性向上や取引先への電子的決済サービスの導入支援といった各種取り組みを進めている。 ③総務省からは、インターネットバンキングによる口座振替の方法により支払うことが可能である旨、地方公共団体へ通知がなされた。同通知に基づき、銀行から地方公共団体に対し、小切手の廃止およびインターネットバンキングによる口座振替を推奨している。地方自治法第232条の9第1項の規定(指定金融機関等)を指している地方公共団体の支出は、現金の交付に加え、当該金融機関を支払い手形の切替を振り出し、又は現金書留を当該金融機関に交付して支払うことを理由に、応じてもらえないケースが多い。 ④地方公共団体は、総務省による法令解釈や銀行からのインターネットバンキングによる口座振替への切替依頼を受入れる。小切手の振出しによる支出を続けることは、合理的な理由(国庫や事業者に過大な負担を押しつけてローカルルールであること等)がある。地方公共団体がインターネットを経由してインターネットバンキングによる口座振替の方法により支払うことが可能である旨を地方自治法に照らすとともに、その促進活動を行っていただきたい。 ⑤また、都道府県警察においても、於待受等の取返遅延により引き延ばしについて、遺失物取扱規程等で、小切手を振り出して行うことと規定している場合がある。この取返遅延等の取返遅延は、都道府県警察に異なっており、地域的差を設けることが合理的でないローカルルールであると考える。銀行界が2026年度末までの手形・小切手の交換枚数をゼロにする取り組みを進めていること、行政機関サイトにおいても、このような規程等を見直し、小切手振出を廃止していただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	警察庁	【警察庁】 現金又は売却による代金の預託については、警察署長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第1項の規定により当該警察署の属する都道府県の公金の収納若しくは支払の事務を取り扱う者に預託する又はこれに準ずる従来な方法でなければならぬと規定されています。 自治体法施行規則(昭和22年政令第16号)第165条の2の規定により、口座振替の方法により支払うことが可能とされていますが、平成19年に全部改定された現行の自治体法施行規則(平成19年国家公安委員会規則第6号)においては、当座預金に限定していません。 【総務省】 地方公共団体の支出は、小切手による振出しに限らず、地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の9第2項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第165条の2の規定により、口座振替の方法により支払うことができることとされています。	【警察庁】 遺失物法施行規則(平成19年国家公安委員会規則第6号)第1条 【警察庁】 府庁制化 【総務省】 地方自治法第232条の9第2項、地方自治法施行令第165条 【総務省】 その他	【警察庁】 制度の現状欄に記載のとおり、現行の遺失物法においては必ずしも当座預金を用いる必要はありませんが、都道府県警察の遺失物検閲に関する規程において当座預金の小切手について定めているものがあることから、都道府県警察に対して預託する場合は当座預金に限定しない旨を通知します。 【総務省】 地方公共団体の支出は、小切手による振出しに限らず、口座振替の方法により支払うことができることとされており、指定金融機関等に取り扱って公金収納等事務に係る経費負担の見直し状況に照らすと、インターネットバンキングによる口座振替の方法により支払うことが可能である旨を通知し、インターネットバンキングによる口座振替の積極的な活用を地方公共団体へ促してまいりますが、今後も、様々な機会を捉えて、インターネットバンキングによる口座振替の活用を促してまいります。		
424	令和6年1月23日	令和6年4月12日	23. 地方公共団体等における定額小為替証書の利用の廃止	地方公共団体における定額小為替証書の利用を廃止する。もしくは定額小為替証書の銀行への持ち込みを取り止める。	①住民票や戸籍簿を郵送で請求する際、地方公共団体は、定額小為替で代金を支払うよう求めている。地方公共団体が受領した定額小為替証書の多くは指定金融機関に持ち込まれており、枚数検査や電子交換所へ送付するためのデータ化等が事務・管理負担となっている。 ②「成長戦略実行計画」(2021年6月18日閣議決定)において、「本年度を目標に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の廃止に向けた取組を促進する」「小切手の全面的な電子化を図るとされたい」 ③これを受け、銀行界は、2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすることを目標に、電子的決済サービスの利便性向上や取引先への電子的決済サービスの導入支援といった各種取り組みを進めている。 ④自主行動計画において、定額小為替証書の取扱いには、「関係者(ゆうちょ銀行)と削減に向けた協議を継続していく」とされ、同様対策はゆうちょ銀行と継続的に意見交換しており、ゆうちょ銀行より、定額小為替証書の取扱枚数は減少していると報告されている。 ⑤引き続き、定額小為替証書を郵便局に持ち込み、換金してから指定金融機関の口座に入金するよう、取扱いを変更する。地方公共団体が定額小為替証書を郵便局に持ち込み、換金してから指定金融機関の口座に入金するよう、取扱いを変更する。	①住民票や戸籍簿を郵送で請求する際、地方公共団体は、定額小為替で代金を支払うよう求めている。地方公共団体が受領した定額小為替証書の多くは指定金融機関に持ち込まれており、枚数検査や電子交換所へ送付するためのデータ化等が事務・管理負担となっている。 ②「成長戦略実行計画」(2021年6月18日閣議決定)において、「本年度を目標に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の廃止に向けた取組を促進する」「小切手の全面的な電子化を図るとされたい」 ③これを受け、銀行界は、2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすることを目標に、電子的決済サービスの利便性向上や取引先への電子的決済サービスの導入支援といった各種取り組みを進めている。 ④自主行動計画において、定額小為替証書の取扱いには、「関係者(ゆうちょ銀行)と削減に向けた協議を継続していく」とされ、同様対策はゆうちょ銀行と継続的に意見交換しており、ゆうちょ銀行より、定額小為替証書の取扱枚数は減少していると報告されている。 ⑤引き続き、定額小為替証書を郵便局に持ち込み、換金してから指定金融機関の口座に入金するよう、取扱いを変更する。地方公共団体が定額小為替証書を郵便局に持ち込み、換金してから指定金融機関の口座に入金するよう、取扱いを変更する。	一般社団法人 全国地方銀行協会	総務省 法務省	住民票等の手数料は、事務に必要な経費と、役務の提供を受ける住民の利益とを勘案しつつ、当該団体における手数料等との均衡を考慮して前所科の集約で定めるものですが、その納付の方法については、各市町村において検討済み、適切に判断されているものと承知しております。 自治体における公金納付については、住民の利便性向上や公金収納事務の効率化の観点から、キャッシュレス決済や電子決済などに対応しやすくなるよう、(1)債権者あり、地方自治法に基づく指定納付受託者制度等により、クレジットカードやスマートフォンアプリ等による決済を可能とすべきところまで、これに加え、現在、納付書発行・納付を行う地方自治体以外の公金について、地方統一カードシステム(e-TAX)を活用した納付が可能となるよう取組を進めていくこととあり、こうした取組を着実に進めるとともに、自治体の公金のデジタル化を推進してまいりたいと考えております。	地方自治法第232条の9第2項	その他	制度の現状欄に記載のとおり、	
425	令和6年1月23日	令和6年4月12日	24. 地方公共団体における公共料金の支払い	地方公共団体における公共料金の支払い(手数料支払い、元金返済等)について、口座引落による支出を可能とする。	①地方公共団体による公共料金の支払いは、口座引落により行われていた。 ②一方、地方公共団体から振込手数料の支払いや元金返済の請求を受ける場合、銀行は、1か月半、半額ほど一定期間の取扱件数を管理し、まとめて請求書を送付している。その後、請求書を受けた地方公共団体が振込(小切手の振出等)し、銀行がその振込処理を行っている。 ③2026年度より、内閣府が都道府県警察が、地方公共団体における銀行への振込の取扱いを併当の公金の支出にも適用期間が定められ、地方公共団体による手数料支払のケースが増えたと想定される。 ④銀行が徴収する手数料や元金返済は、地方公共団体が銀行サービスを利用したことに伴い、定期的に発生する支払いであり、口座引落による支出を希望するべきである。 ⑤地方公共団体における公共料金以外の負担(手数料支払い、元金返済等)については、口座引落による支出を可能とすることは、銀行の事務負担軽減、行政の効率化に資すると考えられる。	①地方公共団体による公共料金の支払いは、口座引落により行われていた。 ②一方、地方公共団体から振込手数料の支払いや元金返済の請求を受ける場合、銀行は、1か月半、半額ほど一定期間の取扱件数を管理し、まとめて請求書を送付している。その後、請求書を受けた地方公共団体が振込(小切手の振出等)し、銀行がその振込処理を行っている。 ③2026年度より、内閣府が都道府県警察が、地方公共団体における銀行への振込の取扱いを併当の公金の支出にも適用期間が定められ、地方公共団体による手数料支払のケースが増えたと想定される。 ④銀行が徴収する手数料や元金返済は、地方公共団体が銀行サービスを利用したことに伴い、定期的に発生する支払いであり、口座引落による支出を希望するべきである。 ⑤地方公共団体における公共料金以外の負担(手数料支払い、元金返済等)については、口座引落による支出を可能とすることは、銀行の事務負担軽減、行政の効率化に資すると考えられる。	一般社団法人 全国地方銀行協会	総務省	地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の5第2項により、普通地方公共団体の支出は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第165条の2の規定により、口座振替の方法により支払うことができることとされていますが、地方自治法及び銀行法など、口座振替を行うことができる経費についての定めはありません。	地方自治法第232条の5第2項、第165条の2	銀行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、地方自治法及び関係法令上、口座振替を行うことができる経費について特段の制限はありません。	
426	令和6年1月23日	令和6年2月16日	25. 各種共済制度の申込交付等のデジタル化	中小企業退職金共済制度の申込書は、金融機関窓口において書面により提出することとされており、書面・対面ベースでの事務処理に係る負担が課題となっている。 ①この共済制度の実施主体である勤労者退職金共済機構のホームページ経由等で顧客が直接オンラインにより申込書を提出することが可能な場合は、顧客の利便性向上、機構および金融機関の事務処理の効率化、負担軽減につながる。 ②昨年度要望に対し、厚生労働省は、申込みのオンライン化については、書面以外の方法による口座振替依頼への対応と併せて検討する必要がある旨を回答しているが、オンラインによる口座振替は押印不要である。オンラインによる口座振替への対応は併せて、申込交付のデジタル化に向け検討していただきたい。 ③また、特定業種退職金共済制度の申込書は、共済手帳に共済証を添付する方法により交付され、共済契約者は金融機関窓口で共済証を添付し、共済契約書・金融機関双方に添付して提出する。併せて、建設業退職金共済制度については、2020年10月より、電子的方法(ペーパーレス)による申込が可能となった。消通業退職金共済制度および林業退職金共済制度もまた、共済手帳に電子的方法により添付された場合は、事務処理の効率化・負担軽減につながる。	中小企業退職金共済制度の申込書は、金融機関窓口において書面により提出することとされており、書面・対面ベースでの事務処理に係る負担が課題となっている。 ①この共済制度の実施主体である勤労者退職金共済機構のホームページ経由等で顧客が直接オンラインにより申込書を提出することが可能な場合は、顧客の利便性向上、機構および金融機関の事務処理の効率化、負担軽減につながる。 ②昨年度要望に対し、厚生労働省は、申込みのオンライン化については、書面以外の方法による口座振替依頼への対応と併せて検討する必要がある旨を回答しているが、オンラインによる口座振替は押印不要である。オンラインによる口座振替への対応は併せて、申込交付のデジタル化に向け検討していただきたい。 ③また、特定業種退職金共済制度の申込書は、共済手帳に共済証を添付する方法により交付され、共済契約者は金融機関窓口で共済証を添付し、共済契約書・金融機関双方に添付して提出する。併せて、建設業退職金共済制度については、2020年10月より、電子的方法(ペーパーレス)による申込が可能となった。消通業退職金共済制度および林業退職金共済制度もまた、共済手帳に電子的方法により添付された場合は、事務処理の効率化・負担軽減につながる。	一般社団法人 全国地方銀行協会	厚生労働省	①中小企業退職金共済制度の申込書は、退職金共済契約申込書及び預金口座振替依頼書等の必要書類を、金融機関又は委託事業主体の窓口から提出して行います。 ②特定業種退職金共済の掛金は、共済契約者(事業主)が金融機関窓口で共済証(日額)を購入し、被共済者(労働者)に賃金を支払う際、被共済者の共済手帳に取付票を添付して共済証を貼付し、これに捺印する方法によることとされていますが、建設業退職金共済制度については、2020年10月より、電子的方法(ペーパーレス)または口座振替による納付が可能とされています。	中小企業退職金共済法第4条第5項 中小企業退職金共済法施行規則第4条第1項、第66条、第68条の3 令和2年4月21日厚生労働省告示第191号	その他	① 契約申込手続きのオンライン化について、将来的な実現の必要性は認識しています。中退までは、現在、基幹システムの再構築を実施しており、仕様凍結期間に入っているため、令和8年10月に予定している新基幹システムリリース以降に具体的な検討を進めていきたいと考えています。 ② 特定業種退職金共済制度は、事業場を転々と移動する方々のための制度であるという特殊性を踏まえ、取付票に添付した納付書を行うことができ、共済契約者及び被共済者双方で同一画面を介して共済手帳への証紙貼付の方法を設けています。建設業退職金共済における電子的方法の導入の際、中小規模の事業主には、引き続き証紙貼付方法により納付を納付したいという要望もあつたことから、共済契約者の利便性を考慮して、建設業退職金共済については証紙貼付方法と電子的方法による納付の併存方式を採るとし、電子的方法への一本化はなっておりません。 また、建設業以外の特定業種についても、電子的方法による導入の場合、システムの構築及び運用には相当のコストがかかることから、建設業以外の特定業種がそのコストを負担できるか等について慎重な検討が必要となります。		

規制改革・行政改革ホワイト検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
427	令和6年1月23日	令和6年3月15日	26. 捜査機関からの捜査関係事項照会や警察からの口座凍結依頼について、書面の郵送やFAXによる方法を廃止し、電子化する。	捜査機関からの捜査関係事項照会や警察からの口座凍結依頼について、書面の郵送やFAXによる方法を廃止し、電子化する。	○金融庁「マネーローディング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」において、捜査機関等からの外部照会の状況や警察からの凍結依頼等の分析が求められている。 ○現状、捜査機関等からの外部照会の状況や警察からの凍結依頼等は紙を媒体として各金融機関に通知されている。照会や凍結依頼に対し、行内の状況確認・照会作成、効率的な分析等の対応のため、通知情報を銀行でデータ化して、書面の郵送やFAXによる方法を廃止し、電子化する。 ○「規制改革実施計画(2022年6月7日閣議決定)」において、「デジタル庁との連携の上、刑事手続におけるデジタル技術の活用のために必要不可欠となるシステム構築を含めたデジタル基盤の整備に向けた取組を推進し、2026年度中に、新たなシステムを用いた活用機能を一部開始することを所管省庁と連携し、捜査関係機関との捜査関係事項照会や警察からの口座凍結依頼の電子化が実現すれば、銀行の事務・管理負担の軽減に加え、マネロン等対策の高度化、効率化に資する。	一般社団法人 金融庁 デジタル庁	警察庁 デジタル庁	【捜査関係事項照会】 警察からの捜査関係事項照会については、捜査関係事項照会書を各金融機関の本支店等に郵送交付し、書留にて郵送依頼がなされています。 【口座凍結の依頼】 警察においては、特殊詐欺等の犯罪に利用され又はその疑いがある預貯金口座を把握した際、当該預貯金口座が開設された金融機関に対して、当該預貯金口座の凍結を依頼しています。	【捜査関係事項照会】 関係省庁及び金融機関等で構成する「金融機関×行政機関の情報連携検討会」の「課題検討ワーキンググループ」における結論も踏まえ、警察において、現状や課題を具体的に把握した上で、電子化に向けて検討されています。 【口座凍結の依頼】 金融機関に対する預貯金口座の凍結依頼の運用方法については、金融機関側の事務負担等も考慮しつつ、口座の凍結依頼を行う際の緊急性等も踏まえながら、より効果的かつ効率的な運用ができないか引き続き検討してまいります。			
428	令和6年1月23日	令和6年2月16日	27. 銀行の中間事業年度および連結の決算公告の廃止	会社法と平仄を合わせ、銀行の中間事業年度および連結の決算公告を廃止する。	○銀行法上、銀行は、中間事業年度および事業年度ごとに、貸借対照表、損益計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書を公告しなければならない。 → 2011年の銀行法改正により、有価証券報告書を提出している銀行は、決算公告を免除されている(会社法上は、2008年の改正により措置された)。そのため、現在、公告義務があるのは、それ以外の銀行(例えば、銀行持株会社率下の銀行)。 ○会社法上は、事業年度の株式会社単体の貸借対照表および損益計算書(大会社の場合)を公告するのみでよく、中間事業年度の貸借対照表を公告しない。 ○昨年年度要項に対し、金融庁より「銀行が、銀行業という公共性の高い業務を行い、信用秩序の中核として業務運営を行う主体であること」に鑑み、また、廃止は困難である旨の回答が示されている。しかし、銀行は、常法、銀行法に基づき、中間事業年度及び事業年度ごとに、連結決算の情報を各フィスクリョージャー総を公開義務に供しており、十分な情報開示を行っている。	一般社団法人 金融庁	銀行は、その中間事業年度ごとに中間貸借対照表を作成し、また、その事業年度ごとに貸借対照表等を作成し、これを公告する必要があります。 なお、有価証券報告書の提出が義務付けられている銀行における中間貸借対照表等の作成・公告等については、金融商品取引法の規制に係ることとなります。	銀行法第20条	対応不可	本規制は、銀行が、銀行業という公共性の高い業務を行い、資金者等をはじめ多数の関係者との取引を継続しつつ信用秩序の中核として業務運営を行う主体であることと鑑み、また、貸借対照表等の公告と説明書等の掲載の開始時期が異なることとを踏まえれば、中間貸借対照表等の作成及び公告を廃止することは困難です。		
429	令和6年1月23日	令和6年4月12日	28. 地方自治体等に対する指定金融機関等の担保提供義務の廃止または緩和	地方自治体等に対する指定金融機関等の担保提供義務を廃止する。	○地方自治法施行令および地方公営企業法施行令において、指定金融機関、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関(以下、指定金融等)には担保提供義務が課せられている。 ○収納・支払いにかかる地方公営企業は預金保険法により仕掛中の決済債務および決済用預金として全額保護されており、仮に指定金融等が破綻した場合でも原則営業日から払戻しが可能となる。 ○また、地方自治法と指定金融等との私法上の契約による損害の保全が可能であることにより、債務履行の確実性が実質的に確保されている。 ○これらの点から、法令で全ての指定金融等に担保提供を義務付けることは、あまりにも過剰な規制だと考えられる。 ○担保は、指定金融機関業務を離れても低額な金額で引き受けているが、同業務に係るコスト負担が軽減されないものであれば、指定金融機関を辞退することを検討せざるを得ない銀行も出てくることと考える。 ○昨年年度要項に対し、総務省は、「収納取扱金融機関の担保提供規定については、担保提供の実態や、他の公金を取り扱う金融機関に係る制度との整合性等を踏まえつつ、地方公共団体等の意見を伺いながら、その必要性を検討し回答しており、早期に検討を進めていきたい。	一般社団法人 金融庁	○地方自治法施行令および地方公営企業法施行令において、指定金融機関、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関(以下、指定金融等)には担保提供義務が課せられている。 ○収納・支払いにかかる地方公営企業は預金保険法により仕掛中の決済債務および決済用預金として全額保護されており、仮に指定金融等が破綻した場合でも原則営業日から払戻しが可能となる。 ○また、地方自治法と指定金融等との私法上の契約による損害の保全が可能であることにより、債務履行の確実性が実質的に確保されている。 ○これらの点から、法令で全ての指定金融等に担保提供を義務付けることは、あまりにも過剰な規制だと考えられる。 ○担保は、指定金融機関業務を離れても低額な金額で引き受けているが、同業務に係るコスト負担が軽減されないものであれば、指定金融機関を辞退することを検討せざるを得ない銀行も出てくることと考える。 ○昨年年度要項に対し、総務省は、「収納取扱金融機関の担保提供規定については、担保提供の実態や、他の公金を取り扱う金融機関に係る制度との整合性等を踏まえつつ、地方公共団体等の意見を伺いながら、その必要性を検討し回答しており、早期に検討を進めていきたい。	総務省	番号30の回答を参照ください。			
430	令和6年1月23日	令和6年3月15日	29. 選挙供託制度の見直し	選挙の立候補届出および補充立候補届出が休日となる場合、供託金の納付完了が銀行の営業休業日となることと認める。	○公職選挙法に基づき選挙においては、供託金の納付完了が立候補届出受理の要件となっている。 → 立候補の届出届に「供託したことを証明する書面」を添付することとされている。 ○選挙の立候補届出(公示日/告示日)より補充立候補届出が休日となる場合、日本銀行代理店となっている銀行店舗は、供託事務へ対応するため、行員が休日出勤し対応している。 ○休日となる場合に限り、供託金の納付完了について、銀行の営業休業日とすることを認める(届出の当日に「供託したことを証明する書面」が添付されていなくても、当該書面を事後提出すれば、届出を有効なものとする) 取組は、代理店の休日対応が不変となる。 ○昨年年度要項に対する総務省の回答は、「立候補届出に当たっては、供託をしたことを証明する書面の添付が必須とされている。(中略)立候補届出において必要添付書類とされている供託書の事後提出を認めること、当該届出を有効なものとして取り扱うことができない。 ○供託金は電子納付が可能である。また、立候補希望者があらかじめ納めているケースが多いため、立候補届出日当日に代付届出の候補者を希望するケースは稀である。選挙委員の取組も認めれば候補者も考えられる。 ○行政のデジタル化を進める中で、電子納付へ一本化(日銀代理店での供託事務を廃止)していただきたい。	一般社団法人 金融庁	立候補の届出は、その選挙の期日の公示日又は告示日に行うこととされており、その際、供託をしたことを証明する書面を添付することと必要とされています。	公職選挙法 第88条の2、 第88条の3、 第88条の4、 第89条	対応不可	公職選挙法では、真に当選を争う意思のない候補者の乱立や売名目的のための立候補を防止するため、供託の制度が設けられており、立候補届出に当たっては、供託をしたことを証明する書面(供託書正本)の添付が必須とされています。立候補届出の期日は、選挙の期日の公示日又は告示日の一日前であり、供託がなされていることを確実確認せず立候補届出を受理すれば、上記の供託制度の目的が果たせなくなり、また、立候補届出において必要添付書類とされている供託書正本の事後提出を認めるとすると、供託書正本が提出されない場合などには一度受領された立候補届出が無効となり得ることとなりますが、そのような取組は候補者等の混乱を生じ、提案への対応は困難と考えます。 なお、選挙供託における電子納付及びオンライン申請の利用を推進するため、立候補予定者説明会等の機会において、立候補予定者等に対し、電子納付及びオンライン申請の利用について案内するよう、総務省から選挙管理委員会に対して要請しています。 また、全ての無記名国債証券の清滅時効の完成に伴い、令和6年5月22日以降は、地方選挙のうち当該選挙において、法務省本府若しくは地方事務本府又は選挙区法務局(法務省本府)若しくは福岡法務局北九州支局が指定されたときは、日本銀行代理店における休日対応が不変となります。		
431	令和6年1月23日	令和6年2月16日	32. 業務報告書の簡素化	銀行法に基づき提出している業務報告書等を簡素化する。	○銀行は、事業年度ごとに業務報告書、中間業務報告書、連結業務報告書、連結中間業務報告書(以下、業務報告書)を金融庁へ提出している。 ○業務報告書等の監査事項の多くは、銀行が別途作成している有価証券報告書、事業報告書、フィスクリョージャー誌等と重複・類似している。銀行監督上必要なものはオフサイト・モニタリングで徴求可能である。 ○昨年年度要項に対し、金融庁は「金融機関における事務負担軽減の観点から簡素化等を図る余地がないか慎重に検討を行っている」と回答しており、併せて、以下のような取組について早期に検討していただきたい。 (a) 有価証券報告書を提出している銀行は、業務報告書等の提出を不要とする (b) 業務報告書等の項目を削減する (c) 業務報告書等の項目を併用する (d) 添付対応を簡素化する 2017年度より、業務報告書について「同一の事項を記載した書面を添付し、かつ、その旨を記載した場合には、記載を省略することができる」とされたものの、添付する書類が多い、添付書類の参照箇所を明確に記載する必要があるなど、事務負担軽減の効果は限定的である。 同一の事項を記載した書類の添付を不要とするとしても、参照する書類の名称(事業報告書、有価証券報告書等)を記載するのみは、これ(参照箇所)の記載を不要と明確化する。	一般社団法人 金融庁	銀行は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成するとともに、銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣府(現)に提出しなければならないこととされており、また、	銀行法第19条、第52条の27 銀行法施行規則第18条、第34条の24	対応	業務報告書については、銀行法上の主たる監督手段であることから、提出不要とすることは困難です。 一方で、業務報告書の作成方法について現状認められている「添付方式」に加えて「参照方式」も認めることにより、業務報告書の一部を決定する「参照方式」(注)を金融庁(注)に公表 (https://www.fsa.go.jp/news/r/d/gkoku/20240118/20240118.html)とした。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
432	令和6年1月23日	令和6年2月16日	33. 銀行および銀行持株会社の取締役の兼職認可の廃止	銀行および銀行持株会社の常務に就任する取締役は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に就任してはならないとされている。 ○他の一般の会社の常務に就任する場合について、銀行の業務の健全かつ適切な運営の妨げにならないよう認可制に就任することは理解できるが、グループ内の会社の常務に就任することは、グループの経営管理の強化や意思決定の効率化に資するものであり、こうした問題が発生するとは考えられない。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「利益相反等の観点から制限がかけられているもの、(中略)銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれの有無を確認するプロセスは引き続き必要であり、措置は困難」との回答が示されたが、別途、銀行法において利益相反管理態勢の整備が求められていることを踏まえれば、認可制は過剰な規制であると考えられる。	銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受け、主務大臣に登録申請書を提出する必要がある。この申請書には、「役員の実務状況」を記載する必要がある。 ○この申請書は、記載事項に変更があった場合、2週間以内に変更の届出を行わなければならないため、毎月2回変更がないか確認する必要があり、多大な事務負担となっている。 ○銀行法上、銀行の取締役が他の会社の常務に就任する際は内閣総理大臣の認可が必要であり、当該認可を確認することで、確定拠出年金法の登録担当官に係る法人との兼職がいつの間にか確認が可能である。 ○このため、銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受けるときは、「役員の実務状況」の記載を不要としても問題ないと考え、本届出の廃止、または、「No.20 報告」届出内容を各府省庁間で制度間で電子的に共有する仕組みの構築により、重複した届出等を削減していただきたい。 ○本届出の廃止、または、「No.20 報告」届出内容を各府省庁間で制度間で電子的に共有する仕組みの構築により、重複した届出等を削減していただきたい。昨年度要望に対し、デジタル庁・経済産業省・金融庁は「検討に着手」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	金融庁	銀行及び銀行持株会社の常務に就任する取締役は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に就任してはならないとされている。	銀行法第7条、第82条の19	対応不可	銀行の取締役の兼職については、本業専念による効率性の発揮や利益相反防止等の観点から制限がかけられているものです。取締役の兼職がグループ内会社であってもその兼職は当てはまるものであるため、こうした観点を含め、銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれの有無を確認するプロセスは引き続き必要であり、措置は困難です。 また、銀行持株会社の取締役の兼職については、法令上、認可を受けることが前提とされていますが、銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれの有無を確認するプロセスが不要とまではいえず、措置は困難です。	
433	令和6年1月23日	令和6年2月16日	34. 銀行および銀行持株会社の役員等の選任・退任届出の廃止	銀行および銀行持株会社の役員等(代表する取締役、常務に就任する取締役、監査役)を選任しようとする場合、または役員等が退任しようとする場合、内閣総理大臣に届出を提出しなければならない。 ○役員等の選任・退任については、適時開示をニュースリリース等で速やかに開示していることに加え、役員等の一覧は有価証券報告書等で開示することができ、また、事前の届出が必要ないことであれば、株主総会の招集通知(候補者の氏名、選任理由等)記載と並行して開示することも、代替可能であると考えられる。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「その選任性を適切にモニタリングする必要があるため、措置は困難」と回答しているが、適時開示や有価証券報告書等で銀行が開示している情報により、適切なモニタリングは可能であると考えられる。	銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受け、主務大臣に登録申請書を提出する必要がある。この申請書には、「役員の実務状況」を記載する必要がある。 ○この申請書は、記載事項に変更があった場合、2週間以内に変更の届出を行わなければならないため、毎月2回変更がないか確認する必要があり、多大な事務負担となっている。 ○銀行法上、銀行の取締役が他の会社の常務に就任する際は内閣総理大臣の認可が必要であり、当該認可を確認することで、確定拠出年金法の登録担当官に係る法人との兼職がいつの間にか確認が可能である。 ○このため、銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受けるときは、「役員の実務状況」の記載を不要としても問題ないと考え、本届出の廃止、または、「No.20 報告」届出内容を各府省庁間で制度間で電子的に共有する仕組みの構築により、重複した届出等を削減していただきたい。 ○本届出の廃止、または、「No.20 報告」届出内容を各府省庁間で制度間で電子的に共有する仕組みの構築により、重複した届出等を削減していただきたい。昨年度要望に対し、デジタル庁・経済産業省・金融庁は「検討に着手」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	金融庁	銀行及び銀行持株会社の役員等(代表する取締役、常務に就任する取締役、監査役)を選任しようとする場合、又は役員等が退任しようとする場合は、内閣総理大臣に届出なければならないとされています。	銀行法第59条第1項第5号、第3項第9号 銀行法施行規則第35条第1項第6号、第3項第3号	対応不可	銀行及び銀行持株会社の役員等については、当局への届出により、その適格性を適切にモニタリングする必要があるため、措置は困難です。	
434	令和6年1月23日	令和6年2月16日	35. 銀行の営業所の位置変更届出書の添付書類の簡素化	銀行の営業所の位置変更届出書の添付書類の記載事項を簡素化する。 ○営業所の位置を変更する場合、銀行は内閣総理大臣に対して、事前にその旨を届けなければならない。 ○当該届出書には、「営業所の所在地」、「理由」、「新営業所の概要」等を記載した書類を添付しなければならない。 ○当該添付書類の記載項目が多く、かつ、調査に時間を要する項目もあり、多大な事務負担となっている。 ○特に、「新営業所の概要」(土地の面積、建物の面積、営業室の面積等)、「開設費用」(土地取得費、建物建築費等)、「業績実績」(予想)、「資金」(貸出・損益)の作成負担が重く、記載事項の簡素化(削減)を検討していただきたい。 ○店舗内注視方式の移転の場合は、既に届出を行っている支店への移転のため、上記に加え、「犯罪防止措置及び顧客情報管理」の記載および変更後の営業所の場所を示した地図・営業所の略図の添付も不要とさせていただきたい。	銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受け、主務大臣に登録申請書を提出する必要がある。この申請書には、「役員の実務状況」を記載する必要がある。 ○この申請書は、記載事項に変更があった場合、2週間以内に変更の届出を行わなければならないため、毎月2回変更がないか確認する必要があり、多大な事務負担となっている。 ○銀行法上、銀行の取締役が他の会社の常務に就任する際は内閣総理大臣の認可が必要であり、当該認可を確認することで、確定拠出年金法の登録担当官に係る法人との兼職がいつの間にか確認が可能である。 ○このため、銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受けるときは、「役員の実務状況」の記載を不要としても問題ないと考え、本届出の廃止、または、「No.20 報告」届出内容を各府省庁間で制度間で電子的に共有する仕組みの構築により、重複した届出等を削減していただきたい。 ○本届出の廃止、または、「No.20 報告」届出内容を各府省庁間で制度間で電子的に共有する仕組みの構築により、重複した届出等を削減していただきたい。昨年度要望に対し、デジタル庁・経済産業省・金融庁は「検討に着手」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	金融庁	銀行は、日本において支店その他の営業所の設置、種類の変更又は廃止しようとするときは、内閣府に届出を提出し、内閣総理大臣に届けなければならないとされています。	銀行法第8条第1項 銀行法施行規則第9条第1項、第2項 主要行向けの総合的な経営計画(第2-3-3-1-2、4-1、別紙様式4-2、4-2-2)の中小・地域金融機関向けの総合的な経営計画(別紙4-1、別紙様式4-2、4-2-2)	対応	銀行法に基づき支店の位置変更届出については、銀行業務の高い公共性に鑑みためであることから、当該届出から削減を検討する必要があります。 そのうえで、銀行監督上の必要性を踏まえた届出の取扱いを行うこととし、2023年12月15日に「中小・地域金融機関向け」の総合的な経営計画の一部改正(案)等を公表した。 (https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20231215/20231215.html)	
435	令和6年1月23日	令和6年3月15日	36. 確定拠出年金運営管理機関に関する届出の一部廃止	銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受け、主務大臣に登録申請書を提出する必要がある。この申請書には、「役員の実務状況」を記載する必要がある。 ○この申請書は、記載事項に変更があった場合、2週間以内に変更の届出を行わなければならないため、毎月2回変更がないか確認する必要があり、多大な事務負担となっている。 ○銀行法上、銀行の取締役が他の会社の常務に就任する際は内閣総理大臣の認可が必要であり、当該認可を確認することで、確定拠出年金法の登録担当官に係る法人との兼職がいつの間にか確認が可能である。 ○このため、銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受けるときは、「役員の実務状況」の記載を不要としても問題ないと考え、本届出の廃止、または、「No.20 報告」届出内容を各府省庁間で制度間で電子的に共有する仕組みの構築により、重複した届出等を削減していただきたい。 ○本届出の廃止、または、「No.20 報告」届出内容を各府省庁間で制度間で電子的に共有する仕組みの構築により、重複した届出等を削減していただきたい。昨年度要望に対し、デジタル庁・経済産業省・金融庁は「検討に着手」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受け、主務大臣に登録申請書を提出する必要がある。この申請書には、「役員の実務状況」を記載する必要がある。 ○この申請書は、記載事項に変更があった場合、2週間以内に変更の届出を行わなければならないため、毎月2回変更がないか確認する必要があり、多大な事務負担となっている。 ○銀行法上、銀行の取締役が他の会社の常務に就任する際は内閣総理大臣の認可が必要であり、当該認可を確認することで、確定拠出年金法の登録担当官に係る法人との兼職がいつの間にか確認が可能である。 ○このため、銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受けるときは、「役員の実務状況」の記載を不要としても問題ないと考え、本届出の廃止、または、「No.20 報告」届出内容を各府省庁間で制度間で電子的に共有する仕組みの構築により、重複した届出等を削減していただきたい。 ○本届出の廃止、または、「No.20 報告」届出内容を各府省庁間で制度間で電子的に共有する仕組みの構築により、重複した届出等を削減していただきたい。昨年度要望に対し、デジタル庁・経済産業省・金融庁は「検討に着手」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	厚生労働省 金融庁	銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受けるときは、申請書に役員の実務状況や当該銀行の役員の実務状況等を記載する必要があります。 また、これらの事項に変更が生じたときは、2週間以内、その旨を主務大臣に届出することと規定されています。	確定拠出年金法第89条第1項、第2項、第104条、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第2条、第3条	その他	確定拠出年金運営管理機関の役員の実務状況については、年金関連業務を担う者としての適格性を判断するため、役員が確定拠出年金法第91条第1項第5号に該当する者でないかを確認することとしています。これは、登録を取り消された確定拠出年金運営管理機関の役員であった者で当該取消の日から5年を経過しないものが役員として法人からの登録を拒否するものであり、銀行法に違反してはならないと考えられることから、ご提案に対応することとは困難です。 なお、登録申請書に添付する役員の実務状況の記載事項とされている役員の実務状況については、令和6年4月1日より廃止されます。	
436	令和6年1月23日	令和6年2月16日	37. 認定経営革新等支援機関に関する届出の一部廃止	中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関である銀行に属する事務所の所在地、(a)総括責任者、統括責任者を補佐する者に変更があった場合の届出を廃止する。 ○事務所の所在地 銀行は、銀行法に基づき、銀行の営業所の位置変更があった場合、内閣総理大臣に変更の届出をしており、当該届出を確認することで所在地変更の確認が可能である。 ○統括責任者、統括責任者を補佐する者 銀行は、コンサルティング機能の発揮を通じて、取引先の経営支援を行っている。このように、銀行全体として経営革新等支援業務に取り組み、役員を把握できれば、統括責任者等の届出は不要と考えられる。 ○本届出の廃止、または、「No.20 報告」届出内容を各府省庁間で制度間で電子的に共有する仕組みの構築により、重複した届出等を削減していただきたい。昨年度要望に対し、デジタル庁・経済産業省・金融庁は「検討に着手」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受け、主務大臣に登録申請書を提出する必要がある。この申請書には、「役員の実務状況」を記載する必要がある。 ○この申請書は、記載事項に変更があった場合、2週間以内に変更の届出を行わなければならないため、毎月2回変更がないか確認する必要があり、多大な事務負担となっている。 ○銀行法上、銀行の取締役が他の会社の常務に就任する際は内閣総理大臣の認可が必要であり、当該認可を確認することで、確定拠出年金法の登録担当官に係る法人との兼職がいつの間にか確認が可能である。 ○このため、銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受けるときは、「役員の実務状況」の記載を不要としても問題ないと考え、本届出の廃止、または、「No.20 報告」届出内容を各府省庁間で制度間で電子的に共有する仕組みの構築により、重複した届出等を削減していただきたい。 ○本届出の廃止、または、「No.20 報告」届出内容を各府省庁間で制度間で電子的に共有する仕組みの構築により、重複した届出等を削減していただきたい。昨年度要望に対し、デジタル庁・経済産業省・金融庁は「検討に着手」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	デジタル庁 経済産業省 金融庁 法務省	経営革新等支援機関の認定を受けようとする者は、「事務所の所在地」「統括責任者、統括責任者を補佐する者」について申請書に記載して提出する必要があります。 また、その認定を受けた以降に「事務所の所在地」「統括責任者、統括責任者を補佐する者」に関する事項の変更が生じた場合には、変更届出を行う必要があります。 なお、「事務所の所在地」の変更届出の際には登記簿謄本等の添付資料が必要であるところ、金融機関については銀行法等の各業法に基づき本店所在地等を届出していることから、令和5年10月より資料の添付を省略可能とし、取扱いは改定したところ。	銀行法第53条第1項第8号、銀行法施行規則第9条第9条及び第35条第1項 中小企業等経営強化法第31条第1項、第3項及び第4項、中小企業等経営強化法第31条第1項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令第2条及び第3条	検討に着手	経営革新等支援機関に関する申請・届出については、提出そのものを廃止することは困難であるとされており、金融機関から届出いたるものについては、申請内容(役員等)の省略や添付書類(登記簿謄本等)の削減等で合理化を進めていただくこととする。 そのほか、事務所の所在地が変更になった場合に変更内容の届出を求めるとする制度に關し、現在、デジタル庁においては、届出申請書がオンライン上で情報連携することで、変更届出を不要とするための横断的なシステム整備の検討を進めています。 【デジタル関係制度改革検討会】(第1回) https://www.digitalgo.jp/councils/digital-system-reform/45021325-11446-847-742c3890645e 具体的には、現状は、法人の名称や本店所在地が変更された際、個別制度毎に、当該法人から変更届出を求めるとする。法人の名称や本店所在地など、制度間で共通する商業法人登記に関する情報については、デジタル庁がオンライン上で情報連携することで、変更届出を不要とするための横断的なシステム整備の検討を進めています。 事務所の所在地が変更になった場合に変更内容の届出を求めるとする制度に關し、デジタル庁としては、これまでの検討も踏まえ、制度所管省庁の金融庁や経済産業省と積極的に相談してまいります。 また、統括責任者、統括責任者を補佐する者に関しては、認定経営革新等支援機関制度の適切な運用を担うため、統括責任者、統括責任者を補佐する者として、専門的知識及びこれまでの実務経験により、当該法人の中核となつて、自らの監督と責任の下に、下部組織を活用しながら法定業務を担うことができる人材を確保することが重要であると考え、統括責任者や統括責任者候補についての届出を求めたいと考えています。このため、統括責任者及び統括責任者候補毎に届出について廃止と廃止しないとは困難であると考え、いたしたい御要望については、今後の制度設計についての参考としていただいております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
437	令和6年1月23日	令和6年2月16日	38. 役員名簿の任意提出の停止	金融庁および日本銀行にそれぞれ年1回行っている役員名簿の任意提出を廃止する。	○銀行は、年1回、金融庁および日本銀行に対し、任意で提出を依頼されているものであるものの、役員名簿をそれぞれに提出している。 ○金融庁と日本銀行の様式は統合されたが、記載項目が多く、多大な事務負担となっている。そもそも、役員選任・選任については、選考結果やニュースリリースで速やかに開示しているほか、役員に係る情報は有価証券報告書や決算状況英等で確認することができるため、停止しても問題ないと考ええる。	一般社団法人 全国地方銀行協会	金融庁	銀行は、毎年1度、金融庁および日本銀行に対し、それぞれの様式で役員名簿を作成・提出しています。規制報告書一元化の取組みにより、2022年6月末以降は、金融庁および日本銀行の様式が統一されました。	銀行法第7条の2	対応不可	役員名簿は、役員を選任に係る届出とともに、銀行法第7条の2において規定されている役員の適格性を監督する手段であることから、銀行による開示の有無にかかわらず提出を受ける必要があり、廃止は困難です。引き続きご理解いただきたいと思います。		
438	令和6年1月23日	令和6年2月16日	39. 包括信用購入あっせん業者に作成が求められる「財産に関する調査書」の見直し(簡素化)	包括信用購入あっせん業者に作成が求められる「財産に関する調査書」について、添付している計算書類、有価証券報告書で代替できない科目のみ事業報告書に記載する、もしくは「財産に関する調査書」に代えて、添付している計算書類、有価証券報告書で代替できない科目のみを報告する様式を設けることにより、作成・提出を不要とする。	○クレジットカードを発行する銀行は包括信用購入あっせん業者として、割賦販売法施行規則に定める「財産に関する調査書」および事業報告書を事業年度毎に経済産業局へ提出しなければならない。 ○本調査の様式は両施行規則で定められており、その科目は一般事業会社向けのものとなっている。 ○このため、銀行の貸借対照表と一致せず、組み替えて記載する必要があり、銀行にとって多大な事務負担となっている。 ○また、調査を提出する際には、計算書類や有価証券報告書を添付している。これらの資料で代替できない科目(注)のみ、事業報告書に別途記載する、もしくは「財産に関する調査書」に代えてこれらの資料で代替できない科目のみを報告する様式を設けることにより、調査の作成・提出は不要として問題ないと考ええる。 (注)これらの資料で代替できない科目は、以下のとおり。 ・売掛金(割賦販売に係る売掛金、前払式特定取引に係る売掛金、包括信用購入あっせんカード等に係る未収債権、個別信用購入あっせんに係る未収債権) ・前払式割賦販売に係る繰延費用(1年以内、1年超) ・前払式特定取引に係る繰延費用(1年以内、1年超) ・現金による重要保証金及び前受業務保証金 ・重要保証に係る重要保証金及び前受業務保証金 ・買掛金(包括信用購入あっせんカード等に係る未払債務、個別信用購入あっせんに係る未払債務) ・前受金、会員前受金(前払式割賦販売に係る会員前受金(1年以内、1年超)、前払式特定取引に係る会員前受金(1年以内、1年超)) ・前払式割賦販売に係る未実現利益 ・前払式特定取引に係る未実現利益 ・包括信用購入あっせんに係る未実現利益 ・個別信用購入あっせんに係る未実現利益 ○例年、経済産業局は「計算書類や有価証券報告書の提出に加え、これらの資料には記載のない項目を個別に事業報告書に記載する方法は、信用購入あっせん業者としての財産に関する必要な情報を把握できるとして回答しているが、上記の代替できない科目資料の提出に加え、その資料に記載のない項目を個別に事業報告書に記載すれば、信用購入あっせん業者としての財産に関する必要な情報は把握できると考えられる。	一般社団法人 全国地方銀行協会	経済産業省	番号09の回答をご参照ください。					
439	令和6年1月23日	令和6年2月16日	40. 中小企業向け融資及び住宅ローンに係る買付条件の変更等の実施状況に係る報告の廃止	新型コロナウイルス感染症が顕著に流行し、買付条件の変更により買付条件変更に応じている実態(影響)が顕著であること(顕著)を踏まえ、本報告を廃止する。	○新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置付けが5類感染症へ移行したことを受け、社会経済活動の正常化が進みつつある。 ○金融機関における買付条件の変更等の状況(銀行)もまた、2020年3月の報告開始以降、条件変更の申込みが削減され、条件変更に応じている割合は高台で推移している。足元(2022年6月末時点)、中小企業者が98.9%、住宅資金借入者が98.6%、と高い実行率となっており、条件変更やその他の資金繰り支援策を柔軟に検討・実施する体制が定着していると考えられる。 ○新型コロナウイルス感染症による影響が顕著になったこと、顧客の求めにより柔軟に条件変更等に対応している実態が定着していることを踏まえ、銀行の事務負担軽減のため、本報告を廃止し、もしくは、「債務者中小企業者である場合」の報告の頻度を、「債務者が住宅資金借入者である場合」と合わせ、四半期に1回に変更する。	一般社団法人 全国地方銀行協会	金融庁	新型コロナウイルス感染症の影響拡大で事業支援等の資金繰りの状況について確認が必要があることから、令和2年3月末より、債務者が中小企業者である場合、住宅資金借入者である場合の「買付条件の変更等の実施状況」について、銀行法(昭和56年法律第50号)第24条第1項等の規定に基づき、銀行業者は本報告を求めています。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う金融機関の事務負担軽減を目的として、住宅資金借入者である場合の報告は、令和5年6月末より四半期の報告に変更しています。	銀行法等	検討を予定	これまでも報告頻度等の見直しを行ってきましたが、足元民間金融機関による実質無利子・無担保融資の返済が本格化しており、買付条件の変更等の申込件数の進捗状況を確認の上、引き続き金融機関の事務負担軽減の観点から報告頻度の変更や報告の廃止について検討してまいります。		
440	令和6年1月23日	令和6年2月16日	小動物(愛玩動物)向け遠隔診療の実施における法的安全性の確保について	小動物のオンライン診療実施に関する指針は日本獣医師会作成の「愛玩動物における遠隔診療の適切な実施に関する指針」が存在していないため、農林水産省が確認したところ、「同指針は農林水産省のウェブページとして開示しているが、同指針は法的に参考とできるものであれば、地方公共団体が参照として参考とできるように農林水産省としての公式発表を公表して頂きたい。また、法的に参考とできないのであれば、厚生労働省のように農林水産省主導で小動物のオンライン診療実施に関する指針を正式公表頂きたいです。	小動物の遠隔診療実施に向けて、2023年2月15日に農林水産省・消費・安全局・畜産安全官管理課(対面)にて日本獣医師会との協議が円滑に進められ、同指針が策定されていること、同指針に準拠する形で実施する形での実施は同指針に準拠する形であれば問題ありませんとの説明を受けております。 小動物の遠隔診療実施に向けて、2023年2月15日に農林水産省・消費・安全局・畜産安全官管理課(対面)にて日本獣医師会との協議が円滑に進められ、同指針が策定されていること、同指針に準拠する形で実施する形での実施は同指針に準拠する形であれば問題ありませんとの説明を受けております。 東京都からは「農水省の担当からは同指針を参考にするよう言われているが、同指針はあくまで民間団体が作成したものであり、同指針に関して農水省が公的な見解を明らかにされていない現状では、一部道府県として法令解釈の材料にはできない」とのこと。 日本獣医師会に確認したところ、「同指針の内容は農水省と逐一確認しながら作成しており、完成した指針は農水省にも承認している」とのこと、指針には「最低限度遵守すべき事項」として掲げる事項を遵守して遠隔診療を行う場合には、獣医師法第18条の規定に抵触するものではないと考える。との記載があります。獣医師法を所管している農水省として民間に指針が参考となるに配慮しているに鑑み、指導担当の東京都としては指針が参考とできないと判断されているため、法的安定性を確保していたにもかかわらず今回の提案に寄り添います。	民間企業	農林水産省	獣医師法第18条において、自ら診療をせしめ、診断書を作成することや医薬品の処方等を行うことが禁止されているため、同指針に関して農水省が公的な見解を明らかにされていない現状では、一部道府県として法令解釈の材料にはできない」とのこと。 遠隔診療については、令和4年7月1日に(公社)日本獣医師会が、「愛玩動物における遠隔診療の適切な実施に関する指針」を策定したところです。	獣医師法	検討を予定	「愛玩動物における遠隔診療の適切な実施に関する指針」は法令に即して作成されていると理解しており、その認識のもとで都道府県や一般向けに周知を行っているところですが、農林水産省としては、愛玩動物における遠隔診療の円滑な運用に向けて、引き続き検討していきたいと考えております。	◎	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
441	令和6年1月23日	令和6年3月15日	健康サポート薬局(健サポ)の取得について	健サポの取得について、薬局で要指導医薬品等を利用者が提供できる供給体制が要件として求められ、全てのカテゴリの医薬品を1種類以上薬剤に置くよう行政から指導されている。許容、営業時間の違いにより、同一薬局であっても、薬局と店舗販売業で許可をわけて取得することが多い。この場合、薬性は最小限の広さで、健サポが求める全医薬品を陳列するスペースが狭い。また、2.店舗医薬品や日用品、衛生材料は、店舗販売業側に多数陳列しており、利用者が十分に選べる状態となっている。同じ営業者の併設する店舗販売業があるのであれば、要指導医薬品等の供給を、その店舗販売業と連携して、相談販売出来ることを認めてもらいたい。	健康サポート薬局の取得のハードとなっているため、健康サポート薬局の取得がしやすい、実効性のある現場に即した方法をとっていただきたい。多くのチェーンドラッグストアが一つの薬局を、薬局と店舗販売業に分けて取得している。2.3類医薬品は、店舗販売業側で特化し販売しているため、薬局単独で健サポを取得しづらい実態がある。これがクリアできれば、多くのチェーンドラッグストアが健サポを取得できる体制が整い、国民に対してメリットとなる。	個人	厚生労働省	健康サポート薬局の認定の基準については、薬局利用者自身が要指導医薬品等を適切に選択できるような、その供給能力及び助言を行う体制を有していることが求められています。また、供給する医薬品については、基本的な薬効群(例:解熱鎮痛薬)を原則としつつ、地域の実情に応じて当該薬局において供給することとしています。	「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一條第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準」(平成28年厚生労働省告示第2号)「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則等について」(平成28年2月12日付厚生発0212第5号)	対応不可	健康サポート薬局については、当該薬局における医薬品等の供給機能のほか、薬剤師の体制その他の薬局としての機能を担い、届出内容を確認しています。そのため、別に許可を有しており、管理者の体制が異なる店舗販売業の状況を踏まえて薬局が必要な健康サポート機能を有しているとなすことは困難です。	
442	令和6年1月23日	令和6年2月16日	3Dプリンタ住宅に対応した建築基準法の改正	建築基準法の改正:構造耐力上主要な部分におけるモルタル等の3Dプリンタ特有の素材使用を許可する法改正が必要である。建築基準の再評価:モルタルの強度や耐久性に関する基準を再評価し、3Dプリンタ建築に適合するようとする。安全性評価の枠組みの確立:3Dプリンタ建築に特有の安全性評価基準を設け、建築確認と連携した合理的な手続の合理化を図るべきである。実証実験の推進:改正後の基準に基づき3Dプリンタ建築の実証実験を推進し、データ収集と分析を行うことが求められる。	建築基準法におけるモルタルの使用に関する規定の見直しを目的とする。特に3Dプリンタを用いた建築物における構造耐力上主要な部分へのモルタル使用を可能にするための法改正を提案する。現在の建築基準法は、モルタルが壁や柱などの構造耐力上主要な部分に使用されることを想定していない。このため、3Dプリンタ建築におけるその使用が限定されている。3Dプリンタによる住宅建築は、工期短縮や省人化、省資源化など多くの利点をもたらすが、現状、現代世代の住居コスト低減にも繋がる。現状では建物ごとに認定を受ける必要があり、低コスト化のメリットを国民が享受できない。	個人	国土交通省	-建築基準法(以下「法」という。)では、コンクリート、鉄筋といった指定建築材料を柱や基礎などの構造耐力上主要な部分等に使用する場合、原則として、指定のJIS/JASに適合させるか、法第37条第2号の規定に基づく大臣認定(材料品質)を取得する必要がある。 -指定建築材料以外の材料については、法第38条の規定に基づく大臣認定(構造耐力)のプロセスの中で、品質・強度等を含めて審査することにより、建築物に使用可能とされている。	建築基準法第20条、建築基準法第38条、平成27年建設省告示第1446号	対応	「規制改革実施計画」(令和5年6月16日閣議決定)に基づき、建設用3Dプリンタを利用した建築に係る規制のあり方について検討会を設置して議論し、令和5年度結論を得て、順次措置することとしているところであります。	
443	令和6年1月23日	令和6年2月16日	狩猟者登録における記章の廃止	狩猟者登録における記章を廃止する。	狩猟者登録の携帯が義務付けられており、記章をさらに付ける意味はないのでは、例えば鳥獣保護員や警察が狩猟者登録を確認する際は、番号を確認するのみに着目を見と想定され、記章のみを確認するケースは無いと思われる。狩猟者登録のコストや事務負担が削減できる。	個人	環境省	申請者が狩猟者登録を行った際は、都道府県知事より狩猟者登録を受けたことを示す狩猟者登録証と記章(狩猟者記章)とが交付されます。狩猟者登録を受けた者は、狩猟をするときは、狩猟者登録証を携帯し、記章を衣服又は帽子の見やすい場所に着用してはなりません。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第六十条、第六十二条	対応不可	狩猟者登録証と狩猟者記章は、狩猟の現場において違反行為を防止する目的で携帯及び着用が義務づけられています。狩猟者記章は、一見してその人が狩猟者登録を受けているか、どの種類の免許で狩猟者登録を受けているか、狩猟の現場において鳥獣の捕獲等が合法的にしている者によっておこなわれているかどうかを確認することができるため違反行為の防止につながります。このため、狩猟者記章を廃止することはできません。	
444	令和6年1月23日	令和6年4月12日	不登壇100条の宅地・鉱業地以外の土地の面積について	不登壇100条は宅地・鉱業地以外の土地の面積について、10平方メートル未満は1平方メートル未満の倍数を、10平方メートルを超える場合は1平方メートル未満の倍数を切り捨てること規定する。H17不登壇法改正前の4条の規定を引き継いだものである。しかし、この規定は基準として定めてある。たとえば、面積10.00平方メートルの畑は10平方メートルを超えながら面積は10.00となり、面積が10.01であれば面積は10となる。他方、測量面積が10.001であれば100未満を切り捨てることができず、10平方メートルを超えるものとして面積は10.01となる。10.0001も10.0001も同様。すなわち、登記簿上の面積が10.00と公示されている場合は面積が10.000と異なり、およそありえない数字を表していることになる。ノ登録手帳上も、面積が10.00であれば、申請人はどこまでも6が繰り返しているかを確認して申請するという意味不明な手続になってしまう。ノしかし、「超えるを1以上」に改めれば10.00は10になり、面積が2割以上はすべて小数点以下を切り捨てるシンプルな制度になる。ノそもそもこの規定は、88の地租法7条が宅地・鉱業地以外の土地は1メートルの1/100未満を切り捨てられ、面積が1/100メートル未満であれば1/1000未満を切り捨てるという比例関係になっていた。表裏を、S22の土地台帳法88条に引き継いだにもかかわらず、不登壇法に取込んだ際に原則と例外とを入れ替えたらしい。ノここで表現を変えていなければ、「宅地及び鉱業地以外の土地は、平方メートルを単位として定め、一平方メートル未満の倍数は、切り捨てる。ただし、一筆の地積が十平方メートル未満のものについては一平方メートルの百分の一未満の倍数は、切り捨てる。」となっていたはずである。ノ宅地及び鉱業地以外の土地の面積が10平方メートルであれば、面積は10になっていたはずである。ノしたがって、立派な疑念からしても、10.00の前後は10とするのが正しい。ノ要するに、10平方メートルを10.00とする現在の取扱い、法務省が不登壇法に取り込んだ時点での立法ミスが延々と引き継がれているだけではないか?ノ上述のように10.00という地積はほぼあり得ず、登記されていれば間違いないだろう。ノすなわち、地積10.00を存続させる意味はなく、実務上の影響も全くない。		個人	法務省	地積について、一平方メートルの百分の一(宅地及び鉱業地以外の土地で十平方メートルを超えるもの)については、一平方メートル未満の倍数は、切り捨てることとされています。	不動産登記規則第100条	対応不可	現行制度下における公示方法においても、土地の地目や一定の地積で分け、地積を正確に公示するという目的は達成されており、また、現在の公示方法が社会に浸透しているなかで、基準を変更することにより、無用な混乱を招くおそれがあることから、対応は困難です。	

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
445	令和6年1月23日	令和6年2月16日	自動車名義変更申請について	現在は、申請に実印及び印鑑証明書の提出を要しているが、これを運転免許証のコピー等に変更すること	本人確認の為に、実印等を必要としていると思うが、運転免許証等で十分可能有力化簡便化に資すると思料する	個人	国土交通省	軽自動車等を除く自動車(以下「登録自動車」と言います。)、は、「登録」を行うことにより、その自動車の所有者が申請人である有効なことを第三者に主張することができ、自動車自身が高い財産的価値を有する不動産と同等の扱いとなります。所有権の帰属を審査する登録申請では、当該所有者自身が登録し管理している印鑑登録証明書や実印の押印で、最格かつ簡便な本人確認を行う必要があります。軽便な本人確認ができるユニバーサルな申請制度として、自動車登録のオンライン申請システム「自動車関係手続ワンストップサービス(OSS)」により、印鑑に関する証明書を添付することなく、マイナンバーカードの署名用電子証明書機能によって、本人確認を行うことが可能となっています。	自動車登録令(昭和26年政令第256号)第15条第1項、第16条第1項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、自動車登録のオンライン申請システム「自動車関係手続ワンストップサービス(OSS)」を利用することで、印鑑に関する証明書の添付を省略することが可能となっています。		
446	令和6年1月23日	令和6年2月16日	自動車保管場所標章の廃止について	そもそも、普通車の駐車場所は、車庫証明により確保されている。逆に言えば、普通車は駐車場所がないと登録できないので、今ある普通車は全て保管場所がある。一部難易や山間部は車庫証明不要のものがあるが……	以上から、標準車の作成コストは、全心の無駄であり削減の見地から廃止を提案するもの	個人	警察庁	番号220の回答をご参照ください。			現行制度下で対応可能		
447	令和6年1月23日	令和6年2月16日	自動車登録における地域事務管轄の撤廃について	同一県内地域の自動車登録申請は、どの陸運支局や事務所においても、取扱いは可能とすること	地域外だと申請者が登録手続きをする際、遠方まで出かけてはならないので、時間コスト負担が大きい。この支局でも取扱いは可能とすることで、利便性向上及びコスト削減に資する	個人	国土交通省	軽自動車等を除く自動車(以下「登録自動車」と言います。))については、高い財産的価値を有する動産である自動車の取引の安全を確保するため、「登録」により所有権の公認を行うこととしております。自動車登録の現行においては、各申請行為について嚴格に審査・確認等を行い、地域ごとにより管理する必要があることから、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等において自動車登録官により審査が行われております。登録手続きの真正性を担保するため、名義変更においては、譲渡人及び譲受人双方による共同申請となっておりますが、申請のための出頭が難しい場合には、申請手続きを代理人に委任する委任状を発行することで、権限を証する書面(委任状)により譲渡人等本人の出頭を不要としております。また、自動車登録のオンライン申請システム「自動車関係手続ワンストップサービス(OSS)」を通じた申請を利用することで、運輸支局等に出向くことなく登録申請手続き等を行うことが可能となっています。	道路運送車両法(昭和26年法律第85号)第15条第1項、第15条第2項 自動車登録令(昭和26年政令第256号)第10条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、委任状により譲渡人等本人の出頭を不要とし、代理人が申請を行うことも可能です。また、自動車登録のオンライン申請システム「自動車関係手続ワンストップサービス(OSS)」を利用することで、運輸支局等に出向くことなく手続きすることが可能となっています。		
448	令和6年1月23日	令和6年8月20日	船員に対して無呼吸器治療法のCPAP使用促進の推進を求める	現在無呼吸器症候群に対してCPAPが治療に使われているが、前回の疫学から5ヶ月以内に発症しないければ保険適応を受けられない。船員という仕事の性質上長期的に継続して治療を受けていないため5ヶ月以上の保険適応を求める	当方も無呼吸器症候群で船上職で治療していましたが来月から船員に戻るとい事でCPAPについて調べてみたら9ヶ月以内発症が必要で船員法に特例も無いこと知りました。国土省も厚生省も貨物運送に対して無呼吸器症候群の問題提議とシメマであるのに法整備がされていないことも問題でありまた保険適応が延長されれば船員のCPAP利用促進に繋がりますし船員も負担が軽減されると思います。	個人	厚生労働省	在宅持続経路呼吸療法指導管理料については、当該治療の開始後最長2か月間の治療状況を評価し、当該療法の継続が可能であると認められる症例についてののみ、引き続き算定の対象とするものです。令和6年度診療報酬改定において、情報通信機器を用いた診療における閉塞性無呼吸器症候群に対する持続経路呼吸療法(CPAP)療法を実施する際の標準料を削減したことにより、睡眠呼吸器症候群の症状である眠気といった症状が改善していることを対症評価で確認した場合における、情報通信機器を用いた場合の在宅持続経路呼吸療法指導管理料について、新たな評価を行ったこととなります。	診療報酬の算定方法「令和6年度厚生労働省告示第59号」、診療報酬の算定方法の一部改定に伴う実施上の取組事項について(令和6年3月5日厚生労働省告示)	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
449	令和6年1月23日	令和6年2月16日	消火栓標識の新基準通知	消火栓標識は法令により標準的な基準が示されている。道路通行方向と並行に設置される標識が多く、視認性が低い。また、設置コストも高い。自治体によっては設置更新が進んでいない場合もあると思慮される。近年シリコン製の道路ソフトボールの技術を活用し、視認性が強く長寿命な標識が導入できれば、地域防災力の向上につながるかと考えたため提案した。	消火栓標識基準 https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/sgmi/072/79000178/79000178.html シリコン製の道路ソフトボールの技術の一例 https://www.sekijusho.co.jp/products/traffic/product/preservation/ 四角柱で作成すれば四方からの視認性が高まる。柱に「消火栓」の蛍光文字で表示することで夜間視認性が高まる。緑色ソフトボールの上にも黒面に設置でき、設置距離も広がりコストも削減できる。積雪が多い場所等では現在の標識が有効なので、追加基準とする。	個人	総務省	【水利標識にかかると法令等について】 ①標識表示が義務化されている水利標識 消防法第21条第1項で定める水利(指定水利※)については、消防法第21条第2項に記載のとおり、総務省令で定めることにより、標識を掲げなければならないとされています。また、「総務省令で定める標識」は、消防法施行規則第34条の2により、形状や色彩等が定められています。 (※指定水利→池、泉、井、水そのその他消防の用に供し得る水利) ②標識表示が義務化されていない水利標識 消防法第20条第2項で定める水利(消火栓等)にかかる標識については、標識が義務化されてはおりませんが、同一標識の設置を定める水利、昭和45年8月19日 消防法第44号 消防防炎緊急隊長選定により、形状や色彩等が定められています。	消防法第20条第2項 消防法第21条第1項 消防法第21条第2項 消防法施行規則第34条の2	対応不可	消火栓標識については、標識が一般住民の認識を十分に得られず、違反駐車等により消防活動上支障となる場合があったことから、統一標識の設置を進めるため、昭和45年8月19日に消防防炎緊急隊長選定により、標識の規格や図案等について選定しております。このことにより、一般住民の認識向上にもつながること、東日本大震災等の大規模災害発生時に、他県から被災地に緊急消防援助隊として出動した消防隊員が、土地勘のない場所においても迷わずに消火栓の位置を特定することができるようになった。この提案の道路ソフトボールについてはですが、標識の種類が増えることで、以前のように一般住民の認識低下が危惧されます。また、緊急走行中の消防車内からでも、一目で消火栓標識であると識別できるのかという点があります。さらに、緊急時等においては道路ソフトボールが雪で覆ってしまう可能性があり、そういった地域で設置する場合はポールを高くする必要がありますが、ポールが高くなった場合に雪の重みに対処する耐久性があるのか、実用性に向けての課題が多いため、現状での対応が難しいと判断いたしました。		

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
450	令和6年1月23日	令和6年2月16日		レジ運営金問題を自営事業の一つとして対策を推進してください。	レジ運営金問題を「レジ運営金問題」を提案していたこと、いかにこの問題が多岐あるかということがご理解いただけたと思います。レジ運営を支払わせたいというだけでなく、民事問題であって、労働基準法監督を取りあげられません。一つ一つは小さな金額であることがほとんどですが、安い賃金で働いているアルバイトにとっては決して小さな問題ではないのです。ぜひよろしくお願いいたします。	個人	厚生労働省 労働基準法第16条 労働基準法第24条	労働基準法において、使用者が現実生じた損害について賠償を請求することは禁止されておりませんが、労働契約の締結に当たり損害賠償額を約定する場合には、債務不履行による損害額の如何にかかわらずあらかじめ定められた損害賠償額を支払うべき義務を負うこととなり、労働者の自由意思を不当に拘束するため、同法第16条により禁止されています。また、現実生じた損害について労働者が損害賠償を行使しなければならない場合であっても、協定額定額超過を賃金から控除することは同法第24条に違反します。一般に、労働者が使用者に現実生じた損害を与えた場合には、債務不履行(民法第415条)または不法行為(民法第709条)に基づく損害賠償責任が生ずる可能性があること、使用者がその事業の執行につきされた労働者の加害行為により、直接損害を受けた場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の種類、労働者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しくは損害の分散についての使用者の配慮の程度その他種々の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる範囲において、労働者に対し損害の賠償を請求をすることができます。	労務指シ「レジ運営」については、労働契約の内容等個別の実態によりありますが、労働基準法第16条又は第24条に違反する場合もあると考えられること。同法違反が疑われる場合には、労働基準監督署において監督指導等を行います。また、労働基準法違反が認められない場合であっても、民事上の個別労働紛争として都道府県労働局に設置している総合労働相談コーナーにて相談に応じていることです。今後とも、個別の事案に対し、これらの機関において、適切に対応してまいります。	△		
451	令和6年1月23日	令和6年2月16日		宮城県で水道設備会社に勤務しています。新築等給排水工事の役所への申請書類様式を各自治体で統一してほしい。私が住んでいる地域では、各自治体で申請書類の様式が異なります。また、ある町はホームページからダウンロード可能なものもあれば、未だ紙類指定や、書き方の指定印刷であったり、申請書類をそろえることになり時間がかかり、工事以外のお金がかかる場合があります。同じような内容を申請するのに、なぜ各自治体書類様式が異なるのか理解できません。ライフラインでもある水道工事にかかわる現状を把握していただき、ぜひ書類の統一を検討していただくと、よろしく思います。	上記と重複しますが、長年申請書類を作成していますが、各自治体の申請様式が異なるので、確認作業やプリンター印刷等に手間がかかり、仕事の効率が低下してしまっています。各自治体同じ様式に統一されれば、申請に係る負担が減り、工事の工期も短縮でき、働き方改革にもなります。同じような内容を申請するのに、なぜ各自治体書類様式が異なるのか理解できません。ライフラインでもある水道工事にかかわる現状を把握していただき、ぜひ書類の統一を検討していただくと、よろしく思います。	個人	厚生労働省 国土交通省	【厚生労働省】指定給水装置工事事業者が行う排水工事の手続については、水道法施行規則第12条の3第2号ホに規定される「供給規程」に掲げる項目「給水装置の設置又は変更の手続」が該当します。【供給規程】は各水道事業者にて定めることになっており、地域性や地方公共団体の他の公共土木工事との整合性等を考慮していることと認識しております。【国土交通省】排水設備指定工事店が行う排水設備工事の手続については、下水道事業を運営している各地方公共団体において、条例に基づきあり、地域性や地方公共団体の他の公共土木工事との整合性を考慮していることと認識しております。	なし	なし	【厚生労働省】給水装置工事の申請手続等については、水道事業を運営している地方公共団体の条例等に基づきものと承知しておりますが、排水設備指定工事店の負担軽減の観点から、地方公共団体のご意見も踏まえつつ、必要な対応を検討してまいります。【国土交通省】排水設備工事の申請手続等については、下水道事業を運営している地方公共団体の条例等に基づきものと承知しておりますが、排水設備指定工事店の負担軽減の観点から、地方公共団体のご意見も踏まえつつ、必要な対応を検討してまいります。	△
452	令和6年2月20日	令和6年3月15日	19. 個人番号(マイナンバー)の銀行業務・事務における活用	個人番号(マイナンバー)を銀行の業務・事務で活用することを可能とする。	Q2021年5月19日、「公的給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」および「預貯金者の意思に基づき個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」が公布(ともに3年以内施行)された。銀行は、マイナンバーの預貯金口座付番の促進に向けて取り組みを強化してきている。O最新の住居等の基本4情報提供が2025年5月に開始されると、政府等においてマイナンバーの活用が進められているが、マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の分野でのみ活用可能となっており、銀行の業務・事務では活用できない。O銀行が業務・事務にマイナンバーを活用することが可能になれば、業務・事務の効率化につながる。例えば、顧客が複数の口座を保有している場合、マイナンバーをキーとした検索を行うことで当該顧客の口座の特定が可能になり、住所・氏名変更手続きや相続手続き等について、より効率的な対応が可能となる。さらに、銀行の顧客情報データベースが最新の状況に保たれることで、マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策のための継続的顧客管理の効率化・実効性向上につながる。O昨年度要望に対し、デジタル庁・金融庁・総務省は「対応」と回答しているが、要望の一部に対応されたものと認識している。社会保障・税・災害対策の分野に限らず、個人番号(マイナンバー)を銀行の業務・事務で活用することを可能とするよう、検討していただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	デジタル庁 金融庁 総務省	-番号利用法第2条10項において、個人番号を利用可能な者は「行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者」とされており、個人番号の利用範囲は同法第9条各号において、個人番号を利用することができる者及び利用することができる事務の種類を明らかにするとともに、当該事務処理に必要な限度においての個人番号を利用することができることとするものであり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 -令和3年5月12日に成立した「預貯金者の意思に基づき個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」により、預貯金者は当該預貯金者を名義人とする口座にマイナンバーを付番することと、災害時や相続等において、預貯金者又はその相続人が、マイナンバーを用いて当該預貯金口座の情報の提供を求めることが可能とされました。また、金融機関は、預金保護機構に対し、預貯金者の本人特定事項(氏名、住所及び生年月日)及びマイナンバーを正確かつ最新の内容に保つために必要な情報の提供を求めることが可能とされました。	対応	個人番号の利用範囲については、幅広く利用できるようにすることが国民の利便性向上に資するとのご意見がある一方、プライバシー保護等の面から幅広く利用することを含みますご意見もあること、ご提案によるような銀行業務における将来的な個人番号の利用については、個人情報保護への懸念も踏まえ、国民の理解を得つつ、適切に対応してまいります。		
453	令和6年2月20日	令和6年3月15日		取得権を有する店舗型風俗特許営業に対して、特定の基準下での改築を許可する。 具体的基準は以下のとおり。 1. 改築は現在の設置基準に依り、消防等の安全基準を高くするものとし、耐震増強は認めない。 2. 営業主体の法人格は同一であることとし、既設の営業内容との同一性を保持する。 3. 禁止区域内での営業を継続するための例外規定は維持する。	風俗法の現行規制においては、取得権を持つ店舗型風俗特許営業の増改築が厳しく制限されていますが、この規制が安全基準の向上を困難にしています。特に首都直下地震の発生が予想される現状を鑑みると、既存の建物の安全性を確保するための改修や耐震化が急務となります。現行法下では、これらの店舗に必要な安全対策を行うことが制約されており、災害発生時のリスクが無視できない高さを有しています。風俗営業従事者だからといって、耐震性の低い建物で働いて、圧死したりしてはなりません。	個人	警察庁	店舗型風俗特許営業の禁止地域に關しては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和55年法律第122号。以下「風俗適正化法」という。第3条第2項において、「これらの規定は施行又は適用の際に第27条第1項の届出書提出して店舗型風俗特許営業を営んでいる者の当該店舗型風俗特許営業については、適用しない。」とされており、また、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈指針通告」について(令和4年1月1日付「警行内保発第10号。内。少発第2号」第10の1(2))において、「法第28条第3項の規定の適用対象となる「当該店舗型風俗特許営業」とは、当該規定の施行又は適用の際に営んでいる店舗型風俗特許営業の範囲内の営業を意味するものであり、営業所の新築、移築、増築等をした場合には、その店舗型風俗特許営業については同項の適用はなくなる。」とされています。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第28条第3項	店舗型風俗特許営業は、その周辺の善良の風俗や清浄な風俗環境が害されるおそれがあるばかりでなく、少年の健全な育成にも影響を及ぼすことと想定されることから、営業所所在地での営業が禁止されており、例外的に、風俗適正化法第28条第3項により、現に営んでいる店舗型風俗特許営業の範囲内で、営業所制限地域にない営業主体が相続人となる店舗型風俗特許営業に引き継ぎ、営業所の種類(応に「営業所内の一定の部分の改築」、「営業所の建物内に設けられた部分の増築」、「営業所の種類又は種類の変更」)が行われた場合は、同様の適用がなくなることをいっているものであり、これらに該当しないことが定められているものではありません。	対応不可	

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
459	令和6年2月20日	令和6年4月12日	不審法161条が規定する登記識別情報の	不審法が規定する登記識別情報の届出は、登記簿に対する場合と、不正使用者に対する場合の2通りの意味で使用される。このうち後者は、不正登記の単目的で発生した届出を指して提供した場合は登記簿の対象となっており、ここで不審法161条が規定する登記識別情報の不正提供罪の目的をはずし、「正当な理由がない場合とする」1参	→を知った者は「不正目的の取得者」の「情を知って」いようがないが、他人に教えてはならないのではないのか？同様に、委任を受けなくてまた他人の登記識別情報を知った者が自ら身分ネットワーク社会に拡散させた場合も、充分に届出に該当する行為かどうかわからない。→拡散させた登記識別情報を利用して第三者が不正に登記申請をするかもしれない。この場合に拡散させた行為者の刑事責任を問えないのは不当である。/ 嚴重に管理しなければならぬ登記識別情報の濫用に対する罰則がどうしてつじつまのなか？ / 司法書士の秘密保持義務があっても代理人が司法書士とは異なる。→ 不動産登記法「正当な理由なく登記識別情報を他人に教えし行為を罰する」までではないか。/ 登記識別情報権利者証明として制度を組み立て、しかも再発行しないという前提では、他人に知られた登記識別情報は事実上失効させるべき。法務省視点では事前通知などの代替手段があるから問題ないというけれど、本人が登記識別情報を失効させるとはならない。代替手段の不備は避けられない。そもそも失効させることが対象である。最初から登記識別情報制度など必要ないわけで、したがって、その前提無しでの濫用防止を徹底するため、罰則の適用範囲を拡張すべきである。	商業登記センター	法務省	登記簿に不審の記録をさせることとなる登記の申請又は届出の用に供する目的があることを情を知って、登記識別情報を提供した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処するにせよ。	不動産登記法161条	対応不可	不動産登記法161条は、公正証書原本不審取罪(刑法157条)の予備的行為のうち、相手方に登記簿に不審の記録をさせることとなる登記の申請等の用に供する目的があることを情を知って登記識別情報を提供した場合に限って、特に処罰範囲を拡大するものであり、その処罰範囲を拡大するものについては、慎重な検討が必要である。	
460	令和6年2月20日	令和6年3月15日	インターネット版官報における告示の永続的公開について	官報の発行に関する法律第3条及び第4条の規定の趣旨に鑑み、同法第3条第2項に規定する告示については、同法第4条第1項第一号及び同法第2項に規定する事項に関する記事については可能な限り短い範囲について、それぞれインターネット版官報における永続的公開の対象とするよう運用を改めるとし、今後制定される同法施行規則等において同法第3条第4項に定める「内閣府で定める事項」に定めることにより永続的公開の対象として法令で規定することを検討していきたい。	現在のインターネット版官報においては、法律、政令、省令に該当する公示事項については永続的公開の対象とされる一方で、それ以外の記事については、官報掲載から90日間を経過した告示については、例えばそれが処分等の要件を定めるものであっても市民が必要に応じて電磁的手段により参照することが困難となっている。有料集約の官報集約サービスであれば閲覧は可能であるが、国民の権利義務に関することにかかわらずアクセスが閲覧できるわけではない。→ 官報集約サービスが契約者の関係によるアクセス開始まで時間を要することから選挙の期間が短縮されることを踏まえれば、告示についてはインターネット版官報における永続的公開の対象にすることが望ましいと思われる。なお、帳簿者情報等、個人の権利義務に関する公示事項について期間を定める必要性があるとしても、官庁公示をはじめとする公示事項については引き続き90日公開を終了することにより対応すれば足るものとする。	個人	内閣府	官報の発行に関する法律(以下「法」といふ。)第8条第1項の規定により、電磁的官報記録は内閣府令で定める期間、ウェブサイトで閲覧できる状態に置くこととし、同法第4項の規定により、官報に掲載する事項のうち、内閣府令で定める事項については、閲覧期間経過後も引き続き閲覧できる状態に置くこととしています。	官報の発行に関する法律第8条第1項及び第4項	①検討に着手 ②検討予定	①法に規定する「閲覧期間経過後において引き続き公開する事項については、御提案も踏まえ、引き続き検討した上で、今後、官報の発行に関する内閣府令(仮称)において当該事項を適切に定めることとします。 ②公開が終了している記事の速急的な公開については、法施行以後、システム改修に必要な費用やシステム改修の時期等も考慮しながら、適宜検討を進めてまいります。	
461	令和6年2月20日	令和6年5月22日	ライドシェア実現に向けた事業用軽貨物車(黒ナンバー)に対する規制緩和	ライドシェアで黒ナンバー車でも運行できるような運用を改めるとし、今後制定される同法施行規則等において同法第3条第4項に定めることにより永続的公開の対象として法令で規定することを検討していきたい。	1) 移動難民問題の解決: 都市部地方で課題感異なるものの移動難民は今現在だけでなく、今後はさらに大きな問題となることが想定される。ライドシェアの議論は目下進んでいる所であるが、黒ナンバーを有する事業者が人の移動ができるようになるまでには、多くの問題が解決が必要でない。 2) 中長期単位におけるドライバー確保: 直近タスク一週運転は減り続けており、二乗換の取得難めと呼ばれる中、どこまでドライバーを確保できるかは大きな課題となる。さらには高齢者も増え続けているため、全国的に黒ナンバー車(ドライバー確保を要する)。 大きな社会問題を解決するため、ご検討のほどよろしくお願い致します。	民間企業	国土交通省	道路運送法第78条では以下のように記載されています。 (有償運送) 第七十八条 自用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ)は、次に掲げる場合を除き、有償運送の用に供してはならない。 一 災害のための緊急を要するとき。 二 市町村、特定非営利活動促進法(平成十号法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の国土交通省令で定める者が、改乗の規則により地域住民又は観光客等の当該地域を訪問する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送(以下「自家所有有償旅客運送」といふ。)を行うとき。 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。	道路運送法第78条	照行制下で対応可能	事業用軽貨物車を貨物軽自動車運送事業の用に供しない場合は、道路運送法第78条における自用自動車として使用することが可能です。詳細についてはお近くの運輸局にご相談ください。	
462	令和6年2月20日	令和6年3月15日	公課債権者が国税徴収法141条の例により税務署等に納税する場合は、当該法の例によるものを定める法に基づいて、不応答の罰を科せられるものとする。特に、実態調査や固定資産調査については、滞納整理を行う上で重要な情報であり、公課の公平な負担を確保する上で、これらの情報が回答されないことは、適当でないと考え。	税務署等又は市(区)町村は、いわゆる租税債権者として、国税徴収法141条3号の例による照会の対象となりうるものと考えられる。 また、過去の「検討要請」に対する所管省庁からの回答で、徴収徴収公債権者については、国税徴収法141条の規定が適用され、滞納者等が財産に関する必要な質問及び検査への回答が義務づけられることから、同条の規定に基づく情報提供の求めに対して税務当局が当該税務情報を提供しても、地方税法第22条に規定する罰則は科されないことが明らかになっており、このことは、公課についても同様と考えられる。 公課債権者が国税徴収法141条の例により税務署等に照会する場合、上記回答にもかかわらず、守秘義務を理由として不応答を拒否するものが少なくない。 また、市(区)町村についても、従来照会に応じていたところを含め、税務署等の取扱いを踏まえたものの、守秘義務を理由として回答を拒否するところが増えている。 特に、実態調査や固定資産調査については、滞納整理を行う上で重要な情報であり、公課の公平な負担を確保する上で、これらの情報が回答されないことは、適当でないと考え。	個人	財務省	【財務省】 債権者は、何らかの公課の滞納処分等について規定する法令に基づき、国税徴収法第141条の規定の例により、地方自治体に質問検査等を行う場合の適用関係等について明らかにすることを提案しているものと思われ、当該法上の詳細が不明のため回答することができません。 【財務省】 滞納者等は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、滞納者その他の特定の者に質問し、その者の財産に関する帳簿書類(電磁的記録を含む。)その他の物件を検査し、又は当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができることとされています。 【財務省】 地方税法第68条(注か)	【財務省】 国税徴収法第141条 【財務省】 地方税法第68条(注か)	【財務省】 対応不可 【財務省】 対応不可	【財務省】 提案者は、何らかの公課の滞納処分等について規定する法令に基づき、国税徴収法第141条の規定の例により、地方自治体に質問検査等を行う場合の適用関係等について明らかにすることを提案しているものと思われ、当該法上の詳細が不明のため回答することができません。 また、一般論として、地方税法第22条(及)地方税法第22条)によって守秘義務が課せられる税務関係情報について、他の行政機関から、法令の規定に基づいて、情報の提供を求められた場合の取扱いについては、個別具体的な状況に応じ、事業の重要性や緊急性、代替的手段の有無、全体としての法秩序の維持の必要性等を総合的に勘査し、関係法機関の法秩序を尊重し行うことと、情報提供が必要と認められる場合について、必要な範囲内で情報の提供に応じることが適当と解されています。		

規制改革・行政改革ホワイト紙検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
463	令和6年2月20日	令和6年3月15日	商業登記でも死亡宣告後を職権登記し、代表者死亡を職権登記する。取締役会設置会社は年次解散し(一/三)	<p>商業登記は、法人の申請が裁判所の職によるものである。したがって、不動産の表示登記のような、登記官が積極的に職権登記する仕組みはない。他方、商業登記には原簿記載以外の申請書があり、申請されない場合は12年で職権解除される。この制度が導入された当初はかかる負担の軽減が図られ、代表者死亡を職権登記する。取締役会設置会社は年次解散し(一/三)</p>	<p>一、この制度を現然と続けているに過ぎず、登記された機関設計に応じ任期を基準とするべきではないか? 最長任期別の取締役会設置会社を行政が10年間も放置しておいて、費用が膨らんでいく。登記申請されない会社の株主がみなで奪い合い、取締役会設置会社は年次で職権解除すべきである。/ 二、登記申請された死亡宣告情報取得制度を商業登記にも導入し、代表取締役が死亡した場合は職権で登記することで、代表者が不在であることを積極的に公示すべきである。/ 三、任期の制約の不備である理由は、次の通り。/ 四、毎日出勤するとは限らない役員が死亡して3週間以内で登記申請しないものは、会社が知り得ない事項とみなす(登記されていない)ものである。/ 五、後任者の選任が必要で、唯一の取締役が死亡した場合、招集に2週間以上かかる株主総会の決議を要するの2週間以内に登記申請させるのは矛盾である。/ 六、役員に選任不可能な前科付の職務を課すという制度設計が問われるべきである。/ 七、また、代表者が死亡したら申請できないので、代表者がいないことを公示する必要がある。/ 八、参、取引の安全と円滑を目的とする商業登記において会社の自己申告しか登記しない会社に不利な事項が公示されないインセンティブが生じる。/ 九、死亡については資料を課さない運用をしても、それを除外事由として制度していない会社法は行政に与えるべきでない権限を付与して、制度に無用な不備を添えている。/ 十、登記と職務を課す前に、行政が取引の安全と円滑という法律の目的を実現できるように、役員死亡を職権で自動化する仕組みを作るべきである。</p>	商業登記センター	法務省	<p>会社法第915条第1項において、登記した事項に変更が生じたときは、2週間以内に、その本店の所在地において、変更の登記をしなければならないこととされており、同法第472条第1項において、休眠会社(株式会社において、当該株式会社に関する登記が属員にあっては、日かれば株主総会に出席し、法務大臣が休眠会社に対し1箇月以内に法務省で定めるところによりその本店の所在地を管轄する登記所に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を管轄に公告した場合において、その届出をしないときは、その2箇月の期間の満了の際に、解散したものとみなされる)休眠会社に関する登記については、商業登記法72条において、登記官が、職権でなければならぬこととされています。</p>	会社法第332条第2項、472条第1項、915条第1項、商業登記法72条	対応不可	<p>前段の御提案の件については、死亡宣告情報取得制度を創設することの必要性やシステム改修に係る費用対効果等を勘案しつつ慎重な検討が必要と考えます。また、後段の御提案の件については、公開されない株式会社(監査等委員会設置会社及び指名等委員会設置会社を除く)については、取締役会設置会社であっても、会社法第332条第2項の規定により、取締役の任期を選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することも可能であることから、取締役会設置会社であることをもって、5年で職権解散とすることはできません。</p>	◎
464	令和6年2月20日	令和6年3月15日	同一市区町村内での本店移転登記申請には、定款変更がなければ取締役会決議・取締役決定が唯一の添付書類である。/ 行政費用を減らすため定款変更を不要とする(二/三)	<p>本店移転登記申請には、定款変更がなければ取締役会決議・取締役決定が唯一の添付書類である。/ 行政費用を減らすため定款変更を不要とする(二/三)</p>	<p>一、申告による。/ 同一市区町村内での本店移転に定款変更があっても、申請人が株主総会議事録提出ルールを知らなければ(知らないふりをすれば)株主総会議事録なしで登記され、申請人が株主総会議事録提出ルールを知っていたら、申請人に違法精神があれば株主総会議事録を提出することになる。/ 二、このように自己申告手続は、審査として機能しない。/ 三、定款変更(定款)を提出し、申請人のインセンティブを無視した制度設計である。/ 四、定款変更の罰則云々についても、株主総会と企業とに開かれなければ(株式会社)が多数あるこの中で(株主)の空論である。/ 五、また、株主総会議事録作成者が申請人となる会社登記では代表取締役が議事録を容易に偽造できた。議事録を提出しようがまいが定款の二重(定款)を提出し、政府は会社法で公示された定款を審査担当者で確認して定款提出に代る案を提示して、同一市区町村内本店移転は定款変更の無効がそもそも明らかで、定款変更の事業を申告しない会社には意味がない方法である。/ 六、同一市区町村内での本店移転は、あらかじめ政府が保有する定款情報と照合する制度を確立して初めに自己申告の罰則を指すことができる。/ 七、したがって、政府が添付書類を添付する要件の充足性について確認できない現状では添付書類を省略の原則に立ち戻るべきで、同一市区町村内での本店移転については一律に株主総会議事録を提出不要とする制度に改めることを提案する。/ 行政機関に審査能力がないにも関わらず添付書類を提出させる手続は、政府の統一方針では省略対象になっていないですか? / これこそ無数の種類だと思えます。</p>	商業登記センター	法務省	<p>会社法第915条第1項において、登記した事項に変更が生じたときは、2週間以内に、その本店の所在地において、変更の登記をしなければならないこととされており、また、商業登記法46条第2項において、登記すべき事項につき株主総会又は種類株主総会、取締役会又は清算人の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければならないこととされています。</p>	会社法第915条第1項、商業登記法46条第2項	対応不可	<p>制度の現状欄に記載のとおり、株主総会等の決議を要するときは、当該議事録の添付が必要であり、当該議事録の添付を不要とすることはできません。</p>	
465	令和6年2月20日	令和6年3月15日	定款提出サイトを作製し、株主等が定款を閲覧できるようにする(三/三)	<p>デジタル・ガバメント実行計画は定款提出を定める行政手続では、会社がHPで公開する定款を確認することで提出不要とする方針を示している。この方法は簿記に提出書類の取扱い(伝票)と対し、HPで公開されている定款が真実であることとは認められない。/ 法律で職権付した定款公開は行政手続、株主総会と開かない間接会社が多いにもかかわらず役員変更登記がされているのは、虚偽の株主総会議事録が提出されているからである。/ 前段の御提案がそうであったように、取引簡便化という利便性はリスクが顕在化する。/ 政府が打ち出す行政手続簡便化は、どうしてこのイメージなのか? / 二、登記官の審査を軽減した登記簿公開に準じて</p>	<p>一、会社の自己申告による公示手段として、会社が定款を登録できる仕組みを整えるべきである。/ 登記が第三者への対抗力を有すると同時に、提出された定款もその内容と矛盾する定款の効力を否定すればよい。/ 「世界最先端」なデジタル・ガバメントならば、内容の真実性と行政手続効率化との両立を目指すべきだ。/ これにより株主等への定款照示手続も効率化される。/ 法律者は株主等の購買意欲についてデジタル手法によって対応することを望んでいるものではないと解されます。/ 政府サイトで公開すれば取引先や金融機関も最新定款を安心して確認できる。/ そしてその先には、テキストデータを提出すれば、会社の機関設計を前提にして必要な行政手続が指示されるサービスも可能になる。/ したがって、定款に記載された役員名と登記簿上の役員名目とを照合し、次の株主総会での改選が必要であるアドバイザーを動かすか、/ 虚偽な文を組み合わせることも容易なだけに、現行の日本政府は、この程度も実現できていない。/ 「世界最先端デジタル国策推進宣言」は「世界最高水準のIT社会を行政利用においても実現すること」を目標としているが、政府が会社との関係について「行政利用で理想を膨らましていく」方向に動いている。/ 「我が国GDPの約1割を占めるもの低い水準にとどまっているサービス産業の生産性の改善」するために、政府がAIを活用して行政手続のコンサルティング機能を提供すべきである。/ 会社設立ばかりでなく、その後のアフターサービスをしない発想が理解できない。/ こんなところでコストがかかるから、日本の生産性は低いしやないですか?</p>	商業登記センター	法務省	<p>会社法上、株式会社の定款は、本店等に備え置くこととされ、株主や債権者の者には定款の閲覧等請求権が認められています。この閲覧等の方法については、デジタルの手法を活用することも可能と考えられます。</p>	会社法31条1項、2項	対応不可	<p>定款は会社の根本規範であり、株主や債権者の保護を図るために、これらの者には閲覧等の請求権が認められているところですが、請求権者からのアクセスを確保するために定款は本店所在地等に備え置くこととされているものです。一方で、会社が定款をウェブサイト上に掲載することは定款でありません。定款に記載される事項のうち重要な事項については登記事項ともなっていますので、御提案のような仕組みを整える必要はないものと認識しています。</p>	
466	令和6年2月20日	令和6年3月15日	宅配ロッカー等、店内への設備設置時のサポート	<p>店内の設備設置時に、各経路通過済み、宅配ロッカー等の店内設置時に、消防法の観点から「ロッカーの設置場所の問題がないか」を店舗ごとに管轄消防署に事前に確認していた。その際、消防署と対応が難しく、消防署から設置許可に関する懸念・留意事項が示された場合と運営がたいがいない場合があった。今後、設置店舗を拡大していく際には、各消防署からアドバイザーのサポートをいただくことになり、非常に効率的に作業が進み、迅速なお客様へのサービス提供に繋がると、対応を検討していた。</p>	(一)社日本フランチャイズチェーン協会	総務省	<p>宅配ロッカー等を店内に設置するに当たり、消防法令への適合を確認するため、事業者から管轄消防本部に事前相談が行われる場合があります。</p>	消防法第17条等	検討を予定	<p>宅配ロッカー等の設置について、消防本部への相談等の情報収集を行い、円滑な対応がなされるよう検討を行います。</p>		

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
467	令和6年2月20日	令和6年3月15日		<p>15規制改革7提案は、株式会社の定款で定める本店を「日本国内」とすることにより、取締役会で迅速な本店移転を決定できるようにすべきであるとしたものである。／世界的な企業でも定款で取締役会が本店を同一市町村内でしか移転させられないのは不合理で、日本のビジネス環境として支障がかわない。／これに対して法務省は、悉く社の住所、即ち専属裁判管轄、参 登社の管轄、即ち各種重要書類の備置き場所等の点で本店規定が必要であるとし、列化不可の回答をした。／しかし、これらの理由は理由として成立しない。／悉く社の住所は、その本店の所在地にあるものとする(会社法1条)に過ぎず、会社の住所とは登記された本店</p>	<p>一所在地の言い換えである。／なぜ株主が住所を決めなければならないのか？法務省の論では、具体的な審判まで定款で規定しないと違法になるだろう。／又、専属裁判管轄の「会社の組織に関する訴訟は、被告となる会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する」(835条)と、参 登記の管轄の「株式会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる日(すれが理)日から一週間以内に行わなければならない」(111条)も、本店所在地の言い換えに過ぎない。／株主自身が決議する必然性はなく、会社の意思決定として具体的場所を決定すれば足りる。／片っ端から条文を列挙するのは、勉強していない学生の答案ですか？／因、各種重要書類の備置き場所に至っては、法務省自身が会社法等の規定による閲覧の方法については超すページで、「閲覧等の方法について、デジタル的手段の活用を検討ください」として、株主が定款を閲覧することを否定する姿勢をいっている。／裁判担当者はこれを含んでいないんですか？／については、株主総会の開催場所は、経済産業大臣及び法務大臣の「確認」を受けてバーチャルオンリー株主総会を実施する会社であれば株主総会をどこで開催しても支障がない。／要するに、会社法で定款の本店規定を最小行政区画とする必然性は全然なく、この規制は類似商号や株主総会開催場所、定款等閲覧場所といった旧法の規定から導かれた、過去の遺物に過ぎない。／したがって、定款において閲覧場所と株主総会のオンライン化を規定し、バーチャルオンリー株主総会を受けた会社については、本店規定を「日本国内」とすることを認めるべきである。</p>	商業登記センター	法務省	会社法上、株式会社の定款には、本店の所在地を記載又は記録しなければならないとされている。	会社法27条3号	対応不可	会社の本店は、各種重要書類の備置き場所であるだけでなく(31条1項、125条1項、318条2項、371条1項、442条1項等)、会社の住所(4条)、専属裁判管轄(835条1項、848条等)、登記の管轄(911条1項、915条等)等の多数の重要な法的効果と結びついています。このような本店所在地の意図に鑑みると、会社の本店所在地の最大区域を「日本国内」とすることは相当てではないと考えます。	
468	令和6年2月20日	令和6年3月15日	技術の活用で支出軽減を	<p>Apple社のiPhoneの山道運転時の人工衛星による道路ナビゲーション、Apple Watchの不整脈検出機能など、本来備わっている機能が使えなくなると助かる命が助からない場合がある。医療費増大の抑制につながるため、緊急に検討していただきたい。</p>	<p>AppleのiPhoneシリーズの最新の機種に、山道などで遭難した場合に携帯電話が繋がらなくても、人工衛星を通じて居場所を伝える助かるシステムが搭載されている。しかし、日本国内では電波法の関係で使用できず、助かる命も助かなくなっている場合が散見される。また、遭難救助に多額の公金支出がかかり、遭難救助での二次災害も懸念されるため、速やかに機能を使えるようにすべきである。iPhoneと連携するApple Watchの不整脈検出機能など、本来備わっている機能が使えなくなると助かる命が助からない場合がある。医療費増大の抑制につながるため、緊急に検討していただきたい。</p>	個人	総務省 厚生労働省	<p>【総務省】 (衛星通信機能について) 1 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和56年総務省令第37号)第2条第2項第2号 2 平成15年総務省告示第344号(外部無線局等の無線設備が電波法第3条に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事案(定款(中))) 【厚生労働省】 第1条第3号 3 電波法関係審査基準(平成17年総務省別令第67号)第11(9) 【厚生労働省】 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第23条の2の5の規定に基づき、医療機器(一般医療機器並びに同法第23条の2の23第1項の規定により指定する高度管理医療機器及び管理医療機器を除く。)の製造販売をしようとする者は、品目ごとにその製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けなければならないこととされている。</p>	<p>【総務省】 (衛星通信機能について) 制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p>【厚生労働省】 不整脈の診断をされたことがない使用者が、スマートウォッチを利用し、スマートウォッチで得られたデータから不整脈又は心房細動を示唆する波形を分類して、使用者に通知するプログラム医療機器は既に製造販売承認されています。今後も、スマートウォッチ等によって不整脈を検知し使用者に知らせるプログラム医療機器が製造販売承認申請された際には、その品質、有効性及び安全性を審査した上で承認の可否を判断することとしています。</p>			
469	令和6年2月20日	令和6年3月15日	マイナ保険証	<p>マイナンバーカードの紐づけに保険証の他に医療証も紐づけられるようにしてほしい。</p>	<p>医療機関を受診する際に、現在はマイナンバーカードと医療証を提示しないといけないが、いよいよいなくなることで利便性が上がる</p>	個人	デジタル庁 こども家庭庁 厚生労働省	<p>公費負担医療及び地方公共団体が単独で設けた医療費等の助成制度について、その受給者証とマイナンバーカードは一元化されておりません。</p>		検討に着手		
470	令和6年2月20日	令和6年3月15日	ミニカーの排気量を50ccから増やして欲しい。	<p>ミニカーの排気量を50ccから増やして欲しい。</p>	<p>環境性能規制への対応として、125cc(低出力)の原付バイクが原付一種として登録できるようになりました。依然、ミニカーの排気量は50ccですのでこちらも150ccと欲しくなっています。</p> <p>原付一種バイクの規格緩和が排気量125ccなのにに対し、ミニカーは排気量150ccと提案するのは、ミニカーは3輪、4輪車と車輪・車重が多いため、高力が必要だからです。</p> <p>なお、原付一種バイクが125ccへ規制緩和したものの低出力とされる理由は、二輪車という操作が難しい車両に比べて、普通自動車免許や原付免許者は技能試験をクリアしていないことへの対応のためです。ミニカーの場合は、普通自動車免許の試験において技能が証明されているので、低出力の規制を掛ける必要はないと考えます。</p>	個人	警察庁	<p>道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第22条第1号は、普通自動車で、内閣府で定める大きさ以下の乗用車を有するものを「ミニカー」としています。</p> <p>そして、道路交通法施行規則(昭和35年総務省令第60号)第7条の11において、ミニカーの内閣府で定める大きさについて、排気量については0.050リットル(50cc)、定格出力については0.60キロワットと規定されています。</p>	<p>道路交通法第57条第1項、道路交通法施行令第22条第1号、道路交通法施行規則第7条の11</p>	事業承認	<p>ミニカーは、普通自動車に位置付けられることから、ミニカーを運転しようとするときは、普通免許を受けなければならないとされています。</p> <p>令和5年12月にとりまとめられた「二輪車車両区分見直しに関する有識者検討会報告書」において、現行の一般原動機付自転車の排気量の基準を超える排気量125cc以下の二輪車でも、現行の一般原動機付自転車と同等級に位置づけを拡大したものは、現行の排気量50ccの原動機付自転車同様、原動機付自転車免許で運転できることとなるよう、二輪車の運転免許区分等について見直しを進めるという方向性が妥当であるとされたところですが、</p> <p>一方で、ミニカーについては、道路交通法施行規則が定める排気量の基準を引き上げなくても、上記二輪車の免許区分の見直しにより、必要な運転免許の種類は変わらず、普通免許のままとなります。したがって、ミニカーの排気量の基準を引き上げると、上記二輪車の免許区分の見直しのように、運転できる免許区分が拡大されるという利点はあります。</p>	

規制改革・行政改革ホワイト検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
471	令和6年2月20日	令和6年4月12日	合同事務所を共同経営する司法書士と土地家屋調査士とが互いの補助者となる(注)	司法書士と土地家屋調査士が互いの補助者になることは禁止される。その理由は、登録した資格者が他の資格者の補助者となること、登録資格者が互いの地位に及ぶものとする。補助者は資格者の指示に基づいてその業務を補助するため、資格者に代わって業務を実施する。司法書士と土地家屋調査士とが互いの補助者となる(注)	「事務員業務をすることを資格者として地位に欠けるのか?」専門性のある補助業務が品位を汚し、専門性のない補助業務が品位を汚さないは争点ではない。互いに協力して運営する合同事務所での地位を以ては、經常が成立しない。特種行為(登記)の執行に必要とする場合に限り、互いの地位に及ぶものとする。補助者は資格者の指示に基づいてその業務を補助するため、資格者に代わって業務を実施する。司法書士と土地家屋調査士とが互いの補助者となる(注)	商業登記センター	法務省	司法書士及び土地家屋調査士は、その業務の補助をさせるための補助者を置くことができる。	司法書士法施行規則第25条 土地家屋調査士法施行規則第25条	対応不可	司法書士又は土地家屋調査士(以下司法書士等)が他の司法書士等の補助者となること並びに司法書士等が相互に互いの補助者となること、その他の司法書士等の指図命令に抵触すること並びにそれが、このような状態は、当該司法書士等の業務の独立性を害し、いはば司法書士等の品位を欠くおそれがあるため、司法書士等又はその補助者が専横し、又は相対して法を逸脱するおそれもあるため、相対ではないこととする(昭和18年9月29日民事部第2087号民事局長官庁)。 そのため、御提案に対応することは困難です。	
472	令和6年3月19日	令和6年4月12日	高齢者向けの運転免許更新時の検査項目に運動機能検査を追加	高齢ドライバーによる自動車事故が後を絶たないが、アクセルとブレーキを踏み間違えるような原因が多数ある。高齢になると反応力が低下し、位置を切り替えるような動作が難しくなるなど、運動機能の衰えが顕著となる。このため、従来の認知機能検査に加えて、運動機能の検査も実施していただきたい。	現行検査は数年おきの更新時に1回行われるが、高齢者の能力衰えは急激なペースであることから検査実施は毎年実施にあり、運動機能の検査も実施していただきたい。	個人	警察庁	令和2年の道路交通法の一部改正により、令和4年5月18日から、普通自動車運転ができる運転免許を保有する者のうち一定の運転技能がある7歳以上の高齢運転者に対し、運転技能検査が義務付けられている。運転技能検査では、コース内を走行し、一時停止や信号通過、設置し乗り上げた後に直ちにアクセルペダルからブレーキペダルに踏み換えを停止できる等の課題が課せられ、普通自動車の運転に必要な技能について検査を行っている。 また、70歳以上の高齢運転者については、高齢者講習の受講義務において、運転操作に関する同様の指導を実施しています。 さらに、75歳以上の高齢運転者については、運転免許証の更新時や一定の違反行為を行った場合に、認知機能検査の受験が義務付けられています。	道路交通法第70条の2第1項第3号及びハ、同法第95条、第101条の第3項、 道路交通法第108条の2第1項第1号、 道路交通法第101条の4第1項、第2項	対応	「制度の現状」欄に記載のとおり、現在、運転技能検査と高齢者講習の両方に、運動機能の検査を指導を既に実施しています。 運動機能検査の具体的な内容は、時の経過によって変化するものと考えられることから、できる限り継続的な検査や指導を行うことと望みし一方で、免許保有者の負担等の問題とあることから、今後の交通安全政策等を踏まえて検討してまいります。	
473	令和6年3月19日	令和6年5月22日	障害福祉サービス事業における常勤・非常勤職員の有給休暇の取得扱いの差異の撤廃	常勤換算方法における職員の有給休暇、研修等の扱いは、非常勤職員が病欠や年休(有給休暇等)・休職等の理由により欠勤している場合、その分の勤続期間に入ることでない。常勤換算方法における有給休暇の取得扱いの差異の撤廃について	取り扱いの差異は明らかにされていないが、同じ常勤換算方法をとる介護保険の平成14年3月28日付厚生労働省老健局指図課事務連絡「運営基準等に係るQ&A」について「勤続期間」とは勤続する。当該事業に係るサービス提供に就する期間(又は当該事業に係るサービスの提供のための準備を行う期間)として明確に位置付けられている。常勤換算方法における有給休暇の取得扱いの差異の撤廃について	社会福祉士長 法人局長 福祉官	厚生労働省	非常勤職員が病欠や年休(有給休暇等)等に欠勤している場合、その分は常勤換算に入れることはできません。 また、常勤職員が病欠や年休(有給休暇等)等に欠勤している場合については、その期間が月単位を超えなくてもいい限り、常勤として勤続したものとして勤続期間に入ることはできません。 また、70歳以上の高齢運転者については、高齢者講習の受講義務において、運転操作に関する同様の指導を実施しています。 さらに、75歳以上の高齢運転者については、運転免許証の更新時や一定の違反行為を行った場合に、認知機能検査の受験が義務付けられています。	平成18年12月19日付厚生労働省社会・福祉審議官指図課事務連絡「運営基準等に係るQ&A VOL.2」附6	対応不可	障害福祉サービス等の人員配置基準においては、様々な事業形態の中で非常勤職員も活用する等の柔軟な人員配置を可能とするために、一部の職種については常勤換算方法を採用しております。常勤換算方法とは、「事業所の従業員の勤務時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数を除くことにより、常勤の従業員の員数に換算する方法」とあり、また、「勤務時間数とは、勤務中に当該事業所に係るサービスの提供に従事する時間(又は当該事業に係るサービスの提供のための準備を行う時間(特種の場合を含む))として明確に位置づけられている時間の合計数」とあります。従業員の病欠や年休等の理由で、サービス提供に従事する時間には含まれていないことから、原則として常勤換算する場合の勤務時間数には含めないこととされています。常勤換算については、運転・運転に類似した労働を行うことが求められる。継続し一定の事業所に勤務することが想定されることを踏まえ、当該事業所の安定的な事業運営を担う等の観点から、事例的に、病欠や年休の期間が月単位を超えなくなるなど、常勤換算を指導する等の観点から、常勤換算に求めることができるとしてあります。一方で、サービスの質を担保する観点や、同様の仕組みとしている介護保険制度との整合性等の観点から、ご提案への対応は難しいと考えられます。	
474	令和6年3月19日	令和6年4月12日	大型免許及び中型免許の受検資格の明確化	大型免許及び中型免許の受検資格については、それぞれ、車検を受ける必要に起因し、中型第一種免許の受検者には追加し、中型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第一種免許の受検資格を有している場合、各項目を規定する第一種免許を有していない場合でも、直接、大型免許の受検が可能となる(注)	道路交通法96条で運転免許試験の受検資格が規定されているが、同条第2項では、大型免許の受検資格として、「大型免許の運転免許試験を受けようとする者は、中型免許、普通免許又は大型特殊免許を有している者」と規定されており、同条第3項では、中型免許の受検資格として、「中型免許の運転免許試験を受けようとする者は、第一種免許、普通免許又は大型特殊免許を有している者」と規定されている。また、同条第4項では、第一種免許の受検資格として、「大型免許、中型免許、普通免許、普通第二種免許、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第一種免許を有している者」と規定されている。このことから、運転免許法第96条において、第一種免許と第二種免許は明確に区別されており、例えば、同条第2項においては、大型免許の運転免許試験を受けようとする者は、原則として中型免許、普通免許、普通第二種免許又は大型特殊免許を有している必要があると、同条第3項においては、中型免許の運転免許試験を受けようとする者は、原則として中型免許、普通免許又は大型特殊免許を有している必要があると規定されている。	個人	警察庁	道路交通法第84条において運転免許の種類について定められており、免許は第一種免許、第二種免許及び仮免許(改正免許)である。第一種免許と第二種免許は、それによって運転する自動車の種類が異なるという並列的な区分ではなく、第二種免許は、第一種免許によって運転することができる自動車が特定の状態にある場合にこれを運転することができる、言わば第一種免許の上位免許に相当する運転免許である。 運転免許試験の受検資格は、道路交通法96条に定められており、例えば、同条第2項においては、大型免許の運転免許試験を受けようとする者は、原則として中型免許、普通免許、普通第二種免許又は大型特殊免許を有している必要があると、同条第3項においては、中型免許の運転免許試験を受けようとする者は、原則として中型免許、普通免許又は大型特殊免許を有している必要があると規定されている。	道路交通法第84条 道路交通法第84条	事実認識	受検資格を定めた道路交通法(以下法という)第96条の規定により、第二種免許を取得する前には、例外なく第一種免許が必要とされていること、仮に普通免許と普通第二種免許を有している者が免許を失効し、普通第二種免許を再取得しようとする場合には、法第96条の規定により、まず第一種免許を取得する必要があるが、免許失効後、現行免許が第二種免許のみとなることは法律上想定されていません(なお、一部の失効者に対しては運転免許試験の一部が免除されますが、運転試験は免除されることのないため、一度免許が失効した後に再取得するには、必ず運転免許試験を受ける必要があります)。 また、法第104条の4において、免許を失効した者が、免許の取直しを自ら申請することができるものと規定され、当該免許が取り消された場合に、政令で定める種類のもの限り、他の種類の免許を受けようとする者が定められていますが、この規定を受けた道路交通法第96条の4の規定は、取り消す免許の上位免許を受けようとする者は、その免許の取直しを申請することができず、取り消す前の上位免許のみを保持して第一種免許を取り直すこととされています。 このように、第一種免許の上位免許である第二種免許を現に持っている者は、何らかの第一種免許を失効していること前掲と同一と法体系上であり、ご指摘のような第二種免許を現に持っているが第一種免許を失効していない場合は、法体系上観念し得ないものと考えています。	
475	令和6年3月19日	令和6年4月12日	第一種高層住宅専用地域における規制緩和について	市条例で規制されているわけではないが登記がないためたまたま、建築基準法第48条の但し書きを踏まえても15m2以下の高層を有する建物敷地であれば現行法の解釈の中で許可が得られると想定することが48条の但し書き許可をとるには買主の場合にタイムパフォーマンスが劣化する。ちなみに国土交通省から具体的な許可可能と勘定されれば可能になる可能性が高いと思われる。大型マンションではすでに基準が明確になっていて許可が得られているものも増えてきているが、それ以外の場合には登記がない限りは許可できないと言われ少々納骨が難しい。多くの物件が高層や高層に層建てがあり、運営は第二種住宅地域には結構存在する地域であり民間については理解があると考えられる個人で訪ねる対策も行っている(注)	市の条例で規制されているわけではないが登記がないためたまたま、建築基準法第48条の但し書きを踏まえても15m2以下の高層を有する建物敷地であれば現行法の解釈の中で許可が得られると想定することが48条の但し書き許可をとるには買主の場合にタイムパフォーマンスが劣化する。ちなみに国土交通省から具体的な許可可能と勘定されれば可能になる可能性が高いと思われる。大型マンションではすでに基準が明確になっていて許可が得られているものも増えてきているが、それ以外の場合には登記がない限りは許可できないと言われ少々納骨が難しい。多くの物件が高層や高層に層建てがあり、運営は第二種住宅地域には結構存在する地域であり民間については理解があると考えられる個人で訪ねる対策も行っている(注)	個人	国土交通省	建築基準法第48条の用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それぞれの用途地域の目的に応じて、適宜で建築物の種類や規模が定められています。 建築基準法第48条第3項、第14項、別表第二	規制制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		

規制改革・行政改革ホワイト紙検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
476	令和6年3月19日	令和6年4月12日	電子決済手段による払込みが買物出賃にあたりないことの明確化	日本円建1～3号電子決済手段はキャッシュカード・計算書上も現金扱いとなる等、現金類似性及び要求払預金類似性を有するとされている。また、リスクに関しても要求預金払預金と同等とされている。従って、電子決済手段による買物出賃にあたりないことを明確化し、両向き型DAO等の出賃時に特定ステップにおいて払込ができることを明確化するべきである。仮に買物出賃にあたる場合も、金額に関わらず買物出賃の調査が不要であることを明確化するべきである。改正に際しては登記に支障が無いよう周知徹底された。	一般社団法人型DAOやスタートアップに対して海外居住者から電子決済手段による出賃が容易に行えるようになり、DAOによる地方創生等志ある資金を呼び込めることができるようになる。	JPY株式会社	法務省	会社法上、募集株式を引受ける場合には、金銭以外の財産を出資の目的とすること(いわゆる買物出賃)も認められています(会社法第196条第1項)。買物出賃を行うためには、原則として裁判官が選任する検査役による財産の価額の調査が必要とされていますが、一定の条件を満たす場合には、検査役調査を経ないことも認められています(会社法第207条)。	会社法196条、207条	対応不可	資金決済に関する法律第2条第5項各号に定める電子決済手段は、金銭そのものではないと考えられますが、現行の会社法においても買物出賃による出賃は可能と考えられます。資金決済に関する法律第2条第3項第1号から第3号に掲げられた電子決済手段の全てについて現時点で法定取得と金銭扱いとすることと両立可能と見做していますが、今後、実務において実際に普及する電子決済手段の内容及その安全性等を注視してまいりたいと思います。
477	令和6年3月19日	令和6年4月12日	「サブスク等のITサービスは解約申込画面を用意しなければならない」という法整備が必要	「サブスク等のITサービスは解約申込画面を用意しなければならない」という法整備が必要	従来からある銀行・証券・保険などの金融サービスもITサービス化されていますが、大変難しいコールセンターに平日の日に電話して解約申込書を郵送してもらい、署名捺印して返送するといった煩雑な手続を強要されることも多く、消費者保護の観点で問題が多いと思います。サブスク等のITサービスについても、サービスを解約する旨をメールやチャットで申し込めば済ませられるように、消費者保護が十分なものが現状です。解約申込画面を用意しなければならない」という法整備が必要です。	個人	消費省庁	通信販売についての広告として、特定商取引法第11条においては、販売業者又は提供事業者が通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするときに、契約解除に関する方法について広告をすることが義務付けられています(消費者第9条)。また、令和3年6月16日公表の改正特定商取引法(令和4年6月1日施行)により追加された第12条の6において、ウェブサイトやアプリでサブスク/サブスクリプションサービスを申し込む際の「最終確認画面」において、有料プランへの移行時期やその価格、契約に関する事項等の表示、無期限・自動更新であればその旨の表示が事業者側に義務付けられるとともに、事業者側が上記事項について消費者に協議を要する表示を行った場合は、特定商取引法違反として行政処分の対象となることにも、協議して契約申込みをした消費者は、取消権を行使できるようになりました。加えて、消費者契約法第3条第4号(令和5年6月1日施行)により、事業者は、消費者の求めに応じて、消費者契約により定められた消費者が有する解除権の行使に必要な情報を提供する努力義務を負います。	特定商取引法第11条、第12条の6、消費者契約法第3条第4号	その他	仮に御提案のような、全社統一されたサービス解約手段であるとする、より消費者にとって分かりやすい、解約しやすい手順とした手段まで認められないおそれもある上、新たな手段を用意することになれば事業者にとってコストも増える問題があります。特定商取引法においては、上記の改正(令和3年)改正を行ったところであり、引き続き令和3年改正法の内容の周知に努めることと、違反する事業者がある場合は、厳正に対処していくことにより消費者保護を促していきたいです。改正消費者契約法が令和6年6月1日に施行されたことを踏まえ、引き続きパンフレット等を用いて消費者及び事業者に対して改正内容の周知を行っていきます。
478	令和6年3月19日	令和6年4月12日	農地法第5条第2項の農地転用許可基準の見直し	農地法第5条第2項の農地転用許可基準の見直し	農林水産省は技術的動向として「(農地法の運用について)」の制定について(各地方公共団体に通知しているが、その中に係る用途に供することを目的とするもの)の例示として「申請者が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成を行い、自ら当該施設を建設せず当該土地を処分し、申請者以外の者が当該施設を建設する場合、当該申請に係る事業は土地の造成(その処分を含む。)のみを目的とするもの」に該当する。とし、申請者が建築主である場合は認められないとしている。しかしながら建築条件付宅地分譲方式によれば建築を担保できる。また、指定区域に土地を分譲する対応も可能であり申請者が建築主であることは必須条件とする必要性は認められない。本規制は事業者の経済活動の阻害要因となっている。規制見直しにより多様化する施設ニーズに対応が可能となり地域経済発展の促進につながる見込みがある。	個人	農林水産省	農地転用許可制度では、優良地を確保するため、転用を農業上の利用に限定し少ない農地に譲渡する。転用後の具体的な利用目的の達成が図れない場合は、転用を認めないこととしております。	農地法第4条第6項第3号及び第5条第2項第3号、農地法施行規則第47条第1項第2号及び第57条第1項第5号	対応不可	宅地造成のみを目的とする農地転用については、①最終的な土地利用の形態ではなく、造成後に土地が宅地活用される可能性があること、②農地転用を行う事業者自らその後の土地利用を行うものでなく、投資目的や資産保有目的など不要不急の土地転用につながるおそれがあることから、原則としてこれを認めないこととしております。地方、「建築条件付宅地分譲に係る農地転用許可の取扱いについて」(平成21年3月29日30農農第4002号農林水産省農林振興局長通知)に基づき場合は、農地転用申請者と土地購入者が売買契約を締結して一定期間内に建築計画契約を締結する。また、土地を販売することができなかった場合は自ら宅地を建設するといった土地の買主を担保するための措置を講じていることから、土地の造成を目的とする転用であっても、事前的に許すことでよいものとする。ご提案のように、許可権者により個別柔軟に判断することとした場合、立地の確実性が確保されないことから、提案の実現は困難であると考えます。
479	令和6年3月19日	令和6年4月12日	農地法第5条第2項の農地転用許可基準の見直し	農地法施行規則第57条第1項第5号の農地転用許可基準の見直し	用途地域が定められている土地の区域については住宅以外の施設も含めて「土地の造成のみを目的とするもの」が認められており、いわゆる宅地分譲が可能である。一方、地区計画が定められている区域については住宅に限定して宅地分譲が認められている。地区計画は用途地域よりも厳格な用途規制を行うものであり用途地域が定められている土地の区域と同等の水準とすべきである。本規制は事業者の経済活動の阻害要因となっている。規制緩和によりエンドユーザーの多様なニーズへの対応が可能となり地域経済発展の促進につながる。	個人	農林水産省	農地法施行規則第57条第1項第5号により、都府県計画法第12条の5第1項に規定する地区計画が定められている区域については、住宅に限定して宅地分譲が認められています。	農地法第4条第6項第3号、農地法施行規則第47条第1項第2号、農地法施行規則第57条第1項第5号	対応不可	農地法施行規則第57条第1項第5号の規定(市街化調整区域における住宅建築を目的とした宅地分譲特別)は、元々、市街化調整区域内の大規模開発基準(旧都市計画法第34条10号イ)に該当するものを対象としており、これは人口増加等により住宅用地の確保が必要であったことから住宅に限定して措置していたものです。その後、平成18年の都市計画法の改正により当該規定が廃止され、市街化調整区域内の相当規模の開発行為については、地区計画又は集落地地区計画に定められた内容に適合するものについて許可することができるとされたことと併し、市街化調整区域における住宅建築を目的とした宅地分譲特種を維持するため、平成19年に農地法施行規則を改正し、地区計画に定められたものを対象とすることとしたものです。このように、当該特別はその政策的目的から住宅用地に限られているものであることから、ご提案の住宅用地に限りず全ての施設を対象とすることについては、実現は困難です。
480	令和6年3月19日	令和6年5月22日	特別児童扶養手当所得現況届における個人番号の活用について	特別児童扶養手当の支給に関する法律施行規則に定める様式第6号では、手当支給者や配偶者等の個人番号を記載し、手書きで各人の所得情報を記載する。様式に個人番号を記載するのではなく、個人番号を印刷して手書きで記載した所得情報を返却し、手書きで修正させ、訂正印の押印を求めます。全ての現況届が都道府県に受理されるまで時間と人的コストがかかります。現況届に記載する個人番号を活用し、都道府県において所得情報を用いて認定ができるのであれば、市町村に個人番号を記載した現況届の受付を行い、都道府県において一括して所得情報の取得と認定が可能となり、事務作業の効率化を行うことが期待できます。	市町村の福祉課等の職員です。特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則に定める様式第6号(以下、現況届とする)の受付事務を毎年8月に個人番号を記載し、手書きで各人の所得情報を記載し、手書きで個人番号を印刷して手書きで記載した所得情報を返却し、手書きで修正させ、訂正印の押印を求めます。全ての現況届が都道府県に受理されるまで時間と人的コストがかかります。現況届に記載する個人番号を活用し、都道府県において所得情報を用いて認定ができるのであれば、市町村に個人番号を記載した現況届の受付を行い、都道府県において一括して所得情報の取得と認定が可能となり、事務作業の効率化を行うことが期待できます。	個人	厚生労働省	特別児童扶養手当の支給者は、毎年9月12日から9月11日までの間に、所得状況届を都道府県知事に提出しなければなりません。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第4条	現行制度下で対応可能	現行制度下、現況届に記載してある個人番号を活用し、都道府県において所得情報を用いて認定することは可能であり、都道府県の了解があればそのよう取扱いとすることも可能です。
481	令和6年3月19日	令和6年8月20日	特定の保険医療機関による調剤の割合(集中率)の算出について	情報連携機器を用いた服薬指導を行った薬局(集中率)の算出について	調剤基本料は、医薬品の備蓄、建物、調剤用機器等の体制整備に関する経費を評価したものであること、情報連携機器を用いた服薬指導(オンライン服薬指導)が調剤基本料の算定における集中率の算出に活用されている。服薬指導がオンラインであっても、複数の医療機関からの処方を受けなければ備蓄医薬品数も多く、また、建物や機器等も薬局の設備水準に沿って整備しており、集中率の算出においてオンライン服薬指導が除外されることと合理的理由がないとする。現行の集中率算出ルールは、薬局がオンライン服薬指導を導入する意欲を削ぐものであり、結果として、歩行困難など様々な理由で薬局に行くことが難しい患者がオンライン服薬指導という手段を採りできない状況を生み出し、国民の医療アクセス向上に反していると考えられる。	民間企業	厚生労働省	調剤基本料については、医薬品の備蓄の効率や診療費実態調査における利益率の状況等を踏まえて調剤報酬の体系の評価が設定されているところ。厚生労働省としては、引き続き、オンライン服薬指導にかかる診療報酬上の評価の在り方については、オンライン服薬指導の実態及びエビデンス等を踏まえ、必要に際し、中央社会保険医療協議会(中協)で議論してまいります。	診療報酬の算定方法(平成20年度厚生労働省告示第95号)、診療報酬の算定方法の一部改正に伴う薬価上の留意事項について(令和6年3月6日発表)0305第4号	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。

規制改革・行政改革ホワイト検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
482	令和6年3月19日	令和6年4月12日	電話での服薬指導の恒久化について	薬機法施行規則を改正し、電話での服薬指導を恒久化していることについて	薬機法第九象の四では、対面・映像及び音声による方法以外の「その他の方法」を省令で定めることを委任しているにもかかわらず、現行の省令は当該委任に基づき「その他の方法」を定めていない。電話は映像及び音声による現行のオンライン服薬指導と比べて利便性が高く、患者の薬物アクセス向上や薬剤師の働き方改革に貢献できるものである。現行のオンライン服薬指導を利用している患者の中には、プライバシー保護のために映像音声が取れない電話を身振りや、仕事や子育て、介護等で服薬指導にかけられる時間が限られるため、手帳や電話などの方が存在する。電話という手段を恒久化させることは、患者の利便性向上や薬剤師の働き方改革に反するだけでなく、経済的、身体的又は精神的理由によりテレビ電話等の情報通信機器を利用できない国民には対面以外の選択肢を奪えないという不当な差別(憲法14条)にあたるものと考えられる。	民間企業 厚生労働省		薬機法施行規則の改正により、対面・映像及び音声による方法以外の「その他の方法」を省令で定めることとなる。また、コロナ禍において発生した通称0410事務連絡により後継書外においては現状も電話による服薬指導が実施可能な状況であり、且つ、調剤報酬の対象であった間も電話による対応で問題があったという事実を示すデータは出さず、電話による服薬指導の手段として恒久化しない合理的根拠が示されていない。電話は映像及び音声による現行のオンライン服薬指導と比べて利便性が高く、患者の薬物アクセス向上や薬剤師の働き方改革に貢献できるものである。現行のオンライン服薬指導を利用している患者の中には、プライバシー保護のために映像音声が取れない電話を身振りや、仕事や子育て、介護等で服薬指導にかけられる時間が限られるため、手帳や電話などの方が存在する。電話という手段を恒久化させることは、患者の利便性向上や薬剤師の働き方改革に反するだけでなく、経済的、身体的又は精神的理由によりテレビ電話等の情報通信機器を利用できない国民には対面以外の選択肢を奪えないという不当な差別(憲法14条)にあたるものと考えられる。	薬機法第九象の四の改正により、対面・映像及び音声による方法以外の「その他の方法」を省令で定めることとなる。また、コロナ禍において発生した通称0410事務連絡により後継書外においては現状も電話による服薬指導が実施可能な状況であり、且つ、調剤報酬の対象であった間も電話による対応で問題があったという事実を示すデータは出さず、電話による服薬指導の手段として恒久化しない合理的根拠が示されていない。電話は映像及び音声による現行のオンライン服薬指導と比べて利便性が高く、患者の薬物アクセス向上や薬剤師の働き方改革に貢献できるものである。現行のオンライン服薬指導を利用している患者の中には、プライバシー保護のために映像音声が取れない電話を身振りや、仕事や子育て、介護等で服薬指導にかけられる時間が限られるため、手帳や電話などの方が存在する。電話という手段を恒久化させることは、患者の利便性向上や薬剤師の働き方改革に反するだけでなく、経済的、身体的又は精神的理由によりテレビ電話等の情報通信機器を利用できない国民には対面以外の選択肢を奪えないという不当な差別(憲法14条)にあたるものと考えられる。	薬機法第九象の四の改正により、対面・映像及び音声による方法以外の「その他の方法」を省令で定めることとなる。また、コロナ禍において発生した通称0410事務連絡により後継書外においては現状も電話による服薬指導が実施可能な状況であり、且つ、調剤報酬の対象であった間も電話による対応で問題があったという事実を示すデータは出さず、電話による服薬指導の手段として恒久化しない合理的根拠が示されていない。電話は映像及び音声による現行のオンライン服薬指導と比べて利便性が高く、患者の薬物アクセス向上や薬剤師の働き方改革に貢献できるものである。現行のオンライン服薬指導を利用している患者の中には、プライバシー保護のために映像音声が取れない電話を身振りや、仕事や子育て、介護等で服薬指導にかけられる時間が限られるため、手帳や電話などの方が存在する。電話という手段を恒久化させることは、患者の利便性向上や薬剤師の働き方改革に反するだけでなく、経済的、身体的又は精神的理由によりテレビ電話等の情報通信機器を利用できない国民には対面以外の選択肢を奪えないという不当な差別(憲法14条)にあたるものと考えられる。	△	
483	令和6年3月19日	令和6年4月12日	薬局に係る40枚規制について	40枚規制(薬局並びに店舗販売業及び配薬売上の業務を行う制を定める省令)の第一号第一項(第二欄)を撤廃していただきたい。	薬剤師業務に係る技術は日々発展し、また、薬剤師の働き方改革も進む中、40枚規制により調剤の質を担保するという考え方は合理的ではない状況であるため、40枚規制を撤廃していただきたい。40枚規制のような任意制であったとしても、デジタル技術の活用やソフトウェア等により薬剤師業務の効率化及び質向上を目指す改善を推進することが必要であると考えられる。	民間企業 厚生労働省		薬局において調剤に従事する薬剤師の員数については、薬局における薬剤師の業務の実態を踏まえ、また、患者等との対話、実証調査、服薬指導、読解委員会などの業務量を取り込み、最低基準を定めています。	薬局並びに店舗販売業および配薬売上の業務を行う制を定める省令第1条	検討を予定	薬局における調剤に従事する薬剤師の員数については、令和4年7月の「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループのとりまとめ」において、「現状の診療報酬の体系が処方箋受付時の評価が中心である」とを踏まえ、単純に40枚規制を撤廃しは緩和すると、処方箋の枚数が増加するなどの処方箋受付時の対人業務(服薬指導等)が軽減される危険性がある。このため、処方箋の40枚規制の見直しを検討する場合は、厚生労働省においては、診療報酬における評価をもとめて、対人業務の充実の方向性に基づいて慎重に行うべきである。」と提言されたことを踏まえ、慎重に検討する必要があると考えています。	○
484	令和6年3月19日	令和6年6月20日	240120SS87[1/3]マイナンバーカードを 用いてコンビニで本人確認する	85規制改革55提案は、不動産登記の申請情報に住民票コードを必要とする場合の本人確認として利用すべきであるとしたものである。/登記権利者の住所証明情報として利用されている住民票コードは、登記権利者と同一性を確認するということ以外には、なにか別の方法がないのであります。/コンビニで本人確認する際には、住民票コードが不足してはならないと、法務省が問題とする。/申請意思確認は、マイナンバーカードを用いてコンビニで本人確認する場合は、申請意思確認書類をアナログで確認する方法は別途カードに別して印刷で、画面表示の事件では専門家が関わっている。/ICチップが組み込まれたカードの真正性はデジタルに確認してリスクを低下させるべきである。/コンビニで本人確認は登記内容にも様々な分野に転用でき、政府のデジタル化で業務の効率化が進むだろう。/事前通知制度導入時に問題とされた迅速性の問題を解決できる。/利用料を1回1000円にても、資格者による本人確認より安くなる。	不動産登記の申請情報に住民票コードを必要とする場合の本人確認として利用されている住民票コードは、登記権利者と同一性を確認するということ以外には、なにか別の方法がないのであります。/コンビニで本人確認する際には、住民票コードが不足してはならないと、法務省が問題とする。/申請意思確認は、マイナンバーカードを用いてコンビニで本人確認する場合は、申請意思確認書類をアナログで確認する方法は別途カードに別して印刷で、画面表示の事件では専門家が関わっている。/ICチップが組み込まれたカードの真正性はデジタルに確認してリスクを低下させるべきである。/コンビニで本人確認は登記内容にも様々な分野に転用でき、政府のデジタル化で業務の効率化が進むだろう。/事前通知制度導入時に問題とされた迅速性の問題を解決できる。/利用料を1回1000円にても、資格者による本人確認より安くなる。	法務省		所有権の移転の登記等の申請等する場合において、登記簿情報等を失念したことなどの理由により登記簿情報提供することができない場合は、登記官が申請人(登記義務者)に対して、「登記の申請があったこと」及び「登記の申請が真実である」と思料する場合は、遅延期間以内(申請人(登記義務者)の住所が外国の場合は遅延期間以内)にその旨の申出をすべきことを通知し(事前通知)、事前通知を受け取った申請人(登記義務者)は、遅延期間以内に事前通知に基づく申出をする必要があり。なお、オンライン申請した場合の事前通知に基づく申出は、原則としてオンラインする必要があり。	不動産登記法第23条第1項 不動産登記法第14条 不動産登記規則第43条第1項 同規則第70条第5項、第8項	事業承認	不動産登記のオンライン申請をする場合には、マイナンバーカードに格納されている公的個人認証サービスによる電子署名が認められています。そして、このような電子署名がされた申請について、いわゆる事前通知に基づく申出をする際には、マイナンバーカードを使用して電子署名をすることができ、その申請意思を確認することが可能です。そのため、御指摘のようなコンビニで本人確認による意思確認を導入するニーズは低い一方で、その導入のためには相当の経費を要することとなるため、対応は困難です。	
485	令和6年3月19日	令和6年4月12日	不動産投資に関する勧誘行為の禁止	投資用マンションの購入などの不動産投資に関する勧誘行為については、以前から消費者トラブルが問題となっており、2011年には宅地建物取引業法施行規則が改正され、「再勧誘の禁止」などが明記されたが、2019年には国民生活センターが20代で投資用マンションに関する相談件数が増えているとの意識調査を公表したほか、インターネット上には今なお、しつこい勧誘による心身のストレスなど悪影響であるとの声も多あり、問題の解決には速く及ばない状況であると考えられる。	投資用マンションの購入などの不動産投資に関する勧誘行為については、以前から消費者トラブルが問題となっており、2011年には宅地建物取引業法施行規則が改正され、「再勧誘の禁止」などが明記されたが、2019年には国民生活センターが20代で投資用マンションに関する相談件数が増えているとの意識調査を公表したほか、インターネット上には今なお、しつこい勧誘による心身のストレスなど悪影響であるとの声も多あり、問題の解決には速く及ばない状況であると考えられる。	個人 国土交通省 消費庁		宅地建物取引業者は、宅地建物取引に係る契約の締結の際に際し、取引の相手方等に、迷惑を覚えさせるような期間の電話による勧誘や深夜又は長時間の勧誘その他の私生活又は業務の平穩を害するような方法によりその者を困惑させることが禁止されています(法第47条の2第3項並びに規則第16条の11第1号及び6)。	宅地建物取引業法第47条の2第3項 宅地建物取引業規則第16条の11第1号	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
491	令和6年3月19日	令和6年5月22日	オフセット印刷機の版製作現像機について水質汚濁防止法の特定施設による規制からの除外	オフセット印刷機CTP設備の現像機(自動式感光剤付版現像機浄化施設)は、水質汚濁防止法の特定施設に該当し、そのことにより事業者からの排水に厳しい規制を受けている。また、現在は特定施設として指定されていなくても、設備更新の場合は特定施設の届け出が必要になり、事業者総合排水水質監視設備の現状以上の追加投資等が必要になるため、老朽化の著しい現像機の更新が困難となっている。場合によっては、現像機を含む施設設備を規制対象外の地域へ移転することも制約が必要になる。事業者の生産を維持するためには、現像機の更新が必要であり、前述の状況を考慮すると、特定施設の水質規制から除外しても環境的には何も問題が無く、当該現像機においては規制除外していただきたい。	団体	環境省	「特定施設」とは、水質汚濁防止法(以下、「特定法」という。)第2条第2項において、一定の要件を備える汚水又は濁水を排出する施設で政令で定めるものと定めています。具体例には物や物等1において以下の施設などを定めています。 ① 印刷業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設 イ 自動式フルム現像機 ロ 自動式感光剤印刷版現像機 ② 法第12条において、排出水を排出する者に対して、排水基準への適合を義務付けています。 なお、この排水基準については、法第29条第1項に基づき、都道府県ごとに自然条件、社会的条件からより厳しい排水基準(上乗せ基準)を定めることができるというほか、法第29条に基づき地方公共団体が法に規定しない施設、物等を対象とすること(横出し規制)を妨げないとしています。	水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条、第3条、第5条、第15条、第26条	事業協議	特定施設を設置する特定事業場であっても、事業場から公共用水域への排水がない場合は排水規制の対象とはなりません。 ① 法第2条第2項に基づく特定施設及び法第3条第1項に基づく排水基準については、全国一律であり、規制対象外の地域はございません。 ② 法第29条第3項に基づく上乗せ基準及び法第29条に基づく横出し規制は都道府県等の条例に基づくことから、上乗せ対象からの除外については、環境省において対応することはできません。		
492	令和6年3月19日	令和6年4月12日	省エネ法の定期報告書におけるエネルギー消費原単位の見直し	現在のエネルギー消費原単位は、事業所全体の総消費エネルギーを「生産量」で割って算出しているが、生産に直接関係するエネルギーと環境対策(労働環境改善)や研究開発等に用いるエネルギーに区分して原単位を評価できるよう、定期報告書の書式も含めた見直しを検討したい。	団体	経済産業省	省エネ法では、工場全体としてエネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上削減、事業者クラス分け評価制度では5年間平均原単位を1%以上低減することを基準としている。工場では、近年の猛暑対策としての空調機増強や新規開発品テストラインの設置等において、消費エネルギーの増加となりが、生産量を維持増進することには繋がらないため、原単位の合理化を図ることにより、ひいては本邦のよな設備投資に對し競争力を失わないための一つとなつてきた。また、事業者クラス分け評価で「Bクラス」と判定された場合には、事業者の公表や国地立入り調査対象になり、事業者にとって非常にマイナス面が大きい。消費エネルギー原単位の算出においては、生産に直接関係するものと、そうでないもの(環境対策や研究開発等)に区分して原単位を評価できるよう、定期報告書の書式を含めて見直し改善をお願いしたい。	省エネ法では、工場全体としてエネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上削減、事業者クラス分け評価制度では5年間平均原単位を1%以上低減することを基準としている。工場では、近年の猛暑対策としての空調機増強や新規開発品テストラインの設置等において、消費エネルギーの増加となりが、生産量を維持増進することには繋がらないため、原単位の合理化を図ることにより、ひいては本邦のよな設備投資に對し競争力を失わないための一つとなつてきた。また、事業者クラス分け評価で「Bクラス」と判定された場合には、事業者の公表や国地立入り調査対象になり、事業者にとって非常にマイナス面が大きい。消費エネルギー原単位の算出においては、生産に直接関係するものと、そうでないもの(環境対策や研究開発等)に区分して原単位を評価できるよう、定期報告書の書式を含めて見直し改善をお願いしたい。	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に關する法律(行政手続法第36条、第37条)	規制制度下で対応可能	省エネ法では工場、事業場単位でのエネルギー使用量の把握等の規制を基本としており、エネルギー消費原単位は、工場や事業場単位で一つに設定することとしています。また、省エネ法に基づく定期報告書において、エネルギー消費原単位やその変化状況等について報告することになっています。このエネルギー消費原単位の算出に当たっては、現行の運用においても、以下のように事業者による柔軟な算出方法の設定が可能です。 ① エネルギー消費原単位、エネルギー使用量とエネルギー使用量と密接な関係を持つ値(以下「原単位分母」という。)という計算式が基本ですが、適切な原単位分母を選択することは、省エネルギーの推進状況を把握するための第一歩です。この原単位分母は事業者が任意に設定できます。 ② 複数の品種を生産する工場においては、品種ごとに原単位分母が異なり、生産数量の単位が異なりするなどの場合、これをみなし生産量として、原単位分母に用いることが考えられます。ただし、このみなし生産量で、エネルギー使用量と密接な関係を持つ値として適切かどうか、他の原単位分母の候補を含めて相関をみるなどして確認ください。 エネルギー消費原単位の算出方法を長年守り続けている場合は、定期報告書を出している所管の経済産業局にご相談ください。	
493	令和6年3月19日	令和6年4月12日	2回目の意見見直し	お世話になります 日本環境整備教育センターの規制 清掃(し尿)浄化槽の特 受渡資格 浄化槽の実務経験が5年以上の経験を有する事と成っていますので 受講出来ません 経験は年数は2年以上現場にて立ち合い制度も行っています バキューム車一次で持っているだけで 極めて簡単な作業です。2年の経験は全く必要ありません 衛生業者既得資格の新規の業者を守り 新規業者を作らせない様に 規制しているのが現状です 浄化槽推進では、浄化槽設置を多く取り付ける様に補助金による助成を 増やしていますが、汚濁防止業者を新規に作らせないようには訪言をしているのが、現状です 今回の、総合半島地区にもバキューム車があれば応援作業に行けるのですが 大変残念です 御健闘宜しくお願い申し上げます	個人	環境省	なし	事業協議	公益財団法人日本環境整備教育センターが実施する浄化槽清掃技術者講習会については法令の定めに基づき行われるものではありません。			
494	令和6年3月19日	令和6年4月12日	地域未来投資促進法の適用する場合の宅建業法上の特例措置	デベロッパーと進出企業が共同して 地域未来投資促進法の地域経済 牽引事業計画を提案する場合の宅 建業法の各種規制(広告の開始時 期の制限、契約締結等の時期の制 限、自己の所有に属しない宅地又 は建物の売買契約締結の制限)に ついては特例扱いして適用除外す る。	地域へ進出を希望する企業は自ら土地の取りまとめを行うことは困難なためデベロッパーがその役割を担い必要な基礎整備を行ったうえで完成宅地として提供するというのが一般的な事業スチームとなっている。デベロッパーが土地利用調整等の支援を行ったため地域未来投資促進法を適用する場合、デベロッパーと進出企業は地域経済牽引事業計画を策定する前段階から共同で取組む必要があるが、宅地建物取引業者としてのデベロッパーには宅建業法の各種契約があり、本取組みの阻害要因となっている。地域未来投資促進法の趣旨に基づき自ら進出する企業と開発デベロッパーも共同で地域経済牽引事業申請をする等、当該関係行政庁への5年間の専業義務を設けて状況把握できるように、宅建業法に関する特例措置を適用することにより波及効果の高い大規模なプロジェクトの実施が可能となり地域が必ずしも受けるべき企業誘致の誘致を誘導することにより地域経済活動の牽引に寄与できる。	個人	国土交通省 消費者庁 経済産業省	宅地建物取引業法においては、国民の生活・経済活動の基盤である不動産の取引については、宅地建物の取引が適正に行われない場合、宅地建物取引の十分な知識を持ち合わせない売主や買主等に不測の損害を与えることとなることから、宅地建物取引業者(以下、広告の開始時期の制限、自己の所有に属しない宅地又は建物の売買契約締結の制限及び契約締結等の時期の制限等の規制を課しているところである。具体的には、広告の開始時期の制限及び契約締結等の時期の制限は、法令に基づく許可等の区分の別においては、売買の目的物の完成の可能性が極めて不確定な段階にあることに鑑み、大幅な設計変更等による取引紛争の発生を防止し、また、買主等に不測の損害を被ることを防止するため、未完成物件について、法令に基づく許可等の区分があつた後であれば、売買その他の業則に関する広告及び売買契約の締結をしなければならないとするものである。また、自己の所有に属しない宅地又は建物の売買契約締結の制限は、当該宅地又は建物の所有権を取得できる買主に所有権を移転できないことにより、不測の損害を被ることを防止するため、宅地建物取引業者が自己の所有に属しない宅地建物について、自ら完全して売買契約を締結する行為を規制して禁止するものである。	宅建業法第33条、第35条の2、第36条	対応不可	地域経済牽引事業に係る宅地及び建物の取引についても、宅地建物取引の十分な知識を持ち合わせない買主や買主等が不測の損害を被ることを防止する必要があることから、同事業計画の提案を行う場合における宅地建物取引業法の規制について、特例扱いして適用除外とすることは困難であると考えております。	

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
498	令和6年4月22日	令和6年5月22日		<p>冬季のスタッドレスタイヤ義務化 一冬期間においてすべての車両にスタッドレスタイヤの装着を義務化する 積雪下のすべり止めを講じない車両に対する取り締まり厳格化・厳罰化 一同時に、現行法で罰則の対象となっていない積雪下のすべり止めを講じない車両への取り締まりを厳罰化し、また事業者への行政指導も厳格化する 一加えて、現行法を改正し、刑事罰、行政罰共に飲酒運転並みに引き上げる</p>	<p>毎年のように繰り返される積雪時の、夏タイヤ装着による事故。人的被害にとどまらず、極めて甚大な経済的被害が生じている。にもかかわらず、道路交通法第71条第6号により各都道府県公安委員会が積雪下でのすべり止め措置を義務付けているにもかかわらず、その取り締まりは実質的に行われておらず、また、行われたとしても反則金も極めて軽微であり、有名無実化している状況である。 この状況を改善するために、そもそも、積雪下に限定せず、冬期間において全車に対してスタッドレスタイヤの装着を義務化することで、そもそも、積雪時にすべり止めをしていない車をなくす。 さらには、現状5万円の罰金、6000円程度の反則金は極めて軽く、これを厳罰化していただきたい。 安全に運転できないことが分かかっておりながら、運転するという意味では飲酒運転と同様の行為であり、飲酒運転相当の厳罰化が適切であると考えます。 急にそこまで難しい、ということであっても、最低限、罰金、反則金の大幅な引き上げ、交通違反点数の適用、運送事業者への行政罰（行政指導、操業停止、罰金）の強化を行っていただきたい。</p>	個人	警察庁	<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第71条第6号は、運転者の遵守事項として、第1号から第5号の5に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、都道府県公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めた事項を規定しています。そして、法第71条第6号に違反した者に対する罰則は、5万円以下の罰金、反則金は普通車又は二輪車の場合、6000円とされています。 この規定に基づき、積雪している道路等において、自動車等を運転するときは、スノータイヤを装着することや、タイヤチェーンを取り付けてすべり止めの措置を講ずること等公安委員会規則で規定している都道府県公安委員会が定めるものとされています。 また、都道府県公安委員会等は、大雪時の立ち往生による車両滞留や交通事故の発生を防止することを目的とした「タイヤチェーンを取り付けていない車両運行止め」の交通規制を必要に応じて行っているところ等。</p>	<p>道路交通法第4条第1項、第5条第1項、第71条第6号、第108条の34、第120条第1項第10号、道路交通法施行令（昭和35年政令第20号）第45条、別表第1から、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年警保庁・建設省令第59号）第2条</p>	対応不可	<p>道路交通法第71条第6号は、主としてそれぞれの地方における道路又は交通の特殊性に鑑み、都道府県公安委員会が運転者の遵守事項を定めることができる権限を有する規定です。 この点、積雪や飲酒運転については、地方によってその状況が異なる事業者です。 そのため、積雪している道路等におけるスノータイヤの装着等について義務を課す場合は、それぞれの地方における特殊性に鑑み、道路交通法第71条第6号の規定に基づき、各都道府県公安委員会規則により個別に規定されるべきと考えられます。 引き続き、公安委員会遵守事項違反に対する交通指導取締りをはじめとした法令の適切な適用や、規定の遵守についての広報・啓発等を実施してまいります。</p>	
499	令和6年4月22日	令和6年5月22日	商業登記規則の改正	<p>先般、法務省が、株式会社の登記の際に代表者が希望すれば自宅住所を非表示とする方針を示した。この動きを歓迎するものの、株式会社以外の、合資会社の取締役や役員、外資系会社の代表者等については対象となっていない。株式会社以外の観点からは、登記統計によれば設立の約3割を占める合資会社等の株式会社以外の法人形態の対象とする必要がある。希望すれば自宅住所を非表示することを要する。</p>	<p>個人情報が不正利用され、脅迫やストーカー行為の被害に遭っている、あるいは、そうした行為への懸念を有しているが株式会社以外の法人においても同様である。会社様本票等によれば、株式会社は日本の全法人の91.2%を占めており、1割に満たないそのほかの法人形態のみ対象とする合理的な理由は存在しないと思われる。前案、ベンチャー支援や外国会社の代表者等については対象となっている。これらについては、株式会社以外の代表者と同等、希望すれば自宅住所を非表示することを要する。</p>	個人	法務省	<p>一定の要件の下、株式会社の代表取締役、代表執行役員又は代表清算人の住所の一部を登記事項証明書や登記簿事項簿、登記簿情報提供サービスに表示しないこととする措置を創設する商業登記規則等の一部を改正する省令（令和6年法務省令第28号）が令和6年4月16日に公布され、同年1月1日から施行されます。</p>	検討を予定	<p>株式会社以外の会社及び法人の代表者住所の公開の在り方については、改正省令の施行状況も勘案しながら検討してまいります。</p>		
500	令和6年4月22日	令和6年5月22日	一般道路における法定速度の引き上げ		<p>令和5年度の50番の提案をさせていただいた者です。回答を受けて再度提案をさせていただきます。 現行法制で対応可能な範囲で、警察庁の交通規制基準によると法定速度(60キロメートル毎時)を超える70キロメートル毎時以上の規制を、ないことになっています。 70キロメートル毎時以上に規制できる道路は簡単に言う自動車専用道路のような道路に限られていて、法定速度より高い制限速度になるのが難が走行しているも出たり前に感じる道路です。 私が言いたいのは一般道路において片側2車線の道路や北海道などの支線道路と法定速度で車線が大きい道路で現在の法定速度より高い制限速度を導入できるようにする法定速度の引き上げを求めます。車を併走する間違ったような道路規格、環境のドラスティックでは一般道の法定速度は100キロメートル毎時で、日本においても法定速度を引き上げていくことは可能だと思います。 なので、片側2車線以上の道路や片側1車線の道路で中央線・中央分離帯のある道路に限り法定速度を引き上げる等でも良いと考えます。 また、法定速度を引き上げた場合でも「令11条」が規定する最高速度は、数多く道路標識等によりその最高速度が指定されていない道路における最高速度であるので必要に応じて速度規制を今まで通りの60キロメートル毎時の規制を導入すればいいだけだと思います。 このことから法定速度の引き上げを求めます。</p>	個人	警察庁	<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条第1項は、車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で運行してはならないとされています。道路交通法施行令（昭和35年政令第20号）第1条が、自動車及び原動機付自転車が高速自動車国道の本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外の道路を運行する場合の最高速度を自動車にあっては60キロメートル毎時と規定しています。</p>	<p>道路交通法第22条第1項、道路交通法施行令第11条</p>	対応不可	<p>一般の道路の規制速度を引き上げることが可能であることを理由に、全国的に法定速度を引き上げることが適切でないと考えられ、この場合、都道府県公安委員会が、道路標識等により、その道路の最高速度として60キロメートル毎時以上の速度を指定することにより、対応すべきものと考えられます。 いすにしても、各都道府県警察は、各路線の交通安全態勢の把握・分析し、現行規制速度が突発速度を有している道路においては、適切な規制速度となるよう検討するなど、適切な最高速度規制の実施に努めているところです。</p>	
501	令和6年4月22日	令和6年5月22日	車検証と各種申請とを連携させる。	<p>車検証と車庫証明などの各種申請を連携させて事務手続きの負担を軽減させる。</p>	<p>車庫証明をするために警察署に行くことと車検証の写しを提出するよう指示されますが、そもそも車検証の情報をマイナンバーカードのように各種システムと連携させれば車検証の写しを提出する必要はないはずで、警察署などの行政機関が車検証のデータベースシステムにアクセスして車検証の情報を入手できるようにして、車検証の写しの提出を廃止していただければ、民間に統一性を負担させて交通費をかける警察署まで足を運ばせなくても、お察しなごらんとシステムでサービスを提供できるようになり、世の中が便利になります。コロナ禍のような緊急事態になっても経済活動を続けることができます。国土交通省は、すみやかに実現してほしいと思います。よろしくお願います。</p>	個人	警察庁 国土交通省	<p>番号381の回答をご参照ください。</p>				

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
502	令和6年4月22日	令和6年5月22日	宅地建物取引士証の記載事項の見直し	宅地建物取引士証の表面に記載されている住所の削除	宅地建物取引士証の表面には住所が記載されているが、重要事項説明の際相手方に見られるため、プライバシーの問題からスクリーンで隠すことが多いという。国土交通省で付した件で対応しているという。免許の形で住所を表面に記載されているのは、自動車運転免許がないのである。宅地建物取引士証に住所を記載する必要はあるのか、逆に記載することは、個人情報の上で問題ではないのか。登録番号をハッキリと記載すれば深む話ではないのか。宅地建物取引士証の住所記載の削除を要請する。	個人	国土交通省	宅地建物取引士証の記載事項については、宅地建物取引士個人の責任の明確化による消費者保護の進展を図ること、宅地建物取引士が各種国家業務において関係限りより身分証明書の提示を求められた際に宅建士証が運転免許証等と同様に身分証明書として使用できるようにすることとを目的として、平成9年の宅地建物取引士法施行規則の改正により、記載事項として住所が追加されました。一方で、個人情報保護の観点から懸念については、制度の現状に記載のない、宅建士証の提示に当たり、宅建士の住所欄にスクリーンを貼ったうえで提示しても差し支えないこととされています。そのため、個人情報保護に問題はないと考えられ、また、引き続き宅建士証を身分証明書として使用するニーズも存在すると考えられるため、直ちに宅建士証の住所欄を削除することは困難です。	宅地建物取引士証の記載事項については、宅地建物取引士個人の責任の明確化による消費者保護の進展を図ること、宅地建物取引士が各種国家業務において関係限りより身分証明書の提示を求められた際に宅建士証が運転免許証等と同様に身分証明書として使用できるようにすることとを目的として、平成9年の宅地建物取引士法施行規則の改正により、記載事項として住所が追加されました。一方で、個人情報保護の観点から懸念については、制度の現状に記載のない、宅建士証の提示に当たり、宅建士の住所欄にスクリーンを貼ったうえで提示しても差し支えないこととされています。そのため、個人情報保護に問題はないと考えられ、また、引き続き宅建士証を身分証明書として使用するニーズも存在すると考えられるため、直ちに宅建士証の住所欄を削除することは困難です。	対応不可		
503	令和6年4月22日	令和6年5月22日	グリーン購入法適合商品に表示義務を課す。	グリーン購入法適合商品に表示義務を課す。グリーン購入法適合商品を選択しやすくする。	グリーン購入法は、国民や事業者がグリーン購入法適合商品を選択することによって努力義務を課していますが、グリーン購入法適合商品であることをPRしている企業もあれば、まったくPRしていない企業もあります。その結果、グリーン購入法適合商品の各各を100%以上ある分だけグリーン購入法の事業者の差別化を図る、自分で行いたいと判断できません。環境省は、国民や事業者がグリーン購入法適合商品を選択する気があるのでしょうか。企業に対してグリーン購入法適合商品に表示義務を課せば、一方で国民や事業者は、グリーン購入法適合商品であることを判断できます。どうしてこんな簡単なことを環境省はしないのでしょうか？食品表示法がありますよね？なぜしないのでしょうか？ グリーン購入法にグリーン購入法適合商品に表示義務を課せば、国民や事業者は簡単にグリーン購入法を判断でき、積極的にグリーン購入法適合商品を購入することができ、事業者が買水としてやってくる地球温暖化対策を進めることができ、グリーンな経済活動を推進し、国民生活や地球環境が豊かになります。 また、環境省は、表示義務を課すまでの準備期間中に、デジタル所に協力してもらって、商品のメーカー名や商品コードを入力する自動的にグリーン購入法適合商品であるかを判別できるサイトを環境省のホームページに作成してください。市町村がやっているゴミ捨ての自動判別のサイトがないのですか？市町村ができてくるんですから、国なら簡単にできると思います。よろしくをお願いします。	個人	環境省	グリーン購入法では、製造事業者等(例:メーカー)が物品等の環境負荷低減に関する情報を適切な方法により提供するよう努めることとされています。(同法第十二条) また、環境物品等の認証を行う事業者(例:環境省への団体)は環境物品等の需要の転換に資するための有効かつ適切な情報を提供するよう努めることとされています。(同法第十三条) 【グリーン購入法(法務)】 ○第十二条 物品の製造、輸入若しくは販売又は役務の提供の事業者は、当該物品の購入者等に対して、当該物品等に係る環境への負荷の把握のために必要な情報を適切な方法により提供するよう努めるものとする。 ○第十三条 他の事業者が製造、輸入若しくは販売する物品若しくは提供する役務について環境への負荷の低減に資するものである旨の認定を行い、又はこれらの物品若しくは役務に係る環境への負荷についての情報を表示すること等により環境物品等に關する情報の提供を行う者は、科学的知見を踏まえ、及び国際的取扱いとの整合性に留意しつつ、環境物品等の需要の転換に資するための有効かつ適切な情報の提供に努めるものとする。	環境省による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	現行制度下で対応可能	日本での唯一の第三者認証環境ラベルエコマークを所管しているエコマーク事務局と連携し、令和3年2月のグリーン購入法基本方針の閣議決定から閣議、エコマーク認定基準をグリーン購入法の基準に導入すること、環境表示を行う事業者等を主な対象として、グリーン購入を促進させる上で必要となる情報の提供のあり方等について整理した環境表示ガイドライン(平成26年5月決定)を定め開始することを行っているほか、グリーン購入法適合商品であるかを判別できるサイトを、品目数には限りがありますが、一部のECサイトでグリーン購入法適合商品を検索できる機能追加されています。	グリーン購入法適合商品につきましては、「制度の現状」でお示ししたとおり、事業者等はその製品等がグリーン購入法の基準を満たすことを示す必要があります。 既取法基準の環境負荷低減に関する情報については、事業者等による表示や、各種環境ラベル等のあらゆる媒体により提供されている中で、環境省としても、ご提案の趣旨のとおり、グリーン購入法適合商品であるか否か、判別の容易性を高めていく必要があると考えています。 そのため、環境省は、日本での唯一の第三者認証環境ラベルエコマークを所管しているエコマーク事務局と連携し、令和3年2月のグリーン購入法基本方針の閣議決定から閣議、エコマーク認定基準をグリーン購入法の基準に導入すること、環境表示を行う事業者等を主な対象として、グリーン購入を促進させる上で必要となる情報の提供のあり方等について整理した環境表示ガイドライン(平成26年5月決定)を定め開始すること、環境表示を行う事業者等を主な対象として、グリーン購入を促進させる上で必要となる情報の提供のあり方等を行っているほか、グリーン購入法適合商品であるかを判別できるサイトを、品目数には限りがありますが、一部のECサイトでグリーン購入法適合商品を検索できる機能追加されています。
504	令和6年4月22日	令和6年5月22日	R3規制改革403提案は、支店登記制度を廃止して法人住民税の事業所情報を公開すべきであるというものである。/上場企業を含め、突如として支店を設置しているにもかかわらず支店登記を怠っている会社が多く、そもそも出店前や営業所は登記されていないため、取引相手や会社の情報を知ることができず、支店登記制度では正確な情報が得られず、取引の安全と円滑が実現されないという。/これによりして法律者は、「なお、取締役会設置会社において、実態として、会社法上の支店が4箇所に達することによるほか、支店を設置したにも一	一かかわらず、その目的を登記申請をしない場合には、取締役等につき、登記義務の懈怠があるとされる可能性もありません。と回答した。/登記懈怠の「可能性もあります」としか記述しているのは裁量判断の権限であるため法律者は断言できないという意味で、その会社が義務違反の違法であることは変わらない。/すなわち、いずれにしても支店登記をしないことは会社法に違反している。/しかし、支店登記をしないことが会社法に違反するから、監督非設置の取締役設置会社の株主は、支店登記の義務を怠り支店登記をしないことにより、取締役会の招集を請求できることとなる。/なぜ中小企業だけ事実上の支店登記を強いるのか？/反対に、監督非設置している取締役会設置会社では、監督役の設置によってこの違法な手段を握りつぶしていることとなる。/取引はコールセンター・ガバナンスをツールとして対応対応を呼び込んでいるけれど、上場企業のみが会社法で違反している事実も日本の経済界が投資対象に達さない理由とされるのではないかと。/支店登記を廃止して、上場企業の会社法違反状況を解消すべきである。/そもそも本店所在地における支店情報の登記は、重要な意味を持つのは会社が支店の存在を相手方々に知らせる場合だけで、取引の相手方からすれば、登記があるかないか不確定な支店・営業所・出張所情報は会社法にない。/したがって、地方税の事業所情報を公開することで、取引の相手方が会社の調査を容易にできるようにすべきである。/支店登記は登録事業所にすればよい。/企業の負担軽減、「取引の安全と円滑」機能の向上、政府業務の効率化といいたいところだ。	商業登記センター	法務省	会社法上、会社が支店の設置、変更又は廃止を行った場合には、本店の所在地において、その旨を登記すること求められる(会社法第911条第3項第5号、第915条第1項等)。	会社法第911条第3項第5号、第915条第1項等	対応不可	会社の支店は、本店から離れた独自の営業活動をし、対外的にも支店として取引をなし得る人的、物的の組織を備えた、会社の営業活動の中心となる場所であり、重要な組織の一部を構成するといえます。そのほか、会社法上は、そのような重要な組織の一部である支店につき、設置、変更又は廃止が行われた場合には、本店の所在地において、その旨を商業登記上公示することを義務付けています(会社法第911条第3項第3号、第915条第1項)。本店所在地における支店情報の登記は、重要な意味を持つものであるため、当該制度を廃止することは相応ではないと考えられます。		

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
505	令和6年4月22日	令和6年5月22日	社会福祉士について、前便な行政手続構築の作成・代理を認めること。	社会福祉士はソーシャルワーカーとして高齢者、障がい者と関わる場面が多い。相談援助対象者の中には障がいが認定されていないものの、軽度の知的障がい等を有する方や経済的に困難を呈している方も多い。行政を行う手続等ははなからわかる国家資格者に独占されているが、自宅から施設へ住所が変更となった場合の住居費や障がい者自立支援制度に基づく手続き等について、身近な存在でありかつ国家試験で権利擁護についても能力指標されている社会福祉士作成・提出代行を認めていただきたい。	上記にも記したところではあるが、ソーシャルワーカーとしての社会福祉士が相談援助を行うは適切なアシストが求められる場合も多い。少くとも複雑性がある(ように思われる)書類等については作成することも種方も多い。また、重ねて経済的に困難している方も多く、例えば、行政書士や社会保険労務士に報酬を支払い依頼するものは現実的には困難な場合がある。社会福祉士にこれらの作成、提出代行を認めることにより相談援助対象者の権利の擁護を図ることが可能となる。	厚生労働省 総務省	<p>社会福祉士の業務の範囲については、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条において、以下の通り定義されており、行政書士法(昭和26年法律第4号)第1条の2に規定する行政書士の業務の範囲のように、「他人の依頼を受け報酬を得て、官公署等に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを含む。また、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)第2条に規定する社会保険労務士の業務の範囲のように、「別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令に基づいて申請書を作成すること。」とは含まれていません。</p> <p>なお、行政書士が行う業務及び社会保険労務士が行う業務については、それぞれ行政書士法第19条第1項において、「行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署等に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを含む。また、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)第2条に規定する社会保険労務士の業務の範囲のように、「別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令に基づいて申請書を作成すること。」とは含まれていません。」旨が規定されており、社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、第二条第一項第一号から第二号までに掲げる事務を兼として行つてはならない。」旨が規定されており、</p> <p>○社会福祉士及び介護福祉士法 (定義) 第2条 この法律において「社会福祉士」とは、第28条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は理上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に際し、助産、看護、福祉サービスを提供する者又は福祉サービスの提供関係サービスを提供する者その他の関係者(第47条において「福祉サービス関係者等」という。)との連絡及び調整その他の援助を行うこと(第7条及び第47条の2において「相談援助」という。)を業とする者を含む。</p> <p>2 (略)</p> <p>○行政書士法(昭和26年法律第4号) (業務) 第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合には当該電磁的記録を、以下この条及び次条において同じ。))その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。</p> <p>一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許可等(行政手続法(平成五年法律第8十八号)第二十五条第三項に規定する許可等及び当該書類の受理をいう。次号において同じ。))に関して行われる期間又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為(弁護士法(昭和二十四年法律第二五五号)第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。))について代理すること。</p> <p>(業務の制限) 第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、兼として第一条の二に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続については、当該手続に関し、相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。</p> <p>○社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号) (社会保険労務士の業務) 第二条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。</p> <p>一 別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令(以下「労働社会保険諸法令」という。))に基づいて申請書等(行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、再審査請求書その他の書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。))をいう。以下同じ。))を作成すること。</p> <p>一の二 申請書等について、その提出に関する手続を代わつてすること。</p> <p>(略)</p> <p>(業務の制限) 第二十七条 社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、第二十五条第一項第一号から第二号までに掲げる事務を兼として行つてはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び政令で定める業務に付随して行う場合は、この限りでない。</p>	社会福祉士及び介護福祉士法、行政書士法、社会保険労務士法	【厚生労働省】 対応不可 【総務省】 対応不可	【社会保険労務士】 ・社会福祉士が行う相談援助には、関係者との連絡調整の一環として書類を作成することを支援し、社会保険労務士法に抵触しない範囲で、公的機関等へ提出することも含まれています。 ・現行法においても、社会保険労務士の独占業務ではない相談対応や指導であれば社会保険労務士法第27条に抵触しないため、社会福祉士が行うことも可能となっております。	
506	令和6年4月22日	令和6年5月22日	建築物への消防隊侵入口について	建築物の確認申請時、建築基準法で、消防隊の侵入口の規制があり必要な開口を確保しますが、それは別に、同時に提出する消防への同意書で、消防法での侵入への開口チェックで有期間・無期間の判断があります。建築基準法での消防隊の侵入口を削除して、消防法にまで取扱いせず。	消防法が必要としない建築物の部分でも、建築基準法では、消防隊の侵入口として確保しています。それぞれ法律の考え方が違うので、消防が必要という開口ならば、消防法だけで法規制すれば良いと思います。	個人	国土交通省 総務省	<p>建築基準法においては、一定の建築物について、非常用の出入口もしくはその代等となる出入口等の設置を要求しています。</p> <p>一方、消防法においては、空・廊下などの開口部の設置自体を定める規定はなく、各階に避難上又は消火活動上有効な開口部(一定の基準を満たす非常用出入口を含む。)が一定以上設けられているか否かにより、消防用設備等の設置基準が異なるものです。</p>	建築基準法施行令第126条の6、7	対応不可	建築基準法においては、建築物のものに関する基準を定めており、消防法においては、消防用設備等に関する基準を定めています。建築物の建物の階や部の基準である非常用の出入口の構造や設置義務の基準は、非常用出入口ではない窓や開口部によって規定すべきものと考えております。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
521	令和6年5月28日	令和6年6月20日	マイクログタ(愛玩動物)の死亡時における化製場法の緩和に関する提言	一般家庭で愛玩動物として飼養されているマイクログタの死亡時における「化製場等に関する法律(化製場法)」の規制緩和を求めます。現在、死亡時には、化製場法に基づき、都道府県知事が「死亡獣畜取扱場」許可を得た施設や区域でしか行いません。そのため、ペットとして飼育中や養育の対応がなされない動物の死体と扱われ、一般廃棄物として扱われるケースが非常に多いです。また、行政に確認を要する「死亡獣畜取扱場」が県内になくというケースもあります。公衆衛生の観点から、死体を掘り出し移動させない方が賢明ではないでしょうか。死亡時において「死亡獣畜取扱場」以外のペット霊園やペット火葬の使用許可を求めます。	提案に至った背景として、大きく以下2点です。現在、犬猫の飼育頭数が減少し、長期的な視点で見ると、今後ペット業界の市場規模は減少することが想定されます。しかし、ペットの多様化もあり、犬猫に次ぐ次のペットとして、マイクログタの飼育頭数が増え、今後9年において、マイクログタ市場は50億円と、経済活性化に寄与します。 【現状】 1「マイクログタはペット(愛玩動物)であるが、「畜畜」に分類されること 愛玩動物ではありますが、「化製場等に関する法律(昭和23年)」により、「畜畜」としてみなされます。そのため、死亡時には、「死亡獣畜取扱場」で一般廃棄物として扱われる事例が多く、供養が出来ず、嘆かれる飼い主が多くなっています。 2「死亡獣畜取扱場」が都道府県によって存在しない場合もあること 死亡時に「死亡獣畜取扱場」は各県に必ず存在していません。弊社は山梨県内にファームの拠点をありますが、山梨県内に死亡獣畜取扱場がないため、死体を東京都に通っています。公衆衛生の観点から、正しいことではないですが、化製場法を遵守すると、このような対応をせざるを得ない状況です。 畜舎から愛玩動物、家族の一員と受け入れられたマイクログタの日本の歴史は浅いため、まだ死亡事例が多くはないですが、飼育頭数の増加に伴い、現状の法律で限界を迎える時がきます。(令和4年8月12日「化製場等に関する法律」第3条の適用について)で、飼育時の規制が緩和されました)ペットとしてのマイクログタの命を悔いも持ちもりますが、住んでいる地域で速やかにペット火葬することが、防疫対策の観点からも重要だと考えます。	株式会社 SalaDa	厚生労働省	化製場等に関する法律(昭和23年法律第145号)において、死亡した獣畜(牛、豚、馬、めん羊、山羊)の解体、埋却又は焼却(以下、「後処理」という。)は、都道府県知事の許可を受けた死亡獣畜取扱場において行われなければならないとされています。	化製場等に関する法律第2条第2項	対応不可	そのため、飼養されているペットの飼であっても、公衆衛生上生じさせないよう、都道府県知事の許可を受けた死亡獣畜取扱場において焼却等行われる必要があります。	
522	令和6年5月28日	令和6年6月20日	園による要配慮者の加配認定要件の設定	グレーゾーンのお子様に対する要配慮児かどうかが不明確な、いわゆるグレーゾーンのお子様の加配認定については、保護者の方がお子様が障がい者であるとして自治体に申請しない場合、保育士等(学童職員を含む)の加配をできない状況となっている。また、加配認定に関する指針としての統一的な指針が無いため、加配認定に保守的になり、保護者の申請に限定してしまう自治体が多い。こうしたことから、第三者の目からみれば、保育士等の加配による配慮が必要なとお考えのお子様であっても加配が困難となっている。すなわち、配慮が必要なお子様が十分な保育を受けことができない、園のお子様が待ち置いて保育を受けられない、保育士等は配慮が必要なお子さまに注力せざるを得ず全体として負荷増大・保育の質低下を招きやすい、という事態になっている。いづかの自治体では、保護者からの申請が無いため、自治体職員の意見や園からの意見を基にして審査会・協議会を開催することで、加配認定を実施している事例がある。このため、園自身が加配認定に関する統一的条件(通達)を示し、保護者からの申請のみならず、自治体職員(巡回者)の意見、園長や児童発達支援管理責任者等専門家意見、保育士等の職員の意見などを尊重し、いづれの意見を基にも、自治体としての審査会にて加配認定ができる、判断にしたい。	要配慮児かどうか不明確な、いわゆるグレーゾーンのお子様の加配認定については、保護者の方がお子様が障がい者であるとして自治体に申請しない場合、保育士等(学童職員を含む)の加配をできない状況となっている。また、加配認定に関する指針としての統一的な指針が無いため、加配認定に保守的になり、保護者の申請に限定してしまう自治体が多い。こうしたことから、第三者の目からみれば、保育士等の加配による配慮が必要なとお考えのお子様であっても加配が困難となっている。すなわち、配慮が必要なお子様が十分な保育を受けことができない、園のお子様が待ち置いて保育を受けられない、保育士等は配慮が必要なお子さまに注力せざるを得ず全体として負荷増大・保育の質低下を招きやすい、という事態になっている。いづかの自治体では、保護者からの申請が無いため、自治体職員の意見や園からの意見を基にして審査会・協議会を開催することで、加配認定を実施している事例がある。このため、園自身が加配認定に関する統一的条件(通達)を示し、保護者からの申請のみならず、自治体職員(巡回者)の意見、園長や児童発達支援管理責任者等専門家意見、保育士等の職員の意見などを尊重し、いづれの意見を基にも、自治体としての審査会にて加配認定ができる、判断にしたい。	民間企業	こども家庭庁	障害のある子どもが保育所を利用する場合において、保育士加配に要する費用を地方交付税により財政措置を講じております。	なし	対応	グレーゾーンの児童については、精神保健福祉手帳等がない場合にも、医師の診断等に基づき市町村が加配が対象と判断した場合、保育士の加配が可能である等、第三者の意見を根拠とする加配認定も可能であり、その旨、事務連絡や全国会議等において周知を行っております。引き続き、障害のある児童等への適切な保育の実施も含め、全ての児童が健やかに成長できるように保育環境の整備を進めてまいります。	○
523	令和6年5月28日	令和6年6月20日	フロン排出抑制法における管理第一種特定製品の管理	管理第一種特定製品の簡易点検を3月に1回以上実施することは、研究の推進を阻害するものである。そのため、7.5kW未満の特定製品については簡易点検を除外するよう規制の見直しを求める。フロン類の気中への排出を抑制するには特定製品の管理者の重要な責務であり、定期的な点検を要する必要がある。定期的な点検を要する特定製品の判断の基準となる簡易点検を維持するよう規制の見直しを求める。	化学の製造、研究の現場では、市場ニーズや顧客要望に迅速且つ正確に対応するため非常に多くの第一種特定製品が使用されている。そのため第一種特定製品の管理者は管理者の判断の基準に則り、特定製品に使用されるフロン類の管理を厳重に行うと共にその適正化を推進するべく法定点検を実施している。しかしながら、平成25年改正フロン排出抑制法の施行後、簡易点検が導入の発見に直接関係した例は少なく、中でも7.5kW未満の機器では漏入の量と同等割合で低いことが令和4年の生産者等調査報告書から報告されている。国内企業が研究分野で国際競争に打ち勝つためには、脚たな管理者への負担を軽減し研究開発スピードを加速化することが重要である。本提案の実現により、7.5kW未満の機器・設備の簡易点検を除外できれば、管理者の負担を軽減し研究開発スピードの加速に繋がると、国内企業の国際競争力の強化につながる。なお、簡易点検が除外されても適正な点検管理を可能にする主要な要件が維持される管理システムが既に構築されており、現在及び将来の国産の環境・文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献するという責務を果たすことができる。簡易点検が緩和される効果は、研究開発スピードだけにとどまらず、企業が新たな産物を創造するエネルギーとなり、生産性の向上にも及ぶ。その先には国内の経済成長、消費者の生活の質向上といった効果も期待できる。	三菱ケミカルグループ株式会社	経済産業省	フロン排出抑制法第16条第1項に基づき、第一種特定製品(業務用の冷蔵庫・冷凍庫・エアコン)の管理者がフロン類の管理の適正化のために製品の使用時に際して取り組むべき措置として判断の基準となるべき事項を、「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」(平成26年経済産業省「環境省告示第18号」)において定め、製品の管理者に対して、フロン類の漏えい又は漏入を防止させるべき措置が漏えい又は漏入を発生させない限り実施するよう義務づけている。定格外7.5kW未満の第一種特定製品は、本告示で定める簡易点検に関する事項に基づき、3ヵ月に1回実施する。第一種特定製品からの異常音、外観の損傷、腐蝕、漏れ、異臭及びびきりその他の劣化、油漏れ並びに給電設備への電圧の付着の有無等を点検する必要があります。	フロン排出抑制法第16条第1項、平成26年経済産業省「環境省告示第18号」	検討を予定	フロン排出抑制法は、「オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の気中への排出を抑制すること」を主な目的とする。定格外7.5kW未満の第一種特定製品を簡易点検から除外してもなお当該目的を達成することができるなどとして、今後検討を行う予定です。	
524	令和6年5月28日	令和6年6月20日	特定化学物質障害予防規則、特定化学物質を製造又は取り扱う労働者の安全衛生を確保する趣旨は理解する。一方、作業環境測定については、同防規の第三十六条においてすべての事業者が六月以内(と一画、定期)に空気中の濃度の測定を行うことが義務づけられており、ガス、蒸気又は粉じん濃度が常態として有害な程度になるおそれがない労働基準監督委員会の認定を受けた作業場においても、測定回数の作業環境測定を削減されている。なお、事業者は既に設備の設置もしくは有害のおそれないという認識を受けられ場合であってもリスクマネジメントの実施等により、労働者の健康障害予防という責務を怠っていない。また、作業環境が認定に適合するおそれがない場合においても六月以内(と一画)の作業環境測定を義務付けることは、事業者に必要な責任を怠るものであり、その効果は企業が新たな価値を創造するエネルギーとなり、国内の経済成長、消費者の生活の質向上といった効果も期待できる。現在国内の製造業を中心とした事業者は、急速する国際競争環境の中で厳しい競争環境にさらされている。国際競争に打ち勝つための競争力強化は国内企業において急務であり、生産性向上に向けて合理的な運営を促進するためには規制を見直す必要がある。	特定化学物質障害予防規則の第二章第五条において、事業者は特定化学物質を製造又は取り扱う作業場に当該物質のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はファンジュル空気換気装置の設置を義務付けているものの、続く第六条は労働基準監督委員会の認定を受けた場合にはその限りではないという除外規定となっている。一方、作業環境測定については、同防規の第三十六条においてすべての事業者が六月以内(と一画、定期)に空気中の濃度の測定を行うことが義務づけられており、ガス、蒸気又は粉じん濃度が常態として有害な程度になるおそれがない労働基準監督委員会の認定を受けた作業場においても、測定回数の作業環境測定を削減されている。なお、事業者は既に設備の設置もしくは有害のおそれないという認識を受けられ場合であってもリスクマネジメントの実施等により、労働者の健康障害予防という責務を怠っていない。また、作業環境が認定に適合するおそれがない場合においても六月以内(と一画)の作業環境測定を義務付けることは、事業者に必要な責任を怠るものであり、その効果は企業が新たな価値を創造するエネルギーとなり、国内の経済成長、消費者の生活の質向上といった効果も期待できる。現在国内の製造業を中心とした事業者は、急速する国際競争環境の中で厳しい競争環境にさらされている。国際競争に打ち勝つための競争力強化は国内企業において急務であり、生産性向上に向けて合理的な運営を促進するためには規制を見直す必要がある。	三菱ケミカルグループ株式会社	厚生労働省	令和5年4月から、特定化学物質障害予防規則第2条の第3項の規定により、化学物質管理の水準が特化則現場各所に掲げる水準を高くする都道府県労働局長が認定した事業場に対し、作業環境測定を含む個別規制の適用を除外する規定が施行されています。 なお、上記の認定にふさわしい場合は、労働基準監督委員会は、同規則第6条第1項において、作業場の空気中における第一種物質のガス、蒸気又は粉じんの濃度が常態として有害な程度にならないと判断した場合には、同規則第6条第1項による労働基準監督委員会の認定を受けた場合については、作業場の空気中における第二種物質のガス、蒸気又は粉じんの濃度が常態として有害な程度にならない(審判)による認定の取消要件に該当していないことを確認するためには、作業環境測定を行う必要があることから、同規則第3条第5項により、逐次認定を取り消すこととなります。	特定化学物質障害予防規則第2条の第3項第6条第36条	規制下で対応可能	令和5年4月から、化学物質管理の水準が特定化学物質障害予防規則第2条の第3項各号に掲げる事項を満たすと都道府県労働局長が認定した事業場に対し、作業環境測定を含む個別規制の適用を除外する規定が施行されています(第2条の第3項第1項)であり、この適用除外制度により対応可能です。 なお、同規則第6条第1項による労働基準監督委員会の認定を受けた場合については、作業場の空気中における第二種物質のガス、蒸気又は粉じんの濃度が常態として有害な程度にならない(審判)による認定の取消要件に該当していないことを確認するためには、作業環境測定を行う必要があることから、同規則第3条第5項により、逐次認定を取り消すこととなります。		

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
525	令和6年5月28日	令和6年9月17日	障害者の健康診断および人間ドック実施	<p>健康診断のバリアフリーが整っていない等の理由により受診できない障害者の受診を促すために、オンライン受診も含めた遠隔診療を拡大し、また医療機関立の健康診断および障害者施策の多様な連携をすすめるため受診結果を特定健診の対象年齢に問わずマイナンバーへの登録対象とする。</p> <p>各地の医療機関では適応が困難な障害者向けの人間ドックを試行継続しながらも長年行っていない。これを国主導で模範化するべきと考え。 https://www.dinf.ne.jp/d/2/490.html https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prdl/jsrd/noma/n310003.html https://mlhw-grants.niph.go.jp/system/files/2017/172081/201717019A_upload/201717019A0014.pdf</p> <p>また被用者である障害者は使用者(事業主)が実施する事業所健診の受診対象であるが、使用者によっては事業所に出席しては健康パスでの集団健診以外の健康診断受診を一切認めない者もいるため、イレギュラー健診による追加費用を一切払いたくない、障害者雇用そのものを行わない企業もある。</p>	個人	厚生労働省	<p>〇医療分野における事業者による障害を理由とする差別を解消するための取組については、「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン」において、必要かつ合理的な配慮を行うために必要な考え方、個々の障害者への合理的配慮を的確に行うための環境の整備が事業者の努力義務であること等をお示ししています。</p> <p>〇また、各種健診においては、医師による診察が定められていますが、健診の診察に代わって、「オンライン診療の適切な実施に関する指針(厚生労働省 令和5年3月一部改訂)」および「オンライン診療の適切な実施に関する指針に関するガイドライン(厚生労働省 令和5年1月一部改訂)」において、「主に障害者などを対象とした診療であり、対面診療において一般的に同一医師が行う必要が低いと認識されている診療」として、「健康診断など疾患の治療を目的としない診察、診断等」を定めており、オンライン診療の可能な範囲に、健康診断における診察も含まれています。一方、健診には、医師の診察のほか、血液検査等の医療行為が含まれます。例えば、自己採血キットを用いた血液検査は精度管理上の問題があり、血液検査として活用することは難しいとの結果が出ています。</p> <p>〇お示しの受診結果については、医療機関での検査結果も、各種健診制度に基づく健診結果を示すのか、定かではありませんが、健康増進法に基づく(検診)においては、マイナンバーで閲覧が可能となっております。なお、健康増進法に基づく(検診)以外については、特定健診の対象年齢でない40歳未満の事業主健診結果について、特定健診と同一項目については、マイナンバーでの閲覧が既に可能となっております。</p>	健康増進事業実施者に対する事業者の実施等に関する指針	<p>移行の制度で対応可能(一部対応不可)</p> <p>〇障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドラインについて、関係団体や医療機関などに周知しており、引き続き医療機関等で適切な対応がなされるよう取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>〇制度の現状に配慮の観点から、健診の全てをオンライン受診で実施することは現時点では難しいと考えます。引き続き、健診の受診環境整備を進めてまいります。</p> <p>〇健診結果のマイナンバーでの閲覧に關しては、制度の現状に配慮の観点のとおり、特定健診の対象年齢でない40歳未満の事業主健診結果についても、閲覧可能となっております。</p>		
526	令和6年5月28日	令和6年6月20日	「銀行高度化等会社」、「地域活性化事業会社」に限定した不動産介介業務の取扱いの解法	<p>銀行が95%超の議決権保有が認められる「銀行高度化等会社」は、「地域の活性化・産業の生産性の向上その他の特種可取社」の構成に表する業務が可能。また、「地域活性化事業会社」(投資専門家会社として議決権保有100%可能)は、「事業の再生又は地域の特色を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社」とされている。</p> <p>現在は、地域の活性化に資する業務が期待されており、地域において空き物件へのテナント誘致等の不動産仲介が認められれば、地元企業の事業開発や不動産向けに業務を行うことが可能。また、両社に不動産仲介業務の取扱いを認めていた方が。</p>	<p>1.現状制度の弊害 (地域の事情) 中小企業では、経営者・経営者の親族等が、自身の所有不動産を事務所・工場等として賃貸している例は多数存在。地方では不動産情報は銀行グループに集まる傾向。また、銀行は取引先への定期的な訪問により、支援対象企業だけでなく、地域の幅広い企業の不動産情報(ニーズ)を取得・保有。 (地域活性化) 「まちづくり」支援を含む地域活性化においては、企業本体だけでなく、経営者等の個人不動産の取扱い(売買、賃貸継承等)の調整が必要。支援に深く関与するほど、不動産取引の調整が必要となるのが実情。 地域活性化のために設立された「まちづくり会社」(地域活性化事業会社の例)において、空き店舗の特介等の不動産仲介業務を行う場合、銀行が95%超の議決権保有ができ、地域のニーズに十分に答えられない。地元企業が所有不動産の売却先等を探す際、不動産業者の情報に限定されるため、需給のミスマッチ(案件の不成立、進捗の遅れ)が生じ、地域活性化進展の阻害要因の一つになっている。 特定される「まちづくり」が保有している不動産関係に係る地域のニーズ・情報や、コネクションを活用して、引受先を探すことが、地域活性化の進展が期待。「銀行高度化等会社」や「地域活性化事業会社」において、不動産仲介業務が認められれば、空き店舗への新規テナント誘致に繋がることが期待できる。本件議決が出来れば、後継者に同じ両社主への事業継承や出資先者への創業支援、出資後のコンサルティング支援等、一連の支援が期待でき、地域経済の再生に取り組みの可能性が高まる。</p>	一般社団 法人等 二 地方銀行 協会	銀行及び銀行持株会社の子会社の業務範囲は、法令において限定されている業務に限られます。	<p>銀行法第12条、第16条の2第1項第14号及び第16号、第25条の第1項第13号及び第14号</p> <p>銀行法施行規則第17条の第8項、第34条の16第6項</p> <p>主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-3-4(注)Ⅱ</p> <p>Ⅲ-3-3-4(注)Ⅱ</p> <p>Ⅲ-4-7(注)2</p> <p>Ⅲ-4-7-5(1)(注)2</p>	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するもの、直ちに措置することは困難です。		
527	令和6年5月28日	令和6年6月20日	建設工事の現場における適用事業報告書の提出要件の緩和	<p>建設工事の現場では現場事務所を設けて、現場責任者が労働管理を行っているような場合、一つの事業所として適用事業報告書の提出が必要だが、労働管理の定義が労働基準監督署ごとに解釈が違ふ。そのため、法令違反防止のため、現在は元請け工事を請負いた、現場事務所を設けた場合、親に会社本からの監督が現場での労働管理でも適用事業報告書、協定、契約労働時間制に関する協定を提出する事もあり、時期と手間がかかっている。については、厚労省通知の「労働管理が一併に行われている場合」の解釈をより具体化する。</p>	<p>近年、IT化の推進により出勤時の打刻や残業の申請、出勤簿の打刻が本社にないにもかかわらず、出力が可能となった。現場事務所において一定程度の労働管理が可能となった。違ひの一方をすべて現場事務所に労働管理する者がいなくとも本社にいて出勤の取扱いや労働管理が可能になっている。そのため、親に上位の機関が労働管理を行っているのが直近上位の機関の場合は現場事務所のみが意味にない。</p> <p>建設業においては、ITを活用した遠隔での施工管理による専任技術者の専任性の緩和とさまざまな取組が認められている。そのような社会情勢において、ITの活用により本社にないが各現場事務所の労働管理が一行えるようになっている。また、現場事務所の現場代理人等が労働管理することも適用事業とすることは適度な規制であり、業務を明確化させている。</p> <p>そのため、当該現場を管理するためにアウトを借りて直接現場事務所に出動する場合や一定以上の金額の工事を受注した場合、就業規則が必要となる10人以上が当該現場事務所に出動する場合など適用事業報告が必要となる場面を明確にし、中小企業が現場事務所を同じ市内に現場事務所を設ける場合2〜3人の技術職員が現場事務所に直接出動する場合は適用事業報告の範囲外とし、業務の簡素化を行っていただきたい。</p>	民間企業	<p>適用事業報告は、労働基準法第104条の2及び労働基準法施行規則第57条第1項第1号の規定に基づき、事業を開始した場合にその報告を求めらるるものである。</p> <p>また、両法に於ける「事業」とは、皆に同一場所にあるか否か等により判断されるものであるが、その判断に当たっては、従業員規模、労働力及び労働管理の区分の有無、組織的な関連性や事務能力等を総合的に勘案した上で、個々の事業の適用単位が決定されるとされています。</p>	<p>労働基準法第104条の2</p> <p>労働基準法施行規則第57条第1項第1号</p>	適用事業報告は、労働基準監督署等がこの業務の執行に際して、適用対象となる事業場の存在や、その労働者を把握することを目的として行っているものである。その上で、両法における「事業」に該当するか否かを判断するに当たっては、従業員規模、組織的な関連性及び事務能力等を総合的に勘案した上で、個々の事業の実態に応じて適用単位を判断することとされており、建設現場の労働管理に現場責任者が含まれている場合においても、この考え方は変更はなからず、前記で例示されているようなケースを一律に「事業」に該当しないとして整理することは困難です。		
528	令和6年5月28日	令和6年6月20日	迷子マイクログラ(愛玩動物)の保護に関する措置	<p>一般家庭で愛玩動物として飼養されているマイクログラが迷子になり、保護された場合、市区町村によって対応が異なる。市区町村の不均衡を無くし、大猫同様の保護方法を、期間を求めます。大猫以外の動物は「拾得物」として扱われ、警察署長が判断して売却したり、保護動物を警察署内で預かることは、職員のみ、全てを警察署・保護所で預かることが難しい。民間団体との連携で、職員の負担を減らしながら、「人と動物の共生を旨とする指針」を社会全体で目指します。</p> <p>【現状】職員がマイクログラがペットであることを確認しているか否かで、市区町村によって法の解釈が異なることマイクログラは愛玩動物ではあるが、大猫以外の扱いになります。市区町村によって不均衡が起き、大猫同様の運用で統一を求めます。今後、マイクログラの取扱いを定めた仕組みも、プロは「家畜」だけでなく、「ペット」として家族がいたことを広く行政の職員が皆さまに把握いただきますよう、周知いたします。</p> <p>【環境省】大坂府(遠達型警察) マイクログラの有無を確認した上で、迷子マイクログラを数日保護し、保護団体へ譲渡(千葉県、マイクログラ)の有無を確認した上で、迷子マイクログラを数日保護し、飼い主へ返却(宮崎県(都城警察署)) 飼い主は迷子になったことをすぐに警察署に連絡していたにも関わらず、マイクログラの有無を確認せず、拾得後、即日処分処分。</p>	株式会社 SuiLaBa	警察庁 環境庁	<p>【警察庁】迷失物では、マイクログラは、犬や猫と同様、準遺失物に該当し、ご指図の「拾得物」として取り扱うこととされています。</p> <p>【警察署長】迷失物により、売却や処分が可能となる。ご指図は事実確認で、「拾得物」として取り扱う動物は、遺失物として、売却や処分が可能なものである(遺失物法第9条及び第10条)。この場合の処分は、「引き取り」を「適当に認められる者に引渡す」又は「法的に適当な同種の野生動物の生息地において放つ」といづれかの方法によって行うこととされており、「遺失物」(拾得物)として取り扱う動物に関するマイクログラの場合は、遺失者を探すため、必要に応じて実施しております。</p> <p>【環境省】動物の愛護及び管理に関する法律第35条</p>	<p>【警察庁】「環境省」の他</p> <p>【環境省】動物の愛護及び管理に関する法律第35条</p>	<p>【警察庁】制度の現状に配慮の観点のとおり、遺失物法では、マイクログラは、犬や猫と同様、準遺失物として取り扱うこととされており、迷子マイクログラに限らず、警察で動物を準遺失物として取り扱う際は、遺失物法に基づき、適切に対応してまいります。</p> <p>また、大猫以外の動物にもマイクログラが装着されている場合があることは機会を捉えて部内周知を図っております。</p> <p>【環境省】大猫同様の動物にもマイクログラが装着されている場合があることと機会を捉えて、周知を図っております。</p>		

規制改革・行政改革ホワイト検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
529	令和6年5月28日	令和6年6月20日	不動産仲介業務の一部解禁	取引先: 地域から、信用金庫が不動産仲介業務を取扱うことについて強いニーズがあるケース、具体的には、(1)取引先の担保不動産の売却、経営改善・事業再生及び相続・事業承継に係る支援、(2)「地域」において公的な役割を有する主体が関与する地方創生事業 信用金庫は地方総合戦略策定への協力を含め地方創生の中心的役割を果たすことが期待されており、自治体の担い手等において、戦略策定段階から関与する信用金庫が中立的立場から不動産活用促進等ができれば円滑な事業実行も促される。例えば、空き家・空き店舗の急増は都市部・地方部に関わらず年々深刻化しており、地域では様々な取組みが行われているが、この課題に対し、信用金庫が仲介サービスを提供できれば、地元の不動産情報のみならず、全国244金融の情報ネットワークを活用することで全国レベルでの効果的なマッチング支援も可能となる。については、「地域において公的な役割を有する主体」が関与する地方創生事業で取扱う不動産に関して仲介業務を解禁いただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信用金庫本体及び信用金庫の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。	信用金庫法第53条、第54条の21	検討を予定	信用金庫における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、信用金庫法に定められた事業に専念すること等による信用金庫の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、引き続き検討を行う。		
530	令和6年5月28日	令和6年6月20日	事業用不動産の有効活用範囲のさらなる拡充	「公的な再開発事業に該当しない場合や「公的な役割を有していると考えられる主体から」の要件(注1)を満たさない場合)であっても、金融機関の自主的な判断により、(1)事業用不動産の余剰スペースや統合倉庫等より事業の用に供さなかった不動産の賃貸等を一層柔軟に行うこと、(2)店舗の改装や既存店舗の改装・建替等の間に賃貸用の余剰スペースをあらかじめ確保し、地域での活用を図ること等ができるよう、金融庁「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を見直しいただきたい。	昨今、信用金庫では、店舗機能の見直しやDXの推進等により、店舗の余剰スペースや不稼働の店舗・土地が増加している。こうした余剰スペース等については、地域住民等からは、地域活性化・地域産業の振興等の観点から、事業用不動産を有効に活用してほしいとの声が寄せられるほか、店舗の老朽化等に伴う建替えや新築に際しても同様のニーズがある。事業用不動産の有効活用については、現状では、「公的な再開発事業」が公的な役割を有していると考えられる主体からの要請との要件に該当しない場合は、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」(注1-4-2-24注1)〜(注2)には記載されていない事業等に判断することであるが、金融機関によっては保守的に採択した結果として活用を想定することも少なくない。そこで、「公的な再開発事業に該当しない場合」が「公的な役割を有していると考えられる主体からの要請がない場合」である。金融機関の自主的な判断により、地域・シララ(富商・高産・福祉等)の充実、地域の賑わい創出、地域産業・取引先支援、近隣の建物と平仄を合わせた景観の確保等の観点から、(1)事業用不動産の余剰スペースや統合倉庫等により事業の用に供さなかった不動産の賃貸等を一層柔軟に行うこと、(2)店舗の改装や既存店舗の改装・建替等の間に賃貸用の余剰スペースをあらかじめ確保し、地域での活用を図ること等ができるよう、同監督指針を見直しいただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務(銀行法第10条第2項)として、賃貸の積極的な監督指針V-3-2-2(4)中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅴ-4-2-2(4)	検討を予定	保有不動産の賃貸に係る条件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行う。		
531	令和6年5月28日	令和6年6月20日	地域活性化等業務および一定の高度化等会社の業務範囲の拡大	信用金庫法上の「地域活性化等」の定義(注1)を一定の高度化等会社(注2)の業務範囲に拡大していただきたい。	2021年5月に公布された改正銀行法等により、①信用金庫本体の付随業務として、信用金庫業務の経営資源を活用して含むデジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務(地域活性化等業務)が追加されたほか、②子会社の取組業務として、一定の高度化等業務が追加された。地域活性化等業務および一定の高度化等業務に関しては、ともに内閣府において具体的な業務が個別列挙されているが、これらは2020年12月に公表された金融庁「銀行制度等ワーキンググループ報告」(WG報告)で示された業務を踏まえ、規定されたものである。これらについては、WG報告において、「制度の実施状況やニーズの要請などを踏まえ、機動的な取組を行うことが望ましい」とされており、金融庁はこれを踏まえ対応することとしている(※)。上記WG報告の公表から約3年が経過し、社会環境・経済情勢等も変化していることから、金融機関におけるその他付随業務や他業等の「他業禁止等」の取組状況、地域・利用者等のニーズ等を踏まえ、個別業務の追加等の見直しを行っている。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信用金庫本体が行うことのできる「地域の活性化等に資する業務」や信用金庫の子会社として保有することのできる「一定の高度化等会社の業務」については、法令において規定されている業務に限られています。	信用金庫法第53条第2項第20号、第54条の21第1項第2号、信用金庫法施行規則第50条第13項、第64条第4項	検討を予定	信用金庫法における「一定の高度化等会社の業務」や「地域の活性化等に資する業務」の再選定については、一定のリスク遮断効果を生む投資専門会社を専ら行い、その原則としてきた(信用金庫法同様)。	
532	令和6年5月28日	令和6年6月20日	事業承継会社に対する出資規制の緩和	信用金庫本体及びその子会社(投資専門子会社を除く)が事業承継会社に対して100%まで議決権を取得・保有できるようにしたい。	中小企業における経営者の高齢化、少子化による後継者不足が深刻化するなか、信用金庫において取引先の事業承継支援は喫緊の課題となっている。現行法よ、「事業承継会社」に対しては、信用金庫法上の特定子会社である投資専門子会社を経由する場合に限り、100%まで議決権取得・保有することができるが、信用金庫本体及びその子会社(投資専門子会社を除く)の場合は、10%以内での議決権取得・保有にとどまらなければならない。一方で、事業承継のニーズに応えるために投資専門子会社を設立・運営することは、特に中小金融機関にとって人的・資金的な側面から負担が大きく、事業規模から子会社としての採算性の確保も困難である。よって、中小企業支援として、中小金融機関において事業承継支援により一層積極的に取り組んでいけるよう、投資専門子会社を経由する場合に限らず、信用金庫本体及びその子会社(投資専門子会社を除く)についても、「事業承継会社」に対して100%まで議決権取得・保有できるように信用金庫法施行規則を改正していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信用金庫本体及び信用金庫の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。また、信用金庫の子会社の一部事業が議決権の保有については、上限規制(信用金庫と子会社の合計10%以下)が設けられています。これらの例外として「投資専門子会社」を経由する場合については、上限規制を超えて一般事業会社の議決権を保有することが可能です。	信用金庫法第54条の2第1項第2号、信用金庫法施行規則第70条第9項、第64条	対応不可	・利用者から預金を直接受け入れる主体である銀行等本体が、出資に係るリスクを直接抱えるようなことは、基本的には避けることが望ましいと考えられ、こうしたことから、銀行による出資は、銀行本体に対する一定のリスク遮断効果を生む投資専門会社を専ら行い、その原則としてきた(信用金庫法同様)。	
533	令和6年5月28日	令和6年6月20日	投資専門子会社の業務範囲の拡大	投資専門子会社の業務範囲にM&A仲介業務等を追加していただきたい。	信用金庫法上の特定子会社である投資専門子会社の業務範囲は、出融資とそれに附帯する業務に加え、ハンズオン支援能力を強化する観点から、2021年11月の内閣府令改定により、コンサルティング業務等が追加された。信用金庫の取引先の経営課題には、他業専ら不足、雇用確保、既存事業の拡大、新分野への進出などがあり、その支援として出融資のほかM&A選取の一つに貢献する。信用金庫はこうした取引先の経営課題に対し、コンサルティングを通じて、出融資やM&A仲介の支援を行っているが、M&A仲介業務をとする会社は、現行法上の投資専門子会社には該当しないことから、議決権取得の上限は10%となっている。M&A仲介業務は、コンサルティングや出融資と相合はることで、取引先にもっとワンストップ対応も可能になるものと考えられる。については、投資専門子会社の業務範囲にM&A仲介業務等(信用金庫法施行規則第64条第3項第14号の3)を追加していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信用金庫の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。投資専門子会社の業務は、出融資とそれに附帯する業務及びコンサルティング業務に限定されています。	信用金庫法第54条の21第1項第2号、信用金庫法施行規則第70条第13項	検討を予定	・業務範囲規制や議決権取得制限をはじめとする銀行規制等のあり方が検討された金融審議会「銀行制度等ワーキンググループ」における報告書(2020年12月)では、「投資専門子会社のハンズオン支援能力を強化するため、コンサルティング業務などを業務に追加する」と考えられるとされ、投資専門子会社の業務範囲を拡大したことであり、現行規定においても、投資専門子会社が投資先に対してM&Aアドバイザー業務を行うことが認められています。一方で、投資専門子会社が投資先支援とは独立した業務としてM&A仲介業務を行うことについては、投資専門子会社の業務範囲を定める上記録簿を前提に、投資専門子会社の同意や投資専門子会社の投資業務とM&A仲介業務の間で生じうる利益相反等の論点を整理し、かかる改正の必要性を慎重に検討する必要があります。	

規制改革・行政改革ホワイト紙検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
534	令和6年5月28日	令和6年6月20日	認可事項実行届書の取扱いの柔軟化	信用金庫法上の認可事項実行届書の取扱いについて、原則として提出不要としたい。	信用金庫は、信用金庫法の規定による認可を受けた事項を実行した際、認可事項実行届書を内閣府等に届出を行うことが規定されている。届出届書の記載内容は、通常、事前に掲出している認可申請書の記載内容と同様であることから、認可を受けた事項が各自の目的に実行されないなど、特別な事由が生じない限り、届出届書の提出を不要とするなど、届出届書の提出事項について柔軟化していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信用金庫は、信用金庫法の規定による認可を受けた事項を実行したときは、その旨を内閣府長官に届出なければならないとされています。	信用金庫法第67条第3項第5号、第87条の3	対応不可	信用金庫法の規定による認可を受けた日から6か月以内に認可した事項を実行しなかったときは当該認可は効力を失うこと、予定通りに実行されたかを確認する必要があるため、措置は困難です。なお、条件届出は申請ごと一括して行うことが可能です。	
535	令和6年5月28日	令和6年6月20日	臨時休業の届出等の緩和	「危険度の高い感染症」や、「技術的大規模停電やシステム障害等」)、「人的災害(テロ、暴動、火災等)」等の事由における臨時休業の届出等の手続きを簡素化した。また、「危険度の高い感染症」や、「技術的大規模停電やシステム障害等」)、「人的災害(テロ、暴動、火災等)」等についても、信用金庫法施行規則の改正により、当該届出の提出の手段の簡素化を検討していただきたい。	臨時休業における当該届出等については、2019年10月の法令改正において、「台風、地震その他の異常な気象、海嘯又は地震における臨時休業を行うことが当該業務の役員、職員又は利用者の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにより当該業務の業務の全部又は一部を中止する場合」の取扱いが簡素化されたほか、2022年7月の法令改正では、1業務取扱日以内で業務が速やかに再開されると確認が見込まれる場合等の手続きが簡素化された。上記の自然災害以外の場合においても、例えば新型コロナウイルス感染症においては、自然災害と同様に、役員職員及び利用者の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、業務を中止させるを得ない事例が生じている。このような点も踏まえ、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあると思われる、「危険度の高い感染症」や、「技術的大規模停電やシステム障害等」)、「人的災害(テロ、暴動、火災等)」等についても、信用金庫法施行規則の改正により、当該届出の提出の手段の簡素化を検討していただきたい。なお、これが難しい場合には、金融庁「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に明記するなどの対応を検討していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信用金庫は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由により、事務所を臨時に休業するときは、その旨を届出るとともに、公告し、かつ店頭に掲示しなければならないとされており、また、臨時休業を行った事務所が業務を再開した場合も同様の措置を行うこととされています。	信用金庫法第89条第1項で規定する銀行法第16条第1項、信用金庫法施行規則第130条	対応不可	信用金庫の事務所の臨時休業等に係る法令の定めは、業務の高い公共性に鑑みられたものであることから、当該観点から慎重に検討する必要があります。その上で、監督上の必要性等を踏まえ見直しを検討してきた（置換では、令和4年7月15日に「信用金庫法施行規則の一部改正を含む銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」を公布、同月16日に施行済み）ところですが、現時点で更なる関係法令の改正予定はありません。	
536	令和6年5月28日	令和6年6月20日	特定融資枠契約(コメントメントライン契約)の借主の範囲の拡大等	協同組織金融機関の会員に限らず、コメントメントライン契約の資本金要件や純資産要件等の一部緩和を行うなど、借主の範囲の拡大・柔軟化についてご検討いただきたい。	2024年4月に民間金融機関による実質無利子・無担保融資の返済開始の最後のピークを迎えるなか、信用金庫の取組により先行きの見通しが立たない不安や、社会経済構造の変化を踏まえた柔軟な事業展開といった観点から、融資枠が確約され、機動的な資金調達可能なコメントメントライン契約を活用したいとのニーズが寄せられている。コメントメントライン契約は、借主保護の観点から法令上より対象範囲が限定されている。この点、信用金庫はその預金業務規模に鑑みず事業性融資の割合に従業員10人以下の小規模企業(20人以下の場合は9割)であることから、コメントメントライン契約の借主の対象範囲に限定しない際、中小企業(実収金額が前年度内規程の売上等)であっても、信用金庫が強く信頼的と判断しているとは言い難い。さらに、相互扶助を基本理念とする協同組織金融機関においては、その会員に対して圧力的な契約締結が行われる懸念は少ないことから、保険型融資において会員特例が設けられている。については、こうした実態面及び上記会員特例が措置されている趣旨に鑑み、例えば、協同組織金融機関の会員に限って資本金要件や純資産要件等の一部緩和を行うなど、借主の範囲の拡大・柔軟化についてご検討いただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁 法務省	特定融資枠契約に関する法律において、借主の対象範囲は大会社、資本金が3億円を超える株式会社、純資産額10億円を超える株式会社等である場合と限定されています。	特定融資枠契約に関する法律第2条	検討を予定	特定融資枠契約に関する法律で規定される借主の範囲は、金融機関等と対等な立場で契約を締結し得る交渉能力を有し、コメントメントライン契約に関する手数料について、利息制限法及び出資法による保護を受けること考慮しなくてはならないと考慮される旨のみも示されている。資本金要件や純資産要件等の緩和を行うなど、借主の範囲の拡大・柔軟化については、慎重な検討が必要です。	
537	令和6年5月28日	令和6年6月20日	預金取扱金融機関が提供するローン全般、または教育ローン(既存住宅の購入を伴わないリフォーム)を適用除外としたことについてご検討いただきたい。	2009年12月に施行された改正前倒売法によって前倒売法の規制対象となる範囲が拡大、適用除外項目を除く全ての商品(債務を取扱う提携ローンが同法に定める「個別信用購入あっせん」に該当する可能性を有することになった。2017年6月には、いわゆる「既存住宅購入・リフォーム」として「特定提携ローン」(一部提携ローン)については、一定の要件を充足することで同法の適用除外となることが明確化されたものの、金融機関が債権できる業者を提携し、(一部提携ローン)以外のリフォームローンや太陽光発電設備等のローン、大学等と提携した教育ローン等を取扱うためには、個別信用購入あっせん業者として登録することが必要であり、この登録業者に当たるには事前審査(費用面)で当該業者の負荷がかかること、実質的に取扱いができなくなっている。これらの提携商品は顧客ニーズが高く、また、金融機関としても金利優遇を行いやすい商品であるため、着目顧客を兼ねている。については、預金取扱金融機関が提供するローン全般を法の適用除外していただきたい。なお、これが難しい場合には、以下の提携ローンを適用除外していただきたい。①業者と預金取扱金融機関が提携したリフォームローン(既存住宅の購入を伴わないリフォーム)を含むリフォームローン全般)や太陽光発電設備等の住宅設備等のローン②大学等の教育機関と預金取扱金融機関が提携した教育ローン	2009年12月に施行された改正前倒売法によって前倒売法の規制対象となる範囲が拡大、適用除外項目を除く全ての商品(債務を取扱う提携ローンが同法に定める「個別信用購入あっせん」に該当する可能性を有することになった。2017年6月には、いわゆる「既存住宅購入・リフォーム」として「特定提携ローン」(一部提携ローン)については、一定の要件を充足することで同法の適用除外となることが明確化されたものの、金融機関が債権できる業者を提携し、(一部提携ローン)以外のリフォームローンや太陽光発電設備等のローン、大学等と提携した教育ローン等を取扱うためには、個別信用購入あっせん業者として登録することが必要であり、この登録業者に当たるには事前審査(費用面)で当該業者の負荷がかかること、実質的に取扱いができなくなっている。これらの提携商品は顧客ニーズが高く、また、金融機関としても金利優遇を行いやすい商品であるため、着目顧客を兼ねている。については、預金取扱金融機関が提供するローン全般を法の適用除外していただきたい。なお、これが難しい場合には、以下の提携ローンを適用除外していただきたい。①業者と預金取扱金融機関が提携したリフォームローン(既存住宅の購入を伴わないリフォーム)を含むリフォームローン全般)や太陽光発電設備等の住宅設備等のローン②大学等の教育機関と預金取扱金融機関が提携した教育ローン	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	経済産業省	所謂提携ローンについては、預金取扱金融機関と消費者との金銭消費貸借契約と提携先販売業者と消費者との販売契約の間に密接な関連性が存在する場合は、前倒売法第2条第4項に規定する個別信用購入あっせんに該当するが、預金取扱金融機関から提携ローンを取扱い開始しては前倒売法第35条の3の23に基づき登録を受ける必要がある。	前倒売法(第2条第4項、第35条の23)	対応不可	本提案に関し、個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しに関する必要については、産業構造審議会前倒売小委員会において同様の趣旨の提案に係る審議をした上で、平成27年7月に取りまとめた報告書において、「中小企業を含めた登録個別信用購入あっせん業者が法の規定を遵守している中、現段階において、法の趣旨を適切とする措置を講ずる法的な必要性が示されていない」とされている。また、今後、具体的な必要性が示され、かつ、規制内容が選別と考えられる状況となった場合には、必要に応じて検討してまいります。	
538	令和6年5月28日	令和6年6月20日	保険販売業務に係る融資先販売規制の見直し	(1)小規模事業者の従業員等に対する規制の見直し。本規制は、融資先法人等に加えて、小規模事業者の従業員等についても圧力的な懸念があると設けられた規制であるが、一般的に従業員等は、自らの勤務先における融資取引の内容を承知していないのが通常であることから、勤務先の融資取引状況による事明規制は合理性が乏しいと見られ、従業員等の機動的な融資加入の機会を一方的に阻害しており、顧客の意思の尊重を図ることができないと判断し、見直しを要する。また、協同組織金融機関は、相互扶助の理念を踏まえて、法人会員の融資先については代表者を含めて「保険販売」が認められているにも拘らず、当該法人の従業員等には一律に「保険販売」が認められない不平等が生じていることから、本規制の見直しを行うべきである。(2)販売規制に係る保険契約の範囲の見直し。一般社団法人全国信用金庫協会が「融資先販売規制」が定められているが、信用金庫の主要取引先である中小企業は、経営者の高齢化に伴う事業リスクの備えや退職金等といった課題を抱えており、本規制により、これらの課題解決に適切に対応することができない。取引先事業者の課題に対して、適切なコンサルティング機能を発揮するためにも、本規制の見直しを行うべきである。	(1)小規模事業者の従業員等に対する規制の見直し。本規制は、融資先法人等に加えて、小規模事業者の従業員等についても圧力的な懸念があると設けられた規制であるが、一般的に従業員等は、自らの勤務先における融資取引の内容を承知していないのが通常であることから、勤務先の融資取引状況による事明規制は合理性が乏しいと見られ、従業員等の機動的な融資加入の機会を一方的に阻害しており、顧客の意思の尊重を図ることができないと判断し、見直しを要する。また、協同組織金融機関は、相互扶助の理念を踏まえて、法人会員の融資先については代表者を含めて「保険販売」が認められているにも拘らず、当該法人の従業員等には一律に「保険販売」が認められない不平等が生じていることから、本規制の見直しを行うべきである。(2)販売規制に係る保険契約の範囲の見直し。一般社団法人全国信用金庫協会が「融資先販売規制」が定められているが、信用金庫の主要取引先である中小企業は、経営者の高齢化に伴う事業リスクの備えや退職金等といった課題を抱えており、本規制により、これらの課題解決に適切に対応することができない。取引先事業者の課題に対して、適切なコンサルティング機能を発揮するためにも、本規制の見直しを行うべきである。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から設けられている。銀行等による融資先販売については、保険契約者の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から設けられている。非公開情報保護措置・融資先販売規制・タイムズ規制・相当身分規制・預金の取扱い禁止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による融資先販売については、保険契約者の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けられている。非公開情報保護措置・融資先販売規制・タイムズ規制・相当身分規制・預金の取扱い禁止措置については、必要が生じた場合に行うこととしています。	

規制改革・行政改革ホワイト紙検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
539	令和6年5月28日	令和6年6月20日	保険販売業務に係る保険金額制限の撤廃	保険販売業務に係る保険金額制限を廃止していただきたい。	保険金額制限は、融資先へ特定の生命保険商品等を販売する際に、万一の弊害を抑止するために設けられた規制であるが、そもそも協同組合金融機関では会員に対する圧力販売は想定し難く、同様の人身保険であっても保険料の払込方法によって規制の対象とならぬなど、合理的な説明が困難なケースが発生している。 また、信用金庫は顧客のライフプランや意向を踏まえ、より、業績的な商品やプランの提案及び適切なフォローアップを行う必要があるが、例えば、疾病入院給付金目標の平均約1万円(2024年度)生命保険に関する金融機関調査(注)に示されているとおり、2027年の標準加入以後、自白期は平均のままで推移し、置かれていくと、本規制により顧客の最善の利益を図るための最適な提案ができなくなっている。本規制による制限金額は、協同組合金融機関の会員等に対する基本サービス又は福利厚生として認められる範囲とされているが、信用金庫では、会員に対する最善の利益の確保が「基本サービス」であるため、厳格な本にそぐわないこのような規制は撤廃もしくは金額設定の見直しを行っていただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者の保護を図り、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が取られています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タミング規制 ・担当区分規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものである。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府等へ改定し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実施把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。
540	令和6年5月28日	令和6年6月20日	生命保険の募集に係る構成員契約規制の見直し	生命保険の募集に係る構成員契約規制を見直しいただきたい。	本規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的としたものであるが、損害保険や第三分野商品には及ばない。特定の生命保険商品のみに設けられた規制であり、妥当性を欠いている。 また、特定関係法人とされる密接な関係にある者の範囲は、企業及び特定の国・地方公共団体といった行政団体も含まれる形式となっている。 したがって、本規制は、外形上の基準により顧客の勧誘的な保険加入の機会まで一律制限する過剰な規制であると見え、顧客の利益を損なっている。顧客本位の業務運営の観点からも、信用金庫が顧客に対するコンサルティング機能を十分に発揮できる機会を形式的に排除することのないよう、本規制を見直しいただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号、同法施行規則第234条第1項第2号、平成16年大蔵省告示第238号、保険会社向け総合的な監査指針目4-4(2)(3)(1)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑みられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。
541	令和6年5月28日	令和6年6月20日	共済代理店の範囲の異変し(生協法)における共済代理店の範囲に信用金庫を追加	生協法における共済代理店の範囲に信用金庫を追加していただきたい。	2008年までの保険業法と生協法の改正において、労働組合が保険と共済の代理店になることが認められたが、信用金庫は生協法上の共済代理店になることが望まれていない。 生協や労働連帯と異なり協同組織である信用金庫が生協の共済代理店になることができれば、会員・組合員に対する利便性はもちろん、基本サービスや福利厚生の変化する向上につながるかと考えられる。 利益第一主義ではない協同の相互扶助の理念とする信用金庫であれば、共済について適切な募集を行うことが可能であり、共済代理店になることができる者として追加していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省 金融庁	消費生活協同組合法においては、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う共済代理店として、①消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会、②労働組合、③自動車分解整備事業者を定めています。	消費生活協同組合法第12条の2、同法施行令第2条、同法施行規則第197条、同法施行規則第2条	検討を予定	協同組合金融機関(以下、「信用金庫等」という。)のうち労働組合については消費生活協同組合をその会員とすることであるため、共済代理店になることができる者として規定されましたが、更に信用金庫等に拡大することは、共済代理店制度の実情や共済を取り巻く状況等を踏まえつつ、引き続き、関係団体等も含めた慎重な検討が必要です。
542	令和6年5月28日	令和6年6月20日	保険販売業務に係る非公開情報保護措置の撤廃	保険販売業務に係る非公開情報保護措置を撤廃していただきたい。	信用金庫などの金融機関が保険募集を行うにあたり、業務に際し知り得た顧客の非公開情報(非公開金融情報)を顧客の事前同意なしに利用することは禁止されている。顧客の個人情報保護法に基づく利用同意を得ているにもかかわらず、信用金庫が保険募集を行う際にもこの非公開情報に関する規制は必要ないと考えられる。 また、信用金庫には、それぞれの顧客の状況や意向を踏まえた資産活用や保全などに寄与する多様な金融商品・サービスの提供が求められており、各商品の枠を超えた多様な商品の比較等、顧客に対する情報提供に向けた取組みとして資産情報サービスを活用している。同サービスは業務継続に活用されているが、非公開金融情報利用の事前同意は保険募集のみに適用されており、イコールマーケティングの観点から、商品・サービスの提供に合わせたコンサルティング機能を十分に発揮するために、本措置を撤廃していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者の保護を図り、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タミング規制 ・担当区分規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものである。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府等へ改定し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実施把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。
543	令和6年5月28日	令和6年6月20日	信用金庫がオンライン上で保険商品を販売する際の確保措置	信用金庫がオンライン上で保険商品を販売する際の確保措置を撤廃していただきたい。	「金融サービスの利用者の利便性の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」では、多種多様な商品・サービスをプラットフォームで提供する「金融サービス仲介業」が創設されたが、イコールマーケティングの観点から、例えば信用金庫におけるオンライン上の金融商品販売において、非対面での販売は想定し難いことから、保険商品の弊害防止措置等による手続きを削減するなど、顧客に対して利便性の高い金融サービスが同等に提供できるようにしていただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者の保護を図り、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タミング規制 ・担当区分規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものである。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府等へ改定し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実施把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。
544	令和6年5月28日	令和6年7月19日	確定拠出年金の脱退要件の緩和	確定拠出年金は、脱退要件のハードルが高い制度であることから、一定の条件(例えばペナルティ課税)のもと、資金資産の中途引出しを可能とするなど、他の企業年金制度と同一ように規制のさらなる緩和を検討いただきたい。	確定拠出年金における脱退要件は、2021年4月に個人型の要件緩和(通算の掛金拠出期間が3年から5年に拡大)、2022年3月に企業型の要件緩和(個人別管理資産額が1万円を超えて、DeCoの脱退要件を満たせば、DeCoへの移換は企業型DeCoの脱退可能)および個人型の要件緩和(個人型年金受給権者となることができない場合で一定の要件を満たす場合に脱退可能)と、一部要件緩和がされたが、引き続き、原則として脱退のハードルが高い制度となっている。 加入者の中には不利な事象が生じても原則として資産を受け取れないことについて不安感を抱く者が少なくないと考えられることから、他の企業年金制度と同一し、一定の条件(例えばペナルティ課税)のもと、年金資産の中途引出しを可能とするなど、規制のさらなる緩和を検討いただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省	確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっています。 【企業型年金】 (個人別管理資産額が15,000円以下である場合) ・「いずれにも該当する者」 ・企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者でない ・最後に企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から6月以内 (個人別管理資産額が15,000円を超える場合) ・上記の2つに加え、個人型年金の脱退一時金の支給要件(最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から2年以内)の要件を除くを満たしている者 【個人型年金】 以下のいずれにも該当する者 ・6歳未満である ・企業型年金加入者でない ・個人型年金加入者でない ・20歳以上65歳未満の日本国籍を有する海外居住者でない ・障害給付金の受給権者でない ・遺族の掛金拠出期間が5年以上又は資産額が少額(25万円以下) ・最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から2年以内	確定拠出年金法附則第2条の2第1項、第8条第1項、確定拠出年金法施行令第59条第1項及び第2項、第60条第1項から第3項まで	対応不可	確定拠出年金制度は、老後の所得の確保を図る目的で設けられた年金制度であり、この目的があることで脱税優遇措置が講じられている制度であるため、原則として、60歳到達前の中途引出しは認められません。 脱退一時金の支給要件の緩和については、制度の目的の観点から慎重な検討が必要です。
545	令和6年5月28日	令和6年7月19日	「マッチング拠出」における加入者掛金の上限規制の緩和	「マッチング拠出」における加入者掛金の上限規制を緩和していただきたい。	マッチング拠出の加入者掛金の設定にあたっては、①事業主掛金との合計額が拠出限度額の範囲内で、かつ、②事業主掛金を超えてはならないとされている。 事業主掛金が少額の加入者については、上記①の限度額に準じることがあったとしても、上記②の規制により、加入者掛金を少額しか出すことができない。 また、2017年1月から、個人型確定拠出年金(DeCo)の同時加入も認められたが、加入者が拠出するなどのデメリットがあることから、マッチング拠出が可能で確定拠出年金加入者は、当該拠出を活用した方が多い。 については、自動努力による更なる老後資産形成の観点から、上記②の規制を撤廃するよう検討願いたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省	企業型年金では、当該企業型年金の規約に定めること、拠出限度額の範囲内で、事業主掛金に上乗せし、加入者自身が掛金を拠出することが可能です。企業型年金加入者掛金の額については、事業主掛金の額を超えないよう決定又は変更する旨を企業型年金規約に定めるよう法律に規定されています。	確定拠出年金法第4条第3項第3号の2、第19条第3項、第20条	検討を予定	企業年金は従業員の福祉の向上を図るものであり、退職給付としての性格を持つものでもあることから、事業主拠出が基本です。そのため、企業型確定拠出年金における企業型年金加入者掛金(いわゆるマッチング拠出)については、事業主の掛金負担が従業員に転嫁されるようなことがないよう、従業員が拠出できる掛金額は事業主が拠出する掛金額の範囲とするとしているものです。 なお、マッチング拠出のあり方については、社会保険庁連合企業年金・個人年金給付において御議論いただいていることであり、今後の制度の在り方について引き続き検討してまいります。

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
546	令和6年5月28日	令和6年7月19日	確定拠出年金運営管理機関の登録事項「役員兼職状況」の届出について、信用金庫法に基づく兼職の届出申請と重複している仕組が「省庁間で情報共有を行う仕組み」を構築していただきたい。	確定拠出年金運営管理機関の役員兼職状況については、主務大臣への届出事項とされ、兼職状況に変更が生じた場合には、2週間以内にその旨を主務大臣に届け出ることとされている。ただし、信用金庫においては、常務に従事する役員等の兼職・兼業に関する信用金庫法で制限が設けられ、内閣総理大臣の認可を要する。上記の届出・認可申請については、信用金庫によって重複感のあるものであることを踏まえ、例えば、信用金庫法に基づく認可申請に係る情報を金融庁と厚生労働省で電子的に共有するような仕組みを構築するなど、金融機関の負担軽減や行政事務の効率化等に資する方策についてご検討いただきたい。また、本件に限らず、省庁間の届出等で重複しているものについては、上記のように省庁間で電子的に共有する仕組みを活用し、デジタルでワンストップの届出で済むような仕組みを構築していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省 金融庁	確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける際は、役員が兼業を行っている場合には、登録申請書に役員兼職の兼職状況を記載する必要があります。また、この事項に変更があったときは、その変更があった日から2週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならないとされています。	確定拠出年金法第89条第1項、第92条第1項、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第2号	対応不可	確定拠出年金運営管理機関の役員兼職状況については、年金関連業務を行う者としての適格性を判断するため、役員が確定拠出年金法第91条第1項第5号に該当するでないかを確認することとしています。これは、登録を取り消された確定拠出年金運営管理機関の役員であった者で当該取消の日から5年を経過しないものが役員に在る法人からの登録を拒否するものであり、信用金庫法に基づく確認とはその内容が異なることからご提案に対応することは困難です。		
547	令和6年5月28日	令和6年7月19日	確定拠出年金運営管理機関の登録事項に係る届出書類の簡素化	確定拠出年金運営管理機関の登録申請書に係る届出書類のうち、役員の住民票の抄本又はこれに代わる書類の添付を一律に不要としたい。上記措置が困難な場合は、一定の要件に該当する場合は不要とする、あるいは、オンラインでの送付(e-Govでの送付)を認めていただきたい。	①確定拠出年金運営管理機関の登録拒否事項に係る確認を行うとの観点からは、上記「役員の履歴書」の届出があれば足りるのと見られることと踏まえ、「住民票の抄本又はこれに代わる書類」の届出は不要としたい。②履歴書記載の住所等の真正性を確認する観点から、上記①のうち一部に届出を不要とすることが困難な場合、例えば、解体工事業者に係る登録申請と同様に「解体工事業者に関する法令(第2項参照)、地方公共団体情報システム機構が提供する仕組みを活用して、住民票本合帳ネットワークシステムにより本人確認情報の提供が図られる場合には、「住民票の抄本又はこれに代わる書類」の届出を不要としたい。③道に上記①・②の措置が困難な場合は、暫定措置として、e-Govによる登録申請・変更届出に際してはも原本の届出が必要とされている「住民票の抄本又はこれに代わる書類」について(厚労省「変更届出書(命令様式第4号)」の届出に係るのみ)e-Govの届出申請、併せてe-Skanにした「住民票の抄本又はこれに代わる書類」の電子データの届出を認めるなど、オンラインで提出できるようになりたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省 金融庁	確定拠出年金運営管理機関に関する命令第93条第1項第1号及び第2号において、確定拠出年金運営管理機関の登録申請又は役員の変更があった場合の届出に関して、「住民票の抄本又はこれに代わる書類」及び「様式第2号」により作成した「役員の履歴書」を添付書類として提出することが規定されています。	確定拠出年金法第89条第2項、第92条第1項 確定拠出年金運営管理機関に関する命令第1項第1号及び第2号、第5条第3号、様式第2号	提案理由① ②:対応不可 提案理由③ ③:検討中	「住民票の抄本又はこれに代わる書類」は、様式第2号に記載されている役員の住所等の記載の真正性を確認する観点から提出しているものであり、廃止は困難です。住民票本合帳ネットワークシステムによる本人確認情報の提供を確ることについても、費用の面から直ちに対応することは困難ですが、e-Govによる登録申請・変更届出に際して、住民票の抄本又はこれに代わる書類のオンラインでの提出を可能とすることについては、現在検討中です。	
548	令和6年5月28日	令和6年7月19日	確定拠出年金運営管理機関の登録事項変更に係る届出期間の延長	確定拠出年金運営管理機関は、登録事項に変更が生じたときは変更日から2週間以内に主務大臣に届出ることとされているが、届出期間を延長していただきたい。	確定拠出年金運営管理機関は、登録事項に変更が生じたときは変更日から2週間以内に主務大臣に届出ることとされているが、例えば、役員異動に伴う住民票等の書類の取り寄せなど、相当の時間を要することがあることから、届出期間を延長していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省 金融庁	金融機関等が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける際は、登録申請書に役員の氏名、資本金額等を記載して主務大臣に提出する必要があります。また、これらの事項に変更があったときは、その日から2週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならないとされています。	確定拠出年金法第89条第1項、第92条第1項、第104条 確定拠出年金運営管理機関に関する命令第2項第1号、第2号	対応不可	確定拠出年金運営管理機関に対しては、適時適正に監督を行う必要があるところ、加入者等の利益の保全や保護を図るため、登録変更事項については、速やかに確認が必要があることから、ご提案に対応することは困難です。	
549	令和6年5月28日	令和6年6月20日	信託契約代理店登録事項における役員住民票抄本提出に係る要件の緩和	信託契約代理店の登録申請にあたっては、役員の本籍地が記載された住民票抄本を提出することとされているが、本籍地が記載された住民票抄本提出が不要としたい。	信託契約代理店の登録の申請にあたっては、役員の本籍地が記載された住民票抄本を提出することとされている。本籍地については、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに規定する機密情報に該当する趣旨を踏まえ、金融機関においては役員の本籍地についても通常より慎重な事務処理を行っており、上記対応に相応の負担が生じている。については、監督上の必要性等を考慮の上、本籍地の記載を不要とするよう検討いただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信託契約代理店の登録を受けようとする者は、信託業法第68条第2項第4号、信託業法施行規則第71条第1項第1号及び第2号に基づき、申請書に住民票の抄本を添付しなければなりません。また、信託会社等に関する総合的な監督指針3-2-1(4)及び10-2-3において、住民票の抄本には、本籍が記載されているものを提出することとしています。	信託業法第68条第2項第4号 信託業法施行規則第71条第1項第1号、第2号 信託会社等に関する総合的な監督指針3-2-1(4)、10-2-3	対応不可	信託契約代理店の登録審査において、登録要件を満たすかどうかを確認するにあたり必要とするため、住民票の本籍地の記載を不要とすることは困難です。	
550	令和6年5月28日	令和6年6月20日	信託契約代理店の登録事項変更に係る届出期間の延長	信託契約代理店の登録事項変更にあたっては、役員の本籍地が記載された住民票抄本提出が不要としたい。	信託契約代理店になっている信用金庫は、役員が就任後、店舗の出店または廃止等があった場合、信用金庫法および信託業法に基づきそれぞれ内閣総理大臣に届出することが義務付けられているが、信用金庫法には一部を除き届出期間がないものの、信託業法は変更日から30日以内の届出期間が定められている。このように、同様の事案にもかかわらず法律により取扱いルールが異なることから、信用金庫については、信託業法に基づく届出期間を延長または撤廃していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信託契約代理店の登録を受けた者は、登録事項に変更が生じたときは、信託業法第71条第1項に基づき、30日以内に、その旨を届け出する必要があります。	信託業法第71条第1項	検討中	登録申請事項に変更があった場合の30日以内の届出は、信託契約代理業者を適時適切に監督する観点から必要なものです。届出期間については、その業務の実態も踏まえて、慎重に検討する必要があります。	
551	令和6年5月28日	令和6年6月20日	自己信託の登録および登録の更新にかかる役員住民票抄本提出に係る要件の緩和	自己信託の登録の申請および更新にあたっては、役員の本籍地が記載された住民票抄本を提出することとされているが、本籍地が記載された住民票抄本提出が不要としたい。	自己信託の登録の申請および更新にあたっては、役員の本籍地が記載された住民票抄本を提出することとされている。本籍地については、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに規定する機密情報に該当する趣旨を踏まえ、金融機関においては役員の本籍地についても通常より慎重な事務処理を行っており、上記対応に相応の負担が生じている。については、監督上の必要性等を考慮の上、本籍地の記載を不要とするよう検討いただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	自己信託の登録(登録の更新を含む)を受けようとする者は、信託業法第50条の2第4項第5号、信託業法施行規則第91条の4第3号に基づき、申請書に住民票の抄本を添付しなければなりません。また、信託会社等に関する総合的な監督指針3-2-1(4)及び7-2-2において、住民票の抄本には、本籍が記載されているものを提出することとしています。	信託業法第50条の2第4項第5号 信託業法施行規則第91条の4第3号 信託会社等に関する総合的な監督指針3-2-1(4)、7-2-2	対応不可	自己信託の登録(登録の更新を含む)審査において、登録要件を満たすかどうかを確認するにあたり必要とするため、住民票の本籍地の記載を不要とすることは困難です。	
552	令和6年5月28日	令和6年6月20日	自己信託の登録事項変更に係る届出期間の延長または撤廃	自己信託の登録事項変更にあたっては、役員の本籍地が記載された住民票抄本提出が不要としたい。	信託業法第50条の2に規定する自己信託の登録を受けた信用金庫は、役員が就任後、店舗の出店または廃止等があった場合、信用金庫法および信託業法に基づきそれぞれ内閣総理大臣に届出ることが義務付けられているが、信用金庫法には一部を除き届出期間はないものの、信託業法には変更日から2週間以内の届出期間が規定されている。このように、同様の事案にもかかわらず法律により取扱いルールが異なることから、信用金庫については、信託業法に基づく届出期間を延長または撤廃していただきたい(2016年の銀行法等の改正では、銀行の理事者等の登録事項の変更および信託契約代理店の登録事項の変更にかかる届出の期間が「2週間以内」から「30日以内」に延長されている)。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	自己信託の登録を受けた者は、登録事項に変更が生じたときは、信託業法第50条の2第12項で適用する信託業法第12条第2項に基づき、2週間以内に、その旨を届け出する必要があります。	信託業法第50条の2第12項で適用する信託業法第12条第2項	検討中	登録申請事項に変更があった場合の2週間以内の届出は、自己信託登録業者を適時適切に監督する観点から必要なものです。届出期間については、その業務の実態も踏まえて、慎重に検討する必要があります。	

規制改革・行政改革ホワイト検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
553	令和6年5月28日	令和6年6月20日	自己信託の登録更新申請書の簡素化	自己信託の登録更新にあたっては、登録更新申請書に法令に掲げる書類を添付することとされている。登録の有効期間は3年であるが、3年毎に審判を付の上、登録を更新を行うが、登録および登録の更新において添付する書類に差異はない。具体的には、役員の変更書・役員変更書・登記簿および役員の変更簿において添付しているが、登録の更新時にも改めて添付が必要となる。登記簿上の必要性等を踏まえ、例えば、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(第1条)に基づく認可を受けた金融機関については、登録の更新に係る手続きや書類の簡素化(廃止を含む)を検討していただきたい。	自己信託の登録更新にあたっては、登録更新申請書に法令に掲げる書類を添付することとされている。登録の有効期間は3年であるが、3年毎に審判を付の上、登録を更新を行うが、登録および登録の更新において添付する書類に差異はない。具体的には、役員の変更書・役員変更書・登記簿および役員の変更簿において添付しているが、登録の更新時にも改めて添付が必要となる。登記簿上の必要性等を踏まえ、例えば、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(第1条)に基づく認可を受けた金融機関については、登録の更新に係る手続きや書類の簡素化(廃止を含む)を検討していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信託中央金庫	金融庁	自己信託の登録の更新を受けようとする者は、信託業務第50条の2第3項各号に掲げる事項を記載した申請書に、同条第4項に掲げる書類を添付して、内閣総理大臣に提出する必要がある。	信託業務第50条の2第3項、第4項、第50条の2第2項で準用する第7条第3項	検討を予定	自己信託の登録の更新において添付が必要とされている書類の簡素化については、監督上の必要性等を踏まえつつ、慎重に検討する必要がある。
554	令和6年5月28日	令和6年7月19日	認定経営革新等支援機関に関する手続きの簡素化	認定経営革新等支援機関に関する届出のうち、信用金庫法に基づく変更届出に重なる事項(「事務所所在地」が「役員」等)に關しては、信用金庫法に規定する届出の省略や廃止等)を認めた。また、2022年6月1日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、民間企業等の負担軽減や行政の効率化を掲げているが、例えば、信用金庫法に基づく報告や届出の内容を所管省庁・制度間で電子的に共有する仕組みを構築していただくことで、重複した報告や届出の廃止が実現可能になるものを見込んでいる。	認定経営革新等支援機関に関する届出のうち、信用金庫法に基づく変更届出に重なる事項(「事務所所在地」が「役員」等)に關しては、信用金庫法に規定する届出の省略や廃止等)を認めた。また、2022年6月1日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、民間企業等の負担軽減や行政の効率化を掲げているが、例えば、信用金庫法に基づく報告や届出の内容を所管省庁・制度間で電子的に共有する仕組みを構築していただくことで、重複した報告や届出の廃止が実現可能になるものを見込んでいる。	一般社団法人全国信用金庫協会、信託中央金庫	デジタル庁 経済産業省	以下のように、現状、「事務所所在地」や「役員」等に関する事項の変更が生じた場合には、制度毎に届出を行う必要がある。まず、信用金庫及び信用金庫連合会(以下「金庫」という。))は、「事務所所在地」や「役員」等の変更によって、内閣総理大臣に届出を行う義務があります。また提出した申請書の記載事項(「事務所所在地」が「役員」等)について申請書に記載して提出する義務があるほか、この認定を受けた以降にこれらの事項について変更が生じた場合は、変更届出を行う義務があります。なお、「事務所所在地」の変更届出の際には登記簿簿本等の添付資料が必要であるところ、金融機関については銀行法等の各業法に基づき本店所在地等を届出していることから、令和5年10月より資料の提供を省略可能とする取扱いとしています。	信用金庫法第87条第1項第6号、信用金庫法施行規則第100条第1項 中小企業等経営強化法第31条第1項、3項及び4項、中小企業等経営強化法第35条第1項(指定する経営革新等支援機関を行う者の認定)に関する各条第2条、第3条	検討を着手	現在、デジタル庁においては、関係省庁と連携しながら、法人について、各制度・行政手続において重複する事項に関して、申請/届出の省略=ワンストップ(再提出不要)を実現するために必要な制度やシステム間の連携の検討を進めております。この点、2024年5月31日に閣議決定されたデジタル社会形成基本法の一部を改正する法律が成立しました。改正法においては、特設法事項変更届出に関する特例を創設し、法人に係る法令の趣旨により変更の届出を行わなければならない事項(名称、所在地等)について、法人が変更の登記を行い、行政機関等がデータ連携によって当該変更登記に係るデータを入力した場合は、当該事項に関する変更届出に關するものとみなす旨を規定し、届出を不要とする取扱いとしています。デジタル庁としては、改正法を踏まえシステム整備を検討するとともに、経営革新等支援機関に関する変更届出について当該特例の対象とすることができ、今後制度所管省庁の金融庁や経済産業省と積極的に相談してまいります。(参考)ペーシ・レジストリウェブサイト https://www.digital.go.jp/policies/base_registry/
555	令和6年5月28日	令和6年6月20日	個人情報の第三者提供の制限に関する適用除外事由の拡大(マネロン対策、金融犯罪防止等に基づく情報提供)	個人情報の取扱事業者は、個人データを第三者に提供する場合に、原則として、事前の本人同意を得る必要があるが、個人情報の保護に関する法律第27条第1項各号の例外事由に該当する場合には、本人の同意を得る必要はない。これは、本人同意を得ないデータの第三者提供を制限することによって本人の権利利益を失墜に防止しつつ、例外的に、他の権利利益の保護を優先すべき場合に限って、本人同意を得ることを不要とするものである。この点に照し、例えば、マネロン対策に関する対応が世界的に重要課題となる。マネロン対策をはじめとする金融犯罪防止の観点から必要な範囲での金融機関等への取引情報の提供などを行う取扱い(例、マネロンのリスクの高い取引に関する仕組、仕組の金融機関間での取扱いの共有)や、マネロン対策・金融犯罪防止の柔軟性を向上するうえで有効であり、特殊詐欺の認知件数が増加傾向にある状況等を鑑み、本件を例外と定める利益と非利益を比較し、上記例外事由に関する事項に、例えば「その他前号に掲げる場合に準ずるものとして主務省令で定める場合」等の条項を新設し、マネロン対策や金融犯罪防止のために実務上で必要な金融機関間の情報の授受については、当該条項で整理できるようにしていただきたい。	個人情報の取扱事業者は、個人データを第三者に提供する場合に、原則として、事前の本人同意を得る必要があるが、個人情報の保護に関する法律第27条第1項各号の例外事由に該当する場合には、本人の同意を得る必要はない。これは、本人同意を得ないデータの第三者提供を制限することによって本人の権利利益を失墜に防止しつつ、例外的に、他の権利利益の保護を優先すべき場合に限って、本人同意を得ることを不要とするものである。この点に照し、例えば、マネロン対策に関する対応が世界的に重要課題となる。マネロン対策をはじめとする金融犯罪防止の観点から必要な範囲での金融機関等への取引情報の提供などを行う取扱い(例、マネロンのリスクの高い取引に関する仕組、仕組の金融機関間での取扱いの共有)や、マネロン対策・金融犯罪防止の柔軟性を向上するうえで有効であり、特殊詐欺の認知件数が増加傾向にある状況等を鑑み、本件を例外と定める利益と非利益を比較し、上記例外事由に関する事項に、例えば「その他前号に掲げる場合に準ずるものとして主務省令で定める場合」等の条項を新設し、マネロン対策や金融犯罪防止のために実務上で必要な金融機関間の情報の授受については、当該条項で整理できるようにしていただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信託中央金庫	個人情報保護委員会 金融庁	個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供する場合に、原則として、あらかじめ本人の同意を得る必要があるが、個人情報の保護に関する法律第27条第1項各号の例外事由に該当する場合には、本人の同意を得る必要はあません(個人情報の保護に関する法律第27条第1項)。	個人情報の保護に関する法律第27条第1項	対応不可	個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供する場合に、原則として、あらかじめ本人の同意を得る必要があるが、例えば、本人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときなど、個人情報の保護に関する法律第27条第1項各号の例外事由に該当する場合には、本人の同意を得る必要はあません(個人情報の保護に関する法律第27条第1項)。これは、本人の同意を得ないデータの第三者提供を制限することによって本人の権利利益が侵害されることを失墜に防止しつつ、例外的に、他の権利利益の保護を優先すべき場合に限って、本人同意を得ることを不要とするものである。この点に照し、例えば、マネロン対策に関する対応が世界的に重要課題となる。マネロン対策をはじめとする金融犯罪防止の観点から必要な範囲での金融機関等への取引情報の提供などを行う取扱い(例、マネロンのリスクの高い取引に関する仕組、仕組の金融機関間での取扱いの共有)や、マネロン対策・金融犯罪防止の柔軟性を向上するうえで有効であり、特殊詐欺の認知件数が増加傾向にある状況等を鑑み、本件を例外と定める利益と非利益を比較し、上記例外事由に関する事項に、例えば「その他前号に掲げる場合に準ずるものとして主務省令で定める場合」等の条項を新設し、マネロン対策や金融犯罪防止のために実務上で必要な金融機関間の情報の授受については、当該条項で整理できるようにしていただきたい。
556	令和6年5月28日	令和6年6月20日	個人情報の第三者提供の制限に関する適用除外事由の拡大(政府当局間の合意に基づく情報提供)	個人情報の取扱事業者は、個人データを第三者に提供する場合に、原則として、事前の本人同意を得る必要があるが、個人情報の保護に関する法律第27条第1項各号の例外事由に該当する場合には、本人の同意を得る必要はない。これは、本人同意を得ないデータの第三者提供を制限することによって本人の権利利益を失墜に防止しつつ、例外的に、他の権利利益の保護を優先すべき場合に限って、本人同意を得ることを不要とするものである。この点に照し、例えば、マネロン対策に関する対応が世界的に重要課題となる。マネロン対策をはじめとする金融犯罪防止の観点から必要な範囲での金融機関等への取引情報の提供などを行う取扱い(例、マネロンのリスクの高い取引に関する仕組、仕組の金融機関間での取扱いの共有)や、マネロン対策・金融犯罪防止の柔軟性を向上するうえで有効であり、特殊詐欺の認知件数が増加傾向にある状況等を鑑み、本件を例外と定める利益と非利益を比較し、上記例外事由に関する事項に、例えば「その他前号に掲げる場合に準ずるものとして主務省令で定める場合」等の条項を新設し、マネロン対策や金融犯罪防止のために実務上で必要な金融機関間の情報の授受については、当該条項で整理できるようにしていただきたい。	個人情報の取扱事業者は、個人データを第三者に提供する場合に、原則として、事前の本人同意を得る必要があるが、個人情報の保護に関する法律第27条第1項各号の例外事由に該当する場合には、本人の同意を得る必要はない。これは、本人同意を得ないデータの第三者提供を制限することによって本人の権利利益を失墜に防止しつつ、例外的に、他の権利利益の保護を優先すべき場合に限って、本人同意を得ることを不要とするものである。この点に照し、例えば、マネロン対策に関する対応が世界的に重要課題となる。マネロン対策をはじめとする金融犯罪防止の観点から必要な範囲での金融機関等への取引情報の提供などを行う取扱い(例、マネロンのリスクの高い取引に関する仕組、仕組の金融機関間での取扱いの共有)や、マネロン対策・金融犯罪防止の柔軟性を向上するうえで有効であり、特殊詐欺の認知件数が増加傾向にある状況等を鑑み、本件を例外と定める利益と非利益を比較し、上記例外事由に関する事項に、例えば「その他前号に掲げる場合に準ずるものとして主務省令で定める場合」等の条項を新設し、マネロン対策や金融犯罪防止のために実務上で必要な金融機関間の情報の授受については、当該条項で整理できるようにしていただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信託中央金庫	個人情報保護委員会 金融庁	個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者に提供する場合に、原則として、あらかじめ本人の同意を得る必要があるが、個人情報の保護に関する法律第27条第1項各号の例外事由に該当する場合には、本人の同意を得る必要はあません(個人情報の保護に関する法律第27条第1項)。	個人情報の保護に関する法律第27条第1項	対応不可	個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者に提供する場合に、原則として、あらかじめ本人の同意を得る必要があるが、個人情報の保護に関する法律第27条第1項各号の例外事由に該当する場合には、本人の同意を得る必要はあません(個人情報の保護に関する法律第27条第1項)。これは、本人の同意を得ないデータの第三者提供を制限することによって本人の権利利益が侵害されることを失墜に防止しつつ、例外的に、他の権利利益の保護を優先すべき場合に限って、本人同意を得ることを不要とするものである。この点に照し、例えば、マネロン対策に関する対応が世界的に重要課題となる。マネロン対策をはじめとする金融犯罪防止の観点から必要な範囲での金融機関等への取引情報の提供などを行う取扱い(例、マネロンのリスクの高い取引に関する仕組、仕組の金融機関間での取扱いの共有)や、マネロン対策・金融犯罪防止の柔軟性を向上するうえで有効であり、特殊詐欺の認知件数が増加傾向にある状況等を鑑み、本件を例外と定める利益と非利益を比較し、上記例外事由に関する事項に、例えば「その他前号に掲げる場合に準ずるものとして主務省令で定める場合」等の条項を新設し、マネロン対策や金融犯罪防止のために実務上で必要な金融機関間の情報の授受については、当該条項で整理できるようにしていただきたい。
557	令和6年5月28日	令和6年6月20日	成年後見人等との取引時確認の簡素化	成年後見人、保佐人、補助人または任意後見人(以下「成年後見人等」という。)が被後見人等名義の口座開設を行う際に、金融機関が被後見人等の本人確認書類の提出を受けなければならないが、その際に金融機関が登記簿謄本で本人確認を行う場合には、犯罪収益移転防止法に基づき、併せて「転送不要郵便等」による追加確認の必要となる。この場合、例えば、被後見人等が施設へ入居等により住所に居住していない場合には、その到着が確認できず、口座開設に間に合わない場合があるなど、被後見人等の財産管理に支障をきたすケースがあり、成年後見人等からは手続きの簡素化を求めている等が寄せられている。また、被後見人等の本人確認は法定代理権を有する成年後見人等の選任時に限られていること、判断能力を欠く被後見人等(転送不要郵便を送付することによってそのリスク低減の実効性がない)と同等とみなされる。登記簿謄本の提示のみによる本人確認で見るとも考えられる。については、本ケースにおいては、犯罪収益移転防止法の例外として、登記事項証明書の提示のみで手続きを完了できるようにするなど成年後見人等との取引時確認の簡素化を認めていただきたい。	成年後見人、保佐人、補助人または任意後見人(以下「成年後見人等」という。)が被後見人等名義の口座開設を行う際に、金融機関が被後見人等の本人確認書類の提出を受けなければならないが、その際に金融機関が登記簿謄本で本人確認を行う場合には、犯罪収益移転防止法に基づき、併せて「転送不要郵便等」による追加確認の必要となる。この場合、例えば、被後見人等が施設へ入居等により住所に居住していない場合には、その到着が確認できず、口座開設に間に合わない場合があるなど、被後見人等の財産管理に支障をきたすケースがあり、成年後見人等からは手続きの簡素化を求めている等が寄せられている。また、被後見人等の本人確認は法定代理権を有する成年後見人等の選任時に限られていること、判断能力を欠く被後見人等(転送不要郵便を送付することによってそのリスク低減の実効性がない)と同等とみなされる。登記簿謄本の提示のみによる本人確認で見るとも考えられる。については、本ケースにおいては、犯罪収益移転防止法の例外として、登記事項証明書の提示のみで手続きを完了できるようにするなど成年後見人等との取引時確認の簡素化を認めていただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信託中央金庫	警察庁	成年後見人等が被後見人等の銀行口座開設を行う場合に、特定事業者は、成年後見人等及び被後見人等の両方について、本人特定事項の確認を行わなければならない。被後見人等が本人特定事項の確認を一旦本人確認書(一を郵付又は送附した等)を送付した等(本人の指示)の提示により行われる場合は、別途転送不要郵便等による取引履歴文書の送付等が必要とする。	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成17年法律第27号、以下「法」といいます。))は、特定事業者に対し、特定取引を行う際に、原則として、取引による財産の移転の効果が帰属する顧客等及び代理人間等の本人特定事項の確認を特定事業者自らが行うことを義務付けており、特定事業者は、代理人が法定代理人であることや委任状を有すること等の確認も併せて行っているところ、これは、マネーロンダリングの防止においては、本人特定事項の確認を一旦本人確認書(一を郵付又は送附した等)を送付した等(本人の指示)の提示により行われる場合は、別途転送不要郵便等による取引履歴文書の送付等が必要とする。被後見人等が本人特定事項の確認を一旦本人確認書(一を郵付又は送附した等)を送付した等(本人の指示)の提示により行われる場合は、別途転送不要郵便等による取引履歴文書の送付等が必要とする。	対応不可	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成17年法律第27号、以下「法」といいます。))は、特定事業者に対し、特定取引を行う際に、原則として、取引による財産の移転の効果が帰属する顧客等及び代理人間等の本人特定事項の確認を特定事業者自らが行うことを義務付けており、特定事業者は、代理人が法定代理人であることや委任状を有すること等の確認も併せて行っているところ、これは、マネーロンダリングの防止においては、本人特定事項の確認を一旦本人確認書(一を郵付又は送附した等)を送付した等(本人の指示)の提示により行われる場合は、別途転送不要郵便等による取引履歴文書の送付等が必要とする。被後見人等が本人特定事項の確認を一旦本人確認書(一を郵付又は送附した等)を送付した等(本人の指示)の提示により行われる場合は、別途転送不要郵便等による取引履歴文書の送付等が必要とする。

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
558	令和6年5月28日	令和6年7月19日	「実質的支配者リスト制度」の制度拡充等	法人における実質的支配者情報の登録義務等を含め、「実質的支配者リスト制度」の制度拡充を検討した。また、併せて、特定事業者に対して、本制度によって保管される実質的支配者情報のアクセス権限を認めた。	2022年1月から、法務省による「実質的支配者リスト制度」が開始されたが、同制度の創設は、マネーロン対策における実質的支配者情報の円滑な把握推進にとって大変重要なものと認識している。一方で、①制度利用は法人の任意、②実質的支配者が犯罪収益移転防止法施行規則第11条第2項第1号に該当する類型の場合のみ利用可、③法人においても株式会社及び特例有限会社のみ利用可—など実効性の面で課題もある。ついで、我が国全体のマネーロン対策において、実質的支配者情報の把握が重要課題となっていることを踏まえ、法人における実質的支配者情報の登録義務化等を含め、同制度の拡充を検討してきた。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	法務省	マネーローニング防止等の観点から、法人の実質的支配者を把握し、その透明性を高めることについては、FATFによる勧告がなされるなど、国内外からの要請が強まっているところである。この要請を受け、外部有識者による議論の結果を踏まえ、「実質的支配者リスト制度」を創設し、令和4年1月からの運用を開始している。この制度は、FATFの要求に対し相互審査報告書の公表を契機として、政府において令和3年8月に策定、公表した行動計画（「マネーロン資金供与・採取金融対策に関する行動計画」）にも盛り込んだものであり、我が国の実質的支配者の透明性の向上に貢献するものと考えております。	商業登記における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和5年法第187号）	その他	「実質的支配者リスト制度」が広く利用され、マネーローニング防止等の効果が十分発揮されるよう、まずは本制度の周知・広報に努めてまいります。また、令和4年12月2日開催のデジタル臨時行政調査会において公表された「デジタル原則を踏まえたデジタル規制の見直しに係る工程表」において、「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則」について、「令和4年度中に設置される有識者からなる研究会（HP公表）での法的論点の整理を含めた検討を通じて、銀行等やオンラインで実質的支配者リストの取しを自律できる方法など利用者の利便性を向上させる」旨とされており、現在、同研究会における議論も踏まえて検討を進めているところである。なお、法人の実質的支配者情報の申出を義務付ける法制度の導入等については、本制度の運用状況等も踏まえ、マネーローニング防止等の観点から、政府全体として検討すべき課題と認識しております。	
559	令和6年5月28日	令和6年6月20日	「疑わしい取引の届出」に関する情報提供の拡充	「疑わしい取引の届出」の届出の精度向上および効率化のため、これまで以上に情報提供を拡充していただきた。	「疑わしい取引の届出」の対象かどうかの判断は、犯罪収益移転防止法に従わず、金融庁「疑わしい取引の参考事例」や警察庁「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」などを参考にしている。ここでは、信用金庫における「疑わしい取引の届出」の精度向上および効率化のため、例えば、年に1度公表されている「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」の掲載情報をもとに拡充していただきた。具体的には、疑わしい取引の届出について、「届出時期」など掲載した点とともに、届出情報とどのように活用できるか、可能な範囲で個別具体的に情報提供していただきた地域金融機関である信用金庫によって、営業エリアの状況や自資金で届出した疑わしい取引がどのように活用されたのかを把握できるようにすることが、疑わしい取引の届出の精度向上に寄与するものと思料される。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」については、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）をはじめとする各種法律の改正内容、特定事業者から届け出られた疑わしい取引の件数の集約や捜査機関等における活用状況、マネーローニング事犯の現状状況、特定事業者による取組、国際的な活動状況等多岐に渡る内容を記載しており、警察庁内外の機関とも連携の上、各種調査等を行ってまいります。また、JAFCIOは、犯罪による収益の移転に係る等口その他の犯罪による収益の移転の状況に関する調査及び分析を行った上で、特定事業者その他の事業者が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載した「犯罪収益移転危険度調査書」を作成・公表しているほか、金融庁では「疑わしい取引の参考事例」を公表しております。さらに、JAFCIOにおいては、関係省庁等と連携して特定事業者を対象とした研修会を実施しているほか、特定事業者に対して個別訪問を行っており、これらの機会を通じて活用事例等の情報提供を実施しております。	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第3条第1項、第3項、第9条第1項及び第2項	その他	「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」については、金融機関等の特定事業者のみならず、広く国民向けにマネーローニングに関する情報を発信するものであることから、疑わしい取引の届出に特化した情報内容を拡充することは同報告書の目的にそぐわないものと考えます。一方で、「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」の他、「犯罪収益移転危険度調査書」「疑わしい取引の参考事例」の発行、各研究会や特定事業者への個別訪問等によって、今後も情報提供の拡充に努めてまいりたいと考えています。	
560	令和6年5月28日	令和6年6月20日	配当計算書の電子交付	現在、郵送で交付されている配当計算書の電子化をしてほしい。	単元未満株の株主はオンライン証券会社を利用しているため問題なく電子交付された配当計算書の閲覧が可能である。単元未満株は窓口で対面で購入している（インターネット閲覧不可）の方がいるかもしれないが、電子交付反対を防ぐために郵送も選択できるようにしていただく。（※電子交付が、郵送も選択できる）	個人	金融庁	上場株式配当金の支払者は、租税特別措置法施行規則第四条の四（上場株式配当等の支払通知書の記載事項等）に基づき、その支払いを受け取る者に対し通知書を送付しなければならないとされています（配当計算書）。当該通知書（配当計算書）については、支払いを受け取る者の同意があれば、電子交付が可能とされています。	会社法第百二十一条 租税特別措置法第八十四条の四	その他	・租税特別措置法において、（単元未満株・単元株とも）配当計算書の交付は、既に電子交付が可能とされています。 こうした中、証券会社が配当計算書を直接交付する場合は、口座開設時に顧客のメールアドレス等の情報の取得が可能であることから、電子交付が可能となります。一方、株主名簿管理人として信託銀行が配当計算書を交付する場合は、株主名簿記載事項（電子的交付に必要なメールアドレス）の取扱いがなされていないことから、書面でも交付しています。 ・株主名簿管理人においても、配当計算書の電子交付を可能とするためには、信託銀行のほか、証券会社や証券保管振替機構等において、大規模なシステム開発が必要となる等、広範な検討を要することから、直ちに措置することは困難です。 ・金融庁としては、利用者の利便性向上を図る観点から、中長期的な課題として、業界団体等との意見交換を行うに当たって、ご提案を参考にさせていただきます。	
561	令和6年6月24日	令和6年7月19日	チケット転売サイトを許認可制にする。	チケット転売サイトをチケット販売者が開設するリセール・サイトにあるチケット転売サイトを全て違法化して廃棄させる。	チケット転売禁止法が施行されて5年経ちましたが、いまだにチケット転売サイトでは大量かつ高額で転売禁止と明記されているチケットが安く転売されています。理由は簡単で、転売ヤーは複数のアカウントを利用して転売目的でチケットを買い進めるのに、警察がこれらの複数のアカウントを把握できないから「業として」という要件を満たさないからです。一方で販売者が管理しているチケットの天幕状態でも、複数のアカウントを利用して転売用のチケットを買い進めるのは、転売ヤーの常態手段なので違法化できなくて、この法律に意味はありません。そこで、「業として」の要件を削除して、1回の転売を徹底的に追跡できるように速やかに法改正していただき、そして、チケット転売サイトをチケット販売者が開設するリセール・サイトに限定する管理の許認可制にして、現在あるチケット転売サイトを全て違法化して廃棄させる。	「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」（以下、「法」という。）第三条及び第四条においては、特定興行入場券の不正転売及びそれを目的とする特定興行入場券の流通を禁止しています。また、当該条の附則に規定する「業として」は、取組継続の意思をもって行う行為を指しており、当該行為者の複数のアカウントの利用等は直接関係ないほか、単発の行為であっても反復継続の意思をもって行われる場合には「業として」に該当する可能性があります。リセール・サイトに関しては、法第五条第二項において、興行行為は、興行主等以外の者が興行主の同意を得て興行入場券を譲渡することができる場合の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとされており、これらを通じて特定興行入場券の不正転売の防止等を図ることであります。また、文化及びスポーツの振興を目的とする観点から、法の主旨は文部科学省となります。文部科学省においては、特定興行入場券の不正転売の防止等を図るため、法に基づき、関係省庁と連携し引き続き周知等に取り組んでまいります。	個人	文部科学省 消費者庁 警察庁	特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成30年法律第33号）第三条、第四項、第三項、第四項、第五項、第二項	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	